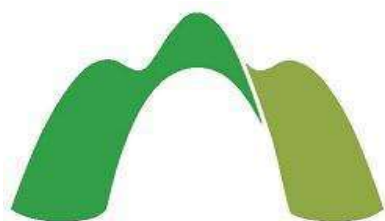


A light green map of Kameyama City is shown in the background. The title is overlaid on the map.

亀山市地域防災計画

(令和6年2月)



亀山市防災会議

共 通 編

目 次

第 1 章 総 則

計画の位置づけ

第 1 計画の目的と理念	3
第 2 計画の性格と構成	3
第 3 計画の修正	5
第 4 用語	5
第 5 計画に関する周知と実践	6

第 2 章 被害想定

第 1 節 本市の特性	7

第 2 節 地震想定

第 1 想定地震	9
第 2 過去の災害	19

第 3 章 計画の大綱

第 1 節 防災ビジョン

第 1 計画の基本的な目標	21
第 2 施策の基本的な枠組み	22

第 2 節 防災関係機関の責務と業務の大綱

第 1 実施責任	26
第 2 処理すべき事務又は業務の大綱	27

第 3 節 組 織

第 1 防災会議	30
第 2 災害対策本部	30

地震災害対策編

目 次

第1章 災害予防・減災対策

第1節 自助・共助を育成する防災対策の推進

第 1 地域における防災対策の推進	33
第 2 防災思想・防災知識の普及・啓発	33
第 3 市民が実施する対策	34
第 4 防災人材の活用	35
第 5 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	35
第 6 ボランティア活動環境の整備	37
第 7 企業・事業所の防災対策の促進	37
第 8 学校等における防災対策の推進	38
第 9 避難対策等の推進	40

第2節 防災体制の整備・強化

第 1 災害対策本部機能の整備及び確保	45
第 2 災害情報の収集・伝達体制の整備	46
第 3 災害時医療対策	46
第 4 受援態勢の整備	47
第 5 防災訓練の実施	47
第 6 災害時用物資等の備蓄・調達等	49
第 7 救援・救助活動を円滑に行うための施策	50
第 8 復興活動の円滑化のための対策	53

第3節 減災対策

第 1 防災都市づくり	55
第 2 公共施設の安全確保・整備	57
第 3 建築物等の災害予防	61
第 4 地盤災害予防	62
第 5 危険物施設等の防災対策の推進	64
第 6 火災予防対策	65
第 7 避難行動要支援者対策	65

第4節 地震災害の調査研究

第 1 調査研究体制の整備	69
第 2 防災に関する資料の収集及び分析	69

第 3 調査研究の対象.....	69
第2章 災害応急対策	
第1節 災害対策本部機能の確保	
第 1 災害対策活動.....	71
第 2 非常配備態勢.....	71
第 3 職員の参集	73
第 4 業務継続態勢の確立	75
第2節 組織体制	
第 1 災害対策本部.....	76
第 2 本部員会議	77
第 3 災害対策本部事務局.....	78
第 4 本部連絡員・支所班応援要員	78
第 5 災害対策本部の組織.....	79
第 6 各対策部の所掌事務.....	80
第 7 参集状況に応じた対策部態勢	86
第 8 指定避難所指定職員.....	86
第 9 消防団	87
第3節 地震情報等の収集・伝達活動	
第 1 地震情報等の伝達系統.....	89
第 2 地震発災時の情報伝達	90
第4節 被害情報の収集・伝達活動	
第 1 初期被害情報の収集・伝達	93
第 2 被害情報の収集・伝達	95
第 3 住家等被害調査.....	96
第 4 通信機能の確保.....	97
第5節 受援体制	
第 1 受援体制	101
第 2 国・その他地方公共団体への職員の派遣要請等	101
第 3 他の地方公共団体への職員派遣	103
第 4 防災関係機関との連携	104
第 5 自衛隊災害派遣要請.....	106
第 6 三重県防災ヘリコプター支援要請	109
第 7 海外支援の受入れ.....	111

第6節 災害救助法の適用	
第 1 災害救助法の適用手続き	113
第 2 適用基準	114
第7節 消火・救助・救急活動	
第 1 消火活動	115
第 2 救助・救急活動	119
第8節 医療・救護活動	
第 1 医療・救護体制	120
第 2 初期救急医療体制	122
第9節 緊急輸送機能の確保	
第 1 緊急の交通・輸送機能の確保	125
第 2 緊急輸送活動	128
第10節 避難及び被災者支援等の活動	
第 1 避難判断	132
第 2 避難所	136
第 3 応急住宅対策	141
第 4 避難行動要支援者・要配慮者対策	145
第 5 ボランティア活動の支援	146
第11節 救援物資等の調達・供給活動	
第 1 食料の供給	150
第 2 飲料水の供給	153
第 3 生活必需品の供給	155
第12節 遺体の取り扱い	
第 1 遺体の収容・処理	157
第 2 遺体の埋火葬	159
第13節 防疫・保健衛生	
第 1 防疫活動	161
第 2 廃棄物等の処理対策	163
第 3 保健衛生	171
第14節 社会秩序の維持	
第 1 災害警備活動	173
第 2 物資の安定供給	174

第15節	ライフライン施設の復旧・保全	
第 1	施設設備の応急復旧	175
第 2	ライフラインの応急復旧	176
第16節	被災者への情報伝達	
第 1	被災者への情報伝達活動	182
第 2	住民等からの問い合わせに対する対応	185
第17節	二次災害の防止	
第 1	水害・土砂災害対策	187
第 2	被災宅地対策	188
第 3	建築物、構造物の倒壊対策	189
第 4	危険物施設等の保全	190
第18節	災害義援金等の受入・配分	193
第19節	文教等対策	
第 1	応急教育対策	195
第 2	文化財の保護	199

第3章 復旧・復興対策

第1節	激甚災害の指定	
第 1	県と市が連携して実施する対策	201
第 2	激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業	201
第2節	被災者の生活再建に向けた支援	
第 1	県と市が連携して実施する対策	203
第 2	被災者生活再建支援に向けた主な対策	204
第 3	災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金の貸付等	206
第3節	復興体制の構築と復興方針の策定	
第 1	復興体制の構築	208
第 2	復興計画の事前検討	208

第4章 南海トラフ地震対策推進計画

第1節 総 則

- 第 1 南海トラフ地震対策推進計画の目的..... 209
- 第 2 防災関係機関が地震発生時の
応急災害対策として行う事務及び業務の大綱..... 209

第2節 関係者との連携協力の確保

- 第 1 資機材、人員等の配備手配 210
- 第 2 他機関に対する応援要請 210

第3節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の災害応急対策

- 第 1 南海トラフ地震臨時情報 211
- 第 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時における対応..... 212
- 第 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)
又は(巨大地震注意)発表時における対応 214
- 第 4 南海トラフ地震臨時情報発表時の職員の行動 215
- 第 5 南海トラフ地震臨時情報が発表された後の周知 216
- 第 6 避難対策 217
- 第 7 消防機関等の活動 218
- 第 8 警備対策 218
- 第 9 水道、電気、ガス等ライフライン関係 218
- 第10 交通 218
- 第11 市が管理を行う施設に関する対策..... 218
- 第12 滞留旅客等に対する措置 219

第4節 地震防災上、緊急に警備すべき施設等の整備計画

- 第 1 施設整備 220
- 第 2 耐震化 220

第5節 防災訓練.....221

第6節 地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 第 1 職員に対する教育 222
- 第 2 地域住民等に対する防災啓発 222
- 第 3 児童・生徒等に対する教育 223
- 第 4 相談窓口等の設置 223

風水害等対策編

目 次

第1章 災害予防・減災対策

第1節 自助・共助を育成する防災対策の推進

第 1 地域における防災対策の推進	227
第 2 防災思想・防災知識の普及	227
第 3 防災人材の活用	227
第 4 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	228
第 5 ボランティア活動環境の整備	228
第 6 企業・事業所の防災対策の促進	228
第 7 学校における防災対策の推進	229
第 8 避難対策等の推進	229

第2節 防災体制の整備・強化

第 1 災害隊対策本部機能の整備及び確保	232
第 2 災害情報の収集・伝達体制の整備	232
第 3 災害時医療対策	232
第 4 応援・受援体制の整備	232
第 5 防災訓練の実施	233
第 6 災害時用物資等の備蓄・調達等	233
第 7 救援・救助活動を円滑に行うための施策	233
第 8 復興活動の円滑化のための対策	233

第3節 減災対策

第 1 防災都市づくり	234
第 2 公共施設の安全確保・整備	234
第 3 地盤災害予防	234
第 4 危険物施設等の防災対策の推進	234
第 5 火災予防対策	235
第 6 避難行動要支援者への支援対策	235
第 7 市域保全事業	235

第2章 災害応急対策

第1節 災害対策本部機能の確保

第 1 災害対策活動.....	239
第 2 非常配備態勢.....	240
第 3 職員の参集	241
第 4 業務継続体制の確立	243

第2節 組織体制

第 1 災害対策本部.....	244
第 2 本部員会議	245
第 3 災害対策本部事務局.....	246
第 4 本部連絡員・関支所班応援要員	246
第 5 災害対策本部の組織.....	247
第 6 本各対策部の所掌事務.....	248
第 7 参集状況に応じた対策部の態勢	254
第 8 消防団	254

第3節 気象情報等の収集・伝達活動

第 1 予警報と情報伝達系統.....	255
第 2 予警報に基づく情報伝達	261

第4節 被害情報の収集・伝達活動

第 1 初期被害情報の収集・伝達	263
第 2 被害情報の収集・伝達	263
第 3 住家等被害調査.....	263
第 4 通信機能の確保.....	263

第5節 広域的な応援・受援体制

第 1 受援体制	264
第 2 国・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等	264
第 3 他の地方公共団体への職員派遣	264
第 4 防災関係機関との連携	264
第 5 自衛隊派遣要請.....	264
第 6 三重県防災航空隊ヘリコプター支援要請.....	265
第 7 災害放送の要請.....	265
第 8 海外支援の受入.....	265

第6節 救助法の適用	
第 1 救助法の適用手続き	266
第 2 適用基準	266
第7節 消火・救助・救急活動	
第 1 消火活動	267
第 2 救助・救急活動	270
第8節 医療・救護活動	
第 1 医療・救護体制	271
第 2 初期救急医療体制	273
第9節 緊急輸送機能の確保	
第 1 緊急の交通・輸送機能の確保	275
第 2 緊急輸送活動	278
第10節 避難及び被災者支援等の活動	
第 1 避難判断	283
第 2 避難所	287
第 3 応急住宅対策	292
第 4 要配慮者への配慮	296
第 5 ボランティア活動の支援	297
第11節 救援物資等の調達・供給活動	
第 1 食糧の供給	301
第 2 飲料水の供給	304
第 3 生活必需品の供給	305
第12節 遺体の取り扱い	
第 1 遺体の収容・処理	307
第 2 実施責任	307
第13節 防疫・保健衛生	
第 1 防疫活動	308
第 2 実施責任	308
第14節 社会秩序の維持	
第 1 災害警備活動	309
第 2 実施責任	309
第15節 ライフライン施設の復旧・保全	
第 1 施設設備の応急復旧	310

第 2 実施責任	310
第16節 被災者への情報伝達	
第 1 被災者への情報伝達活動施設設備の応急復旧	311
第 2 実施責任	311
第17節 二次災害の防止	
第 1 水害・土砂災害対策	312
第 2 実施責任	312
第18節 災害義援金等の受入・配分	
第 1 災害義援金・災害義援品	313
第 2 実施責任	313
第19節 文教等対策	
第 1 応急教育対策活動災害義援金・災害義援品	314
第 2 実施責任	314
第20節 水防及び土砂災害対策	
第 1 水防活動	315
第 2 土砂災害対策活動	317
第21節 農作物等の被害軽減対策	
第 1 実施責任	321
第 2 活動の内容	321
第22節 その他自然災害・突発重大事故対策	
第 1 局地的大雨対策	322
第 2 竜巻等突風対策	322
第 3 雪害対策	322
第 4 突発重大事故の初動対策	323

第3章 復旧・復興対策 325

第4章 重大事故等対策

第1節 危険物施設等の事故対策

第 1 危険物施設	327
第 2 高圧ガス施設の事故時発生時の措置.....	328
第 3 火薬類施設の事故時発生時の措置	329
第 4 毒劇物施設の事故時発生時の措置	330
第 5 放射性物質施設の事故時発生時の措置.....	331
第 6 ばい煙発生施設・排水施設の事故時発生時の措置	332

第2節 航空機・列車事故等突発災害への対策 333

第3節 火災対策

第 1 大規模火災対策.....	334
第 2 林野火災対策.....	337

共 通 編

第1章 総 則

計画の位置づけ

第1 計画の目的と理念

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号 以下「基本法」という。)第42条の規定に基づき、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある災害に対処するため、本市、三重県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び市民、民間企業等が有機的に結合し、総合的かつ計画的な防災計画の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を地震・風水害等の災害から保護することを目的とし、本計画が目指す理念を次のように定める。

亀山市防災理念

市民と地域を守る災害に強いまちづくり



第2 計画の性格と構成

1 計画の性格

亀山市地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて亀山市防災会議が作成するものであり国の定める「防災基本計画」及び「防災業務計画」、さらに県の定める「三重県地域防災計画」と基本的な趣旨を同じくしている。

本市における災害に際しては国及び県と共同して対策事業にあたる必要があり、そのため、国・県の計画と本計画とは、十分に調整を行うこととし、国・県の計画の見直しが行われた際には、本計画の見直しも併せて行うものとする。

また、亀山市総合計画等との関係について、本計画は、防災に関する総合的な計画であり、亀山市都市マスタープランとは、以下のような関係にある。

- 1 本計画による防災事業の実施にあたっては、総合計画に基づく「実施計画」において長期的な観点からその実現を検討していく。
- 2 本計画は、防災に関する計画であり、直接に計画に関係しない事業以外の事業については、関連計画において検討し推進すべきとの立場から、詳細を述べてはいない。

- 3 都市基盤整備、道路や河川整備、要配慮者への対策及びその他の施策等に区分し、個別担当部・課において事業化を進める。

2 計画の特徴

南海トラフ沿いを震源域とする南海トラフ地震や県内に存在が確認されている活断層のうち、最も深刻な被害をもたらすことが想定される活断層として、「養老-桑名-四日市断層」・「布引山地東縁断層帯（東部）」・「布引山地東縁断層帯（西部）」・「頓宮断層」を震源とする内陸直下型地震等発生時や気候変動等に起因する豪雨等による災害発生時の被害の軽減や迅速・円滑な救出救助活動及び応急対策活動が本計画の重要な課題となる。

この際、震度7の激震が観測され未曾有の被害が発生した「阪神・淡路大震災（1995年1月17日）」や「東日本大震災（2011年3月11日）」及び「平成28年熊本地震（2016年4月14日）」、また、「30年7月豪雨（2018年7月）」・「台風19号の影響による千曲川の氾濫（2019年10月）」等の災害における課題や教訓等を踏まえ、大規模な各種災害に備えた防災対策のあり方を提示する。

- 1 想定される大規模地震災害等の発生に十分に耐えることのできる計画づくり（防災体制の整備、防災訓練の充実、初動体制の具体化など。）を行う。
- 2 長期的な視野で災害に強い都市基盤整備、施設整備に取り組む。
- 3 災害時には、「自分の命は自らが守る」を原則として、市民の防災意識の高揚や地域における相互扶助体制の充実に取り組む。
- 4 災害は、いつもそれまで明確になっていなかった課題を浮き彫りにするものであるため、災害の都度、計画の見直しと課題への対処に取り組む。
- 5 計画の推進にあたっては、現在の災害対策が防災所管局や関連部(局)・組織だけの態勢のみでは、十分な任務を果たすことができないという状況を踏まえ、総合的な取り組みを進める。
- 6 防災対策の課題を担っているのは本市のみでなく、市民、企業などの積極的な参加が求められていることから、市民、企業の取り組みの方向を明確にする。

3 計画の構成

共 通 編	第 1 章	総 則
	第 2 章	被害想定
	第 3 章	計画の大綱
地震対策編	第 1 章	災害予防・減災対策
	第 2 章	災害応急対策
	第 3 章	復旧・復興対策
	第 4 章	南海トラフ地震対策推進計画
風水害編	第 1 章	災害予防・減災対策
	第 2 章	災害応急対策
	第 3 章	復旧・復興対策
	第 4 章	重大事故対策
資 料 編		

第3 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、修正するものとする。

- 1 国及び県における各種の計画が修正又は変更されたとき
- 2 本市に災害が発生し、計画に修正が必要と認められたとき
- 3 各種事業が進捗し、新たな目標を定める必要が生じたとき

第4 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害対策本部・・・亀山市災害対策本部をいう。
- 2 警戒本部・・・亀山市地震災害警戒本部（大規模地震特措法第9条）をいう。
- 3 県災対本部・・・三重県災害対策本部をいう。
- 4 防災関係機関・・・国（指定地方行政機関、自衛隊等）、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 5 南海トラフ特措法・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第9号）をいう。
- 6 南海トラフ地震・・・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。

- 7 要配慮者・・・「災害対策基本法第八条第2項十四」の規定する高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。
- 8 避難行動要支援者・「災害対策基本法第四十九条の十」に規定する本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者」をいう。

第5 計画に関する周知と実践

本計画は、防災に関わる機関・職員のみでなく、市民、企業なども含め、できる限り広く周知を図らなければならない計画であり、あらゆる機会を活用して、本計画の周知を図るとともに、その実践に努めなければならない。

第2章 被害想定

第1節 本市の特性

本市は、三重県の中北部に位置し、東は鈴鹿市、西は伊賀市、南は津市、北は滋賀県甲賀市とそれぞれ接しており、市内の北西部には鈴鹿山脈が、南西部には布引山地が連なる。総面積は、191.04km²であり東西方向の延長は約21km、南北方向の延長は約17kmであり(国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」)、地目別民有割合は、山林が約23.5%、田畑約12.1%、宅地約34.9%、その他約29.5%となっており北西部には、標高500mから900m前後の鈴鹿山脈が南北に走りそこから東方面にかけては、傾斜面の丘陵地や台地が形成され、伊勢平野へと続き、本地域中央部には、加太川や安楽川を支流とする鈴鹿川と中ノ川が東西に流れ、伊勢湾へ注いでいる。

年間平均気温は15.1℃、冬季(12月～2月)の平均気温は5.8℃と温暖で年間降水量約1,857mm、4月から9月の間に年間降水量の約78%(約1,442mm(240mm/月))が観測され、気温は高く蒸し暑い日が多い。

(数値データ：令和5年三重県統計書引用)

1 地 形

北西に鈴鹿山脈、南西に布引山地に接する、鈴鹿山脈の山脚部から東部の隘路口に位置し、安坂山町～野登～川崎町、白木町～住山町～みずほ台、山下町～安知本町～菅内町の間、それぞれ丘陵地を形成し、東西3本の丘陵を形成している。また、市西部は山林が多く、谷間に集落が点在するとともに、ゴルフ場、工業団地があり、東部は丘陵部に一般家屋が多く、人口が集中する地域となっている。

安坂山町及び関町坂下・杓掛・久我・加太地区は山間隘路の中に存在するため、通じる道路は限定される。

2 交 通

市北部には新名神高速道路、西部には南北に東名阪自動車道及び伊勢自動車道が走っており、各道路は高架されており、災害時の緊急輸送道路に指定されている。

また、市の中央を東西に国道25号、JR関西本線が走っており良好な物資輸送経路となり得る。

市内の道路は狭小で家屋が隣接しており、地震動等により倒壊した場合、人や車両の移動を制限する。

3 水 系

市北部には1級水系の本流である鈴鹿川及び支流の安楽川、棕川が各丘陵地の台脚部を西から東に流れており、丘陵と合わせて地域を分断し、降雨による浸水等により、南北への移動を制限する。

4 地震が及ぼす影響

- 1 市内には東西に3本の丘陵が走っており、地震動による土砂崩れ等が発生した場合、車両や人の移動を制限し、避難行動及び救助活動に影響を及ぼす。
- 2 地震が発生し、安坂山町及び関町坂下・沓掛・久我・坂下地区に通じる道路が土砂崩れ等により途絶した場合、地域は孤立化し、救助活動は困難となる。
- 3 各地域内の道路は狭小であり、家屋が道路に隣接しているため、地震動による倒壊等が発生した場合、市民の避難行動及び救助活動等に影響を及ぼす。

5 風雨が及ぼす影響

- 1 市内には、鈴鹿川・安楽川・椋川が東西に流れており、降雨による増水により越水又は氾濫が発生した場合は、地域が南北に分断され一時的な孤立が発生する等、救助活動に影響を及ぼす。
- 2 安楽川と御幣川、鈴鹿川と安楽川、鈴鹿川と椋川の3ヶ所の河川の合流点があり、また、3ヶ所が距離的に近いため想定を上回る雨量が発生した場合、大規模な浸水等が予想され、避難行動及び救助活動に影響を及ぼすとともに、被害が拡大する要因となりうる。

第2節 地震想定

第1 想定地震

本市に甚大な被害を及ぼすと考えられる地震は、「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部・西部）」、「頓宮断層」を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸断層型（直下型）地震と、南海トラフ沿いの海域で広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震である。

特に、南海トラフ地震が発生した場合においては、現在の防災力を遥かに越えた災害が予想され、県内又は近隣府県の被害も大きく、応援を期待できないことが想定される。

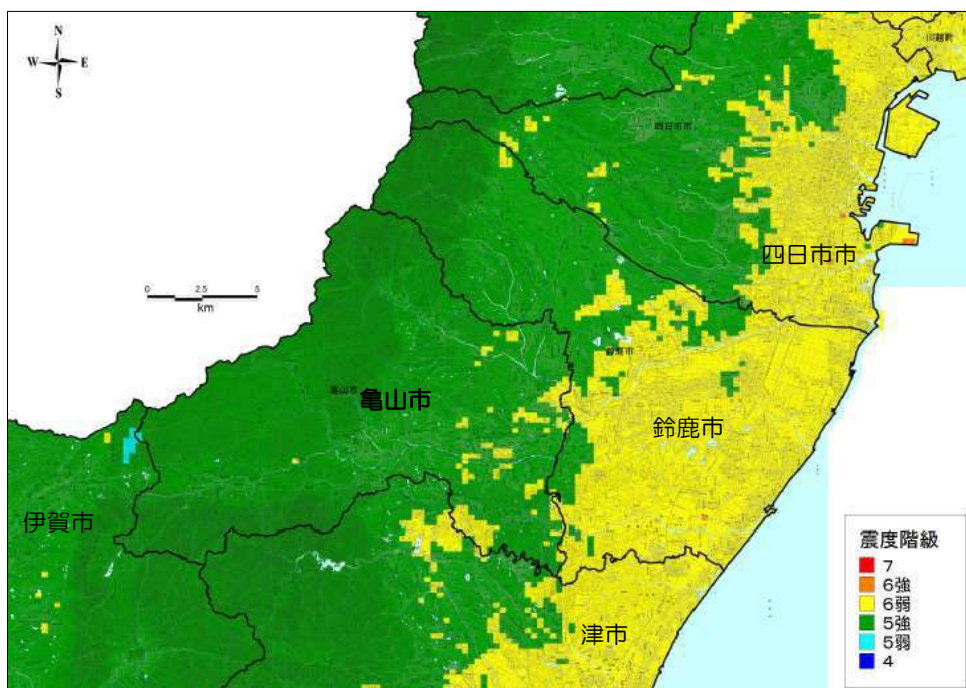
以上のことより、本地域防災計画においては、**最大震度6強**を想定地震とする。

1 南海トラフ地震

1 地震発生時における震度分布

【過去最大クラス】

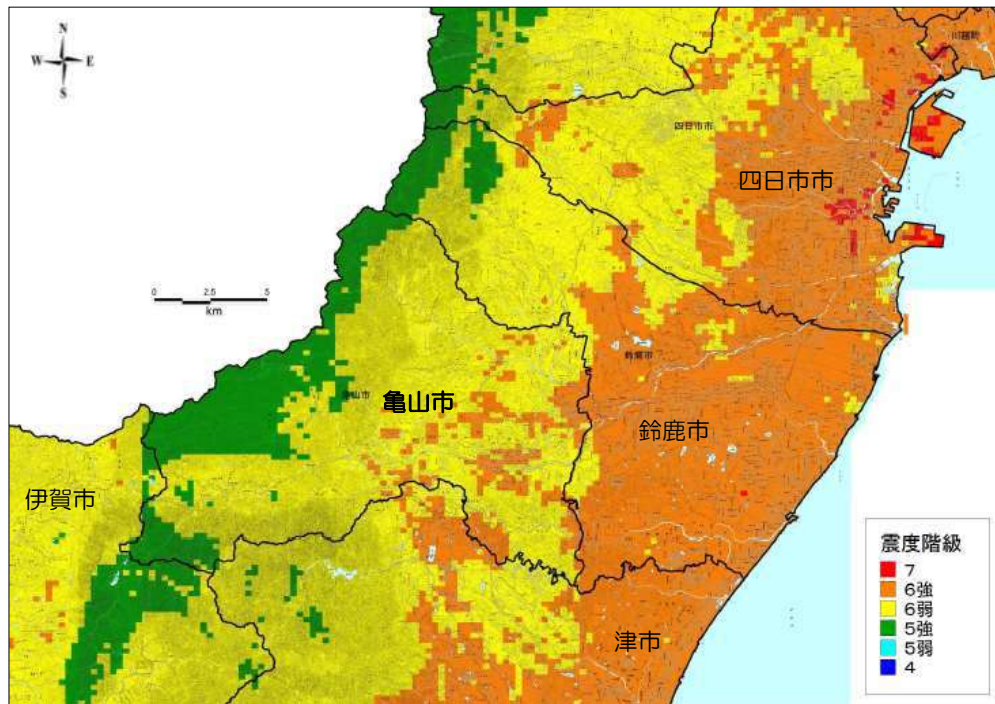
過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている南海トラフ地震



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【理論上最大クラス（陸側ケース）】

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こりうる南海トラフ地震



「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用

2 三重県地震被害想定調査の要約

亀山市域における被害想定

項 目	単 位	南 海 ト ラ フ 地 震	
		過去最大	理論上最大
最大震度	震 度	6 弱	6 強
建物全壊・焼失棟数	棟	約 5 0	約 1, 4 0 0
死者数	人	5 未満	約 8 0
負傷者数*()内重傷者数	人	約 9 0 (5 未満)	約 900 (約 1 0 0 未満)
避難者数	人	6, 3 0 0	1 2, 0 0 0
帰宅困難者数	人	1 2, 0 0 0 (うち鈴鹿市から 5, 5 0 0)	
建物倒壊等による自力脱出困難者	人	約 2 0	約 3 0 0
上水道(断水率) ①	%	9 2 - 8 9 - 4 5	9 9 - 9 6 - 6 6
下水道(機能支障率) ②	%	3 - 8 1 - 0	6 - 8 2 - 2
電力(停電率) ③	%	8 9 - 8 0 - 0	8 9 - 8 0 - 0
固定電話(普通回線率) ④	%	8 9 - 8 0 - 0	8 9 - 8 1 - 0
携帯電話(停波基地局率) ⑤	%	0 - 8 0 - 0	1 - 8 1 - 0
ガス(供給停止率)	%	僅か	僅か
物資不足(給水)	t	2, 0 6 0	2, 9 1 2
物資不足(食料)	食	0	6 1, 8 8 3
物資不足(毛布)	枚	0	5 5 4
医療対応力不足数 ⑥	人	0 - 0	1 0 0 - 5 0 0
日常的受療困難者数 ⑦	人	3 0 - 3 0 0	5 0 - 6 0 0
住機能支障世帯数 ⑧	世帯	4 9 2	4, 3 0 9
災害廃棄物発生量(瓦礫)	t	約 1 0, 0 0 0	約 1 0 0, 0 0 0
孤立集落発生の可能性	集落	0	0
備 考	1 ①～⑤の数字は、左から「発災直後」中は「1 日後」、右は「1 週間後」の復旧率を表す。 ただし、下水道及び携帯電話については、発災直後の非常用発電機の稼働及び燃料切れによる機能停止が考慮され、発災 1 日後に被害率が上昇している。 2 ⑥及び⑦に記載された、「100-500」の数字は、左が「入院」、右が「外来」の人数を表す。 3 ⑧は、発災後 1 カ月以降の世帯数を表す。		

「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用

3 ライフライン被害想定調査の要約

(1) 上水道への影響

上水道は、発災直後から県内のほぼ全域にわたって断水し、1週間後では県内の給水人口の7割程度、1ヶ月後でも2割程度で断水が継続すると想定される。

また、その傾向は、理論上最大クラスの場合でも同様であるが、断水がさらに長期化し、1ヶ月後でも県内の給水人口の4割程度で断水が継続すると想定される。

(2) 市域における上水道断水率の時系列推移の想定

過去最大クラスの場合										
断水率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後										
発災1日後										
発災7日後										
1ヵ月後										

理論上最大クラスの場合										
断水率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後										
発災1日後										
発災7日後										
1ヵ月後										

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

(3) 下水道への影響

下水道では、発災1日後に県内の処理人口の約80%程度の機能支障となり、発災後7日後では約10%程度で機能支障が継続すると想定される。

また、その傾向は、理論上最大クラスの場合においても同様であると想定される。

(4) 市域における下水道機能支障率の時系列推移の想定

過去最大クラスの場合										
機能支障率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後										
発災1日後										
発災7日後										
1ヵ月後										

理論上最大クラスの場合										
機能支障率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後										
発災1日後										
発災7日後										
1ヵ月後										

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

(5) 電力停電による影響

発災直後～1日後は、県内ほぼ全域にわたって、停電率が90%程度となることが想定される。

また、1週間程度で概ね95%の応急復旧が見込まれるが、津波の影響により沿岸部の一部では停電が長期化する可能性がある。

(6) 市域における電力停電率の推移の想定

過去最大クラスの場合										
電力停電率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後										
発災1日後										
発災7日後										

理論上最大クラスの場合										
電力停電率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後										
発災1日後										
発災7日後										

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

(7) 通信不通による影響

不通回線率の推移の傾向は、理論上最大クラスの場合でも同様であるが、津波や停電の影響により沿岸部の一部では、1ヶ月後でも不通回線率が最大80%程度の市町が残る可能性がある。

(8) 市域における通信不通回線率の推移の想定

過去最大クラスの場合										
不通回線率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後										
発災1日後										
発災7日後										
1ヵ月後										

理論上最大クラスの場合										
不通回線率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後										
発災1日後										
発災7日後										
1ヵ月後										

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

(9) 通信停波基地局の影響

発災直後は、非常用電源により通話が可能であるが、1日後には非常用電源が停止し、ほぼ全域にわたって、停波基地局率80%程度以上の状態となると想定される。

また、1週間程度で、停波基地局率10%程度以下となる市町が多くなると見込まれるが、津波や停電の影響により停波基地局率が最大50%程度の市町が

残る可能性がある。

(10) 市域における通信停波率の推移の想定

過去最大クラスの場合										
停波局率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後	■									
発災1日後	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
発災7日後	■									

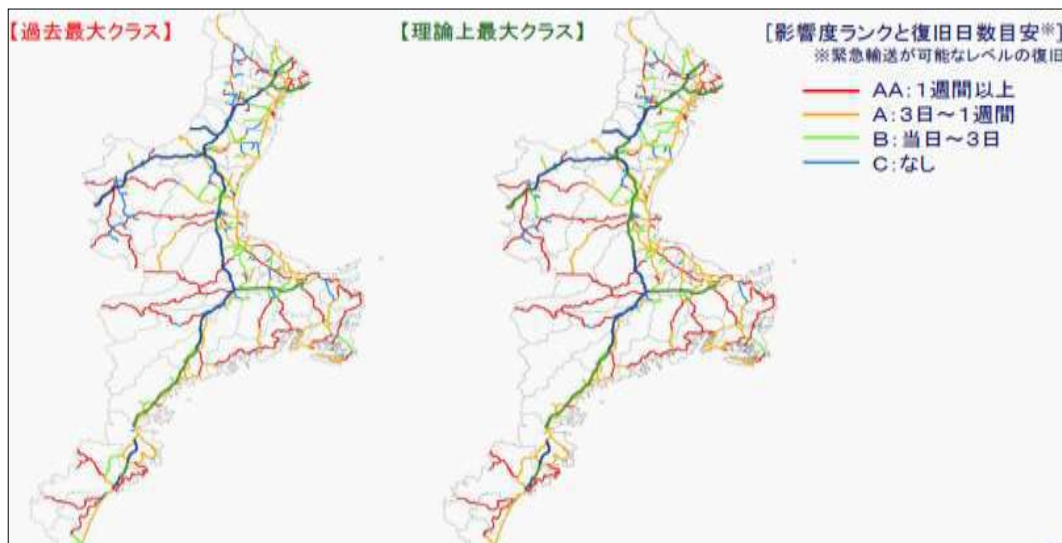
理論上最大クラスの場合										
停波局率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後	■									
発災1日後	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
発災7日後	■									

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

4 緊急輸送道路への影響

過去最大クラスの場合、志摩半島や熊野灘沿岸、中勢・伊賀の内陸部の集落間を結ぶ道路や、四日市市以北の伊勢湾奥沿岸部で影響が大きいと想定される。

理論上最大クラスの場合、沿岸部のごく一部などで影響度が上がる箇所がみられるが、全体的な傾向は、過去最大クラスの場合と変わらないと想定される



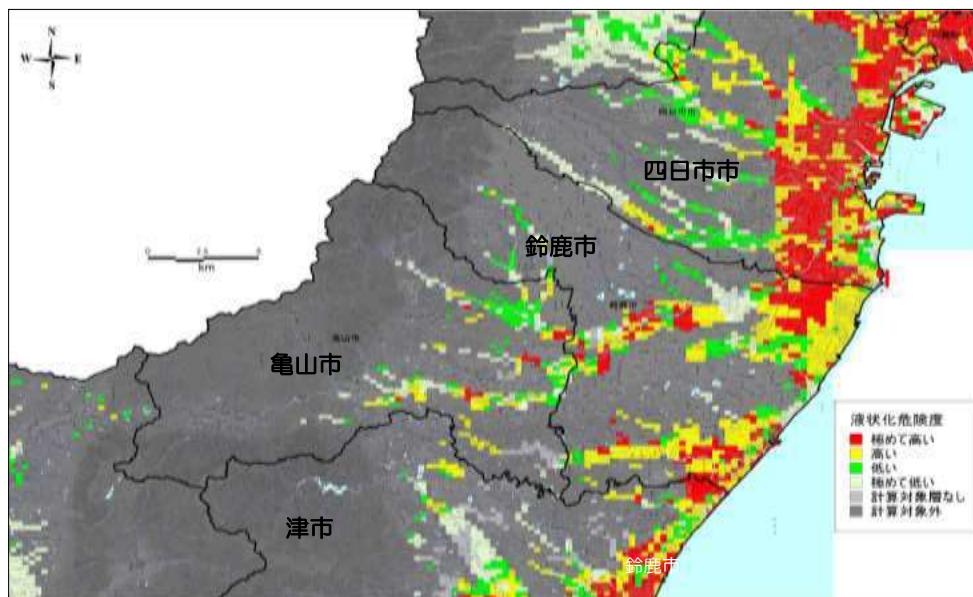
「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

5 南海トラフ地震による液状化

いずれのクラスの地震でも、液状化危険度が極めて高い範囲の県内の分布傾向はほとんど変わらない。

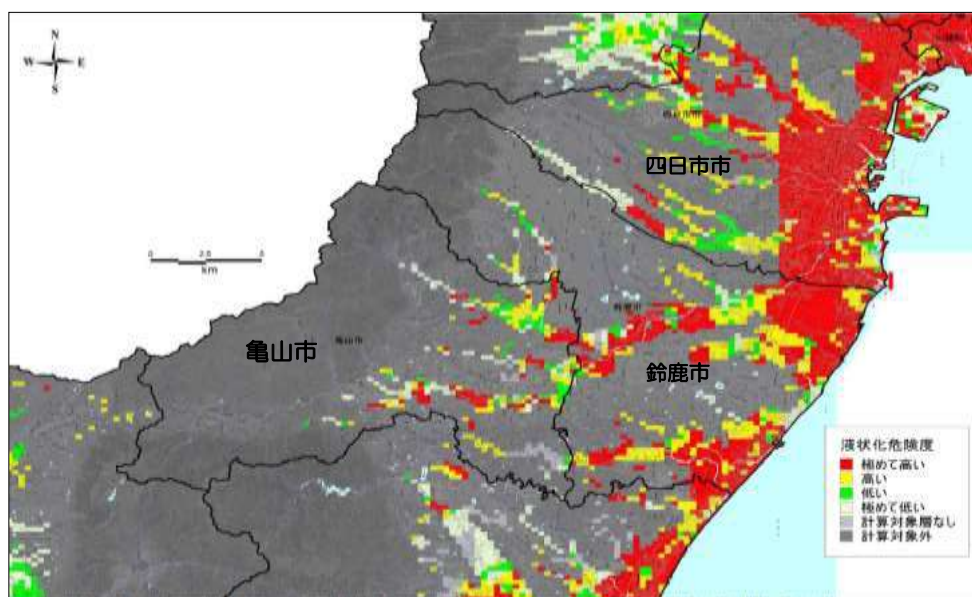
また、液状化危険度が極めて高い範囲は、新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾岸部に集中している。

(1) 過去最大クラス（歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている。）



「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用

(2) 理論上最大クラス（発生する確率は極めて低いものの理論上は起こりうる。）



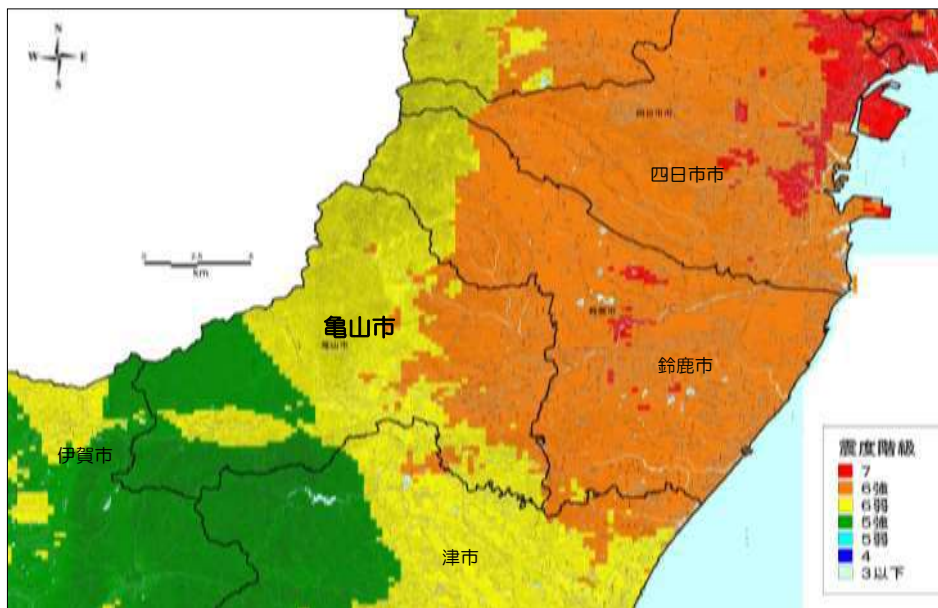
「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用

2 内陸活断層地震

1 内陸活断層地震発生時における震度分布

【養老―桑名―四日市断層帯】

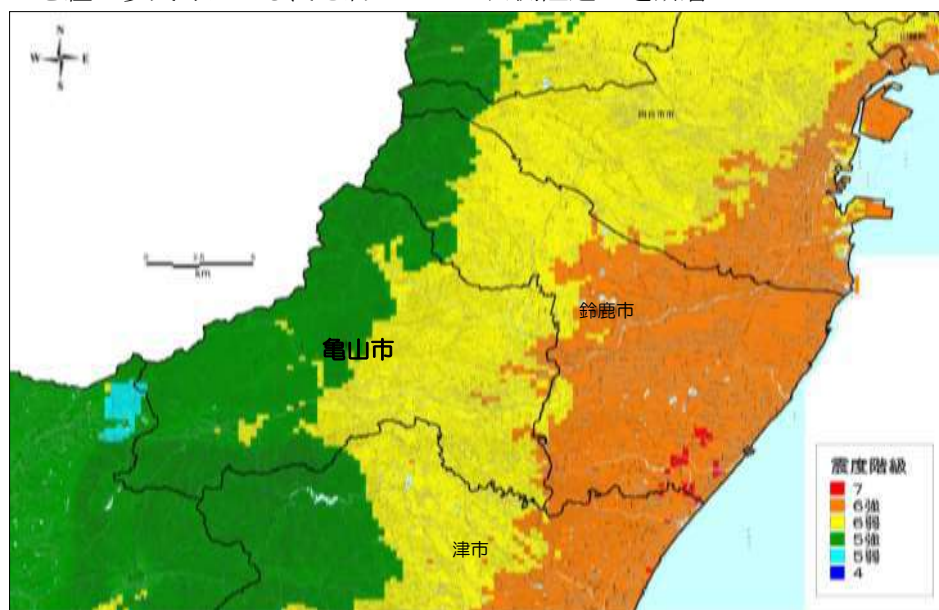
養老―桑名―四日市断層帯は、養老山地の東縁に発達する活断層帯で、岐阜県垂井町から四日市市まで、ほぼ養老山地と濃尾平野の境界及び養老山地の南に続く丘陵地の東縁に沿って延びる、長さ約60kmの断層帯



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【布引山地東縁断層帯(東部)】

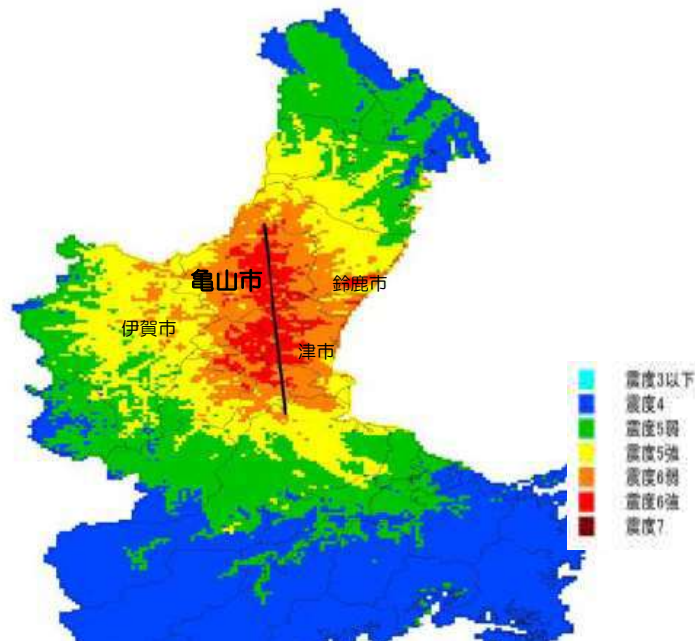
布引山地東縁断層帯は、三重県の北部から中部にかけて、布引山地と伊勢湾の間に位置する活断層で、布引山地東縁断層帯東部は、鈴鹿市から、津市、松阪市などを経て多気町に至る長さ約48kmの西側隆起の逆断層



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【布引山地東縁断層帯(西部)】

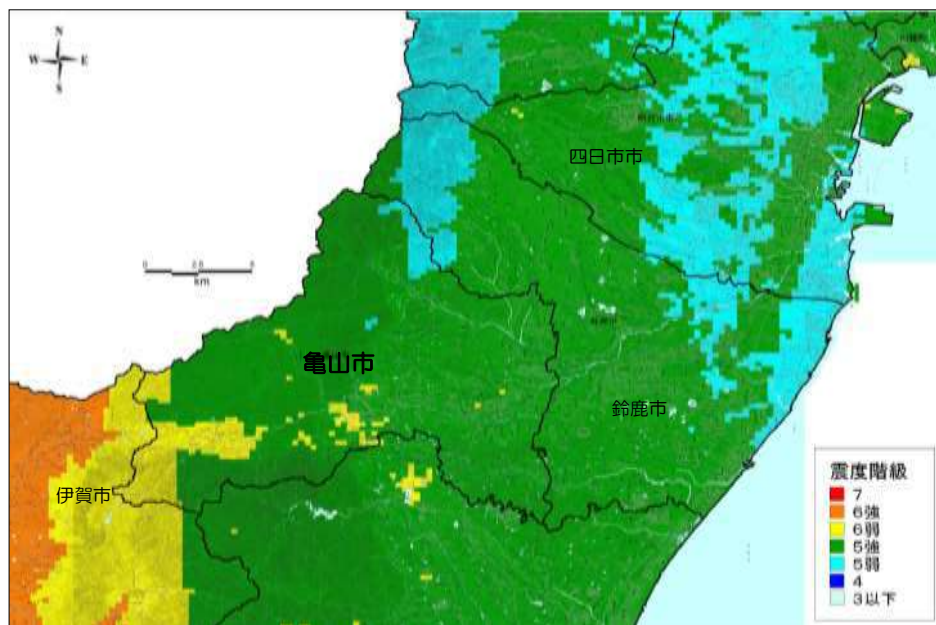
布引山地東縁断層帯は、三重県の北部から中部にかけて、布引山地と伊勢湾の間に位置する活断層で、布引山地東縁断層帯西部は、亀山市から、津市久居、松阪市嬉野町に至る長さ約48kmの西側隆起の逆断層



「平成18年3月三重県被害想定調査」より引用

【頓宮断層】

頓宮断層帯は、滋賀県南部から三重県西部に分布する活断層で、滋賀県甲賀市水口町から三重県伊賀市(旧上野)を経て伊賀市青山町に至る長さ約31kmで、ほぼ南北方向に延び、相対的に東側が隆起する逆断層



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

2 内陸活断層地震発生時の被害想定（亀山市における想定）

【想定震度と建物被害】

項 目	単位	養老―桑名―四日市 断 層 帯	布引山地東縁断層帯 (東 部)	頓 宮 断 層
最 大 震 度	震度	6強	6弱	6弱
建 物 全 壊 ・ 焼 失 棟 数	棟	約2,200	約800	約50

「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用

【人的被害】

項 目	単位	養老―桑名―四日市 断 層 帯	布引山地東縁断層帯 (東 部)	頓 宮 断 層
死 者 数	人	約100	約40	5未満
負傷者数*()内重傷者数	人	約1,100 (約200)	約680 (約80)	約70 (5未満)

「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用

【想定罹災者数】

項 目		単位	養老―桑名―四日市 断 層 帯	布引山地東縁断層帯 (西 部)	頓 宮 断 層
罹災者数	冬 の 5 時	人	31,326	39,791	32,127
	冬 の 1 8 時	人	31,326	39,800	32,127
	春 夏 秋 の 昼	人	31,327	39,792	32,127

「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用

【想定避難者及び帰宅困難者数】

項 目		単位	養老―桑名―四日市 断 層 帯	布引山地東縁断層帯 (東 部)	頓 宮 断 層
避難者数	冬 の 5 時	人	51	61	19
	冬 の 1 8 時	人	54	65	19
	春夏秋の昼	人	54	65	19
帰宅困難者数		人	1,430	1,430	2,092

「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用

○ 布引山地東縁断層帯（西部）

項 目	単位	布 引 山 地 東 縁 断 層 帯 (西 部)
最 大 震 度	震度	6弱
建 物 全 壊 ・ 焼 失 棟 数	棟	507
死者数※()内は負傷者数	人	257(41) ※冬の18時

平成18年3月三重県計画より引用

※ 本被害想定については、平成26年3月に発表された「三重県地震被害想定調査（平成25年度）」及び「三重県地域防災計画（平成18年修正）」に記載された、当市における想定される被害の内容を引用し、整理して記載したものである。

第2 過去の災害

1 県内及び市域に影響を及ぼした主要な地震

西 暦	和 暦・月	地 震 名	規模 (M)
1 4 9 8	明応 7年 9月	東海道全域	8.2~8.4
1 6 0 5	慶長 9年 2月	慶長地震	7.9
1 7 0 7	宝永 4年 10月	宝永地震	8.6
1 8 5 4	安政 1年 7月	伊賀上野地震	7
1 8 5 4	安政 1年 12月	安政東海地震	8.4
1 8 9 1	明治24年 10月	濃尾地震	8.0
1 8 9 9	明治32年 3月	紀伊大和地震	7.0
1 9 4 4	昭和19年 12月	東南海地震	7.9
1 9 4 6	昭和21年 12月	南海地震	8.0
1 9 5 2	昭和27年 7月	吉野地震	6.7
2 0 0 4	平成16年 9月	紀伊半島沖地震	7.4
2 0 0 7	平成19年 4月	三重県中部を震源とする地震	5.4

2 市域に影響を及ぼした風水害

西 暦	和 暦・月	災 害 の 要 因	災 害 の 概 要
1913	大正 2年10月	大洪水	大洪水で鈴鹿川堤防寸断、和田で1人溺死
1915	大正 4年 8月	台風	台風襲来 (最大風速 27.5m・雨量 124.5mm)
1934	昭和 9年 9月	室戸台風	橋梁流出や田畑冠水等被害
1953	昭和28年 9月	台風13号	堤防の決壊や田畑の冠水等被害
1959	昭和34年 8月	台風7号	家屋全半壊18戸、浸水 (床上 169、床下 256)
1959	昭和34年 9月	伊勢湾台風	瞬間最大風速 41.6m 雨量 310.7mm 家屋全半壊 238 戸 床下浸水 255 他 (災害救助法適用)
1961	昭和36年 6月	集中豪雨	白鳥橋流出、家屋半壊3、床上浸水 65 他
1961	昭和36年 9月	第2室戸台風	最大風速 39m、雨量 124m、家屋半壊 19 他
1971	昭和46年 8月	台風23号	倒壊家屋 3、床上浸水 203 他 (災害救助法適用)
1971	昭和46年 9月	台風29号	7時～16時30分雨量 203mm 他
1972	昭和47年 7月	集中豪雨	道路、橋、農地などに被害
1972	昭和47年 9月	台風20号	住家全半壊 5、施設・農作物に被害
1974	昭和49年7月	集中豪雨	住家全半壊 17、床上床下浸水 935、田畑 約 110ha が埋没流失 500 他 (災害救助法適用)
1976	昭和51年9月	台風17号	7日間の降雨量 562mm (4ヶ月分の雨量に相当)
1988	昭和63年8月	台風13号	山下橋流失、国道1号太岡寺地内でがけ崩れ
1995	平成 7年 5月	集中豪雨	市内で大きな被害 椿世町(床上浸水 18、床下浸水 2)
2012	平成24年9月	台風17号	市内で大きな被害 新椿世(床上浸水 9、床下 6)
2013	平成25年9月	台風18号	市内に土木被害及び農地被害等が発生、上加太地区で累計雨量 403mm を観測
2014	平成26年8月	台風11号	台風の接近に伴い、8月9日 17:20 県下全域に大雨特別警報が発令 (10日: 1715 解除) 加太市場: 累計雨量 561mm を観測
2017	平成29年10月	台風21号	坂下地区: 累計雨量 328mm 浸水被害 3 件のほか住家および文化財被害等 36 件 道路法面崩落等 29 件のほか鉄道敷地内崖崩れ 1 件

第3章 計画の大綱

第1節 防災ビジョン

第1 計画の基本的な目標

計画の目的と理念を実現していくための基本的な目標を次のように定め、これらを優先施策として取組むものとする。

- 1 自主防災組織・コミュニティ機能の強化
地域のつながりや結びつきを再認識し、特に災害時には住民同士の支え合いなど、自主防災組織等の育成強化を図る。
- 2 災害時の情報通信手段の確立
あらゆる災害に対応できるよう、複数の通信手段を確立し、災害時の情報収集及び指揮連絡等を確保にする。
- 3 防災中枢拠点¹及び地域防災拠点²における電源・燃料等調達の重要性
ライフラインの途絶時における燃料の不足は、情報通信手段の機能維持や非常用発電装置及び応急対策車両等の運用に重大な影響を及ぼすことから、災害時応援協定を含め燃料等の確保について検討を行う。
- 4 災害時相互応援協定の締結拡大と亀山市業務継続計画（BCP）の実践
自治体間の災害時相互応援協定の拡充を図るとともに、BCPに基づく災害時優先業務等について、検証・検討し実効性の向上を図る。
- 5 病院施設（特に、人工透析施設）の機能維持など医療体制の確保及び維持
当市の災害拠点支援病院として負傷者等の収容・治療等のための体制を確保・維持するとともに、県指定災害医療支援病院としての機能維持を図る。
- 6 避難所運営など被災者支援及びボランティア支援受入れ態勢の確立
避難者の自立に向けた運営方針を立てながら、避難者のプライバシー等に配慮した避難所環境の整備や民間ボランティアの受入れ態勢の整備を推進する。
- 7 GIS（統合型地理情報システム）の活用
GISを活用した防災マップやハザードマップを整備し、市民に対して防災情報を提供できるシステムの構築を推進するとともに、応急対策活動等に活用できるよう整備を行う。
- 8 沿岸自治体に対する後方支援機能の想定
当市に隣接する沿岸自治体において、津波による大規模被害を想定し、後方支援の方法など支援態勢等について、県及び隣接自治体と検討を行う。

1 災害に強いまちづくり（都市）

長期的な観点から災害発生時に被害を最小限に抑えるためのまちづくり、要配慮者支援を行いやすいまちづくりに取り組む。

また、災害時にも可能な限り市民生活を支えることのできるライフライン（上水道、下水道、電気、ガス等）の整備を促進する。

- 1 災害による被害を発生させないまちづくり
- 2 安全ゾーンを持つまちづくり
- 3 要配慮者支援を行いやすいまちづくり

2 災害に強い人づくり・地域づくり（人・地域）

災害時には、「自分の命は自ら守る」ことが重要となるが、更に、地域相互の助け合いや地域と企業、地域の助け合う体制づくりに取り組む。

- 1 災害に常に備え冷静に対処できる市民・地域・企業づくり
- 2 災害時の地域相互支援体制の強化

3 迅速な応急態勢と救出・救護体制の強化（組織・活動）

情報通信体制の整備、防災機関における応急活動のための初動態勢の強化などに取り組み迅速な応急態勢の確立に取り組むとともに、ボランティアの受入態勢を確立する。

また、人命の尊重を第一義として応急対策活動を推進するため、救助・救出用資機材の備蓄と、これら資機材に関する習熟などの取り組みを進める。

- 1 災害時における情報収集態勢の強化と迅速な応急態勢の確立
- 2 ボランティア受入態勢の強化
- 3 救助・救出用資機材の整備と習熟

第2 施策の基本的な枠組み

本市における施策の基本的な枠組みを以下のように設定し、これらの施策を総合的・長期的な観点で推進する。

1 災害による被害を発生させないまちづくり

地震や風水害などの自然災害の原因を除去することは困難であるが、地震が発生した際に、災害による被害を発生させない都市づくりに取り組むために、次のような施策に取り組む。

本市の特性を考慮すると、次のような分野が主な対象となる。

- 1 がけ崩れ等の土砂災害対策
- 2 地盤災害対策（盛土箇所、山崩れ・がけ崩れ注意箇所等）
- 3 ため池・河川堤防・道路等の盛土構造物における耐震対策

- 4 建築物の耐震対策・不燃化の推進
- 5 ライフラインの耐震対策（地震に強い施設・設備の整備、幹線道路の多重化等）
- 6 市街地における秩序あるまちづくりの推進

2 安全ゾーンを持つまちづくり

- 1 本市の市街地においては、旧関町地内における国の重要伝統的建造物群保存地区を含め木造家屋が密集しており火災の危険性や延焼による被害拡大の可能性が高い。

また、道路の幅員が狭く屈曲しているために、消防活動に支障をきたすばかりでなく、地震発生時の建物の倒壊による被害の危険性も高い。

なお、新しく整備された住宅造成地や工業団地においては、切土・盛土した造成地になっているため、地震動に弱く土砂災害等に結びつく可能性も否定できない。

- 2 広い道路や公園は、平常時には輸送手段や潤い空間として機能し、災害発生時には避難・救援・救護活動や消防活動等のためのルートや拠点となるほか、火災に対する延焼遮断帯としても機能し、さらに、一時的な避難のための安全ゾーンとして機能する。同様に、避難所や防災拠点の整備を地域ごとに整備することで災害に対する安全性はさらに高まる。

このような安全ゾーンを豊富に持つまちづくりに取り組む。

- (1) 市街地や住宅地における安全ゾーン（広い道路、公園等）の整備
- (2) 市街地や住宅地における防災施設の整備
- (3) 災害時に延焼遮断帯・避難路・避難場所として機能する道路や、オープンスペース・緑地・農地などの保全と整備
- (4) 地域ごとの災害対策の拠点となる防災施設・設備や避難所等の整備

3 要配慮者支援を行いやすいまちづくり

健康な人にとって支障とならない段差なども、要配慮者にとっては自衛行動を妨げる大きな障壁となることから、災害時に要配慮者を犠牲にしないために、すべての人が支障なく避難や自衛行動が取れるよう、「バリアフリーのまちづくり」を進める。

- 1 避難路、避難場所及び避難所の看板の整備及び要配慮者へのわかりやすさ・使いやすさに配慮したまちづくりの推進
- 2 段差の解消や各種公共施設における要配慮者への配慮の推進
- 3 コミュニケーションを円滑に行うための取り組み

4 災害に備え冷静に対処できる市民・地域・企業づくり

大規模地震災害発生時には、市民一人ひとりの力や地域の力、さらに、企業の力が人の生命や身体を守るための重要な資源となる。

そのため、災害に備え、冷静に対処できるよう市民・地域・企業に対し、啓発活動を行うとともに、相互に助け合う体制づくりを進める。

- 1 市民への啓発活動の充実
- 2 市民の防災訓練等への参加の促進
- 3 自主防災組織等による地域防災のための取り組みの推進
- 4 南海トラフ地震に対する防災対策の周知

5 災害時の地域相互支援体制の強化

消火活動・救援活動・廃棄物対策など、それぞれの分野において他市町との連携を密接にとり、相互的な応援態勢等を構築するための取り組みを推進する。

この際、隣接する沿岸自治体の後方支援機能を担う必要性から、これらを想定した取り組みも進める。

- 1 相互応援協定等の締結
- 2 広域的な防災訓練の実施

6 災害時における情報収態勢の強化と迅速な応急態勢の確立

連絡・通信網の整備及び防災施設の整備の推進を図るとともに、特に、東日本大震災をこれまでに発生した災害の教訓を反映し、情報収集及び応急態勢の早期確立を図る。

- 1 職員による迅速な初動態勢の構築と災害時の非常連絡系統の充実
- 2 広域的な防災訓練の実施による関係機関との役割分担の明確化や活動種別・事業種別ごとの責任の明確化
- 3 人的な被害を軽減するという観点から要請される各種活動（消火、救助、救急医療、避難所開設と運営態勢、保健衛生等）の重点的な点検、マニュアル化、施設や資機材の備蓄等の推進
- 4 無線通信施設及び備蓄倉庫等の充実
- 5 救助・救出用資機材の備蓄と使用方法の習熟等
- 6 防災機関、外部団体、民間企業及び福祉施設等との協定等の締結と相互的な支援方法の具体化
- 7 職員に対する南海トラフ地震に関する知識の普及及び大規模災害発生時における適切な判断力を養うための育成教育

7 ボランティア受入態勢の強化

ボランティア受け入れ態勢づくりを進めるとともに、ボランティアとなる市民を育成するための取り組みを進める。

- 1 ボランティア受入態勢の充実
- 2 ボランティアの育成と環境整備
- 3 ボランティア組織のネットワーク化と活動への支援

8 救助・救出用資機材の整備と習熟

消火、救助、救急、医療、救援及び避難所、保健衛生等の各種活動を重視して資機材の備蓄・整備に努める。

また、救助・救援体制を充実させていくためには、救助・救出用資機材の各地区への配備や活用方法等について、市民の習熟等を進める。

9 消防団の充実・強化

亀山市消防団は、13分団（内女性分団1・亀山市消防団条例（平成17年亀山市条例第148号）による定数415名）で編成され、各団員においては、地域防災リーダーとして平常時の活動を行うとともに、災害時には、消火、救出救護、避難誘導等の諸活動を果たす役割が大きいことから、発災時に適切な行動がとれるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- 1 組織力の強化
- 2 資機材の整備
- 3 訓練等による知識、経験の習熟等

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

第1 実施責任

防 災 機 関	実 施 責 任
市	1 市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。 2 市は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。
県	1 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災減災対策を推進する。 2 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。 3 県は、市町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。
指定地方行政機関	1 指定地方行政機関は、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。 2 指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。
指定公共機関及び指定地方公共機関	1 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進する。 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	1 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震災害予防体制の整備を図り災害発生時には、応急措置を実施する。 2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市町その他の防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

本市の防災活動に関連する関係機関・団体等の業務の大綱とする。

なお、本計画において特に定めていない機関・団体にあつては、「三重県地域防災計画」における規定によるものとする。

1 市の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 防災会議及び災害対策本部に関する事務
 - (2) 防災対策組織の整備
 - (3) 防災施設の整備
 - (4) 防災行政無線の整備と運用
 - (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
 - (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
 - (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
 - (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
 - (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
 - (10) 地域住民に対する避難情報の発令
 - (11) 被災者の救助に関する措置
 - (12) ボランティアの受入に関する措置
 - (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
 - (14) 被災市営施設の応急対策
 - (15) 災害時の文教対策
 - (16) 災害時の交通及び輸送の確保
 - (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
 - (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
 - (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
 - (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
 - (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
 - (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
 - (23) 避難所・救護所の開設・管理
 - (24) 被災者への援助、給水、救援物資の供給、調達若しくは斡旋
 - (25) 危険物貯蔵施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
 - (26) 自主防災組織の育成・指導
 - (27) ボランティアによる防災活動の環境整備
 - (28) 災害対策に関する相互応援協定等の締結及び応援協力
 - (29) 社会秩序の維持
 - (30) 被災者の心身の健康管理や相談等
- #### 2 亀山市消防本部
- (1) 火災の予防・警戒・鎮圧

- (2) 災害の防除及び被害の軽減
- (3) 救助・救急活動
- (4) 災害情報の収集・連絡等

2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、商工会議所等）
災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
- 2 一般社団法人亀山医師会
 - (1) 「災害時における医療救護に関する協定」に基づき、医療救護班を編成
 - (2) 現地救護所における救急医療活動
 - (3) 医療及び助産等救護活動
- 3 一般社団法人亀山歯科医師会
 - (1) 「災害時における歯科医療救護に関する協定」に基づき、歯科医療救護班を編成
 - (2) 歯科保健医療活動
 - (3) 身元確認活動に協力
- 4 一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会
 - (1) 「災害時における医療救護に関する協定」に基づき、薬剤師班を編成
 - (2) 医薬品等の供給及び保管管理活動
 - (3) 医薬品等の適正使用に関する活動
- 5 一般運送事業所
災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対する配車の実施
- 6 アマチュア無線クラブ（災害通信ボランティアネットワーク亀山）
 - (1) 地震災害発生時における非常通信³の提供
 - (2) 災害情報の収集・伝達への協力
- 7 社会福祉団体及び社会教育団体
 - (1) 炊き出し、給水、その他救援物資の配布等に協力
 - (2) 災害ボランティアへの応援要請とボランティアの受入に協力
- 8 日本赤十字社亀山地区奉仕団
 - (1) 炊き出し、給水、その他救援物資の配布等に協力
 - (2) 医療救護及び助産救護活動に協力
- 9 三重県建設労働組合亀山支部、亀山耐震推進委員会
 - (1) 一般住宅の耐震化の推進を図るための啓発活動への協力
 - (2) 家具等転倒防止対策活動への協力
- 10 亀山水道事業協同組合、指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店

上下水道施設の応急措置業務に協力

1 1 交通安全協力団体

車両及び避難住民の事故防止に協力

1 2 防犯協力団体

被災地域の防犯活動に協力

1 3 自治会、自主防災組織、地域まちづくり協議会

(1) 災害情報の収集、伝達活動に協力

(2) 出火の防止及び初期消火活動に協力

(3) 救出・救護活動に協力

(4) 医療救護活動に協力

(5) 住民の避難・誘導・安否確認に協力

(6) 避難所の運営に協力

(7) 炊き出し、給水等に協力

(8) 被害調査に協力

(9) 応急復旧活動に協力

3 市民・自主防災組織・事業者の役割

1 市民

(1) 常に地震・災害に対する危機意識を持って、「自らの命は自らが守る」という自助の取組を実践し、各家庭において防災・減災対策に努める。

(2) 地域において、自主防災組織、地域まちづくり協議会、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、「地域の安全は皆で守る」共助の取組に努める。

2 自主防災組織

(1) 地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。

(2) 地域において、県、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

(1) 常に地震災害に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。

(2) 地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第3節 組 織

第1 防災会議

防災会議は、市の地域に係る防災に関し、市の事務又は業務を中心に、市内の公共団体及びその他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、基本法第16条及び亀山市防災会議条例（平成17年亀山市条例第21号）の規定により市長が設置した附属機関である。

防災会議委員は、市長を会長として、指定地方行政機関の職員、県知事の部内の職員、県警察官、市職員、教育長、病院事業管理者、消防長及び消防団長、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者、学識経験のある者、市長が防災上、特に必要と認める者ら28人以内をもって構成する。

第2 災害対策本部

災害対策本部は、市内に地震災害が発生し、又は地震災害が発生するおそれがある場合において、防災対策の推進を図るため基本法第23条の2第1項より設置する機関であり、災害対策本部の構成及び組織は「亀山市災害対策本部条例(平成17年亀山市条例第22号)」の定めるところによる。

なお、災害対策本部を設置した場合は、水防本部の活動を包括する。

地震災害対策編

第1章 災害予防・減災対策

第1節 自助・共助を育成する防災対策の推進

第1 地域における防災対策の推進

地域まちづくり協議会や自主防災組織等による生涯学習及びコミュニティ等を活用した防災意識の向上を図り、地域が災害時にも自立した生活を送ることができるよう、家庭や事業所等で飲料水や非常食等生命維持や生活に必要な物資を備蓄する等の防災対策を推進する。

この際、地域まちづくり協議会及び自主防災組織等の住民自治組織の活動を支援し、自主的な防災活動を展開のための整備及び取り組み等の施策を促進する。

第2 防災思想・防災知識の普及

1 防災思想の普及

南海トラフ地震等の大規模地震災害においては、地震動により市域に甚大な被害が予想されるため、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」活動を行い、地域での助け合いを進めることが被害の軽減のためには不可欠である。

このため、防災訓練、学校教育、広報等を通じて防災思想(防災に対する考え方)の普及を図るとともに、特に要配慮者に十分配慮するほか、男女双方の視点に立った防災対策を進めるため、女性の参画が容易な防災体制の確立に努める。

2 防災関係機関と連携した防災知識の普及・啓発

防災・減災対策及び発災時の防災行動等の普及・啓発のため、次の事項を重視して推進する。

この際、具体的な防災関連情報を伝えるため、防災関係機関への協力を求めながら、避難行動要支援者の支援等が行いやすい多様な手段を用いた普及・啓発活動を実施する。

- 1 南海トラフ地震に関する臨時情報が発表された際に取りべき対応
- 2 緊急地震速報や津波警報等の気象庁が発表する災害関連情報と発表時に取りべき対応
- 3 市が発表する高齢者等避難や避難指示等の避難情報と避難行動等の取りべき対応
- 4 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時において自動車運転者が適切な

行動を取るための啓発

- 5 住宅の耐震化や家具固定など地震動から生命を守るための防災対策
- 6 生活必需品の備蓄など発災後72時間を自らの力で生き延びるための防災対策
- 7 災害時伝言ダイヤル・災害時における家族間等の連絡手段
- 8 出火防止や救助活動への協力、要配慮者への支援など、地震発生時取るべき自助、共助の防災活動
- 9 外国人住民の防災対策における自助の取組の促進、防災訓練等の実施及び啓発
- 10 地震保険の加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策
- 11 各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発
- 12 ペットの同行避難等の自助の取組の推進及び啓発

3 地域まちづくり協議会等を対象とした対策

地域の特性に応じた共助の取組を促進するため、防災に関する知識の普及及び支援に取り組む。

- 1 地区で行う防災訓練の支援
- 2 災害教訓の伝承を継続させるための支援
- 3 地区防災計画や避難所運営マニュアル作成支援

4 市民を対象とした対策

市民の自助・共助の取り組みを促進するため、防災に関する知識の普及を図る。

- 1 「わたしのハザードマップ」の配布と活用の促進
- 2 地区防災訓練への参加の推奨
- 3 防災講演会(研修会)・防災出前講座等の実施
- 4 市広報誌等を活用した防災意識の啓発及び危機意識の醸成

第3 市民が実施する対策

1 自助・共助体制の確立

家族で地震災害等の発生に備え、必要な防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的で開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助体制の確立を推進する。

この際、各家庭において「わたしの防災マップ」の活用を推進する。

2 揺れから命を守るための防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震災害対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策を推進する。

また、空き家を保有、管理している市民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

3 生き延びるための防災対策の推進

各家庭において、1週間分程度の食糧、飲料水、生活必需品の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備等の対策を行い、発災後支援があるまでの間、「自らの命は自らで守る」ための備えの完整に努める。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食糧品等については、供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。

4 被災後の生活再建のための防災対策の推進

地震災害からの一刻も早い復旧・復興を果たすため、揺れへの対策及び復旧・復興体制の確立等、災害前から災害後にわたる対策を一丸となって推進する。

この際、早期再建のため、地震保険への加入等により生活再建基盤の確立を推奨する。

第4 防災人材の活用

1 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される防災出前講座や啓発活動を通じ、防災活動を普及する人材の育成を図るとともに、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダーと連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

2 自主防災組織を対象とした対策

1 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の高揚や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

2 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

第5 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

1 自主防災組織

自主防災組織とは、市民の日常生活上、一体性を有し、市民相互の連帯感が醸成

される地域での要となる防災組織であり、各自治会または地域まちづくり協議会単位で組織されることが望ましい。

市は、自主防災組織に対して、本計画による組織化の推進、防災活動実施のための教育等に取り組むとともに、自主防災組織ごとに活動用の資機材の備蓄を進める。

なお、自主防災組織を対象とした対策は、次の事項を重視して行う。

1 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

2 自主防災組織等に対する地区防災計画策定支援

地域防災計画との連携をした「地区防災計画」の作成を支援し、平常時及び災害時における活動計画の策定を支援する。

なお、地区防災計画の策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性など幅広い視点での作成に留意する。

(1) 自主防災組織リーダー等の人材育成

(2) 防災資機材の購入及び修繕等整備にかかる支援

3 自主防災組織の活動内容

(1) 防災組織の編成及び任務分担の整備

(2) 地域に応じた防災知識の習得

(3) 地域における防災訓練を通じた防災意識の向上

(4) 被災情報の収集及び災害対策本部への伝達

(5) 出火防止、初期消火活動態勢の整備

(6) 救出・救護活動体制の整備

(7) 避難誘導態勢の整備

(8) 避難行動要支援者に対する避難支援

(9) 地域における給食、給水等活動

(10) 防災資機材等の備蓄・整備の推進

2 消防団

市民の消防団への入団・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に支援するとともに、消防本部との連携や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

第6 ボランティア活動環境の整備

社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会と連携し、災害時において、災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるための環境整備を行う。

1 災害ボランティアの開設等

1 災害ボランティアセンター開設支援等

市域に応じ災害ボランティアセンター等を開設するとともに社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の支援を受け、ボランティアの受入態勢や発災時に担う役割を整備する。

2 ボランティアの受入にかかる協力及び連携態勢の構築

災害ボランティアセンター等の市域を越えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携態勢を平常時の交流を通じて、その構築を図る。

2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 災害ボランティアへの参加の促進と人材の育成

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、市民及び企業の災害ボランティアへの参画の促進を図るとともに、災害ボランティアセンター運営支援、専門性を持ったボランティアの育成・確保を推進する。

第7 企業・事業所の防災対策の促進

1 企業・事業所を対象とした対策

1 防災計画や事業継続計画（BCP）促進と実効性の向上

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業事業所の防災計画やBCP（事業継続計画）の実効性向上を促進する。

2 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域におけるさまざまな団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市や各種団体が企業や事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

3 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向け

た支援を行う。

2 企業・事業所において実施する対策

1 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食糧等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備に努める。

2 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織等の充実強化に努める。

3 従業員等への防災教育・訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

(1) 従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。

(2) 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

4 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域におけるさまざまな団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

(1) 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。

(2) 業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協働で災害対応を行うための避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

第8 学校等における防災対策の推進

1 児童・生徒等の防災意識の向上

学校や地域をはじめ、様々な機会・場を活用した各種施策を積極的に推進し、自然災害等への正しい理解を促進する等して、防災教育の目的達成を支援するとともに、児童・生徒等の「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取り組むことができる人材育成に資する。

1 児童・生徒等の防災意識の高揚

(1) それぞれが暮らす地域の災害や社会の特性、防災科学技術の知見等についての知識を身につけ、防災・減災のために事前に備え、行動する能力

- (2) 自然災害から身を守り、被災した場合でも、その後の生活を乗り切る能力
- (3) 災害から復興を成し遂げ、安全・安心な社会に立て直す能力
- (4) 進んで他の人々や地域の安全を支える能力

2 家庭・地域との連携

防災教育を進めるにあたっては、学校・家庭・地域の結びつきを深めることが重要であることから、学校運営協議会等において、学校・地域及び自主防災組織等と連携を協議するとともに、住民相互の交流を促進し、災害発生時の自主的救援活動等の基盤整備に努める。

3 防災訓練

- (1) 避難訓練や児童引き渡し訓練等は、学校行事等に位置付けて計画し、全職員の協力と児童・生徒の自主的活動と相まって十分な効果を収めるように努める。
- (2) 訓練は毎年1回以上実施し、学校種別・学校規模・施設整備の状況及び児童生徒の発達段階等それぞれの実状に応じて具体的かつ適切なものとする。
- (3) 訓練にあたっては、事前に施設整備の状況、器具・用具等について安全点検し、常に使用できるようチェックするとともに、訓練による事故防止に努める。
- (4) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員並びに児童生徒の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- (5) 訓練実施後は、適切に評価を行い、その後の訓練に活かす。また、必要があれば関係計画の修正整備を図る。

2 小中学校・幼稚園の防災対策の推進

各学校等においては、平素から防災体制を確立し、教職員等の任務分担及び相互連携要領等を具体化する。また、過去の災害の教訓をふまえ、各学校等の特性に応じた避難計画等を修正するとともにそれぞれの特性に合った訓練を実施する。

1 児童生徒の安全確保

登下校時等の児童生徒の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒の誘導方法保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

2 児童福祉施設等の防災対策の推進

- (1) 公立の児童福祉施設については、公立小中学校・幼稚園に準じた防災対策を講ずるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。
- (2) 民間児童福祉施設については、公立小中学校・幼稚園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導を行う。

第9 避難対策等の推進

大規模地震が発生した場合には、家屋の倒壊、火災の多発や延焼など二次災害のおそれのある被災区域内の住民を、速やかに安全な場所に避難させることが重要である。

そのため、一時避難所（指定緊急避難場所）、指定避難所、福祉避難所及び避難道路の選定と整備を行うとともに、避難に関する防災マップ・洪水ハザードマップ等の諸計画を広く市民に周知して、安全の確保に努める。

1 避難所等の区分

本市においては、以下のように、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難道路を位置付け、また、在宅や車中避難者等の避難所外避難者（以下、「避難所外避難者」という。）にとっては支援拠点とする。

指定緊急避難場所 (一時避難場所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図る施設又は場所（基本法第49条の4第1項）
指定避難所	災害により居住の場所を失った者又は、失う恐れのある者を受入れできる施設とし、防災生活圏における中心的な防災のための拠点施設
福祉避難所	一般的な避難所では生活に支障を来す要配慮者を受入れできる施設
避難道路	避難場所、避難所へ通じる道路又は沿道

本市の指定避難所

防災生活圏	指定避難所名	防災生活圏	指定避難所名
亀山中央地区	亀山西小学校	川崎南地区	中部中学校
亀山北地区	亀山東小学校	井田川西地区	野登小学校
亀山東地区	西野公園体育館	野登地区	白川小学校
亀山西地区	亀山南小学校	白川地区	神辺小学校
亀山南地区	昼生小学校	神辺地区	関中学校
昼生地区	井田川小学校	関地区	関B&G 海洋センター
井田川北地区	東野公園体育館	関南部地区	
井田川南地区	川崎小学校	坂下地区	加太小学校
川崎北地区		加太地区	

2 避難所の選定における留意事項

避難所は、大規模地震災害が発生し、多くの市民が住宅を失う事態を想定して整備するもので、市民が生活を再建することのできるまでの期間、一時的な居住施設の役割を果たすものであることから、指定に際しては、市民にとって身近な施設に

するとともに、二次災害などの恐れがないことなど、概ね次により選定・整備又は機能維持に努めるものとする。

- 1 避難所は、学校施設及び市公共施設等を地域の特性に合わせた避難所として、防災生活圏ごとに整備を図る。
- 2 避難所は、防災生活圏における中心的な防災拠点としての役割を担っているため、避難者の一時的な生活を確保するための設備だけでなく、情報通信機器も含めた地域防災拠点にふさわしい備蓄を推進する。
- 3 避難所は、建物自体の安全性が確保されていること、主要道路等との災害時緊急搬出入用アクセスが確保されていること及び環境衛生上問題のないことを考慮する。
- 4 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図る。
- 5 人口の10%を目安とした避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力態勢によるバックアップのもとに、避難所等収容施設の整備を図る。
- 6 要配慮者、特に避難行動要支援者支援が行いやすい指定福祉避難所及び福祉避難所の確保を図ること。
- 7 被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借上げるなど、多様な避難場所の確保について検討する。
- 8 防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。
- 9 避難所における必要面積の確保

避難状況及び避難者の特性を考慮したスペースを下記のとおり確保する。

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積
4 m ² /人	感染症対策に必要な占有面積

- 10 避難所標識の設置等

避難所の標識等を整備し、市民が安全に避難できるよう環境づくりを進めるとともに、避難行動要支援者支援が行いやすい標識等の整備にも取り組む。

3 避難道路の選定

避難道路の選定にあたっては、一時避難場所から避難所に至る経路上の安全性を重視するとともに、市街地の実情や要配慮者の避難行動を考慮するものとする。

- 1 避難道路の経路上に倒壊危険家屋や延焼危険のある建物及び危険物貯蔵等の施設がないこと。
- 2 地盤が良好であり、土砂崩れや道路崩壊、浸水等の危険性がないこと。

- 3 避難行動要支援者の避難に際し、車椅子や担架等での避難に支障がないこと。
- 4 建物が密集する狭い道路や幹線道路等における交通危険がないこと。

4 避難誘導態勢の整備

被災住民や避難行動要支援者を、適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関わる避難誘導及び避難行動支援態勢の整備に努める。

また、地域の支援者である自治会連合会支部及び地域まちづくり協議会を窓口として、自主防災組織等を中心とする地域で避難行動要支援者名簿の活用や防災マップづくりを行い、地域で避難行動要支援者をサポートする体制(共助)づくりを行うとともに、市は、その体制づくりや手法等について、地域支援を実施する。

1 避難道路と交通規制

地震発生に伴う避難行動の混乱を防止し、被災市民の避難を容易にするため関係機関との連携を図り、避難所、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制要領等の対策を可能な限り検討しておくものとし、市職員等その他避難措置の実施者は迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。

また、南海トラフ地震などの大規模地震に備え、避難誘導及び交通規制要領についても検討を行う。

2 避難行動要支援者への支援体制

- (1) 平素から、防災関係機関及び地域まちづくり協議会・自治会・自主防災組織並びに亀山市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体等と協力して、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有及び情報伝達態勢の整備、誘導態勢の確立に努める。
- (2) 上記態勢の具体化を図るため、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成を引き続き推進する。

この際、個別避難計画作成に必要な個人情報に関係部局及び機関、作成にかかわる自治会・民生委員・介護支援員・訪問看護師等と共有し、実効性ある個別避難計画を作成する。

3 観光客、帰宅困難者等への体制

平常時から観光関連団体等と連携して啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報の提供場所、一時待機場所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。

4 ペット同行避難

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌・

ゲージ等、ペット用避難用具の常備に努めるよう啓発を行う。

5 避難所外避難者対策

ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、エコノミークラス症候群対策等の健康管理に配慮した対応に努める。

5 避難に関する広報

市民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時より一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌等を活用して、その周知を図るとともに、地震災害等発生時には、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール配信及びケーブルテレビ文字情報等を通じて情報の発信を行う。

なお、地震災害発生時における避難に関する緊急広報の内容は以下のとおりとする。

- 1 避難に関する情報
- 2 開設された避難所の名称及び所在地
- 3 避難の地区分け
- 4 避難経路(*避難経路上の被災の有無を含む。)
- 5 避難時に行うべき対応(*電気・ガス・施設等の処置)

6 指定避難所指定職員の配置

災害発生時において、避難所施設の被災状況の確認と速やかな指定避難所の開設、市内各地域の情報通信体制の確保並びに迅速な救援活動を目的として、指定避難所に指定職員を配置する。

7 避難情報の基準

1 避難情報伝達態勢の整備

基本法に定める避難指示のほか、市民等に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難情報を活用するため、伝達態勢の整備を図るものとする。

2 避難情報

避難指示情報等について、気象台、県及び防災関係機関等の協力を得つつ、地震災害等の災害事象の特性等、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域やとるべき行動、伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」等により、市民への周知徹底に努める。

また、市長不在時における高齢者等避難、避難指示、避難情報等の発令について、

その判断に遅れが生ずることないよう、亀山市災害対策本部条例第2条第2項の規定により行う。

区 分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保※1	●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・ 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合 ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難※2 ・ 危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保※3)する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報	●発令される状況：気象状況変化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル1】 早期注意情報	●発令される状況：今後の気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害の心構えを高める ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※1 緊急安全確保：「立ち退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難が遅れたため、災害が発生・切迫し、立ち退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立ち退き避難から行動を変容し、危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する行動

※2 立ち退き避難：災害リスクのある区域等の居住者が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることから、その場を離れ、対象とする災害から安全な親戚・知人宅・ホテル又は指定緊急避難場所等に移動すること。

※3 屋内安全確保：住宅構造の高層化や浸水想定(浸水深・浸水継続時間等)が明らかになっていること等から、災害リスクのある区域等に存在する自宅・施設等においても上層階への避難や高層階に留まること等により計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動

第2節 防災体制の整備・強化

第1 災害対策本部機能の整備及び確保

災害対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部の施設及び通信設備等の充実が不可欠であり、特に、南海トラフ地震等による大規模な地震災害に対処するためには、災害対策本部が設置される市庁舎等における耐震性の確保を図るとともに、災害時の活動を支える資機材の整備や物資の備蓄を行う。

1 災害対策本部代替施設の確保

災害対策本部は、市本庁舎3階(大会議室)が被災し使用できない場合、消防庁舎又は関支所を代替施設として使用できるよう通信設備等の充実を図る。

2 災害対策本部施設及び設備の整備

発災以降、迅速に災害対策本部を設置し、その機能を充実させるためには設置する施設設備はもとより、代替施設においてもその耐震化を図るとともに、自家発電設備による非常電源の確保や通信機能の確保などの整備を実施する。

3 物資・機材等の備蓄

1 災害対策本部職員用物資の備蓄

亀山市業務継続計画に基づき、災害対策本部において活動する職員の食糧や飲料水、災害用トイレ等の生活必需品を備蓄し、活動基盤の充実を図る。

2 災害対策活動用物資・機材の備蓄

災害応急対策活動に必要な情報伝達用機器、救助・救出用資機材、消火用品、工具、避難用品等の備蓄を整備する。

4 現地対策本部機能の整備検討

大規模災害発生時において、実際の災害現場に近い市の施設等を現地対策本部として活用するなど、施設・配備人員・備蓄資機材等を含めた態勢を確立し、災害対策本部活動の柔軟性を保持する。

5 報道用スペースの設置

災害発生時は、市民に適切な情報を迅速に提供するため、市本庁舎3階理事者控室に災害時報道用スペースを設置する。代替施設(消防庁舎)を災害対策本部として使用する場合は、消防庁舎の使用状況を考慮し、別途、設置する。

6 防災用拠点施設の整備

指定避難所は、市内の各防災生活圏をカバーする防災拠点としての機能を有して

いる。

そのため、指定避難所には、通信設備や情報通信機器を整備し、災害対策本部との円滑な情報通信体制を構築する。

また、発災直後より指定避難所に指定職員を派遣し、地域における応急対策活動を実施する。

7 職員の迅速な参集態勢の整備

災害発生時の迅速な初動態勢を確保するため、勤務時間外における災害対策本部要員及び職員への非常参集システムの整備など、迅速な参集態勢を整備するとともに、本庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として指定し、初動態勢の確立のため機能維持に必要な訓練を定期的実施する。

8 職員に対する防災教育

災害対策本部職員に対し、地震発生時の初動期における即応態勢の確立及び応急対処能力の向上を図るため、あらゆる機会を捉えて防災教育を実施する。

この際、特に、南海トラフ地震等に関する基本知識及び市職員としての責務に基づく応急対処能力の向上を図る。

第2 災害情報の収集・伝達体制の整備

- 1 迅速な災害情報を収集・伝達するため、防災関係機関との連携、報道情報及び市民情報の活用等、多様な収集・伝達体制(防災情報収集伝達システム)を整備する。

この際、情報伝達の重層化、情報管理の一元化及び避難行動要支援者・孤立が想定される地域・帰宅困難者等への情報伝達に留意する。

- 2 三重県防災情報システム等、上位機関等の機能を有効に活用するとともに、市の防災行政無線の拡充・更新により体制を強化する。

第3 災害時医療対策

1 災害時医療救援活動の円滑化

発災直後の医療救護活動の担い手となる鈴鹿保健所及び一般社団法人亀山医師会一般社団法人亀山歯科医師会、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会との連携を強化し、災害時医療マニュアルの作成を推進する。

この中には、トリアージ(傷病者の治療の優先順位)技術の研修なども含め、災害時の迅速かつ確かな医療救護体制の構築を図る。

2 広域的な医療救護活動体制の構築

市内医療機関だけでは対処できない場合を想定して、平素の業務及び防災訓練等を活用し、関係機関及び医療機関等との広域的な医療ネットワークを構築する。

3 医薬品等の確保

災害時に必要な医薬品等を確保することができるよう、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会と連携を図り、医薬品等の確保に努める。

4 応急救護所設置態勢

大規模な地震災害が発生して医療救護が必要となった場合は、医療対策部が主体となって一般社団法人亀山医師会、一般社団法人亀山歯科医師会、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会、三重県鈴鹿保健所、日本赤十字社亀山地区奉仕団、自主防災組織等の協力を得て、努めて早期に活動態勢を確立する。

第4 受援体制の整備

災害時応援協定に基づき、受援に必要な態勢の整備を促進するとともに、当該応援協定に基づいて相互応援態勢に係る訓練の実施・協力を努める。

1 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、受援体制を構築するとともに、近隣の市町に加え、遠方の市町との協定の締結を推進する。

また、既に締結している市町間において相互応援協定に基づく連携態勢の整備を図る。

2 受援体制の整備

1 防災関係機関

「三重県広域受援計画」（令和5年3月修正）に基づき、国・県等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策を促進する。

2 受援計画の整備

円滑な応援受け入れのため、防災訓練等を通じ、連携を強化するとともに、救援活動拠点の確保等、受援に必要な態勢を整備・強化する。

第5 防災訓練の実施

防災関係機関や要配慮者を含めた住民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と

連携して、大規模災害を想定した有機的な訓練を年1回以上実施することを基本とし、防災体制の強化を図る。

この際、被災時の男女のニーズの違い、要配慮者等の視点に十分配慮するよう努める。

1 総合防災訓練

大規模な地震災害に対する対処訓練や土砂災害・水害及び大規模火災等の対処訓練など、県、市その他の防災関係機関、市民、企業の参画を推進し継続的に実施する。

訓練は、大規模な地震、風水害・大規模火災を想定した職員の非常参集、情報伝達、防災広報、避難誘導、消火活動、救出活動、交通規制、公共施設の応急復旧等災害発生後の応急復旧に至るまでの総合的なものを実施する。

また、訓練の実施にあたっては、地震規模や被害等の想定を明確にして、防災関係機関や要配慮者を含めた住民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、災害時の応急対策を中心とし要配慮者の避難及び観光客に対する避難誘導、情報伝達、自治会との連携、さらには避難所の機能確保やボランティアの受入体制など、努めて災害の実相にあった訓練を実施する。

1 実動訓練

主として住民主導による避難訓練・避難所運営訓練など「自助・共助」の活動や避難行動要支援者に対する搬送等の訓練、負傷者に対する避難誘導・避難所開設・応急救護訓練など「公助」の訓練を防災関係機関・各種団体等と連携して実施する。

2 図上訓練

防災関係機関等の協力を得て、災害時における応急対策活動及び連携要領等の防災態勢を検証し、災害対策本部(要員)の識能の向上を図る。

2 広域合同訓練

大規模災害発生時において被災市町が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定し、県及び災害時相互応援協定締結市町等との連携強化を図るため、広域合同防災訓練等に参加・協力する。

3 通信連絡訓練

大規模地震災害発生時においては、通信が途絶する事態が予想されることから、通信を確保するため通信設備の応急復旧などの訓練を実施する。

この際、通信の予備手段の確保・運用に留意する。

4 情報伝達訓練・非常参集訓練等

職員の防災意識の高揚及び災害対策本部の即応態勢等の強化を図るため、情報伝達訓練及び非常参集訓練などを実施する。

- 1 情報伝達訓練
南海トラフ地震に関する情報等に基づく全職員を対象とした情報伝達訓練
- 2 非常参集訓練
時間外・閉庁日等の発災を想定した全職員対象の非常参集(安否確認)等訓練
- 3 災害対策本部訓練
発災時における交通の途絶を想定し、市庁舎近隣に居住する職員を対象とした災害対策本部開設訓練
- 4 緊急地震速報行動訓練
市庁舎に勤務する職員及び来庁者に対し、緊急地震速報発表時における避難誘導等の安全確保訓練

5 自主防災組織、地域まちづくり協議会、企業等に対する訓練支援

自主防災組織や地域まちづくり協議会、企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。訓練の支援にあたっては、地域の特性に応じて、避難行動要支援者や女性事業所などの多様な参加者の参画を働きかける。

6 訓練に基づく地域防災計画等の検証

各防災訓練の成果を踏まえ検討し、地域防災計画等修正の資とする。

7 防災訓練に伴う交通規制

基本法又は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号以下「大震法」という。）の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、亀山警察署の協力を得て必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

第6 災害時用物資等の備蓄・調達等

「三重県備蓄・調達基本方針(令和3年5月)」に基づき、県との役割分担等を踏まえ、災害用物資の備蓄・調達を行う。

1 受入・供給体制の構築

「物資調達・輸送調整等システム」を活用するとともに、亀山市物資拠点(亀山公園・豊田自動織機亀山試験場)、民間物資拠点(日本トランシティ(株)亀山物流センター)、中央・本町・関防災倉庫を効果的に運用して、災害時の物資の受入・供給体制を構築する。

この際、民間事業者等との協定締結等により、災害時の輸送手段の確保を図る。

2 地域等における災害用備蓄の推進

避難所や避難場所等、地域(まちづくり協議会や自主防災組織等)ごとの災害用物資の備蓄を推進する。

また、各家庭においても発災後1週間程度の食料や飲料水等、必要な物資等の備蓄を働きかける。

第7 救援・救助活動を円滑に行うための施策

1 輸送

円滑な輸送態勢を確保するため、緊急輸送道路の指定など、次のような施策に取り組む。

1 広域的な救援物資の集積拠点施設の整備

「三重県広域受援計画」(令和4年3月策定)に基づき選定された広域的な救援物資の地域内輸送拠点(亀山公園・豊田自動織機亀山試験場(市物資拠点)・日本トランシティ(株)亀山物流センター(民間物資拠点))について、市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分け・配送作業を円滑に実施できる態勢の維持整備に努める。

2 地域内輸送拠点周辺環境の整備

広域的な地域内輸送拠点周辺においては、案内標識、施設内作業のための区画指定などの環境整備を行う。

3 各種団体等との防災協定

災害時の輸送に関する人員や資機材を確保するため、締結した防災協定により協力態勢の確認を行う。

4 空からの輸送

災害時には陸上交通が途絶し応急対策活動に大きな障害となるので、災害時における空からの輸送を可能とさせるため、臨時ヘリポート用地等の確保に努める。

2 給水

1 応急給水態勢の確立

水道施設の被災により、応急給水活動を実施する必要がある場合に備えて応急給水マニュアルの整備を図るとともに、近隣市町との相互応援協定を締結し活動の円滑化・効率化を図る。

2 応急給水用資機材の確保

水道施設が被災した場合、水源等取水可能施設より飲料水を搬送することとなるが、この作業のため、給水タンク及び持ち運びが可能となる飲料水容器等の応

急給水用資機材の備蓄を行う。

3 救助・救急活動

1 救助用資機材等の確保

救助用資機材・重機等の確保のため、三重県建設業協会亀山支部等との「災害発生時における緊急協力に関する協定」により応援を要請する。

2 ヘリコプターの活用

救助や患者の搬送等の緊急を要する場合、「三重県防災ヘリコプター応援協定」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、県に対して防災ヘリコプターの応援を要請する。

4 災害廃棄物等瓦礫処理対策

大規模地震災害時に発生する災害廃棄物の処理を円滑に実施するため、以下の取り組みを進める。

1 亀山市災害廃棄物処理計画に基づく指導

災害時の廃棄物対策について「亀山市災害廃棄物処理計画」（令和4年4月策定）に基づき、搬送方法、仮置場の確保等を明確にし、分別の徹底について市民事業所に指導する。また、各事業所における災害時の廃棄物対策について事前に計画を立案するよう指導する。

2 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援・協力体制の確立

平常時を上回る大量の災害廃棄物を合理的に処理するため、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、県へ応援の調整を要請する。

5 し尿処理対策

1 亀山市災害廃棄物処理計画の実効性向上

「亀山市災害廃棄物処理計画」に基づき、態勢を確立・維持するとともに、各種施策を実施、検討し、実効性を向上する。

2 近隣市町、民間事業所との応援・協力体制の確立

大規模災害時のし尿処理を円滑に進めるため、近隣市町、民間事業所と応援・協力体制を構築し、非常事態に備える。

6 公衆衛生対策

1 公衆衛生計画の策定

大規模災害時における公衆衛生を確保するための計画を策定し、災害時に備える。

2 災害用トイレ等の備蓄と処分体制の確立

避難所を中心とした人口の集中に伴って、し尿処理の必要が高まるため災害用

トイレ（一般用）及び高齢者や障がい者用トイレの備蓄等を進めるとともに、断水後も水洗トイレを利用することができるよう、トイレ用の水を確保する。

（飲料には適さない井戸水やプール等の水によって行う。）

3 遺体の処理

大規模地震災害時に想定される遺体の処理に対応するため、以下の取り組みを進める。

(1) 一時安置場所等の整備を進めるとともに、墓苑等の整備を行う。

(2) 柩、納骨壺、ドライアイス等の調達態勢を確保する。

4 ペット用避難所設備設置の検討

ペット同行避難により避難所の公衆衛生が悪化しないよう仮設避難設備の設置等、ペット所有者が避難所の近くで飼育できる環境を整えられるよう検討する。

5 県、近隣市町、民間事業所との応援・協力体制の確立

本市の施設・設備のみによっては対処できない場合を想定し、県や近隣市町、民間事業所との応援・協力体制を構築する。

7 建築物等の防災対策の推進

1 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

被災建築物の応急危険度判定にあたっては、判定方法、判定士の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間（国、県、市）で相互に緊密な連携をとるとともに、災害時には的確な活動が行えるような体制整備に努める。

また、判定の実施にあたり判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

被災宅地危険度判定にあたっては、十分な人数の判定士を養成することが求められていることから、県と連携して受講資格のある建築土木技術者を対象とした判定士の養成に努める。

3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定実施のための備品類の整備

判定活動に必要な備品等を計画的に備蓄するとともに、災害発生時に備品等が不足する場合は、速やかに県に要請し調達するものとする。

4 近隣市町、民間事業所との応援・協力体制の確立

災害時の「住」対策について、本市のみでは対策が十分に行えない場合を想定し、近隣市町、民間事業所と応援・協力体制を構築する。

8 災害時「住」対策

1 大規模地震等災害を想定した住宅供給計画の立案

大規模地震災害時に発生する大量の住宅ニーズを想定し、県、近隣市町と連携しつつ、住宅の建設方法、供給方法を事前に検討していく。

- 2 仮設住宅供給に利用可能な空地の現状把握
仮設住宅建設が可能な用地を事前に把握し、緊急時に備える。
- 3 被災者を相互に受け入れる広域的な応援協定の締結
大規模地震が発生すると、市域や近隣市町においても大規模な被害の発生が想定されることから、被災者に対する避難所への受入れや近隣地域への避難者の受入要請を行うことができない可能性もある。避難者の生活を確保するため、広域的な相互応援協定等を締結し、避難者（特に、医療や支援の必要な要配慮者）の受入れを行う態勢づくりを進める。
- 4 応急仮設住宅
 - (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、原則として市長が行う。
 - (2) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号 以下「救助法」という。）が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は、県知事による救助のいとまがないときは市長が行う。
 - (3) 応急仮設住宅を速やかに供給するため、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量の把握及び災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅が建設可能な用地の把握や調達・供給体制の整備を図る。
 - (4) その他、災害時に住宅の応急修理や障害物の除去等が速やかに実施できるよう調査、実施態勢を整備する。

9 その他

- 1 社会秩序の維持（地域安全運動の推進）
警察による防犯パトロールだけでなく、地域の安全を守る運動を促進するため、自主防犯組織、自主防災組織等の整備を推進する。
- 2 地域経済との連携
大規模地震災害発災直後の食糧品、生活必需品の調達等、民間企業に協力を要請できる体制づくりに取り組む等、地域経済との連携を促進する。

第8 復興活動の円滑化のための対策

1 各種データの蓄積・保全と効率化

- 1 各種データの整備保全
 - (1) 地籍、建物、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存
 - (2) 地図情報システムによるデータの一元的管理体制のための検討
 - (3) 被害調査結果と、り災証明書発行体制とを連動させるシステムの検討
- 2 公共土木施設管理者の資料保全

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 復興対策の研究

大規模な地震災害後、復興のための計画を立案していくにあたって、重要となる次の事項に関する調査研究を行う。

- 1 復興計画に関する市民のコンセンサスの形成手法
- 2 企業の自立復興支援方策
- 3 復興過程における市民の精神保健衛生
- 4 復興資金の負担のあり方等

第3節 減災対策

第1 防災都市づくり

大規模な地震災害に対処するため予防的対策を充実すると同時に、市街地に段丘崖等の崩壊の危険性がある箇所での存在宅地開発による市街地化の進行、道路網の発達に伴う交通集中等、被害を拡大させる社会的要因の増加に的確に対応し、災害に強い都市づくりを進めることが大きな課題である。

また、各種のまちづくりの施策や防災施設の整備にあたっての基本的な考え方となる地域まちづくり協議会を基準とした「防災生活圏」を設定し、これによるまちづくりの方向を検討する。

1 防災生活圏を軸としたまちづくりのイメージ

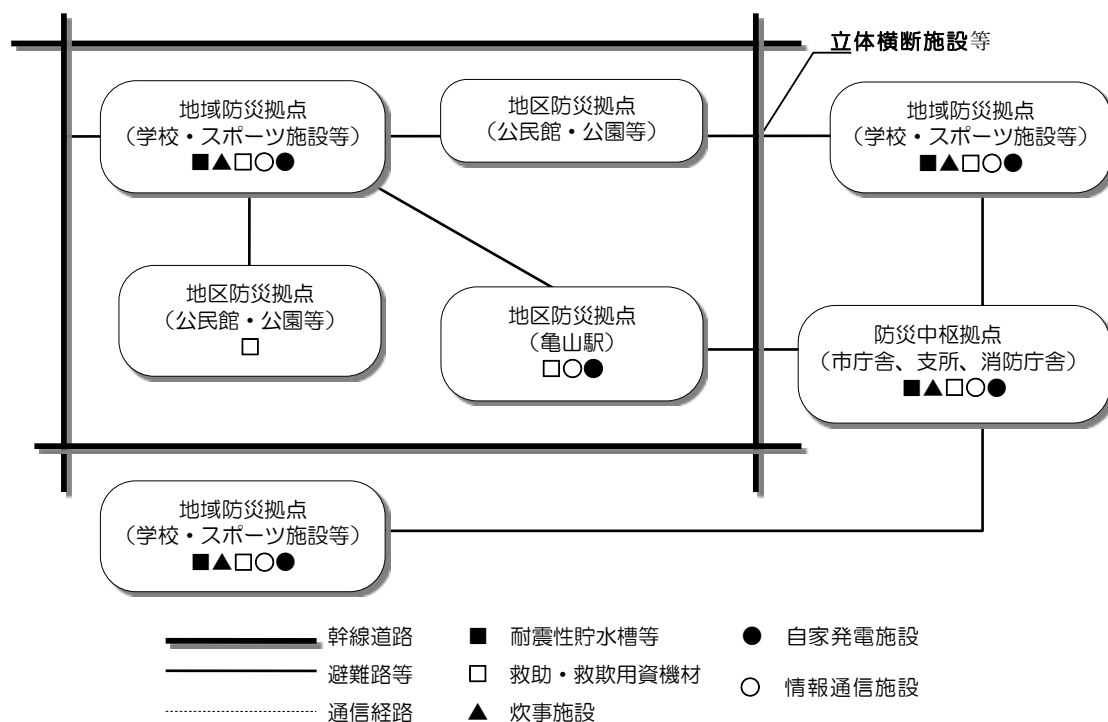
防災生活圏とは、市民の生活に直結する防災活動を行う単位であり、まちづくりにおいても、これをもとに各種の施設・設備の整備を行う。

特に今後整備予定の亀山駅周辺については、防災生活圏を考慮した地区防災拠点としての機能のほか、不特定多数の駅等利用者に対する防災拠点として機能を有するよう検討を行っていくこととする。

1 防災拠点（防災生活圏の設定に応じて、次のような防災拠点を整備していく。）

防災拠点	対応する区域	設定する場所	設置すべき機能等
防災中枢拠点	全 域	市庁舎 及び 関支所 消防庁舎	災害対策本部等防災活動中枢機能 情報通信機能・ 自家発電機能・耐震性貯水槽等 炊事機能、救助・救急用資機材
地域防災拠点 (防災生活圏)	地域まちづくり 協議会	指定避難所 (小中学校施設 及び文化スポーツ施設等)	耐震性貯水槽等 救助・救急用資機材 情報通信機能・炊事機能 自家発電機能
地区防災拠点	各 地 区	公民館 公 園 集会所等	救助・救急用資機材、給水機能 (情報通信)
(亀山駅周辺)	亀山駅周辺 (駅等利用者含む)	亀山駅	救助・救急用資機材、給水機能 情報通信機能・自家発電機能

2 各種施設の整備イメージ



2 大火に強い市街地の整備

1 建築物の不燃化の推進

- (1) 建築物の不燃化を推進し、安全な市街地の形成を図る。
- (2) 建築物自体の耐火・防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生時にも火災が拡大しないための措置がとられているがこれらに関する適切な指導を強化する。

また、不特定多数の市民が利用する施設やこれに準ずる大規模な施設に関しては、防火避難に関して、各種措置の徹底を図る。

2 市街地の整備

建築物の密集した地域、特に、市街地整備の行われていない木造の老朽建築物の密集する地域では、火災危険度が高いばかりでなく、街路の幅員も狭く、火災発生時の消防自動車の進入や救助・救急活動の障害も予想される。

このような地域においては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の実施により、建築物の不燃化、道路・公園・広場等の防災空間の確保に取り組むと同時に、土地利用の高度化に取り組む。

3 オープンスペースの確保の促進

公園、広場、広幅員の道路等は、地震発生時には、防災空間として機能する。

しかし、近年の都市化の進行は、旧来からあった自然的オープンスペースを減少

させつつあるばかりでなく、延焼遮断機能を持った屋敷林等の減少、農地の減少を招いている。そのため、災害時に安全ゾーンとなる公園、広場、広幅員の道路の計画的な整備に取り組むとともに、植樹帯の有する延焼遮断機能を再評価し、これの整備に努める必要がある。

第2 公共施設の安全確保・整備

1 道路施設

大規模地震により、道路、橋梁等が被災すると、市民の避難、消防活動、救助・救急活動、物資の輸送活動等に大きな支障をもたらす。そのため、道路、橋梁の耐震性を向上させるよう、各道路管理者に要請するとともに、本市管理の道路についても、耐震性の向上に努める。

また、災害時に被災した道路、橋梁の応急復旧活動のための資機材の備蓄や、被災状況の早期把握のための調査体制の構築にも取り組む。

1 既設の道路・橋梁

道路の被害としては、高架橋の倒壊、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯等の軟弱地盤上にある道路の亀裂沈下等の被害が想定される。

このため、被害の想定される箇所の把握、点検の実施を行うとともに、順次、対策工事を実施する。また、国・県の管理する道路、橋梁にあつては、これらの道路、橋梁への対策を要請する。

2 ライフライン共同収容施設整備の検討

電気、電話、ガス、上下水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るとともに、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るための取り組みとして、ライフライン共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備が考えられる。

これらの施設については、今後、地域の状況を考慮しながら検討を進める。

3 応急復旧作業のための事前措置

発災後、緊急輸送のための道路交通を確保するため、以下の事前措置に取り組む。

- (1) 応急復旧のため、被害状況把握及び復旧用資機材の調達確保のための態勢づくりを行う。
- (2) 発災後、「公共土木施設被害調査マニュアル」に基づき、被害状況を把握する。
- (3) 応急復旧作業担当者との事前協議

発災後の復旧作業担当者を事前に指定し、迅速な復旧態勢を構築するとともに、担当業者の選定にあたっては、防災協定締結者(三重県建設業協会亀山支部)等との事前協議による。

4 道路施設

道路整備計画により、道路、施設等の地震対策を推進する。

5 避難行動要支援者に配慮した道路、橋梁の整備

災害時にも避難行動要支援者が安心して避難行動が行えるよう、道路、橋梁については、緊急性の高いものから歩道の拡幅、段差の解消を行うとともに、標識類については、外国人等に対しても配慮したものとする。

6 緊急輸送道路の指定

災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と推進する。

緊急輸送道路の区分

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路

3 河川・ため池

1 河川の耐震調査

地震による堤防の損壊に対処するため、水害の危険性の高い河川から堤防の改修に努めるとともに、国・県にも要望する。

2 パトロールと警戒態勢

河川・ため池等については、気象状況に応じ、あらかじめ定められた危険箇所 の点検パトロールを実施し、状況によっては、定められた連絡経路による連絡を行い、警戒態勢をとる。

4 上水道

災害による断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の耐震性の強化に努める。

また、被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資機材の整備拡充、防災非常態勢の確立を行う。

1 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良時に耐震管及び耐震性継手の採用や老朽管の解消を図り、施設の強化を図る。

また、二次災害の防止と飲料水確保のため、配水池における緊急遮断弁の設置に努める。

2 応急復旧態勢の整備

水道施設の被災に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急復旧用資機

材の備蓄及び担当業者の選定を事前に行う。

また、被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うことができるよう、施設管理用図書の整備と保管を行う。

さらに、被災を想定し、復旧に要する目標を定め、市民の不安を解消するための取組を進める。

3 応急給水態勢

水道施設被災時にも飲料水の供給を継続するため、応急給水用資機材の整備、応急給水態勢の確立を図る。

4 被災時の協力態勢の強化

飲料水の供給、水道施設の復旧のための広域的な支援体制を確立するため、「三重県水道災害広域応援協定」及び亀山水道事業協同組合との応援協定に基づき協力態勢の強化に努める。

5 下水道

本市における下水道関連施設としては、農業集落排水施設が14箇所（田村、井尻、南部、小川、白木、白木一色、両尾・安坂山、辺法寺、昼生、杓掛、坂下、市瀬、上加太、下加太）整備されており、平成13年度より公共下水道の一部供用開始により、災害予防のための計画を策定する。

下水道関連施設については、地震による破損が想定される箇所も含め老朽化の懸念される施設の整備計画の策定及び補強に努めるとともに、今後新設する施設については、地質、構造等に配慮して耐震性の強化に努める。

また、被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡態勢の確立、復旧用資機材の確保の検討及び復旧体制の確立を図るとともに、施設の対策に当たっては国の暫定指針及び「下水道施設耐震対策指針と解説」により取り組むものとする。

1 管渠施設に関する対策

地震による破損が想定される箇所も含め老朽化の懸念される下水道管渠の整備計画の策定、補強に努める。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等を総合的な見地から検討し計画する。

なお、地盤の悪い箇所や液状化の恐れのある箇所に敷設する場合には、特に耐震性を考慮した工法を導入するとともに、必要があれば対策を実施する。

2 応急復旧態勢の整備

下水道施設の被災に備え、応急復旧用資機材の備蓄の検討及び担当業者の選定を事前に行う。また、被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うことができるよう、職員の初動態勢を明確にし、日祝日や勤務時間外の発災に備えるとともに応急対策活動の内容を検討する。

さらに、復旧のため、施設管理用図書の整備と保管を行う。

3 被災時の協力態勢の確立

下水道施設の復旧のための、「三重県の下水道事業災害時における応援に関するルール」に基づき、広域的な支援体制を構築する。

6 廃棄物処理施設

大規模地震による廃棄物処理施設の被災は、日常生活から排出される廃棄物や災害により発生する廃棄物の処理に大きな支障をもたらす。このため日頃から適切な施設管理により被害の予防及び軽減を図るとともに、被災時は早期復旧に努める。

1 管理態勢

廃棄物処理施設が被災した場合には、適切な管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすことになるので、耐震性の確保、非常用自家発電設備等の整備、防災点検、燃料や薬品の管理等、平素から、施設の管理を十分に行い被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低の機材、予備部品等を確保する。

2 応援態勢の整備

処理施設や処理能力、機材等の不足に対応するため、県及び周辺市町との防災協定に基づき行う。

3 仮置場の候補地の選定

災害廃棄物処理計画に基づき、候補地の中から選定する。

4 復旧態勢の整備

施設が被災した場合は、事故防止等安全対策を十分講じた上、迅速に施設の復旧を図る。

7 通信施設

市の機関、避難所等との間での情報通信ネットワークを確保し、被害状況の早期把握や、応急対策活動実施状況等、市民への積極的な情報収集・伝達手段の整備を促進し、大規模地震災害発生時の通信の確保に努める。

拠 点	整備すべき情報通信ネットワークの内容
防災中枢拠点	1 国、県、その他の防災関係機関との情報通信施設（専用通信等） 2 市内各地域防災拠点との情報通信施設 (同報系・移動系防災行政無線)
防災生活圏	防災中枢拠点との情報通信施設（衛星携帯電話等）

また、携帯電話、アマチュア無線、徒歩や自転車による連絡態勢等を地域防災拠点ごとに確保する等、災害時の孤立化や、情報通信の途絶の防止に努める。

第3 建築物等の災害予防

1 公共建築物の耐震性の確保・向上

1 防災上、重要な建築物の耐震性の確保

災害対策活動を円滑に実施するため、次の施設を「防災上、重要な建築物」として各施設の耐震性を確保し、災害時の施設機能停止・低下の防止に努める。

2 防災上、重要な建築物

- (1) 災害対策本部(本庁舎、消防本部、関支所、総合保健福祉センター)
- (2) 各指定避難所
- (3) 防災通信用無線関連建築物
- (4) 被災者の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、学校等の機関

3 防災上、重要な建築物に対する対応

重要な建築物については、激甚な災害にあっても大きな機能障害を発生させないため、国土交通省その他の研究機関による技術基準の策定、耐震設計基準の改訂、各震災被害報告及びそれを踏まえた基準等の改正に沿い、次の諸点を推進する。

- (1) 新設建築物の耐震設計・施工の確保
- (2) 既存建築物の耐震診断及び市有施設地震対策総合計画の作成
- (3) その他の市有建築物の耐震性確認

防災上重要な建築物ほどではないが、市民の生命、財産に大きな影響を与える建築物については、昭和56年制定の新耐震設計基準を踏まえ重要建築物に準じて施策を行う。

2 耐震化の促進

近年、大規模地震の発生が危惧され、本市も「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、その被害は甚大なものになると想定されている。

このため、本市においても住宅や市有建築物、特定建築物等の耐震化を迅速かつ計画的に促進させるため「亀山市耐震改修促進計画」により、昭和56年以前に着工された建築物の耐震化対策を推進する。

3 一般建築物の耐震性の向上・確保

一般建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）により種々の構造基準が規定されているが、老朽化等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要があることから、これら一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、耐震工法や補強方法等の技術知識等を広く市民に普及・啓発するとともに、住宅耐震相談コーナーの設置や耐震診断員の養成等の体制整備に努める。

1 一般建築物相談の体制強化

三重県及び本市が開設している「リフォーム相談窓口」を活用するとともに、

三重県木造住宅耐震促進協議会、亀山耐震推進委員会等との連携により、市民との相談体制を強化し、増・改築等の際により耐震性のある建築物とすることができるよう相談に応じていく。

2 個人住宅の耐震診断、耐震補強、家具転倒防止対策の促進

地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に耐震診断を実施し、耐震診断を受けた個人住宅を対象に、耐震補強に係る経費の一部を助成する。

また、三重県建設労働組合亀山支部の協力により避難行動要支援者の住宅を中心に家具転倒防止金具等を支給及び設置事業を実施する。

3 コンクリートブロック塀等の対策

ブロック塀については、法令基準に適合した施工及び既存物の撤去や補強に関する相談・支援を行うとともに、避難路や通学路等の道路面の安全性の向上に努める。

4 三重県木造住宅耐震促進協議会等との協力

耐震診断及び耐震補強に関しては、三重県木造住宅耐震促進協議会等の協力を得つつ、実施する必要がある。

そのため、これらの事業の実施にあたっては、三重県木造住宅耐震促進協議会等との連携を強化していく。

5 一般建築物地震対策普及啓発の推進

住宅等の地震に対する知識を広めるため、建築物のわかりやすい補強方法、室内における落下物等の防止対策について、各地域における研修会等を実施するとともに、パンフレット等の配布により啓発の推進に努める。

4 都市建築物の防災対策

建築物の中には、発災時に屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険性の高いものがあり、その対策を講じる必要がある。

5 被災建築物応急危険度判定士の養成等

県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習への参加を促進するとともに、災害時の被災建築物応急危険度判定士の活用方法等について、検討を進める。

第4 地盤災害予防

本市においては、宅地開発、工業団地等、丘陵地を造成した地域が各所に存在する。

これらの地域のうち、谷部を高盛土した箇所については、地震時の危険性が高いことが知られており、防災上必要な施設の整備等を検討する。

また、土砂災害警戒区域については、事前に必要な情報を住民に周知する等、防災上必要な対策を講じていく。

1 土地利用の適正誘導及び宅地造成の規制

土地利用の適正化を図るため、災害危険度の把握を的確に行い、危険性について市民、事業所に周知すると同時に、安全性の確保という観点から土地利用の誘導を行う。

また、宅地造成は、一定規模以上の場合、宅地の安全確保のため許可制度となっており実施主体は県の許可であることから、市内における安全な宅地の創出のためには、県と適切な情報交換を行い、指導に努める。

2 宅地造成における工作物の安全性確保

1 防災パトロール

造成工事に対するパトロールを強化し、無許可工事や危険な宅地の発見に努め、是正を勧告する。

2 その他

その他のがけ地や擁壁、塀に関しては、建築基準法により安全上の指導を行うものとするが、実態調査を進め、危険度の高い箇所に関しては、所有者の注意を喚起するとともに、市民にも知らせ、改善等を指導していく。

3 液状化対策の推進

本市において液状化の危険性のある地域は、鈴鹿川、安楽川等の河川沿いの谷底平野氾濫平野及び宅地造成などによる高盛土地区であるため、これらの地域においては危険性を市民に広く周知し、対策を訴えていく必要がある。

4 土砂災害の防止

本市における土砂災害警戒区域は、以下のようになっている。

種 類	箇所数
土 砂 災 害	8 3 6
地 滑 り	5
土 石 流	1 7 7
土 石 流 特 別 警 戒	1 4 5
特 別 警 戒 区 域	5 6 0

これらの地域においては、以下の取り組みを行っており、今後とも継続していく。

- 1 がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- 2 標識等による住民への周知
- 3 防災パトロールにより、がけ地の保全や管理についての住民指導
- 4 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- 5 住民自身が施工することの困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

6 指定地域における警戒、避難、誘導體制の整備

土石流危険渓流に関しては、その危険性を把握するための調査を行うとともに砂防事業等の推進による安全確保に努め、これらの地域においては、地震発生後に二次災害の恐れがあることから、防災パトロールを実施し、住民の安全確保に努める。

5 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を促進するため、これに必要な補助を行い住宅の災害防止と住民の安全を確保する。

第5 危険物施設等の防災対策の推進

市内には、石油類大量保有事業所、毒物、劇物保有事業所、一般高圧ガス大量保有事業所、液化石油ガス大量保有事業所、ガス施設、放射性物質保有事業所等がある。

これらの施設が被災し、火災、爆発、損傷及び危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を生じる恐れがあることから適切な指導を行い、市民への被害を発生させないように、取り組みを進めていく。

なお、危険物施設等の防災対策の推進の詳細については、「風水害対策編第4章第1節危険物施設等の事故対策」を参照。

1 危険物施設防災対策

市内の危険物製造所・貯蔵施設の防災対策にあたっては、以下の取り組みを進める。

1 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法(昭和23年法律第186号)第12条及び第13条の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に取り組む。

2 保安確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合には、事業所の管理者等に対し、災害防止上の助言又は指導を行う。

3 自主防災体制の確立

事業所等の管理者は、消防法第14条の2の規定による予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、「危険物安全週間」の機会をとらえて、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

2 毒物劇物取扱施設

大規模地震による毒物劇物保有施設の損傷は、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出又はしみ出ることにより保健衛生上の危害を発生し、又は出火、爆発を引き起こす危険性をもっている。

このため、毒物劇物を保有している可能性のある施設の毒物劇物保有状況を平常時から把握し施設防災計画の策定を推進して、災害発生時の被害の軽減を図る。

以下の事項を重点として、関係機関と連携のうえ、施設管理者に対し啓発指導を行う。

- 1 毒物劇物屋外貯蔵タンクにおける事故時の流出防止のための防液堤あるいは貯留槽等の設置
- 2 毒物劇物の屋外貯蔵施設における対策の実施
- 3 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設における表示等の実施（医薬用外・毒物劇物等の標示）
- 4 毒物劇物の大量保有施設における毒物劇物に応じた危害防止対策の確立
- 5 毒物劇物の保有施設における応急措置に必要な設備機材等の配備状況

第6 火災予防対策

市街地における住宅の密集、木造住宅の老朽化等により、大規模地震発生に伴う大規模火災の発生が想定されることから、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

第7 避難行動要支援者への支援

地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時又は発生する恐れがある場合の避難行動要支援者や避難支援等関係者の安全確保等のための支援を適切に行う。このため平素から、避難行動要支援者名簿を更新等するとともに、個別避難計画の作成を推進する。

1 安全確保のための取組

- 1 安否確認のためのシステムの確立

高齢者や障がい者に関しては、緊急通報システム等を活用した安否確認のための取り組みを進め、大規模な災害が発生した場合、自治会（自主防災会組織）及び各地区の民生委員会を中心として個別訪問により、高齢者、障がい者の安否を確認するとともに、健康福祉部において心身の健康を確保できるよう、相談事業等を実施する。

2 社会福祉施設等の建築物の耐震性強化

社会福祉施設の被災は、入所者の生命を脅かすものとなるばかりでなく、被災後の入所者の処遇に当たっても困難な問題を引き起こすこととなるため、これら社会福祉施設の耐震性の確保や、室内の安全性の確保については、重点的な取り組みを進める。

3 社会福祉施設等における行動マニュアルの整備と備蓄の推進

発災時に、社会福祉施設において取り組むべき各種の活動について、職員が十分に対応できるよう、職員用マニュアルの作成を促進する。

4 社会福祉施設入所者のための近隣市町との相互応援協定の締結

社会福祉施設が被災した場合に、入所者の処遇に困難をきたすことのないよう近隣市町等と相互応援協定の締結に向けて取り組む。

5 避難時の要配慮者とのコミュニケーションの確保

視聴覚障がい者等との円滑なコミュニケーションを図るための手話通訳、代読者、外国人との円滑なコミュニケーションを図るための通訳などのボランティアを事前に登録し、災害時には、各コミュニティに通訳ボランティアを配置することで、円滑なコミュニケーションを行うための取り組みを進める。

2 避難行動要支援者への支援体制の構築

基本法第49条の10から第49条の17及び亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱（平成29年亀山市告示第116号）第3条の規定に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者名簿を継続的に整備する。

また、避難行動要支援者に対する対策は、支援や援護の内容に応じてそれぞれ担当部(局)課が異なっているため、現況の把握が行い易いように名簿情報をデータベース化して各担当部課、防災関係機関や自主防災組織等と共有し、災害時に的確な避難行動の支援が行えるよう取り組みを進める。

なお、データベース化にあたっては、個人のプライバシーへの配慮及び「個人情報の保護に関する法律」に基づき、取組を進める。

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿の掲載する者の範囲

基本法及び亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱の規定に基づき、市内に居住する次のいずれかに該当する者（ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は入院している者を除く。）とする。

ア 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号から第5号までに該当する者

- イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第238号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当する者。ただし、心臓機能障害、腎臓機能障害又は免疫機能障害のみで交付を受けた者を除く。
 - ウ 三重県療育手帳制度実施要綱(昭和63年4月1日施行)第7条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度がA1又はA2に該当する者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当する者
 - オ 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市長が必要と判断した者
- (2) 名簿情報の利用及び提供する範囲
- 避難支援等の実施に必要な限度で、次の地域の支援者に対し、名簿情報を本人の同意があったものに限り提供する。
- ア 基本法第49条の11の規定に基づく範囲
 - (ア) 亀山消防署
 - (イ) 亀山警察署
 - (ウ) 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員
 - (エ) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町社会福祉協議会
 - (オ) 自主防災組織
 - (カ) 避難支援等関係者(基本法第49条の14第3項第1号及び第49条の15で規定する者)
 - イ 亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱の規定に基づく範囲
 - (ア) 児童福祉法第16条第2項の規定により充てられた児童委員
 - (イ) 地域まちづくり協議会
 - (ウ) 自治会
 - (エ) 指定避難所の代表者
- (3) 避難行動要支援者名簿に記載する事項及び更新等
- 基本法第49条の10第2項の規定に基づき、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難行動を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認めた場合

2 個別避難計画の作成推進

避難行動要支援者個別計画の作成にあたっては、被登録者が実効性のある避難支援等を受けられるよう、地域において災害時に支援を求めることができる地域の支援者の協力を得て計画の作成を促進する。

基本法第49条の14の規定に基づき、避難行動要支援者ごとに当該避難行動支援者について、避難支援するための個別避難計画の作成に努めなければならない。

第4節 地震災害の調査研究

大規模地震の発生は、広範囲に複雑多様な被害が同時に発生する等、大規模な被害になることが予想され、被害の局限について検討し各種対策が講じられている。一方で都市部への人口集中、丘陵地の切土・盛土による大規模開発、高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害発生時に懸念される要因は増加しているのが現状である。

このような環境下において、国及び県等の被害想定及び調査研究資料を基に、被害の見積もり及び具体的な予防対策や応急復旧対策について分析検討を行い、地震防災対策に反映するための効果的な対策を講ずるための調査活動を促進する。

第1 調査研究体制の整備

国及び県が発表する地震災害に関する調査研究資料を基に、地域の特性を踏まえた被害見積もり及び見積もりに伴う対策等を検討・検証する体制を維持する。

第2 防災に関する資料の収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料及びその他各種災害に関する資料を収集し、これらを十分に検討・分析して、必要に応じて利用できるシステムの確立に努める。

第3 調査研究の対象

以下のような調査に取り組んでいくとともに、調査結果に関しては、積極的に公開し災害対策に活用する。

- 1 市域における被害の想定
- 2 地域防災計画の周知
- 3 地震災害に関する市民への啓発・周知
- 4 防災緑地・広域避難場等の整備
- 5 オープンスペースの利用計画
- 6 防災生活圏・地区防災拠点の整備
- 7 都市防災構造化対策
- 8 災害危険地区の実態把握と対策
- 9 安全なライフライン整備
- 10 総合的な情報・通信システム

- 1 1 総合的な避難システム
- 1 2 地盤の液状化対策
- 1 3 災害時の消火活動
- 1 4 災害時の救急医療体制
- 1 5 避難行動要支援者対策
- 1 6 災害時の航空輸送
- 1 7 食糧、生活必需品等の確保
- 1 8 飲料水及び生活用水の確保
- 1 9 遺体の安置及び埋火葬
- 2 0 防疫・衛生管理
- 2 1 災害時のトイレ対策
- 2 2 被災者の心のケア
- 2 3 自主防災組織の育成
- 2 4 ボランティア活動の支援
- 2 5 救助法の解釈
- 2 6 り災証明の発行
- 2 7 各種データの管理と活用の方策
- 2 8 災害時の災害廃棄物等の瓦礫処理対策

第2章 災害応急対策

第1節 災害対策本部機能の確保

第1 災害対策活動

大規模な地震が発生した場合又は被害の拡大が見込まれる場合は、災害対策本部の配備態勢を增強し、全庁的に災害対応を最優先した災害対策活動に取り組む。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
市 長	1 指揮命令系統の最高責任者として、応急対策活動の指揮を執る。 2 発災時には、地震の規模に応じて配備態勢の種別を命じ、災害対策本部を設置する。
副 市 長 消 防 長	1 市長不在時若しくは何らかの理由で市長が発令することのできない場合、市長に代わって、上記の決定業務を行う。 2 代理の順序は、副市長、消防長の順とする。
防 災 安 全 課	地震発災時には、直ちに市長若しくは市長に代わる権限を有するものに、配備態勢及び災害対策本部の設置についての指示を仰ぎ、活動態勢構築のための取り組みを行う。
消 防 本 部	地震情報等の初期情報収集活動を行い、災害対策本部設置以前であれば防災安全課へ、設置後であれば災害対策本部へ連絡を行う。
各 部 ・ 課	1 配備態勢に応じて応急対策活動に取り組む。 2 各対策部の所掌事務に応じた情報収集活動を行い、必要な活動のための準備を行う。
指 定 職 員	(閉庁日等勤務時間外の場合) 地震の規模に応じて事前に定められた指定避難所に参集し、避難所開設の活動を行う。
職 員	(勤務時間外の場合) 地震の規模に応じて勤務場所に参集する。
防災関係機関	各関係機関の所管に属する事務に関して、被害情報を収集するとともに、各機関において定められた防災計画に応じて活動を実施する。
市民・事業所	1 テレビ、ラジオ等により、努めて地震関連情報を収集する。 2 可能な場合は、努めて初期消火活動、救援・救出活動を行う。 3 必要であれば避難する。
自主防災組織	1 テレビ、ラジオ等により、努めて地震関連情報を収集する。 2 可能な場合は、努めて初期消火活動、救援・救出活動を行う。

第2 非常配備態勢

1 非常配備

本市において地震災害が発生した場合、次の非常配備態勢基準により災害応急対策に取り組むものとする。

なお、南海トラフ地震に関連する情報への対応については、「第4章第2節第4地震情報発令時における職員の行動」に基づき実施する。

【非常配備態勢基準】

種別	配 備 内 容	配備態勢	配 備 基 準
準備態勢	災害対策本部設置前の措置として防災安全課職員が災害に関する情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ高度の配備態勢に移行できる態勢	防災安全課 消防本部 情報指令課	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 市域に長周期地震動階級3又は階級4が発表されたとき。 3 県内（亀山市を除く。）で震度5強以上の地震が発生したとき。
警戒態勢	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、各対策部の所要の人員をもって、直ちに応急対策活動が実施できる態勢	各対策部の計画による人員をもって災害対策本部を設置	1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 2 地震により災害が発生した場合で市長が必要と認めたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。
非常態勢	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、全職員により応急対策にあたるとともに、防災関係機関との連携により災害対策活動ができる態勢	災害対策本部設置 (全職員配備したし、派遣職員等を除く)	1 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 2 市の全域または相当の地域に甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。

※長周期地震動：規模の大きな地震が発生した際に生じる長いゆっくりとした大きな揺れ(地震動)

長周期地震動の簡単な説明及び長周期地震動階級関連解説

	長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
	長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げ ものが大きく揺れる。	—
	長周期地震動階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ物につかまりたいと感じる。物につかまらな いと歩くことが難しいなど 行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわず かに動く。棚にある食器類、 書棚の本が落ちることがある	—
	長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難 になる。	キャスター付き什器が大き く動く。固定していない家具 が移動することがあり、不安 定なものは倒れることがある	間仕切壁など にひび割れ・亀 裂が入ることが ある。
	長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができ ずはわないと動くことが できない。揺れにほんろ うされる。	キャスター付き什器が大き く動き、転倒するものがある 固定していない家具の大半が 移動し、倒れるものもある。	間仕切壁など にひび割れ・亀 裂が多くなる。

2 配備編成

1 準備態勢・警戒態勢・非常態勢

対策部(班)長を含む、次の配備人員により応急対策活動を実施する。

対策部等名	準備態勢	警戒態勢	非常態勢	備 考
危機管理対策部 (本部班) (情報班)	6 —	8 (6) (2)	全 職 員 配 備	1 各対策部の配備編成については、各対策部長の計画による。 2 各対策部長は、災害状況等により、配備人員の増減を行うことができる。
総 務 対 策 部 (税務班)	—	1 1 (3)		
市 民 対 策 部 (関支所班)	—	7 (4)		
建 設 対 策 部	—	8		
産業環境対策部		7		
上下水道対策部	—	5		
福 祉 対 策 部	—	9		
医 療 対 策 部		5		
教 育 対 策 部	—	5		
消 防 対 策 部	2	1 5		
配備人員合計	8	8 0 (15)		

2 非常態勢

各対策部に所属する全職員を配備

第3 職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等の閉庁時間帯において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合、次の参集基準により参集する。

1 参集基準

1 準備態勢、警戒態勢

各対策部の配備計画に基づき、参集が必要な職員は災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがあることを知った場合、状況の推移に注意し、進んで所属の各対策部と連絡をとり、職場に参集するものとする。

2 非常態勢

全職員は、非常態勢に相当する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、所属の対策部に参集する。

3 職員の非常配備基準に基づく非常参集の命令の考え方は、次の要領による。

	参集の考え方	連絡態勢
勤務 時間内	1 通常の勤務場所において勤務している場合は、上司の指示に従う。 2 会議、行事等は中止し、持ち場へ戻り態勢を整える。	1 庁内一斉放送・電話による伝達 2 参集メールの配信 3 上司への報告
	庁舎外、出張等、上司の指示を受けることができない場合は、非常配備基準に照らして相当の参集行動を行う。	1 参集メールの配信 2 上司への報告・指示受け
勤務 時間外	非常配備基準に照らして参集行動を行う。	1 非常連絡網による伝達 2 参集メールの配信

2 参集場所

非常時における職員の参集場所は、勤務時間内外を問わず、原則、所属の職場とするが、勤務時間外等における災害発生時は、通信連絡網及び交通の途絶等、所属の職場への参集が不可能な場合には、特別な場合を除き、次に定める順により参集を行う。

- 1 参集後は、参集場所において当該対策部長に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 報告を受けた当該対策部長は、災害対策本部(関係所掌部)に部員の変更について通知するものとする。
- 3 交通途絶時の各職員の参集場所については、平常時から各部において把握しておくこととする。
 - (1) 第1参集場所
所属する職場への参集を行う。
 - (2) 第2参集場所
所属する職場への参集が困難な場合、最寄りの市の施設等に参集し、前1項に基づき所属対策部に報告を行う。
 - (3) 第3参集場所
上記の場所への参集が困難な場合、指定避難所に参集し、前1項に基づき所属対策部に報告を行う。

3 非常参集に関する留意事項

- 1 平素の理解
職員は、災害発生時の非常参集の態勢、参集場所及び自己の任務等の理解に努めるものとする。
- 2 地震(災害発生)情報の収集
職員は、地震が発生した時は、ラジオ・テレビの情報等を収集して災害の状況を把握し、自主参集するものとする。
- 3 参集経路(場所)の確認

職員は、被災により交通機関が途絶した場合に備えて、原動機付き自転車、自転車、徒歩等により参集するための経路を普段から検討しておく。

4 被災した場合

災害により家庭が被災(家屋の倒壊・家族の負傷等)した場合は、必要な措置を講じた後、可能な限り、市災害対策本部の活動に参加するものとする。

5 参集途上の措置

参集途上において火災、人身災害等の事故に遭遇した場合は、消防機関又は警察機関に通報するとともに、市職員であることを念頭において、直ちに可能な限りの適切な措置をとるものとする。じ後、その旨を上司に報告する。

6 被害状況の報告

職員は、参集途上に知り得た被害状況、その他応急対策活動に必要な情報等は非常参集メール(情報メール)により、災害対策本部に報告するとともに、参集場所に到着後、速やかに責任者に報告する。また、被害現況等の報告を受けた各対策部の責任者は、時宜を失することなく、直ちに総務対策部に報告する。

なお、参集時における被害情報の報告にあたっては、「資料編第13-6 職員参集時災害情報報告書」により報告を行うものとする。

7 参集後からの行動

所定の活動場所に参集した職員は、参集した者から速やかに初期活動を開始し災害対策本部設置活動に積極的に協力する。

この際、本庁舎の「安全確認」や「災害情報の収集活動」にあたりとともに、「災害対策本部の設置」を優先して実施する。

第4 業務継続体制の確立

「亀山市業務継続計画（BCP）」に基づく訓練や検証等を実施して実効性の向上に努めるとともに、必要に応じて内容の修正・改善を行う等、業務継続体制の確立を図る。

第2節 組織体制

第1 災害対策本部

災害対策本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の決定、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。

また、地震の発災に際しては、災害対策活動に必要な人員を早期に確保して、災害対策本部を速やかに設置して、迅速かつ適切な応急活動態勢を確立する。

1 災害対策本部の設置基準

- 1 南海トラフ地震及び市域内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- 2 市域で火災や爆発などにより、大規模な災害が発生した場合
- 3 その他の災害の発生により、市長が必要と認めた場合

2 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害に対する応急措置が概ね完了したと認められる場合又は災害発生危険が解消したと認められる場合は、本部長の指示により廃止する。

3 災害対策本部の設置及び廃止の通知と公表

災害対策本部を設置した場合は、直ちにこの旨を次の区分により通知、公表する。

(廃止したときも同様とする。)

通知・公表先	担 当	通知・公表の手段
三重県	危機管理対策部 総務対策部	防災行政無線、防災情報システム、電話等
報道機関		防災情報システム、電話、FAX、記者発表
市民		災害広報、HP、マスメディア等の活用

なお、各対策部(班)への伝達は、各対策部長が行う。

4 災害対策本部の設置場所

災害対策活動の中核となる災害対策本部の施設・設備について、耐震性及び各種設備の整備を図るとともに、災害対策本部施設が損壊した場合に備え、予備施設を指定しておくものとする。

○ 災害対策本部設置優先順位

1 第1順位

本庁舎3階

室 名	用 途	配 置 機 器 等
大 会 議 室	災 害 対 策 本 部	【大会議室】 電話・FAX・パソコン・プロジェクター ホワイトボード・地図・コピー機・無線機 (防災系)・衛星電話・テレビ
第3会議室	関係機関調整室	
委員会室	本部員会議	
理事者控室	記者発表室	ホワイトボード

2 第2順位

亀山市消防本部庁舎

室 名	用 途	配 置 機 器 等
防災センター	災 害 対 策 本 部	電話・FAX・パソコン・プロジェクター ホワイトボード・地図・コピー機・無線機 (防災及び消防系)・衛星電話・テレビ
災害対策室	本部員会議室	
情報指令課室	電話応対室	
会 議 室	記者発表室	ホワイトボード

第2 本部員会議

本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項及び重要かつ緊急の防災措置について協議する会議であり、災害対策本部が設置された後、開催される。

なお、本部長が必要であると認めた場合は、災害対策本部の設置に先だって開催されることがある。

また、極めて緊急を要し本部員会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係対策部長との協議をもってこれに代えることができる。

この会議の組織、招集、協議事項等は、次のとおりとする。

- 1 会議は、災害対策本部における各対策部長以上の者をもって充てる。
- 2 会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 3 会議は、本部長が統括する。
- 4 会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 災害応急対策の基本方針に関すること。
 - (2) 被害状況の分析及び対応策に関すること。
 - (3) 被害の調査及び判定に関すること。
 - (4) 警戒区域の設定に関すること。

- (5) 避難情報の発令に関すること。
- (6) 自衛隊に対する災害派遣要請・撤収に関すること。
- (7) 国・県及び他市町、その他関係機関及び団体等に対する協力要請に関すること。
- (8) 救助法適用要請に関すること。
- (9) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (10) 災害対策本部配備態勢の変更及び廃止に関すること。
- (11) 本部委員会議での決定が必要な事項

第3 災害対策本部事務局

災害対策本部の事務局は、本部班及び各対策部支援要員により編成し活動する。

また、事務局の総括事務は本部班が務め、当該の応急対策活動の実施状況等について把握、災害対策本部を運営するとともに、本部員会議に報告する。

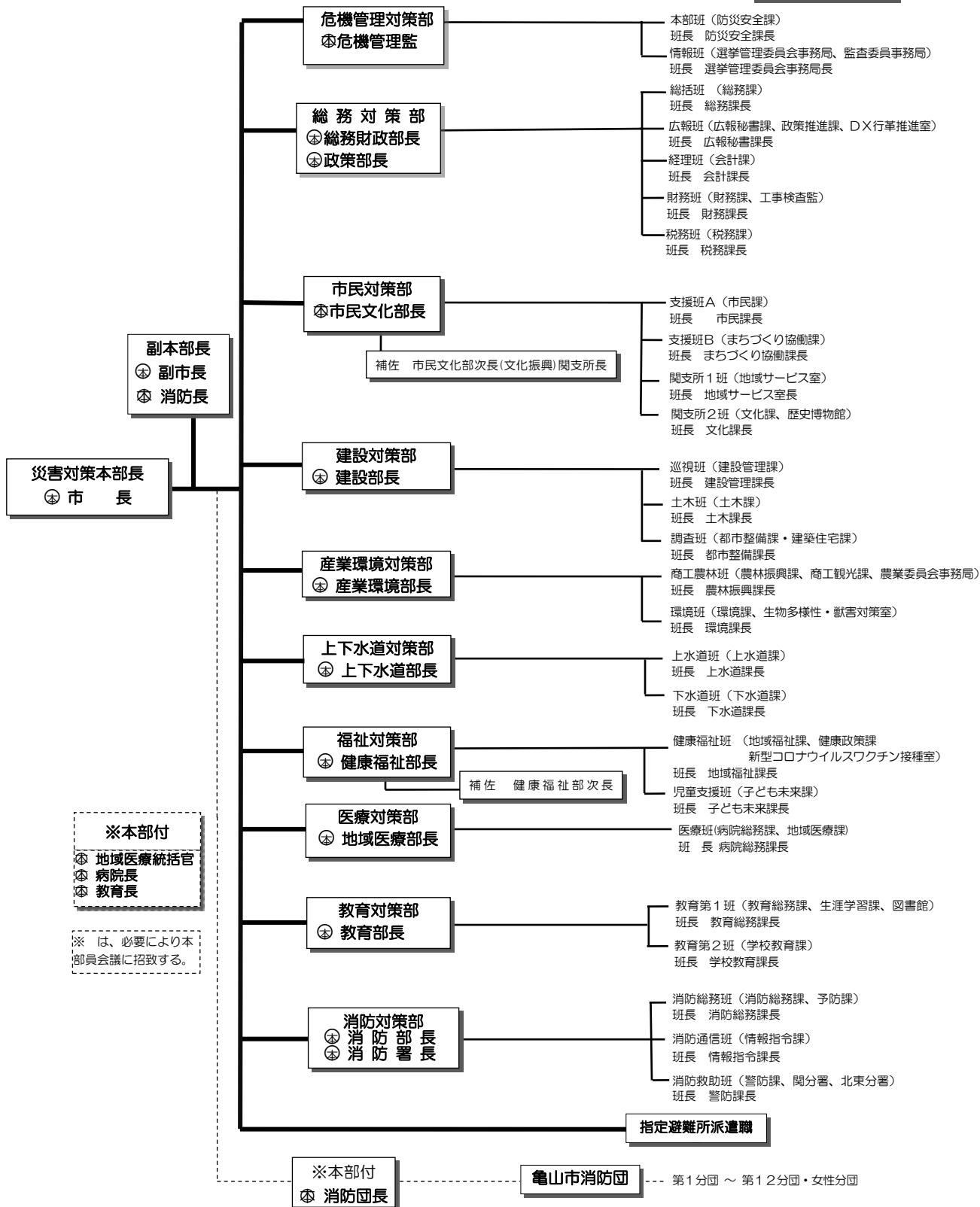
第4 各対策部の定位と関支所班応援要員

- 1 災害対策本部が設置された場合、各対策部の定位は大会議室とし、災害対策本部内の連絡・調整を行うものとする。
- 2 市域の広範囲に被害を被った場合に備え、各対策部(消防対策部を除く。)は、関支所班応援要員を事前に数名指名し、本部の指示によって関支所に派遣する。

第5 災害対策本部の組織

凡 例

㊦ 本部員会議参集者



第6 各対策部の所掌事務

各対策部における所掌事務を次のように定める。

1 共通事務

各対策部(班) 共通	1 本部長の特命による業務の援助に関すること。 2 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに災害対策本部との連携に関すること。 3 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。 4 他対策部(班)に対する応援等業務支援に関すること。

2 対策部の事務基準

部	班・担当	所 掌 事 務
危機管理対策部	本部班 (防災安全課)	【災害初動】 1 災害対策本部の設置・運営に関すること。 2 職員の非常招集と配備態勢に関すること。 3 地震情報等の収集及び気象予警報の受理・伝達に関すること。 4 本部員会議の開催・進行に関すること。 5 県との連携及び関係機関への情報提供並びに連携に関すること。 6 市民等に対する避難情報等の発表に関すること。 7 情報班の支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 災害対策活動の全般及び運用に関すること。 2 県災害対策本部及び防災関係機関との連携に関すること。 3 自衛隊の災害派遣要請等に関すること。 4 防災関係機関への出動要請等に関すること。 5 防災行政無線の運用・統制に関すること。 6 その他、災害発生時の運用等に関すること。 【復旧・復興】 1 災害対策本部の廃止に関すること。 2 自衛隊派遣部隊の撤収に関すること。 3 防災関係機関の撤収に関すること。 4 平素の活動に移行する際の業務の継続に関する統制・調整に関すること。
	情報班 (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)	【期間共通】 1 被害情報の収集・整理に関すること。 2 関係機関の活動情報の収集・整理に関すること。 3 状況により、本部班の支援に関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
総務対策部	総 括 班 (総務課)	【災害初動】 1 災害情報・被害情報に関する情報収集に関すること。 2 職員の招集及び配置調整に関すること。 3 市民の安全確保及び応急対策に係る情報の伝達に関すること。 4 職員の招集・被害状況の把握に関すること。 5 災害対策本部開設支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 本部員会議の庶務に関すること。 2 各対策部に対する防災・災害情報の周知に関すること。 3 災害対策本部内の相互支援等の統制・調整に関すること。 4 被害情報の収集・整理等に関すること。 5 応援部隊等の受入れに関すること。 【復旧・復興】 1 職員の健康管理及び災害給付に関すること。 2 災証明書の発行及びり災台帳の作成に関すること。
	広 報 班 (広報秘書課) (政策推進課) (DX・行革推進室)	【期間共通】 1 市内の運輸・交通機関の被害状況等の把握に関すること。 2 報道機関等に対する情報提供及び連携に関すること。 ※ 安否不明者等の公表に関する対応を含む。 3 報道機関の活動の調整・統制に関すること。 4 災害対策本部活動の広報に関すること。 5 渉外に関すること。 6 状況により情報班の支援に関すること。
	経 理 班 (会計課)	【災害初動】 1 災害対策本部設置支援に関すること。 2 被害情報の収集・報告に関すること。 【災害応急対策活動】 1 災害関係経費の出納に関すること。 2 災害義援金の受入れ及び一時保管に関すること。 3 指定金融機関との連絡調整に関すること。
	財 務 班 (財務課) (工事検査監)	【災害初動】 1 市庁舎の安全点検に関すること。 2 災害対策本部設置支援に関すること。 3 市庁舎の応急対策に関すること。 4 被害情報の収集・報告に関すること。 【災害応急対策活動】 1 応急対策車両の借上げ及び輸送車両等の確保に関すること。 2 応急救援用資機材、災害関係物品等の調達に関すること。 3 国、県からの救援物資の受領・管理に関すること。 4 避難所に対する救援物資等の輸送・配分に関すること。 【復旧・復興】 1 災害関係予算の措置に関すること。 2 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 3 財政に関する国、県との連絡調整に関すること。 4 関係行政機関への陳情及び要望事項の取りまとめに関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
総務 対 策 部	税 務 班 ※避難所開設が必要な場合は、市民対策部に属し、【災害初動】の1～3の所掌業務を行う。	【災害初動】 1 避難所の開設・運営及び避難者の受入れ支援に関すること。 2 被害情報の収集・報告に関すること。 3 状況より、避難所の開設・運営の支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 避難所における救援物資等の受入・配分支援に関すること。 2 避難者等の避難生活支援に関すること。 【復旧・復興】 1 被災住民からの被害調査に関すること。 2 被災者に対する市税の減免措置及び税務上の諸証明の発行に関すること。
市民 対 策 部	支 援 班A (市民課) 支 援 班B (まちづくり協働課) (状況により税務班が支援)	【期間共通】 1 避難所の開設・運営及び避難者の受入れ支援に関すること。 2 避難所における救援物資等の受入・配分支援に関すること。 3 避難者等の避難生活支援に関すること。 4 被害情報の収集に関すること。 5 市民を対象とした相談窓口の開設・運営に関すること。 6 安否不明者の報告・公表等に関すること。
	関支所1班 (地域サービス室)	【災害初動】 1 関地区の被害情報収集・報告に関すること。 2 関地区観光客に対する災害情報の提供に関すること。 3 関支所の安全点検に関すること。 【災害応急対策活動】 1 関地区避難所の開設・運営及び避難者の受入れ支援に関すること。 2 避難所における救援物資等の受入・配分支援に関すること。 3 避難者等の避難生活支援に関すること。 4 文化施設の避難所及び避難地としての応急供用に関すること。 【復旧・復興】 1 避難所における被災住民からの被害調査に関すること。 2 文化財等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 国、県等関係機関への応援要請及び連絡調整に関すること。
	関支所2班 (文化課) (歴史博物館)	
建設 対 策 部	巡 視 班 (建設管理課)	【災害発生時】 1 道路、水路、河川、急傾斜地等危険箇所の被害情報の収集に関すること。 2 危険ヶ所の規制及び周知に関すること。 【災害応急対策活動】 1 道路及び危険箇所等の応急復旧に関すること。 2 被災予想地帯の警戒に関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
建設 対策部	土 木 班 (土木課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 砂防設備、河川施設、土木施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 緊急輸送道路の確保に関すること。 【災害応急対策活動】【復旧・復興】 建設業協会等への協力要請に関すること。
	調 査 班 (都市整備課) (建築住宅課)	【災害発生時】 被害情報の収集及び報告に関すること。 【災害応急対策活動】 1 被災建築物応急危険度判定活動に関すること。 2 被災宅地危険度判定活動に関すること。 【復旧・復興】 1 市営住宅の被害状況調査並びに対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。
産業 環境 対策部	商工農林班 (農林振興課) (商工観光課)	【災害発生時】 1 商工業施設、農畜産物の被害、ため池及び農業施設等の被害情報の収集・整理・報告に関すること。 2 観光客に対する災害情報の提供に関すること。 【災害応急対策活動】 1 危険地域の応急対策に関すること。 2 農地等の応急復旧並びに冠水排除に関すること。 3 観光施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 【復旧・復興】 1 農林・商工業等の復興に関する事項 2 観光施設の復興等に関すること。
	環 境 班 (環境課) (生物多様性・獣 害対策室)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 斎場施設及び廃棄物処理施設の被害状況の把握及び報告並びに 応急対策活動に関すること。 【災害応急対策活動】 1 被災地域における生活環境の保全に関すること。 2 ごみ及びし尿の処理に関すること。 3 災害廃棄物の発生状況調査及び処理対策に関すること。 【復旧・復興】 1 災害廃棄物仮置場候補地の選定及び対策に関すること。 2 災害廃棄物処理実行計画の作成に関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
上下水道対策部	上水道班 (上水道課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関する事。 2 上水道施設の被害状況の把握に関する事。 【災害応急対策活動】 1 市民に対する飲料水の供給に関する事。 2 上水道施設の応急復旧に関する事。 【復旧・復興】 1 亀山市水道事業協同組合への協力要請に関する事。 2 災害による水質管理に関する事。
	下水道班 (下水道課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関する事。 2 下水道施設の被害状況の把握に関する事。 【災害応急対策活動】 1 市民に対する飲料水の供給支援に関する事。 2 下水道施設の応急復旧に関する事。 【復旧・復興】 下水道建設業者等、応急対策員の確保に関する事。
福祉対策部	健康福祉班 (地域福祉課) (健康政策課) (新型コロナウイルス ワクチン接種室)	【災害初動】 1 被害情報の収集及び報告に関する事。 2 福祉避難所の開設調整及び要配慮者の受入れに関する事。 3 避難行動要支援者に対する安否確認及び避難者名簿の作成に関する事。 4 救護所(応急治療所)の設置に関する事。 【災害応急対策活動】 1 スポーツ施設の避難所及び避難地としての応急供用に関する事。 2 救護所(応急治療所)の運用支援に関する事。 3 医薬品及び医療用資機材の調達に関する事。 4 感染症等の防除、防疫及び避難住民に対する衛生指導に関する事。 5 災害用トイレの設置及び管理に関する事。 6 被災者の健康管理及び健康相談に関する事。 7 医師・看護師等の応援要請に関する事項 8 ボランティアセンター開設及びボランティア受入れに関する事。 9 遺体安置所の開設及び管理に関する事。 10 死者の報告・公表等に関する事 【復旧・復興】 1 救助法の適用手続き及び事務に関する事。 2 災害義援金、救援物資の収受及び事務手続きに関する事。 3 要配慮者等の健康管理及び健康相談に関する事。
	児童支援班 (子ども未来課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関する事。 2 園児の被害状況調査及び安全対策に関する事。 【災害応急対策活動・復旧・復興】 1 幼稚園・福祉関係施設・設備の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 児童・園児等子どものこころのケアに関する事。 3 子ども・女性相談窓口の開設・運営に関する事。

部	班・担当	所 掌 事 務
医 療 対 策 部	医療班 (病院総務課) (地域医療課)	【期間共通】 1 病院の応急対策に関すること。 2 災害医療支援病院としての機能維持に関すること。 3 被災患者の治療・患者移送及びその他の医事に関すること。 4 所管に係わる関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 5 医療センターと医師会との連携に関すること。
教 育 対 策 部	教育第1班 (教育総務課) (生涯学習課) (図書館)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 児童・生徒及び学校、その他設備の被害状況の把握に関すること。 3 避難の開設・運営及び避難者の受入れ等の支援に関すること。 4 図書館への帰宅困難者等の受入に関すること。 【災害応急対策活動】 1 学校施設における避難所等の供用に関すること。 2 学校施設の安全対策に関すること。 3 社会教育施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 【復旧・復興】 社会教育施設等の復旧に関する事項
	教育第2班 (学校教育課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 児童・生徒の被害状況の把握に関すること。 3 避難の開設・運営及び避難者の受入れ等の支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関すること。 【復旧・復興】 1 学校教育再興に関すること。 2 被災児童・生徒に対する教材及び学用品等の給付に関すること。
消 防 対 策 部	消防総務班 (消防総務課) (予防課)	【共 通】 1 人命の救出救助に関すること。 2 被害情報の収集及び報告に関すること。 3 災害対策本部との連絡調整に関すること。 4 避難情報等の伝達に関すること。 5 傷病者の救護及び救急搬送に関すること。 6 消防団及び自主防災組織の現場活動の協力支援に関すること。 細部は、消防長の示すところによる。
	消防通信班 (情報指令課)	
消 防 対 策 部	消防救助班 (警防課・関分 署・北東分署)	【災害発生時】 1 指定避難所の開設(施設点検・避難者の受入等)に関すること。 2 被害状況の把握及び報告に関すること。 3 指定避難所における情報収集に関すること。 【災害応急対策活動】 1 指定避難所状況の災害対策本部への報告に関すること。 2 救援物資等の受入に関すること。 3 立入禁止区域の設定に関すること。
	指定避難所指定 職員	
消 防 団	第1分団～ 第12分団 女性分団	1 危険箇所の警戒、避難情報等の伝達及び避難誘導に関すること。 2 地震、風水害、火災及びその他の災害に関する警戒防御に関すること。 3 災害対策本部及び消防本部との連絡調整に関すること。

第7 参集状況に応じた対策部態勢

連絡網、交通の途絶等により、職員の参集率が低い場合等、緊急事態における組織態勢は、各対策部等、横断的に編成を行うものとする。

1 災害対策本部の設置

地震発災後、本部庁舎に参集する職員は、一時的に本部業務に対応することとし、本部機能の立ち上げを最優先させる。

2 各対策部（班）態勢

- 1 職員は、参集場所に応じた各対策部（班）に参加し、部（班）態勢を構築する。
- 2 災害対策本部は、災害状況や優先業務に応じて、各対策部間において横断的かつ柔軟な職員配置を行うものとする。

第8 指定避難所指定職員

防災生活圏を単位とした諸活動を円滑に実施するため、指定避難所において活動する職員を定め、閉庁日及び夜間等の閉庁時間帯において、非常体制に相当する災害が発生した場合、指定職員は命を受けることなく自らの判断で事前に定められた指定避難所に参集し、避難所開設のための活動を行うものとする。

1 指定避難所指定職員の位置付け

- 1 指定職員は、災害対策本部の直轄要員として、大規模災害が発生した場合、定められた指定避難所において、避難所の開設業務及び災害情報の収集・伝達活動に従事する。
- 2 指定職員として従事する期間は、災害発生直後から避難所開設までの初動対応期とし、市民対策部が派遣する職員の到着後、所要の引継ぎを行い、災害対策本部（各対策部等）に復帰する。

2 指定避難所指定職員選任の基準

- 1 指定職員は、指定避難所の近隣に居住する職員より選任するものとする。
- 2 指定職員の構成は、責任者及びその補助者を含め2～3名を選任するものとする。
- 3 指定避難所の近隣に居住する職員の該当がない場合、その近隣の地区において職員の選任を行うものとする。
- 4 該当する職員の選任にあたっては、防災安全課、総務課及び関係部（局）と協議を行い決定するものとする。

第9 消防団

消防団は、災害発生直後の市内各地域において、速やかに全機能を発揮できる体制を確立するとともに、災害現場における消火、救出救助、警戒巡視、避難誘導等を実施する。

1 活動態勢

地震等の災害が発生した場合は、速やかに活動態勢を確立し、計画に基づき効果的活動を行う。

1 消防団本部等

(1) 消防団本部

市内に非常体制に相当する災害が発生した場合は、消防団長及び副団長をもって、所属団員が行う活動全般を指揮総括する。

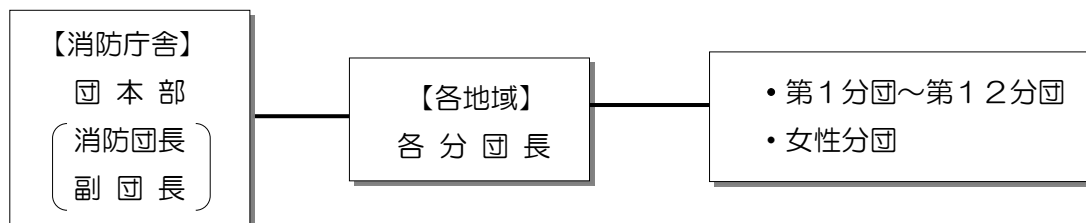
(2) 分 団

非常参集連絡により、各地域の消防団詰め所及び消防車庫にて活動態勢を整え消防団本部の指示により活動を行う。

(3) 女性分団

非常参集連絡により、消防庁舎にて活動態勢を整え、消防団本部の指示により活動を行う。

2 消防団本部等の組織体系



3 消防団本部等の所掌業務

要 員	区 分	所 掌 事 務
団 長 副 団 長	団本部	1 消防団員の動員に関すること。 2 情報収集に関すること。
	分 団	3 資機材の確保、調達に関すること。 4 災害対策本部及び消防本部との連絡調整に関すること 5 消火活動に関すること。 6 救助、救急活動に関すること。 7 被災者の避難誘導に関すること。 8 広報活動に関すること。 9 行方不明者の搜索収容に関すること。 10 関係機関との連絡に関すること。

2 防災活動

消防団の防災活動の基本は、次のとおりとする。

- 1 積極的に災害の状況等を把握し、消防団車両、消火、救助用資機材等を有効に活用して活動を実施する。
- 2 火気の使用、自動車の使用、危険な作業等の自粛、消火の準備、家具等の転倒防止、その他地震災害の発生の防止と被害の軽減を図るために必要な措置をとるよう、総務対策部と一体となって広報する。
- 3 必要な場合は、要避難対象地区住民に対して避難を指示・誘導及び避難路を確保して避難者の安全確保に努める。
- 4 災害対策本部、消防対策部と連携を密にして活動を実施する。
- 5 活動範囲は、受持地域を優先する。

第3節 地震情報等の収集・伝達活動

第1 地震情報等の伝達系統

災害発生時に有効な活動を行うため地震情報(震度、震源、地震の強さ、余震の状況等)や被害情報及び防災関係機関が実施する災害応急対策活動に関する情報等を次の「地震情報等伝達系統図」により入手する。

防災関係機関等から入手した地震に関する情報は、防災安全課において受領し、市長(本部長)に報告する。

入手する情報の種類は、次のとおりである。

情 報 の 種 類	入 手 要 領	担 当
緊急地震速報	1 J - A L E R T (全国瞬時警報システム)	防災安全課 又 は 消防本部
震源・震度に関する情報	2 三重県防災情報伝達システム	
前記以外の地震に関する情報	3 県の一斉優先FAX 4 一般の加入電話・FAX	

1 消防庁への連絡先

(1) 通常時 (消防庁応急対策室)

	NTT 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
T E L	03-5253-7527	90-49013	8-7-048-500-90-49013
F A X	03-5253-7537	90-49033	8-7-048-500-90-49033

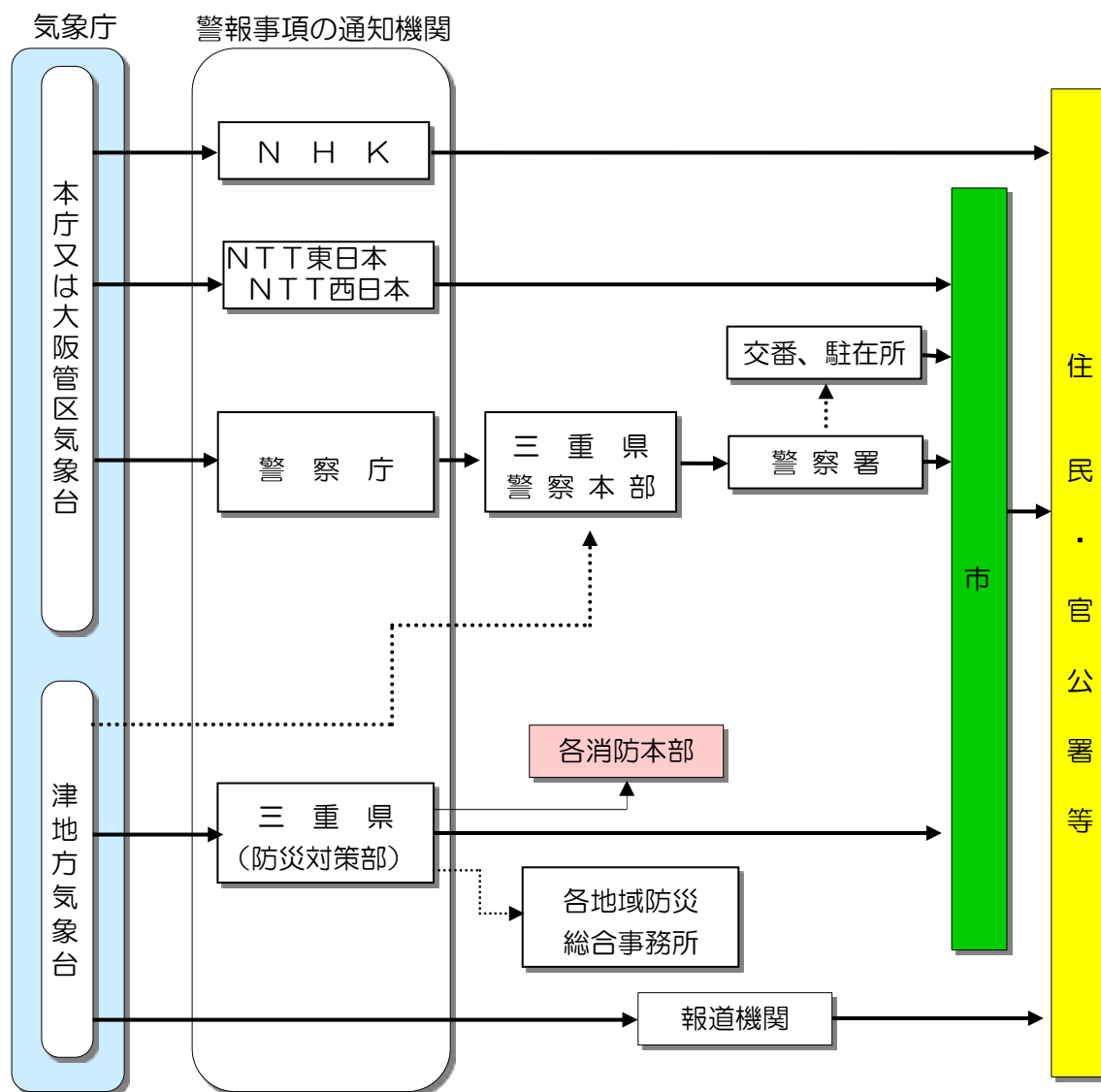
(2) 夜間・休日時 (消防庁宿直室)

	NTT 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
T E L	03-5253-7777	90-49102	8-7-048-500-90-49102
F A X	03-5253-7553	90-49036	8-7-048-500-90-49036

2 地震及び津波警報等の伝達系統

地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により情報が伝達される。

地震情報等伝達系統図



第2 地震発災時の情報伝達

市域において震度4以上の地震が発生した場合、防災安全課職員は直ちに地震に関する情報等を収集し、市長に報告するとともに、非常配備態勢についての指示を仰ぎ、速やかに応急対策体制について各対策部に伝達する。

1 職員への伝達

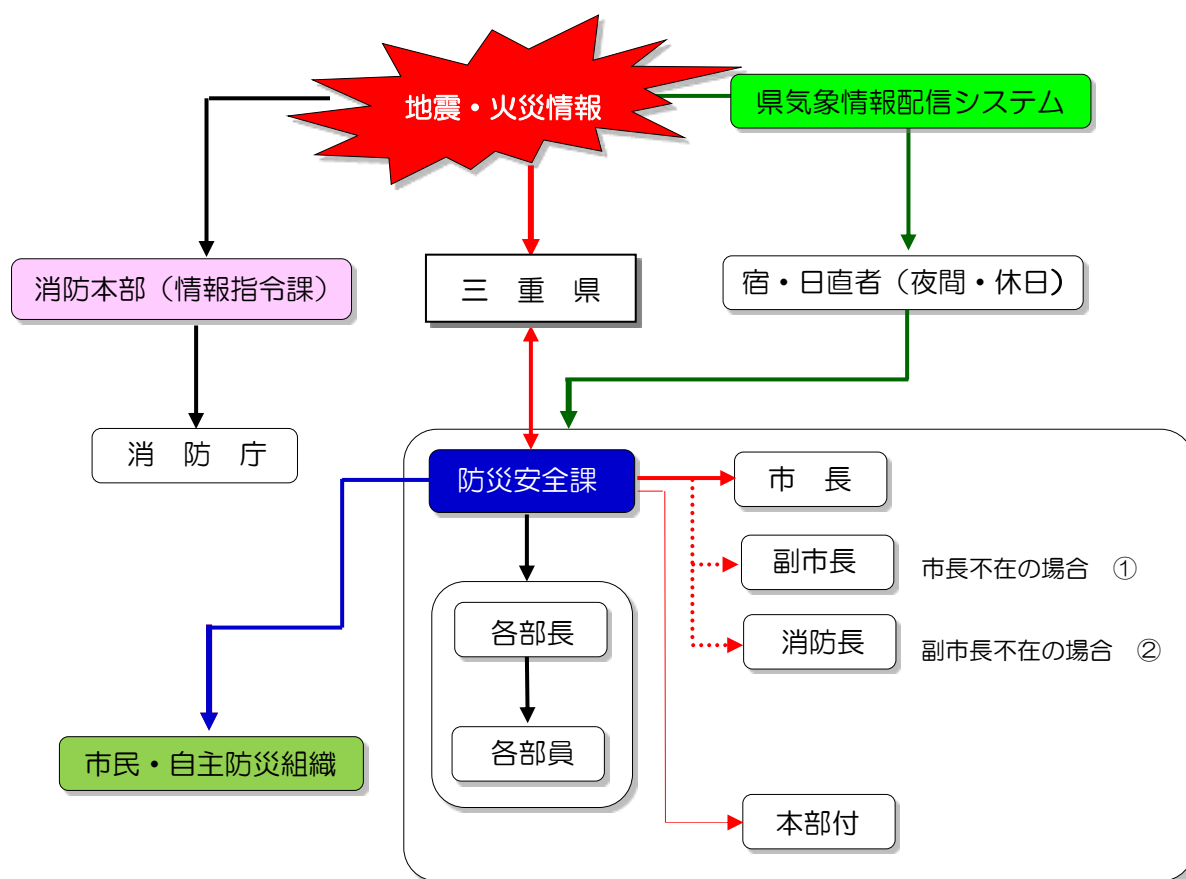
非常配備を行う場合、情報伝達系統図により庁内放送、電話、携帯電話、防災行

政無線又は伝令により、各対策部長 → 各部員の系統により伝達する。

※ 「庁内放送文例」参照

なお、対策部長不在の場合には、これに代わる者に対して伝達を行うとともに、各対策部内における伝達の方法は、各対策部において定めるものとする。

【情報伝達系統図】



2 地震発生時の地震情報の伝達

【庁内放送文例】

配備基準	文 例
震 度 4	ただ今、震度4の地震が発生しました。 「準備態勢を指令します。」職員は、負傷者がいないか確認するとともに、安全確認を行ってください。
震度5弱	ただ今、震度5弱の地震が発生しました。 「警戒態勢を指令します。」職員は、周囲に負傷者がいないか確認するとともに、安全確認を行ってください。 また、各対策部長は、直ちに大会議室に参集してください。
震度5強 以上	ただ今、震度5強の地震が発生しました。 「非常態勢を指令します。」職員は、周囲に負傷者がいないか確認するとともに、安全対策を行ってください。 各対策部長は、速やかに大会議室に参集するとともに、各対策部は事務分掌に基づいて活動に取り組んでください。

3 勤務時間外の伝達

夜間若しくは勤務時間外に宿日直者及び消防本部情報指令課が地震情報等を受領した場合、直ちに防災安全課職員に連絡するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

4 県への報告

県への報告は次の場合を基準とし防災安全課が行うものとする。

- 1 災害対策本部を設置(廃止)した場合
- 2 市域に地震による被害が生じた場合
- 3 地震による災害発生の恐れがある場合

5 消防本部による伝達活動

火災が同時多発あるいは、多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合、若しくは殺到すると想定される場合には、直ちに防災安全課、県、消防庁に報告する。

なお、消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告することができる。

第4節 被害情報の収集・伝達活動

第1 初期被害情報の収集・伝達

災害発生初期においては、人命の救出救助及び市民の安全確保のために情報を優先して収集する。この際、特に次の内容の収集に努めるとともに、関係部署との被害情報の共有を行う。

1 被害規模早期把握のために収集する情報

項 目	情 報 の 内 容	担 当
【概括的被害情報】 1 人命危険の有無及び人的被害の発生状況 2 火災、土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性 3 市民の動向 4 道路交通の状況	1 指定職員、支援班からの報告による防災生活圏単位で調査	市民対策部 建設対策部 産業環境対策部
	2 ため池、土砂災害等の危険箇所	
	自主防災組織からの情報	総務対策部
	参集途上の情報（勤務時間外の場合）	
	目視による情報	
【ライフライン被害の範囲】 各ライフライン管理者に問い合わせる。	上水道	総務対策部 産業環境対策部 上下水道対策部
	下水道	
	電 話（電話各社）	
	携帯電話（携帯電話各社）	
	ガ ス（事業所）	
	電 力（事業所）	
【医療関係情報】 1 医療情報 2 救急情報 3 110番通報	市内医療機関等	医療対策部
	119番通報（消防対策部消防通信班）	消防対策部
	110番通報（亀山警察署）	総務対策部
	市役所への市民通報	
【避難情報】 帰宅困難者、避難者の把握	帰宅困難者、観光客等の状況（関支所班）	市民対策部
	各避難所の避難者の状況	
その他被害関連情報	所管施設・設備の損壊状況	総務対策部
	1 開始した応急対策の内容 2 災害の発生拡大防止措置上必要な事項	

第2 被害情報の収集・伝達

人的被害の状況、建築物の被害の状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、効果的な災害対策活動実施に資する。この際、収集した被害規模に関する概括的情報を含め、逐次、県に報告する。

1 収集する情報の種類

項 目	情 報 内 容	担 当
人 的 被 害	死者、行方不明者の状況	総 務 対 策 部
	負傷者の状況	医 療 対 策 部
住 家 被 害	全壊、半壊の状況	市 民 対 策 部
	全焼、半焼の状況	消 防 対 策 部
	応急危険度判定調査	建 設 対 策 部
公共土木施設の 被 害	道路、橋梁、河川等の状況	建 設 対 策 部 産 業 環 境 対 策 部 総 務 対 策 部 上 下 水 道 対 策 部
	1 急傾斜地、宅地等の状況 2 ため池、急傾斜地等の調査	
	交通施設、交通の状況(公共交通機関、道路交通)	
	ライフライン施設の状況 (上水道、下水道、電話、ガス、電気)	
そ の 他	救急・救助活動の状況	消 防 対 策 部
	医療活動の状況	医 療 対 策 部
	応急給水の状況	上 下 水 道 対 策 部
	出火の状況	消 防 対 策 部
	社会的混乱の発生状況(警察)	総 務 対 策 部
	避難指示等、警戒区域設定の状況	
	避難所の状況	市 民 対 策 部
	非住家(公共施設等)の状況	教 育 対 策 部 建 設 対 策 部
	応急対策活動の実施状況等その他	各 対 策 部

2 情報の収集・整理

- 1 救出救助活動に資するため、前項「収集する情報の種類」に基づき必要な情報をあらゆる手段を尽くして収集する。
- 2 情報班は、収集した被害情報等を最新の状態に整理し、対策本部内での情報の共有を図る。
- 3 各対策部は、災害対策本部内の地図に最新の状況を記入し、本部員会議に報告する。

3 報告の種類

- 1 概況報告
被害の有無及び程度の概況について三重県災害対策活動実施要領様式（1）に基づき、県災対本部（地方部経由）に報告するものとする。
- 2 災害速報
被害の状況が判明次第、被害速報送受信票及び三重県災害対策活動要領様式（2）に基づき、市から県災対本部（地方部経由）に報告するものとする。
この際、報告した内容については、防災関係機関との共有に努める。

第3 住家等被害調査

1 調査の実施

- 1 第一次調査
被災地区を対象として、原則、外観から住家等の被害認定調査を行う。
- 2 第二次調査
第一次調査の結果又は第一次調査で物理的にできなかった調査については、再調査等の申し出により実施する。

2 調査態勢

総務対策部(税務班)は、次の態勢により調査を実施する。

- 1 編 成
 - (1) 被害調査にあたっては、2人1組態勢とし、調査規模等の内容により組数を編成する。
 - (2) 被害調査にあたり、要員等が不足するときは、他対策部等からの応援職員を増員するとともに、必要により県知事又は近隣市町に対し調査要員の派遣を要請する。
- 2 調査期間
 - (1) 第一次調査：被害調査態勢の確立後、直ちに調査を開始し早期に完了するよう努める。

(2) 第二次調査：り災証明書の発行と併せて再調査の受付けを開始する。

3 調査方法

被害調査票により棟単位で行い、第一次調査段階から調査を行う旨（地区、日程）をあらかじめ市民に広報のうえ、外観調査が基本であるが可能な限り立入調査を実施することにより、認定に正確を期す。

なお、第二次調査時は、必ず居住者又は所有者立ち会いの上で、立入調査を実施する。

4 判定基準

「災害の被害認定基準について」及び「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について」並びに「災害救助法事務取扱要領」による。

第4 通信の確保

1 通信手段の確保

大規模・広域災害発生時には、インターネット通信・衛星通信・防災行政無線等、複数の通信手段を確保維持するため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う態勢の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信手段の確保を行う。

この際、自治体間の通信・防災関係機関の通信確保に留意する。

2 担任区分

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 通信手段の確保 2 本部への通信機器等の配備 3 通信機器、非常通信装置等の故障時の修理依頼 4 加入電話の増設依頼 5 他機関等に対する通信機器確保のための要請 6 災害時優先電話の登録と確保 7 防災行政無線による通信 8 市民への不要不急電話抑制の広報
消 防 対 策 部	無線通信機能の確保
市 民 対 策 部 (関支所班)	防災行政無線（同報系）による関地区内への広報
市 民 ・ 事 業 所	不要不急電話の抑制
防 災 関 係 機 関	通信確保への協力依頼
ア マ チ ュ ア 無 線 ク ラ ブ	次の事項について協力依頼 1 アマチュア無線による災害情報の収集伝達に関する協力 2 避難場所、避難所、被災箇所等と災害対策本部との間の情報連絡に対する協力

3 災害時における通信連絡手段

災害の発生時の通信は、災害対策業務を行う上で極めて重要であり、平素から通信組織の維持に留意するとともに、有線通信・無線通信の特性を踏まえ、複数の通信手段を確保することが重要である。

1 電気通信網を利用した通信・連絡手段

通信・連絡手段	備 考
一般加入電話	通常の電話及びFAX
衛星携帯電話	一般加入電話等が利用できない場合
携帯電話	携帯用電話
災害時優先電話	通常の電話回線を利用するが、災害発生時には発信時に、他の通信に優先して接続される。
インターネット通信	インターネットや他の事業者の回線を利用するインターネット通信
ケーブルテレビ通信	専用ケーブル回線を利用するインターネットを含む通信
市民文化部IP無線	市民文化部専用の無線

2 無線通信網を利用した通信・連絡手段

通信・連絡手段	備 考
三重県防災行政無線(地上系・衛星系)	県及び県内各市町を結ぶ無線
亀山市防災行政無線(移動系)	各対策部を結ぶ無線
亀山市地域防災行政無線(同報系)	関支所管内の一斉広報無線
消防用無線	消防専用の無線

(なお、無線通信には、このほかにアマチュア無線等がある。)

4 通信の運用

1 無線通信機器の配置

災害対策時には無線通信機器を統一かつ効果的に運用する。

通 信 機 器	配 置 場 所
三重県防災行政無線(地上系・衛星系)	市本庁舎(関庁舎)
亀山市防災行政無線(移動系)	消防庁舎
亀山市地域防災行政無線(同報系)	関支所庁舎
消防用無線	消防庁舎

この際、通信能力の補完のため、アマチュア無線等の民間が保有する通信力の活用を検討・依頼する。

2 災害時の通信運用の基準

(1) 三重県防災行政無線(地上系、衛星系)

県からの地震情報等の入手及び電話回線に障害が発生した場合の県との通信連絡を確保する。

(2) 亀山市防災行政無線

緊急を要する市内の通信連絡及び災害現場からの情報の収集、各部署への指揮命令の伝達、住民への避難指示等の伝達等に使用する。

(3) 衛星携帯電話

通信や交通手段が途絶した孤立地域との通信及び学校との通信を確保する。

(4) 消防専用無線

災害発生時における人命救助活動、消火活動及びその他の警防活動に関する通信連絡手段

(5) 災害時優先電話

災害時の通信として災害対策本部に災害時優先電話として7台、各指定避難所に衛星携帯電話各1台を配置し、災害発生時の指揮連絡・情報収集等に運用する。

この際、発信と受信を指定・周知し、通信の混交を防止する。

(6) その他の無線通信施設の活用

非常無線通信は、必要に応じ、無線局保有者に協力を要請する。この際、無線局の免許保有者が自ら送受信することに留意する。

この際、要請にあたっては、非常無線通信協議会構成員所属の無線局の選定に着意する。

5 その他の通信連絡手段の活用

1 アマチュア無線

市の通信機器等が有効に機能せず、他機関の保有する専用電話等も利用できない場合は、災害時応援協定に基づき、アマチュア無線クラブ(災害通信ボランティアネットワーク亀山)に通信協力を要請し、災害時の通信連絡を確保する。

2 インターネット通信等

平素から亀山市ホームページを活用し防災等に関する情報提供等を行うとともに、災害発生時には被害等の情報収集のための通信として確保する。

この際、回線の脆弱性等を考慮し、複数の通信手段の確保に努める。

3 災害放送の要請

(1) 本部長は、基本法第56条(市町村長の警報の伝達及び警告)及び57条(通信設備の優先利用等)に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送を利用することが適切と考えられる時は、県知事を通じて災害放送を要請する。

(2) 県知事に対する要請及び連絡は、総務対策部が行う。

(3) 県が取り決めている協定には、次の2つがある。

ア 災害時における放送協定(県対NHK津放送局)

イ 災害時の放送に関する協定（県対民放各社）

(4) 要請時に明らかにすべき事項

要請は、原則として文書によるが、緊急時には電話等により行い、事後において速やかに文書を提出する。また、以下の事項を明確にする。

ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ 放送希望日時

エ その他必要な事項

6 通信の統制

災害(被害)の推移を考慮しつつ、人命の救出・救助・被害に関する情報の収集・通報に関する通信を優先する等、必要の都度、災害対策本部が統制する。

7 通信時の留意事項

- 1 簡潔かつ正確な通信を行うことに留意する。
- 2 確実に連絡するため、FAXを活用する。
- 3 通信連絡を受けた者は、通信連絡対応記録表により確実に記録し、関係者に報告、伝達する。

第5節 受援体制

第1 受援体制

1 応援要請の実施

被害状況及既に実施している災害応急対策の状況等を把握し、「被災市町村応援職員確保システム」等、あらゆる手段を使用して、迅速に応援を要請する。

応援要請にあたっては、具体的な応援要請の実施に留意する。

2 受入態勢の確立

- 1 県及び派遣元市町等との情報の共有
- 2 リエゾン(連絡要員)の受入及び調整
- 3 応援要員・受援部隊等の受入・運用

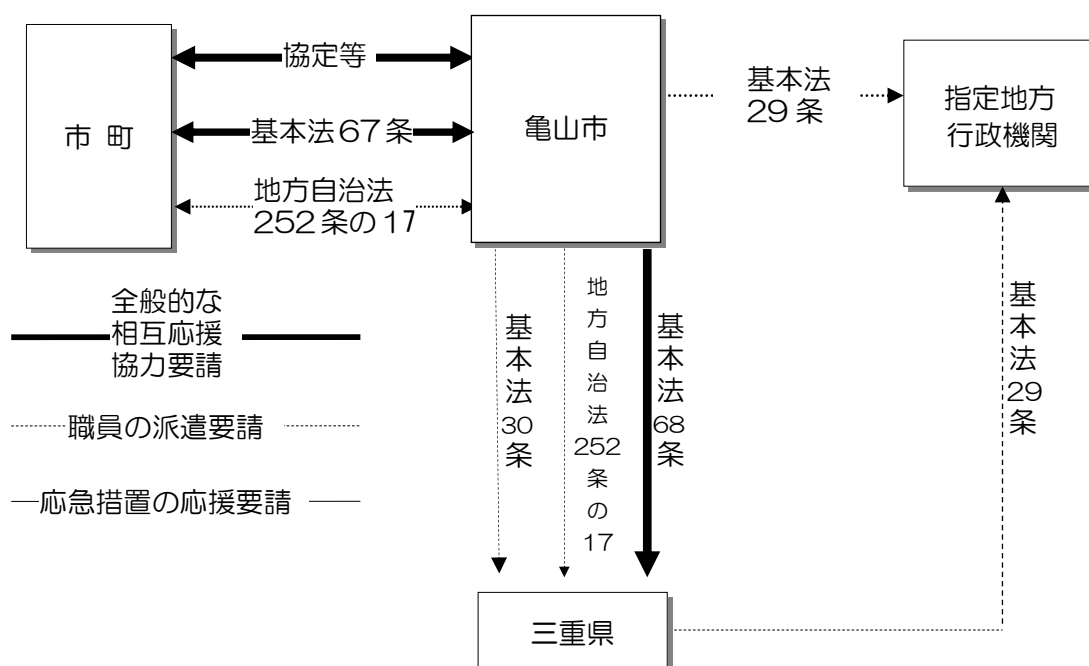
要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保し活動要領を作成するとともに、業務の引継を確実に行う。

なお、市内進出拠点及び活動拠点等詳細については、「三重県広域受援計画」によるものとする。

第2 国・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等

1 要請の手順

基本法、協定等に基づく応援協力の要請系統は、次のとおりである。



2 事務の委任

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、本部長（市長）は、当該期間において所定事務を行うものとする。

3 県への応援要請

災害時に県に対して応援要請若しくは応急措置の実施を要請する場合又は他市町への応援を要請する場合は、関係法令に基づいて行う。

- 1 本部長（市長）は、概括的被害状況等により応援要請の必要性を判断し、県災対本部（地方部）を通じて県知事又は他市町長への応援を要請する。
- 2 要請は、当初、口頭（電話）により要請し、後日文書により処理するものとする。
- 3 連絡担当は、総務対策部とする。
- 4 緊急を要する場合は、各対策部において県の担当部署に直接要請することができる。その場合、じ後、本部員会議において本部長（市長）に報告する。
- 5 要請時に明らかにすべき事項
 - (1) 救助法の適用の可否
 - (2) 災害の原因及び被害の状況
 - (3) 必要とする応援活動及び応急措置の内容、理由
 - (4) 必要とする応援の人員、期間、場所
 - (5) 必要とする応援の物資、資機材の品名及び数量
 - (6) その他必要な事項

4 相互応援協定等

協定における応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は、それぞれの応援協定等において定める。（資料編参照）

5 職員の派遣要請

1 職員の派遣要請

被災市区町村応援職員確保システムの活用によるほか、次の要領により実施する。

- (1) 前記の応援協力要請系統図により行う。
- (2) 職員の派遣を希望する対策部長は、派遣希望職員等を総務対策部に申し出る。
- (3) 職員の派遣又は派遣のあつせんを要請する場合は、県知事に対し次に掲げる事項を記載した文書を持って行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話で要請し、後日文書で改めて通知する。

2 職員の派遣を要請する際に明らかにすべき事項

- (1) 派遣（あつせん）を要請する理由

- (2) 必要となる作業の場所
- (3) 派遣（あっせん）を求める職員の職種別人員数
- (4) 派遣を必要とする期間
- (5) 必要となる作業の内容
- (6) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣（あっせん）について必要な事項

6 指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請

指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係民間団体等の協力を得て、適切な応急対策活動を実施するとともに、災害時に積極的に協力が得られるよう、体制を整えておくものとする。

7 応援の受入れ

1 受入れの担当

受 入 対 象	受 入 担 当
食糧及び生活必需品	総務対策部
人 的 応 援	応援を要請した各対策部

2 宿泊場所

亀山高等学校、亀山中学校を中心とする公共施設を活用する。

ただし、宿泊者が多数のときは、市内若しくは近隣市の宿泊施設の借上げを総務対策部が検討する。

第3 他の地方公共団体への職員派遣

市域外で災害が発生し、他の地方公共団体からの要請により本市の職員を派遣する場合は、以下の要領で実施する。

1 派遣態勢

1 派遣態勢の時期

他の地方公共団体からの要請があったときとする。

2 派遣人員

班態勢とし、グループリーダー級以上の職員1人を含めるものとする。

3 派遣期間

原則として3～4日のローテーション方式による。

4 派遣決定の調整

派遣決定に関する事務は総務対策部が行う。

2 派遣方法

1 派遣職員の人選

職員の派遣は、先遣隊の報告を待って次に派遣する職員の人選を決定する。

2 輸送手段

- (1) 総務対策部は、派遣職員及び救援物資の輸送手段として車両を確保しておく。
- (2) 輸送手段が確保されない場合、公共交通機関を利用し現地でレンタカーを調達する。
- (3) 陸上交通が困難な場合は、空路等も考慮する。

3 派遣に伴う携行品

基本的には、現地自治体に負担をかけないことを前提とし、現地での生活に必要な物資は携行する。

なお、派遣に伴う携行品は、以下のとおりとし、総務対策部が準備する。

- (1) 防災服（ヘルメット、防災服、雨具、防災靴等）
- (2) 関連物資（懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話、工具等）
- (3) 生活用品（応急医薬品、テント、寝袋、食糧、自炊用具一式等）
- (4) 救援物資等（現地情報により選択）

4 救援物資の調達

派遣職員の報告を待って、現地への救援物資を必要に応じて調達する。

第4 防災関係機関との連携

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 広域応援要請の指示に関すること。 2 自衛隊災害派遣要請に関すること。 3 救助法適用要請の指示に関すること。 4 海外支援受入れの判断に関すること。
総 務 対 策 部	1 応援要請に関すること。 2 他機関との連絡調整に関すること。 3 救助法適用要請に関すること。
各 対 策 部	応援協定を締結している場合の応援要請に関すること。
自 主 防 災 組 織 等	災害対策本部の要請により又は自主的な判断により災害対策本部の実施する応急対策活動の応援を行うこと。
防 災 関 係 機 関	災害対策本部と緊密な連携をとり、応援要請により活動を行うこと。

2 各機関等との連携

1 防災会議の招集

市の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急態勢の確立を図るため、必要に応じて防災会議を招集し、被害情報の提供及び活動に関する調整等を行い、災害応急対策の推進を図る。

2 連絡調整の態勢

本市が災害対策本部を設置した場合、防災会議の委員は、災害対策本部との緊密な連携を図るため、必要に応じて連絡員を派遣する。

また、防災会議委員の要請があり、本部長が必要と認めるときは、連絡員を防災関係機関に派遣する。

3 連携する機関、連絡先及び協力を要請する事項

市内の防災機関として応急対策への協力を要請する組織・団体は、次頁のとおりである。

組 織 ・ 団 体 名	協 力 を 要 請 す る 事 項
【情報関係団体】 自主防災組織 アマチュア無線クラブ	1 異常現象及び災害危険箇所を発見した場合の災害対策本部への通報 2 災害情報の収集・伝達 3 避難場所、避難所、被災箇所等と災害対策本部との間の情報連絡 4 被害調査
【社会福祉及び社会教育団体】 亀山市社会福祉協議会 日本赤十字社亀山奉仕団 亀山市婦人会連絡協議会	炊き出し、給水その他救援物資等の配布
【医療関係団体】 一般社団法人亀山医師会 一般社団法人亀山歯科医師会 一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会 日本赤十字社三重県支部	1 医療救護及び助産救護活動 2 防疫活動
【産業経済団体】 鈴鹿農業協同組合 鈴鹿森林組合 亀山商工会議所 商業団体	1 生活必需物資、生活関係物資の調達、配分 2 産業に関する被害調査
【復旧工事関係団体】 三重県建設業協会亀山支部 水道工事指定店	1 浸水対策活動 2 公共土木施設、都市施設、農地及び農業用施設、水道施設の応急措置

排水設備工事指定店	3 その他の施設の応急措置
【地域関係団体】 自主防災組織	1 異常現象及び災害危険箇所を発見した場合の災害対策本部への通報 2 災害の予防と拡大防止 3 災害情報の収集、伝達 4 避難住民の誘導、受入れ等住民の避難活動 5 炊き出し、給水、その他救援物資の配布活動 6 医療救護活動 7 応急復旧活動 8 被災地域の防犯活動 9 その他災害応急対策業務

※ 連絡先及び連絡担当対策部の一覧は附属資料による。

第5 自衛隊災害派遣要請

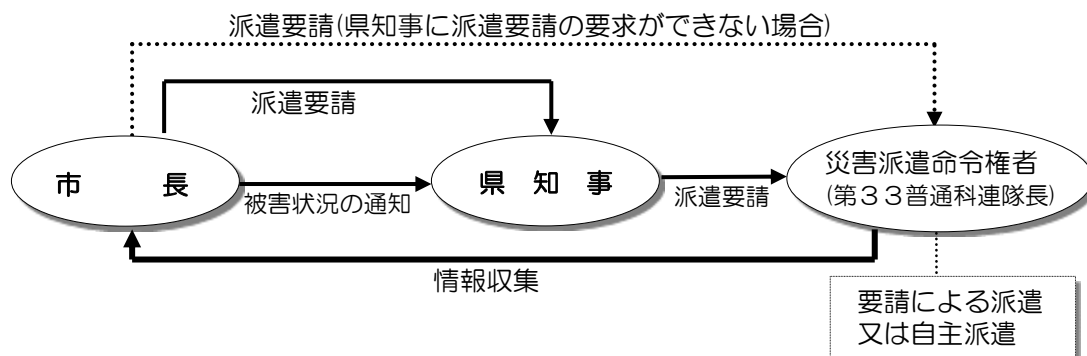
1 県への自衛隊災害派遣要請

1 要請による派遣

大規模な災害によりその被害が、地方自治体の災害対応能力を超える場合は、災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）により、市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。この規定により、本部長は、鈴鹿地域防災総合事務所長を經由して県知事へ派遣要請を求めるものとする。

事態が急を要するときは、県知事へ直接電話又は無線等で要請し、じ後に文書を送付するものとする。なお、本部長が県知事に派遣要請を求めることができない場合は、陸上自衛隊第33普通科連隊長に直接要請を行うものとする。

ただし、この場合、本部長は、じ後速やかに陸上自衛隊第33普通科連隊長に要請した旨を県知事に通知しなければならない。



- 2 各対策部長は、各対策部において実施すべき応急対策が当市の能力を超えると判断した場合、自衛隊災害派遣要請を本部長に上申する。

2 災害派遣要請基準：3要件（公共性、緊急性、非代替性）

- 1 公共性
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- 2 緊急性
差し迫った必要性があること。
- 3 非代替性
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

3 災害派遣要請に含むべき事項

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 連絡場所及び連絡者
- 5 その他参考となる事項

4 災害派遣受入

- 1 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
 - (1) 派遣部隊の受入及び災害対策本部と自衛隊との総合調整は、危機管理班が行う。
 - (2) 災害対策本部に自衛隊連絡員の派遣を求めるとともに、災害対策本部内に自衛隊連絡所を開設する。
- 2 作業計画及び資機材の準備
 - (1) 派遣部隊の作業実施期間においては、現場に責任者を配置し、派遣部隊指揮官と協議し作業の推進を図る。
 - (2) 派遣部隊が行う応急復旧に必要な資機材についてはできる限り市で準備し、速やかに活動が開始できるよう留意する。
- 3 受入拠点・救助活動拠点等の準備

【受入拠点】

施設名	施設管理者	所在地
亀山PA(上り線)	NEXCO 中日本	布気町字高塚
亀山PA(下り線)	NEXCO 中日本	布気町字唄9 4 2-2

【救助活動拠点】 ※車両や資機材の留め場、宿营地として利用する拠点

施設名	施設管理者	所在地
亀山サンシャインパーク	三重県	布気町801-1
豊田自動織機亀山試験場	(株)豊田自動織機	白木町2584-2

災害救助活動のためのヘリポートは「資料編第5 航空機場外離発着場一覧」から最適な場所を選定する。

4 住民の協力

派遣部隊の作業等に関する必要な広報等の実施により住民の協力を求める。

5 派遣部隊の誘導

自衛隊の災害派遣が決定した場合、総務対策部は被災（作業）現場に至る経路・集結地及び誘導員の配置等に関し、派遣部隊と相互調整を行う。

5 緊急時派遣要請先

- 三重県防災対策部（災害対策課）
平日の昼間・夜間及び土・日・祝日
電話番号 059-224-2189
- ・ 三重県防災行政無線【端末局】
災害対策本部設置時（県庁講堂）
地上系無線電話 8-* - 660（代）～ 683
衛星系無線電話 7-101-660（代）～ 683
災害対策本部設置時（プレゼンテーションルーム）
地上系無線電話 8-* - 648
衛星系無線電話 7-101-648
- ・ 三重県防災行政無線【移動局】
災害対策本部設置時（県庁講堂）
地上系無線電話 * - 660（代）～ 683
災害対策本部設置時（プレゼンテーションルーム）
地上系無線電話 * - 648
- 陸上自衛隊第33普通科連隊
所在地：津市久居新町975
電話番号 059-255-3133
- ・ 三重県防災行政無線【端末局】
第2科
地上系無線電話 8-841-* *- 11
衛星系無線電話 7-841-11
当直司令室
地上系無線電話 8-841-* *- 12
衛星系無線電話 7-841-12
- ・ 三重県防災行政無線【移動局】
当直司令室
地上系無線電話 841-* *- 12

6 撤収要請

災害派遣目的を終了し、又はその必要がなくなった場合、本部長(市長)は県知事及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、県知事あてに災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第6 三重県防災ヘリコプター支援要請

災害の発生に際し、県知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の応援要請は、「三重県防災ヘリコプター支援に関する協定」の定めるところによるものとし、その概要は次のとおりとする。

1 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、原則として次のいずれかに該当する場合、応援要請を行うことができる。

- 1 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 発災市町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- 3 その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請方法

- 1 県知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について要請を行うものとするが、事後、速やかに防災ヘリコプター緊急要請書を県知事に提出するものとする。
 - (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
 - (3) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
 - (4) 場外着陸場の所在地及び地上支援体制
 - (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
 - (6) その他必要事項
- 2 各対策部長は、第1項の応援要請の原則に基づき、ヘリコプターの支援要請を必要する場合、総務対策部と調整を行い要請する内容を明らかにし、本部長に上申する。
- 3 緊急時応援要請連絡先

三重県防災対策部消防・保安課課 防災航空班	
○ NTT 回線電話(緊急専用)	059-235-2558
	FAX 059-235-2557
○ 三重県防災行政無線	電話 8-145-**-11
	FAX 8-145

3 緊急運航の要件

1 公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とするこ
と。

2 緊急性

差し迫った必要性があること(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重
大な支障が生ずるおそれがある場合)

3 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと(既存の資機材、人員では十分な活
動が期待できない、又は活動できない場合)

4 防災ヘリコプター緊急運航要請の基準

1 救急活動

- (1) 救急車で搬送するよりも病院搬送までの時間を短縮できる救急患者の搬送
- (2) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送、離島、山村等の交通遠隔
地において、緊急医療を行うため、医師、器材等を搬送する必要があると認めら
れる場合
- (3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
遠隔地へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が
搭乗できる場合
- (4) その他救急活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場
合

2 救助活動

- (1) 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助
- (2) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出、大雨、山崩れ
等により、陸上からの救出が不可能で救出が緊急に必要と認められる場合

3 災害応急対策活動

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
地震等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわた
る状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると
認められる場合
- (2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で食糧、衣料、その他の生活必
需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要が
認められる場合
- (3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

4 火災防御活動

- (1) 林野火災等における空中からの消火活動
- (2) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

5 要請者において措置する事項

消防対策部は、防災ヘリコプターの緊急運航要請に際し、次の措置を行う。

- (1) 着陸すべき場所に、必要な人員を配置し、危険防止のための措置
- (2) 着陸場に至る交通機関等を確保
- (3) 現地責任者は離着陸場に待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。
- (4) 緊急輸送の場合は、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。なお、搬送のため、搭乗できる者は医師又は看護師1名とする。

第7 海外支援の受入れ

支援申入れは、外交ルートを通じて外務省から申入れが行われる場合とNGO（非政府組織）等から直接市に申入れが行われる場合があり、以下のように対応するものとする。

1 外務省経由の海外支援

1 支援活動の打診

外交ルートで外務省へ海外から支援の申入れがあった場合は、外務省から県に支援国、支援の種類、規模、到着日時、到着場所等が通報され、県から市に対して受け入れるかどうかの打診が行われる。

2 支援受入れの判断

災害対策本部は、外務省経由の海外支援の申入れがあった場合、災害の状況や応急活動の状況、国・県の支援体制等を総合的に判断し、関係対策部と受入れの必要性及び受入体制を検討の上、受け入れるかどうかを決定することとする。

3 支援の回答

総務対策部は、災害対策本部での協議結果を踏まえ、速やかに県に回答する。

4 受入れ

海外支援部隊の受入れにあたり、支援活動内容の調整や必要な情報提供を行う。

5 支援部隊の撤収要請

海外支援部隊の活動期間が終了した場合又は支援部隊の活動場所や機会がなくなった等の場合は、支援部隊の責任者と協議の上、県知事に撤収を要請する。

6 海外支援活動の記録

支援を受けた関係対策部は、支援組織に対して、海外支援組織の団体名、国籍、到着日時、種類、支援人員、活動場所、活動内容、責任者名、連絡先等についての報告書の提出を求める。

2 市に直接申入れのある海外支援

1 支援活動の打診

NGO（非政府組織）団体等から直接、市の災害対策本部や関係対策部へ支援の打診が行われることがある。

2 援受入れの判断

災害対策本部は、災害の状況、応急活動の状況等を総合的に判断し、関係対策部と受入れの必要性及び受入態勢を検討の上、支援の申入れを受けるかどうかを決定する。

3 支援の回答

総務対策部は、災害対策本部における協議の結果を踏まえて、海外支援の受入れに関する回答を速やかに申入れ先に回答する。

4 受入れ

海外支援部隊の受入れにあたり、支援を希望する対策部は、活動内容の調整や必要な情報交換を行う。

5 支援部隊の撤収要請

海外支援部隊の活動期間が終了した場合又は支援部隊の活動場所や機会がなくなった等の場合は、支援部隊の責任者と協議の上、撤収を要請する。

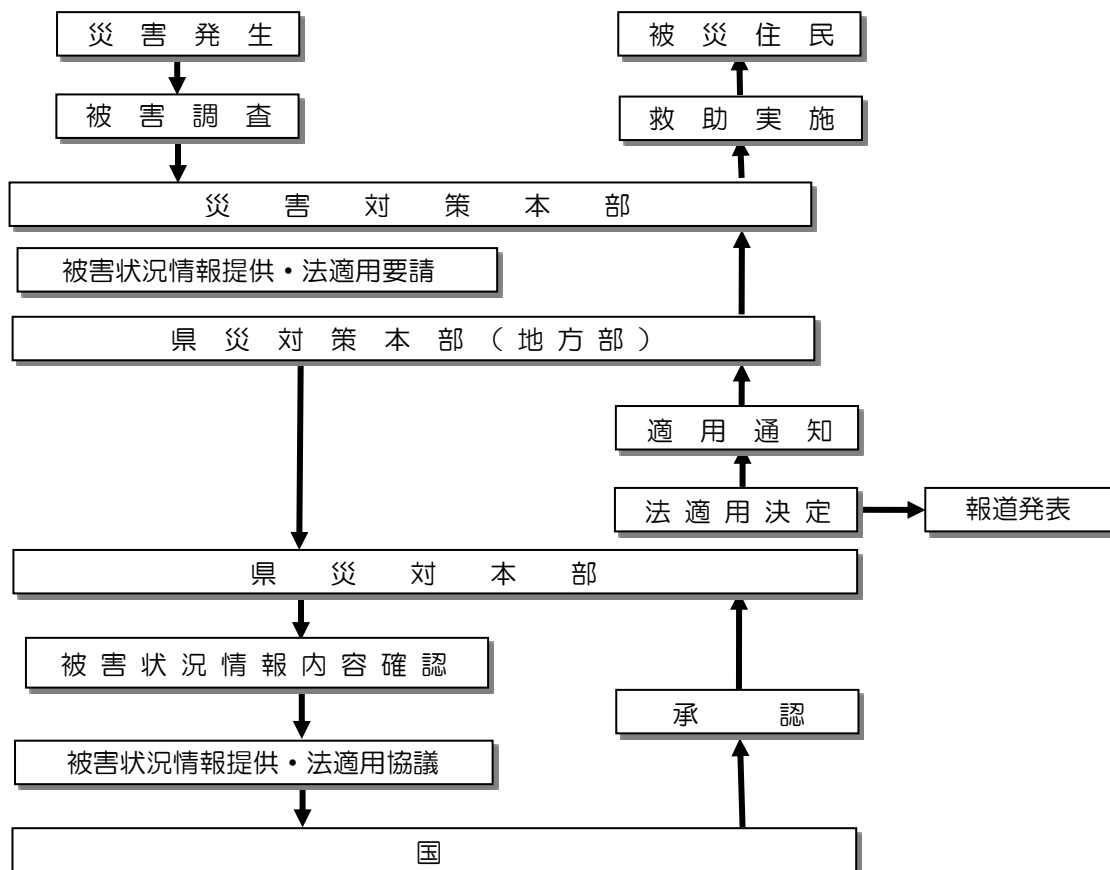
6 海外支援活動の記録

支援を受けた関係対策部は、海外支援部隊の団体名、国籍、到着日時、種類、部隊人員活動場所、活動内容、責任者氏名、連絡先等についての報告書の提出を求める。

第6節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用手続き

災害救助法に基づき救助の実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。



1 被害状況等の報告・適用要請

本部長(市長)は、災害が「救助法施行令に基づく適用基準」のいずれかに該当又は該当する見込みがある場合は、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、災害救助法の適用を要請する。

また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合は、必要な救助活動を実施するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事と協議する。

2 救助の実施

本部長(市長)は、知事が救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

第2 適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによる。

第7節 消火・救助・救急活動

第1 消火活動

地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、市域で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 亀山警察署への消防活動協力要請に関すること 2 自衛隊への災害派遣要請に関すること
総 務 対 策 部	災害対策本部と消防対策部との連絡調整に関すること
消 防 対 策 部	1 速やかな被害状況の把握と情報の収集伝達に関すること 2 消防団への出動指令に関すること 3 消防職員の迅速な参集状況の把握と初期態勢の確立に関すること 4 指揮命令系統の確立と災害対策本部との連絡調整に関すること 5 消防団との現場活動方針等の調整に関すること 6 消防活動及びその他の警防活動に関すること 7 消火応援部隊の受入態勢の確立と消火部隊の再編成に関すること 8 消火用資機材の確保、調達に関すること 9 災害危険箇所の早期発見と情報収集に関すること 10 消防団及び自主防災組織の現場活動の協力支援に関すること 11 避難の勧告等の伝達に関すること
消 防 団	1 災害警戒、巡視に関すること 2 消防活動（現場活動）に関すること 3 避難者の誘導等に関すること
市民、事業所 自主防災組織	1 出火防止措置等の実施確認に関すること 2 自発的な初期消火活動の実施と消防機関の消火活動等への協力に関すること

2 初期消火活動の配備態勢

1 配備態勢

(1) 非常配備

消防長は、次の基準により非常態勢を発令し、非番等職員を非常招集し活動を開始する。

ア 市において震度5強以上の地震が発生したとき

イ 南海トラフ地震に関する臨時情報が発表されたとき

ウ その他、消防長が必要と認めたとき

(2) 非常招集

自動的な非常態勢（非常配備が発令される事態が発生した場合）の発令により、勤務時間外及び勤務のため出張中の職員は、直ちに所定の場所へ参集する。

(3) 部隊の配置及び運用

非常態勢に入った場合は、勤務中の職員及び参集した職員によって部隊を編成する。

部隊は、消防隊、救助隊、救急隊、指揮支援隊等を編成し、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、高規格救急車、広報車、救助工作車、指揮支援車、小型動力ポンプ付水槽車、資機材搬送車等をあてる。

なお、非常配備の編成は、事前に計画しておく。

2 消防災害対策本部の設置

非常体制が発令された時、消防本部内に消防災害対策本部を設置する。

なお、消防災害対策本部の構成、任務等詳細は消防長が別に定める。

3 現地本部の設置

大規模災害時には、消防長が必要と判断するときは、消防現地本部を設置し職員及び応援隊の指揮にあたる。

3 初動活動

1 消防本部・署の初動措置

地震発生直後に、消防本部及び消防署は、次の措置をとる。

(1) 出火防止措置

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。

(2) 庁舎の安全及び機能確保

庁舎建築物の被害状況の点検及び内部の機器等の機能点検を実施する。

(3) 通信施設の確保

通信施設の機能及び非常電源の点検を実施する。

(4) 情報の収集及び報告

消防対策部は、「3 情報の収集伝達」に定める情報を直ちに収集し、災害対策本部に書面により報告する。

(5) 消防部隊運用の検討

収集した被害情報等により、消防対策部は、初動時の部隊を編成する。

(6) 消防隊等の出動準備

消防隊の出動経路の確認。(道路閉鎖等の情報収集等)

ホース等積載資機材の確認。

2 消防団の初動措置

地震発生時に消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、地震火災の様相に応じた有効な活動を実施すると同時に、地域住民の中核的な存在となって出火防止あるいは初期消火についての指導を行い、地域住民の生命、身体の安全を確保する。消防団及び消防指揮本部との連携を図るため、消防団長は、消防本部に参集する。

3 情報の収集伝達

(1) 地震発生直後の情報収集・伝達

地震発生直後、次の情報を収集し、関係機関へ伝達する。

収集・伝達する情報の内容	担 当	連 絡 先
地震情報	消防対策部	災害対策本部
非常招集連絡		各消防職員・消防団員
火災の発生状況		災害対策本部
人的被害の状況 (救助・救急要請、119番通報)		
周辺道路の通行障害等の状況	出動隊及び参集職員	消防本部
参集途上の被害情報	参集職員	

(2) 被害情報の収集・伝達

参集職員が収集した消防活動に必要な情報を迅速、的確に収集・伝達する。

(3) 初期における情報収集態勢

情報収集項目	報 告 要 領
火災発生場所	火災発見順に、その町名、番地又は目標と目標からの方向及び距離を報告する。
火 災 の 程 度	延焼火災は、延焼方向・棟数・消防隊の着手の有無等を報告する。
その他の災害	火災以外の災害は、目撃した範囲で報告する。

(4) 中期における情報収集態勢

情報収集項目	報 告 要 領
人 的 被 害	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
倒 壊 危 険 家 屋	倒壊家屋による住民の動向及び被害者の状況
二 次 災 害 危 険	余震に伴う傾斜危険家屋、地盤の緩み、道路、宅地等における災害発生状況
避 難 指 示 等	避難対策の必要の有無及び避難の状況

(5) 自主防災組織を活用した情報収集手段

災害発生時における地域の被害状況を自主的に報告させる。

4 通信の運用

通信の運用については、「第2章第4節第4 通信機能の確保」によるほか、消防対策部は基本として、次の点に特に留意する。

- (1) 災害対策本部と消防本部間の通信は、防災行政無線による。
- (2) 消防本部と出動隊との通信は、消防無線とする。
- (3) 有線途絶時の通信は、無線通信とする。

4 避難誘導要領

市民の安全避難を確保することは、消防の責務であり、安全避難に必要な火災等の鎮圧と拡大防止に全力をあげる。

特に、大規模災害時における避難誘導に対処するためには、消防機能の全力をあげ災害対策本部の指示を受けることなく住民の安全確保を図る。消防対策部における避難誘導活動は、次の要領にしたがって行う。

- 1 消防長及び署長は、火災の拡大が急激で人命危険が切迫し、直ちに避難をさせる必要があり、災害対策本部長の指示を受けるいとまがない場合は、避難指示等の措置をとる。
- 2 消防長は災害対策本部に、署長は現地部隊に対し、火災の延焼予測、避難を必要とする地域及び安全方向等、必要な情報連絡を行う。

5 応援協力

1 広域消防応援要請

消防活動に関する他機関への応援要請は、「第2章第5節 受援体制」に定めるほか、以下のとおりであるが、急を要すると判断される場合は消防長が要請することができる。

種 類	対 象	根 拠 法 令
三重県消防相互応援協定	火災・救急・救助	消防組織法第39条
緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱		消防組織法第44条
高速道路における消防相互応援協定		消防組織法第39条

2 救助・救急、消火応援部隊の受入体制

消防機関部隊の受入拠点は以下のとおりとし、受援の詳細にあつては消防長が別に定める。

【受入拠点】

施 設 名	施設管理者	所 在 地
東野公園	亀山市	川合町 1286-49
亀山 PA(上り線)	NEXCO 中日本	布気町字高塚
名阪関ドライブイン	三交興業(株)	関町萩原 39

【救助活動拠点】

※救助機関が活動を行う際に、車両や資機材の留め場、宿营地として利用する拠点

施 設 名	施設管理者	所 在 地
東野公園	亀山市	川合町 1286-49
亀山公園	亀山市	若山町 4-7
豊田自動織機亀山試験場	豊田自動織機(株)	白木町 2584-2
関B&海洋センター	亀山市	関町新所 8

第2 救助・救急活動

消防本部及び消防団の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施するとともに、市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、防災関係機関との活動調整を図る。

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 亀山警察署への協力要請に関する事。 2 自衛隊への災害派遣要請に関する事。
総 務 対 策 部	災害対策本部と消防対策部との連絡調整に関する事。
消 防 対 策 部	1 速やかな被害状況の把握と情報の収集伝達に関する事。 2 消防職員の迅速な参集状況の把握と活動態勢の確立に関する事。 3 指揮命令系統の確立と災害対策本部との連絡調整に関する事。 4 消防団への出動指令及び現場活動方針等の調整に関する事。 5 防災関係機関及び応援部隊の受入態勢の確立に関する事。 6 救助・救急資機材の確保、調達に関する事。 7 救助・救急活動の実施に関する事。 8 消防団及び協力機関との現場活動の調整に関する事。
消 防 団	救助・救急活動の実施に関する事。
建 設 対 策 部	資機材・重機等の調達の協力に関する事。
市民、事業所 自主防災組織	1 自発的な被災者の救助・救急に関する事。 2 救助・救急活動を実施する各機関への協力に関する事。

第8節 医療・救護活動

第1 医療・救護体制

地震災害が発生した場合、災害医療支援病院である亀山市立医療センターを中心として、速やかに医療・救護体制を整えるとともに、被災地において医療の必要があるときは県災対本部に対し三重DMATの派遣要請を行う。

また、一般社団法人亀山医師会、一般社団法人亀山歯科医師会及び一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会との連携を図り、「災害時における医療（歯科）救護に関する協定」に基づく応援要請を行う。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	県及び災害応援協定に基づく応援要請
総 務 対 策 部	1 医療活動に関わるライフライン関係機関との調整に関すること 2 救護活動の総合調整に関すること。 3 医薬品及び資機材の救護所までの搬送に関すること。 4 応急活動従事者及び患者の搬送のための交通手段の確保、要請に関すること。
福 祉 対 策 部	1 医療活動に関する医療対策部との調整に関すること。 2 医療ボランティアの受入れに関すること。 3 医薬品及び資機材の調達管理に関すること。 4 被災患者の治療・患者移送及びその他の医事に関すること。
消 防 対 策 部	負傷者等の搬送に関すること。
医 療 対 策 部	災害発生直後の災害医療救護活動への協力に関すること。
市民、事業所	1 家庭内、事業所内における応急処置用医薬品の常備に関すること。 2 救護所開設予定地の把握に関すること。
医療ボランティア	医療活動に関する協力

2 救護所の設置

災害現場の被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院や災害応援協定に基づき派遣要請を行うとともに、住民に対して救護所の設置場所を周知する。

なお、現地救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行い、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所での救護所の併設を検討する。

1 医療救護体制の整備

(1) 救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、亀山市立医療センター、消防署等周辺の公共施設及び空地等をあらかじめ候補地として事前に検討しておくほか、民間医療

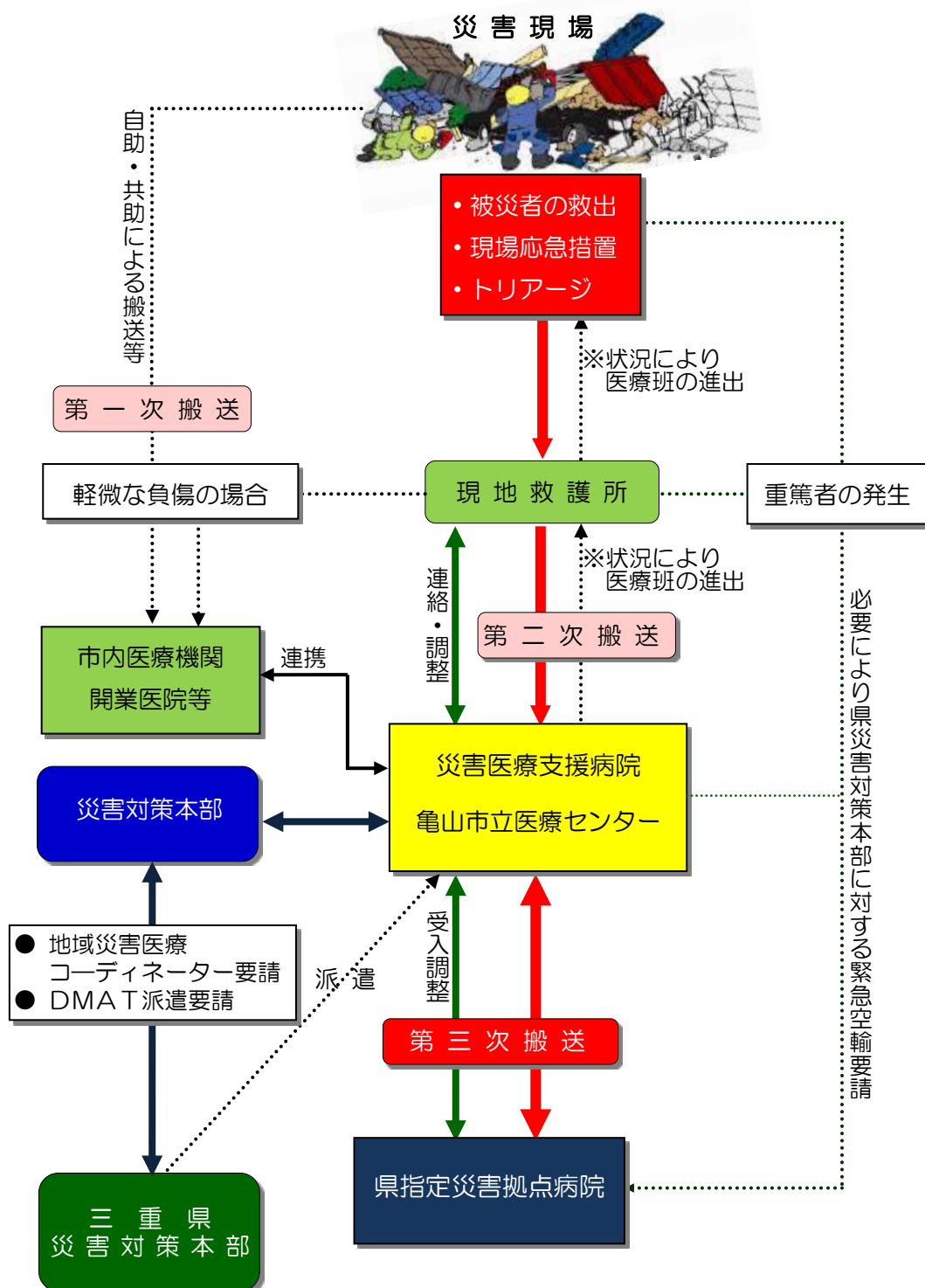
施設等に対する協力要請についても検討を行う。

(2) 自主防災組織における救護態勢の確立

自主防災組織等に対し、軽微な負傷者等に対する応急救護を行うため、地域救護所の設置を推進し、地域における応急救護体制の確立を図る。

2 救急医療の全体のシステム

【救急医療全体システムフロー図】



第2 初期救急医療体制

1 救護体制

1 災害発生初期の体制

福祉対策部及び医療対策部は、災害支援病院(医療センター)を主体とした救護体制を構築するとともに、県指定災害拠点病院等と連携して災害初動期の救護体制を確立する。

2 災害発生初期以降の体制

災害発生直後の負傷者発生に対応するため、各地域において応急手当が可能な態勢の構築を進める。この際、個人病院等を有効に活用するための施策を平素から促進する。

3 災害発生中期以降の体制

医師及び保健師等の巡回により、避難者の健康状態を把握するとともに、診断治療できる体制を構築する。この際、メンタルヘルスについても着意する。

4 医療体制を維持するための、治療資材・薬剤等を県に要望するとともに、防災協定に基づき協力を要請する。

また、医療体制構築のため、必要と判断される場合は県に対してDMATの派遣等を要請する。

2 救急搬送体制

災害の発生により、救急搬送を要する多数の傷病者が発生した場合は、県及び関係機関と調整し、迅速・適切な救急搬送活動を実施する。

1 災害等の現場からの傷病者の搬送

(1) 救急隊を出動させ、傷病者の救急救護を行うとともに、迅速、的確に医療センターに搬送する。搬送先での受け入れが困難な場合は、県指定災害拠点病院へ搬送する等、適宜に搬送先の情報を積極的に入手して決定する。

(2) 搬送する能力が不足する場合は、防災関係機関等に協力を要請する。

2 緊急患者搬送

(1) 生命に危険がある場合又は当該医療機関での治療が困難な場合は、県等にヘリコプター等を要請し搬送する。

(2) ヘリコプターの運用にあたっては、臨時ヘリポートまでの搬送を事前に検討するとともに、ヘリコプターの支援要請については、「第2章第5節第6 三重県防災ヘリコプター支援要請」による。

3 医療ボランティアの受入れ

1 医療ボランティアの要請

総務対策部は、市内拠点病院、救護所等において医師、看護師、薬剤師等の医

療関係者が不足すると判断される場合は、「第2章第10節第5-4 ボランティアの受入」により医療ボランティアを要請する。

2 医療ボランティアの活動調整

福祉対策部は、医療ボランティアを適切に受け入れるとともに、活動調整を行う。この際、感染症を考慮した要請に留意する。

3 災害時救急医療の全体システム(災害医療支援病院)

災害時にも医療機能を維持し、救急医療活動の拠点となる病院を以下に指定する。

病 院 名	所 在 地	連 絡 先
亀山市立医療センター	亀山市亀田町4 6 6 - 1	8 3 - 0 9 9 0

災害医療支援病院においては、以下の体制をとるものとする。

- (1) 災害時の医療機能の維持
- (2) 医師、看護師等スタッフの確保
- (3) トリアージの実施
- (4) 重症者を受入れるスペースの確保

4 県指定災害拠点病院（北勢・中勢・伊賀地区）

医療圏	災 害 拠 点 病 院		災害医療支援病院
	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	
桑名 圏域	県立総合 医療センター	厚生連 三重北医療センター いなべ総合病院 桑名総合医療センター	青木記念病院
四日市 圏域		市立四日市病院	四日市羽津医療センター 厚生連 三重北医療センター 菰野厚生病院
鈴鹿 圏域			厚生連鈴鹿中央総合病院
津圏域		三重大学医学部附属病院 三重中央医療センター	
伊賀 圏域		上野総合市民病院 名張市立病院	
役 割 ・ 必 要 機能等		・ 重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・ 重症傷病者の受入れ機能 ・ DMAT等の受入れ機能 ・ 広域搬送への対応機能 ・ DMATの派遣機能 ・ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能 基幹災害拠点病院は、災害医療に関して県の中心的な役割を果たし、研修を行うなど県内の災害拠点病院の機能強化を図る	・ 災害医療支援病院と連携し、又は支援し、主として被災地内の傷病者の受入及び搬送にあたる等、地域における必要な医療救護活動 ・ 医療班を派遣する体制の確保と様々な状況に応じた派遣 ・ 必要に応じて地域の医療機関への応急用資器材の提供

5 救助法の適用の基準

救助法が適用された場合は、同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

第9節 緊急輸送機能の確保

第1 緊急の交通・輸送機能の確保

人命の救出救助のための活動に必要な交通路を優先して確保する。また、避難所の開設状況に合わせて、物資輸送等に必要な経路を確保する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 災害対策本部の緊急輸送に関する総合調整を行う。 2 鉄道事業所と情報交換を行う。 3 市内緊急輸送道路の指定、交通規制等に関して市民に広報する。
建 設 対 策 部	1 市道の被災調査及び応急復旧について検討する。 2 通行禁止区域内において必要な措置等を実施する。
道 路 管 理 者 交 通 管 理 者	1 道路・橋梁の被災調査及び応急復旧について検討する。 2 応急復旧工事、道路障害物除去作業を指示する。 3 緊急輸送道路、交通規制対象路線等の情報を収集及び提供する。 4 亀山警察署と連携を図り、道路交通規制を実施する。
鉄 道 事 業 者	1 鉄道施設の被害状況の把握及び災害対策本部との連絡調整をする。 2 鉄道施設の応急復旧措置を行う。 3 災害対策本部との連絡調整を行う。
三重県建設業協会 亀 山 支 部 等	災害時協定等に基づき、道路障害物除去作業及び応急復旧作業に協力する。
市 民 、 事 業 所	1 緊急輸送道路指定路線に不要な車両を乗り入れない。 2 災害応急対策車両及び緊急車両の優先通行に協力すること。 3 通行規制等の情報に注意し、不要な車両の運行の自粛に努める。

2 道路被害情報の収集

情報収集にあたっては、所管する道路管理者及び関係機関等と連携して、道路情報を入手するとともに、自ら積極的に情報を収集する。

3 緊急輸送道路の確保

人命の救出救助及び救助物資等の輸送のための輸送路を優先して確保する。

1 道路の啓開及び予備経路の確保

緊急輸送道路の通行が困難な場合は、障害物を速やかに撤去し確保する。

また、予備の経路を併せて確保する。

2 民間力の活用

防災協定に基づき、「一般社団法人三重県建設協会亀山支部」に協力を要請する。

4 交通規制

救出救助活動の実施及び市民の安全を守るために必要な交通規制を、次の事項に基づき警察及び道路管理者に要請する。

- 1 避難路及び緊急交通路の迅速な確保
- 2 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限
- 3 被災地域への一般車両の流入制限
- 4 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置を行う。

域内の緊急輸送道路

	路 線 名	区 間
第 1 次 緊 急 輸 送 道 路		
高速自動車道 (中日本高速(株)道路管理)	東名阪自動車道	亀山市～桑名市
	伊勢自動車道	亀山市～伊勢市
	新名神高速道路	亀山市安坂山～四日市市伊坂町
一般国道 (国土交通省管理)	国道1号	亀山市関町坂下～桑名市長島町押付
	国道25号	亀山市太岡寺町～伊賀市治田
第 2 次 緊 急 輸 送 道 路		
主要地方道	四日市関線	亀山市関町木崎～亀山市関町新所
	亀山白山線	亀山市川合町～亀山市東御幸町
	亀山鈴鹿線	亀山市和田町～鈴鹿市国府町
一般県道	亀山停車場石水溪線	亀山市御幸町～亀山市本丸町
	亀山停車場石水溪線	亀山市羽若町～亀山市羽若町
	亀山城跡線	亀山市東御幸町～亀山市太岡寺町
市町道	亀田小川線	亀山市羽若町～亀山市羽若町
第 3 次 緊 急 輸 送 道 路		
一般国道(県管理)	国道306号	亀山市栄町～亀山市栄町
主要地方道	津関線	津市芸濃町楠原～亀山市関町木崎
一般県道	白木西町線	亀山市若山町～亀山市若山町
市町道	小野白木線	亀山市小野町～亀山市小野町
	国一側道栄町川合線	亀山市栄町～亀山市川合町
	国一東野公園跨道橋線	亀山市川合町～亀山市川合町
	栄町川合線	亀山市川合町～亀山市川合町
	国一側道下り2号線	亀山市川合町～亀山市栄町

※ 「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画(令和4年2月)」より抜粋

市内防災拠点の種類と緊急輸送道路区分

拠点の種類	施設名		緊急輸送道路区分		
			第1次	第2次	第3次
地方公共団体	市町本庁舎	亀山市役所		○	
	市町分庁舎	亀山市関支所		○	
	警察庁舎	亀山警察署		○	
	消防本部庁舎	亀山市消防本部		○	
広域応援部隊の活動物資搬送拠点	救助活動拠点	・ 亀山サンシャインパーク ・ 東野公園 ・ 西野公園 ・ 豊田自動織機亀山試験場			○
	物資拠点	・ 亀山公園 ・ 豊田自動織機亀山試験場			

※「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画(令和4年2月)」より抜粋

※三重県緊急輸送道路ネットワーク計画及び図面については、次のアドレスを参考

「三重県の道路」(<https://www.pref.mie.lg.jp/DOROKI/HP/77496006278.htm>)

5 緊急輸送道路の応急復旧等

1 緊急輸送道路等の道路障害物の除去

救助活動を重視した応急復旧を実施する。この際、県災対本部と事前に調整する。

2 道路障害物除去作業等の実施手順

(1) 道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧の検討

建設対策部は、地方部と協議の上、民間コンサルタント業者等に協力を要請し被災調査及び応急復旧等の検討を行う。

(2) 応急復旧工事の指示

建設対策部は、復旧範囲を地方部と協議の上、決定し、三重県建設業協会亀山支部に復旧工事への協力を要請する。

(3) 道路障害物除去作業の指示

建設対策部は、作業範囲を決定した上で、災害時応援協定に基づき三重県建設業協会亀山支部及び三重県レッカー事業協同組合に道路障害物除去作業への協力を要請する。

(4) 資機材の調達

道路復旧工事及び道路障害物除去作業のための資機材の調達は、三重県建設業協会亀山支部等に要請する。

6 鉄道施設

鉄道の被害状況等について、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会

社と連携して対応する。また、安全確保等のための必要な処置については、優先して対応するよう要請する。

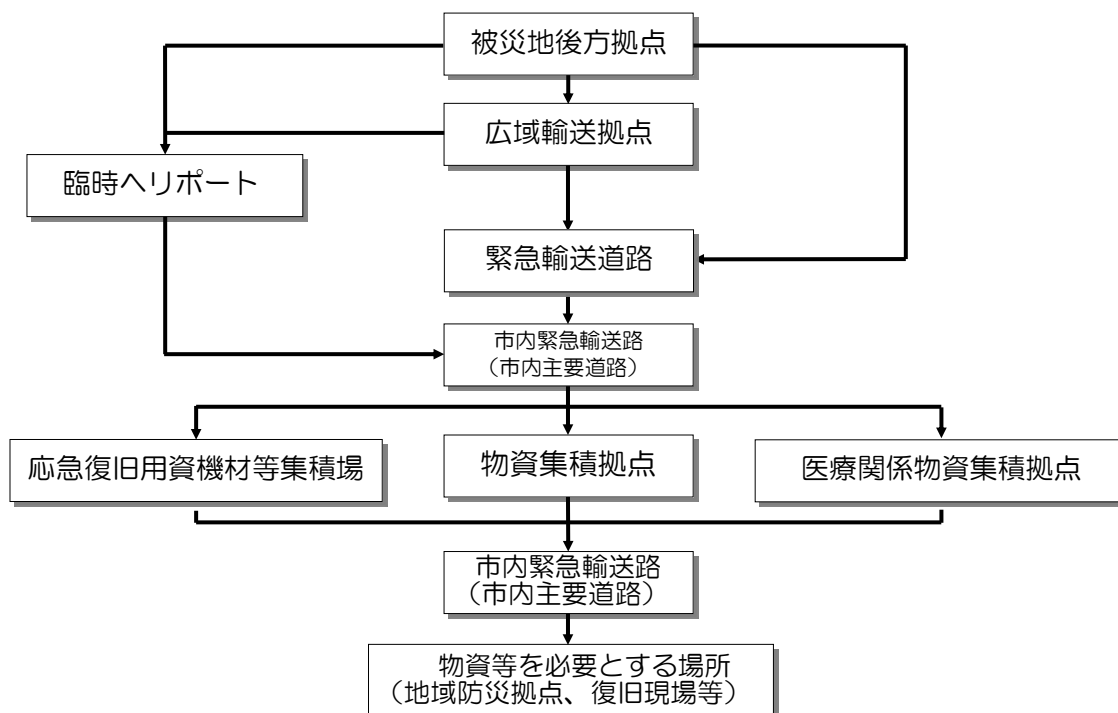
第2 緊急輸送活動

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 緊急輸送の要請に関すること 2 運輸業者との調整に関すること 3 応急対策車両の配車に関すること 4 市保有車が不足した場合の車両等の借上げに関すること 5 緊急車両の認定手続きに関すること 6 救援物資・義援物資の整理・保管に関すること
交 通 管 理 者	緊急通行車両の確認に関すること
協 定 業 者 等	災害時応援協定に基づく緊急輸送の協力に関すること
民 間 団 体 等	緊急輸送の実施及び協力に関すること

2 緊急輸送システム

【緊急輸送システム図】



3 救助法による輸送費支出の基準

1 実施責任

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

2 救助法による基準

救助のため、次に掲げる事項について輸送を行ったときは、輸送費を支出する。

- (1) 災害にかかった者の避難
- (2) 飲料水の供給
- (3) 救助用物資の整理配分
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 死体の搜索及び処理

3 その他

- (1) 救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。
- (2) 救助のための輸送費を支出する期間は、各号の救助を実施する期間とする。

4 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

段 階	輸 送 対 象
【第1段階】 発災後 ～ 24時間	1 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
【第2段階】 24時間 ～ 72時間	1 前記第1段階の続行 2 食糧、水等生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
【第3段階】 72時間 ～	1 前記第1段階及び第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

5 緊急通行車両

1 緊急通行車両等の事前届出手続き

災害発生時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路が指定され、交通規制の実施により、一般車両の通行が禁止又は制限され、緊急通行車両や規制除外車両の通行が優先されるため、基本法第50条第1項に基づく災害応急対策に使用する車両について、「緊急通行車両等事前届出」を行い、迅速な応急対策活動が行えるよう準備する。なお、緊急通行車両等事前届出の対象は以下のとおりとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、免疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

※ 「附属資料第13-12 緊急通行車両の標章及び証明書」を参照

2 緊急通行車両の使用手続き

前項に示す用務により緊急通行車両として使用する場合は、危機管理班と調整を行い、「緊急通行車両等事前届出書」により、亀山警察署において標章及び証明書の交付を受ける。

なお、事前届出車両だけでは緊急通行車両等が不足する場合は、危機管理班と調整し、「資料編第13様式類11 緊急通行車両等事前届出書」により申請を行う。

3 車両の借上げ等

市保有車両等で必要な車両等を確保することが困難な場合は、総務対策部が必要な車両等の借上げを行うほか、必要に応じて運転手の確保を行う。

6 緊急輸送の要請

1 輸送関係機関等への緊急輸送の要請手続き

総務対策部は、市内運送業者等に対して緊急輸送を要請する。

2 県災対本部への緊急輸送の要請手続き

総務対策部は、市保有の車両等及び市が調達した車両等だけでは輸送力が不足する場合、県災対本部に対して緊急輸送の実施を要請する。

3 緊急輸送を要請する場合の措置

(1) 緊急物資等の受入れ

食糧、物資等の受入れは、「地震対策編第2章第11節第1-4 食糧の調達搬送」によるが、その際、緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保するよう努める。なお、確保できない場合は、その人員も併せて要請する。

(2) 傷病者等の市域外への緊急輸送

ア 感染症以外の患者等の搬送

傷病者等を市域外へ緊急輸送する場合は、輸送車両等のほか、医師・看護師等の同乗についても要請する。

イ 感染症感染の疑いがある患者等の搬送

患者の症状により搬送方法を決定する。この際、災害支援病院及び鈴鹿保健所と連携する。

7 ヘリコプターの活用

1 ヘリコプターの支援要請

ヘリコプターの支援要請は、「地震対策編第2章第5節第7 三重県防災ヘリコプター支援要請」による。

2 ヘリポート

航空機場外離着陸場所在地の詳細については、附属資料に示す。

3 臨時ヘリポートの設置

消防対策部は、ヘリコプターを利用する必要がある場合、臨時ヘリポートを指定し、総務対策部に報告する。

消防長は、臨時ヘリポートに消防対策部員を派遣し、必要な連絡調整を行う。

事業所敷地等を活用した臨時のヘリポートを設定する際には、安全距離及び離着陸時の障害となる高さのある建造物に留意する。

第10節 避難及び被災者支援等の活動

第1 避難判断

地震災害発生以降、天候気象の急変による避難行動が必要となる事象の発生にあたり、これまでに発生している地震災害の状況・今後の天候・危険個所の状況等、総合的に判断して、二次災害防止のため早期に避難指示を発令する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 避難指示・災害発生情報の発令に関する事 2 警戒区域の設定に関する事。
総 務 対 策 部	1 避難指示・災害発生情報の市民及び自主防災組織への伝達に関する事。 2 警戒区域設定後の立入禁止、制限、住民の退去の伝達に関する事。 3 避難指示・災害発生情報等の県、警察関係機関への伝達・協議に関する事。 4 要配慮者への避難指示・災害発生情報等の伝達に関する事。
消 防 対 策 部 消 防 団	1 避難指示・災害発生情報等の伝達に関する事 2 火災現場等からの避難誘導に関する事。
亀 山 警 察 署	1 避難指示・災害発生情報に関する事。 2 避難の誘導に関する事。
市 民 及 び 自主防災組織	1 避難指示・災害発生情報等の市民相互の伝達に関する事 2 避難時における要配慮者の安全確保への協力に関する事

2 避難指示等の発令

1 避難指示又は災害発生情報等の権限

本部長は、地震災害による大規模火災の発生又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域の住民に対して避難指示等の発令を行う。

実 施 者	災害の種類	要 件	根 拠
市 長	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは、避難のための立ち退きを指示する。	基本法 第60条
警 察 官	災害全般	市町村長が避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での待避の安全確保を指示することができる。	基本法 第61条
		警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。	基本法 第61条 3項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対しその場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のための通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。	警察官職務執行法 第4条第1項
消 防 吏 員 消 防 団 員	火 災	火災現場において、消防警戒区域を設定して、その区域からの撤去を命じ、出入を禁止し若しくは制限する。	消 防 法 第28条
知 事 知事の命を受けた職員 水防管理者	洪 水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。	水 防 法 第29条
知 事 知事の命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。	地すべり 等防止法 第25条
自 衛 官	災 害 全 般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に避難を指示する。 (警察官職務執行法の準用)	自衛隊法 第94条

2 避難情報発令・伝達

あらゆる手段を尽くして、避難に関する情報を伝達する。この際、既開設避難所への伝達に留意する。

3 避難情報に含むべき内容

避難指示及び災害発生情報を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難場所
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路(危険な経路がある場合等)
- (5) 避難時の注意事項(火の元確認、避難時の戸締り、携行品、服装等、避難先明記)

3 警戒区域の設定

基本法第63条(市町村長の警戒区域設定権等)に基づき、市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への応急対策従事者以外の者の立入りを制限し、若しくは禁止又はその区域からの退去を命ずることができる。「警戒区域の設定」が「避難の指示」(基本法第60条)と異なる点は以下のとおりである。

- 1 「避難の指示」が対人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立入制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
- 2 「警戒区域の設定」は、災害がより急迫している場合に行使される。
- 3 「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰則が科される(基本法第116条第2項)のに対し、「避難の指示」については罰則がない。

4 避難要領

1 避難の考え方

指定緊急避難場所・指定避難所・その他の避難所等のうち安全で近傍にある避難所等に避難する。避難にあたっては要配慮者、特に避難行動要支援者の避難に配慮し、適切な避難行動ができるように行政及び地域が一体となり体制を構築する。

2 学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、社会福祉施設等の避難誘導

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、社会福祉施設等の施設管理者は収容者等の避難が必要な場合、あらかじめ各施設において定めた計画により、避難誘導する。

3 避難の準備

避難の準備については、次の事項を周知する。

- (1) 車両による避難は原則として禁止する。
- (2) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。
- (3) 事業所にあつては、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる。
- (4) 市民は、日ごろから次に掲げる非常用持ち出し品を、男性は約15kg、女性は約10kgまでを目安に用意しておき、避難時は両手がふさがらないようリュックサックに入れ、避難時に探さなくてもよいようにしておく。
 - ア 貴重品（保険証、通帳、印鑑、証書等）
 - イ マスク・体温計・携帯用消毒液等の感染防止用品
 - ウ 食糧品等（水、乾パン、缶詰、即席めん、高齢者や乳幼児のための食品等）
 - エ 応急医薬品、常備薬、お薬手帳等
 - オ 衣類（肌着、防寒着等）
 - カ スマートフォン等の予備バッテリー
 - キ その他（ラジオ、懐中電灯、眼鏡等）必要と思われるもの。

また、携行して避難するものと、自宅に備えておくものとに区分して保管することが望ましい。

4 要配慮者の避難

要配慮者の避難にあたっては、安全に避難できるよう留意し、次の対策を講じる。

- (1) 避難所での生活ができる人
一般の避難所に受け入れる。
- (2) 避難所での生活ができない人
「災害時要援護者の福祉避難所に関する協定」に基づき、福祉避難所に受け入れられる。
- (3) 日本語による意思疎通が困難な外国人
総務対策部及び市民対策部は、外国語等により避難指示等を伝達するほかボランティア等の協力により広報活動を行う。
- (4) 市民相互の共助
市民は、地域の要配慮者の避難にあたって、相互に協力する体制を構築する。

5 自宅療養者等の避難

感染拡大防止のため、県が指定する宿泊療養施設等に避難する。状況により、市が指定する避難所に避難する。この際、何らかの理由により一般の避難所に自宅療養者が避難した場合は、一時的に別棟に避難させるか、それが困難な場合は一般の避難者と区画を別にして避難させる。

5 避難所の開設

1 避難所の開設準備

非常態勢に該当する災害が発生した場合には、指定避難所指定職員が指定避難所に参集し、避難所の開設を行う。避難所の開設に際しては、避難所施設状況を把握するとともに、災害対策本部に避難所の開設を報告する。

- (1) 市街地大火災等により避難所施設の多くが被災し、市内で避難者を受入れできない場合は、総務対策部は近隣市町等に避難者の受入れを要請する。
- (2) 避難所の不足等が発生又は不足が見積られる場合、市民対策部及び福祉対策部は、次の措置を講ずる。

ア 避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共及び民間の施設管理者に対して、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。

イ 「災害時要支援者の福祉避難所に関する協定」に基づき、福祉施設等に対して施設の福祉避難所の開設を要請する。

ウ 県に要請し屋外にテントを設営する。

エ 民間業者からのテントの借上を行う。

2 避難所の開設

市民対策部は、教育対策部と協議の上、開設が必要な避難所に避難所開設職員を派遣し、避難所を開設する。

ただし、開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

- (1) 勤務時間内に避難所を開設する場合

ア 避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。

イ 避難者が受入れを求めた場合は、災害対策本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、市民対策部に避難所開設職員の派遣を要請する。

- (2) 勤務時間外に避難所を開設する場合

ア 指定避難所指定職員は、非常態勢に相当する地震が発生した場合、災害対策本部の命を受けることなく、直ちに指定避難所に参集し、避難所を開設する。

イ 施設管理者は、あらかじめ避難所として使用できる施設の鍵を指定避難所指定職員に依託し、地震発生時は直ちに対応できるようにしておく。

第2 避難所

救助法が適用された場合における「避難所の供与」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。

同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	避難所開設の決定に関すること。
総 務 対 策 部	避難情報及び避難所開設状況の広報に関すること。
市 民 対 策 部	避難所の開設、管理運営に関すること。
教 育 対 策 部	避難所の開設、運営管理に関して、市民対策部に協力すること。
福 祉 対 策 部	1 福祉避難所の開設要請及び要配慮者の受入れに関すること。 2 被災者(要配慮者を含む。)の健康管理及び健康相談に関すること。 3 感染症等の防除、防疫及び避難住民に対する衛生指導に関すること。
市 民 及 び 自 主 防 災 組 織	避難所において主体的に運営を行うこと。
ボ ラ ン テ ィ ア	避難所の運営を補助すること。

2 救助法の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、避難所運営マニュアルを準用するとともに、次の事項に留意する。

- 1 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。
- 2 避難所の運営にあたっては女性の参加を推進するとともに、男女のニーズの違い等男、女双方の視点等に配慮する。
- 3 避難所の生活環境の維持に努めるとともに、避難者のプライバシーにも配慮する。
- 4 良好な衛生環境の維持に努めるとともに、健康状態の把握・管理に留意する。
- 5 福祉対策部は、高齢者、障がい者等要配慮者の避難について、福祉避難所の開設を防災協定に基づき要請する。
- 6 必要に応じてホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、保健師、災害支援ナース等専門職の派遣を県に要請する。
- 7 帰宅困難者については、交通情報等を入手し安全が確保された後に帰宅を促す。この際、避難生活が長期化する場合の対応について準備する。
- 8 ペット同行の避難者に対しては、ペットの避難所を指定するなど、飼い主責任

を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

- 9 避難所外避難者の把握、情報提供、救援物資の提供等、避難所外避難者対策に留意する。

4 避難所の運営における役割

1 避難所の管理責任者

- (1) 避難所の管理責任者には、市民対策部が派遣する避難所開設職員が当たる。
- (2) 避難所開設職員には、市職員をあててことを基本とするが、開設数が多い場合には、消防団、地域防災組織等の役職者から選任する。

2 施設管理者

施設管理者（学校長等）は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか避難所運営について協力する。

3 運営主体

避難所の運営は、当初は市民対策部から派遣される避難所開設職員が中心となっていくが、避難所の開設が長期にわたると予想される場合などは、自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営されるように留意する。

5 避難所の機能

避難所は、避難者を受入れるのはもちろんのこと、地震により都市機能が麻痺した地区の住民生活を支援するため、避難所に次の機能を持たせる。

- 1 水、食糧品、生活必需品等の配給・要請の拠点
- 2 医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療）
- 3 情報伝達の拠点（掲示板の設置、広報紙の配布窓口）

6 避難所における基本的な活動

避難所における基本的な活動は、以下のとおりである。

- 1 避難所に受け入れた避難者の住所、氏名、家族構成等を把握し避難者名簿を作成
- 2 物品受払い簿を作成して、災害対策本部等から配分された物資の受払いを記録
- 3 避難所収容記録を作成して、避難所において発生した記録すべき事項を記録
- 4 災害対策本部等関係者からの情報の収集・伝達
- 5 避難者への物資等の配分
- 6 避難所を対象とした各種業務等への支援
- 7 災害対策本部、自治会、自主防災組織、地域まちづくり協議会との連携
- 8 感染症予防・拡大対策の実施

7 避難所の運営マニュアル

各避難所の管理責任者は、市民対策部の指導のもとで、避難所運営マニュアルにより、避難所の管理運営を行う。運営マニュアルは、主に次の事項について定める

- 1 配備態勢
- 2 避難者の受入準備
- 3 避難所の管理
- 4 避難所の閉鎖

8 避難所の環境保護の方針

1 避難者情報の管理

- (1) 市民対策部は、各避難所において作成された避難者名簿を回収し、市内の避難者の情報を統括的に管理する。
- (2) 避難者情報は、災害応急対策活動や避難者の自立を支援する施策を実施するための基礎資料として本部員会議に報告する。
- (3) 各対策部長は、各対策部における応急対策の実施にあたって避難者情報を収集する必要がある場合は、市民対策部に調査の実施協力を要請する。

2 要配慮者への対応

(1) 要配慮者の把握

ア 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ 避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供する等の配慮を行うとともに、必要に応じて、福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるか災害対策本部において調整・協議する。

(2) 寝たきり等施設での生活が必要な者

福祉対策部は、寝たきり等により施設での生活が必要な者を事前に把握し福祉施設等に対して福祉避難所の開設及び受入要請を行う。

(3) 介護者を確保できる避難所の設定

福祉対策部は、介護が必要で、指定避難所での避難生活を行うことが困難な高齢者、障がい者等に対して、福祉避難所への受入れを調整する。

9 医療・保健体制

福祉対策部、医療対策部は亀山市医師会等と連携し、災害時の救急・救護態勢の早期確立に努める。この際、感染症拡大防止策の実施に留意する。

- 1 医療対策部は、避難所に受入れされている避難者に対する救護活動の態勢を検討する。
- 2 福祉対策部は、必要に応じて避難所に保健師・看護師を巡回させ、避難者の健康管理にあたる。

- 3 福祉対策部は、メンタルケアを行うため、必要な人材を避難所に巡回派遣する。
- 4 福祉対策部及び医療対策部は、避難所における感染症拡大防止の処置を適切に指導するとともに、感染者の発生にあたっては鈴鹿保健所と連携し、患者の移送について調整する。

10 避難生活長期化への対応

- 1 災害発生から3日目程度までの対応
各避難所の状況を的確に把握し、防災備蓄品の適切な配分により対応する。
この際、市民対策部は県と先行的に調整し、生活必需品又は消耗が早い物品等について確保する。
- 2 3日目以降から7日目頃までの対応
政府が実施するプッシュ型支援と連携し、物資の円滑な受入及び配送・配分を計画する。この際、市民対策部は、長期化を予想し、避難生活環境向上のための物品の調整を先行的に行う。
＜必要が予想される生活機器の一例＞
 - (1) 衣類（冬期の防寒着を含む）
 - (2) 洗濯機、乾燥機
 - (3) 冷暖房設備
 - (4) 掃除機
 - (5) 冷蔵庫
 - (6) 炊事設備
 - (7) テレビ
- 3 入浴支援
 - (1) 市民対策部は、避難生活の長期化に対応して、市有の入浴施設の利用及び公園等において仮設のシャワールーム、仮設浴場等の設置を検討する。
 - (2) 施設の設置にあたっては、建設対策部及び県に支援を要請する。
- 4 洗濯支援
 - (1) 市民対策部は、避難生活の長期化に対応して、井戸水等を活用した仮設洗濯場の設置を検討するとともに、必要に応じて各避難所に洗濯機及び乾燥機を設置する。
 - (2) 設置にあたっては、建設対策部及び県に支援を要請する。
- 5 宿泊施設、社会福祉施設等の活用
市民対策部は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて民間宿泊施設等の避難所としての活用を調整する。
この際、感染症への対応に留意する。

また、福祉対策部は、要配慮者のうち、介護等の必要性の高い者について設備の整った施設や社会福祉施設等への受入れを調整する。

6 感染対策とプライバシー保護

避難所においては、適時の換気の実施やダンボール間仕切り等を活用し、感染症拡大防止の対策を講ずるとともに、避難者のプライバシー保護に努める。

7 個人情報の収集と管理

避難所において避難者の生活再建に向けた施策を展開するために個人情報を収集した場合は、当該個人情報の管理を適切に行う。

11 避難における特別措置

1 近隣市町への避難

大災害が発生し、予定した避難所が使用できない又は適当でない場合において本部は、近隣市町への避難について県知事に要請する。

なお、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがないときは、市長は近隣市町長に対して直接要請する。

2 避難の方法

原則として災害対策本部が避難者を搬送するが、状況により、搬送も併せて近隣市町に要請する。要請の方法は、「第2章第5節第4 防災関係機関との連携」による。

12 ペット対策

三重県及び関係団体等にペットとの同行避難、受け入れ等について助言を求めるとともに、ペット同行避難による避難所の公衆衛生が悪化しないよう又、ペット所有者が避難所の近くで飼育できるように仮設避難設備の設置や飼育管理のルールづくり及び必要な支援物資の備蓄などペットの受け入れ態勢の構築を図る。

第3 応急住宅対策

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 応急住宅対策に関する広報の実施に関すること。 2 応急仮設住宅建設用地のための市有財産の資料提供に関すること。
建 設 対 策 部	1 仮設住宅入居の判定のための資料作成に関すること。 2 応急住宅対策の実施に関すること。
建 設 業 者 等	応急仮設住宅の実施協力に関すること。

2 住宅対策の種類と順序

住宅の倒壊・流出等により住宅対策が必要と判断される場合には、次の取り組みを行う。

1 発災直後の対策

- (1) 避難所の設置による被災者の応急受入れ
- (2) 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去

2 二次的対策

- (1) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (2) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (3) 民間住宅の復興に対する支援

3 応急仮設住宅の供与

1 実施責任

救助法が適用された場合における「応急仮設住宅の供与」の実施は、県知事の委任を受けて本部長(市長)が実施する。

大規模地震災害時等、市で対応が困難と考えられる場合は、県による建設を検討することとする。

また、同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 救助法が適用された場合の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 入居基準

(1) 住家が全焼、全壊又は流失した場合

通常は非住宅として取扱われる土蔵又は小屋であっても、事実上そこを住家として使用していた場合はこれを住家に含める。

ただし、住家が全焼、全壊又は流失しても、離れ家等が残り居住になんら差し支えないものは除く。

(2) 自らの資力をもってしても住宅を確保することができない者¹

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者、母子世帯

ウ 特定の資産のない勤労者、小企業者

4 応急仮設住宅建設予定地

応急仮設住宅建設用地は、次の順位に従って決定する。

- (1) 当面利用目的が決まっていない公共用地
- (2) 都市公園(テニスコート、野球場等)

(3) 遊休地

5 供与期間

救助法及び建築基準法では、応急仮設住宅の供与期間は2年以内とされるが、災害復興住宅等の整備や自己再建により自立退去が見込めるまでの間、応急仮設住宅を利用することが考えられる。(特定非常災害の場合は、「特定非常災害被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」による存続期間の特例が定められている。)

6 入居選考

- (1) 自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。
- (2) 十分な調査を基とし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、り災者の生活条件を調査の上、決定する。
- (3) 抽選等の方法により決定することのないよう注意する。

7 応急仮設住宅の建設上の留意点

- (1) 住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- (2) 設置戸数の決定にあたっては、救助法の設置基準によるほか、避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。また、事前に関係団体等との協議等により、一定の戸数や資材を確保する等、迅速な応急仮設住宅の建設に努める。
- (3) 仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- (4) 地域の状況により商業施設や医療施設等生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な一人暮らし高齢者や障がい者等に対してケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

8 応急仮設住宅の管理

- (1) 市長の責任において、応急仮設住宅の管理を行う。
- (2) 県知事が応急仮設住宅を設置した場合においても、管理委託契約を結び、市長が管理を行う。

9 設置戸数引き上げ等の要請

災害の状況等やむを得ない事情により設置戸数の引き上げ、供与期間の延長、着工時期の延長等が必要となる場合は、県知事に要請する。

10 公営住宅及び応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失、り災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

11 大規模災害時の県への供給・あっせんの要請

大規模地震災害により市で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかに

して、県に要請する。

- (1) 被害戸数（全焼、全壊）
- (2) 設置を必要とする戸数
- (3) 調達を必要とする建設業者数
- (4) 連絡責任者
- (5) その他参考となる事項

4 空き家住宅

建設対策部は、市営住宅のほか、県、県内各市町、関係機関等の所有する空き家を確保し、入居者を募集する。

5 住宅の応急修理

1 実施責任

救助法が適用された場合における「住宅の応急修理」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。

同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 救助法が適用された場合の実施基準

項 目	基 準 等
対 象	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理ができない者（世帯単位） 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、ある程度住家が半壊(焼)した者 3 市町村ごとの設置基準個数は、半壊(焼)又は流出した世帯の3割以内
支出費用	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分を修理するための原材料費、労務賃、材料輸送費及び工事事務費
期 間	災害発生の日から1か月以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
備 考	実状に応じ、市町村相互間において対象戸数の融通ができる。

3 応急修理の実施方法

建設対策部は、住宅の応急修理を希望する市民を受け、調査を実施した上で、救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。

4 県に対する要請

建築業者が不足し、建築資機材等を調達することが困難な場合は、次の事項を明らかにして県に対して要請する。

- (1) 被害戸数（半焼、半壊）
- (2) 修理を必要とする戸数
- (3) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (4) 派遣を必要とする建築業者数
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

6 障害物の除去

1 実施責任

救助法が適用された場合における「障害物の除去」の実施は、県知事の委任を受けて本部長(市長)が実施する。

同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 救助法が適用された場合の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 障害物の除去の実施方法

建設対策部は、住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものに対し、障害物の除去を実施する。

なお、実施の方法は、「第2章第10節第3 応急住宅対策」に準ずる。

4 県に対する依

建設対策部は、対応が困難な場合は、県に対して次の事項を示し応援を求める。

- (1) 除去を必要とする戸数
- (2) 除去に必要な期間、人員
- (3) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (4) 除去をした障害物の集積場所の有無
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

第4 避難行動要支援者・要配慮者対策

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
福 祉 対 策 部	1 避難行動要支援者に対する安否確認(訪問等) 2 避難行動要支援者・要配慮者関連施設の被災状況の把握及び受入調整 3 避難行動要支援者・要配慮者に対する避難行動支援 4 視聴覚障がい者に対する情報提供(手話通訳・代読者等)の調整 5 要配慮者に関する情報の関係機関等との共有 6 避難所等への専門職員等の派遣、又は県への支援要請
総 務 対 策 部 市 民 対 策 部	要配慮者への応急対策情報の提供
建 設 対 策 部	要配慮者等への応急仮設住宅の供給
市 民 及 び 自 主 防 災 組 織	要配慮者の安否確認、避難誘導及び避難所の運営等
ボ ラ ン テ ィ ア	災害対策本部及び市民等の活動への協力

2 避難行動要支援者・要配慮者への対応

避難行動要支援者・要配慮者への対応は、災害対策本部及び地域並びにボランティア組織が協同連携して支援を行うものとする。

1 安否の確認

地震発生直後市民相互が助け合い、高齢者、障がい者等の要配慮者の安否を確認するとともに、災害対策本部との情報共有に努める。

この際、避難行動支援関係者からの収集に努めるとともに、県との共有を図る。

2 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者名簿を活用し、発災後速やかに避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

3 在宅要配慮者の避難所等への受入れ

「災害時要援護者の福祉避難所に関する協定」に基づき、要配慮者（障がい者高齢者等）を必要に応じて、福祉施設若しくは介護者の確保できる施設への受入れを要請する。

4 視聴覚障害者に対する情報提供態勢

(1) 福祉対策部は、手話通訳者、代読者等のボランティアを要請し、視聴覚障がい者に対する支援態勢を確立する。

(2) 総務対策部は、テレビ、ラジオ放送、広報紙、広報車及び障がい者等の支援団体等の様々な媒体を利用して、視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう留意する。

5 日本語による意思疎通が困難な外国人への情報提供態勢

総務対策部及び市民対策部は、外国語による相談窓口、電話相談等を行うとともに、外国語による広報紙の配布等を行うとともに、確実に情報が伝達される態勢の構築に努める。

第5 ボランティア活動の支援

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	ボランティア受入れの指示に関すること。
福 祉 対 策 部	1 ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 2 ボランティアセンターの開設に関すること。 3 災害対策本部との連絡・調整に関すること。 4 ボランティア活動への支援に関すること。 5 海外からのボランティア受入れの調整に関すること。
総 務 対 策 部	ボランティア募集広報について協力すること。

各 対 策 部	1 ボランティアの受入れに関すること。 2 ボランティア需要・活動状況の報告に関すること。 3 ボランティア受入マニュアルの作成に関すること。
社会福祉協議会等	ボランティアセンターの開設及び運営協力に関すること。
市民、事業所 自主防災組織	地域の応急対策活動への協力に関すること。

2 ボランティア受入態勢の整備

1 現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協議し、被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図るとともに、感染症拡大防止を考慮しつつ、ボランティアを円滑に受け入れる態勢を構築する。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整を行うとともに、感染防止対策等の必要な支援を行う。

(2) 専門性をもつ支援団体との連携

専門性をもつ支援団体が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

3 災害ボランティアセンター

1 災害ボランティアセンターの開設

(1) 地震災害等発生後、福祉対策部は速やかに社会福祉法人亀山市社会福祉協議会と協議し、ボランティア調整機関としての亀山市災害ボランティアセンターの開設を「亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、要請する。

開設にあたっては、感染症の状況を考慮し、要請する。

(2) ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアコーディネーターを軸としたボランティアセンターの決定に委ねる。

2 災害ボランティアセンターの業務

(1) ボランティアの募集及び登録を行う。

(2) 災害対策本部及び地域住民からの依頼により、ボランティアの派遣を行う。

(3) ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行う。

- (4) ボランティアの募集について、広報紙、マスコミ等を通じて行う。

4 ボランティアの受入れ

1 技能ボランティア

医師、建築士、通訳等専門的な技能を有するボランティアや災害時に専門的に活動する災害ボランティアについては、災害ボランティアセンターが受付後、各班からのニーズにより派遣する。

2 海外からのボランティア

海外からのボランティアの受入れについては、国、県と協議の上、災害対策本部でその対応を協議する。

3 各対策部の受入れ

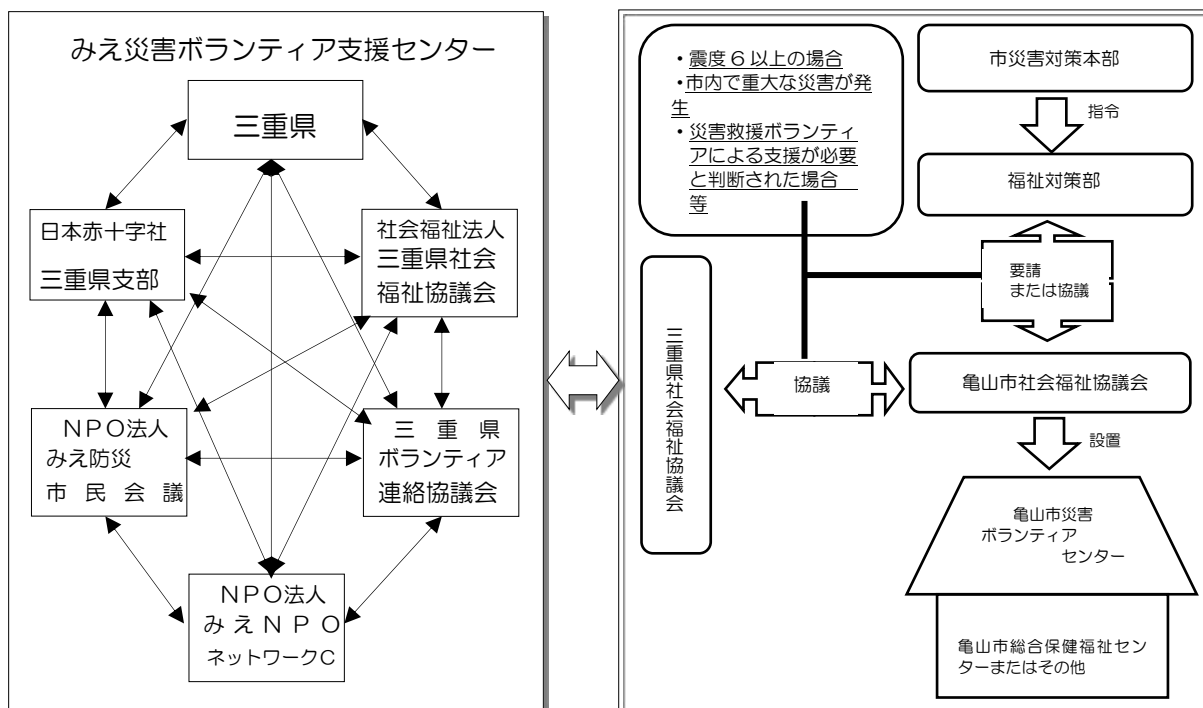
各対策部は、ボランティア活動を効果的に進めるため、受入れに関するマニュアルを作成する。各対策部は技能ボランティア以外に、主として次の活動についてボランティアの協力を得ることとする。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) ボランティアの受入事務

5 ボランティア活動への支援

福祉対策部は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- 1 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- 2 ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資材及び活動の拠点として総合保健福祉センターを提供する。
- 3 ボランティア活動に従事する者に対して、市の負担により、ボランティア保険の加入手続きを行う。



6 地域・住民が実施するボランティア支援

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じボランティアの要請を行う。

2 現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3 ボランティア受入支援

ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受け入れを行う。

第11節 救援物資等の調達・供給活動

第1 食糧の供給

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 災者救援食糧の調達に関すること。 2 応援要員、車両の支援要請に関すること。 3 救援用食糧の搬送に関すること。 4 炊き出し食材及び必要機材等の調達に関すること。
市 民 対 策 部	1 指定避難所における被災者への食糧の配給に関すること。 2 避難者に対する必要食糧の把握及び報告に関すること。 3 避難所における救援物資等の管理に関すること。
市 民 ・ 事 業 所	災害発生後3日分程度の非常食糧の備蓄に関すること。
小 売 業 者 ・ 協 定 締 結 業 者	1 営業の早期再開に関すること。 2 在庫食糧の提供に関すること。 3 食糧の調達への協力に関すること。
ボ ラ ン テ ィ ア	被災者救援物資の搬送、配布の協力に関すること。

2 救助法の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 食糧供給・調達の方針

在宅並びに避難所の避難者に対し、市保有の備蓄食を活用した食糧を提供するとともに、不足した場合は、災害時応援協定締結団体等から調達した食糧や全国からの支援物資等を避難者に対し供給し、又は応急給食を実施する。

1 食糧供給の対象者

- (1) 避難所に受入れられた者
- (2) 災害により被害を受け、自宅で炊事ができない者（在宅避難者等を含む。）
- (3) 病院、観光客、帰宅困難者及び縁故先への一時避難者
- (4) 応急対策活動に従事する者で、食糧供給の必要のある者

2 食糧の供給

食糧の供給は、おおむね1日3回提供を行う。

- (1) 県・市の備蓄防災協定による支援

ア 災害発生～12時間以内

住民による自己確保備蓄食糧又は市備蓄保存食糧（乾パン又はアルファ
ー米）

イ 災害発生12時間後～

協定締結小売業者等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食

ウ 災害発生24時間後～

協定締結事業所等から調達食

(2) 政府によるプッシュ型支援による支援(災害発生72時間後～)

住民、ボランティア、避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊
できるよう食材、燃料及び調理器具等の準備を検討する。

3 備蓄食糧の供給

避難者（在宅避難者を含む。）等に対する食糧等の供給については、災害発生
から概ね12時間以内においては、市の備蓄食糧を供給し、指定避難所ごとに総
務対策部が搬送し、市民対策部が配給する。

なお、備蓄食糧の搬送にあたっては、搬送要領等について事前に検討しておく
ものとする。

4 食糧の調達・搬送

1 食糧の調達

総務対策部は、食糧の調達等に関して、次の業務を行う。

(1) 災害協定締結小売業者等からの調達

必要な応急食糧を調達する場合は、「災害時における生活必需物資等の調達
に関する協定」に基づき、協定締結小売業者等の被災状況を確認のうえ、応急
食糧の調達に関する協力要請を行う。

(2) 弁当の調達

弁当業者の選定、委託にあたっては、衛生的に安定した食事を提供でき、冷
却装置を設置しており（設置していない場合は温食の供給）、配送態勢を確保
できる業者とする。

なお、調達にあたっては市内業者を優先する。

(3) 食糧調達要請に関する県との連絡調整

必要な食糧の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀等の緊急引渡
しについての協定」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請すること
ができる。

2 広域調達

市内で十分な調達ができない場合は、県及び他市町との災害時相互応援協定等
に基づき救援食糧の支援を要請する。なお、他市町に要請する場合は、次の点に

留意する。

- (1) 需要量を事前に把握し、計画的に毎日安定した量を確保する。
- (2) 衛生面に配慮し、業者の調理したものに限り調達を行う。

3 物資集積拠点

- (1) 調達した食糧は、物資集積拠点に集約し、市民対策部が管理する。
- (2) 夏季は、冷蔵庫の設置を検討する。

4 調達食糧の搬送

- (1) 応急食糧集積拠点への搬送

ア 最初の調達は、総務対策部が各小売業者等に出向き調達する。

イ 2回目以降は、復旧状態を考慮し直接物資集積拠点への搬送を依頼する。

- (2) 物資集積拠点から搬送

物資集積拠点においては、防災生活圏ごとに必要量等を確認した上で、1日3回、事前に配分し搬送する。

5 食糧の配分

避難所に派遣される職員は、避難所での食糧の配分にあたっては、避難所運営組織と連携して、避難所収容者及び在宅での避難者の把握を行うとともに、必要な食糧数を災害対策本部に要請を行い、避難所運営組織及び自治会長等を通じて食糧の配分を行う。

1 在宅避難者への配分

避難者本人の申し出により在宅避難をしている者への配分にあたっては、自治会長等を通じ、必要な食糧数を当該避難所で配分を行う。

2 自主避難所等への配分

自主避難所を開設し、避難をしている者への配分にあたっては、自治会長等を通じ必要な食糧の数を当該避難所で配分を行う。

6 炊き出しの実施

市内全域にわたり大規模な被害が発生した場合、避難生活の状況及び避難住民の心情等を考慮して、必要により防災拠点となる指定避難所を基準として炊き出し所を開設する。

1 炊き出しの実施時期

実施の態勢及び炊き出しの実施を希望する避難者の要望等を考慮して決定する。

2 炊き出し所の設置

指定避難所を基準に設置する。

3 炊き出し要員の確保

原則として、職員が自主防災組織及び避難所運営組織・ボランティア等の協力

を得て実施する。

4 炊き出しの材料の調達

総務対策部は、炊き出しの実施に際し、災害時応援協定「災害時における生活必需品物資等の調達に関する協定」等を活用して、必要な食材及び機材等の調達を行い、炊き出し所に配分を行う。

第2 飲料水の供給

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報
上下水道対策部	1 応急給水に係る人員、資機材等の応援要請 2 応急給水の実施 3 断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報 4 水道施設の被害状況の把握
市民・事業所	1 災害発生後3日分程度の非常用飲料水及び容器の備蓄 2 風呂の残り水、井戸水等による生活用水の確保
ボランティア	応急給水への協力

2 救助法の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 応急給水の実施

市域内において大規模な被害が発生した場合、上水道施設等に対する被害調査を速やかに実施するとともに、必要により早期に給水活動が行える体制を整えるなど被災市民への救援態勢を確立する。

1 災害発生直後の情報の収集

- (1) 災害発生直後、水源地における水量を確認する。
- (2) 給水区域の断水状況の把握を行う。

2 広 報

- (1) 応急給水を実施するにあたっては、給水場所、給水時間を事前に広報する。
- (2) マスコミへの協力を依頼し、テレビ・ラジオによる情報提供を行う。

3 応援要請

独自に給水体制を整えることが不可能である場合は、応援協定により災害対策本部を通じて他市町への応援要請を行う。

また、自衛隊の災害派遣要請が必要な場合は、災害対策本部を通じて県知事に

要請する。

4 応急給水のシステム

1 目標量と応急給水の目標

(1) 応急給水の目標

応急給水の目標は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増加していくことにする。

災害発生からの日数	目標水量	用途
～ 3日まで	3リットル/人・日	生命維持に最低限必要な水量
～ 7日	20リットル/人・日	炊事、洗面等最低限の生活水量
～ 14日	100リットル/人・日	生活用水の確保
～ 28日	被災前給水量 (250リットル/人・日)	応急復旧完了

(2) 給水の方法

給水の方法について、応急給水マニュアルによる。

2 応急給水実施の優先順位

避難所、災害対策本部等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保するものとし、さらに、医療施設及び高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には、優先的に給水車を配備する。

3 給水拠点の確保(給水拠点)

給水拠点は、水道施設の被災状況に併せて、できる限り市民の身近で行い、その後の施設の復旧に伴い、給水拠点を増やしていく。

4 応急給水用資機材の備蓄・調達

災害の発生に伴い、応急給水に必要な資機材の緊急点検・配備を行い、不足する部分は、民間資材メーカーとの協議により調達するほか、相互応援協定を締結している市町及び県に応援要請を行う。

また、災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材を分散して管理する。

5 給水応援

(1) 災害相互応援協定により、他市町に応援要請を行う。

(2) その他、ボランティアにも応援要請を行う。

5 市民への広報

広報車、広報紙、マスコミ（テレビ、ラジオ、新聞）、防災行政無線（同報系）パソコン通信、自主防災組織等を通じて、断水状況（断水の解消見込み）、応急給水状況（時間や場所）、飲料水の衛生対策等について、広報活動を実施し、市民の不安解消に努める。

なお、マスコミに対しては、全面的な協力を求め、定期的に情報を提供する。

また、外国人向けの情報伝達手段として、外国語でのラジオ放送や通訳、ボランティアによる災害情報の伝達を実施する。

第3 生活必需品の供給

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 救援物資の要請に関する事。 2 要員、車両の要請に関する事。 3 物資の調達及び集積拠点における管理に関する事。 4 物資の備蓄及び管理に関する事。 5 物資の搬送に関する事。
市 民 対 策 部	1 避難所における物資の配付に関する事。 2 必要物資の把握及び報告に関する事。
市民、事業所	1 災害発生後3日分程度の生活必需品等の備蓄に関する事。 2 物資の配布への協力に関する事。
小 売 店 等	1 営業の早期再開に関する事。 2 在庫物資の提供に関する事。 3 物資の調達への協力に関する事。
ボランティア	物資の搬送、調達、配布の協力に関する事。

2 災害救助法の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 生活必需品の供給・調達の方針

避難所の避難者等に対して、市保有の備蓄品及び災害時応援協定締結団体等から調達した生活必需品や全国からの支援物資等を供給するなどの被災者に対する救援を行う。

1 応急物資供給の対象者

- (1) 避難者
- (2) 災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者

2 避難者に対する生活必需品の供給

避難者（在宅避難者を含む。）に対する生活必需品は、おおむね次の物資等を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

(1) 災害発生～24時間以内

市販薬（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液

体ミルク、おむつ（乳児用・大人用）、生理用品、毛布、仮設トイレ等

(2) 災害発生24時間後～

日用雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー（ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳瓶等）光熱材量（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上コンロ）、その他ビニールシート等

3 備蓄物資の供給

(1) 災害発生当初は、備蓄物資を活用して供給する。

(2) 備蓄物資の搬送方法は、「第2章第11節第1 食糧の供給」に準じる。

4 応急物資の調達・搬送

災害発生後に必要な物資を調達する場合は、小売店等に協力を要請するとともに、必要に応じ、その他の市内小売店等から調達する。

5 応急物資集積拠点

調達した物資は、食糧と同様、物資集積拠点に集約し、総務対策部が管理する。調達物資搬送は、1日1回を基本として実施する。

6 物資の配給

各避難所に届けられた応急物資は、避難者が落ち着いた段階で、避難所開設職員が避難者の協力を得て配給する。

なお、在宅避難者に対する物資の配給は、必要な物資の品目及び数を事前に把握し、避難所において配給を行う。

第12節 遺体の取扱い

第1 遺体の収容・処理

大規模地震災害発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、収容、検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に行う。

また、県及び関係機関等と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び埋火葬を実施する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
福 祉 対 策 部	1 関係機関（警察、病院等）との調整に関する事。 2 遺体安置所の開設と管理に関する事。 3 遺体安置所への搬送に関する事。 4 霊柩車以外の車両の確保への協力に関する事。 5 火葬後の遺骨の一時保管への協力に関する事。 6 納棺、遺体の安置、身元不明者に関する事。 7 遺体の火葬場への搬送に関する事。 8 遺骨・遺品の保管及び遺族への引渡しに関する事。 9 行方不明者の相談、身元確認に関する事。 10 行旅死亡人に関する事。 11 遺体の搬送のための車両の調達に関する事。
医 療 対 策 部	1 遺体の検案に関する事。 2 遺体の洗浄、縫合、消毒に関する事。 3 遺体安置所への医師の派遣に関する事。
市 民 対 策 部	1 火葬の実施に関する事。（応援要請） 2 埋火葬許可証の発行に関する事。
消 防 団	1 遺体及び行方不明者の搜索に関する事。 2 遺体安置所への搬送に協力する事。
亀 山 警 察 署	1 遺体及び行方不明者の搜索に関する事。 2 遺体の検分又は検視に関する事。 3 行方不明者相談、身元確認への協力に関する事。 4 身元引受人への遺体の引渡しに関する事。 5 遺体安置所への搬送に協力する事。
災害時協力協定 締結葬祭業者等	1 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供に関する事。 2 遺体安置施設の提供に関する事。 3 遺体の搬送の協力に関する事。
自 主 防 災 組 織	遺体及び行方不明者の搜索への協力に関する事。

2 救助法による実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

遺体の捜索は、災害救助法が適用された場合は県が実施することとなるが知事の補助機関として、実質的には市が実施する。

3 遺体の捜索及び収容

1 遺体の捜索

消防・警察・自衛隊等の救助機関と連携し、救出救助活動に必要な資機材等を借上げて実施する。

2 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合は、速やかに亀山警察署に連絡し、指定された場所において警察官の検視を得なければならない。
- (2) 亀山警察署は、遺体検視、その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は福祉対策部）に引き渡す。
- (3) 遺体については、医師に依頼して死因その他の医学的検査を実施する。
- (4) 検視及び医学的検査を終えた遺体は、福祉対策部が消防団、亀山警察署等の協力により遺体安置所へ搬送する。

4 遺体の処理

1 遺体の処理方法

- (1) 遺体の処理は、以下に掲げる範囲内において行うものとする。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案
- (2) 資機材等の調達
 - ア 地震発生後、遺体の処理に関わるドライアイス、棺等の資機材を災害時協定に基づいて速やかに調達する。
 - イ 資機材等の調達が困難な場合は、県にあつせんを要請する。
- (3) 遺体の身元確認
 - ア 身元が確定した遺体については、遺体処理票を作成し、その旨を記載して引取人に引渡し、必要な手続きの上、埋火葬する。
 - イ 遺体の身元が明らかでない遺体又は確認できない遺体については、所持品着衣、人相、その他の特徴を写真撮影等により記録し、身元発見に努力する。
また、亀山警察署から死亡報告書を受け、その後処理する。
- (4) 遺体安置所
遺体安置所は、公共施設の中から避難所等に使用されていない施設を充てる

ものとし、施設等の被災状況により「災害時における葬祭業務に関する協定」に基づき、協定締結葬祭業者等に遺体安置場所の提供を要請する。

(5) 遺体の処理方法

ア 遺体の洗浄、消毒を行い遺品を整理し納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理票及び遺留品処理票に記録し、遺体安置所に提出するものとする。

また、棺には、氏名及び番号を記載した札を付ける。

イ 遺体は一定期間経過後、引取人がないときは行旅死亡人として福祉対策部が取り扱う。

ウ 埋火葬許可証を交付する。

エ 遺体処理に要する車両

オ 車両が不足する場合は、他の市有トラック等の使用又は県に応援を要請する。

2 遺体処理の期間

(1) 遺体処理の期間は原則として、地震発生から10日間とする。

(2) 地震発生から10日間で処理が終了しないときは、期間の延長手続き（県知事への申請）をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては、以下の書類を整理する。

(1) 遺体処理票

(2) 遺体処理支出関係書類

(3) 埋火葬許可証

(4) 遺留品処理票

第2 遺体の埋火葬

遺族において対応が不可能な場合に、福祉対策部が対応する。

1 遺体の埋火葬の方法

1 対象者は、災害によって死亡した者とする。

2 基本的には、亀山市斎場で火葬を行う。

ただし、火葬場自体が損壊して機能を果せなかったり、遺体が多数あるなどその他のやむを得ない理由がある場合、県及び他市町に協力を要請し、火葬場を確保する。

その他、被災地に近い寺院あるいは、安置所の設置についても考慮する。

3 遺体の移送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できるこ

ととし、福祉対策部が確保する。

- 4 火葬後の遺骨は、場合により福祉対策部が一時保管する。

2 埋火葬の期間

- 1 遺体の埋火葬の期間は原則として、地震発生から10日間とする。
- 2 地震発生から10日間で埋火葬が終了していないときは、期間の延長手続き（県知事への申請）をとる。

3 埋火葬に関する書類

埋火葬を実施するために必要な以下の書類を作成する。

- 1 埋火葬台帳
- 2 埋火葬支出関係書類

第13節 防疫・保健衛生

第1 防疫活動

感染症の発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施し、災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

また、食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
福 祉 対 策 部	1 調達食糧品の食品衛生に関すること。 2 避難所の食品衛生に関すること。 3 防疫活動の実施に関すること。 4 防疫用資機材の調達に関すること。 5 防疫、食品衛生上の注意事項について市民に広報すること。 6 救護所等の衛生管理・消毒に関すること。 7 感染症等の防除、防疫及び被災者に対する衛生指導に関すること。
市 民 対 策 部	廃棄物の処理に関すること。
上下水道対策部	家庭用水の供給に関すること。
医 療 対 策 部	感染症の調査、健康診断に関すること。

2 防疫活動

1 予防教育及び広報活動の推進

福祉対策部は、平常時からパンフレット等啓発用資材の整備を図るとともに、これらを使用して、市民への予防教育を行い、衛生管理の指導に努める。

2 衛 生

市民対策部は、塵芥、汚泥などについて、適正に処理するとともに、し尿の処理に万全を期する。

3 消 毒

福祉対策部は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施することとし必要な防疫用薬剤等の備蓄、調達を行う。

- (1) 家屋の消毒
- (2) 側溝の消毒
- (3) 患者輸送用車両などの消毒

附属資料に消毒の基準を示す。

4 ねずみ、害虫等の駆除

産業環境対策部は、速やかにねずみ、害虫等の駆除を実施する。

5 家庭用水の供給等

上下水道対策部は、速やかに家庭用水の供給を実施することとし、容器による搬送等実状に応じた方法によって行う。

6 健康診断

福祉対策部及び医療対策部は、避難地において避難者の健康状態の把握に努めるとともに、必要に応じて健康診断等を実施する。

また、県知事から臨時の予防接種を命じられたときは、その指示に従って、的確に実施する。

7 感染症患者等に対する措置

福祉対策部は被災地において、感染症患者又は保菌者が発生したときは、法に基づき対応する。

8 避難所の防疫指導等

福祉対策部は、市民対策部の協力を得て避難所における防疫活動を実施し避難所派遣職員を通じて衛生に関する自治組織を編成し、うがい、手洗いの励行等の活動を実施する。

9 報 告

福祉対策部は、被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を県災害対策本部（鈴鹿地域防災総合事務所）に報告するものとする。

10 ペット対策

福祉対策部は市民対策部と協力し、協定に基づき、公益社団法人 三重県獣医師会鈴鹿支部の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの避難所及び救護所を設置するよう努める。

また、ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行いペットの避難所及び救護所が設置されている場合は、ペットの避難所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理するものとする。

3 食品衛生監視

1 食中毒の防止

福祉対策部は、鈴鹿保健所に対して、食品衛生監視員を物資集積拠点及び避難所に派遣するよう要請し、衛生状態の監視、指導を受け、改善を図る。

また、避難所においては、食品の取り扱い状況や容器の消毒等について調査・指導を受け、改善を図る。

2 食中毒発生時の対応方法

県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

第2 廃棄物等の処理対策

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
産業環境対策部	1 廃棄物処理に関する広域応援要請に関すること。 2 ごみ、し尿の収集について市民に広報すること。 3 災害廃棄物処理実行計画の作成に関すること。 4 災害廃棄物の発生状況の調査に関すること。 5 災害廃棄物仮置場候補地の選定と調整に関すること。 6 応急汲み取りの実施に関すること。 7 バキュームカー、汲み取り要員の確保に関すること。 8 一般廃棄物及び災害廃棄物の収集・運搬、処理に関すること。 9 廃棄物処理施設の被災調査及び応急復旧に関すること。 10 死亡獣畜の処理に関すること。 11 運搬承認書の発行に関すること。
総務対策部	必要人員の臨時雇用の調整に関すること。
福祉対策部	災害用トイレの確保及び設置に関すること。
市民、事業所自主防災組織	1 地震発生後、収集を開始するまでごみを出さないこと。 2 地域の清掃に関すること。

2 災害時の廃棄物処理の基本方針

1 廃棄物の分類

災害時に発生する廃棄物は、次のとおり分類する。

(1) 一般廃棄物（通常発生分）

日常生活上発生する一般ごみ、可燃系資源ごみ、不燃系資源ごみ及び破碎粗大ごみ。

(2) 災害を原因として発生する一般廃棄物（被災発生物）

ア 屋内で破損した食器などの一般ごみ

イ 屋内で破損した家具類、電化製品などの破碎粗大ごみ

ウ 避難所、応急仮設住宅などから発生する廃棄物

(3) 災害廃棄物（瓦礫等）

ア 倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦などの廃棄物

イ 倒壊した建築物から発生する廃棄物

ウ 倒壊した家屋とともに、解体時に同時に排出される廃棄物（畳、カーテン、カーペット、大型家具、家電製品などの破碎粗大ごみ）

2 基本的な処理方針

(1) 一般廃棄物(通常発生分)

一般廃棄物の処理については、平常時どおり、市が各地区ごみ集積所から排出された廃棄物を収集運搬し、処理することを基本とする。

(2) 災害廃棄物

災害廃棄物については、亀山市総合環境センター及び仮置場まで運搬することを基本とし、倒壊建築物については、所有者の責任において解体する。

また、その処理については、市及び近隣市町、廃棄物処理業者などの協力を要請する。

3 分別の徹底

一般廃棄物(被災発生分)は、分別を徹底し、リサイクルを図るとともに、処理が容易となるように指導するものとする。

さらに、災害廃棄物については、仮置場の確保が十分でなく、仮置場において分別が困難になることから、可能な限り解体現場において分別を徹底するよう指導する必要がある。

3 一般廃棄物の処理

1 収 集

(1) 人員の確保に努め、可能な限り早急に収集を開始する。

(2) 被災状況により、交通の支障箇所などを早期に確認し、臨時収集計画により収集することも検討する。

(3) 収集態勢が不十分な場合は、収集委託業者、近隣市町、廃棄物処理業者への協力要請を行う。

(4) 広報車より、市民に対し収集計画及びごみを出す際の注意事項等の広報を行う。

(5) 状況により、自主防災組織等の協力を求めて、前記の広報を行うとともに、ごみ集積所へのビラ掲示も考慮する。

なお、広報を行う項目は、概ね次の事項とする。

ア 収集の曜日

イ 収集する品目

ウ 収集場所

エ 注意事項(収集日以外のごみを出さないこと、分別の徹底など)

2 処 理

(1) 市は、亀山市総合環境センターの稼働を確保し処理を行う。

(2) 収集量に処理量が追いつかないとき及び十分な処理が行えないときは、三重県災害時廃棄物処理応援協定に基づき、県への応援の調整を要請する。

調整が困難な場合は、廃棄物処理業者による域外処理を検討する。

4 災害廃棄物の処理

1 処理・処分の方針

- (1) 地域復興の観点から、災害による廃棄物の受入れ処理にあたっては、変化する状況にも迅速に対応できるよう処理態勢を確保する。
- (2) 災害廃棄物の仮置場の適正な配置により、効率的に処理する。
- (3) 被災家屋等建築物の解体に際し、アスベスト飛散防止対策(湿潤化などを図る。)野焼きの防止、ダイオキシン類の発生などの環境対策に配慮し、災害廃棄物の処理を行う。
- (4) 災害時の廃棄物処理にあたっては、搬入量の増大や危険物等の混入の恐れがあることから、作業の安全性を確保する。

2 被災家屋処理

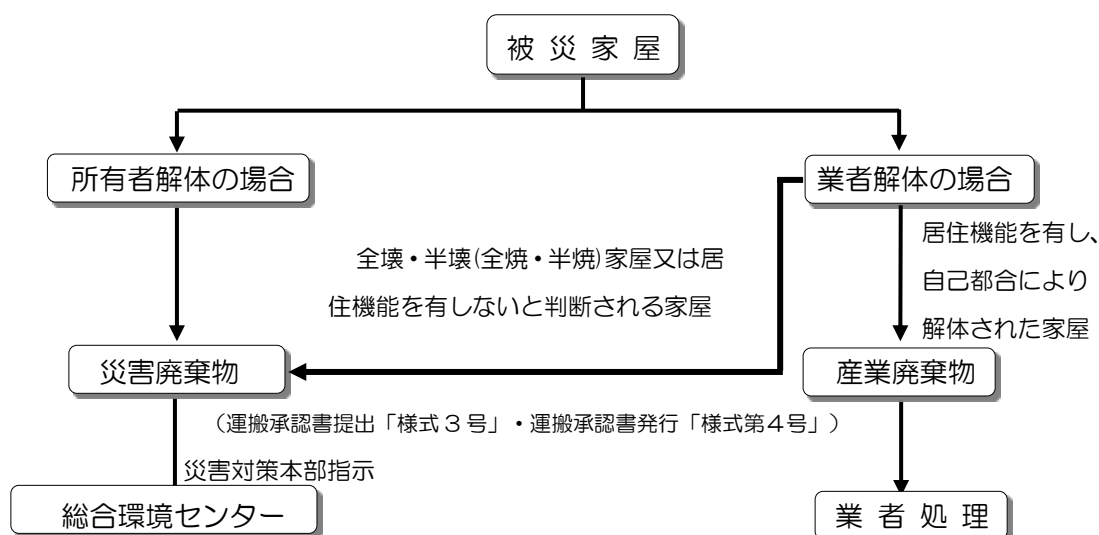
(1) 一般解体

ア 被災した家屋は、その所有者の責任及び負担により処理するものとする。

イ 所有者自ら（業者委託を含む。）解体した被災家屋については、災害廃棄物として、総合環境センター又は仮置き場にて受入れを行い、その確認については、運搬承認書又は災害対策本部の指示をもって行う。

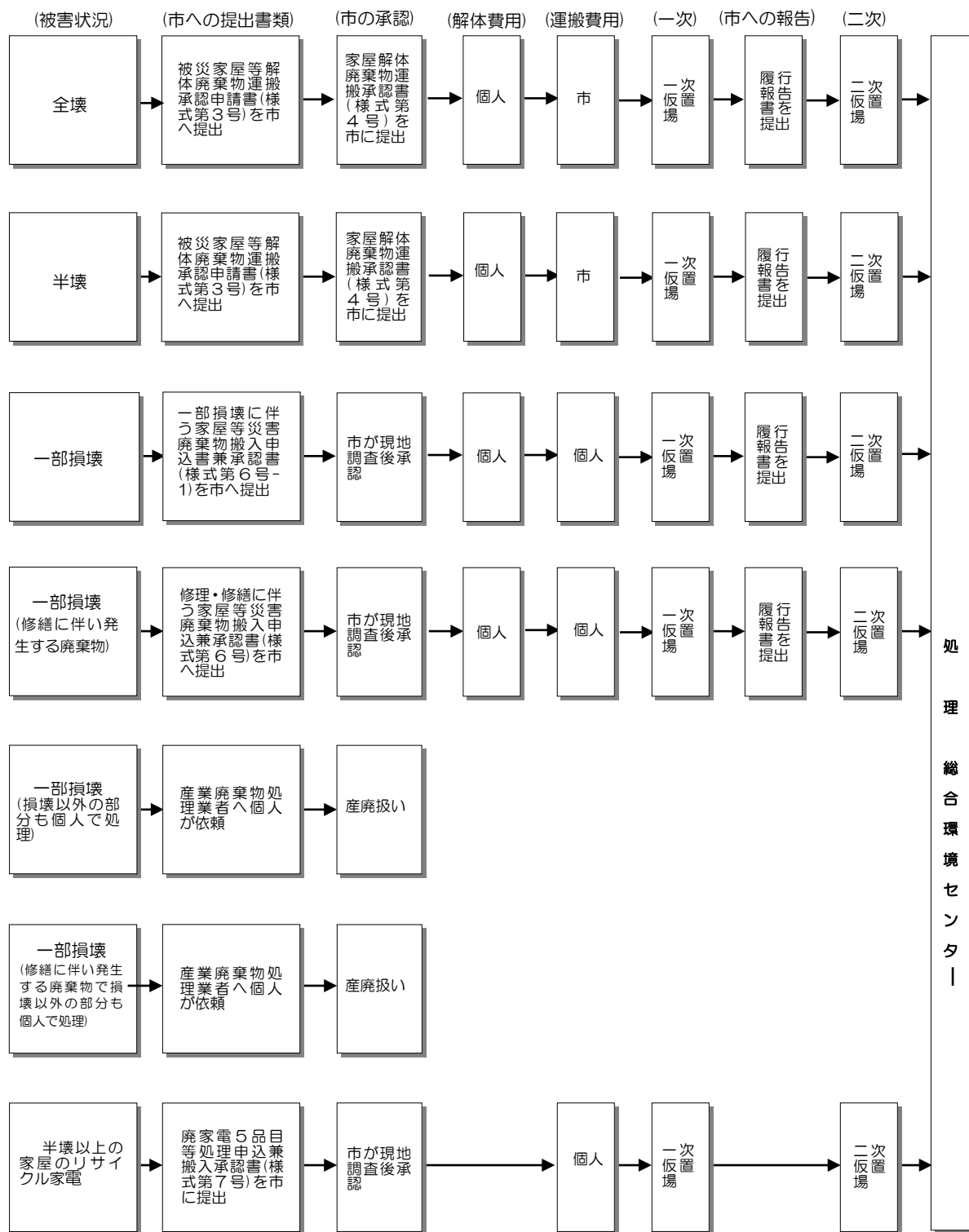
なお、業者による解体の場合、居住機能を有しないと判断された被災家屋の廃棄物について、その確認は運搬承認書又は災害対策本部の指示をもって行い、総合環境センター又は仮置き場での受入れを行う。

ウ 居住機能のある倒壊していない家屋を自己都合により業者解体した場合においては、産業廃棄物として取り扱い、受入れは行わない。



(もしくは、仮置き場、周辺自治体、廃棄物処理業者)

一般解体処理の流れ(フロー図)



費用負担表

	解体 費用	運搬 費用	処理 費用	集積 場所	り災 証明	申請書類
全壊・半壊	個人	市	市	仮置場	必要	被災家屋等解体廃棄物運搬承認申請書(様式第3号)
一部損壊	個人	個人	市	仮置場	必要	一部損壊に伴う家屋等の災害廃棄物搬入申込兼承認書(様式第6号-1)
一部損壊(修繕に伴い発生する廃棄物)	個人	個人	市	仮置場	必要	修理・修繕に伴う家屋等の災害廃棄物搬入申込兼承認書(様式第6号)
一部損壊 損壊以外の部分も個人で処理	個人	個人	産廃扱い 産廃業者へ 個人が依頼	—	—	—
一部損壊(修繕に伴い発生する廃棄物で損壊以外の部分も個人で処理)	個人	個人	産廃扱い 産廃業者へ 個人が依頼	—	—	—
半壊以上の家屋の家電リサイクル5品目	個人	個人	市	仮置場	必要	廃家電5品目等処理申込兼搬入承認書(様式第7号)

(2) 公費解体

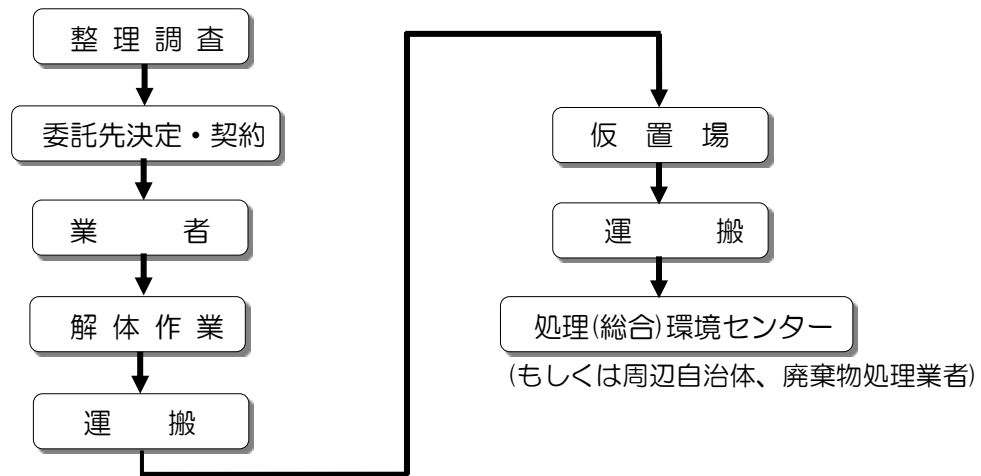
ア 被災した家屋の中には、救助活動や復興活動等の妨げになる場合や、近隣に危険を及ぼす場合など例外的に公費解体処理を実施しなければならない場合が想定される。

その場合は、災害対策本部において、災害の規模、社会的状況等を勘案し早急に公費解体の実施について方針を決定したうえ、公費解体の処理の基準及び実施方法等について市民に公表する。

なお、公費解体の対象となる被災家屋は、全壊、半壊もしくは全焼、半焼した家屋、又は居住機能を有しないと判断される一部損壊した家屋とする。

イ 市による解体(市が委託する業者等による解体)

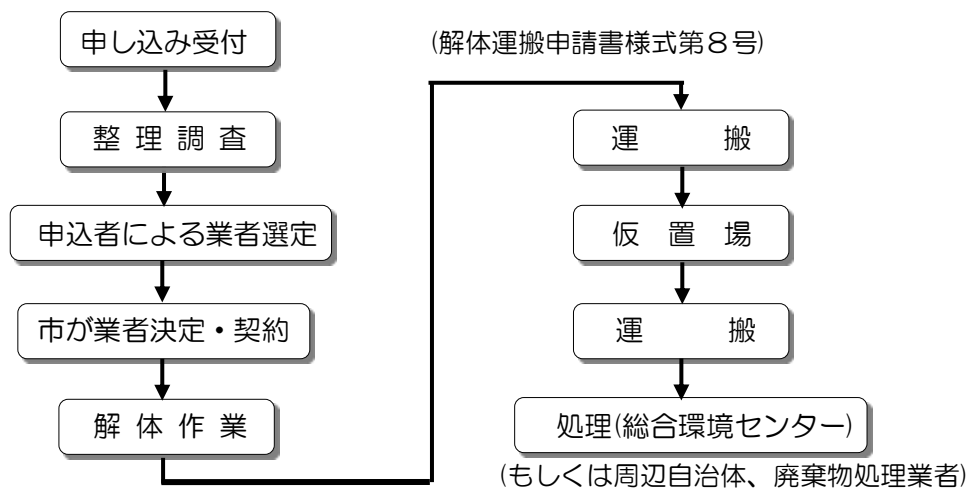
市が委託する業者等により解体を行い、次のとおり処分を行う。



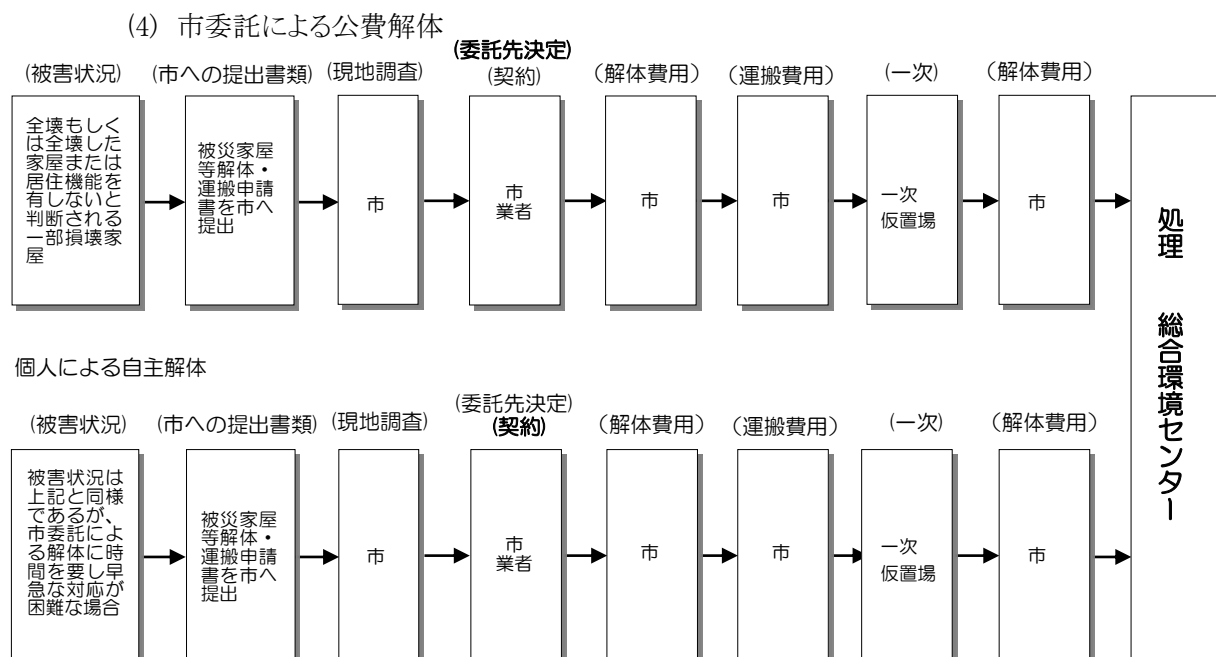
(3) 個人による自主解体

災害規模が大きく、市委託による解体に時間を要し、早急な対応が困難な場合で公費負担を認める場合は、次のとおり処理を行う。

また、可能な限り早急に解体経費を算出し、市民に広報する。



公費解体処理の流れ(フロー図)



3 仮置場の条件

仮置場は、想定される災害規模に応じて、一定以上の面積があり、周辺への環境影響や道路アクセスを考慮し確保する。

4 運搬承認書の発行

解体現場から仮置場ないし総合環境センターへの廃棄物の運搬に際して、本市の廃棄物であることを運搬承認書をもって確認する。

運搬承認書は、被災家屋実態調査に伴い、市民対策部において発行する。

5 その他の留意事項

(1) 解体現場における指導

解体現場のパトロールを行い、廃棄物の分別と搬出が適正に行われていることなどを確認する。

(2) 仮置場における管理

運搬承認書又は災害対策本部の指示を確認し、種別ごとに分別されている災害廃棄物のみを受け入れる。

(3) 付近住民対策

仮置場付近の住民には、十分に説明を行い、理解を求める。

5 し尿対策

1 処理態勢

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置個所、利用人数等を総合的に判

断し、適切な処理態勢を敷く。特に貯蓄容量を越えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、1人1日当たり1.7リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

2 災害用トイレの設置

(1) 必要台数の把握

上下水道の被災状況により可能な限り早急に災害用トイレの必要箇所及び必要台数を把握する。

(2) 災害用トイレの設置基準

災害用トイレを次の基準を目安として設置する。

	必要数
災害用トイレ設置箇所数	5箇所/1,000世帯
災害用トイレ設置台数	1.2台/100人

(3) 災害用トイレの調達

災害用トイレ賃貸業者等、業界団体と早急に連絡をとり、災害用トイレの必要数を確保する。

この時、同時に、トイレトーパー、清掃用品及び屋外設置時の照明施設（資器材及び工事）等の手配も行う。

(4) 災害用トイレの設置

ア 災害用トイレの設置と汲み取り等管理を的確に連動させるため、災害用トイレを設置した者は、直ちに福祉対策部に報告する。

イ 災害用トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置し、続いて、住宅の被災者のために公園等に設置する。

ウ 公園等屋外で照明施設が必要である場合は、中部電力パワーグリッド(株)鈴鹿営業所と協議の上、照明施設を設置する。

3 災害用トイレの管理

(1) 市民対策部は、業者に委託し、汲み取りを行い、福祉対策部は防疫対策として消毒を行う。

(2) 福祉対策部は、設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

4 処理

収集したし尿は、し尿処理場において処理するが、被災状況、処理量の増大や施設の被災状況に応じて、他市町への応援要請も考慮して処理の方針を決定する。

6 死亡獣畜等の処理

- 1 死亡獣畜（牛・馬・豚・めん羊・山羊が死亡したもの）の処理についてその手続きを得た上で行うものとする。
- 2 移動しうるものについては、亀山市総合環境センターの動物焼却炉での焼却を原則とし、これによりがたい場合は、適当な処理場所を定め、処理を行う。

第3 保健衛生

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
福 祉 対 策 部	1 保健衛生対策の実施について市民に広報すること。
	2 健康相談や訪問指導の実施に関すること。
	3 精神保健医療の協力に関すること。
	4 保健衛生対策の方針決定に関すること。
医 療 対 策 部	5 避難所の衛生対策の実施に関すること。
	6 被災者の健康状態の把握に関すること。
	7 要配慮者への配慮に関すること。
市 民 対 策 部	避難所の環境改善の実施に関すること。
教 育 対 策 部	児童・生徒の心のケアに関すること。

2 健康相談等

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策は、福祉対策部が鈴鹿保健所と連絡をとりながら実施する。

1 巡回健康相談

- (1) 避難所等における被災者の健康状態を把握するため、保健師による巡回相談を行う。
- (2) 応急仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、健康相談、健康教育等を実施する。
- (3) 保健・医療・福祉等のサービスの提供について、鈴鹿保健所に助言を求めるとともに、各関係機関及び関係者との連携を図る。

2 巡回栄養相談

- (1) 福祉対策部は鈴鹿保健所と連携して、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回し、栄養相談等により被災者等の栄養状況を把握する。
この際、要配慮者の栄養管理に留意する。
- (2) 避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

3 精神保健福祉対策

災害直後の精神科医療の確保と災害によって起こるこころの問題に長期的に対応する体制を確保する。

- 1 災害時の精神保健活動は、鈴鹿保健所と連携をとり行う。
- 2 既存の医療機関が対応できない場合は、必要に応じて救護所内に精神科医療機能を設置する。
- 3 こころのケアが必要な人の把握を行い、必要に応じ県災対本部に対してD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請する。
- 4 教育対策部は、被災した児童・生徒には、できるだけ早い段階からこころのケアを行う。

第14節 社会秩序の維持

第1 災害警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備態勢を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 災害に関する正確な情報を市民に伝達すること。 2 供給物資の配分の実施に関する事。
消 防 対 策 部 消 防 団	1 防火パトロールの実施に関する事。 2 防犯パトロールの協力に関する事。
各 対 策 部	市民の不安を和らげるよう、迅速な応急対策を実施する事。
亀 山 警 察 署	1 防犯パトロールの実施に関する事。 2 防火パトロールの協力に関する事。
市民、事業所 自主防犯組織	1 災害に関する正確な情報を入手する事。 2 自主防犯組織の地域における防火・防犯パトロールの実施に関する事。

2 災害警備等に関する情報の収集

災害警備活動上必要な情報の収集にあたっては、関係機関等と連携して情報の共有を図り、災害警備態勢を確立して、地域の安全を維持する。

3 災害対策本部による広報

総務対策部は、市域内で確認された不審情報や火災等、避難生活に影響を及ぼす情報等を市民に広報する。

この際、復旧復興に関する情報を併せて広報し、民心の安定を図る。

4 供給物資の迅速な配分の実施

総務対策部は、生活の基礎となる物資や食糧品等を迅速に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。

この際、政府等が実施するプッシュ型支援と連携するとともに、円滑な物流システムの運用に留意する。

5 正確な情報の入手と情報発信

市民及び事業所は、災害対策本部等公的機関又はマスコミが発表する情報を入手するとともに、避難所内又は地域での情報の共有に努める。

この際、情報の発信元を確認する等して、うわさ話などに惑わされることがないように留意する。

6 自主防犯組織

自主防犯組織は、災害時の各種の犯罪や事故の未然防止を目的として、自ら防犯パトロールを実施して地域の安全を維持するよう努める。

第2 物資の供給

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 物資供給に関わる正確な情報を市民に伝達すること。 2 市民からの苦情等の情報を収集すること。
産業環境対策部	1 商業施設等の被害状況、営業状況の調査の実施に関すること。 2 商業者に対する営業再開の要請等に関すること。 3 商業者の営業再開を支援するための災害対策本部内の連絡調整に関すること。 4 商業者に対する物価安定に関する要請等に関すること。 5 物価の実態に関する情報収集に関すること。 6 県への物価安定に関する要請に関すること。
商 業 者	1 店舗等の早期、営業再開に関すること。 2 物価安定のための営業努力を行うこと。
市 民	1 物資供給に関する正確な情報を入手すること。 2 地震発生後の買い占めなどがないよう、事前の備蓄を行うこと。

2 量販店等の営業状況調査等の実施

産業環境対策部は、県、ボランティア等の協力を受けて、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開支援のための災害対策本部内の連絡調整等対策を講じる。

3 物資の安定供給のための営業の要請

産業環境対策部は、市内の量販店、商店街等に対して、適正な物資等の供給等による生活基盤の確立のため、早期の営業再開を要請する。

営業にあたっては販売価格等に関する情報収集に努める。

また、県に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給及び流通について要請するとともに、便乗値上げ等の事実が確認された場合は、是正指導等の実施を要請する。

第15節 ライフライン施設の復旧・保全

第1 施設設備の応急復旧

大規模な地震災害により、電気・ガス・電話・上下水道等のライフライン施設が、被害を受けた場合には、大きな社会的混乱の要因となることが予想され、応急対策活動の障害となる。

このため、ライフライン関係機関等との相互の連携を図りながら、応急対策・復旧体制について整備するものとする。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総務対策部	市及び他の関係機関が所管する市内の施設・設備の被害状況の把握に関すること。
総務対策部 建設対策部	市庁舎等防災拠点を最優先に応急復旧すること。
各対策部	1 所管施設、設備の被害状況の把握に関すること。 2 所管施設、設備の応急復旧措置に関すること。
三重県建設業協会 亀山支部等	施設、設備の応急復旧の協力に関すること。
防災関係機関	各機関所管施設、設備の応急復旧に関すること。

2 基本方針

1 施設、設備の応急復旧活動の基本方針

- (1) 市有施設、設備等の管理者は、公共施設の緊急点検を実施する態勢を確保する。
- (2) 震災後、建物の倒壊、土砂崩れ等二次災害の防止対策を実施する。
- (3) 被害の状況に応じて応急復旧にとりかかる態勢を確保する。

2 関係機関の管理する施設、設備の応急復旧活動の基本方針

- (1) 災害対策本部、避難所、病院等の業務・生活が早期に可能となるように、ライフラインの応急復旧を実施する。
- (2) 鉄道、道路、橋梁等市内の交通関係施設の被害状況の調査と、都市機能の回復に向けての早期復旧を実施する。

第2 ライフライン応急復旧

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 ライフライン被害の把握と復旧情報の収集及び広報に関する こと。 2 報道機関へのライフライン情報の提供に関すること。
建 設 対 策 部 上下水道対策部	1 ライフラインの復旧に関すること。 2 水道施設の応急復旧に関すること。
ガ ス 会 社	1 ガス施設の応急復旧に関すること。 2 危険予防措置を講ずること。
中 部 電 力 パワーグリッド (株)鈴鹿営業所	1 電力施設の応急復旧に関すること。 2 危険予防措置を講ずること。
西日本電信電話 株式会社	公衆電気通信の応急復旧に関すること。

2 ライフライン応急復旧の調整

1 ライフライン情報の収集・提供

(1) ライフライン被害情報の収集のための体制の確保

ア 各ライフライン関係機関は、「第2章第16節第1 被災者への情報伝達活動」により、災害対策本部に各所管施設の被害状況、応急対策の実施状況及び復旧の見込み等に関する情報を連絡する。

イ 総務対策部は、収集した情報を整理し、広報及び復旧時の調整のための会議等の資料とする。

(2) 市民へのライフライン情報の提供のための広報の実施

総務対策部は、整理した資料に基づき、市民に広報紙等によりライフライン情報を提供する。

(3) 報道機関へのライフライン情報の提供

総務対策部は、テレビ、ラジオ、新聞等の情報機関に対して、ライフライン情報を提供し、報道することを要請する。

2 ライフライン復旧の調整

(1) 総合的復旧のための調整会議の開催

「第2章第5節第1 受援体制」により、建設対策部は、必要に応じてライフライン復旧のための連絡調整会議を招集する。

(2) 復旧調整会議での協議事項

ア 被害状況等の報告

イ 工事のスケジュール調整

ウ 資機材置場、駐車場等復旧拠点確保の調整

エ その他必要な事項

3 ライフライン復旧拠点の選定

- (1) 復旧基地適地の事前調査の実施とオープンスペースの確保
- (2) 地震後の空地利用状況調査の手順の策定
- (3) ライフライン復旧拠点の選定
- (4) ライフライン復旧拠点運用のための調整事項の整理

3 上水道施設の復旧

1 初動態勢

上下水道対策部における初動態勢によるが、地震発生後は応急給水を優先する。

2 発災直後の情報の収集

発災直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握して、応急復旧対策を立てる。

- (1) 災害発生直後は、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。
- (2) 各給水区域の断水状況の把握を行う。

3 広 報

- (1) 応急復旧を実施するに当たり、復旧見込みが判明次第、広報を行う。
- (2) 災害時には、時間的余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、マスコミに協力を依頼し、テレビ、ラジオ等による情報提供を行う。

4 応援要請

災害の規模が大きく、独自で全ての応急復旧体制を整えることが不可能な場合は相互応援協定により、災害対策本部を通じて他の市町の水道事業体に支援要請する。

5 応急復旧の基本方針

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の復旧は、最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

6 管路の復旧

(1) 復 旧

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、取水施設の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

(2) 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ 一般住宅等の給水装置の復旧は、指定給水装置工事事業者等への応援要請を行う。

その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。

ウ 給水に支障となるものについては、申し込みの有無に関わらず応急措置を実施する。

エ 市水道の配水池、送配水管の破損、停電その他の事故による断水等の事故発生に際し、迅速な復旧によって被害の拡大を防止し、配水の円滑を図るため、復旧係の編成連絡等の事項を定める。

7 応急復旧の目標

水道の応急復旧は、早急に復旧できるよう、目標を定め、事業に取り組む。

8 応急復旧用資機材の備蓄・調達

(1) 応急復旧用資機材

応急復旧用資機材設置場所は、第二水源地（阿野田）若しくは関第二水源地とし、災害発生直後には緊急点検・配備を行う。

(2) 応急復旧用資機材の調達

災害時応援協定に基づき、他の市町からの調達又は業者等から調達を行う。

4 下水道施設の復旧

1 初動態勢

(1) 初動態勢

災害発生後の初動活動は、以下の活動に必要な要員を確保できる態勢を確立する。

ア 住民への対応

イ 被害状況の把握

ウ 関係機関に対する情報提供

エ その他関連機関との情報交換等

(2) 情報収集

ア 下水道施設の情報収集

災害発生後、迅速かつ効果的に被害状況の情報を収集するためには、下水道施設資料が重要な役割を果たす。

これらの資料確保を踏まえた上で、以下に示す項目について情報収集する。

イ 処理場施設の被害状況

ウ 管渠施設の被害状況

エ 排水設備の被害状況

(3) 関連施設からの情報収集

災害の状況において、他のライフライン、構造物の状況、道路等の状況が下水道施設の状況を把握するのに有効な手段となることがある。

したがって、以下に示す項目を災害の状況に併せて情報収集する。

ア 河川施設の被害状況

イ 水道施設の被害状況

ウ ガス施設の被害状況

エ 道路被害状況及び交通情報

オ 電気通信障害に関する情報

カ 関連業者の稼働状況

(4) 伝達態勢

前記被害情報の収集とともに、的確に被害状況等を職員に伝達するため、あらゆる手段を講じて必要な情報を的確かつ迅速に提供する。

2 応急対策

(1) 災害復旧資機材の整備・調達

災害発生時に必要とされる全ての資機材を整備するのは、経済的にも備蓄スペース的にも非効率であり、建設対策部で保有している資機材等で不足する場合は、災害時の応援協定に基づく、他の市町からの調達又は業者等から調達を行う。

(2) 下水道施設被害調査

処理場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市職員で対応できないと判断される場合は、他の市町職員及び施工業者等の支援を求め、緊急に施設調査を行う。

(3) 応急復旧の基本方針

下水道は、市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性・重要性の高いものから復旧にかかる。

また、復旧にあたっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。

(4) 応急復旧方法

ア 処理場・ポンプ場

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。

イ 管 渠

流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生の防止が

最優先であり、復旧箇所の早期把握と緊急度の高い箇所から、早期復旧に努める。

ウ 排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

3 関連機関への応援要請

災害が発生した場合において、本市の応急対策に係る能力が不足等すると判断される場合は、県、他の市町、関連機関、建設業組合及び排水設備指定工事店への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

5 ガス施設の復旧

1 役割分担

市域におけるガス施設の災害防止、復旧活動等については、ガス会社、ガス事業者及び販売店が担当する。

2 応急対策

地震が発生した場合、ガス会社、ガス事業者等において災害応急対策を実施する。

3 復旧対策

復旧にあたっては、人命に関わる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所（災害対策本部、避難所、病院等）を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

6 電力施設の復旧

1 役割分担

市域における電力施設の災害防止、復旧活動等については、中部電力パワーグリッド(株)鈴鹿営業所が担当する。

2 応急対策

中部電力パワーグリッド(株)鈴鹿営業所において事前に定められた計画により応急対策活動を実施する。

3 復旧対策

復旧にあたっては、災害対策本部、避難所、病院、報道機関等社会的優先度の高い施設を原則として優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧の難易度を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施することとする。

また、電力設備の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達することとする。

同時に、復旧の見通し、感電や火災等公衆災害並びに二次災害を防止するための

被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、一般市民に対する広報宣伝活動を行う。

これらの広報宣伝活動は、あらかじめ作成した広報素材の防災関係機関への提供、報道機関による報道の要請及び広報車による巡回放送等によるものとする。

4 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大に伴い感電等、二次災害の恐れのある場合で、中部電力パワーグリッド(株)鈴鹿営業所が必要と認めた場合又は県、市町、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じることとする。

7 電気通信の復旧

1 役割分担

市域における電気通信の復旧は、西日本電信電話(株)が当たる。

2 応急対策

西日本電信電話株式会社において事前に定められた計画により、応急対策活動を実施する。

3 復旧対策

復旧にあたっては、災害対策本部、避難所、病院等社会的優先度の高い施設の早期復旧に努める。

また、災害対策本部は、災害時の被災者の通信連絡を確保するため、避難所における電気通信施設の提供（海外との電気通信を含む、臨時の公衆電話、公衆FAX、公衆電気通信端末の設置）を行うよう要請する。

第16節 被災者への情報伝達

第1 被災者への情報伝達活動

大規模な地震災害が発生した場合、多数の情報が錯綜することが予測されることから迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達態勢の整備に努める。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 二次災害防止のための必要な緊急広報及び総合的な広報の実施 2 災害発生後定期的に報道機関に発表を行うこと。 3 広報紙の作成及び印刷に関すること。 4 関係機関に広報協力を要請すること。 5 広報紙の配布依頼に関すること。 6 パソコン通信等による情報発信に関すること。 7 一時避難者への広報に関すること。 8 要配慮者に対する広報に関すること。
市民環境対策部	1 市民からの情報及び問い合わせ等について災害対策本部に伝達すること。 2 避難所において広報紙を配布すること。
消 防 団	消防車等による緊急広報の実施に関すること。
各 対 策 部 等	1 定期的な情報の報告及び整理に関すること。 2 広報内容を災害対策本部に提出すること。 3 広報内容を十分把握すること。 4 広報活動の協力に関すること。
亀 山 警 察 署	広報車等による緊急広報の実施協力に関すること。
報 道 機 関	市民及び他地域に対してきめ細かな広報に協力すること。
自 主 防 災 組 織	広報紙の配布等の広報活動への協力に関すること。
市 民	一時市外避難者は避難先を届け出ること。
ボ ラ ン テ ィ ア	1 広報紙の配布に協力すること。 2 パソコン通信等による情報発信に協力すること。 3 要配慮者に対する広報に協力すること。

2 広報の態勢

- 1 災害対策本部は、地震発生後の災害情報のうち、市民の安全に関わる緊急広報（大火災発生時の避難指示等）を実施する。
- 2 総務対策部は、その他の情報（避難所情報・生活情報・復旧情報・復興情報等）の総合的な広報活動を実施する。
- 3 各対策部は、定期的に災害対策本部に対して災害情報・生活情報を報告するとともに、これら情報のリスト化を図る。

3 広報の方法

1 広報の内容

- (1) 災害発生以降、緊急に市民に伝達すべき情報
 - ア 災害発生状況（地震情報・気象情報等）
 - イ 災害対策本部設置に関する情報
 - ウ 救助・救出に関する情報
 - エ 避難に関する情報（避難指示等）
 - オ 被災者の安否に関する情報
 - カ 二次災害の危険性に関する情報（火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性等）
 - キ 主要道路及び緊急道路の状況（交通規則情報等）
 - ク 公共交通機関の情報
 - ケ 医療機関及び救護所等の状況
 - コ 公共土木施設の状況
 - サ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
 - シ ボランティア及び支援に関する情報
 - ス 民心の安全及び社会秩序維持のための必要事項（*市長からの呼びかけ等を含む。）
- (2) 生活情報及び復旧情報
 - ア ライフラインの状況（電気・水道・ガス・電話・下水道等の被害状況）
 - イ 防疫・衛生に関する情報
 - ウ 給食、給水、生活必需品等の供給に関する情報
- (3) 避難所情報及び復興情報
 - ア 住宅に関する情報（応急仮設住宅等）
 - イ 各種相談窓口の開設情報等
 - ウ り災証明書の発行情報
 - エ 税・手数料等の減免措置の情報
 - オ 災害援護金等の融資情報等

2 緊急広報の方法

(1) 報道機関に対する広報の要請

災害対策本部長(市長)は、災害に関する通知、要請、伝達または警告等緊急を要する場合において、報道機関による放送を必要とする場合(ケーブルテレビを除く。)原則として、県知事を通じて依頼するものとする。

ただし、やむを得ない場合は、放送局へ直接依頼し、じ後に県知事に報告するものとする。

(2) 広報車による広報

総務対策部は、消防団及び亀山警察署の協力を得て広報車等による緊急広報を実施する。

(3) 防災行政無線(同報系)による広報

災害対策本部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合は、防災行政無線(同報系)により関地区に対する広報を行う。

3 一般広報の実施

(1) 報道機関への情報資料提供による広報

総務対策部は、市庁舎に設ける記者発表室(理事者控室)において、定期的に報道機関に対して情報資料の提供を行う。

なお、報道機関の災害対策本部関連室等への取材のための立入りは、禁止する。

(2) 広報紙等印刷物の発行による広報

ア 各担当対策部は、広報紙に掲載する広報内容を災害対策本部に提出する。

イ 総務対策部は、広報紙印刷物原稿の作成、印刷の発注、配布の依頼を行う。

ウ 市民対策部は、避難所で被災者に配付する。

エ 総務対策部は、地震発生後の初期の段階では、通常の広報ルートが機能しない場合が想されるため、自主防災組織に対して、広報紙の配布の協力を依頼する。

オ 自主防災組織は、総務対策部と協力して、広報紙の地域における配布、掲示板への掲示を実施する。

カ 各対策部は、被災者に広報された内容について、職員に十分徹底を図る。

(3) インターネット通信等を利用した広報

総務対策部は、ボランティアの協力を得られた場合は、インターネット通信やケーブルテレビ放送を用いて、広報紙に掲載する内容について情報提供を行う。

4 広報車等による現場広報

各対策部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

なお、自主防災組織は、災害対策本部の実施する広報活動に協力する。

4 一時市外避難者への広報

総務対策部は、市の施策等の広報を、市内在住者だけでなく、一時市外に避難した市民への伝達に努めるとともに、市外の施設管理者との連携、広報紙を直接郵送する等の方法により、一時市外避難者へ広報する。

5 要配慮者等への広報

1 要配慮者への広報

総務対策部は、福祉対策部及び福祉ボランティア等の協力を得て、在宅の要配慮者等に対して広報紙を各戸配布するよう努め、聴覚や視覚に障害がある要配慮者に対しては、ボランティア等の協力を得て手話通訳や代読者により広報紙の内容を広報する。

2 外国人に対する広報

総務対策部及び市民対策部は、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て、広報紙等の通訳を行い、主要な外国語による広報に努める。

3 避難所外避難者に対する広報

避難所外避難者に対して各対策部は、各種方法により情報提供を行う。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 市民からの電話等による問い合わせに対応すること。 2 緊急問い合わせに対応するためのマニュアルを作成すること。 3 市民からの問い合わせ内容を本部員会議等に報告すること。 4 災害対策本部の決定事項等の対応に関すること。 5 情報提供の依頼に関すること。 6 相談所の設置状況等を広報すること。 7 ボランティアを通じてパソコン通信による情報提供をすること。
市 民 対 策 部	1 関係機関の協力を得て公共施設等に臨時相談所を開設すること。 2 他の相談所等を把握し、活動調整を実施すること。 3 臨時相談所の設置・運営のためのマニュアルを作成すること。 4 避難者の安否問い合わせに対応すること。 5 相談所における要望等の処理に関すること。

役職・組織等	活 動 の 内 容
各 対 策 部	1 必要に応じて専門的な内容の電話問い合わせに対応すること。 2 必要に応じて専門的な対応を行う相談所を開設すること。
市民、事業所	広報内容に注意し、電話での問い合わせはできるだけ控えること。

2 市民に対する対応

1 相談所の開設・運営

- (1) 市民対策部は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて公共施設や避難所に、相談所を設置する。
- (2) 各対策部は、法律相談や住宅相談、外国人向けの相談等、必要に応じて専門相談所を設置する。

2 総合的な相談窓口情報の提供

- (1) 市民対策部は、市が開設する臨時相談所、専門相談所等の設置を調整するとともに、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査し、総務対策部へ報告する。
- (2) 総務対策部は、本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を広報紙等によって広報する。
- (3) 総務対策部は、ボランティアの協力が得られた場合、ボランティアを通じてパソコン通信に情報を提供する。

3 緊急問い合わせへの対応の方法

- 1 総務対策部は、地震発生直後に多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ、相談に対応するとともに、その内容を通信連絡対応記録票に記入し、必要があれば関係部署に伝達する。
- 2 総務対策部は、災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、その内容を統一的な文書で連絡し、その後の対応の迅速化を図る。
- 3 総務対策部は、市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係対策部長に連絡するとともに、必要に応じ、災害対策本部に報告する。

4 相談所における要望等の処理の方法

- 1 市民対策部は、相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し早期解決に努力する。
- 2 市民対策部は、処理方法の正確性と統一を図るために、あらかじめ定められた通信連絡対応記録票を用いて作成し、問い合わせの内容、処理方法を定期的に災害対策本部に報告する。

第17節 二次災害の防止

第1 水害・土砂災害対策

大規模な地震災害により、河川の護岸施設及びため池の堤体が被害を受けた場合、浸水被害が発生するおそれがある。

このため、建設対策部、消防団は、地震発生直後に、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、県鈴鹿建設事務所、県四日市農林事務所と連携を取りながら、専門技術者等を活用して護岸施設及びため池の巡視を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	避難指示等の発令に関すること。
総 務 対 策 部	避難指示等の市民及び関係機関への伝達に関すること。
建 設 対 策 部	1 水害・土砂災害等危険箇所の巡視・点検調査に関すること。 2 水害・土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
消 防 団 自 主 防 災 組 織	1 水害・土砂災害等危険箇所の巡視・点検協力に関すること。 2 避難指示の市民への伝達に関すること。

2 地震後の土砂災害対策等

建設対策部は、地震発生直後に国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、県鈴鹿建設事務所との連携を図り、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等の派遣を要請して行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、ブルーシートによる崩壊面の被覆、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な応急対策を行うとともに、災害発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

3 二次災害防止のための応急復旧対策

1 点検調査及び応急工事等の実施

- (1) 危険箇所の点検は、危険が想定される箇所の事前想定を基に調査ルートを想定し、優先順位を決めて対応する。
- (2) 危険箇所点検要員は、市及び各機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への事前委託、ボランティア募集等を実施し対応する。
- (3) 二次災害の恐れがある場合、「第2章第10節第1 避難判断」により、迅速

に適切な避難対策を実施する。

- (4) 二次災害を防止するため、仮排水路の設置、不安定土砂の除去、ブルーシート張り、土のう積み、仮設防護柵の設置等の応急工事等を検討、実施する。

2 市民への広報

二次災害に関する情報は、「第2章第16節第1 被災者への情報伝達活動」により、次の事項を市民に伝達する。

- (1) 二次災害の発生が予想される箇所
- (2) 広域避難場所、避難所
- (3) 避難時の注意事項、携行品等

4 警戒態勢

河川（ため池含む）等の監視は、建設対策部、消防団があたる。

監視員は、災害直後、浸水被害等の恐れがあるため池について、堤体・用水路の損壊、漏水等がないかを監視する。

第2 被災宅地対策

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
建設対策部	1 被災宅地危険度判定実施本部の設置運営に関すること 2 被災宅地の危険度判定準備及び実施に関すること 3 危険な宅地と判断された場合は、二次災害が発生しないよう、迅速に対応すること 4 被災宅地危険度判定の広報の依頼に関すること 5 被災宅地危険度判定の趣旨内容等を広報すること
ボランティア	被災宅地の危険度判定に協力すること

2 被災宅地の危険度判定

被災地域における被災宅地危険度判定は、二次災害の発生若しくは被害の拡大を防止し、又は被害を軽減するため、宅地の被災状況を調査し、危険度の分類を行うものであり、必要に応じて県に登録された被災宅地危険度判定士に協力を依頼する。

なお、被災宅地危険度判定にあたっては、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況の現地調査を行い、宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

細部は、「亀山市被災建築物応急危険度判定実施本部マニュアル」による。

第3 建築物、構造物の倒壊対策

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
建設 対策部	1 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置運営に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定の判定準備及び実施に関すること。 3 倒壊が起りそうな建築物等と判断された場合は、二次災害が発生しないよう、迅速に対応すること。 4 被災建築物応急危険度判定の広報の依頼に関すること。 5 被災建築物応急危険度判定の趣旨内容等を広報すること。
ボランティア	被災建築物応急危険度判定に協力すること。

2 被災建築物応急危険度判定

被災地域における被災建築物応急危険度判定は、二次災害の防止、円滑な復旧活動のため、建築物の被災状況を調査し、危険度の分類を行うものであり、必要に応じて、県に登録された被災建築物応急危険度判定士に協力を依頼する。

なお、被災建築物応急危険度判定にあたっては、余震等による被災建築物の倒壊部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

1 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

- (1) 災害対策本部は、地震発生直後の概括的被害情報等により、被災建築物応急危険度判定実施の必要性を検討する。
- (2) 実施本部は、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に設置し、被災建築物応急危険度判定の実施(原則、震度5強以上の地震の場合)は実施本部長(市長)が行い、実施本部の建設対策部が運営するとともに、必要の都度、三重県に報告を行う
- (3) 被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する場所は、次に掲げた優先順位を持って行う。

第 1 順 位	市民協働センター「みらい」
第 2 順 位	青少年研修センター

2 被災建築物応急危険度判定士の要請

- (1) 被災建築物応急危険度判定を実施する場合、実施本部長は、必要に応じて県に対し被災建築物応急危険度判定士(応急危険度判定が可能な建築技術者)の派遣要請を行う。
- (2) 被災建築物応急危険度判定実施本部は、被災建物応急危険度判定に関わる調整を

行う。

3 被災建築物応急危険度判定

建設対策部は、「被災建築物応急危険度判定実施本部マニュアル」により、被災建築物応急危険度判定に必要な以下の取り組みを行う。

- (1) 住宅地図等の準備、割当区域の事前計画
- (2) 被災建築物応急危険度判定士受入れ、登録及び判定チームの編成
- (3) 被災建築物応急危険度判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

4 被災建築物応急危険度判定の広報

建設対策部は、被災建築物応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を総務対策部に依頼する。

5 立入制限等の措置

危険性が高いと判断された建築物には、被災建築物応急危険度判定結果標識を設置し、建物利用者への注意喚起を行う等、二次災害防止の措置をとる。

なお、この措置については、市民に十分周知しておく。

6 被災建築物応急危険度判定の調整

判定実施にあたり、建設対策部の担当職員は、コーディネーターとして判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる。

第4 危険物施設等の保全

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	警戒区域の設定及び避難指示等の発令
消 防 対 策 部	1 関係機関との連絡・調整 2 危険物貯蔵施設の調査及び災害対策本部への連絡
消 防 団	1 避難指示等の伝達広報 2 避難誘導の実施
危険物施設等 管 理 者	1 災害対策本部への通報 2 事前に定められた応急対策の実施
市 民	1 避難指示に従う避難行動 2 警戒区域への立入禁止

危険物貯蔵施設等が被災し、有害物質等の漏洩等による二次災害発生の恐れがある場合には、各施設管理者は、以下に示した対策により直ちに応急対策を実施するとともに、災害対策本部に通報する。

2 危険物施設

本部長（市長）は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要が

あると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。（消防法第12条の3）

3 高圧ガス施設・火薬類施設

1 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、本部長（市長）は次の処置を行う。

- (1) 消防機関への出動命令及び亀山警察署への出動要請
- (2) 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- (3) 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

2 災害応急対策

(1) 住民の安全の確保

消防対策部は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

(2) 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

(3) 避難の指示及び場所

本部長（市長）は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

4 毒劇物施設

消防対策部は、県及び亀山警察署と連携し、以下の措置を講ずる。

- 1 周辺住民に対する広報
- 2 汚染区域の拡大防止措置
- 3 警戒区域の設定
- 4 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- 5 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水施設等担当部署への通報

5 放射性物質施設

消防対策部は、県・鈴鹿保健所及び亀山警察署と連携し、以下の応急措置を講ずる。

- 1 周辺住民に対する広報

- 2 汚染区域の拡大防止措置
- 3 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- 4 対象となる地域の市民への避難指示の伝達
- 5 被ばく者の救出及び救護
- 6 飲料水汚染の可能性がある場合の水道水取水施設等担当部署への通報
- 7 輸送中の事故にあっては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第18節 災害義援金の受入・配分

大規模地震災害の発生に際し、被災者に対する災害義援金を必要とする場合は、県、市、関係団体、放送局等が共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定め、行うものとする。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	災害義援金の受入判断、募集指示に関すること
福 祉 対 策 部	1 関係機関に対する災害義援金の募集に関すること 2 災害義援金の受入・処理に関すること 3 災害義援金の配分計画作成・配分に関すること
総 務 対 策 部	1 災害義援金の募集及び配分の広報に関すること 2 災害義援金の保管・管理に関すること
市 民 対 策 部	1 不足物資リストの作成に関すること 2 市民への災害義援金の配分協力に関すること
防 災 関 係 機 関	災害義援金の募集、受入、配分等協力に関すること

2 災害義援金の受入・配分

1 実施機関

大規模災害の発生に際し、被災者に対する災害義援金を必要とする場合は、県市、関係団体、放送局等が共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定め、行うものとする。

2 募 集

市内に大災害が発生した場合、県及び亀山市福祉協議会並びに関係機関等の協力を得ながら、国民及び企業等に幅広く募集する。募集に際しては、被害の状況を十分考慮して行う。

3 義援金の保管

災害義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、総務対策部（経理班）において一括とりまとめ保管する。

4 義援金の配分

被害の状況及び災害義援金の応募（入金）状況等を検討し、県等の配分に準じて行う。配分にあたっては、速やかに被災者に届くよう留意する。

5 費 用

災害義援金の募集・受入れ及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕と

するが、輸送その他に要する経費・募集・配分に要する事務経費の負担についてはその都度協議する。

6 災害義援金の受入・配分の手順

- (1) 福祉対策部は、災害義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。
- (2) 福祉対策部は、災害義援金の寄託者に受領書を発行し、当該現金を受け入れる。
- (3) 広域的な災害義援金募集委員会があるときは、福祉対策部は、窓口等で受け入れた災害義援金を一旦募集委員会に送り、配分にあたっては、募集委員会等の方針により配分する。
- (4) 福祉対策部は、本庁舎又は総合保健福祉センターに臨時窓口を設け、定められた方針、被害状況への配慮、所定の手続きを経て被災者に配分する。
- (5) 総務対策部は、被災者に対して配分に関する広報を行う。

第19節 文教等対策

第1 応急教育対策

大規模地震災害により通常の教育が行えない場合は応急教育を実施するとともに、教育機能の早期回復を目指す。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
教育対策部	1 園児・児童生徒、教育関係職員及び教育施設の被害状況の調査に関する事。 2 園児・児童生徒及び教育施設利用者の安全確保に関する事。 3 教育施設の応急復旧対策に関する事。 4 応急教育の実施に関する事。 5 教材、学用品等の調達及び給付に関する事。 6 就学奨励費の給付等、園児・児童生徒の教育援護に関する事。 7 教育実施者の確保に関する事。 8 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関する事。 9 学校・幼稚園の避難所活動の支援に関する事。 10 その他応急教育対策に関する事。

2 教育委員会防災対策

1 教育施設及び園児・児童生徒の被害状況の調査

応急復旧計画の策定のため、次の項目について、校長及び園長から人的・物的被害状況等報告を受けるとともにその他の教育施設について被害状況を速やかに調査し、全体を取りまとめ災害対策本部に報告する。

- (1) 園児・児童生徒のり災状況
- (2) 教育関係職員のり災状況
- (3) 学校、幼稚園施設・設備の被害状況
- (4) 応急措置を必要と認める事項
- (5) その他の教育施設の被害状況

2 教育施設の応急復旧

- (1) 校舎・園舎の軽易な被害については、速やかに応急修理を行い、教室に不足が生じたときは、特別教室を転用する等の措置をとり、通学・通園の危険のなくなったときは、直ちに授業を開始できる体制をつくる。
- (2) 被害が甚だしく、応急修理では教室等の使用ができないときは、一時、学校・幼稚園を閉鎖し、復旧が終わるまで管理者を置く。
- (3) 運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎・園舎の復

旧完了を待って復旧する。

- (4) 破損、冠水等によって使用不能となった園児・児童生徒用机、椅子の補充には万全を期し、授業の支障のないようにする。
- (5) 避難所の設置等は、体育館・ホールを中心として使用することとするが、校舎・園舎の被害の程度を考え、災害対策本部とよく協議のうえ、授業の早期再開に努める。
- (6) 学校、幼稚園以外の教育施設については、速やかに平常業務を行なえるよう応急措置をとる。

3 応急教育の実施判断

教育対策部は、被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- (1) 学校施設の危険度判定を行う。
- (2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- (3) 校舎の著しい被害、避難者の受入れ、通学路の遮断等により、通常の授業ができないときは、近隣の学校、幼稚園又はその他の教育施設を使用して授業を実施する。
- (4) 応急教育の実施にあたっては、児童生徒及び保護者等に対し、メール、ホームページ等を活用し、応急教育の実施時期及び場所等の周知を図る。
- (5) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、亀山市教育委員会は三重県教育委員会に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

4 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会と連携して、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

なお、教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

5 応急教育の実施方法

応急教育の実施にあたっては、園児・児童生徒の状況、学校の教育機能の回復状況、交通機関の復旧状況等に併せて登校・下校時刻・授業時数・授業時間・休憩時間等を決定する。

また、その後の状況変化に応じ、段階的に改定していく。

6 教材、学用品等の調達及び給付の方法

救助法による学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を失い又は損傷して就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒等に対して行う。

7 就学奨励費の給付、その他必要な補助

被災により、就園学することが著しく困難になった園児・児童生徒が相当数に達し、就学奨励費（通学用品費、給食費等）の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められる場合は、関係機関と協議のうえ措置する。

この場合においては、幼稚園長、学校長の申請により措置する。

8 給食の措置

次の場合には、園児・児童生徒に対する給食を一時中止する。

- (1) 災害の程度が甚大で、学校給食施設が災害救助のため使用されている場合
- (2) 給食施設が被災し、給食が不可能の場合
- (3) 感染症、その他の危険の発生が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

災害発生時においては、特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、調理関係者の健康管理等を十分に行う。

9 その他必要とする事項

- (1) 学校、幼稚園以外の教育機関の応急復旧期間中は、市民の利用を一時停止することがある。
- (2) 災害時の亀山市教育委員会と学校、幼稚園との連絡は、通常の方法によって行うものとし、又これらによらない連絡方法についても別に定めておく。
- (3) その他緊急事態発生による特別の措置については、その都度関係者が協議のうえ、速やかに応急措置をとる。

3 学校における防災対策

1 在校時における児童生徒の安全確保

- (1) 地震による校舎の損壊により校内にとどまることが危険であると判断したときは、直ちに全教職員で児童生徒を掌握し、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を避難させる。
- (2) 児童生徒等の安全が確保された場合は、直ちに点呼等により児童生徒及び教職員等の安否確認を行い、市災害対策本部に対し安否情報の報告を行う。

2 登下校時における児童生徒の安全確保

- (1) 児童生徒等の登下校時に人的・物的被害が見込まれる地震が発生した場合、在校している教職員で手分けし、直ちに在校している児童生徒等及び学校に避難してきた児童生徒等を把握し、避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を避難させる。
- (2) 教職員は、避難してきた児童生徒等から状況を聴き取り、避難した児童生徒等の情報を得たときは、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

また、安否不明の児童生徒等がいる場合は、保護者と連絡を取り通学路を教職員が確認する等により、安否の確認に全力を尽くす。

- (3) 児童生徒等の安全が確保された場合は、直ちに点呼等により全学校等関係者の安否確認を行い、災害対策本部に対し安否情報を報告する。

3 夜間・休日等における児童生徒等の安否確認

地震により地域に人的・物的等の被害が見込まれる場合は、児童生徒またはその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、災害対策本部に対し安否情報を報告する。

4 学校・園の施設の被害状況の把握

災害対策本部は、小中学校・幼稚園の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し整理する。

また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

5 児童生徒の避難誘導に関する指示

地震発生時の園児・児童生徒の避難誘導に関しては、事前の計画により実施する。

(1) 園児・児童生徒が在校中の場合

ア 揺れがおさまるまで机の下等で安全を確保し、揺れがおさまり次第、校庭に園児・児童生徒を誘導し、人数を確認する。

イ 校区内の被害状況を把握する。

地域の被害が少ない場合には、教員による誘導下校を原則とし、地域の被害が大きい場合、保護者又は地域の児童関係者が学校まで迎えに来ることを原則とする。

ウ 園・学校における授業等の中止について、マニュアルを作成する。

(2) 園児・児童生徒が登校中又は下校中の場合

状況に応じて、児童生徒の安全確認のため地域に出向く。

6 被災園児・児童生徒の応急教育指導に関する対応

(1) 応急教育指導のための準備

ア 災害発生日を基準として、被災園児・児童生徒の名簿を作成する。

イ 亀山市教育委員会に不足教科書・文具類の依頼を行う。

(2) 学校再開の手順

ア 亀山市教育委員会は、緊急の校長会を開催し、各校の状況を把握するとともに学校再開のための方針、授業再開計画、教職員の確保等について検討する。

イ 早期授業再開のため、市有施設、近隣小中学校、その他施設の借用について要請する。

ウ 被災状況、避難状況等により、2部授業、分散授業などの形態を考慮する。

(3) 幼稚園再開の手順

学校再開の手順に準じる。

7 緊急時に地域住民に対応できる体制づくり

学校等の施設を避難所として利用する場合は、「第2章第10節 避難及び被災者支援等の活動」によるほか、以下の点に留意する。

- (1) 大規模災害等、交通手段が途絶した時に備え、全教職員の出勤方法・出勤時間を確認しておく。
- (2) 地域住民に避難所として開放する施設の順位を全職員が確認しておく。
- (3) 学校等で避難所開設に向けての職員の体制を組織しておく。
- (4) 緊急避難生活物資の所在を全職員が確認しておく。
- (5) 緊急物資を保管するスペースを事前に確保する。
- (6) 災害時の教職員における避難所活動のあり方について、マニュアルを作成する。

8 避難所の開設と運営に関する基本的事項

- (1) 避難者が発生した場合は、避難者の受入れを第一として学校の施設状況に応じて対応する。
- (2) 各避難所の責任者は、災害対策本部によって派遣される避難所派遣職員が担当し、施設管理に関しては、学校長、幼稚園長が行う。
- (3) 避難所運営に関しては、1週間程度を目安に避難者の班分けを行い、自主運営体制に誘導する。
- (4) P T Aの中に、学校、幼稚園の防災活動に関わる組織を確立しておく。

第2 文化財の保護

文化財の被害状況を収集し、二次災害による被害の防止のために必要な措置を講ずる。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
市 民 対 策 部	1 文化財の被害調査に関すること。 2 文化財の応急処理に関すること。 3 文化財所有者・管理者に対する保管方法等の指導を行うこと。 4 国、県への応援要請及び調整に関すること。
文化財の所有者 若しくは管理者	災害時の被害状況を市民対策部(関支所班)に報告すること。

2 国・県・市指定文化財の保護

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市民対策部を通じて、県教育委員会に報告するものとする。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市民対策部に報告するものとする。

3 応急対応

国・県・市指定等文化財が被害を受けたときは、市民対策部は県教育委員会の指示、指導のもとに、所有者及び管理者、管理団体に対して被災文化財の保存、応急措置及び被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。所有者等は市民対策部の指示、助言に従いその保存などを図るものとする。

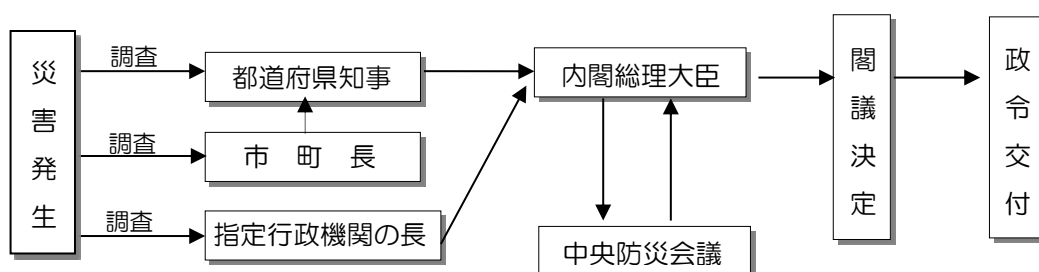
第3章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定

第1 県と市が連携して実施する対策

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号以下「激甚法」という。）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と連携して災害の状況を速やかな調査により実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を行う。

激甚災害の指定手続き



第2 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業等

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業
- 2 公立学校施設災害復旧事業
- 3 公営住宅災害復旧事業
- 4 児童福祉施設災害復旧事業
- 5 老人福祉施設災害復旧事業
- 6 障害者支援施設等災害復旧事業
- 7 堆積土砂排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- 1 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- 3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

3 中小企業に関する特別の助成

- 1 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置

- 2 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除
- 3 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- 1 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- 2 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 3 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- 4 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- 5 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

5 激甚災害に関する調査

- 1 県
 - (1) 県は市町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。
 - (2) 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を行う。
- 2 市
 - (1) 市は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告するものとする。
 - (2) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力を行う。

6 災害復旧事業の実施

被害状況を的確に把握し、県と連携した復旧事業を努めて早期に実施する。
この際、ライフラインの復旧を優先する等、計画的な事業の実施に努める。
また、復旧にあたっては防災協定により民間力を活用する。

7 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出を行う。県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1 県と市が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応

被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備するとともに、県と連携して被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活基盤確保・生活再建のための支援を行う。

2 被災者台帳整備に向けた検討

災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県の協力を得て整備促進を図る。

3 り災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定やり災証明書の交付態勢を直ちに確立し、速やかに被災者にり災証明書を交付する。

また、大規模な被害が発生した場合、県に対して被害認定やり災証明書の発行事務等の支援を求める。

4 り災証明交付にかかる手続き等

り災証明書の交付は、被災者にとって、税の減免、公共料金の減免、見舞金・義援金の受給 貸付金の申込み等、災害後の早期立ち直りや生活の安定化のためには極めて重要な行為となることから、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋等について、「亀山市り災証明書交付要綱（平成28年亀山市告示第41号）」に基づき、証明を行うものとする。

また、り災現況の確認にあたっては、調査員が確認できる程度の被害について、原則、申請者等の立会いのもとで、外観及び内部からの被害調査を行い証明するものとする。

なお、火災にかかるり災証明については、消防長が証明を行うものとする。

1 り災証明の申請

(1) り災証明願

現に災害等により家屋に被害を受け、その家屋について「り災証明」の交付を受けようとする者は、「亀山市り災証明書交付要綱第5条」の規定に基づき、「り災証明願」（様式第1号）により、申請を行うものとする。

なお、り災証明の発行は、災害により被害を受けた家屋の所有者及び居住者等からの申請によるものとする。

(2) リ災届出書

申請は原則として、リ災した日の翌日から起算して30日以内にリ災届出書により届出を行うものとする。

2 罹災台帳の作成

(1) 総務対策部は、被災状況を調査のうえり災台帳を整理し、これにより、リ災者について必要事項を登録する。

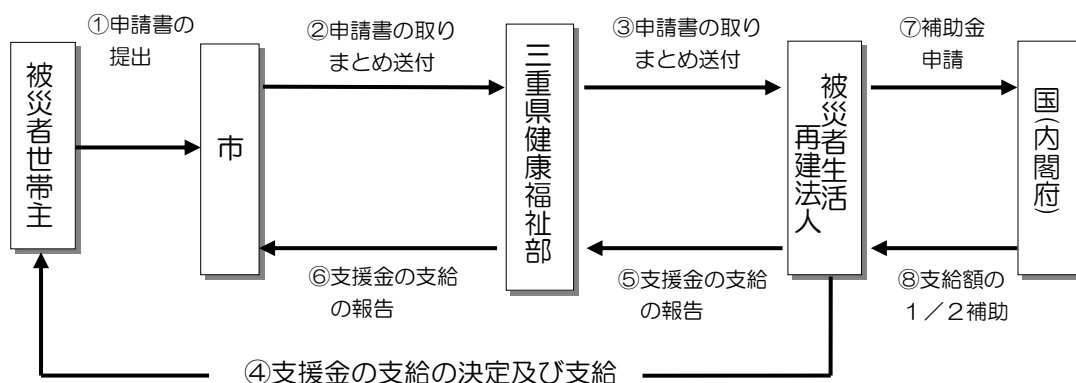
(2) 総務対策部は、固定資産税課税台帳及び住民基本台帳から全世帯のり災台帳を作成する。

(3) 総務対策部は、「第2章第4節第3住家等被害調査」に基づき、必要事項を登録する。

第2 被災者生活再建支援に向けた主な対策

被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する制度であり、同法適用時は、市民への制度の周知を徹底するものとする。

1 支援金支給事務の基本的な流れ



2 生活資金等の貸付

1 災害援護資金

- (1) 実施主体 : 市
- (2) 対象災害 : 県内で災害救助法が適用された市町が1以上ある災害
- (3) 受給者 : 上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 : 350万円

2 母子父子寡婦福祉資金

- (1) 実施主体 : 市

- (2) 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者
- (3) 貸付限度額：貸付金額の種類に応じて貸付
- (4) 貸付資金の種類（主要なものを抜粋）
事業開始資金、住宅資金、生活資金、就職支度資金、修学資金、修業資金
医療介護資金、結婚資金等

3 生活福祉資金

- (1) 実施主体：県社会福祉協議会
- (2) 受給者：低所得者世帯、障害者世帯及び高齢者世帯
- (3) 貸付限度額：貸付金額の種類に応じて貸付
- (4) 貸付資金の種類
 - ア 総合支援資金
生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費
 - イ 福祉資金
福祉費、緊急小口資金
 - ウ 教育支援資金
教育支援費、就学支度費
 - エ 不動産担保型生活資金
不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

3 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

被災者再建支援法に基づき支援金の支給を行う。

4 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携

1 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築も含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとって早期の生活再建に、市においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建等資金の調達方法等も含めた支援メニュー提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

2 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、県及び市は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

3 住宅金融支援機構との連携

市は、平常時から県及び独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時には家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

5 租税の徴収猶予及び減免等

1 県税の減免及び期限延長

(1) 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

(2) 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

2 市税の減免等の措置

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災者に対して「災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（災害減免法）」（昭和42年法律第175号）及び「亀山市税条例施行規則」第78条の定めるところにより、市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期の延長等の必要な措置を行う。

第3 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の貸付等

災害により被害を受けた市民に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）及び「亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成17年亀山市条例第85号）に基づいて災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付等を行う。

実施主体は市であるが、費用負担については、災害弔慰金及び災害障害見舞金に関しては、国2/4、県1/4、市1/4、災害援護資金に関しては、国2/3、県1/3となっている。

また、「亀山市罹災者見舞金等支給要綱」（平成17年亀山市告示第10号）に基づいて、弔慰金又は見舞金を支給する。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

第1 復興体制の構築

市震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害¹が発生した場合、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月21日法律第55号 以下「復興法」という。）に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画(仮称)」の策定を始めとする総合的な復興対策を指揮する「市震災復興本部(仮称)」の設置及び設置のための規定や体制の整備に向けた検討を行う。

第2 復興計画の事前検討

1 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「市復興計画(仮称)」を策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

2 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努めるものとする。

なお、個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目は以下のとおり。

- 1 災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
- 2 災害廃棄物処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）

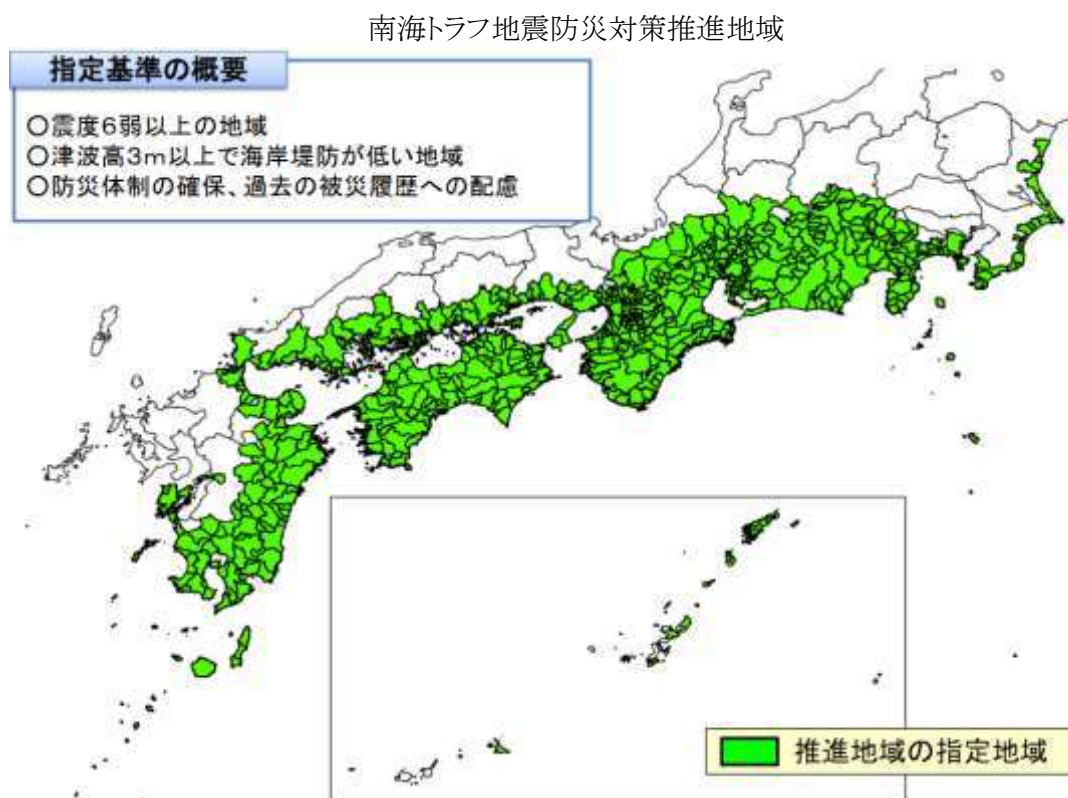
¹ 特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいうものとする。

第4章 南海トラフ地震対策推進計画

第1節 総 則

第1 南海トラフ地震対策推進計画の目的

この章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴う防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。



（内閣府ホームページによる）

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱については「共通編第3章第2節「防災関係機関の責務と業務の大綱」による。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

市は、地震発生後に行う災害応急対策について、必要な物資、資機材（以下、物資等）が確保できるよう、あらかじめ物資の洗い出しを行い、備蓄・調達計画を作成しておくものとする。また、市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行う。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を速やかに県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。受援については、「第1章第1節第13 応援・受援体制の整備」による。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請は、「地震対策編第2章第5節 受援体制」による。

第3節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の災害応急対策

第1 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合等、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対策をとるものとする。

1 発表される情報の種類

キーワード	キーワードを付記する条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	想定震源域又はその周辺でモーメントマグニチュード7以上の地震が発生した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

2 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合 (一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合 (ゆっくりすべりケース)

(引用：内閣府ホームページ)

第2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)

発表時における対応

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表した場合には、災害対策本部を設置するものとする。

各部局における配備人員は、次のとおりの人数を配備するものとし、災害対策本部員会議参集者は、「地震対策編第2章第2節第5 災害対策本部の組織」の本部員会議参集者による。

なお、既に災害の発生等により亀山市災害対策本部が設置されている場合は、そのときに応じた配備人員とする。

1 配備人員

対 策 部 等 名	態 勢 臨時情報(調査中)発表	備 考
危機管理対策部	6	1 各対策部の配備編成については、各対策部長の計画による。 2 地震発生 of 推移の変化に応じ配備人員の増減を行うことができる。
総務対策部	3	
消防対策部	2	
上記以外の対策部	—	
配備人員合計	11	

2 災害対策本部の活動

ここで規定する活動は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発せられている段階において行う活動であり、地震が発生した場合は、直ちに「第2章 災害応急対策」に規定する災害対策本部に切り替えて活動するものとする。そのときの災害対策本部に関する事項、災害対策本部の組織、災害対策本部の分掌事務、災害対策本部の活動内容、非常連絡等の詳細は、「地震対策編第2章第2節 組織体制」に定めた内容によるものとする。

なお、緊急対策の実施にあたっては、県、その他防災関係機関と緊密な連絡をとり、地震発生の際、円滑な災害応急対策活動ができるよう、概ね次の事項を実施する。

1 実施責任

役職・組織等	活動の内容
危機管理 対策部	1 災害対策本部員会議の開催 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、その他地震に関する情報等の収集 3 三重県への報告、要請等地震防災活動の連携確認
総務対策部	市民等への広報、広聴
各対策部	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、その他地震に関する情報等の収集

2 通信連絡手段

「地震対策編第2章第4節第4 通信機能の確保」による。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）発表時における対応

1 配備人員（基準）

各部局における配備人員は、「地震対策編第2章第1節第2 非常配備態勢」の警戒体制における配備態勢の人数を配備するものとし、組織体制については、「地震対策編第2章第2節組織体制」による。また、状況等により災害対策本部長の指

対策部等名	臨時情報 発表	南海トラフ 地震発災	備 考
危機管理対策部 (本部班) (情報班)	8 (6) (2)	全 職 員 配 備	1 各対策部の配備編成については、各対策部長の計画による。 2 各対策部長は、災害状況等により、配備人員の増減を行うことができる。 ※ ()内は内数
総務対策部 (税務班)	11 (3)		
市民対策部 (関支所班)	7 (4)		
建設対策部	8		
産業環境対策部	3		
上下水道対策部	5		
福祉対策部	9		
医療対策部	5		
教育対策部	5		
消防対策部	15		
配備人員合計	76(18)		

2 災害対策本部の活動

ここで規定する災害対策本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられている段階において行う活動である。

緊急対策の実施にあたっては、県、その他防災関係機関と緊密な連絡をとり、地震発生の際、円滑な災害応急対策活動ができるよう、概ね次の事項を実施する。

1 実施責任

各対策部各班とも南海トラフ地震発生時に「地震対策編第2章第2節第6 各対策部の所掌事務」の所掌事務が行えるよう万全の準備、点検、状況把握等に努める。

また、次の所掌事務についても該当対策部を中心に同様に行うこととする。

役職・組織等	活動の内容
危機管理 対策部	1 南海トラフ地震臨時情報、その他地震に関する情報等の収集に すること。 2 三重県への報告、要請等地震防災活動の連携確認に すること。 3 各関係機関との連携確認に すること。
総務対策部	南海トラフ地震臨時情報における市民等への広報、広聴に すること。
教育対策部	児童・生徒に対する保護に すること。
各対策部	1 南海トラフ地震臨時情報、その他地震に関する情報等の収集に すること。 2 所管公共施設における防災対策（利用者への周知、使用制限の決定 等）に すること。 3 各関係機関との連携確認に すること。 4 工事施工中の建築物等の安全対策に すること。

2 通信連絡手段

「地震対策編第2章第4節第4 通信機能の確保」による。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震の発生があった場合は発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、又は通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報発表時における職員の行動

職員は、南海トラフ地震臨時情報発表により各自準備体制をとり、地震発生に備えるものとする。また、非常参集は、「地震対策編第2章第1節第3 職員の参集」による。ただし、電話回線の輻輳も予想されるため、それぞれの体制において配備につく職員は招集がなくても自発的に参集しなければならない。

その他、職員の責務として留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、職員は常に情報収集に努めるものとし自動参集及び地震の発生に備えなければならない。
- 2 南海トラフ地震臨時情報が平常勤務時間中に発せられた場合は、外出中の職員は直ちに勤務を中断して帰庁し、災害対策本部の活動に加わらなければならない。また、

会議等行事を開催中であればこれを中止するとともに、一般参加者を帰宅させる等の措置を講じなければならない。

- 3 南海トラフ地震臨時情報にかかる業務に対して特に任務を命ぜられなかった職員はいつでも災害対策本部の活動に従事できるよう待機し、上司の指示がなければ退庁することができない。

なお、上司の指示により勤務の交替上、必要があると認められる場合は、勤務時間中であっても帰宅することができるものとする。

第5 南海トラフ地震臨時情報が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、市民は正確な情報の入手が必須となることから、迅速かつ適切な広報を実施する。

1 実施責任

役職・組織等	活動の内容
総務対策部	1 緊急広報の実施 2 関係機関に対する広報協力の要請 3 市民からの問い合わせに対する対応
市民対策部	防災行政無線（同報系）による関係地区での広報
消防対策部	消防車両又は消防団車両による市民への広報の実施
自主防災組織	市の広報への協力

2 広報の内容

1 緊急広報の内容

緊急広報の内容は、可能な限り次の各事項すべてについて行うこととする。

- ① 南海トラフ地震臨時情報の内容、特に市域及び県内の震度等の予想
- ② 市民及び事業所等が緊急にとるべき措置
- ③ 交通機関の運行状況及び道路交通規制等の情報
- ④ 混乱防止のための対応措置
- ⑤ 不要不急の旅行等を控えるなどの適切な行動の呼び掛け
- ⑥ 防災体制に関する情報
- ⑦ その他状況に応じて、事業所又は市民に周知すべき事項

2 緊急広報の方法

市民等への緊急広報は、以下の手段等による。

- ① インターネットによる広報
市ホームページ緊急情報及び「亀山市公式フェイスブックかめやま」による

地震情報等の配信

- ② かめやま安心めーる配信による広報
携帯電話メールにより地震情報等の配信
- ③ 緊急速報メール
携帯電話各社(SoftBank・KDDI・NTTdocomo)より緊急速報メールによる「災害・避難情報等」の配信
- ④ ケーブルテレビによる広報
行政情報番組により地震情報等の放送
- ⑤ 広報車による広報
市広報車、消防団車両等による市内の巡回広報
- ⑥ 地域放送施設による広報
放送設備保有自治会への依頼による地震情報等の広報
- ⑦ 防災行政無線「同報系」
関、加太及び坂下地区に整備されている防災行政無線（同報系）による市民への地震情報等の広報
- ⑧ 個別巡回
市職員、警察官、消防団員、自治会(自主防災組織等)による各地区での個別巡回による地震情報等の広報

第6 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

当市においては、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として市（町村）があらかじめ定めた地域、または事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として市（町村）があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）等の区域はないため南海トラフ地震臨時情報が発表された段階において即座の避難を求めるものではない。

しかしながら、南海トラフ地震の発生が差し迫った状況下において、市民等はより一層日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとることとし、市等は、その対応について呼びかけを行う。

2 避難所の運営

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、当市には住民事前避難対象地域がないため、避難所を即座に開設することはないが、状況により開設する必要があるときは、地震発生後の避難を容易にするため、「地震対策編第2章第10節第1避難

判断及び第2 避難所」により、避難所の受入れ準備、開設準備を行う。

なお、指定避難所指定職員については、勤務時間外等は極力自宅等へ帰宅することとし、自宅にて地震発生時の避難所開設に備える。

第7 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、市民の円滑な避難の確保等のために必要な措置を講ずるものとする。

第8 警備対策

市は、三重県警察（亀山警察署）と連携を図り、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動との連携

第9 水道、電気、ガス等ライフライン関係

南海トラフ地震臨時情報発表時の水道、電気、ガス等ライフライン関係の情報収集、応急対策、復旧対策については「地震対策編第2章第15節 ライフライン施設の復旧保全」による各対策が地震発生時、即座に行えるように事前準備を行うこととする。

第10 交通

南海トラフ地震臨時情報発表時の交通に関する対策については「地震対策編第2章第9節 緊急輸送機能の確保」による各対策が地震発生時即座に行えるように事前準備を行うこととする。

第11 市が管理等を行う施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- 1 各施設に共通する事項
 - ① 南海トラフ地震臨時情報発表時の入場者等への伝達
 - ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ④ 出火防止措置

- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ⑧ 各施設における緊急点検、巡視

2 個別事項

- ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- ② 幼稚園、小中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法及び必要な措置
- ③ 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護の方法及び必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、1（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - ② 無線通信機等通信手段の確保
 - ③ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2 この章に定める避難所等が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1（1）又は1（2）の掲げる措置を行うとともに、市が行う避難所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における工事施工中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第12 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置準備等必要な対策を行うこととする。避難所の開設については「第2章第10節 第1 避難判断及び第2 避難所」による。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 施設整備

市全体の減災対策の方針については「地震災害対策編第1章第2節第1 防災都市づくり」によるものとし、具体的な公共施設等の整備については「地震災害対策編第1章第2節第2 公共施設の安全確保・整備」及び地震防災緊急事業五箇年計画を基本としてその必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。

第2 耐震化

公共施設及び一般住宅等を含めた建築物の耐震化については「地震災害対策編第1章第2節第3 建築物等の災害予防」及び「亀山市耐震改修促進計画」による。

第5節 防災訓練

防災訓練の実施については「地震災害対策編第2章第5節 第14 防災訓練の実施」によることとし、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等も含めることとする。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 職員に対する教育

地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、地震災害応急対策業務に従事する災害対策本部職員に対し、「第2章第1節第10 8職員に対する防災教育」に基づき必要な防災教育を行うものとする。

なお、防災教育については、次の各事項についても行うこととする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づく措置の内容
- 2 南海トラフ地震発生時、予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震・津波に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する防災啓発等

市は、関係機関や地域の自主防災組織等と協力して、ハザードマップの作成・見直し及び周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、避難に関する意識の向上など、地域住民等に必要な防災啓発等を実施するものとする。

防災啓発等は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、印刷物、ビデオ等の映像、出前講座各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。

内容は次のとおりとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震・津波に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- 5 正確な情報入手の方法
- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における土砂災害（特別）警戒区域等に関する知識
- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 9 避難生活に関する知識
- 10 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 11 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 児童・生徒等に対する教育

幼稚園、小学校及び中学校における児童・生徒等に対する教育は「第2章第1節第8学校等における防災対策の推進」によることとし、次のことに配慮した実践的な訓練を行う。

- 1 過去の地震災害の実態
- 2 地震が発生した場合の対処の仕方、具体的にとるべき行動に関する知識

第4 相談窓口等の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口等を次のとおり設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

- 1 コールセンター 総務対策部
- 2 市民（外国人を含む）を対象とした相談窓口 市民対策部

風水害等対策編

第1章 災害予防・減災対策

第1節 自助・共助を育成する防災対策の推進

第1 地域における防災対策の推進

地域まちづくり協議会や自主防災組織等による生涯学習及びコミュニティ等を活用した防災意識の向上を図り、地域が災害時にも自立した生活を送ることができるよう、家庭や事業所等で飲料水や非常食等生命維持や生活に必要な物資を備蓄する等の防災対策を推進する。

また、地域まちづくり協議会及び自主防災組織等の自治組織の活動を支援し、日常生活を通じたコミュニティの育成を推進する等して、災害時には地域活動の中心となりボランティアと協力しながら初期消火や救護活動、地域の災害状況の把握や情報伝達、在宅避難者を含む避難生活者への支援活動など自主的な防災活動を展開のための整備及び取り組み等の施策を促進する。

第2 防災思想・防災知識の普及

風水害等の災害時においては、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」ための活動を行い、地域での助け合いを進めることが被害の軽減のためには不可欠である。

このため、防災思想(防災に対する考え方)の普及にあたっては、防災訓練、学校教育広報等を通じて普及を図るとともに、特に、要配慮者に十分配慮するものとするほか、男女双方の視点に立った防災を進めるため、女性の参画が容易な防災体制を確立するよう努める。

防災思想・防災知識の普及に関する詳細は、「地震災害対策編第1章第1節第2」を参照

第3 防災人材の活用

自主防災組織リーダーとの連携やみえ防災コーディネーターの活用等、地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用、並びに自主防災組織を対象とした各種対策を講じて、防災人材の活用を図る。

防災人材の活用に関する詳細は、「地震災害対策編第1章第1節第4」を参照

第4 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

1 自主防災組織

自主防災組織とは、市民の日常生活上、一体性を有し、市民相互の連帯感が醸成される地域での要となる防災組織であり、各自治会または地域まちづくり協議会単位で組織されることが望ましい。

市は、自主防災組織に対して、本計画による組織化の推進、防災活動実施のための教育等に取り組むとともに、自主防災組織ごとに活動用の資機材の備蓄を進める。

自主防災組織に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第5-1」を参照

2 消防団

1 消防団の育成及び活性化の推進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

2 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への入団・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、消防本部との連携や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

第5 ボランティア活動環境の整備

災害時において、災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるための環境整備を行う。

また、市・ボランティア関係機関、災害救援ボランティア等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

ボランティア活動の促進に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第6」を参照

第6 企業・事業所の防災対策の促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、大規模災害時においても市内の経済活動が停滞することのないよう、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成や点検を促進する。企業・事業所の防災対策の促進に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第7」を参照

第7 学校等における防災対策の推進

1 児童・生徒等の防災教育の推進

防災教育は、様々な危険から児童・生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。各学校においては、防災教育のねらいに基づき、地域の特性や実態を十分に踏まえた計画を立てた上で、各教科、道徳、特別活動、生活科、総合的な学習の時間等を活用し、発達段階に応じて横断的に防災教育を進めるものとする。

特に、大型化する台風や昨今の気候変動に伴う突発的な豪雨等により、大規模な災害が発生していることを踏まえ、「いつ・どこで発生してもおかしくない」視点に立ち教育することに留意する。

学校等における防災知識の普及に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第8－1」を参照

2 小中学校・幼稚園の防災対策の推進

各学校等においては、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定めるとともに、各学校等の立地条件に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

小中学校・幼稚園の防災対策の推進に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第8－2」を参照

第8 避難対策等の推進

大規模な災害の発生により、家屋の流失、土砂災害の発生など二次災害の恐れのある被災区域内の住民を、速やかに安全な場所に避難させることが重要である。

そのため、指定緊急(一時)避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難道路の選定と整備を行うとともに、避難に関する防災マップ・洪水ハザードマップの諸計画を広く市民に周知して、安全の確保に努める。

1 指定緊急(一時)避難場所等及び避難道路

本市においては、指定緊急(一時)避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難道路を位置付ける。

避難場所、避難所及び避難道路に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第9－2」を参照

2 指定緊急(一時)避難場所選定における留意事項

指定緊急(一時)避難場所とは、指定避難所へ避難する前の中継地点で、避難者が

一時的に集合して様子を見る場所とし、集合した市民の安全がある程度確保されるスペースを持ち、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、団地の広場等を選定整備する。

3 避難所の選定における留意事項

避難所は、大規模災害が発生し、多くの市民が住宅を失う事態を想定して整備するもので、市民が生活を再建することのできるまでの期間、一時的な居住施設の役割を果たすものであることから、指定に際しては、市民にとって身近な施設にするとともに、二次災害などの恐れがないよう選定・整備を図るものとする。

避難所の選定における留意事項に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第9-2」を参照

4 避難経路の選定

避難経路の選定にあたっては、指定緊急(一時)避難場所から避難所に至る経路上の安全性を重視するとともに、市街地の実情や要配慮者の避難行動を考慮するものとする。

- 1 避難経路上に倒壊危険家屋や延焼危険のある建物及び危険物貯蔵等の施設がないこと。
- 2 地盤が良好であり、土砂崩れや道路崩壊、浸水等の危険性がないこと。
- 3 避難行動要支援者の避難に際し、車椅子や担架等での避難に支障がないこと。
- 4 建物が密集する狭い道路や幹線道路等における交通危険がないこと。

5 避難誘導態勢の整備

被災住民や要配慮者を、適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者、特に避難行動要支援者に関わる避難誘導及び避難行動支援体制態勢の整備に努める。

また、地域の支援者である自治会連合会支部(地区コミュニティまちづくり協議会)を窓口として、自主防災組織(自治会)等を中心とする地域で避難行動要支援者名簿の活用や防災マップづくりを行い、地域で避難行動要支援者をサポートする体制(共助)づくりを行うとともに、市は、その体制づくりや手法等について、地域支援を実施する。

避難誘導態勢の整備に関する詳細は「地震災害対策編第1章第1節第9-4」を参照

6 避難に関する広報

市民が適切な避難行動をとることができるよう、平常時より指定緊急(一時)避難場所、指定避難所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌等を活用してその

周知を図るとともに、災害等発生時においては、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール配信及びケーブルテレビ文字情報等を通じて情報の発信を行う。

なお、大規模災害発生時における避難に関する緊急広報の内容は以下のとおりとする。

- 1 避難に関する情報
- 2 開設された避難所の名称及び所在地
- 3 避難の地区分け
- 4 避難経路(*避難経路上の被災の有無を含む。)
- 5 避難時に行うべき対応(*電気・ガス・施設等の処置)

7 避難情報の基準

基本法に定める避難指示のほか、市民等に対して避難準備を呼びかけるとともに要配慮者、特に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を活用するため、伝達体制の整備を図る。

避難情報の基準に関する詳細は、「地震災害対策編第1章第1節第9－7」を参照

第2節 防災体制の整備・強化

第1 災害対策本部機能の整備及び確保

災害対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部の施設及び通信設備等の活動基盤の充実を図る。

災害対策本部機能の整備及び確保に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第1」を参照

第2 災害情報の収集・伝達体制の整備

- 1 迅速かつ適時に災害情報を収集・伝達するため、防災関係機関との連携、報道情報及び市民からの情報の活用等、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

この際、情報管理を一元化し、効果的かつ効率的な情報収集・伝達に留意する。

また、伝達にあたっては、避難行動要支援者・孤立が想定される地域・帰宅困難者等への情報伝達に留意する。

- 2 三重県防災情報システム等、上位機関等の機能を有効に活用するとともに、市の防災行政無線の拡充・更新により体制を強化する。

第3 災害時医療対策

発災直後の医療救護活動の担い手となる鈴鹿保健所及び一般社団法人亀山医師会、一般社団法人亀山歯科医師会、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会との連携を強化し、災害時医療マニュアルの作成を推進する。

この中には、トリアージ（傷病者の治療の優先順位）技術の研修なども含め、災害時の迅速かつ的確な医療救護態勢の構築を図る。

災害時医療対策に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第3」を参照

第4 受援体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、応援・受援対策に必要な体制の整備を図るとともに、当該、応援協定に基づいて相互応援体制に係る訓練の実施・協力に努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

応援・受援体制の整備に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第4」を参照

第5 防災訓練の実施

要配慮者を含めた住民、地域(地域まちづくり協議会・自治会・自主防災組織)、企業、ボランティア団体等と連携した、地域主体の訓練を年1回以上、実施することを基本とし、防災体制の強化を図る。

この際、避難者の多様性を踏まえた訓練の実施に努める。

防災訓練の実施に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第5」を参照

第6 災害時用物資等の備蓄・調達等

「三重県備蓄・調達基本方針(令和3年5月)」に基づき、県との役割分担等を踏まえ災害用物資の備蓄・調達を行う。この際、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮した備蓄・調達を行う。

災害時用物資等の備蓄・調達等に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第6」を参照

第7 救援・救助活動を円滑に行うための施策

救援・救助活動を円滑に行うための施策に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第7」を参照

第8 復興活動の円滑化のための対策

復興活動の円滑化のための対策に関する詳細は「地震災害対策編第1章第2節第8」を参照

第3節 減災対策

第1 防災都市づくり

大規模災害に対処するためには、発災時に適切な対応を行うための予防的な対策を充実すると同時に、災害による被害の発生が少ない都市づくりを進めることが大きな課題である。

しかし、本市においては、市街地に段丘崖等の崩壊の危険性がある箇所が存在するほか、社会・経済的な変化が著しく、宅地開発による市街化の進行など、災害時の被害を増大させる社会的要因が増加している。こうした市街地の変化に対応するための防災都市づくりを推進する。また、各種のまちづくりの施策や防災施設の整備にあたっての基本的な考え方となる地域まちづくり協議会を単位とした「防災生活圏」を設定し、これによるまちづくりを推進する。

防災都市づくりに関する詳細は、「地震災害対策編第1章第3節第1」を参照

第2 公共施設の安全確保・整備

災害時に被災した道路、橋梁の応急復旧活動のための資機材の備蓄や、被災状況の早期把握のための調査態勢の構築に取り組む。

公共施設の安全確保・整備に関する詳細は「地震災害対策編第1章第3節第2」を参照

第3 地盤災害予防

本市においては、宅地開発、工業団地等、丘陵地を造成した地域が各所に存在する。

これらの地域のうち、谷部を高盛土した箇所については、地震時の危険性が高いことが知られており、防災上必要な施設の整備等を指導する。

また、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、急傾斜地崩壊危険箇所・区域、土石流危険溪流等に指定されている地域に関しては、土砂災害警戒区域の指定（県指定）を行い、事前に必要な情報を住民に周知する等、防災上必要な対策を講じていく。

地盤災害予防に関する詳細は「地震災害対策編第1章第3節第4」を参照

第4 危険物施設等の防災対策の推進

市内には、石油類大量保有事業所、毒物、劇物保有事業所、一般高圧ガス大量保有事業所、液化石油ガス大量保有事業所、ガス施設、放射性物質保有事業所等が所在してお

り、これらの施設が被災し、火災、爆発、損傷及び危険物の流出等が発生した場合には周辺地域に多大の被害を生じる恐れがあることから適切な指導を行い、市民への被害を発生させないように、取り組みを進めていく。

危険物施設等の防災対策の推進に関する詳細は、「地震災害対策編第1章第3節第5」を参照

第5 火災予防対策

市街地における住宅の密集、プロパンガス等危険物需要の拡大等により、大規模火災の発生を想定した、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

火災予防対策に関する詳細は「地震災害対策編第1章第3節第6」を参照

第6 避難行動要支援者への支援対策

地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時又は発生する恐れがある場合の避難行動要支援者や避難支援等関係者の安全を確保するための支援を適切に行う。このため、平素から、避難行動要支援者名簿の更新を適切に実施するとともに、個別避難計画の作成を推進する。

避難行動要支援者等の対策に関する詳細は「地震災害対策編第1章第3節第7」を参照

第7 市域保全事業

1 治山砂防

- 1 平成31年1月現在の本市における林野面積は、12,034haであり、その内訳は国有林353ha、私有林11,359ha、公有林322haである。

災害予防の上からも森林整備が必要であり、生産林での利用間伐、環境林での森林環境創造事業等及び保安林整備等を実施するとともに、治山事業の万全を期していくことにする。

また、近年、森林、原野を対象とした宅地造成、レジャー施設の建設等の無秩序開発を防止するとともに災害防止施設等の措置を講ずるよう適切な指導を行うものとする。

- 2 国有林内の崩壊土砂流出等の恐れのある仙ヶ岳の一部が「山地災害危険地区」とされたことから、住民への周知により災害の未然防止を図る。

2 治水事業

1 河川対策

本市を流れる河川は、1級河川が1水系30河川、2級河川が2水系4河川である。1級河川（指定区間外）については、国直轄事業として、1級河川（指定区間）及び2級河川については三重県が、その他の河川については亀山市において逐次改修が進められつつあるが、近年の災害状況からみて、整備を必要とする箇所があるので、別に定める水防計画による危険箇所を重点的に事業の促進を図り、治水に万全を期するものとする。

2 ため池対策

市域には、237箇所のため池が点在しており、そのほとんどが農業用ため池として築造又は利用されている。

このうち、堤体、余水吐等が被災した場合に、人家に浸水被害等の恐れが予想されるため池や、過去の災害履歴から警戒が必要なため池について、監視及び巡視を行うとともに、水位上昇が予見されるときは、地権者及び水利組合等と早期に協議し、直ちに排水措置を実施する。

また、災害予防措置として堤体、余水吐等の改修工事の推進を図る。

3 急傾斜地の指定等

本市は山間・丘陵地の開発利用から急傾斜地崩壊の被害が予想される地区が存在しており、「土砂災害警戒区域」に指定されていることから、警戒避難態勢の確立を図るとともに、防災工事の促進を図る。

この際、災害情報の収集と伝達の円滑化を図るため、土砂災害情報相互通報システムを活用する。

4 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を促進するため、これに必要な補助を行い住宅の災害防止と住民の生命の安全を確保する。

5 土石流対策

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流でも集中豪雨等によっていったん土石流が発生すると、両岸がけずられ堆積土砂を押し流して下流の人家集落に多量の土砂を堆積させる災害をもたらす例が多い。

土石流防止対策としては、危険溪流を把握し、土石流危険溪流の箇所表示及び避難態勢の技術指導を講ずるものとする。

また、土砂災害のおそれのある区域においては、「土砂災害警戒区域」の指定を受け、警戒避難態勢の確立を図るとともに、防災工事の促進を図る。

この際、災害情報の収集と伝達の円滑化を図るため、土砂災害情報相互通信システムを活用する。

6 地すべり対策

一般に地すべりは、特殊な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、山崩れと判別しがたいが、緩慢な滑動に始まって最後は山崩れと同じような崩壊をおこすものであり、主に地下水に起因するのが特徴である。

また地すべりは、その判定が難しいため、軽率に工事を進めると災害を誘発することになるので地形及び地質調査、地表移動調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な防災工事を進めるものとする。

当市の地すべり危険箇所は、山間部を中心に6箇所存在し、総面積は102.6haである。

7 被災宅地危険度判定

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政機関（国、県、市）で相互に緊密な連携をとるとともに、災害時には的確な活動が行えるような体制整備に努める。

また、県と連携して建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士の養成を推進する。

8 排水対策

近年、高台にある市街地においても、雨水の浸水による被害が続出している現況に鑑みこれらを解消するため、市街地の浸水解消を重点とした生活環境の整備を行うとともに快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

1 公共下水道事業

市街地における雨水排除を図るため、下水路等の新設又は改修や貯留施設により流域全体で浸水被害を減少させることで、予想される被害を未然に防止する。

2 関連調整事項

過去の浸水状況等を参考の上、慢性的な排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。側溝、下水道、中小河川等は、一体となって排水するので、計画、実施にあたり相互の調整を図るよう配慮する。

9 防災営農

1 農業

(1) 風水害対策

災害による農作物被害（病虫害を含む。）の減少を図るため、品種作付比率

の適正化並びに災害に対応した栽培技術指針等防災営農技術の確立とその普及指導にあたるものとし地域農業改良普及センター、農業協同組合等の協力を得て指導体制の整備に努める。

また、防災営農技術の浸透、台風・晩霜等気象情報の周知徹底については、随時又は必要に応じて関係機関を通じ末端農家へ迅速な伝達を行い、必要な技術の指導を行う。

(2) 病虫害防除対策

病虫害発生に備えて農業協同組合、地域農業改良普及センター等と連絡を保ち、農薬（殺菌剤及び殺虫剤）及び防除器具の確保に努めるとともに、予防、防除方法について指導する。

2 畜産

災害発生に伴う家畜伝染病の発生及びまん延を防止するため、平常定期検査及び予防注射の実施を励行するとともに、状況により緊急予防対策のために必要な検査、注射、消毒等について県及び畜産関係団体の協力を得て最善の措置を講じる。

3 林業

災害防止のため、立地環境に適した樹種を選定し、植栽、間伐等の森林整備を進める。

また、林地開発をできるだけ規制し、治山計画による保安林等の保全に努める。

第2章 災害応急対策

第1節 災害対策本部機能の確保

第1 災害対策活動

風水害等による大規模な災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、災害対策本部の配備態勢を増強し、災害対策活動に取り組む。

実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
市 長	1 指揮命令系統の最高責任者として、応急対策活動の指揮をとる。 2 発災時は、災害の規模に応じて配備態勢の種別を命じ、災害対策本部を設置する。
副 市 長 消 防 長	1 市長の補佐及び災害対策本部活動への指導 2 市長不在時若しくは何らかの理由で市長が発令することのできない場合、市長に代わって、上記の決定業務を行う。 3 代理の順序は、副市長、消防長の順とする。
防 災 安 全 課	配備態勢及び災害対策本部の設置並びに災害対策本部の活動に関する業務について行う。
消 防 本 部	災害等の初期情報収集活動を行い、災害対策本部設置以前であれば防災安全課へ、設置後であれば災害対策本部へ連絡を行う。
各 部 ・ 課	1 配備態勢に応じて応急対策活動に取り組む。 2 各対策部の所掌事務に応じた情報収集活動を行い、必要な活動のための準備を行う。
防 災 関 係 機 関	各機関の所管に属する事務に関して、被害情報を収集するとともに、各機関において定められた防災計画に応じて活動を実施する。
市 民 ・ 事 業 所	1 テレビ、ラジオ等により災害情報を収集する。 2 自分の安全を確保する。 3 状況により、救助活動等の支援を行う。
自 主 防 災 組 織	1 テレビ、ラジオ等により災害情報を収集する。 2 避難所等の設置・運営

第2 非常配備態勢

1 配備態勢の基準

本市において、風水害等による災害の発生又は災害の発生が見込まれる場合、次の非常配備態勢基準により災害応急対策に取り組むものとする。

【配備態勢の基準】

種別	配備内容	配備態勢	配備の条件(基準)
準備態勢	災害対策本部設置の前段階として、必要な気象及び災害情報等の収集及び必要により伝達できる態勢	防災安全課 消防本部 情報指令課	1 市域に注意報が発表され、気象警報が発表される可能性が高い場合 2 その他、異常な自然現象の発生等により市長が必要と認めた場合
警戒態勢	1 次 情報収集を強化し、災害対策本部を設置する態勢	災害対策本部設置 危機管理 対策部 消防本部 情報指令課	1 市域に気象警報が発表された場合(災害は発生していない) 2 その他、異常な自然現象の発生により市長が災害対策本部の設置(情報収集機能)が必要と認めた場合
	2 次 高齢者等避難の発令を検討状況により避難の受入等ができる態勢	各対策部の計画による人員	1 市域に災害発生のおそれが高まり情報収集の強化のみでは対応困難な場合 ・ 市域の河川が避難判断水位に到達、または到達していないが水位の上昇の継続が予想される場合 ・ 強い雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過する場合 2 高齢者等避難の発令を検討する場合
	3 次 災害対策本部の活動が遅滞なく行える態勢かつ複数の指定避難所を開設できる態勢	各対策部の計画による人員	1 市域内に被害発生のおそれが高い場合 ・ 市域の河川が氾濫危険水位に到達、または到達していないが水位の上昇の継続が予想される場合 ・ 避難指示発令の可能性が予想される強い雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過する場合 2 高齢者等避難を発令する場合 3 避難指示の発令を検討する場合 4 その他、市長が必要と認めた場合
非常態勢	「避難指示」が発令され、甚大な被害が発生するおそれ又は発生した場合で、防災関係機関との連携した災害対策活動を行う態勢	全職員 配備 災害対策本部設置	1 県下あるいは市域に大雨特別警報等風水害等の災害が発生又は予想される場合 2 北中部において「顕著な大雨に関する情報」が気象庁から発表された場合

2 配備編成

各配備態勢の編成人数(基準)は次のとおりとする。

対策部名	準 備 態 勢	警戒態勢			非 常 態 勢	備 考
		1次 配備	2次 配備	3次 配備		
危機管理対策部 (本部班) (情報班)	2	6	7 (6) (1)	8 (6) (2)	全 職 員 配 備	1 各対策部の配備編成については、各対策部長の計画による。 2 各対策部長は、災害状況等により、配備人員の増減を行うことができる ()内は内数 ※は、危機管理監からの要請により参集
総務対策部 (広報班) (税務班)	—	※ 1	1 1 (3)	1 9 (9)		
市民対策部 (支援班) (関支所班)	—	※	1 0 (3) (3)	1 7 (8) (8)		
建設対策部	—	※	1 1	1 8		
産業環境対策部			7	1 3		
上下水道対策部		※	5	7		
福祉対策部	—	※	3	5		
医療対策部	—	※	3	5		
教育対策部	—	※	3	5		
消防対策部	2	2	6	1 5		
配備人員合計	4	9	6 6	1 1 2		

第3 職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等の閉庁時間帯において、災害の発生又は発生するおそれがある場合、次の参集基準により参集する。

1 参集基準

職員の非常配備基準に基づく非常参集の命令の考え方は、次の要領による。

	参集の考え方	連絡態勢
勤務時間内	1 通常の勤務場所において勤務している場合は、上司の指示に従う。 2 会議、行事等は中止し、持ち場へ戻り、態勢を整える。	1 庁内一斉放送・電話による伝達 2 参集メールの配信 3 上司への報告
	庁舎外、出張等、上司の指示を受けることができない場合は、非常配備基準に照らして相当の参集行動を行う。	1 参集メールの配信 2 上司への報告・指示受け
勤務時間外	非常配備基準に照らして参集行動を行う。	1 非常連絡網による伝達 2 参集メールの配信

2 参集場所

非常時における職員の参集場所は、勤務時間内外を問わず、原則、所属の職場とするが、勤務時間外等における災害発生時は、通信連絡網及び交通の途絶等、所属の職場への参集が不可能な場合には、特別な任務を負う場合を除き、次に定める順により参集を行う。

- 1 参集後は、参集場所における当該対策部長に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 報告を受けた当該対策部長は、災害対策本部(関係所掌部)に部員の変更について通知するものとする。
- 3 交通途絶時の各職員の参集場所については、平常時から各対策部において把握しておくこととする。
 - (1) 第1参集場所
所属する職場に参集を行う。
 - (2) 第2参集場所
所属する職場への参集が困難な場合、最寄りの市の施設等に参集し、前1項に基づき所属対策部に報告を行う。
 - (3) 第3参集場所
上記の場所への参集が困難な場合、指定避難所に参集し、前1項に基づき所属対策部に報告を行う。

3 非常参集に関する留意事項

- 1 平素の理解
職員は、災害発生時の非常参集の態勢、参集場所及び自己の任務等の理解に努めるものとする。
- 2 災害情報の収集
職員は、災害が発生したときは、ラジオ・テレビの情報等を積極的に情報収集して、自主的に参集するものとする。
- 3 参集経路(場所)の確認
職員は、災害により交通機関が途絶した場合に備えて、参集するための経路を普段から複数、検討しておく。
また参集場所において、第1参集場所への参集が明らかに困難と考えられる場合は、努めて事前に上司に相談をするものとする。
- 4 被災した場合
災害により家族が被災(家屋の倒壊・家族の負傷等)した場合は、必要な措置を講じた後、可能な限り、市災害対策本部の活動に参加するものとする。
- 5 参集途上の措置

参集途上において火災、人身災害等の事故に遭遇した場合は、消防機関又は警察機関に通報するとともに、市職員であることを念頭において、直ちに可能な限り適切な措置をとるものとする。じ後、その旨を上司に報告する。

6 被害状況の報告

職員は、参集途上に知り得た被害状況、その他応急対策活動に必要な情報等を参集場所に到着後、速やかに責任者に報告する。

また、被害状況等の報告を受けた各対策部の責任者は、時宜を失することなく直ちに総務対策部に報告する。

なお、参集時における被害情報の報告にあたっては、「資料編第13-6 職員参集時災害情報報告書」により報告を行うものとする。

7 参集後からの行動

所定の活動場所に参集した職員は、参集した者から速やかに初期活動を開始し災害対策本部設置活動に積極的に協力する。

ただし、参集者が少ない場合は、各対策部に分かれることなく、主に「災害情報の収集活動」にあたるとともに、「災害対策本部の設置」を優先して実施する

なお、災害対策本部設置期の初動時は、災害発生直後からの時間経過とともにその活動量が増大し、業務内容も複雑多岐となってくることから、職員の自主参集人員が増えて、各対策部での活動が可能となった時点で各対策部に分かれ、それぞれの任務を実施する。

第4 業務継続体制の確立

「亀山市業務継続計画（BCP）」の周知徹底を図り、災害発生時の業務継続態勢・要領の実効性向上を図る。

この際、計画に基づく訓練や検証等を実施して、実効性の向上に努めるとともに、必要に応じて内容の修正・改善を行う等、業務継続態勢の確立を図る。

第2節 組織体制

第1 災害対策本部

災害対策本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の決定、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。

また、災害の発生に際しては、災害対策活動に必要な人員を早期に確保して、災害対策本部を速やかに設置して、迅速かつ適切な応急活動態勢を確立する。

1 災害対策本部の設置基準

- 1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨（雪）洪水その他警報（波浪警報を除く。）が、市域に発表された場合
- 2 市域で火災や爆発などにより、大規模な災害が発生した場合
- 3 その他の災害の発生により、市長が必要と認めた場合

2 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害に対する応急措置が概ね完了したと認められる場合又は災害発生の恐れが解消したと認められる場合に、本部長の命により廃止する。

3 災害対策本部の設置及び廃止の通知、公表

災害対策本部を設置した場合は、直ちにこの旨を次の区分により通知、公表する。（廃止したときも同様とする。）

通知・公表先	担 当	通知・公表の手段
三重県	危機管理対策部 総務対策部	防災行政無線、防災情報システム、電話等
報道機関		電話、FAX、記者発表
市民		災害広報、マスメディア等の活用

なお、各対策部(班)への伝達は、各対策部長が行う。

4 災害対策本部の設置場所

災害対策活動の中核となる災害対策本部の施設・設備について整備を図るとともに、災害対策本部施設が損壊した場合に備え、予備施設を指定しておくものとする。

1 災害対策本部設置優先順位

(1) 第1順位 本庁舎3階 大会議室

室 名	用 途	配 置 機 器 等
大 会 議 室	災 害 対 策 本 部	【大会議室】 電話・FAX・パソコン・プロジェクター ホワイトボード・地図・コピー機・無線機 (防災系)・衛星電話・テレビ 【第3会議室】 電話、地図、ホワイトボード
第 3 会 議 室	関係機関調整室	
委 員 会 室	本部員会議室	
理 事 者 控 室	記 者 発 表 室	ホワイトボード

(2) 第2順位 亀山市消防本部庁舎

室 名	用 途	配 置 機 器 等
防災センター	災 害 対 策 本 部	電 話・FAX・パソコン・プロジェクター ホワイトボード・地図・コピー機・無線機 (防災系)・衛星電話・テレビ
災 害 対 策 室	本部員会議室	
情報指令課室	電 話 応 対 室	
会 議 室	記 者 発 表 室	ホワイトボード

第2 本部員会議

本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項及び重要かつ緊急の防災措置について協議する会議であり、災害対策本部が設置された後、開催される。

なお、本部長が必要であると認めた場合は、災害対策本部の設置に先だって開催されることがある。

また、極めて緊急を要し本部員会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係対策部長との協議をもってこれに代えることができる。

この会議の組織、招集、協議事項等は、次のとおりとする。

- 1 会議は、災害対策本部における各対策部長以上の者をもって充てる。
- 2 会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 3 会議は、本部長が統括する。
- 4 会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 災害応急対策の基本方針に関すること。
 - (2) 被害状況の分析及び対応策に関すること。
 - (3) 被害の調査及び判定に関すること。
 - (4) 警戒区域の設定に関すること。
 - (5) 避難情報の発令に関すること。

- (6) 自衛隊に対する災害派遣要請・撤収に関すること。
- (7) 国・県及び他市町、その他関係機関及び団体等に対する協力要請に関すること。
- (8) 災害救助法（昭和22年法律第118号以下「救助法」という。）の適用要請に関すること。
- (9) 激甚災害指定の要請に関すること。
- (10) 災害対策本部配備態勢の変更及び廃止に関すること。
- (11) 本部委員会議での決定が必要な事項

第3 災害対策本部事務局

災害対策本部の事務局は、本部班及び各対策部支援要員により編成し活動する。

また、事務局の総括事務は本部班が務め、当該の応急対策活動の実施状況等について把握、災害対策本部を運営するとともに、本部員会議に報告する。

第4 各対策部の定位と関支所班応援要員

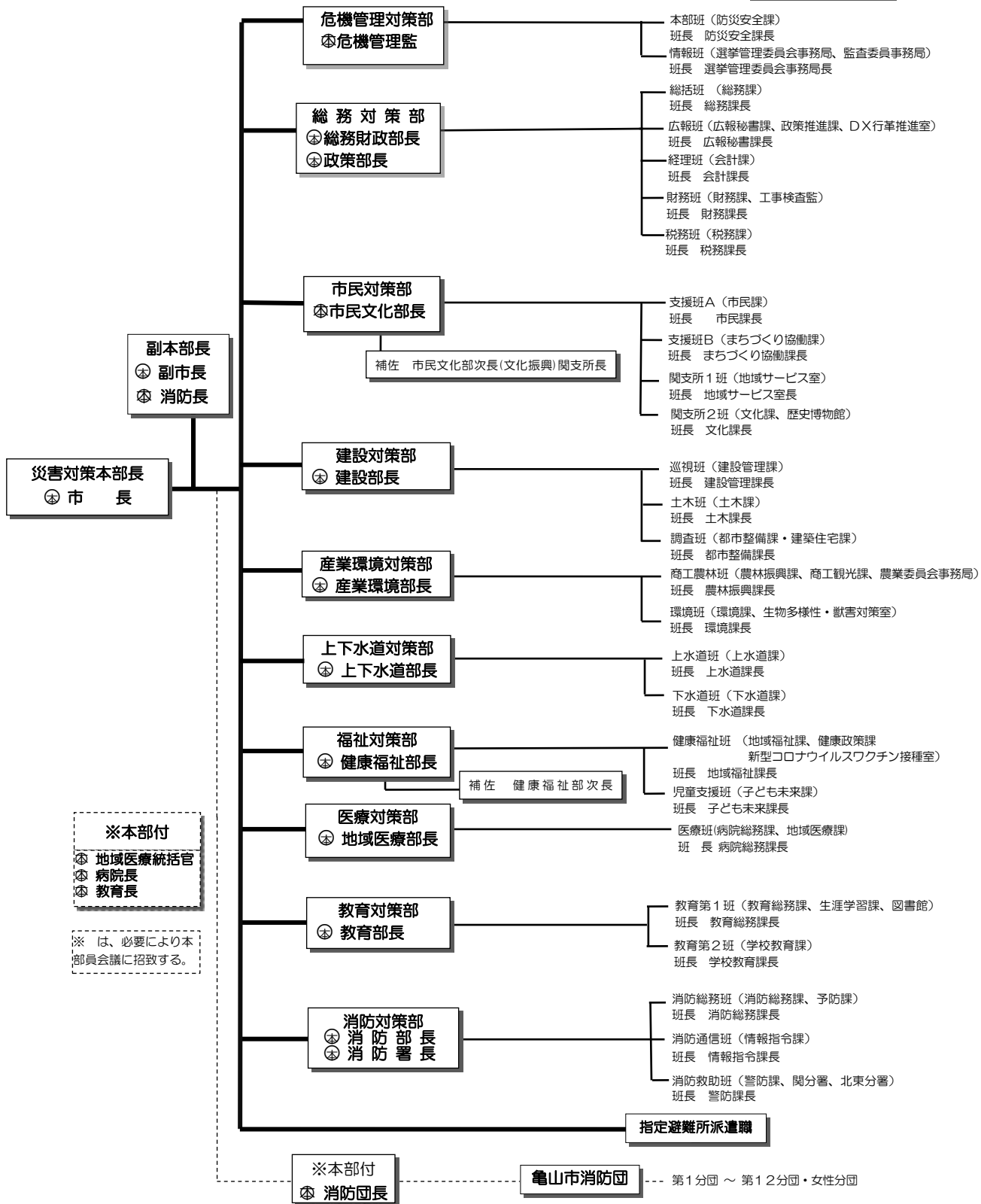
- 1 災害対策本部が設置された場合、各対策部の定位は大会議室（基準）とし、災害対策本部内の連絡・調整を行うものとする。

なお、やむをえず大会議室で業務を行うことが困難な場合、連絡調整機能を大会議室に配置するものとする。
- 2 市域の広範囲に被害を被った場合に備え、各対策部（消防対策部を除く。）は、関支所班応援要員を事前に数名指名し、本部の指示によって関支所に派遣する。

第5 災害対策本部の組織

凡 例

㊦ 本部員会議参集者



第6 各対策部の所掌事務

各対策部における所掌事務を次のように定める。

1 共通事務

各対策部(班) 共通	1 本部長の特命による業務の援助に関すること。 2 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに災害対策本部との連携に関すること。 3 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。 4 他対策部(班)に対する応援等業務支援に関すること。

2 各対策部の事務の基準

部	班・担当	所 掌 事 務
危機管理対策部	本 班 (防災安全課)	【災害初動】 1 災害対策本部の設置・運営に関すること。 2 職員の非常招集と配備態勢に関すること。 3 気象情報等の収集及び気象予警報の受理・伝達に関すること。 4 本部員会議の開催・進行に関すること。 5 県との連携及び関係機関への情報提供並びに連携に関すること。 6 市民等に対する避難情報等の発表に関すること。 7 情報班の支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 災害対策活動の全般及び運用に関すること。 2 県災害対策本部及び防災関係機関との連携に関すること。 3 自衛隊の災害派遣要請等に関すること。 4 防災関係機関への出動要請等に関すること。 5 防災行政無線の運用・統制に関すること。 6 その他、災害発生時の運用等に関すること。 【復旧・復興】 1 災害対策本部の廃止に関すること。 2 自衛隊派遣部隊の撤収に関すること。 3 防災関係機関の撤収に関すること。 4 平素の活動に移行する際の業務の継続に関する統制・調整に関すること。
	情 報 班 (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)	【期間共通】 1 被害情報の収集・整理に関すること。 2 関係機関の活動情報の収集・整理に関すること。 3 状況により、本部班の支援に関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
総務対策部	総括班 (総務課)	【災害初動】 1 災害情報・被害情報に関する情報収集に関すること。 2 職員の招集及び配置調整に関すること。 3 市民の安全確保及び応急対策に係る情報の伝達に関すること。 4 職員の招集・被害状況の把握に関すること。 5 災害対策本部開設支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 本部員会議の庶務に関すること。 2 各対策部に対する防災・災害情報の周知に関すること。 3 災害対策本部内の相互支援等の統制・調整に関すること。 4 被害情報の収集・整理等に関すること。 5 応援部隊等の受入れに関すること。 【復旧・復興】 1 職員の健康管理及び災害給付に関すること。 2 被災証明書の発行及び被災台帳の作成に関すること。
	広報班 (広報秘書課) (政策推進課) (DX・行革推進室)	【期間共通】 1 報道機関等に対する情報提供及び連携に関すること。 2 報道機関の活動の調整・統制に関すること。 3 災害対策本部活動の広報・渉外に関すること。 4 市内の交通に関すること。 5 状況により情報班の支援に関すること。
	経理班 (会計課)	【災害初動】 1 災害対策本部設置支援に関すること。 2 被害情報の収集・報告に関すること。 【災害応急対策活動】 1 災害関係経費の出納に関すること。 2 災害義援金の受入れ及び一時保管に関すること。 3 指定金融機関との連絡調整に関すること。
	財務班 (財務課) (工事検査監)	【災害初動】 1 市庁舎の安全点検に関すること。 2 災害対策本部設置支援に関すること。 3 市庁舎の応急対策に関すること。 4 被害情報の収集・報告に関すること。 【災害応急対策活動】 1 応急対策車両の借上げ及び輸送車両等の確保に関すること。 2 応急救援用資機材、災害関係物品等の調達に関すること。 3 国、県からの救援物資の受領・管理に関すること。 4 避難所に対する救援物資等の輸送・配分に関すること。 【復旧・復興】 1 災害関係予算の措置に関すること。 2 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 3 財政に関する国、県との連絡調整に関すること。 4 関係行政機関への陳情及び要望事項の取りまとめに関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
総務 対策部	税 務 班 ※避難所開設が必要な場合は、市民対策部に属し、【災害初動】の1～3の所掌業務を行う。	【災害初動】 1 避難所の開設・運営及び避難者の受入れ支援に関すること。 2 被害情報の収集・報告に関すること。 3 状況より、避難所の開設・運営の支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 避難所における救援物資等の受入・配分支援に関すること。 2 避難者等の避難生活支援に関すること。 【復旧・復興】 1 被災住民からの被害調査に関すること。 2 被災者に対する市税の減免措置及び税務上の諸証明の発行に関すること。
	支 援 班A (市民課) 支 援 班B (まちづくり協働課) (状況により税務班)	【期間共通】 1 避難所の開設・運営及び避難者の受入れ支援に関すること。 2 避難所における救援物資等の受入・配分支援に関すること。 3 避難者等の避難生活支援に関すること。 4 被害情報の収集に関すること。 5 市民を対象とした相談窓口の開設・運営に関すること。
市民 対策部	関支所1班 (地域サービス室)	【災害初動】 1 関地区の被害情報収集・報告に関すること。 2 関地区観光客に対する災害情報の提供に関すること。 3 関支所の安全点検に関すること。 【災害応急対策活動】 1 関地区避難所の開設・運営及び避難者の受入れ支援に関すること。 2 避難所における救援物資等の受入・配分支援に関すること。 3 避難者等の避難生活支援に関すること。 4 文化施設の避難所及び避難地としての応急供用に関すること。
	関支所2班 (文化課) (歴史博物館)	【復旧・復興】 1 避難所における被災住民からの被害調査に関すること。 2 文化財等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 国、県等関係機関への応援要請及び連絡調整に関すること。
建設 対策部	巡 視 班 (建設管理課)	【災害発生時】 1 道路、水路、河川、急傾斜地等危険箇所の被害情報の収集に関すること。 2 危険ヶ所の規制及び周知に関すること。 【災害応急対策活動】 1 道路及び危険箇所等の応急復旧に関すること。 2 被災予想地帯の警戒に関すること。
	土 木 班 (土木課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 砂防設備、河川施設、土木施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 緊急輸送道路の確保に関すること。 【災害応急対策活動】 【復旧・復興】 建設業協会等への協力要請に関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
建設 対策部	調査班 (都市整備課) (建築住宅課)	【災害発生時】 被害情報の収集及び報告に関すること。 【災害応急対策活動】 被災建築物応急危険度判定活動に関すること。 【復旧・復興】 1 市営住宅の被害状況調査並びに対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。
産業 環境 対策部	商工農林班 (農林振興課) (商工観光課)	【災害発生時】 1 商工業施設、運輸、農畜産物の被害、ため池及び農業施設等の被害情報の収集・整理・報告に関すること。 2 観光客に対する災害情報の提供に関すること。 【災害応急対策活動】 1 危険地域の応急対策に関すること。 2 農地等の応急復旧並びに冠水排除に関すること。 3 観光施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 【復旧・復興】 1 農林・商工業等の復興に関する事項 2 観光施設の復興等に関すること。
	環境班 (環境課) (生物多様性 獣害対策室)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 斎場施設及び廃棄物処理施設の被害状況の把握及び報告並びに 応急対策活動に関すること。 【災害応急対策活動】 1 被災地域における生活環境の保全に関すること。 2 ごみ及びし尿の処理に関すること。 3 災害廃棄物の発生状況調査及び処理対策に関すること。 【復旧・復興】 1 災害廃棄物仮置場候補地の選定及び対策に関すること。 2 災害廃棄物処理実行計画の作成に関すること。
上下 水道 対策部	上水道班 (上水道課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 上水道施設の被害状況の把握に関すること。 【災害応急対策活動】 1 市民に対する飲料水の供給に関すること。 2 上水道施設の応急復旧に関すること。 【復旧・復興】 1 亀山市水道事業協同組合への協力要請に関すること。 2 災害による水質管理に関すること。
	下水道班 (下水道課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 下水道施設の被害状況の把握に関すること。 【災害応急対策活動】 1 市民に対する飲料水の供給支援に関すること。 2 下水道施設の応急復旧に関すること。 【復旧・復興】 下水道建設業者等、応急対策員の確保に関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
福祉対策部	健康福祉班 (地域福祉課) (健康政策課) (新型コロナウイルス ワクチン接種室)	【災害初動】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 福祉避難所の開設調整及び要配慮者の受入れに関すること。 3 避難行動要支援者に対する安否確認及び避難者名簿の作成に関すること。 4 救護所（応急治療所）の設置に関すること。 【災害応急対策活動】 1 スポーツ施設の避難所及び避難地としての応急供用に関すること。 2 救護所（応急治療所）の運用支援に関すること。 3 医薬品及び医療用資機材の調達に関すること。 4 感染症等の防除、防疫及び避難住民に対する衛生指導に関すること。 5 災害用トイレの設置及び管理に関すること。 6 被災者の健康管理及び健康相談に関すること。 7 医師・看護師等の応援要請に関する事項 8 ボランティアセンター開設及びボランティア受入れに関すること。 9 遺体安置所の開設及び管理に関すること。 【復旧・復興】 1 救助法の適用手続き及び事務に関すること。 2 災害義援金、救援物資の収受及び事務手続きに関すること。 3 要配慮者等の健康管理及び健康相談に関すること。
	児童支援班 (子ども未来課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 園児の被害状況調査及び安全対策に関すること。 【災害応急対策活動・復旧・復興】 1 幼稚園・福祉関係施設・設備の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 児童・園児等子どものこころのケアに関すること。 3 子ども・女性相談窓口の開設・運営に関すること。
医療対策部	医療班 (病院総務課) (地域医療課)	【期間共通】 1 病院の応急対策に関すること。 2 災害医療支援病院としての機能維持に関すること。 3 被災患者の治療・患者移送及びその他の医事に関すること。 4 所管に係わる関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 5 医療センターと医師会との連携に関すること。

部	班・担当	所 掌 事 務
教育 対策 部	教育第1班 (教育総務課) (生涯学習課) (図書館)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 児童・生徒及び学校、その他設備の被害状況の把握に関すること。 3 避難の開設・運営及び避難者の受入れ等の支援に関すること。 4 図書館への帰宅困難者等の受入に関すること。 【災害応急対策活動】 1 学校施設における避難所等の供用に関すること。 2 学校施設の安全対策に関すること。 3 社会教育施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 【復旧・復興】 社会教育施設等の復旧に関する事項
	教育第2班 (学校教育課)	【災害発生時】 1 被害情報の収集及び報告に関すること。 2 児童・生徒の被害状況の把握に関すること。 3 避難の開設・運営及び避難者の受入れ等の支援に関すること。 【災害応急対策活動】 1 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関すること。 【復旧・復興】 1 学校教育再興に関すること。 2 被災児童・生徒に対する教材及び学用品等の給付に関すること。
消防 対策 部	消防総務班 (消防総務課) (予防課)	【共通】 1 人命の救出救助に関すること。 2 被害情報の収集及び報告に関すること。 3 災害対策本部との連絡調整に関すること。 4 避難情報等の伝達に関すること。 5 傷病者の救護及び救急搬送に関すること。 6 消防団及び自主防災組織の現場活動の協力支援に関すること。 細部は、消防長の示すところによる。
	消防通信班 (情報指令課)	
	消防救助班 (警防課・関分署・北東分署)	
指定避難所 指定職員		【災害発生時】 1 指定避難所の開設(施設点検・避難者の受入等)に関すること。 2 被害状況の把握及び報告に関すること。 3 指定避難所における情報収集に関すること。 【災害応急対策活動】 1 指定避難所状況の災害対策本部への報告に関すること。 2 救援物資等の受入に関すること。 3 立入禁止区域の設定に関すること。
消防 団	第1分団～ 第12分団 女性分団	1 危険箇所の警戒、避難情報等の伝達及び避難誘導に関すること。 2 地震、風水害、火災及びその他の災害に関する警戒防御に関すること。 3 災害対策本部及び消防本部との連絡調整に関すること。

※ 接近が予想される台風に対する業務については「亀山市版タイムライン」を参考とし活用

第7 参集状況に応じた対策部態勢

連絡網、交通の途絶等により、職員の参集率が低い場合等、緊急事態における組織態勢は、各対策部、横断的に編成を行うものとする。

1 災害対策本部の設置

災害対策本部設置時及び設置直後、参集状況に応じて、本部機能に著しい支障がある場合、本部設置庁舎に参集する職員は、本部機能の立ち上げを最優先させる。

2 各対策部（班）態勢

- 1 職員は、参集場所に応じた各対策部（班）に参加し、部（班）態勢を構築する。
- 2 災害対策本部は、災害状況や優先業務に応じて、各対策部等間の横断的かつ柔軟な職員配置を行うものとする。

第8 消防団

消防団は、災害発生直後の市内各地域において、速やかに全機能を発揮できる態勢を確立するとともに、災害現場における消火、救出救助、警戒巡視、避難誘導等を実施する。消防団に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第2節第9」を参照

第3節 気象情報等の収集・伝達活動

第1 予警報と情報伝達系統

1 予警報

津地方気象台が、気象業務法に基づいて異常気象等によって災害が起こるおそれがあると予想したときに発表される予警報の基準（抜粋）を以下に示す。

1 注意報

(1) 種類

種類	内 容
気象注意報	強 風 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	風 雪 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	大 雨 大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき
	大 雪 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	濃 霧 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	雷 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき、また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾 燥 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	着 氷 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	着 雪 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	霜 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	低 温 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
洪水注意報	大雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生すると予想されたとき
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
浸水注意報	浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたとき

※ 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

(2) 注意報発表の基準（令和5年6月8日現在）

※ 三重県北部及び亀山地域に発表される場合の基準

発表の内容	基 準	
大 雨 注 意 報	表面雨量指数基準※1	1 3
	土壌雨量指数基準※2	8 9 - 9 9
洪 水 注 意 報	流域雨量指数基準※3	棕川流域 : 8 . 2 加太川流域 : 1 4 . 8 中ノ川流域 : 1 2 . 4 安楽川流域 : 2 2 . 6
	複 合 基 準※4	棕川流域 : 7、8 . 3 鈴鹿川流域 : 7、2 3 . 4
強 風 注 意 報	平 均 風 速	1 3 m / s
風 雪 注 意 報	平 均 風 速	1 3 m / s で雪を伴う
大 雪 注 意 報	降 雪 の 深 さ	1 2 時間降雪の深さ 5 cm
雷 注 意 報	落雷等により被害が予想されるとき	
融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあるとき	
濃 霧 注 意 報	視 程	1 0 0 m
乾 燥 注 意 報	最小湿度 3 0 % で、実効湿度 6 0 %	
低 温 注 意 報	冬 期 : 最低気温 - 5 ℃ 以下	
霜 注 意 報	晩霜期に最低気温 3 ℃ 以下	
着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合	

※1 短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地中にしみ込まずに地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

※2 大雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

※3 河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点洪水害の危険度が高まるかを把握するための指標で、降った雨が地表面や地中を通して河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。

※4 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

2 警 報

(1) 種 類

種 類		内 容
特別警報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれ著しく大きい状況が予想されます。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続します。
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	波 浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
	高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。
気象警報	大 雨	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害・浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。
	洪 水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大 雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴 風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴 風 雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波 浪 警 報		高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高 潮 警 報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予測されたときに発表される。

※ 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな警報が発表されたとき、これまでの警報は、自動的に解除又は更新され、新たな警報に切り替えられる。

(2) 警報発表の基準（令和5年6月8日現在）

※ 三重県北部及び亀山地域に発表される場合の基準

発表の内容	基 準	
大 雨 警 報	(浸水害) 表面雨量指数基準	2 9
	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	1 4 6 (最小値)
洪 水 警 報	流域雨量指数基準	棕川流域 : 1 0 . 3 加太川流域 : 1 8 . 6 中ノ川流域 : 1 5 . 6 安楽川流域 : 2 8 . 3
暴 風 警 報	平 均 風 速	2 0 m / s
暴 風 雪 警 報	平 均 風 速	2 0 m / s で雪を伴う
大 雪 警 報	降 雪 の 深 さ	1 2 時間降雪の深さ 2 0 c m

記録的短時間大雨情報	(1 時間雨量) 1 2 0 m m 大雨警報発表中に上記雨量が観測又は解析され、かつキキクルで「危険」(紫)が出現している場合
顕著な大雨に関する情報	現在、10 分先、20 分先、30 分先のいずれかにおいて、以下の基準をすべて満たす場合に発表。 1 前3時間積算降水量(5km メッシュ)が 100 mm以上の分布域の面積が 500km ² 以上 2 1.の形状が線状(長軸・短軸比 2.5 以上) 3 1.の領域内の前3時間積算降水量最大値が 150mm 以上 4 1.の領域内の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合 8 割以上)又は洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を超過

2 防災気象情報(警戒レベル情報)と避難情報

- 令和元年台風19号等による災害からの避難を教訓とし、中央防災会議、防災対策実行会議の下「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」からの提言が令和2年12月にとりまとめられ、災害対策基本法が令和3年に改正(災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和

3年法律第30号)：5月10日公布、5月20日施行)されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考として「避難情報に関するガイドライン」が公表された。

- 2 市長(災害対策本部長)は、発令される防災気象情報(警戒レベル相当情報)を基本に、発令のタイミングや発令区域について、その他の情報も参考に総合的に判断して避難情報等を発令するものとする。

ただし、市が発令する避難情報等は、総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。

- 3 住民等は警戒レベル相当情報を自らの避難判断の参考とするとともに、市から警戒レベル4の避難指示が発令された場合は、速やかに避難する。

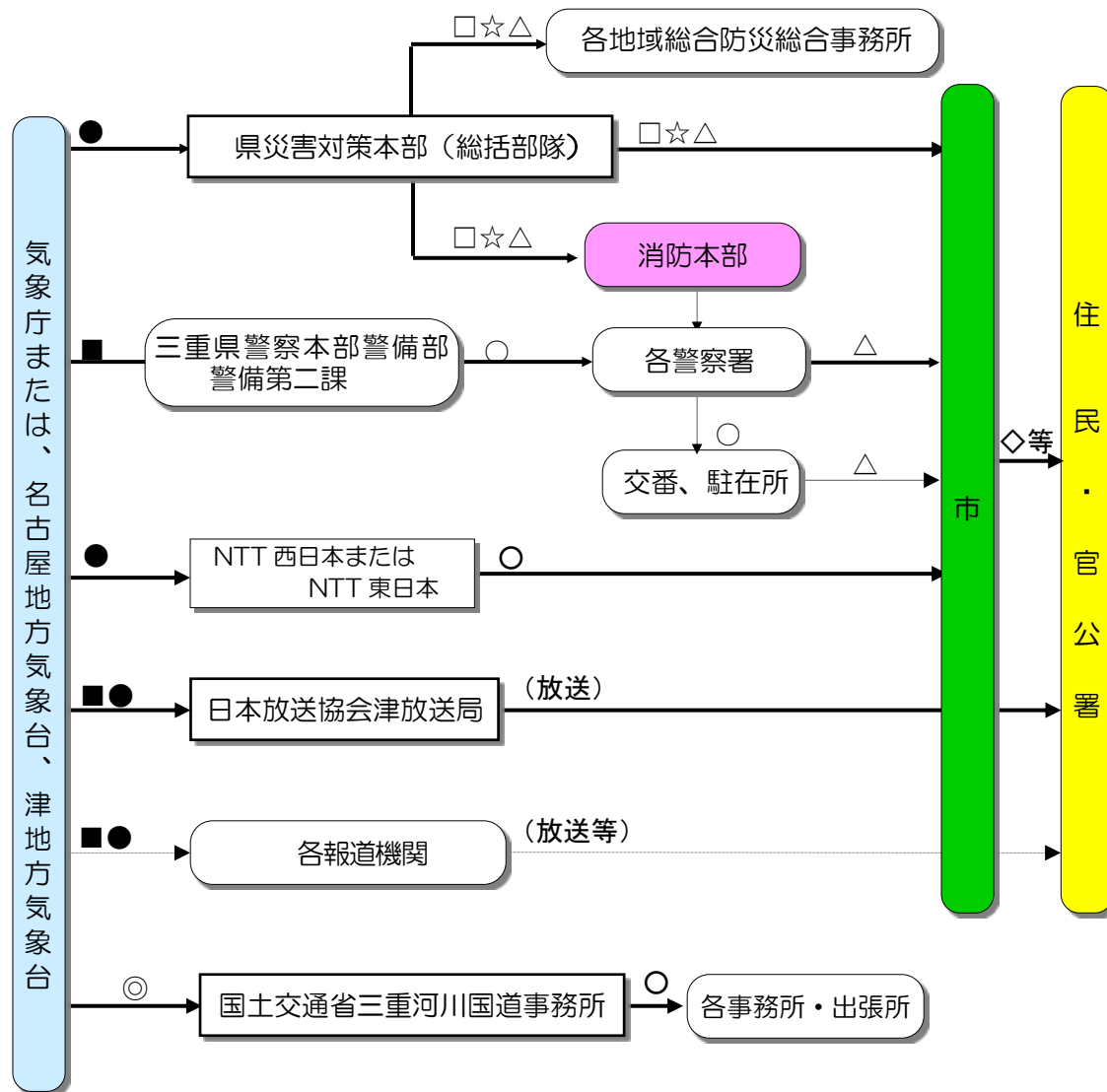


(出典：気象庁資料)

※ 避難行動の細部は「亀山市避難情報の避難判断・伝達マニュアル」による。

5 防災気象情報伝達系統

津地方気象台から発表される気象・洪水等に関する予警報等は、次の系統で伝達される。



- 気象業務法第15条の法令による気象官署からの警報通知系統
- 気象業務法第15条等の法令による通信系統
- 気象業務法第13条等の法令による周知系統
- 県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

- ◎ 防災情報提供システム（専用回線）
- 防災情報提供システム（インターネット）
- 気象庁専用回線（ADESS回線等）
- 専用の電話・専用の電話FAX
- △ 一般加入の電話・加入電話FAX
- 三重県防災通信ネットワーク
- ◇ 市町防災行政無線
- ☆ 県の一斉優先FAX（Fネット）
- ◆ 無線通報等
- ▲ 気象庁本庁加入電話回線

第2 予警報に基づく情報伝達

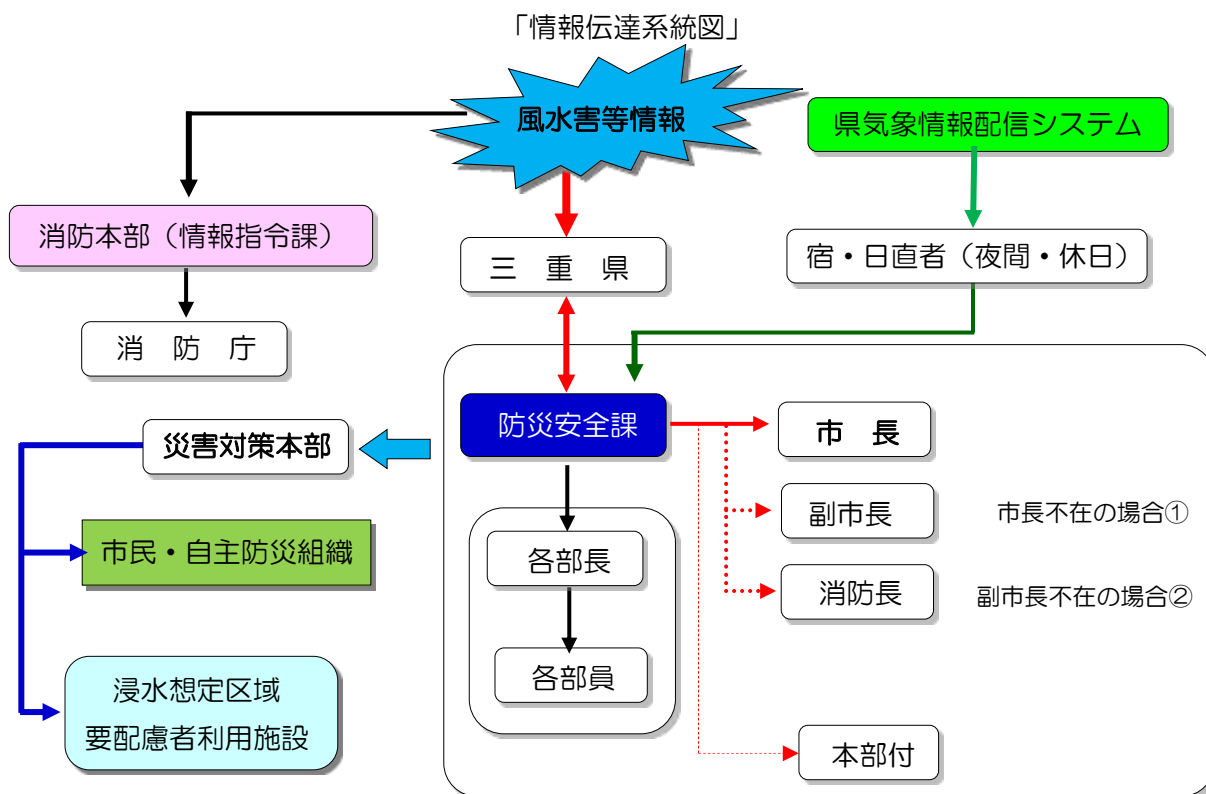
市域における風水災害等に関する情報を受理した場合、防災安全課職員は直ちに災害に関する情報等を市長に報告するとともに、非常配備態勢についての指示を仰ぎ、速やかに応急対策態勢について各対策部への伝達を実施する。

なお、市長の不在又は事故等があった場合には、副市長、消防長の順に報告し、非常配備態勢についての指示を受ける。

1 職員への伝達

非常配備を行う場合、情報伝達系統図により庁内放送、電話、携帯電話、防災行政無線又は伝令により、各対策部長→各部員の経路により伝達活動を行う。

なお、対策部長不在の場合には、これに代わる者に対して伝達を行うとともに、各対策部内における伝達の方法は、各対策部において定めるものとする。



※ 要配慮者利用施設（水防法第15条関連）

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他、特に防災上配慮を要するものが利用する施設をいう。

2 勤務時間外の伝達

夜間若しくは勤務時間外に宿日直者及び消防本部情報指令課が風水害情報等を受領した場合、直ちに防災安全課職員に連絡し、同職員が前項の活動を行う。

3 県への報告

県への報告は次の場合を基準とし本部班(防災安全課)が行うものとする。

- 1 災害対策本部を設置（廃止）した場合
- 2 災害の発生及び被害が生じた場合
- 3 災害発生のおそれのある場合

4 消防本部による伝達活動

風水害等による災害が同時多発あるいは、多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合、若しくは殺到すると想定される場合には、直ちに防災安全課県、消防庁に報告する。

なお、消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告することができる。

第4節 被害情報の収集・伝達活動

第1 初期被害情報の収集・伝達

災害発生初期においては人命の救出救助及び市民の安全確保のために情報を優先して収集する。この際、特に被害・避難情報収集に努めるとともに、関係部署との情報の共有を図る。

初期被害情報の収集に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第4節第1」を参照

第2 被害情報の収集・伝達

人的被害の状況、建築物の被害の状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し効果的な災害対策活動実施に資する。この際、収集した被害規模に関する概括的情報を含め、逐次、県に報告する。

被害情報の収集に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第4節第2」を参照

第3 住家等被害調査

住家等被害の調査は、災害救助法の適用を受けるための根拠となることや、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるものであるため、迅速かつ正確に調査を行う必要がある。

住家等被害調査に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第4節第3」を参照

第4 通信機能の確保

大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生する可能性があるためインターネット、通信・衛星通信・防災行政無線等、複数の通信手段を確保し通信の維持に努める。

このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う態勢の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートの確保を行う。

通信機能の確保に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第4節第4」を参照

第5節 受援体制

第1 受援体制

被害状況及び既に実施している災害応急対策の状況等を把握し、「被災市町村応援職員確保システム」等、あらゆる手段を使用して、迅速に応援を要請する。

応援要請にあたっては、具体的な応援要請の実施に留意する。

受援態勢の詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第1」を参照

第2 国・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市長又は、市の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国又は都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求めることができる。

国・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第2」を参照

第3 他の地方公共団体への職員派遣

他の地方公共団体への職員派遣等に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第3」を参照

第4 防災関係機関との連携

市域に大規模災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急活動態勢を速やかに確立させるため、平素から防災関係機関及び関係諸団体との連携を強化して、災害情報の共有及び応急活動に関する調整等を行うなど、災害応急対策の推進を図る。

防災関係機関との連携に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第4」を参照

第5 自衛隊災害派遣要請

大規模な災害によりその被害が、地方自治体の災害対応能力を超える場合は、災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）により、「市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。」の規定により、本部長は、鈴鹿地域防災総合事務所長を経由して県知事へ派遣要請を求めるものとする。

事態が急を要するときは、県知事へ直接電話又は無線等で要請し、じ後に文書を送付するものとする。なお、本部長が県知事に派遣要請を求めることができない場合は、陸上自衛隊第33普通科連隊長に直接要請を行うものとする。

ただし、この場合、本部長は、じ後速やかに陸上自衛隊第33普通科連隊長に要請した旨を県知事に通知しなければならない。

自衛隊災害派遣要請に関する詳細は、「地震災害対策編第3章第5節第5」を参照

第6 三重県防災ヘリコプター支援要請

市域内において、災害の発生又は発生するおそれのある場合、応援協定の定めるところにより、県知事に防災ヘリコプターの応援要請を行うことができる。

三重県防災ヘリコプターに関する支援要請に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第

6」を参照

第7 災害放送の要請

本部長は、基本法第57条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送を利用することが適切と考えられるときは、県知事を通じて災害放送の要請を行う。

また、放送事業者との防災協定締結を促進し、非常時の情報伝達手段の確保に努める。

第8 海外支援の受入れ

大規模な災害時には、海外からの支援申入れが想定される。支援申入れは、外交ルートを通じて外務省から申入れが行われる場合と NGO(非政府組織)等から直接市に申入れが行われる場合があり、以下のように対応するものとする。

海外支援の受入れに関する詳細は、「地震災害対策編第2章第5節第7」を参照

第6節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用手続き

救助法に基づく救助の実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

救助法の適用手続きに関する詳細は「地震災害対策編第2章第6節第1」を参照

第2 適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによる。

適用基準に関する詳細は「地震災害対策編第2章第6節第2」を参照

第7節 消火・救助・救助活動

第1 消火活動

大規模火災による被害を軽減するための消防活動を主体として、市域で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに市域内の火災の全体状況を把握し、重点的な消防隊の配置を行うなど迅速に対応する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 亀山警察署への消防活動協力要請に関すること。 2 自衛隊への災害派遣要請に関すること。
総 務 対 策 部	災害対策本部と消防対策部との連絡調整に関すること。
消 防 対 策 部	1 速やかな被害状況の把握と情報の収集伝達に関すること。 2 消防団への出動指令に関すること。 3 消防職員の迅速な参集状況の把握と初期態勢の確立に関すること 4 指揮命令系統の確立と災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 消防団との現場活動方針等の調整に関すること。 6 消防活動及びその他の警防活動に関すること。 7 消火応援部隊の受入態勢の確立と消火部隊の再編成に関すること 8 消火用資機材の確保、調達に関すること。 9 災害危険箇所の早期発見と情報収集に関すること。 10 消防団及び自主防災組織の現場活動の協力支援に関すること。 11 避難の勧告等の伝達に関すること。
消 防 団	1 災害警戒、巡視に関すること。 2 消防活動（現場活動）に関すること。 3 避難者の誘導等に関すること。
市民、事業所 自主防災組織	1 出火防止措置等の実施確認に関すること。 2 自発的な初期消火活動の実施と消防機関の消火活動等への協力に関すること。

2 初期消火活動の配備態勢

1 配備態勢

(1) 非常招集

消防長は、一般火災、林野火災、特殊火災並びに天災等の非常災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、消防職員及び消防団員の非常招集を発令する。

自動的な非常態勢（非常配備が発令される事態が発生した場合）の発令により、勤務時間外及び勤務のため出張中の職員は、別命を待たずに直ちに所定の場所へ参集する。

(2) 部隊の配置及び運用

非常態勢に入った場合は、勤務中の職員及び参集した職員によって部隊を編成する。細部は、消防長の計画による。

2 消防災害対策本部の設置

非常態勢が発令されたとき、消防本部内に消防災害対策本部を設置する。

なお、消防災害対策本部の構成、任務等詳細は消防長が別に定める。

3 現地本部の設置

大規模災害時には、消防長が必要と判断するときは、消防現地本部を設置し、職員及び応援隊の指揮にあたる。

3 初動活動

1 消防本部・署の初動措置

災害発生直後に、消防本部及び消防署は、次の措置をとる。

(1) 通信施設の確保

通信施設の機能及び非常電源の点検を実施する。

(2) 情報の収集及び報告

消防対策部は、3項「情報の収集伝達」に定める情報を直ちに収集し、災害対策本部に書面により報告する。

(3) 消防部隊運用の検討

収集した被害情報等により、消防対策部は、初動時の部隊編成・運用計画を検討する。

(4) 消防隊等の出動準備

消防隊の出動経路の確認。（道路閉鎖等の情報収集等）ホース等積載資機材の確認

2 消防団の初動措置

災害発生時に消防団の全機能を発揮できる態勢を確立し、災害の様相に応じた有効な活動を実施すると同時に、地域住民の中核的な存在となって出火防止ある

いは初期消火についての指導を行い、地域住民の生命、身体の安全を確保する。

消防団及び消防指揮本部との連携を図るため、消防団長は、消防本部に参集する。

3 情報の収集伝達

(1) 災害発生直後の情報収集・伝達

災害発生直後、次の情報を収集し、関係機関へ伝達する。

収集・伝達する情報の内容	担 当	連 絡 先
災害情報	消 防 対 策 部	災害対策本部
非常招集連絡		各消防職員・消防団員
火災の発生状況		災害対策本部
人的被害の状況 (救助・救急要請、119番通報)		
周辺道路の通行障害等の状況	出動隊及び参集職員	消防本部
参集途上の被害情報	参 集 職 員	

(2) 被害情報の収集・伝達

消防署における参集職員など末端において収集された情報の確実性を活かして、消防活動に必要な情報を迅速、的確に収集・伝達することが重要である。そのため、災害初期と災害中期に区分して情報収集・伝達活動を行う。

(3) 初期における情報収集態勢

収 集 項 目	報 告 要 領
火災発生場所	火災発見順に、その町名、番地又は目標と目標からの方向及び距離を報告する。
火 災 の 程 度	延焼火災は、延焼方向・棟数・消防隊の着手の有無等を報告する。
その他の災害	火災以外の災害は、目撃した範囲で報告する。

(4) 中期における情報収集態勢

情報収集項目	報 告 要 領
人 的 被 害	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
二次災害危険	豪雨等による土砂災害の発生危険、道路、宅地等における災害発生状況
避 難 指 示 等	避難対策の必要の有無及び避難の状況

(5) 自主防災組織を活用した情報収集手段

災害発生時における地域の被害状況を自主的に報告させる。

4 通信の運用

通信の運用については、「地震災害対策編第2章第4節第4 通信機能の確保」によるが、消防対策部は基本として、次の点に特に留意する。

- (1) 災害対策本部と消防本部間の通信は、防災行政無線による。
- (2) 消防本部と出動隊との通信は、消防無線通信とする。
- (3) 有線途絶時の通信は、無線通信とする。

4 避難誘導要領

大規模火災による被害を軽減するための消防活動を主体として、市域で火災等の災害が発生した場合の消防対策部における避難誘導活動は、次の要領にしたがって行う。

- 1 消防長及び署長は、火災の進展が急激で人命危険が切迫し、直ちに避難をさせる必要があり、災害対策本部長の指示を受けるいとまがない場合は、避難指示等の措置をとる。
- 2 消防長は災害対策本部に、署長は現地部隊に対し、火災の延焼予測、避難を必要とする地域及び安全方向等必要な情報連絡を行う。

5 応援協力

消防活動に関する他機関への応援要請は、「地震災害対策編第2章第5節 受援態勢」に定めるほか、急を要すると判断される場合は、消防長が要請することができる。

第2 救助・救急活動

消防本部及び消防団の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施するとともに、市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、防災関係機関との活動調整を図る。

第8節 医療・救護活動

第1 医療・救護体制

大規模災害が発生した場合、亀山市立医療センターを災害医療支援病院として、速やかに医療・救護体制を整えるとともに、被災地において医療の必要があるときは県災対本部に対し三重DMATの派遣要請を行う。

また、一般社団法人亀山医師会、一般社団法人亀山歯科医師会及び一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会との連携を図り、「災害時における医療（歯科）救護に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	県及び災害応援協定に基づく災害医療救護班への応援要請
総 務 対 策 部	1 医療活動に関わるライフライン関係機関との調整に関すること。 2 救護活動の総合調整に関すること。 3 医薬品及び資機材の救護所までの搬送に関すること。 4 応急活動従事者及び患者の搬送のための交通手段の確保、要請に関すること。
医 療 対 策 部	災害発生直後の災害医療活動への協力に関すること。
消 防 対 策 部	負傷者等の搬送に関すること。
市 民 、 事 業 所	1 家庭内、事業所内における応急処置用医薬品常備に関すること。 2 救護所開設予定地の把握に関すること。
医療ボランティア	医療活動に関する協力

2 救護所の設置

被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院や災害応援協定に基づき派遣要請を行うとともに住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、現地救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行い、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所での救護所の併設を検討する。

1 医療救護体制の整備

(1) 救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、亀山市立医療センター・消防署等周辺の公共

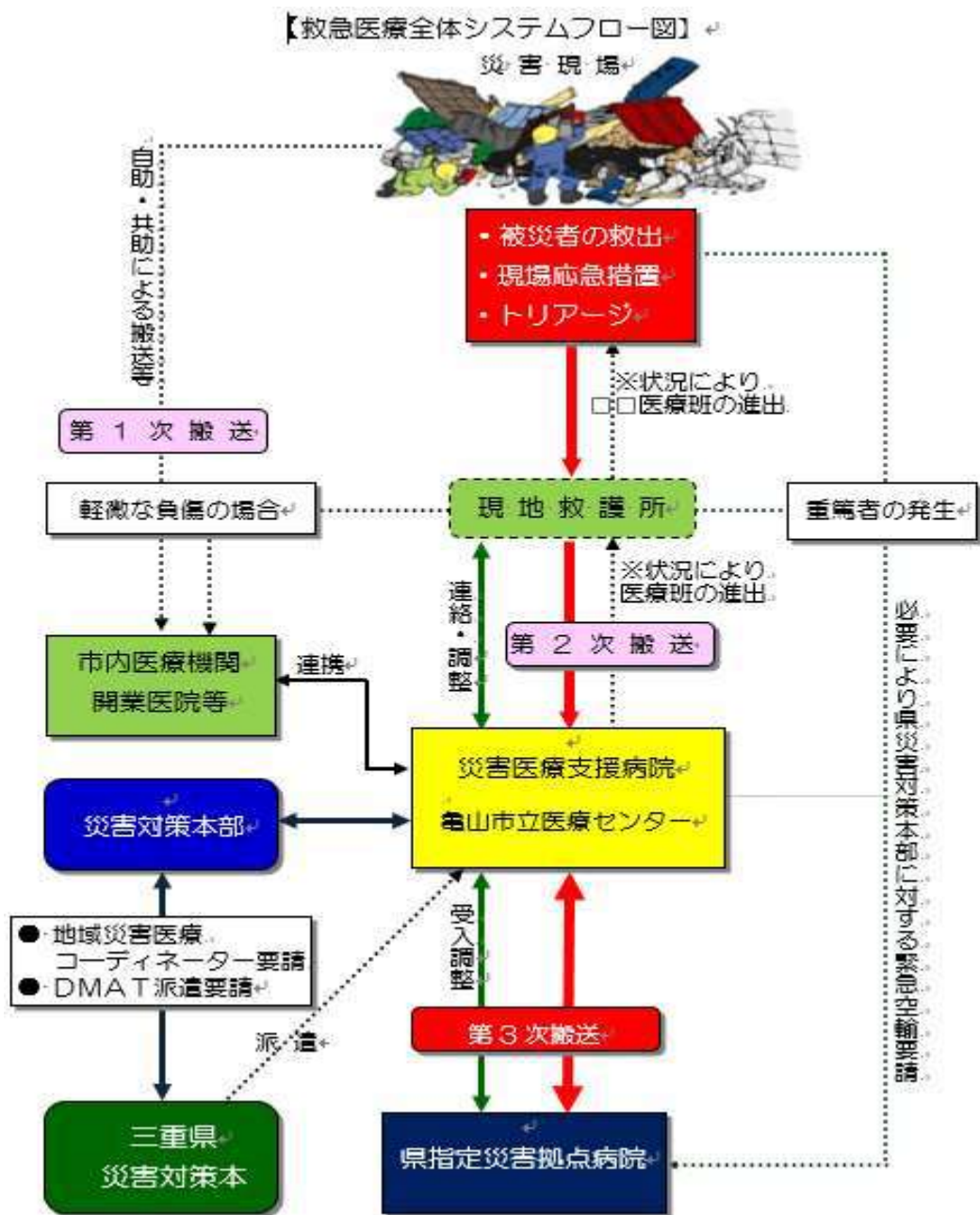
施設及び空地等をあらかじめ候補地として事前に検討しておくほか、民間医療施設等に対する協力要請についても検討を行う。

(2) 自主防災組織における救護体制の確立

自主防災組織等に対し、軽微な負傷者等に対する応急救護を行うため、地域救護所の設置を推進し、地域における応急救護体制の確立を図る。

また、自主防災組織に対する応急救護の推進にあたっては、市総合防災訓練を通じ、心肺蘇生法、止血法等、応急担架による負傷者搬送などの体験訓練を実施して、災害時における応急救護に関する知識の普及・啓発に努める。

2 救急医療の全体のシステム



第2 初期救急医療体制

1 救護体制

1 災害発生初期の態勢

医療対策部をもって、災害医療支援病院(医療センター)を主体とした救護体制を構築するとともに、県指定災害拠点病院等と連携して、災害初動期の救護体制を確立する。

2 災害発生初期以降の体制

災害発生直後の負傷者発生に対応するため、各地域において応急手当を主体とした態勢の構築を進める。

この際、個人病院等を有効に活用するための施策を平素から促進する。

3 災害発生中期以降の体制

医師及び保健師等の巡回により、避難者の健康状態を把握するとともに、診断治療できる体制を構築する。この際、メンタルヘルスについても着意する。

4 医療体制を維持するための、治療資材・薬剤等を県に要望するとともに、防災協定に基づき協力を要請する。

また、医療体制構築のため、必要と判断される場合は、県対してDMATの派遣等を要請する。

5 救護所の設置

医療機関の被害状況及び避難の状況並びに負傷者等の状況を勘案して、可能な場合は救護所の設置を検討又は設置する。

2 救急搬送体制

災害の発生により、救急搬送を要する多数の傷病者が発生した場合は、関係者と緊密な連絡のもと、迅速、適切な救急搬送活動を実施する。

1 災害等の現場からの傷病者の搬送

救急隊を編成出動させ、傷病者の救急救護を行うとともに、迅速、的確に医療機関に搬送にあたるものとする。搬送先での受け入れが困難な場合は、県指定災害拠点病院へ搬送する等、適宜に搬送先の情報を積極的に入手して決定する。

2 緊急患者搬送

(1) 生命に危険がある場合又は当該医療機関での治療が困難な場合は、県等にヘリコプター等を要請し搬送する。

(2) ヘリコプターの利用にあたっては、臨時ヘリポートまでの搬送を事前に検討するとともに、ヘリコプターの支援要請については、「地震災害対策編第2章第5節第6 三重県防災ヘリコプター支援要請」により行うものとする。

3 医療ボランティアの受入れ

市内拠点病院、救護所等において医師、看護師、薬剤師等の医療関係者が不足すると判断される場合、医療ボランティアを要請する。

医療ボランティアの受入れに関する詳細は、「地震災害対策編第2章第8節第2-3」を参照

4 救助法の適用の基準

救助法が適用された場合は、同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

第9節 緊急輸送機能の確保

第1 緊急の交通・輸送機能の確保

人命の救出救助のための活動に必要な交通路を優先して確保する。また、避難所の開設状況に合わせて、物資輸送等に必要な経路を確保する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 災害対策本部の緊急輸送に関する総合調整を行う。 2 鉄道事業所と情報交換を行う。 3 市内緊急輸送道路の指定、交通規制等に関して市民に広報する。
建 設 対 策 部	1 市道の被災調査及び応急復旧について検討する。 2 通行禁止区域内において必要な措置等を実施する。
道 路 管 理 者 交 通 管 理 者	1 道路・橋梁の被災調査及び応急復旧について検討する。 2 応急復旧工事、道路障害物除去作業を指示する。 3 緊急輸送道路、交通規制対象路線等の情報を収集及び提供する。 4 亀山警察署と連携を図り、道路交通規制を実施する。
鉄 道 事 業 者	1 鉄道施設の被害状況の把握及び災害対策本部との連絡調整をする。 2 鉄道施設の応急復旧措置を行う。 3 災害対策本部との連絡調整を行う。
三重県建設業協会 亀山支部等	災害時協定等に基づき、道路障害物除去作業及び応急復旧作業に協力する。
市 民、事 業 所	1 緊急輸送道路指定路線に不要な車両を乗り入れない。 2 災害応急対策車両及び緊急車両の優先通行に協力すること。 3 通行規制等の情報に注意し、不要な車両の運行の自粛に努める。

2 道路被害情報の収集

情報収集にあたっては、自ら積極的に情報を収集する等あらゆる手段を用いて情報収集する。

この際、所管する道路管理者及び関係機関と連携して、道路被害状況等を早期に実態解明する。

3 緊急輸送道路の確保

災害応急対策活動を実施するため、必要な緊急輸送道路を確保する。

1 道路啓開の実施

緊急輸送道路の通行ができない場合は、障害物を速やかに撤去するため、「災害時における緊急協力に関する協定」に基づき、一般社団法人三重県建設業協会 亀山支部の協力を得て、優先的に道路啓開を行い緊急輸送道路の確保に努める。

2 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災瓦礫によって通行が不能となった場合、速やかな応急復旧工事により緊急輸送道路を確保するとともに、迂回路を確保するものとする。

4 交通規制

災害応急対策活動のための緊急輸送等、緊急輸送道路を確保するための交通規制を次に基づき警察署長等と調整・実施し災害応急対策活動を促進する。

1 避難路及び緊急交通路の迅速な確保

2 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限

3 被災地域への一般車両の流入制限

4 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置

5 市域内の緊急輸送道路

	路 線 名	区 間
第 1 次 緊 急 輸 送 道 路		
高速自動車道 (中日本高速(株) 道路管理)	東名阪自動車道	亀山市～桑名市
	伊勢自動車道	亀山市～伊勢市
	新名神高速道路	亀山市～亀山市
一般国道 (国土交通省管理)	国道 1 号	亀山市関町坂下～桑名市長島町押付
	国道 2 5 号	亀山市太岡寺町～伊賀市治田
第 2 次 緊 急 輸 送 道 路		
主要地方道	四日市関線	亀山市関町木崎～亀山市関町新所
	亀山白山線	亀山市川合町～亀山市東御幸町
	亀山鈴鹿線	亀山市和田町～鈴鹿市国府町
一般県道	亀山停車場石水溪線	亀山市御幸町～亀山市本丸町
	亀山停車場石水溪線	亀山市羽若町～亀山市羽若町
	亀山城跡線	亀山市東御幸町～亀山市太岡寺町
第 3 次 緊 急 輸 送 道 路		
一般国道 (県管理)	国道 3 0 6 号	亀山市栄町～亀山市栄町
主要地方道	津関線	亀山市関町木崎～津市芸濃町楠原
一般県道	白木西町線	亀山市若山町～亀山市若山町

	路 線 名	区 間
市町道	亀田小川線	亀山市羽若町～亀山市羽若町
	小野白木線	亀山市小野町～亀山市小野町
	国一側道栄町川合線	亀山市栄町～亀山市川合町
	国一東野公園跨道橋線	亀山市川合町～亀山市川合町
	栄町川合線	亀山市川合町～亀山市川合町
	国一側道下り2号線	亀山市川合町～亀山市栄町

※「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和3年2月）」より抜粋

6 市内防災拠点の種類と緊急輸送道路区分

拠点の種類	施 設 名		緊急輸送道路区分		
			第1次	第2次	第3次
地方公共 団体	市町本庁舎	亀山市役所		○	
	市町分庁舎	亀山市関支所		○	
	警察庁舎	亀山警察署		○	
	消防本部庁舎	亀山市消防本部		○	
広域応援部隊の活動物資搬送拠点	救助活動拠点	・ 亀山サンシャインパーク ・ 東野公園 ・ 西野公園 ・ 豊田自動織機亀山試験場			○
	物資拠点	・ 亀山公園 ・ 豊田自動織機亀山試験場			

※「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和3年2月）」より抜粋

【参考】

三重県緊急輸送道路ネットワーク計画及び図面については、次のアドレスを活用
「三重県の道路」(<https://www.pref.mie.lg.jp/DOROKI/HP/77496006278.htm>)

【指定理由】

- 市町本庁舎、市町分庁舎
災害対策本部が設置される庁舎及び災害対策活動の拠点となる庁舎
- 警察庁舎、消防本部庁舎
救助活動等関係機関の庁舎
- 広域応援部隊の活動・物資搬送拠点
広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点

5 緊急輸送道路の応急復旧等

1 緊急輸送道路等の道路障害物の除去

救助活動を重視した応急復旧を実施する。この際、県災対本部と事前に調整する。

2 道路障害物除去作業等の実施手順

(1) 道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧の検討

建設対策部は、地方部と協議の上、民間コンサルタント業者等に協力を要請し、被災調査及び応急復旧等の検討を行う。

(2) 応急復旧工事の指示

建設対策部は、復旧範囲を地方部と協議の上、決定し、三重県建設業協会亀山支部に復旧工事への協力を要請する。

(3) 道路障害物除去作業の指示

建設対策部は、作業範囲を決定した上で、災害時応援協定に基づき三重県建設業協会亀山支部及び三重県レッカー事業協同組合に道路障害物除去作業への協力を要請する。

(4) 資機材の調達

道路復旧工事及び道路障害物除去作業のための資機材の調達は、三重県建設業協会亀山支部等に要請する。

6 鉄道施設

鉄道の被害状況等について、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社と連携して対応する。また、安全確保等のための必要な処置については、優先して対応するよう要請する。

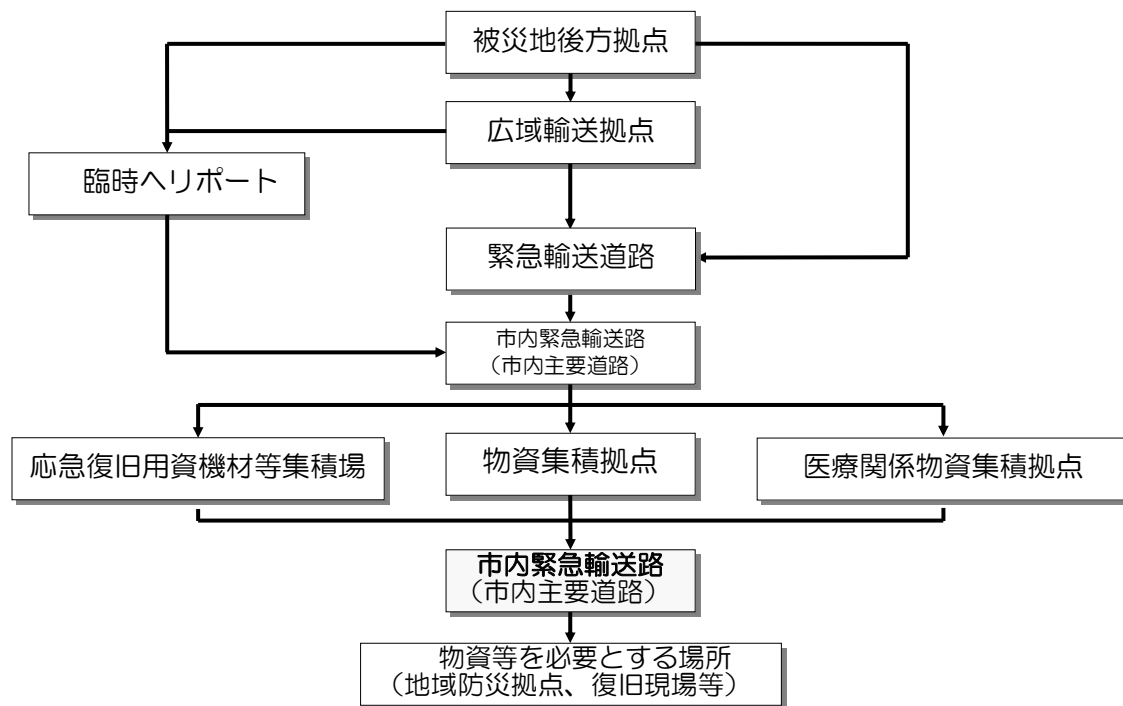
第2 緊急輸送活動

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 緊急輸送の要請に関すること。 2 運輸業者との調整に関すること。 3 応急対策車両の配車に関すること。 4 市保有車が不足した場合の車両等の借上げに関するこ と。 5 緊急車両の認定手続きに関すること。 6 救援物資・義援物資の整理・保管に関すること。
交 通 管 理 者	緊急通行車両の確認に関すること。
協 定 業 者 等	災害時応援協定に基づく緊急輸送の協力に関すること。
民 間 団 体 等	緊急輸送の実施及び協力に関すること。

2 緊急輸送システム

【緊急輸送システム図】



3 救助法による輸送費支出の基準

1 実施責任

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

2 救助法による基準

救助のため、次に掲げる事項について輸送を行ったときは、輸送費を支出する。

- (1) 災害にかかった者の避難
- (2) 飲料水の供給
- (3) 救助用物資の整理配分
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 死体の捜索及び処理

3 その他

- (1) 救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。
- (2) 救助のための輸送費を支出する期間は、各号の救助を実施する期間とする。

4 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

段 階	輸 送 対 象
【第1段階】 発災後 ～ 24時間	1 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
【第2段階】 24時間 ～ 72時間	1 前記第1段階の続行 2 食糧、水等生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
【第3段階】 72時間 ～	1 前記第1段階及び第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

5 緊急通行車両

1 緊急通行車両等の事前届出手続き

災害発生時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路が指定され、交通規制の実施により、一般車両の通行が禁止又は制限され、緊急通行車両や規制除外車両の通行が優先されるため、基本法第50条第1項に基づく災害応急対策に使用する車両について、「緊急通行車両等事前届出」を行い、迅速な応急対策活動が行えるよう準備する。なお、緊急通行車両等事前届出の対象は以下のとおりとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (2) 消防、水防その他応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、免疫その他の保健衛生に関する事項

- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

※ 資料編第13—12「緊急通行車両届出一覧表」を参照

2 緊急通行車両の使用手続き

前項に示す用務により緊急通行車両として使用する場合は、本部班と調整を行い、「緊急通行車両等事前届出書」により、亀山警察署において標章及び証明書の交付を受ける。

なお、事前届出車両だけでは緊急通行車両等が不足する場合は、本部班と調整し、資料編第13様式類11「緊急通行車両等事前届出書」により申請を行う。

3 車両の借上げ等

市保有車両等で必要な車両等を確保することが困難な場合は、総務対策部が必要な車両等の借上げを行うほか、必要に応じて運転手の確保を行う。

6 緊急輸送の要請

1 輸送関係機関等への緊急輸送の要請手続き

総務対策部は、市内運送業者等に対して緊急輸送を要請する。

2 県災対本部への緊急輸送の要請手続き

総務対策部は、市保有の車両等及び市が調達した車両等だけでは輸送力が不足する場合、県災対本部に対して緊急輸送の実施を要請する。

3 緊急輸送を要請する場合の措置

(1) 緊急物資等の受入れ

食糧の調達・搬送は、「地震災害対策編第2章第11節第1-4」によるが、その際、緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保するよう努める。

なお、確保できない場合は、その人員も併せて要請する。

(2) 傷病者等の市域外への緊急輸送

傷病者等を市域外へ緊急輸送する場合は、輸送車両等のほか、添乗する医師看護師等の同乗についても要請する。

7 ヘリコプターの活用

1 ヘリコプターの支援要請

ヘリコプターの支援要請は、「地震災害対策編第2章第5節第6」による。

2 ヘリポート

航空機場外離着陸場所在地の詳細については、附属資料に示す。

3 臨時ヘリポートの設置

消防対策部は、ヘリコプターを利用する必要がある場合、臨時ヘリポートを指定し、総務対策部に報告する。

消防長は、臨時ヘリポートに消防対策部員と移動無線設備を現地に派遣し、必要な連絡調整を行う。事業所敷地等を活用した臨時のヘリポートを設定する際には、安全距離及び離着陸時の障害となる高さのある建造物に留意する。

第10節 避難及び被災者支援等の活動

第1 避難判断

避難の判断を行う場合防災気象情報を適切に入手し、あらかじめ定める避難判断基準に基づき、災害発生のおそれ又は危険のある地域に対し、速やかに避難情報等を発令する。

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する防災気象情報等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期の避難所開設準備情報や避難情報の発令等を準備する。

その他、既に災害が発生している状況の場合は、災害発生情報を可能な限り発令し命を守る行動をとるよう周知する。この際、分散避難等の避難を促進し、避難所でのコロナ対策の資とする。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 避難情報・災害発生情報の発令に関する事。 2 警戒区域の設定に関する事。
総 務 対 策 部	1 避難情報・災害発生情報の市民及び自主防災組織への伝達に関する事。 2 警戒区域設定後の立入禁止、制限、住民の退去の伝達に関する事。 3 避難情報・災害発生情報等の県、警察関係機関への伝達・協議に関する事。 4 要配慮者への避難情報・災害発生情報等の伝達に関する事。
消 防 対 策 部 消 防 団	1 避難情報・災害発生情報等の伝達に関する事。 2 火災現場等からの避難誘導に関する事。
亀 山 警 察 署	1 避難情報・災害発生情報に関する事。 2 避難の誘導に関する事。
市 民 及 び 自主防災組織	1 避難情報・災害発生情報等の市民相互の伝達に関する事。 2 避難時における要配慮者の安全確保への協力に関する事。

2 避難情報等

1 避難情報伝達体制の確立

災害発生危険等が予測される地域に対し、速やかに避難情報等を、また、既に災害が発生している状況では、災害発生情報を可能な範囲で発令できるよう、

雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を監視し、避難の実施等を判断するための態勢を確立する。

2 高齢者等避難、避難指示又は災害発生情報の発令

災害時には、避難のための情報以前に市民が自主的に判断し、避難することが多いと考えられ、避難情報が必要な事態として、次のような場合が想定される。

- (1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (2) 洪水、地すべり、がけ崩れ、山崩れ、土石流等による危険が切迫しているとき。
- (3) 危険物・高圧ガス等の漏洩・爆発等のおそれがあるとき。
- (4) 火災の拡大による危険が迫ったとき。
- (5) その他、状況により市民等の生命身体、財産を災害から保護するため必要と認めるとき。

3 避難指示又は災害発生情報等の権限

風水害による災害の発生又は大規模火災及びガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域の住民に対して避難指示及び災害発生情報発令を行う。

避難指示の権限に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第10節第1-2-3」を参照

4 避難情報発令・伝達

高齢者等避難、避難指示及び災害発生情報の発令を実施する者は、要避難対象地域の住民に対する伝達を、拡声装置又は広報車、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール等、多様な手段を用いて行うとともに、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。

5 避難情報に含むべき内容

高齢者等避難、避難指示及び災害発生情報を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難場所
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路（危険な経路がある場合等）
- (5) 避難時の注意事項（火の元確認、避難時の戸締り、携行品、服装等、避難先明記）

6 避難判断に基づく避難所の開設

避難情報を発令する必要が生じた場合は、あらかじめ指定されている避難所について、避難所運営マニュアルに沿って速やかに避難所を開設する。

また、避難所を設置したときは、以下の事項について直ちに県に報告を行う。

- (1) 避難の種類「自主避難、高齢者等避難、避難指示、災害発生情報」
- (2) 避難所開設の日時及び場所
- (3) 箇所数及び受入れ人員

3 警戒区域の設定

基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）に基づき、市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への応急対策従事者以外の者の立入りを制限し若しくは禁止又はその区域からの退去を命ずることができる。

1 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」が「避難の指示」（基本法第60条）と異なる点は以下のとおりである。

- (1) 「避難の指示」が対人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立入制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
- (2) 「警戒区域の設定」は、災害がより急迫している場合に行使される。
- (3) 「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰則が科される（基本法第116条第2項）のに対し、「避難の指示」については罰則がない。

2 警戒区域設定の実施及び連絡

「地震災害対策編 第2章第10節第1-3」に準じる。

4 避難要領

1 避難の考え方

(1) 広域避難場所

市街地大火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、火災の輻射熱から市民の生命を守るため、地区防災生活圏単位で、十分な広さのある避難場所に避難する。

このとき、自主防災組織は、地域の要配慮者の安全確保に留意し、避難経路の確認を行う。

(2) 避難所

「地震災害対策編第2章第10節第2」に示す避難所とする。

2 学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、社会福祉施設等の避難誘導

学校幼稚園、保育所、認定こども園、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、受入れ者等の避難が必要な場合、あらかじめ各施設において定めた計画により、避難誘導する。

3 避難の準備

避難の準備については、次の事項を周知させる。

- (1) 車両による避難は原則として禁止する。
- (2) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。
- (3) 事業所等にあつては、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる。
- (4) 市民は、日ごろから次に掲げる非常用持ち出し品を、男性は15kg、女性は10kgまでを目安に用意しておき、避難時は両手がふさがらないようリュックサックに入れ、避難時に探さなくてもよいようにしておく。

ア 貴重品（保険証、通帳、印鑑、証書等）

イ マスク・体温計・携帯用消毒液等の感染防止用品

ウ 食糧品等（水、乾パン、缶詰、即席めん、高齢者や乳幼児のための食品等）

エ 応急医薬品、常備薬、お薬手帳等

オ 衣類（肌着、防寒着等）

カ スマートフォン等の予備バッテリー

キ その他（ラジオ、懐中電灯、眼鏡等）必要と思われるもの

また、携行して避難するものと、自宅に備えておくものとに区分して保管することが望ましい。

4 要配慮者の避難

要配慮者の避難にあたっては、安全に避難できるよう留意し、次の対策を講じる。

- (1) 避難所での生活ができる人
一般の避難所に受入れる。
- (2) 避難所で生活ができない人
「災害時要援護者の福祉避難所に関する協定」に基づき、福祉避難所に収容する。
- (3) 日本語による意思疎通が困難な外国人
総務対策部及び市民対策部は、外国語等により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により広報活動を行う。
- (4) 市民相互の共助
市民は、地域の要配慮者の避難に当たって相互に協力する。

5 自宅療養者（軽症者）及び濃厚接触者等の避難

特定の避難所を指定し、避難させる。この際、避難対象となった場合は福祉対策部から対象者に伝達するとともに、避難状況を把握する。

5 避難所の開設

本部長は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、必要に応じ避難所の全て又は一部を開設することとし、市民対策部に避難所の開設を指示する。

また、避難所を開設したときは、県災対本部（地方部を経由）及び亀山警察署等関係機関に避難所の開設を通知する。

なお、避難所の開設にあたっては、「地震災害対策計画 第2章第10節第1－5」に準ずる。

第2 避難所

救助法が適用された場合における「避難所の供与」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。

同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	避難所開設の決定に関すること。
総 務 対 策 部	避難情報及び避難所開設状況の広報に関すること。
市 民 対 策 部	避難所の開設、管理運営に関すること。
教 育 対 策 部	避難所の開設、運営管理に関して、市民対策部に協力すること
福 祉 対 策 部	1 福祉避難所の開設要請及び要配慮者の受入れに関すること。 2 被災者(要配慮者を含む。)の健康管理及び健康相談に関すること 3 感染症等の防除、防疫及び避難住民に対する衛生指導に関すること。
市 民 及 び 自 主 防 災 組 織	避難所において主体的に運営を行うこと。
ボ ラ ン テ ィ ア	避難所の運営を補助すること。

2 救助法の実施基準

救助法が適用された場合は、同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、避難所運営マニュアルを準用するとともに次の事項に留意して行う。

- 1 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、 県、他

の市町に対し協力を求める。

- 2 避難所の運営にあたっては女性の参加を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- 3 避難所の生活環境の維持に努めるとともに、避難者のプライバシーにも配慮する。
- 4 良好な衛生環境の維持に努めるとともに、健康状態の把握・管理に留意する。
- 5 福祉対策部は、高齢者、障がい者等、要配慮者の避難について、福祉避難所の開設を防災協定に基づき要請する。
- 6 必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職の派遣を県に要請する。
- 7 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- 8 ペット同行の避難者に対しては、ペットの避難所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

4 避難所の運営における役割

1 避難所の管理責任者

- (1) 避難所の管理責任者には、市民対策部が派遣する避難所開設職員があたる。
- (2) 避難所開設職員には、市職員をあてることが基本とするが、開設数が多い場合には、消防団、地域防災組織等の役職者から選任する。

2 施設管理者

施設管理者（学校長等）は、施設の避難所利用に対してアドバイスを行うほか、避難所運営について協力する。

3 運営主体

避難所の運営は、当初は市民対策部から派遣される避難所開設職員が中心となっ
て行うが、避難所の開設が長期にわたると予想される場合などは、自主防災組織等
を中心とした住民組織が自主的な活動で運営されるように留意する。

5 避難所の機能

避難所は、避難者を受け入れるのはもちろんのこと、災害により都市機能が麻痺し
た地区の市民生活を支援するため、避難所に次の機能を持たせる。

- 1 水、食糧品、生活必需品等の配給・要請の拠点
- 2 医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療）
- 3 情報伝達の拠点（掲示板の設置、広報紙の配布窓口）

6 避難所における基本的な活動

避難所における基本的な活動は、以下のとおりである。

- 1 避難所に受け入れた避難者の住所、氏名、家族構成等を把握し避難者名簿を作成する。
- 2 物品受払い簿を作成して、災害対策本部等から配分された物資の受払いを記録する。
- 3 避難所収容記録を作成して、避難所において発生した記録すべき事項を記録する。
- 4 災害対策本部等関係者からの情報を収集し、伝達する。
- 5 避難者への物資等を配分する。
- 6 避難所を対象とした各種業務等への支援
- 7 災害対策本部、自治会、自主防災組織、地域まちづくり協議会との連携

7 避難所の運営マニュアル

各避難所の管理責任者は、市民対策部の指導のもとで避難所運営マニュアルにより、避難所の管理運営を行う。

運営マニュアルは、主に次の事項について定める。

- 1 配備態勢
- 2 避難者の受入準備
- 3 避難所の管理
- 4 避難所の閉鎖

8 避難所の環境保護の方針

1 避難者情報の管理

- (1) 市民対策部は、各避難所において作成された避難者名簿を回収し、市内の避難者の情報を統括的に管理する。
- (2) 避難者情報は、災害応急対策活動、また、避難者の自立を支援する施策を実施するための基礎資料として本部員会議に報告する。
- (3) 各対策部長は、各対策部における応急対策の実施に当たって避難者情報を収集する必要がある場合は、市民対策部に調査の実施協力を要請する。

2 要配慮者への対応

(1) 要配慮者の把握

ア 避難所開設職員は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ 避難所開設職員は、この結果によりこれらの者が必要とする食糧、生活必需品等を市民対策部に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を

提供する等の配慮を行うとともに、必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう、福祉対策部と協議する。

(2) 寝たきり等施設での生活が必要な者

寝たきり等により施設での生活が必要な者を事前に把握し、福祉施設等に対して福祉避難所の開設及び受入要請を行う。

(3) 介護者を確保できる避難所の設定

介護が必要で、指定避難所での避難生活を行うことが困難な高齢者、障がい者等に対して、福祉避難所への受入れを調整する。

9 医療・保健体制の確立

福祉対策部、医療対策部は亀山市医師会等と連携し、災害時の救急・救護態勢の早期確立に努める。この際、感染症拡大防止策の実施に留意する。

- 1 医療対策部は、避難所に受け入れられている避難者に対する救護活動の態勢を検討する。
- 2 福祉対策部は、必要に応じて避難所に保健師・看護師を巡回させ、避難者の健康管理にあたる。
- 3 福祉対策部は、メンタルケアを行うため、必要な人材を避難所に巡回派遣する。
- 4 福祉対策部及び医療対策部は、避難所における感染症拡大防止の処置を適切に指導するとともに、感染者の発生にあたっては鈴鹿保健所と連携し、患者の移送について調整する。

10 避難生活長期化への対応

1 災害発生から3日目程度までの対応

各避難所の状況を的確に把握し、防災備蓄品の適切な配分により対応する。

この際、市民対策部は県と先行的に調整し、生活必需品又は消耗が早い物品等について確保する。

2 4日目以降から7日目頃までの対応

政府が実施するプッシュ型支援と連携し、物資の円滑な受入及び配送・配分を計画する。

この際、市民対策部は、長期化を予想し、避難生活環境向上のための物品の調整を先行的に行う。

- (1) 衣類（冬期の防寒着を含む）
- (2) 洗濯機、乾燥機
- (3) 冷暖房設備
- (4) 掃除機
- (5) 冷蔵庫
- (6) 炊事設備

(7) テレビ

3 入浴支援

- (1) 市民対策部は、避難生活の長期化に対応して、市有の入浴施設の利用及び公園等において仮設のシャワールーム、仮設浴場等の設置を検討する。
- (2) 施設の設置にあたっては、建設対策部、県に支援を要請する。

4 洗濯支援

- (1) 市民対策部は、避難生活の長期化に対応して、井戸水等を活用した仮設場の設置を検討するとともに、必要に応じて各避難所に洗濯機及び乾燥機を設置する。
- (2) 設置にあたっては、建設対策部及び県に支援を要請する。

5 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

市民対策部は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて民間宿泊施設等の避難所としての活用を調整する。

また、福祉対策部は、要配慮者のうち介護等の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを調整する。

6 感染対策とプライバシー保護

市民対策部は、ダンボール間仕切り等を活用し、努めて個人ごと間仕切りができるようにして、感染症拡大防止の対策を講ずるとともに、避難者のプライバシー保護に努める。

避難所において避難者の生活再建に向けた施策を展開するためにも個人情報収集する必要がある、避難者は、これに協力するものとするとともに、使用者はこれらの個人情報の管理を適切に行う。

1.1 避難における特別措置

1 近隣市町への避難

大災害が発生し、予定した避難所が使用できない又は適当でない場合において本部長は、近隣市町の施設利用について県知事に要請する。

なお、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがないときは、市長は近隣市町長に対して直接要請するものとする。

2 避難の方法

原則として災対本部が避難者を搬送するが、状況により、搬送も併せて近隣市町に要請する。

要請の方法は、「地震災害対策編第3章第5節第4」による。

1.2 ペット等避難対策

ペット同行避難による避難所の公衆衛生が悪化しないよう又、ペット所有者が避難所の近くで飼育できるように仮設避難設備の設置や飼育管理のルールづ

くり及び必要な支援物資の備蓄などペットの受け入れ態勢の構築について検討する。

ペット等避難対策の詳細は、「地震災害対策編第2章第10節第2-12」を参照

第3 応急住宅対策

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 応急住宅対策に関する広報の実施に関すること。 2 応急仮設住宅建設用地のための市有財産の資料提供に関すること。
建 設 対 策 部	1 仮設住宅入居の判定のための資料作成に関すること。 2 応急住宅対策の実施に関すること。
建 設 業 者 等	応急仮設住宅の実施協力に関すること。

2 住宅対策の種類と順序

住宅の倒壊・流失等により住宅対策が必要と判断される場合には、次の取り組みを行う。

1 発災直後の対策

- (1) 避難所の設置による被災者の応急受入れ
- (2) 空き家のあっせん
- (3) 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去

2 二次的対策

- (1) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (2) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (3) り災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
- (4) 民間住宅の復興に対する支援

3 応急仮設住宅の供与

1 実施責任

救助法が適用された場合における「応急仮設住宅の供与」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。大規模災害時等、市で対応が困難と考えられる場合は、県による建設を検討することとする。

また、同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 救助法が適用された場合の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 入居基準

(1) 住家が全焼、全壊又は流失した場合

通常是非住宅として扱われる土蔵又は小屋であっても事実上そこを住家として使用していた場合はこれを住家に含める。

ただし、住家が全焼、全壊又は流失しても、離れ家等が残り居住になんら差し支えないものは除く。

(2) 自らの資力をもってしても住宅を確保することができない者

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者、母子世帯

ウ 特定の資産のない勤労者、小企業者

4 応急仮設住宅建設予定地

応急仮設住宅建設用地は、次の順位に従って決定する。

(1) 当面利用目的が決まっていない公共用地

(2) 都市公園（テニスコート、野球場等）

(3) 遊休地

5 供与期間

救助法及び建築基準法では、応急仮設住宅の供与期間は2年以内とされるが、災害復興住宅等の整備や自己再建により自立退去が見込めるまでの間、応急仮設住宅を利用することが考えられる。（特定非常災害の場合は、「特定非常災害被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」による存続期間の特例が定められている。）。

6 入居選考

(1) 自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。

(2) 十分な調査を基とし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、り災者の生活条件を調査の上決定する。

(3) 抽選等の方法により決定することのないよう注意する。

7 応急仮設住宅の建設上の留意点

(1) 住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。

(2) 設置戸数の決定に当たっては、救助法の設置基準によるほか、避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。

(3) 仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。

(4) 地域の状況により商業施設や医療施設等生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な一人暮らし高齢者や障がい者等に対してケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

8 応急仮設住宅の管理

- (1) 市長の責任において、応急仮設住宅の管理を行う。
- (2) 県知事が応急仮設住宅を設置した場合においても、管理委託契約を結び、市長が管理を行う。

9 設置戸数引き上げ等の要請

災害の状況等やむを得ない事情により設置戸数の引き上げ、供与期間の延長、着工時期の延長等が必要となる場合は、県知事に要請する。

10 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、り災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

11 大規模災害時の県への供給あっせんの要請

大規模災害により市で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして、県に要請する。

- (1) 被害戸数（全焼、全壊）
- (2) 設置を必要とする戸数
- (3) 調達を必要とする建設業者数
- (4) 連絡責任者
- (5) その他参考となる事項

4 空き家住宅

建設対策部は、市営住宅のほか、県、県内各市町、関係機関等の所有する空き家を確保し、入居者を募集する。

5 住宅の応急修理

1 実施責任

救助法が適用された場合における「住宅の応急修理」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。

同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 救助法が適用された場合の実施基準

救助法が適用された場合は、同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 応急修理の実施方法

建設対策部は、住宅の応急修理を希望する市民を受付け、調査を実施した上で救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。

4 県に対する要請

建築業者が不足したり、建築資機材等を調達することが困難な場合は、次の事項を明らかにして県に対して要請する。

- (1) 被害戸数（半焼、半壊）
- (2) 修理を必要とする戸数
- (3) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (4) 派遣を必要とする建築業者数
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

6 障害物の除去

1 実施責任

救助法が適用された場合における「障害物の除去」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。

同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 救助法が適用された場合の実施基準

救助法が適用された場合は、同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 障害物の除去の実施方法

建設対策部は、住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものに対し、障害物の除去を実施する。

なお、実施の方法は、「地震災害対策編第2章第10節第3 応急住宅対策に準じる。

4 県に対する依頼

建設対策部は、対応が困難な場合は、県に対して次の事項を示し応援を求める。

- (1) 除去を必要とする戸数
- (2) 除去に必要な期間、人員
- (3) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (4) 除去をした障害物の集積場所の有無
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

第4 要配慮者への支援

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
福 祉 対 策 部	1 在宅の要配慮者に対する安否確認(訪問等) 2 避難行動要支援者に対する避難行動支援及び避難所等への受入れ 3 福祉施設等に対する要配慮者受入れ等に関する要請 4 視聴覚障がい者に対する情報提供(手話通訳・代読者等) 5 介護者を確保できる避難所の運営
総 務 対 策 部 市 民 対 策 部	要配慮者に配慮した情報提供
建 設 対 策 部	要配慮者等に配慮した応急仮設住宅の供給
市 民 及 び 自 主 防 災 組 織	要配慮者の安否確認、避難誘導及び避難所の運営等の支援
ボ ラ ン テ ィ ア	災害対策本部及び市民等の活動への協力

2 要配慮者への支援の考え方

1 近隣住民の助け合い

- (1) 自主防災組織、老人会、婦人会等の地域の住民組織は、平常時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、発災時の防災活動指針を計画しておくよう努める。
- (2) 災害発生直後は、公的な救援活動には制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者、障がい者等の要配慮者の安否を確認することを基本とする。

2 福祉行政と地域組織との連携

要配慮者への配慮は、福祉行政と自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア組織が連携し実施する。

3 要配慮者への対応要領

1 在宅要配慮者の安否確認

福祉対策部は、災害発生時には、高齢者、障がい者等、在宅の要配慮者の安否確認を行う。

ただし、自主防災組織等において安否の確認態勢が整っている場合は、その代表者から報告を受け情報の共有を図る。

2 在宅要配慮者の避難所等への受入れ

福祉対策部は、災害発生時に自宅に取り残されるおそれのある障がい者、高齢者等の要配慮者を事前に把握し、特に災害時に支援の必要な避難行動要支援者に関する名簿を整備する。

また、大規模災害発生時には、「災害時要援護者の福祉避難所に関する協定」に

に基づき、要配慮者（障がい者、高齢者等）を必要に応じて、福祉施設若しくは介護者の確保できる施設に受入れを要請する。

3 視聴覚障害者に対する情報提供

(1) 福祉対策部は、手話通訳者、代読者等のボランティアを要請し、視聴覚障がい者に対する支援態勢を確立する。

(2) 総務対策部は、テレビ、ラジオ放送、広報紙、広報車及び障がい者等の支援団体等の様々な媒体を利用することにより、視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう留意する。

4 日本語による意思疎通が困難な外国人への情報提供

総務対策部及び市民対策部は、外国語による相談窓口、電話相談等を行うとともに、外国語による広報紙の配布等を行う。

また、外国人等の（支援）団体等に情報を提供することにより、日本語による意思疎通が困難な外国人に確実に情報が伝達される態勢の構築に努める。

第5 ボランティア活動の支援

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	ボランティア受入れの指示に関すること
福 祉 対 策 部	1 ボランティアの受入れ及び配置に関すること 2 ボランティアセンターの開設に関すること 3 災害対策本部との連絡・調整に関すること 4 ボランティア活動への支援に関すること 5 海外からのボランティア受入れの調整に関すること
総 務 対 策 部	ボランティア募集広報について協力すること
各 対 策 部	1 ボランティアの受入れに関すること 2 ボランティア需要・活動状況の報告に関すること 3 ボランティア受入マニュアルの作成に関すること
社会福祉協議会等	ボランティアセンターの開設及び運営協力に関すること
市 民 、 事 業 所 自 主 防 災 組 織	地域の応急対策活動への協力に関すること

2 ボランティア受入態勢の整備

1 現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協議し、被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図るとともに、感染拡大防止を考慮しつつボランティアを円滑に受け入れる態勢を構築する。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整を行うとともに、感染防止対策等の必要な支援を行う。

(2) 専門性をもつ支援団体との連携

専門性をもつ支援団体が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

3 災害ボランティアセンター

1 災害ボランティアセンターの開設

- (1) 災害発生後、災害応急対策を実施する上で要員が不足した場合又は多数のボランティアの申し込みが殺到した場合、福祉対策部は速やかに社会福祉法人亀山市社会福祉協議会と協議し、ボランティア調整機関としての亀山市災害ボランティアセンターの開設を「亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき要請する。

開設にあたっては、新型コロナウイルス感染の状況を考慮し要請する。

- (2) ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアコーディネーターを軸としたボランティアセンターの決定に委ねる。

2 災害ボランティアセンターの業務

- (1) ボランティアの募集及び登録を行う。
- (2) 災害対策本部及び地域住民からの依頼により、ボランティアの派遣を行う。
- (3) ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行う。
- (4) ボランティアの募集について、広報紙、マスコミ等を通じて行う。

4 ボランティアの受入れ

1 技能ボランティア

医師、建築士、通訳等専門的な技能を有するボランティアや災害時に専門的に活動する災害ボランティアについては、災害ボランティアセンターが受付後、各班からのニーズにより派遣する。

2 海外からのボランティア

海外からのボランティアの受入れについては、国、県と協議の上、災害対策本部でその対応を協議する。

3 各対策部の受入れ

各対策部は、ボランティア活動を効果的に進めるため、受入れに関するマニユ

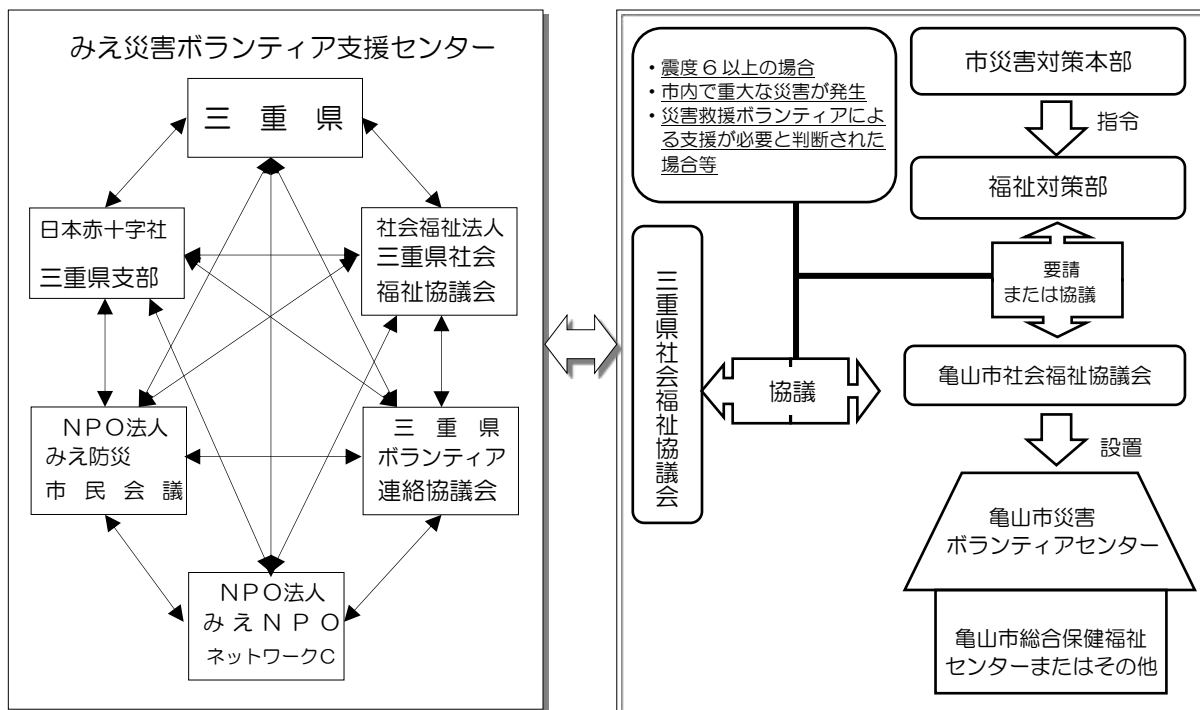
アルを作成する。各対策部は技能ボランティア以外に、主として次の活動についてボランティアの協力を得ることとする。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) ボランティアの受入事務

5 ボランティア活動への支援

福祉対策部は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- 1 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- 2 ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資材及び活動の拠点として総合保健福祉センターを提供する。
- 3 ボランティア活動に従事する者に対して、市の負担により、ボランティア保険の加入手続きを行う。



6 地域・住民が実施するボランティア支援

- 1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランテ

ィアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じボランティアの要請を行う。

2 現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3 ボランティア受入支援

ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受け入れを行う。

第11節 救援物資等の調達・供給活動

第1 食糧の供給

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 被災者救援食糧の要請に関すること。 2 応援要員、支援車両の要請に関すること。 3 救援用食糧の搬送に関すること。 4 炊き出し食材及び必要機材等の調達に関すること。
市 民 対 策 部	1 指定避難所における被災者への食糧の配給に関すること。 2 避難者に対する必要食糧の把握及び報告に関すること。 3 避難所における救援物資等の管理に関すること。
市民・事業所	災害発生後、3日分程度の非常食糧の備蓄に関すること。
小 売 業 者 協定締結業者	1 営業の早期再開に関すること。 2 在庫食糧の提供に関すること。 3 食糧の調達への協力に関すること。
ボランティア	被災者救援物資の搬送、配布の協力に関すること。

2 救助法の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 食糧供給・調達の方針

在宅並びに避難所の避難者に対し、市保有の備蓄食を活用した食糧の提供に努めるとともに、不足した場合には、災害時応援協定締結団体等から調達した食糧や全国からの支援物資等を避難者に対し供給、又は応急給食を実施する。

1 食糧供給の対象者

- (1) 避難所に受け入れられた者
- (2) 災害により被害を受け、自宅で炊事ができない者（在宅避難者等を含む。）
- (3) 病院、観光客、帰宅困難者及び縁故先への一時避難者
- (4) 応急対策活動に従事する者で、食糧供給の必要のある者

2 食糧の供給

食糧の供給は、おおむね次の要領を目安とするが、災害規模に応じて調整する。また、食糧は原則として、1日3回提供を行う。

(1) 県・市の備蓄防災協定による支援

ア 災害発生～12時間以内

住民による自己確保備蓄食糧又は市備蓄保存食糧（乾パン又はアルファー

米)

イ 災害発生12時間後～

協定締結小売業者等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食

ウ 災害発生24時間後～

協定締結事業所等から調達食

(2) 政府によるプッシュ型支援(災害発生72時間以降)

「物資調達・輸送調整等支援システム」を有効に活用し、調整を効率化するとともに、迅速かつ円滑な物資支援の実現に努める。この際、平素から備蓄状況等を適宜記載し、適切に情報を共有する。

3 備蓄食糧の供給

避難者(在宅避難者を含む。)等に対する食糧等の供給については、災害発生から概ね12時間以内においては、市の備蓄食糧を供給し、指定避難所ごとに市民対策部が搬送する。

なお、備蓄食糧の搬送にあたっては、搬送要領等について事前に検討しておくものとする。

4 食糧の調達・搬送

1 食糧の調達

総務対策部は、食糧の調達等に関して、次の業務を行う。

(1) 災害協定締結小売業者等からの調達

必要な応急食糧を調達する場合は、「災害時における生活必需物資等の調達に関する協定」に基づき、協定締結小売業者等の被災状況を確認のうえ、応急食糧の調達に関する協力要請を行う。

(2) 弁当の調達

弁当業者の選定、委託にあたっては、衛生的に安定した食事を提供でき、冷却装置を設置しており(設置していない場合は、温食の供給)、配送態勢を確保できる業者とする。

(3) 食糧調達要請に関する県との連絡調整

必要な食糧の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

2 広域調達

市内で十分な調達ができない場合は、県及び他市町との災害時相互応援協定等に基づき救援食糧の支援を要請する。なお、他市町に要請する場合は、次の点に留意する。

- (1) 需要量を事前に把握し、計画的に毎日安定した量を確保する。
- (2) 衛生面に配慮し、業者の調理したものに限り調達を行う。
- 3 物資集積拠点
 - (1) 調達した食糧は、物資集積拠点に集約し、避難所派遣職員が管理する。
 - (2) 夏季は、冷蔵庫の設置を検討する。
- 4 調達食糧の搬送
 - (1) 応急食糧集積拠点への搬送
 - ア 最初の調達は、総務対策部が各小売業者等に出向き調達する。
 - イ 2回目以降は、復旧状態を考慮し直接物資集積拠点への搬送を依頼する。
 - (2) 物資集積拠点から搬送

物資集積拠点においては、防災生活圏ごとに必要量等を確認した上で、1日3回、事前に配分し搬送する。

5 食糧の配分

避難所に派遣される職員は、避難所での食糧の配分にあたっては、避難所運営組織と連携を密にし、避難所受入れ者及び在宅での避難者の把握を行うとともに、必要な食糧数を災害対策本部に要請を行い、避難所運営組織及び自治会長等を通じて食糧の配給を行う。

- 1 避難所での配分
 - (1) 各避難所に届けられた食糧は、避難所派遣職員が避難者に配分する。
 - (2) 避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を要請する。
- 2 在宅避難者への配分

避難者本人の申し出により在宅避難をしている者への配分にあたっては、自主防災組織等を通じ必要な食糧の数を当該避難所で配分を行う。
- 3 自主避難所等への配分

自主避難所を開設し、避難をしている者への配給にあたっては、自主防災組織等を通じ必要な食糧の数を当該避難所で配給を行う。

6 炊き出しの実施

市内全域にわたり大規模な被害が発生した場合、避難生活の状況及び避難住民の心情等を考慮して、必要により防災拠点となる指定避難所を基準として炊き出し所の開設する。

- 1 炊き出しの実施時期

実施の態勢及び炊き出しの実施を希望する避難者の要望等を考慮して決定する。
- 2 炊き出し場の設置

指定避難所を基準に設置する。

3 炊き出し要員の確保

避難所運営組織を中心としてボランティア等の協力を得て実施する。

4 炊き出しの材料の調達

総務対策部は、炊き出しの実施に際し、災害時応援協定「災害時における生活必需品物資等の調達に関する協定」等を活用して、必要な食材及び機材等の調達を行い、炊き出し所に配分を行う。

第2 飲料水の供給

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報
上下水道対策部	1 応急給水に係る人員、資機材等の応援要請 2 応急給水の実施 3 断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報 4 水道施設の被害状況の把握
市民・事業所	1 災害発生後1週間分程度の非常用飲料水及び容器の備蓄 2 風呂の残り水、井戸水等による生活用水の確保
ボランティア	応急給水への協力

2 救助法の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

3 応急給水の実施

市域内において大規模な被害が発生した場合、上水道施設等に対する被害調査を速やかに実施するとともに、必要により早期に給水活動が行える態勢を整えるなど、被災市民への救援態勢を確保する。

1 災害発生直後の情報の収集

- (1) 災害発生直後、水源地における水量を確認する。
- (2) 給水区域の断水状況の把握を行う。

2 広 報

- (1) 応急給水を実施するにあたっては給水場所、給水時間を広報車等を活用して事前に広報する。
- (2) マスコミへの協力を依頼し、テレビ・ラジオによる情報提供を行う。

3 応援要請

独自に給水態勢を整えることが不可能である場合は、応援協定により災害対策本部を通じて他市町への応援要請を行う。

また、自衛隊の災害派遣要請が必要な場合は、災害対策本部を通じて県知事に要請する。

4 応急給水のシステム

応急給水のシステムの詳細は、「地震災害対策編第2章第11節第2-4」を参照

5 市民への広報

市民への広報の詳細は、「地震災害対策編第2章11節第2-5」を参照

第3 生活必需品の供給

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 救援物資の要請に関する事 2 要員、車両の要請に関する事 3 物資の調達及び集積拠点における管理に関する事 4 物資の備蓄及び管理に関する事 5 物資の搬送に関する事
市 民 対 策 部	1 避難所における物資の配付に関する事 2 必要物資の把握及び報告に関する事
市 民 ・ 事 業 所	1 災害発生後1週間分程度の生活必需品等の備蓄に関する事。 2 物資の配布への協力に関する事
小 売 店 等	1 営業の早期再開に関する事 2 在庫物資の提供に関する事 3 物資の調達への協力に関する事
ボ ラ ン テ ィ ア	物資の搬送、調達、配布の協力に関する事

2 救助法の実施基準

救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

なお、被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与の実施にあたっては、救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準に従って実施する。

3 生活必需品供給・調達の方針

避難所の避難者等に対して、市保有の備蓄品及び災害時応援協定締結団体等から調達した生活必需品や全国からの支援物等を供給するなどの被災者に対する救援を

行う。

1 応急物資供給の対象者

- (1) 避難所に受入れられた者
- (2) 災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者

2 避難者に対する生活必需品の供給

避難者（在宅避難者を含む。）に対する生活必需品は、おおむね次の物資等を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

(1) 災害発生～24時間以内

市販薬（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳児用・大人用）、毛布、仮設トイレ、マスク、消毒液等

(2) 災害発生24時間後～

日用雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー（ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳瓶等）光熱材量（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等附属器具、卓上コンロ）、その他ビニールシート等

3 備蓄物資の供給

- (1) 災害発生当初は、備蓄物資を活用して供給する。
- (2) 備蓄物資の搬送方法は、「第2章第11節第1 食糧の供給」に準じる。

4 応急物資の調達・搬送

災害発生後に必要な物資を調達する場合は、小売店等に協力を要請するとともに、必要に応じ、その他の市内小売店等から調達する。

5 応急物資集積拠点

調達した物資は、食糧と同様、物資集積拠点に集約し、市民対策部が管理する。

なお、調達物資搬送は、1日1回を基本として実施する。

6 物資の配給

各避難所に届けられた応急物資は、避難者が落ち着いた段階で、避難所開設職員が避難者の協力を得て配給する。

なお、在宅避難者に対する物資の配給は、必要な物資の品目及び数を事前に把握し、避難所において配給を行う。

第12節 遺体の取り扱い

第1 遺体の収容・処理

風水害等の災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、収容、検案、身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に行う。

また、県及び関係機関等と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び埋火葬を実施する。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
福 祉 対 策 部	1 関係機関（警察、病院等）との調整に関すること 2 遺体安置所の開設と管理に関すること 3 遺体安置所への搬送に関すること 4 霊柩車以外の車両の確保への協力に関すること 5 火葬後の遺骨の一次保管への協力に関すること 6 納棺、遺体の安置、身元不明者に関すること 7 遺体の火葬場への搬送に関すること 8 遺骨・遺品の保管及び遺族への引渡しに関すること 9 行方不明者の相談、身元確認に関すること 10 行旅死亡人に関すること 11 遺体の搬送のための車両の調達に関すること
市 民 対 策 部	1 火葬の実施に関すること（応援要請） 2 埋火葬許可証の発行に関すること
医 療 対 策 部	1 遺体の検案に関すること 2 遺体の洗浄、縫合、消毒に関すること 3 遺体安置所への医師の派遣に関すること
消 防 団	1 遺体及び行方不明者の捜索に関すること 2 遺体安置所への搬送に協力すること
亀 山 警 察 署	1 遺体及び行方不明者の捜索に関すること 2 遺体の検分又は検視に関すること 3 行方不明者相談、身元確認への協力に関すること 4 身元引受人への遺体の引渡しに関すること 5 遺体安置所への搬送に協力すること
災害時協力協定 締結葬祭業者等	1 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供に関する と 2 遺体安置施設の提供に関すること 3 遺体の搬送の協力に関すること
自主防災組織	遺体及び行方不明者の捜索への協力に関すること

遺体の取り扱いに関する詳細は、「地震災害対策編第2章第12節」を参照

第13節 防疫・保健衛生

第1 防疫活動

感染症の発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施し、災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

また、食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
福 祉 対 策 部	1 調達食糧品の食品衛生に関すること 2 避難所の食品衛生に関すること 3 防疫活動の実施に関すること 4 防疫用資機材の調達に関すること 5 防疫、食品衛生上の注意事項について市民に広報すること 6 救護所等の衛生管理・消毒に関すること 7 感染症等の防除、防疫及び被災者に対する衛生指導に関すること
産業環境対策部	廃棄物の処理に関すること
上下水道対策部	家庭用水の供給に関すること
医 療 対 策 部	感染症の調査、健康診断に関すること

防疫・保健衛生に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第13節」を参照

第14節 社会秩序の維持

第1 災害警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備態勢を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	災害に関する正確な情報を市民に伝達すること。
消 防 対 策 部 消 防 団	1 防火パトロールの実施に関すること。 2 防犯パトロールの協力に関すること。
市 民 対 策 部	物資の適切な配分の実施に関すること。
各 対 策 部	市民の不安を和らげるよう、迅速な応急対策を実施すること。
亀 山 警 察 署	1 防犯パトロールを実施すること。 2 防火パトロールの協力に関すること。
市民、事業所 自主防犯組織	1 災害に関する正確な情報を入手すること。 2 自主防犯組織の地域における防火・防犯パトロールの実施に関すること。

社会秩序の維持に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第14節」を参照

第15節 ライフライン施設の復旧・保全

第1 施設設備の応急復旧

大規模な災害により、電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設が、被害を受けた場合には、大きな社会的混乱の要因となることが予想され、応急対策活動の障害となる。

このため、ライフライン関係機関等との相互の連携を図りながら、応急対策・復旧体制について整備するものとする。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	市及び他の関係機関が所管する市内の施設・設備の被害状況の把握に関すること
総 務 対 策 部 建 設 対 策 部	市庁舎等防災拠点を最優先に応急復旧すること
各 対 策 部	1 所管施設、設備の被害状況の把握に関すること 2 所管施設、設備の応急復旧措置に関すること
三重県建設業協会 亀山支部等	施設、設備の応急復旧の協力に関すること
防災関係機関	各機関所管施設、設備の応急復旧に関すること

ライフライン施設の復旧・保全に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第15節」を参照

第16節 被災者への情報伝達

第1 被災者への情報伝達活動

大規模な災害が発生した場合、多数の情報が錯綜することが予測されることから、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達態勢の整備に努める。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	1 二次災害防止のための必要な緊急広報及び総合的な広報の実施 2 災害発生後定期的に報道機関に発表を行うこと 3 広報紙の作成及び印刷に関すること 4 関係機関に広報協力を要請すること 5 広報紙の配布依頼に関すること 6 パソコン通信等による情報発信に関すること 7 一時避難者への広報に関すること 8 要配慮者に対する広報に関すること
市 民 対 策 部	1 市民からの情報及び問い合わせ等について災害対策本部に伝達すること 2 避難所において広報紙を配布すること
消 防 団	消防車等による緊急広報の実施に関すること
各 対 策 部 等	1 定期的な情報の報告及び整理に関すること 2 広報内容を災害対策本部に提出すること 3 広報内容を十分把握すること 4 広報活動の協力に関すること
亀 山 警 察 署	広報車等による緊急広報の実施協力に関すること
報 道 機 関	市民及び他地域に対してきめ細かな広報に協力すること
自 主 防 災 組 織	広報紙の配布等の広報活動への協力に関すること
市 民	一時市外避難者は避難先を届け出ること
ボ ラ ン テ ィ ア	1 広報紙の配布に協力すること 2 パソコン通信等による情報発信に協力すること 3 要配慮者に対する広報に協力すること

被災者への情報伝達に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第16節」を参照

第17節 二次災害の防止

第1 水害・土砂災害対策

風水害により、河川の護岸施設及びため池の堤体が被害を受けた場合、浸水被害が発生するおそれがある。

このため、建設対策部、消防団は、災害発生直後に、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、県鈴鹿建設事務所、県四日市農林事務所と連携をとりながら、専門技術者等を活用して護岸施設及びため池の巡視を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	避難指示等の発令に関すること
総 務 対 策 部	避難指示等の市民及び関係機関への伝達に関すること
建 設 対 策 部	1 水害・土砂災害等危険箇所の巡視・点検調査に関すること 2 水害・土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること
消 防 団 自 主 防 災 組 織	1 水害・土砂災害等危険箇所の巡視・点検協力に関すること 2 避難指示の市民への伝達に関すること
建 設 業 者 等	水害・土砂災害等危険箇所の調査及び応急復旧の協力に関すること
ボ ラ ン テ ィ ア	水害・土砂災害等危険箇所の点検調査の協力に関すること

二次災害防止に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第17節」を参照。

第18節 災害義援金の受入・配分

第1 災害義援金

大規模災害の発生に際し、被災者に対する災害義援金・災害義援品を必要とする場合は、県、市、関係団体、放送局等が共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定め、行うものとする。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	災害義援金の受入判断、募集指示に関すること。
福 祉 対 策 部	1 関係機関に対する災害義援金の募集に関すること。 2 災害義援金の受入・処理に関すること。 3 災害義援金の配分計画作成・配分に関すること。
総 務 対 策 部	1 災害義援金の募集及び配分の広報に関すること。 2 災害義援金の保管・管理に関すること。
市 民 対 策 部	1 不足物資リストの作成に関すること。 2 市民への災害義援金の配分協力に関すること。
防 災 関 係 機 関	災害義援金の募集、受入、配分等協力に関すること。

災害義援金等の受入・配分に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第18節」を参照

第19節 文教等対策

第1 応急教育対策活動

大規模災害により通常教育が行えない場合の応急教育を実施するとともに、教育機能の早期回復を目指す。

また、文化財の被害状況を収集し、二次災害による被害の防止のために必要な措置を講ずる。

第2 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
教 育 対 策 部	1 園児・児童生徒、教育関係職員及び教育施設の被害状況の調査に関すること。 2 園児・児童生徒及び教育施設利用者の安全確保に関すること。 3 教育施設の応急復旧対策に関すること。 4 応急教育の実施に関すること。 5 教材、学用品等の調達及び給付に関すること。 6 就学奨励費の給付等、園児・児童生徒の教育援護に関すること。 7 教育実施者の確保に関すること。 8 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関すること。 9 学校・幼稚園の避難所活動の支援に関すること。 10 その他応急教育対策に関すること。

文教等対策に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第19節」を参照

第20節 水防及び土砂災害対策

第1 水防活動

1 実施責任

亀山市水防計画に基づく水防本部及び水防団（消防団）は災害対策本部設置時には、ここに包括される。

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 亀山警察署への水防活動協力要請に関する事。 2 自衛隊への応援派遣要請に関する事。
総 務 対 策 部	災害対策本部と消防対策部及び水防機関との連絡調整に関する事。
建 設 対 策 部	1 水害の警戒に関する事。 2 水防巡視等への協力に関する事。 3 水防危険箇所の巡視、避難の勧告及び避難者の誘導等に関する事。 4 浸水想定区域要援護者施設に対する水害情報等の伝達に関する事。 5 その他水防全般に関する事。
消 防 対 策 部	1 災害対策本部と水防機関との連絡調整に関する事。 2 水防機関への応援に関する調整に関する事。 3 水害の警戒に関する事。 4 水防巡視等への協力に関する事。 5 避難の勧告等の伝達に関する事。
消 防 団	1 水害の警戒、被害の拡大防止に関する事。 2 水防巡視等に関する事。 3 水防危険箇所の巡視、避難者の誘導等に関する事。

2 活動の内容

本市における水防活動は、「水防計画」に基づいて実施する。

1 監視及び警戒

- (1) 気象予警報に基づき、建設対策部及び水防機関は、河川等の監視及び警戒を実施する。
- (2) 産業環境対策部は、ため池の監視及び警戒を実施する。

2 水防作業

河川、ため池が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、災害の危険があるときは、適切な水防工法を実施する。

なお、水防作業は、災害対策本部、県、関係行政機関等との連携により実施する。

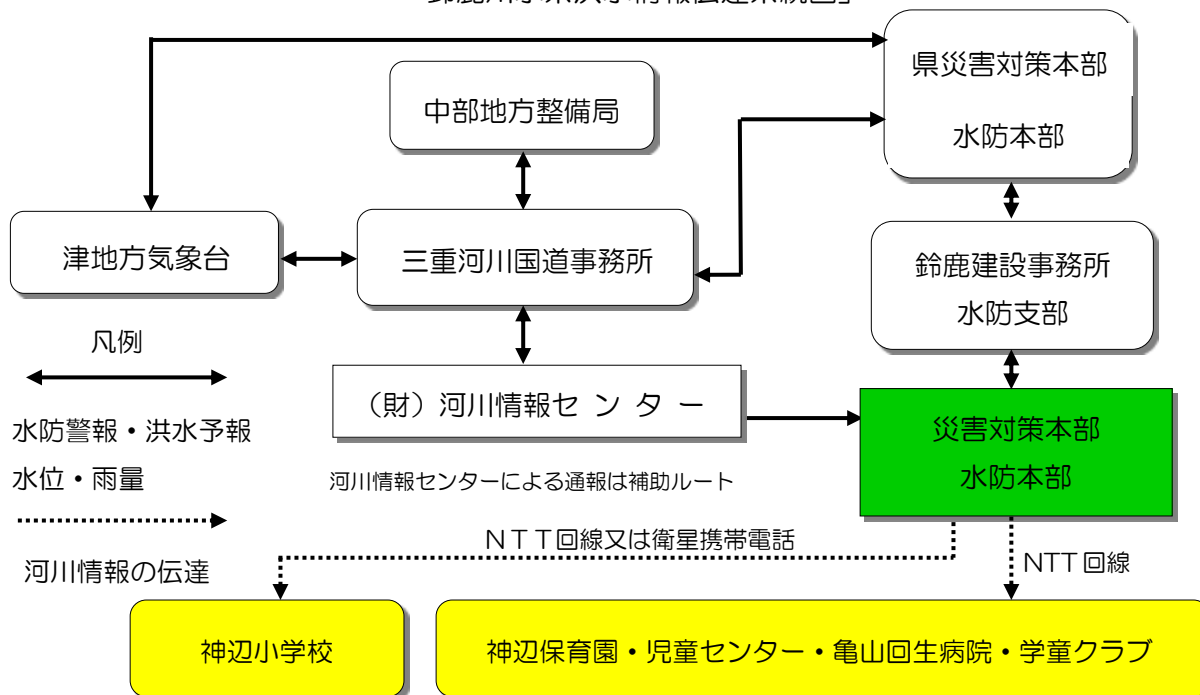
3 浸水被害の軽減

堤防その他の施設が決壊した場合には、直ちに県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。また、浸水被害を軽減するため、排水対策を実施する。

4 浸水想定区域要配慮者施設に対する洪水予報の伝達

本市における鈴鹿川水系浸水想定区域内に所在する要配慮者施設管理者等への洪水予報の伝達（水防法第15条関連）は、災対本部又は水防本部から、電話（FAX）又は衛星携帯電話により、洪水予報等に関する情報の伝達を実施する。

「鈴鹿川水系洪水情報伝達系統図」



5 浸水想定区域要配慮者施設等一覧表

施設の名称	住 所	連 絡 先	担 当 者
亀山市立神辺保育園	亀山市太岡寺町 1259-2	8 2 - 5 8 0 7	園 長
亀山児童センター	亀山市東御幸町 69-5	8 2 - 9 4 6 0	館 長
亀山回生病院	亀山市東御幸町 232	8 4 - 0 3 0 0	院 長
亀山市立神辺小学校	亀山市太岡寺町 1310	8 2 - 1 8 1 9	学 校 長
神辺小学校学童クラブ	亀山市太岡寺町 1296-14	8 3 - 2 1 2 2	管 理 者
サクラサクラ	亀山市川合町 103	8 4 - 0 0 0 2	管 理 者
日の本クラブ井田川	亀山市川合町 300	8 3 - 5 4 9 0	管 理 者

第2 土砂災害対策活動

1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	避難情報の発令に関すること。
危機管理対策部 総務対策部	市民及び関係機関への避難情報の伝達に関すること。
建設対策部	1 土砂災害等危険箇所の巡視・点検調査に関すること。 2 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
消 防 団	1 土砂災害等危険箇所の巡視・点検に関すること。 2 避難指示の市民への伝達に関すること
三重県 鈴鹿建設事務所	1 土砂災害等危険箇所の点検調査に関すること。 2 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
三重県 四日市農林事務所	1 土砂災害等危険箇所の点検調査に関すること。 2 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
自主防災組織	避難情報の市民への伝達協力に関すること
建設業者等	土砂災害等危険箇所の調査及び応急復旧の協力に関すること
ボランティア	土砂災害等危険箇所の点検調査の協力に関すること。

2 土砂災害警戒情報発表時における避難情報の発令

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5章第27条「土砂災害警戒情報の提供」に基づき、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（以下、「土砂災害警戒情報」という。）が発表された場合は、基本法第60条第1項の規定による避難のための立ち退きの指示等一般に周知させるための必要な措置を講ずる。

3 避難判断時における基本方針

土砂災害警戒情報が発表された場合、避難情報の発令は市民の人命を尊重し、迅速に配信する必要があることから、以下に示す手順で避難情報の発令を行う。

なお、基本的な考え方及び行動については、「亀山市避難情報の判断・伝達マニュアル」により行う。

1 避難情報の判断

本部班は、津地方気象台及び県災対本部、三重河川国道事務所等と連携し、防

災気象情報や河川等の情報をあらゆる手段を講じて収集し、災害発生が予想又は確認された場合は、直ちに、本部員会議に報告を行い避難情報発令の判断を行う。

2 避難情報の発令

避難判断に基づき、避難情報の発令を行う場合、直ちに緊急速報メール（エリアメール）及び各種の情報伝達手段を用いて、市民等に対する避難情報の周知を行う。

3 県への報告

避難情報を発令した場合、避難対象地区及び対象世帯数、対象人口を集約し、三重県防災情報システムへの入力を行う。

なお、避難対象世帯及び人口については、近隣市町と同様に、自治会単位での発令とするため自治会の一部が危険地域であっても自治会の全世帯数を対象とする。

4 土砂災害対策等

建設対策部は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、県鈴鹿建設事務所と連携をとりながら、降雨等による土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行う。

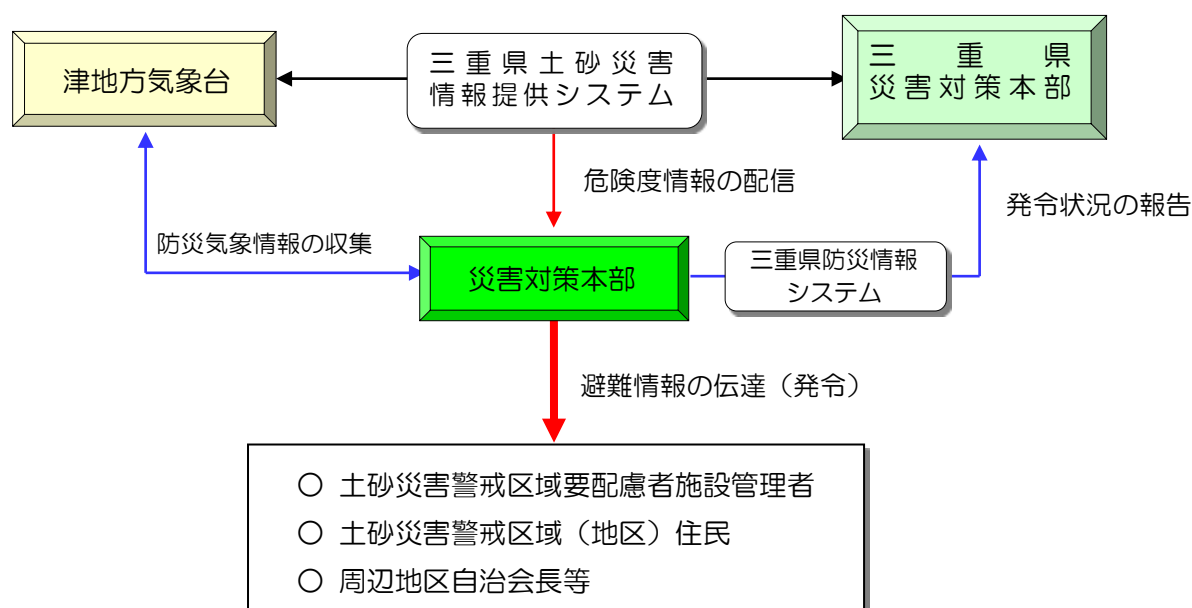
危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、ブルーシートによる崩壊面の被覆、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事といった適切な応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

5 市民への土砂災害情報の伝達

土砂災害に関する情報は、「地震災害対策編第2章第16節第1」により、次の事項を市民に伝達する。

- 1 土砂災害の発生が予想される箇所
- 2 一時避難場所（指定緊急避難場所）、避難所
- 3 避難時の注意事項、携行品等

「土砂災害情報伝達フロー図」



4 要配慮者施設に対する土砂災害情報の伝達

本市における土砂災害区域内に所在する要配慮者施設管理者等への土砂災害情報の伝達（土砂災害防止法第8条関連）は、災対本部から、メール・電話（FAX）又は衛星携帯電話等の複数の通信手段により、土砂災害に関する情報の伝達を実施する。

【土砂災害警戒区域要配慮者利用施設等一覧表】

施設の名称	住 所	連 絡 先	担 当 者
特別養護老人ホーム華旺寿	亀山市関町坂下252	96-3131	施 設 長
特別養護老人ホーム安全の里	亀山市住山町590-1	83-1294	施 設 長
グループホームデイサービスセンター花しょうぶ苑	亀山市本町1-2-12	84-2215	施 設 長
亀山市立野登小学校	亀山市両尾町2124	85-0009	学 校 長
亀山市立中部中学校	亀山市田村町75	82-2101	学 校 長
亀山市立関中学校	亀山市関町新所1863	96-0115	学 校 長
関認定こども園アスレ	亀山市関町木崎786	96-0181	園 長
亀山市立加太小学校	亀山市加太板屋4569	98-0031	学 校 長
亀山市立白川小学校	亀山市白木町2739	82-3007	学 校 長
なかむら小児科	亀山市長明寺町304	84-0010	施 設 長
亀山市立亀山幼稚園	亀山市江ヶ室一丁目2-10	82-0336	園 長
亀山東幼稚園	亀山市本町一丁目9-17	82-5037	園 長
第一愛護園	亀山市南崎町751	82-0350	園 長

6 土砂災害防止のための応急復旧対策

- 1 危険箇所の点検は、危険が想定される箇所の事前想定を基に調査ルートを想定し、優先順位を決めて対応する。
- 2 危険箇所点検要員は、市及び各機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への事前委託、ボランティア募集等を実施し対応する。
- 3 土砂災害を防止するため、仮排水路の設置、不安定土砂の除去、ブルーシート張り、土のう積み、仮設防護柵の設置等の応急工事等を検討、実施する。

第21節 農作物等の被害軽減対策

風水害により、被害を受けた農産物等について、その被害をできる限り軽減するため被害拡大防止措置等を講じる。

第1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総 務 対 策 部	県との連絡調整に関すること
産 業 環 境 対 策 部	1 農業用施設の応急対策に関すること 2 農作物、畜産及び林産物に対する応急対策に関すること 3 農業、林業関係団体との連絡調整に関すること 4 ため池の決壊防止措置に関すること 5 その他防災営農に関すること

第2 活動の内容

1 農業用施設の応急対策

産業環境対策部は、農業用施設の応急対策として以下の活動に取り組む。

- 1 河川等の氾濫によるたん水の排除
- 2 ため池の決壊防止措置
- 3 各種の措置に必要な応援要請及び水利組合等との連絡調整

2 家畜伝染病防疫対策

被災地区における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜保健衛生所長により実施される。

産業環境対策部は、県及び関係機関等と連携を図りながら以下の活動に取り組む。

- 1 病虫害の駆除
- 2 家畜の防疫
- 3 防除器具等の確保

3 農作物被害軽減対策

農作物の被害状況を速やかに把握するとともに、地域農業改良普及センター、農業協同組合等の協力を得て、被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や農作物の病虫害防除対策等の技術指導を行う。

第22節 その他自然災害・突発重大事故対策

第1 局地的大雨対策

1 市道等の適切な管理

市道及び林道について、通行止めや危険区間の雨量規制等の安全対策を講じる。

2 県や津地方気象台等防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や津地方気象台等防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

3 住民への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、気象庁から提供される「降水短時間予報」や「降雨ナウキャスト」により、雨雲の状況等を随時確認するとともに、気象庁が発表する「記録的短時間大雨情報」など、市民等に対し防災気象情報の伝達・周知を図る。

第2 竜巻等突風対策

竜巻は、突発的に発生することから、その発生を予測することが難しい一方で、風速70m/s以上にも達することがある猛烈な風により、進路にあるものを巻き上げながら移動することから、建築物の破壊や飛来物の衝突などの甚大な被害を生じるおそれがある。

このため、市域に「竜巻等突風に関する情報」が発表された場合、津地気象台との連携を図り情報収集体制を強化するとともに、市民等に対し、適時に防災情報などの伝達・周知を図る。

第3 雪害対策

市域内で大雪が降ると、鉄道や道路における交通障害や停電などのライフラインへの影響が生じるとともに、孤立集落が発生するなど、地域に大きな社会的混乱を生じるおそれがある。このため、市域に「雪害に関する情報」が発表された場合、津地方気象台との連携を図り、情報収集体制を強化するとともに、市民等に対し、適時に防災情報などの伝達・周知を図る。

第4 突発重大事故の初動対策

列車事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故、毒物・劇物事故等により死傷者が相当数に達する災害が発生した場合、現地災害対策本部を設置するとともに、以下の活動を行う。

- 1 発生現場付近における警戒区域等の設定
- 2 避難誘導
- 3 医師の派遣、患者の受け入れ

第3章 復旧・復興対策

復旧・復興対策に関する詳細は、「地震災害対策編 第3章 復旧・復興対策」を参照

第4章 重大事故等対策

第1節 危険物施設等の事故対策

第1 危険物施設

1 平常時における予防対策

1 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

2 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

3 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習会等を受講するなど、事故の発生及び災害防止について指導する。

4 防災訓練実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

2 事故発生時の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

危険物施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 危険物及び毒劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

3 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。

4 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

5 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他

の市町に対して応援を要請する。

6 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第2章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

7 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

8 危険物製造所等の使用の一時停止命令等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第12条の3）

9 住民の安全確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

10 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

11 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第2 高圧ガス施設の事故発生時の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

高圧ガス施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。

3 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第2章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第3 火薬類施設の事故発生時の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

火薬類施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。

3 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組

織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第3章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第4 毒劇物施設の事故発生時の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

毒劇物施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合、知事等に助言を求めることができる。

3 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第2章第5節第6 自衛隊災害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第5 放射性物質施設の事故発生時の緊急措置

1 事故発生に係る県への通報

毒劇物施設において事故が発生した場合、速やかに県に通報を行う。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

市長は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。なお、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

3 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け必要に応じ、関係事業所及び関係公共団体の協力を得るなどして救助及び消火活動を実施する。

4 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

5 県に対する自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣が必要な事態が生じた場合は、「第2章第5節第6 自衛隊災

害派遣要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

6 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対して必要資機材の提供を要請する。

7 住民の安全の確保

消防対策部は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

8 火気等の制限

消防対策部は、事業者等と協議のうえ危険性が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

9 避難の指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第6 ばい煙発生施設、排水施設の事故発生時の対応

1 活動体制の確立

事故災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立し、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制を取るものとする。

また、発生災害の状況により市長が必要と認めた場合においては、災害対策本部又は現地対策本部を設置する。

2 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても、必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 消防応急活動及び救助活動
- (3) 医療・救護活動
- (4) 被災者及び地域住民の避難対策活動
- (5) 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第2節 航空機・列車事故等突発災害への対策

1 活動態勢の確立

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線等の突発的事故災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに消火・救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に応じた活動体制を準備する。

また、災害の規模により市長が必要と認めた場合、災害対策本部を設置して、適切な配備態勢を敷くとともに、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

2 応急対策活動

事故等の発生により、災害が発生した場合、災害対策本部等を設置して、以下の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動については、関係機関等と連携を図り、必要に応じて、迅速かつ的確に活動体制を準備する。

- 1 被害情報の収集
- 2 消防応急活動及び救助活動
- 3 医療・救護活動
- 4 被災者及び地域住民の避難対策活動
- 5 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第3節 火災対策

第1 大規模火災対策

1 災害予防

1 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

建築物等について、法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。

(2) 建築物の防火管理体制

建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導する。

(3) 建築物の安全対策の推進

不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対して、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用使用明等の適正な維持管理など、防火・避難対策に関する措置の重要性について、防火査察時等に周知を図る。

2 消防力の強化

(1) 公設消防力の強化

ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に沿って消防組織の整備充実を図る。また、消防団員の数は減少傾向にあるので、これを補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充して資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

イ 消防用施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

(2) 自衛消防力の強化育成

消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図るものとする。

3 防災知識の普及

(1) 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、県と連携を図り、関係機関及び団体等の協力のもとに、春秋2回火災予防運動を実施する。

(2) 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

(3) 立入検査指導の強化

消防対策部は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

1 情報の収集・伝達

市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

2 消防活動

(1) 市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは、火災予防上必要な措置を講ずる。

(2) 消防活動の実施

市域内に火災等による災害が発生した場合の消防活動は、消防本部及び消防団が主体となり活動を行うが、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど、必要な措置を講ずる。

また、消防対策部は、消防活動の主体として市域内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段により呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

(3) 応援要請

ア 災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対

し応援出動を要請する。

なお、被災をしていない市町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところもしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

イ 災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

ウ 市長又は消防長は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県内における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

3 救急活動

(1) 救急活動の実施

消防対策部は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 応援要請

ア 市長又は消防長は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要と判断した場合は、消防活動と同様に協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定める所により応援出動する。

イ 近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。

4 避難措置

発災時には、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行うとともに、必要に応じ避難所を開設する。

5 住民が実施する対策

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

(2) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急隊が到着する

までの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

【参考】

火災気象通報とは

消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から通報される火災気象通報の実施基準は、次による。

- 1 実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下となる見込みのとき。
- 2 最大風速が13m/s以上となる見込みのとき（降雨・降雪中は通報しないこともある。）

第2 林野火災対策

1 林野火災消防計画の確立

消防対策部及び産業建設対策部は、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況並びに林内作業の状況等を考慮のうえ、関係機関等との連携を図り、以下の事項について林野火災消防計画の確立に努めるものとする。

- 1 特別警戒実施計画
 - (1) 特別警戒区域
 - (2) 特別警戒時期
 - (3) 特別警戒実施要領
- 2 消防計画
 - (1) 消防分担区域
 - (2) 出動計画
 - (3) 防護鎮圧計画
- 3 資材整備計画
- 4 啓発運動の推進計画
- 5 防災訓練の実施計画

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

1 災害対策本部の設置

林野火災の発生に際し、市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し災害情報の収集・伝達活動を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

2 消防活動

(1) 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

(2) 消防活動の実施

市域内において火災等による災害が発生した場合の消防活動は、消防機関を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずる。

(3) 近隣市町への応援要請

市長又は消防長は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、被災していない市町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動を行う。

なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

(4) 緊急消防援助隊の応援要請

市長又は消防長は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

なお、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

3 林野火災空中消火活動

市長は、地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じるものとする。

(1) 初動態勢

ア 災害情報等の報告

地域防災計画の定めるところにより災害情報等を報告する。

イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

ウ 火災現場付近の状況の把握

空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。

また、危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把

握しておくこと。

エ 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶための、輸送ルート・輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて亀山警察署と連携し、先導等の措置を講ずる。

(2) 空中消火活動

ア 現場指揮本部における任務

a 情報の総括

空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消火隊の活動統制

消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し、関係機関との連絡調整を行う。

イ 作業手順及び作業内容

消火剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動を実施する。

(3) 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれがあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

(4) 報告

空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（災害対策課）に報告する。

なお、報告内容については、次の内容により行うものとする。

ア 林野火災の発生場所

イ 林野火災焼失（損）面積

ウ 災害派遣を要請した市町名

エ 災害派遣に要した航空機の機種と機数

オ 散布回数（機種別）

カ 散布効果

キ 地上支援の概要

ク その他必要事項

4 救急活動

(1) 救急活動の実施

消防対策部は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 応援要請

消防対策部は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ア あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

イ 消防対策部は、多数の傷病者が発生し近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

5 住民が実施する対策

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

(2) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急隊が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。



目 次

第1	防災上注意すべき自然的条件	
1	防災重点ため池	1
2	山腹崩壊危険地区	4
3	崩壊土砂流出危険地区	5
4	急傾斜地崩壊危険箇所	6
5	土石流危険渓流	13
6	地すべり危険箇所	16
7	市域における土砂災害警戒区域等	17
第2	防災上注意すべき社会的条件	
1	危険物製造所等	53
2	衛生管理	53
第3	避難場所・避難所	
1	指定避難所（指定緊急避難所）	55
2	指定緊急避難場所（一時避難場所）	56
3	その他の避難所	63
4	老人福祉施設	64
5	福祉避難所使用協定締結施設	65
6	指定避難所特設公衆電話設置箇所一覧	65
第4	防災行政無線及び衛星系電話	
1	防災行政無線	66
2	防災行政無線同報系	68
3	固定系屋外拡声子局 ^ル -カ延長箇所	69
4	災害対策用衛星携帯電話	69
第5	航空機場外離発着場	
1	県指定ヘリポート	70
2	ヘリポートの設定上の留意事項	71
第6	災害対策用車両	
1	市保有車両	72
2	消防関係車両	75

第7	災害時応援協定	
1	国の機関	76
2	県の機関	76
3	市町等	76
4	各種団体等	77
5	各種企業等	78
6	生活必需品等	78
7	避難所開設	79
8	福祉避難所開設	79
第8	関係法令等	
1	亀山市防災会議条例	80
2	亀山市災害対策本部条例	82
3	亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱	83
4	亀山市り災証明書交付要綱	87
5	亀山市災害弔慰金の支給に関する条例	90
6	亀山市罹災者見舞金支給要綱	94
第9	県等が行う業務・指定公共機関等応急対策	
1	県等が行う業務	96
2	指定公共機関等応急対策	101
第10	防災関係機関連絡先	102
第11	災害対策本部の開設等	109
第12	防災対策の参考	113
第13	各種様式類	
1	災害概況即報	118
2	被害状況即報	119
3	被害状況調書	123
4	被害調査表	124
5	災害情報通信記録表	126
6	職員参集時災害情報報告書	127
7	自衛隊災害派遣要請書	128
8	自衛隊災害派遣撤収要請書	129
9	三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書	130
10	職員派遣要請書	131
11	緊急通行車両等事前届出書	132
12	緊急通行車両の標章及び証明書	133
第14	災害廃棄物関係申請書	136

第1 防災上注意すべき自然的条件

1 防災重点ため池

(令和3年3月末現在)

(1) 浸水区域に家屋や公共施設等が存在するため池

番号	ため池名称	所在地	備考
1	お池	両尾町字東端 2332 番	ハザードマップ 記載
2	北谷池	川合町字北谷 329 番地先	
3	太岡寺池	太岡寺町字上野 534 番	
4	安場池	和田町安場 120 番 1	
5	和田池	和田町字奥安場 1203 番 1	
6	北山池	下庄町字北山 2113 番 2 地先、2113 番 2、2016 番、2113 番 1 地先	
7	間瀬池	中庄町字間瀬 1064 番	
8	明神池(薬師池)	三寺町字薬師 549 番 1、561 番地先	
9	京丸池	三寺町字京丸 1436 番 1、1436 番 1 地先	
10	鹿丸池	三寺町字鹿丸 1570 番、1570 番地先	
11	桑原池	中庄町字桑原 233 番、233 番地先	
12	美泥池	(池)下庄町字ミドロ 1060 番 2	
13	北垣内池 2	安坂山町字北垣内 176 番	
14	北垣内池 3	安坂山町字北垣内 139 番	
15	中平尾池 1	両尾町字中平尾 1987 番	
16	中平尾池 2	両尾町字中平尾 1989 番	
17	東端池	両尾町字東端 2332 番	
18	善造池	両尾町字原尾 90 番、86 番 3、89 番	
19	屋敷池	両尾町字原尾 59 番、59 番地先	
20	重大池	両尾町字原尾 66 番	
21	入谷池	辺法寺町字大増 137 番 1	
22	起シ池 2	小川町字下広字起シ 1449 番	
23	上廣池 1	小川町字上廣 2613 番	
24	上廣池 2	小川町字上廣 2627 番	
25	鐘突田池 4	小川町字鐘突田 1739 番	
26	上垣内池	白木町字上垣内 2103 番	
27	東大谷池 2	白木町字東大谷 3484 番	
28	東大谷池 3	白木町字東大谷 3499 番	
29	東大谷池 5	白木町字東大谷 3308 番	
30	東大谷池 6	白木町字東大谷 3424 番	
31	中里池 5	白木町字中里 2883 番	
32	東谷池(鷹ノ尾池)	田村町字鷹ノ尾 704 番	
33	樺野池	管内町字樺野 1545 番、1545 番 1、1546 番、1546 番 2	
34	長田池	下庄町字宮ノ谷字宮之谷 2611 番 1、2611 番	
35	城ノ内池 2	安知本町字西垣内字城ノ内 874 番	
36	廣茂池	羽若字廣茂 760 番 1	
37	古池	太岡寺町字菅谷 411 番	
38	新池	太岡寺町字菅谷 363 番	
39	菅谷池	太岡寺町字菅谷 410 番	
40	お安池	楠平尾町大字北浦 277 番	
41	宮ノ浦池	楠平尾町 84 番	
42	から池(道野池)	布気町字上道野 785 番 1	
43	長妻池	川合町字風尾 787 番	
44	新池	関町字三日城 995 番 3	
45	城山池	関町字城山 1416 番、1416 番地先	
46	石場池	関町白木一色字石場 960 番	
47	観音山下池	関町字西町北 1525 番、1525 番 1	
48	長田池	布気町 532 番、362 番 3	
49	西町北池	関町新所字西町北 1569 番、1575 番 3	
50	高利池	関町新所字西町北 1582 番、1574 番 2、番 4	
51	天王池	関町新所字東町北 1888 番、2032 番 2	
52	東町北池	関町新所字東町北 1904 番	

※ 参考 選定基準 (農林水産省平成30年11月新基準)

(2) 浸水区域に家屋や公共施設等が存在しないため池

番号	ため池名称	所在地	備考
1	大池（今福池）	小川町字起シ 1488 番、1488 番地先	
2	にこり池	小川町字行合 2738 番	
3	桜谷池	川合町字若桜 1298 番、1299 番地先	
4	高塚池	布気町字高塚 793 番地先	
5	菰田池	椿世町字菰田 761 番 1	
6	下池	羽若町字下垣内 382 番	
7	風呂屋池	山下町字歌尾谷 986 番 1 地先ほか、986 番 1	
8	笹谷池	安坂山町字笹谷 2151 番	
9	楠木池	安坂山町字楠木 332 番、331 番	
10	北垣内池 1	安坂山町字北垣内 187 番	
11	下代池	両尾町字下代 4102 番	
12	樋ノ口池	両尾町字樋ノ口 3304 番	
13	奥谷西池	両尾町字奥谷 2574 番（2581 番 1）	
14	北浦池	両尾町字北浦 2801 番	
15	清水池 1	両尾町字清水 3082 番	
16	清水池 2	両尾町字清水 3171 番	
17	西谷池	両尾町字西谷 2504 番（字車瀬 2204 番）	
18	大戸池	両尾町字大戸 2632 番	
19	大戸池 2	両尾町字大戸 2621 番	
20	馬屋之谷池	両尾町字馬屋之谷 2613	
21	幸五郎池	両尾町字幸五郎 2605 番	
22	奥谷池 1	両尾町字奥谷 2574 番（字西谷 2504 番）	
23	トンガ池	両尾町字原尾 5 番	
24	初度池	両尾町字初度 1022 番	
25	曲り町池	両尾町字曲り町 1243 番	
26	栗の谷池	両尾町字刑部谷 784 番	
27	鷺谷池	辺法寺町字鷺谷 1974 番 3	
28	名古谷池 1	辺法寺町字名古谷 1754 番	
29	名古谷池 2	辺法寺町字名古谷 1749 番	
30	半治池	辺法寺町字鐘鑄場 1698 番 1	
31	高津場池	辺法寺町字高津場 1418 番	
32	松本池	辺法寺町字高津場 1410 番 1	
33	大増池 1	辺法寺町字西之久保 180 番 1	
34	大増池 2	辺法寺町字大増 49 番 1	
35	北山池 2	辺法寺町字北山 7 番、7 番 1	
36	東谷池 2	小川町字東谷 385 番	
37	北堀池 1	小川町字北堀 1978 番	
38	北堀池 2	小川町字北堀 1976 番	
39	北堀池 3	小川町字北堀 1969 番、1969 番地先	
40	鐘突田池 1	小川町字鐘突田 1778 番地	
41	西堀池	小川町字鐘突田 1780 番 2	
42	鐘突田池 2	小川町字鐘突田 1765 番	
43	岡垣内池 1	白木町字岡垣内 3345 番	
44	無名池 5 2	小川町字松原 1385 番地	
45	無名池 5 3	小川町字起シ 1451 番	
46	無名池 5 4	小川町字起シ 1453 番 10 の内	
47	無名池 5 7	小川町字起シ 1459 番	
48	学校道池	小川町字起シ 1459 番	
49	岡垣内池 2	白木町字岡垣内 3317 番	
50	中里池 1	白木町字中里 2896 番	
51	中里池 2	白木町字中里 2897 番	
52	中里池 3	白木町字中里 2902 番	
53	岡垣内池 5	白木町字岡垣内 3308 番	
54	岡垣内池 6	白木町字岡垣内 3210 番	
55	池谷池	太森町字池谷 1907	
56	げんご池	管内町字定脇 1657 番 1	
57	畑作り池	管内町字畑作り 2773 番 2 の内	
58	東上野山池	阿野田字東上野山 2348 番 1	

番号	ため池名称	所在地	備 考
59	一ノ谷池1	下庄町字一ノ谷 2533 番	
60	一ノ谷池2	下庄町字一ノ谷 2662 番	
61	北古屋池	下庄町字北古屋 3233 番地先	
62	土坂池	下庄町字土坂 259 番	
63	そび池	三寺町字口そび 2314 番	
64	間瀬・そび池	中庄町字間瀬 1215 番	
65	西浦池	三寺町字西浦 726 番	
66	鍛冶ヶ前池	三寺町字鍛冶ヶ前 816 番	
67	前田池	三寺町字前田 297 番 1	
68	志田尾池	田茂町字志田尾 87 番	
69	長法谷池	安知本町字長法谷 1806 番 1	
70	井林池2	安知本町字井林 1277 番	
71	城ノ内池1	安知本町字城ノ内 892 番	
72	西蔵瀬古池	田茂町字西蔵瀬古 244 番	
73	ドンド池	安知本町字宮ノ垣内 616 番	
74	新池	安知本町字宮ノ垣内 630 番 1	
75	八谷池	木下町字立谷 323 番	
76	赤池	楠平尾町字西落 444 番	
77	大古場池2	野村町字大古場 1852 番	
78	井林池	安知本町字井林 1317 番	
79	桂谷池	安知本町字桂谷 1096 番	
80	奥谷池2	両尾町字奥谷 2572 番	
81	ベツ池	安知本町字桂谷 1165 番	
82	長池	関町鷺山字風尾 787 番	
83	破魔射場池	関町新所字破魔射場 552 番	
84	倉ヶ谷池	関町福德字倉ヶ谷 742 番、743 番	

※ 参考 選定基準 (農林水産省平成30年11月新基準)

2 山腹崩壊危険地区

番号	町(大字)	字	面積(ha)	人家(戸)	公共施設	道 路
1	両尾町	南原尾	2.0	18	1	市 道
2	小川町	徳正	1.0	19	1	県 道
3	安知本町	宮ノ垣内	4.0	10	2	市 道
4	三寺町	上ノ垣内	2.0	35	1	市 道
5	下庄町	上古屋	3.0	16	0	市 道
6	下庄町	弘法寺	1.0	8	0	市 道
7	野村町	和賀	2.0	10	0	市 道
8	安坂山町	大岨	3.0		0	市 道
9	関町小野	上門田	2.0	7	1	農 道
10	関町小野	末藤	1.0	13	0	
11	関町新所	東町北	2.0		2	
12	関町新所	東町北	1.0	1	0	市 道
13	関町市瀬	古畑	2.0	7	0	市 道
14	関町沓掛	稗ヶ畑	1.0	3	0	市 道
15	関町沓掛	芝ヶ鼻	2.0	17	2	市 道
16	関町沓掛	東焼地藏	1.0	5	0	市 道
17	関町坂下	下中町	2.0	23	1	市 道
18	関町坂下	上中町	2.0	7	0	市 道
19	関町坂下	古町	9.0		0	国 道
20	関町坂下	峠	2.0		0	国 道
21	関町坂下	兵治尾	8.0		2	国 道
22	関町小野	茂り川	3.0		0	国 道
23	関町坂下	瓜畑	4.0		0	国 道
24	関町坂下	月組	7.0		0	国 道
25	関町沓掛	樋尻谷	7.0		0	国 道
26	関町沓掛	林ヶ谷	11.0		0	国 道
27	関町坂下	中津河山	3.0	3	0	市 道
28	関町新所	岩伝	12.0		0	国 道
29	関町新所	柴ヶ谷	17.0		1	国 道
30	関町新所	小倉	5.0		1	
31	関町金場	岩谷	4.0		0	国 道
32	加太市場	中出	8.0	36	4	国 道
33	加太北在家	北在家	1.0	8	0	
34	加太神武	向井田	5.0	19	1	市 道
35	加太板屋	小黒見	1.0	6	1	国 道
36	加太市場	市場	1.0	12	0	国 道
37	関町越川	西組	2.0	6	0	国 道
38	関町越川	仲組	2.0	1	2	
39	関町久我	七郎坊	3.0		1	市 道
40	関町福德	上垣内	1.0		2	市 道
41	関町福德	下垣内	2.0	5	2	市 道
42	関町木崎	泉ヶ丘	1.0	14	0	市 道
43	関町市瀬	木ノ葉	3.0	17	2	国 道
44	関町白木一色	一色	1.0	20	1	市 道
45	関町坂下	上中町	4.0	11	0	市 道
46	両尾町	清水	1.0	4	0	
47	安坂山町	船石	2.0		0	

3 崩壊土砂流出危険地区

(令和6年3月末現在)

番号	町(大字)	字	面積(ha)	人家(戸)	公共施設	道 路
1	安坂山町	高畑	2.85	19		市 道
2	安坂山町	神子谷	0.36	14		県 道
3	安坂山町	一の谷	2.85	6		県 道
4	両尾町	東瀬谷	3.00	2		県 道
5	両尾町	上の平	1.20	10	1	県 道
6	小川町・白木町	北河内	5.10	2		林 道
7	安坂山町	船石	3.00			市 道
8	安坂山町	船石	3.45			林 道
9	安坂山町	小総	2.85			林 道
10	安坂山町	船石	0.36			林 道
11	安坂山町	水谷	0.36			市 道
12	両尾町	奥谷	0.09			農 道
13	関町白木一色	吉尾	0.36			県 道
14	関町白木一色	吉尾	2.16	8		県 道
15	関町市瀬	転石	0.60	5		国 道
16	関町市瀬	転石	0.24			国 道
17	関町市瀬	中切	1.44	8	1	国 道
18	関町	古田	0.60			国 道
19	関町	古田	0.24	1		国 道
20	関町沓掛	東鞍骨	1.05			市 道
21	関町沓掛	樋尻谷	1.05			国 道
22	関町坂下	鈴鹿山	1.08	2		国 道
23	関町坂下	古町	0.24			国 道
24	関町坂下	古町	1.08			国 道
25	関町坂下	下石倉	0.84	3		市 道
26	関町沓掛	口洗場	0.36			市 道
27	関町沓掛	東焼地藏	0.18	1	1	市 道
28	関町新所	寒風	0.48		1	国 道
29	関町金場	植切	2.88		1	国 道
30	関町金場	宮の谷	0.36		1	
31	関町金場	一ノ木戸	1.44			国 道
32	加太市場	玉理	0.54	1	1	国 道
33	加太市場	坊谷	2.64		1	国 道
34	加太市場	葉山	0.18		1	国 道
35	加太向井	東垣内	0.36	4		市 道
36	加太北在家	大崗寺	0.36			国 道
37	加太北在家	大崗寺	3.12			国 道
38	加太中在家	黒谷	5.52		1	県 道
39	関町久我	大谷	0.12	6		国 道
40	加太中在家	乙ヶ平	1.98			国 道
41	関町坂下	大滝	11.40	5		国 道
42	加太神武	深切	2.88	5		国 道
43	関町新所町	仰々ダイ	0.18			国 道
44	加太北在家	吹込谷	0.24	1	1	国 道
45	加太梶ヶ坂	妹尻川	3.75		1	林 道
46	加太板屋	出雲谷	4.95			林 道
47	加太北在家	梅ヶ谷	2.85			林 道
48	関町沓掛	口洗場	0.18			市 道
49	関町福德	真谷	1.62			林 道
50	関町福德	真谷	4.32			林 道
51	関町坂下	中津河山	6.49	1		市 道
52	関町金場	西古子	0.99			国 道
53	加太向井	隠し岩	5.52			国 道

4 急傾斜地崩壊危険箇所

(自然がけ)

箇所番号	箇所名	町・字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設
1100299	池山1	安坂山町南條	35	240	10	10	有り
1100300	池山2	安坂山町上條	45	400	8	12	有り
1100301	安楽1	安坂山町東屋敷	50	120	12	5	有り
1100302	安楽2	安坂山町中林	30	180	20	5	有り
1100303	平尾1	両尾町中平尾	45	320	8	14	有り
1100304	平尾2	両尾町北平尾	30	420	8	15	有り
1100305	原尾1	両尾町南原尾	40	220	15	12	有り
1100306	原尾2	両尾町原尾	30	240	8	8	
1100307	原尾3	両尾町原尾	30	100	5	5	有り
1100308	小川徳正	小川町徳正	35	385	10	14	
1100309	今里1	小川町仁之田	45	170	20	5	有り
1100310	今里2	小川町今里	30	230	10	6	有り
1100311	今里3	小川町今里	30	180	10	11	有り
1100312	松山	小川町松山	30	440	40	10	
1100313	経塚	小川町経塚	45	270	36	6	
1100314	上白木	白木町上垣内	40	260	12	7	有り
1100315	下白木1	白木町貝下	80	120	8	6	有り
1100316	下白木2	白木町貝下	70	355	10	7	
1100317	下白木3	白木町中里	45	200	8	6	有り
1100318	下白木4	白木町岡垣内	50	260	12	5	
1100319	押之尾	白木町押之尾	60	190	15	5	有り
1100320	上野垣内	阿野田町上野垣内	30	140	7	16	
1100321	東起	辺法寺町東起	50	310	10	14	有り
1100322	辺法寺1	辺法寺町穴虫	35	210	5	7	有り
1100323	辺法寺2	辺法寺町不動川原	30	390	8	10	
1100324	辺法寺3	辺法寺町納所	40	210	10	6	有り
1100325	森	川崎町判正寺	55	150	8	7	有り
1100326	金瀬	川崎町金瀬	30	140	6	5	
1100327	高頭	太森町高頭	35	200	15	6	
1100328	岩森	太森町高頭	40	240	18	6	
1100329	長明寺	長明寺町長池の谷	50	90	6	7	
1100330	安場地区	和田町安場	50	90	8	5	
1100331	和田	和田町若宮	37	50	6	5	
1100332	辻垣内	小下町	30	140	10	7	有り
1100333	萩野地区	栄町萩野	30	380	10	19	
1100334	椿世1	椿世町椿世	35	360	10	10	
1100335	椿世2	椿世町椿世	45	190	6	6	
1100336	椿世3	椿世町椿世	45	160	10	10	有り
1100337	椿世4	椿世町椿世	45	130	10	6	有り
1100338	本町1	本町1丁目	60	160	8	6	有り
1100339	本町2	本町1丁目	50	120	10	6	
1100340	鹿島	北鹿島町	35	380	20	50	有り
1100341	奥南1	菅内町奥南	30	190	10	7	
1100342	奥南2	菅内町奥南	30	160	10	6	有り
1100343	奥南3	菅内町奥南	30	500	8	6	有り
1100344	阿野田1	阿野田町下野垣内	30	200	6	6	有り
1100345	阿野田2	阿野田町上野垣内	45	180	10	6	
1100346	阿野田3	阿野田町上野垣内	35	190	10	5	
1100347	東台	東台町東台	30	380	8	13	
1100348	北町	北町	30	155	16	7	
1100349	東町1	東町二丁目	40	130	24	11	有り
1100350	東町2	東町一丁目	50	410	15	29	有り
1100351	江ヶ室1	江ヶ室一丁目	35	100	10	5	有り
1100352	江ヶ室2	江ヶ室二丁目	30	150	6	5	
1100353	本丸1	本丸	60	170	8	5	有り
1100354	本丸2	本丸	50	100	6	8	有り
1100355	中屋敷	中屋敷町	40	240	20	11	

箇所番号	箇所名	町・字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設
1100356	羽若	羽 若 町 岩 谷	30	130	7	5	有り
1100357	若山	若 山 町 若 山	40	100	12	5	有り
1100358	西町1	西 町 大 谷	35	160	13	112	有り
1100359	西町2	西 町	40	230	15	17	
1100360	市ヶ坂	市 ヶ 坂 町	40	130	7	5	
1100361	西町4	西 町 大 谷	50	250	10	11	有り
1100362	南崎1	南 崎 町 南 崎	40	200	11	7	
1100363	南崎2	南 崎 町 南 崎	60	100	10	17	有り
1100364	落針	布 気 町 山 之 下	50	80	8	11	有り
1100365	布気1	布気町鍛冶屋瀬古	40	390	15	11	有り
1100368	山下	山 下 町 大 垣 内	30	240	8	8	有り
1100369	和賀1	和 賀 町	30	360	10	7	
1100370	和賀3	和 賀 町	30	230	15	6	
1100371	和賀2	和 賀 町	30	210	10	7	有り
1100372	楠平尾1	楠 平 尾 町 北 浦	30	120	8	5	
1100373	楠平尾2	楠 平 尾 町 屋 敷	35	110	5	6	有り
1100374	宮の垣内	安知本町宮の垣内	40	240	10	10	
1100375	三寺	三 寺 町 中 西 垣 内	45	240	20	11	有り
1100376	中庄	中 庄 町 鍛 冶 前	30	140	5	5	
1100377	上古屋	下 庄 町 上 古 屋	35	470	8	21	
1100378	下庄出屋	下 庄 町 下 日 焼	45	140	10	10	有り
1100379	名越	田 村 町 御 堂 前	30	360	10	5	
1100380	平尾	両 尾 町 車 瀬	45	230	10	3	有り
1100381	高原	川 崎 町 高 原	45	140	6	5	
1100382	南野	南 野 町	50	240	5	9	有り
1100397	久我	関 町 久 我				26	有り
1102291	阿野田4	阿 野 町 門 垣 内	45	200	10	7	有り
1102292	阿野田5	阿 野 町 御 座 垣 内	30	150	10	6	有り
1102293	原尾4	両 尾 町 原 尾	30	100	16	5	有り
1102595	石水溪1	安 坂 山 町	45	200	10	1	
1102596	石水溪2	安 坂 山 町	45	120	30	0	
1102597	石水溪3	安 坂 山 町	34	170	80	7	
1102598	原尾5	両 尾 町 原 尾	51	300	25	5	
1102599	上白木1	白 木 町	30	20	14	0	
1102600	上白木2	白 木 町	30	15	25	0	
1102601	岩森1	太 森 町 岩 森	34	50	10	1	
1102602	中里2	中 里	42	125	18	7	
1102603	住山1	住 山	36	70	22	1	
1102604	住山12	住 山	37	130	12	12	
1102605	長明寺3	長 明 寺 町	45	175	17	0	
1102606	野村2	野 村 町	34	190	8	5	
1102607	羽若3	羽 若 町	38	100	12	5	
1102608	東町4	東 町	35	200	14	5	
1102609	中野1	中 野	38	105	8	5	
1102610	下庄1	下 庄	35	180	14	10	
1102611	安知本町	安 知 本 町	31	180	12	5	
1102612	下庄3	下 庄	34	95	10	6	
1102616	坂下3	関 町 坂 下					
2100227	野登寺2	安 坂 山 町 池 山	45	90	90	2	
2100228	野登寺3	安 坂 山 町 池 山	40	125	50	2	
2100229	坂本1	安 坂 山 町 坂 本	45	175	12	2	
2100230	池山4	安 坂 山 町 池 山	37	70	20	1	
2100231	池山5	安 坂 山 町 池 山	38	105	8	1	
2100232	安楽3	安 坂 山 町 安 楽	45	40	10	1	
2100233	安楽5	安 坂 山 町 安 楽	32	15	28	2	
2100234	平尾3	両 尾 町 西 平 尾	50	60	10	1	
2100235	平尾4	両 尾 町 西 平 尾	32	40	14	2	
2100236	平尾5	両 尾 町 平 尾	34	110	8	2	
2100237	平尾6	両 尾 町 平 尾	35	85	10	1	
2100238	河内1	両 尾 町 河 内	45	150	20	4	

箇所番号	箇所名	町・字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設
2100239	平尾8	両尾町平尾	40	70	10	1	
2100240	森2	川崎町森	34	160	15	3	
2100241	森3	川崎町森	30	90	10	3	
2100242	東條1	小川町東條	32	70	25	1	
2100243	東條2	小川町東條	45	100	12	1	
2100244	一色1	川崎町一色	45	100	10	2	
2100245	一色2	川崎町一色	45	125	13	4	
2100246	今里4	小川町今里	42	120	40	2	
2100247	経塚2	経塚	34	65	17	1	
2100248	一色3	川崎町一色	55	205	20	1	
2100249	一色4	川崎町一色	38	105	8	4	
2100250	一色5	川崎町一色	45	80	24	1	
2100251	一色6	川崎町一色	45	130	20	1	
2100252	西色1	西色	53	220	20	3	
2100253	上坂1	西色	45	300	16	1	
2100254	岩森2	岩森町	34	120	15	2	
2100255	下白木5	白木町	50	230	26	1	
2100256	下白木6	白木町	39	300	16	3	
2100257	下白木7	白木町	45	85	10	1	
2100258	住山13	住山町	40	75	6	2	
2100259	長明寺2	長明寺町	45	80	20	1	
2100260	田村1	田村町	45	80	14	1	
2100261	川合3	川合町	40	70	10	1	
2100262	田村3	田村町	45	75	12	1	
2100263	朝明山2	朝明山	45	50	7	3	
2100264	朝明山3	朝明山	38	135	12	1	
2100265	中村2	中村	34	90	8	1	
2100266	羽若5	羽若町	30	135	8	2	
2100267	羽若6	羽若町	34	100	10	2	
2100268	東町3	東町1丁目	39	30	8	1	
2100269	市ヶ坂	市ヶ坂町	45	150	8	4	
2100270	羽若7	羽若町	45	100	10	2	
2100271	若山2	若山町	35	120	14	3	
2100272	若山3	若山町	50	240	12	4	
2100273	北町4	北町	39	140	22	1	
2100274	木下4	木下町	34	320	22	2	
2100275	山下2	山下町	32	90	10	1	
2100276	南崎3	南崎町	40	80	10	1	
2100277	天神1	天神	34	105	10	1	
2100278	天神2	天神	39	140	16	1	
2100279	和賀10	和賀町	37	85	10	1	
2100280	東御座4	東御座	31	80	12	1	
2100281	東御座4	東御座	45	100	12	3	
2100282	二本松1	二本松	31	35	12	1	
2100283	二本松2	二本松	32	40	8	1	
2100284	下庄4	下庄町	30	30	20	2	
2100285	下庄5	下庄町	39	100	16	1	
2100286	神向谷2	下庄町神向谷	35	290	14	1	
2100287	神向谷3	下庄町神向谷	35	110	10	2	
2100288	神向谷4	下庄町神向谷	30	80	10	1	
2100289	中庄1	中庄町	45	120	8	2	
2100290	中庄3	中庄町	45	90	8	3	
2100291	安知本22	安知本町	38	400	20	1	
2100292	安知本23	安知本町	35	105	10	1	
2100293	安知本24	安知本町	37	85	15	1	
2100294	下庄24	下庄町	70	210	20	3	
2100295	下庄29	下庄町	34	70	10	2	
2100296	下庄30	下庄町	40	80	10	2	
2100297	下庄出屋1	下庄町	35	40	14	1	
2100298	下庄出屋2	下庄町	34	190	10	1	

箇所番号	箇所名	町・字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設
2100299	下庄出屋3	下 庄 町	35	180	14	1	
2100300	亀田5	亀 田 町	39	140	24	2	
2100301	下庄21	下 庄 町	34	350	20	1	
2100302	太岡寺	太 岡 寺 ホ ヲ リ	40	210	15	2	
2100303	小野	小 野 町 砂 入	50	340	12	4	
1100383	坂下1	関 町 坂 下 上 中 町	54	360	15	14	有り
1100384	坂下2	関 町 坂 下 下 中 町	52	300	48	12	有り
1100385	沓掛1	関 町 沓 掛 東 焼 地 蔵	57	130	20	0	
1100386	沓掛2	関 町 沓 掛 東 焼 地 蔵	35	160	40	11	有り
1100387	沓掛3	関 町 沓 掛 芝 ケ 鼻	33	180	51	6	有り
1100388	沓掛4	関 町 沓 掛 村 の 東	45	260	25	19	有り
1100389	沓掛5	関 町 沓 掛 稗 ケ 畑	35	100	20	5	有り
1100390	沓掛6	関 町 沓 掛 櫓 の 木	40	100	20	7	有り
1100391	新所1	関 町 新 所 東 町 北	45	120	18	7	
1100392	泉ヶ丘1	関 町 泉 ケ 丘	43	400	18	24	
1100393	泉ヶ丘2	関 町 泉 ケ 丘	40	270	18	13	有り
1100394	小野1	関 町 小 野 上 門 田	30	210	10	5	有り
1100395	小野2	関 町 小 野 末 藤	30	320	8	6	
1100396	福德	関 町 福 徳 下 垣 内	50	260	20	8	有り
1100397	久我	関 町 久 我 七 郎 坊	31	300	20	5	有り
1100398	越川	関 町 越 川 西 組	48	130	20	6	有り
1100399	越川2	関 町 越 川 中 組	32	160	30	4	
1100400	向井	加 太 向 井 上 山	45	185	25	9	
1100401	市場1	加 太 市 場 中 出	40	190	57	1	有り
1100402	市場2	加 太 市 場	30	320	20	17	有り
1100403	板屋	加 太 板 屋 小 黒 見	45	145	20	4	有り
1100404	神武1	加 太 神 武 畑	50	150	15	6	有り
1100405	神武2	加 太 神 武	36	100	25	6	有り
1100406	白木一色	関 町 白 木 一 色	32	120	32	6	
1100407	新所2	関 町 新 所 東 町 北	35	60	30	6	
1102613	新所町1	関 町 新 所 町 鷺 山	48	62	20	11	
1102614	新所町2	関 町 新 所 町 鷺 山	38	215	20	27	
1102615	加行山	関 町 新 所 町	45	180	75	7	
1102616	坂下3	関 町 坂 下	45	100	32	0	
1102617	坂下4	関 町 坂 下	36	45	18	0	
1102618	金場1	関 町 金 場	52	130	38	8	有り
1102619	坂下9	関 町 坂 下	60	65	30	0	
1102620	向井2	加 太 向 井	36	150	60	0	有り
1102621	梶ヶ坂	加 太 梶 ケ 坂	40	150	22	11	
1102622	神武3	加 太 神 武	34	55	10	0	
1102623	神武6	加 太 神 武	36	170	40	2	
1102624	南在家1	加 太 南 在 家	50	120	44	0	有り
2100304	白木一色8	関 町 白 木 一 色	42	145	22	1	
2100305	古厩	関 町 古 厩	36	45	9	2	有り
2100306	鷺山	関 町 鷺 山 不 動 口	50	75	14	2	
2100307	久我2	関 町 久 我	36	50	18	1	有り
2100308	新所町6	関 町 新 所 町	34	60	55	1	
2100309	新所町7	関 町 新 所 町	40	60	30	2	
2100310	加行山1	関 町 新 所 町	46	70	36	1	
2100311	福德2	関 町 福 徳	30	100	30	2	
2100312	萩原2	関 町 萩 原	40	80	18	1	
2100313	福德3	関 町 福 徳	30	55	102	1	
2100314	沓掛7	関 町 沓 掛	54	55	50	1	有り
2100315	市之瀬5	関 町 市 之 瀬	45	60	70	1	有り
2100316	金場2	関 町 金 場	45	90	10	3	
2100317	久我3	関 町 久 我	42	50	15	2	
2100318	越川4	関 町 越 川	45	25	18	1	
2100319	越川5	関 町 越 川	32	60	58	1	
2100320	坂下5	関 町 坂 下	38	105	52	4	有り
2100321	坂下6	関 町 坂 下	46	115	15	2	有り

箇所番号	箇所名	町・字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設
2100322	坂下7	関 町 坂 下	50	75	16	1	有り
2100323	市場3	加 太 市 場	40	80	40	1	有り
2100324	梶ヶ坂2	加 太 梶 ヶ 坂	32	15	22	2	
2100325	梶ヶ坂3	加 太 梶 ヶ 坂	30	45	34	3	
2100326	梶ヶ坂4	加 太 梶 ヶ 坂	50	55	30	1	
2100327	梶ヶ坂5	加 太 梶 ヶ 坂	34	95	22	2	
2100328	梶ヶ坂6	加 太 梶 ヶ 坂	58	70	8	1	
2100329	北在家1	加 太 北 在 家	32	75	18	4	
2100330	中在家	加 太 中 在 家	30	33	18	1	
B2117027	富士ハイツ1	関 町 富 士 ハ イ ツ				2	
B2117028	坂下10	関 町 坂 下				1	

(人工がけ)

箇所番号	箇所名	町・字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設
1200020	野村	野 村	50	160	20	9	有り
1200153	亀田3	亀 田 町	40	230	12	6	
2200030	川合6	川 合 町	30	150	8	2	
2200031	下庄28	下 庄 町	30	65	14	3	
2200032	今里5	小 川 町 今 里	45	140	18	1	
1200021	木崎	関 町 木 崎 末 藤	60	250	10	11	有り
1200154	坂下8	関 町 坂 下	54	110	130	0	有り
2200033	白木一色9	関 町 白 木 一 色 石 場	56	130	18	1	

(自然がけ)

箇所番号	箇所名	町・字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設
3100466	坂本2	安 坂 山 町 坂 本	53	145	30	0	
3100467	坂本3	安 坂 山 町 坂 本	36	155	30	0	
3100469	石水溪4	安 坂 山 町	34	100	60	0	
3100471	池山6	安 坂 山 町 池 山	45	205	18	0	
3100472	安楽4	安 坂 山 町 安 楽	45	215	20	0	
3100473	安楽6	安 坂 山 町 安 楽	45	110	10	0	
3100474	原尾4	両 尾 町 原 尾	45	260	12	0	
3100475	原尾6	両 尾 町 原 尾	34	235	30	0	
3100477	東条1	小 川 町 東 条	45	210	30	0	
3100478	東条2	小 川 町 東 条	44	220	22	0	
3100479	平尾7	両 尾 町 平 尾	50	155	12	0	
3100481	柴崎2	川 崎 町 柴 崎	34	140	20	0	
3100483	森4	川 崎 町 森	39	120	20	0	
3100484	森5	川 崎 町 森	34	255	10	0	
3100485	森6	川 崎 町 森	45	185	18	0	
3100486	柴崎4	川 崎 町 柴 崎	37	245	20	0	
3100488	徳原1	川 崎 町 徳 原	46	200	10	0	
3100492	今福4	小 川 町 今 福	30	110	30	0	
3100494	上白木4	白 木 町 上 白 木	45	190	12	0	
3100495	上白木5	白 木 町 上 白 木	38	55	12	2	
3100497	上白木7	白 木 町 上 白 木	45	245	12	0	
3100498	上白木8	白 木 町 上 白 木	39	170	26	0	
3100499	上白木9	白 木 町 上 白 木	42	160	26	0	
3100505	東条3	小 川 町 東 条	39	150	26	0	
3100507	今福6	小 川 町 今 福	48	120	14	0	
3100508	経塚1	小 川 町 経 塚	41	285	34	0	
3100509	辺法寺4	辺 法 寺 町	39	445	18	0	
3100510	太森1	太 森 町	46	580	18	0	
3100511	太森2	太 森 町	35	155	10	0	
3100512	太森3	太 森 町	45	125	12	0	
3100513	辺法寺5	辺 法 寺 町	35	75	14	0	
3100515	辺法寺6	辺 法 寺 町	35	115	14	0	

箇所番号	箇所名	町・字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設
3100516	辺法寺7	辺 法 寺 町	45	110	12	0	
3100520	辺法寺11	辺 法 寺 町	30	110	20	0	
3100521	辺法寺12	辺 法 寺 町	37	135	15	0	
3100522	辺法寺13	辺 法 寺 町	39	70	12	0	
3100524	上白木12	白 木 町 上 白 木	45	230	18	0	
3100527	上白木15	白 木 町 上 白 木	40	170	10	0	
3100529	貝下2	白 木 町 貝 下	45	140	24	0	
3100536	中里1	白 木 町 中 里	40	145	24	0	
3100537	住山2	住 山 町	31	100	14	0	
3100538	住山3	住 山 町	50	120	30	0	
3100539	住山4	住 山 町	41	120	12	0	
3100540	住山5	住 山 町	38	375	14	0	
3100542	住山7	住 山 町	41	215	10	0	
3100543	住山8	住 山 町	36	115	16	0	
3100544	道野1	布 気 町 道 野	51	110	12	0	
3100545	道野2	布 気 町 道 野	41	340	14	0	
3100546	道野3	布 気 町 道 野	39	185	14	0	
3100547	道野4	布 気 町 道 野	41	150	12	0	
3100548	下白木8	白 木 町 下 白 木	41	315	20	0	
3100549	下白木9	白 木 町 下 白 木	30	155	18	0	
3100550	下白木10	白 木 町 下 白 木	42	205	22	0	
3100553	辺法寺14	辺 法 寺 町	36	220	20	0	
3100558	住山15	住 山 町	39	265	22	0	
3100565	長明寺1	長 明 寺 町	45	155	14	0	
3100566	川合3	川 合 町	45	115	16	0	
3100567	川合4	川 合 町	34	95	36	0	
3100568	川合5	川 合 町	43	200	28	0	
3100569	椿世8	椿 世 町	45	110	16	0	
3100570	亀田4	亀 田 町	38	280	16	0	
3100574	椿世12	椿 世 町	51	175	18	0	
3100575	長明寺4	長 明 寺 町	55	110	14	0	
3100576	田村2	田 村 町	45	110	20	0	
3100577	朝明山	太 岡 寺 町 朝 明 山	42	190	32	0	
3100578	小野2	小 野 町	39	265	16	0	
3100579	道野5	布 気 町 道 野	44	205	10	0	
3100580	道野6	布 気 町 道 野	30	90	10	0	
3100581	道野7	布 気 町 道 野	39	90	12	0	
3100582	布気2	布 気 町	40	100	12	0	
3100583	中村1	天 神 町 中 村	34	95	10	0	
3100584	野村1	野 村 町	33	180	30	0	
3100585	羽若1	羽 若 町	45	145	60	0	
3100587	羽若4	羽 若 町	31	55	12	0	
3100588	江ヶ室3	江 ケ 室 町	45	250	20	0	
3100589	西丸1	西 丸 町	38	145	10	0	
3100590	野村3	野 村 町	38	150	20	0	
3100591	若山4	若 山 町	36	200	22	0	
3100592	椿世13	椿 世 町	32	180	14	0	
3100593	上野1	上 野 町	41	455	12	0	
3100594	江ヶ室4	江 ケ 室 2 丁 目	37	120	18	0	
3100595	江ヶ室5	江 ケ 室 2 丁 目	46	105	20	0	
3100597	北町2	北 町	44	160	18	0	
3100598	北町3	北 町	48	210	10	0	
3100599	川合8	川 合 町	34	120	10	0	
3100600	小野3	小 野 町	34	175	12	0	
3100601	山下1	山 下 町	49	185	12	0	
3100602	山下3	山 下 町	45	55	10	1	
3100603	山下4	山 下 町	40	110	10	2	
3100604	山下5	山 下 町	48	270	38	0	
3100605	野村4	野 村 町	31	130	34	0	
3100606	野村5	野 村 町	39	140	16	0	

箇所番号	箇所名	町・字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設
3100607	野村6	野 村 町	46	160	14	0	
3100608	野村7	野 村 町	36	110	24	0	
3100610	山下6	山 下 町	40	160	14	0	
3100612	野村9	野 村 町	43	125	14	0	
3100613	野村10	野 村 町	31	100	12	0	
3100614	野村11	野 村 町	45	145	60	0	
3100615	和賀4	和 賀 町	35	55	22	0	
3100617	和賀6	和 賀 町	46	485	20	0	
3100619	野村12	野 村 町	38	300	35	0	
3100620	和賀8	和 賀 町	42	130	16	0	
3100621	和賀9	和 賀 町	40	195	20	0	
3100622	野村13	野 村 町	34	505	30	0	
3100623	野村14	野 村 町	34	170	10	0	
3100624	海本1	海 本 町	39	185	10	0	
3100625	海本2	海 本 町	31	210	12	0	
3100626	管内1	管 内 町	37	220	10	0	
3100628	東御座3	阿 野 田 町 東 御 座	45	340	10	0	
3100630	御座2	阿 野 田 町 御 座	38	175	16	0	
3100631	阿野田6	阿 野 田 町	37	205	12	0	
3100632	阿野田7	阿 野 田 町	40	155	10	0	
3100633	阿野田8	阿 野 田 町	58	165	8	0	
3100634	管内2	管 内 町	45	160	8	0	
3100635	管内3	管 内 町	30	405	8	0	
3100636	管内4	管 内 町	39	360	10	0	
3100637	管内5	管 内 町	42	75	10	0	
3100638	管内6	管 内 町	39	65	8	0	
3100639	管内7	管 内 町	40	150	10	0	
3100640	管内8	管 内 町	39	155	8	0	
3100642	管内10	管 内 町	31	330	14	0	
3100644	安知本2	安 知 本 町	39	350	18	0	
3100653	安知本12	安 知 本 町	42	100	16	0	
3100654	安知本13	安 知 本 町	45	130	26	0	
3100656	楠平尾3	楠 平 尾 町	41	210	14	0	
3100658	下庄2	下 庄 町	36	140	12	0	
3100660	下庄7	下 庄 町	36	135	18	0	
3100661	下庄8	下 庄 町	38	195	24	0	
3100662	下庄9	下 庄 町	45	130	20	0	
3100663	下庄10	下 庄 町	36	105	18	0	
3100664	下庄11	下 庄 町	36	245	26	0	
3100667	下庄14	下 庄 町	42	305	28	0	
3100674	三寺3	三 寺 町	34	235	18	0	
3100677	下庄15	下 庄 町	37	310	30	0	
3100678	下庄16	下 庄 町	46	275	24	0	
3100679	下庄17	下 庄 町	31	100	24	0	
3100680	下庄18	下 庄 町	36	150	22	0	
3100682	下庄20	下 庄 町	38	385	16	0	
3100683	下庄22	下 庄 町	38	220	8	0	
3100684	下庄23	下 庄 町	36	210	24	0	
3100694	三寺5	三 寺 町	30	190	36	0	
3100695	三寺6	三 寺 町	45	90	10	0	
3100715	下庄27	下 庄 町	42	160	12	0	
3100717	下庄31	下 庄 町	34	475	16	0	
3100718	下庄32	下 庄 町	41	295	28	0	
3100724	山下8	山 下 町	60	160	6	50	
3100727	白木一色4	白 木 町	45	95	20	0	
3100728	白木一色5	白 木 町	45	275	30	0	
3100729	白木一色6	白 木 町	31	235	20	0	
3100730	白木一色7	白 木 町	52	130	20	0	
3100731	白木一色10	白 木 町	43	160	14	0	
3100732	白木一色11	白 木 町	58	235	18	0	

箇所番号	箇所名	町・字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設
3100733	白木一色12	白 木 町	38	180	24	0	
3100735	会下2	関 町 会 下	45	110	8	0	
3100736	会下3	関 町 会 下	39	130	8	0	
3100737	古厩1	関 町 古 厩	36	130	16	0	
3100738	古厩2	関 町 古 厩	34	100	22	0	
3100739	新所町4	関 町 新 所 町	45	105	25	0	
3100741	萩原1	関 町 萩 原	39	140	12	0	
3100742	市之瀬1	関 町 市 之 瀬	40	120	38	0	
3100744	市之瀬3	関 町 市 之 瀬	43	125	30	0	
3100745	市之瀬4	関 町 市 之 瀬	36	115	40	0	
3100746	金場3	関 町 金 場	38	60	56	0	
3100747	越川6	関 町 越 川	45	100	50	0	
3100748	神武4	加 太 神 武	40	140	10	0	
3100749	神武5	加 太 神 武	30	93	16	0	
3200065	川合1	川 合 町	47	220	14	0	
3200066	小野1	小 野 町	51	210	20	0	
3200067	若山1	若 山 町	42	225	16	0	

5 土石流危険渓流

渓流番号	水系名	河川名	渓 流 名	町・字 名	流域面積 (km ²)
16001ⅢA	鈴鹿川	棕川	白木-1	白 木 町	0.029
16002ⅢA	鈴鹿川	棕川	白木-2	白 木 町	0.039
16005ⅠA	鈴鹿川	安楽川	三孤谷川	安 坂 山 町 池 山	0.02
16006ⅠA	鈴鹿川	安楽川	三孤谷川	安 坂 山 町 池 山	0.01
16007ⅠA	鈴鹿川	安楽川	笹谷川	安 坂 山 町 池 山	0.01
16008ⅠA	鈴鹿川	安楽川	宮川	安 坂 山 町 池 山	1.460
16010ⅠA	鈴鹿川	安楽川	宮川	安 坂 山 町 坂 本	0.319
16011ⅠA	鈴鹿川	安楽川	市ノ谷	安 坂 山 町 安 楽	0.170
16505ⅢA	鈴鹿川	矢原川	池山-1	安 坂 山 町	0.059
16506ⅢA	鈴鹿川	安楽川	池山-2	安 坂 山 町	0.029
16507ⅢA	鈴鹿川	水晶谷川	坂本-1	安 坂 山 町	0.029
16508ⅢA	鈴鹿川	水晶谷川	坂本-2	安 坂 山 町	0.02
16509ⅢA	鈴鹿川	水晶谷川	坂本-3	安 坂 山 町	0.090
16510ⅢA	鈴鹿川	水晶谷川	坂本-4	安 坂 山 町	0.100
16511ⅢA	鈴鹿川	安楽川	西平尾	辺 法 寺 町 西 平 尾	0.029
17001ⅡB	中ノ川	ホフリ川	福德	関 町 福 徳	0.059
17002ⅡB	中ノ川	中ノ川	中ノ川	関 町 久 我	0.059
17003ⅡB	中ノ川	中ノ川	宗ヶ谷川	関 町 久 我	0.01
17004ⅡA	鈴鹿川	越川	見当谷	関 町 越 川	0.050
17005ⅡA	鈴鹿川	越川	見当谷	関 町 越 川	0.01
17006ⅡA	鈴鹿川	越川	支川	関 町 越 川	0.039
17007ⅡA	鈴鹿川	加太川	平子川支川	加 太 向 井	0.079
17008ⅡA	鈴鹿川	加太川	平子川支川	加 太 向 井	0.300
17009ⅠA	鈴鹿川	加太川	ツツミが谷	加 太 神 武	0
17010ⅡA	鈴鹿川	加太川	アマタノ川	加 太 南 在 家	0.029
17011ⅠA	鈴鹿川	加太川	アマタノ川	加 太 中 在 家	0.670
17012ⅠA	鈴鹿川	加太川	火ノ谷川	加 太 市 場	0.02
17013ⅠA	鈴鹿川	加太川	中出沢(2)	加 太 市 場	0.01
17014ⅠA	鈴鹿川	加太川	中出沢(1)	加 太 市 場	0.01
17015ⅡA	鈴鹿川	加太川	支川	加 太 市 場	0.039
A17001ⅠA	鈴鹿川	加太川	加太向井-3	加 太 向 井	
A17002ⅠA	鈴鹿川	加太川	加太向井-4	加 太 向 井	
A17003ⅠA	鈴鹿川	加太川	加太市場	加 太 市 場	
A17004ⅠA	鈴鹿川	加太川	加太神武-1	加 太 神 武	
A17004ⅠA	鈴鹿川	加太川	加太神武-2	加 太 神 武	
A17005ⅠA	鈴鹿川	加太川	加太中在家-18	加 太 中 在 家	
A17006ⅠA	鈴鹿川	加太川	加太中在家-19	加 太 中 在 家	
A17007ⅠA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-13	加 太 北 在 家	

溪流番号	水系名	河川名	溪 流 名	町・字 名	流域面積 (k m ²)
A17008ⅠA	鈴鹿川		久我	関 町 久 我	
A17009ⅠA	鈴鹿川		白木一色-3	関 町 白 木 一 色	
A17013ⅡA	鈴鹿川		萩原	関 町 萩 原	
17016ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	上市瀬小谷	関 町 市 瀬	0.050
17017ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	上市瀬谷川	関 町 市 瀬	0.050
17018ⅡA	鈴鹿川	鈴鹿川	市瀬	関 町 市 瀬	0.02
17019ⅠA	鈴鹿川	中津川	坂下	関 町 坂 下	0.529
17020ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	峠	関 町 鈴 鹿 峠	0.039
17021ⅡA	鈴鹿川	鈴鹿川	琴谷川	関 町 鈴 鹿 峠	0.189
17022ⅡA	鈴鹿川	鈴鹿川	如来堂谷川	関 町 坂 下	0.020
17023ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	支川	関 町 坂 下	0.170
17024ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	亀谷川	関 町 坂 下	0.020
17025ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	若妻谷川	関 町 坂 下	0.360
17026ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	河原谷川	関 町 坂 下	0.349
17026ⅠA-1	鈴鹿川	鈴鹿川	河原谷川-1	関 町 坂 下・関 町 沓 掛	
17026ⅠA-2	鈴鹿川	鈴鹿川	河原谷川-2	関 町 坂 下・関 町 沓 掛	
17026ⅠA-3	鈴鹿川	鈴鹿川	河原谷川-3	関 町 坂 下・関 町 沓 掛	
17026ⅠA-4	鈴鹿川	鈴鹿川	河原谷川-4	関 町 坂 下・関 町 沓 掛	
17027ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	溝ヶ谷川(2)	関 町 沓 掛	0
17028ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	溝ヶ谷川(1)	関 町 沓 掛	0.04
17029ⅡA	鈴鹿川	鈴鹿川	焼地藏沢(2)	関 町 沓 掛	0
17030ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	焼地藏沢(1)	関 町 沓 掛	0
17031ⅡA	鈴鹿川	鈴鹿川	クラガリ川	関 町 沓 掛	0.070
17032ⅡA	鈴鹿川	鈴鹿川	木戸谷川	関 町 沓 掛	0.010
17033ⅡA	鈴鹿川	鈴鹿川	支川	関 町 沓 掛	0.010
17034ⅡA	鈴鹿川	鈴鹿川	支川	関 町 筆 捨	0.039
17035ⅡA	鈴鹿川	鈴鹿川	支川	関 町 筆 捨	0.020
17036ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	支川	関 町 新 所 町	0.010
17037ⅠA	鈴鹿川	鈴鹿川	支川	関 町 新 所 町	0.050
17039ⅢA	鈴鹿川	小野川	鷺山-2	関 町 鷺 山	0.07
17040ⅠA	鈴鹿川	椋川	桜川	関 町 白 木 一 色	0.159
17041ⅢA	鈴鹿川	椋川	白木一色	関 町 白 木 一 色	0.039
17501ⅢA	鈴鹿川	越川	越川-1	関 町 越 川	0.050
17502ⅢA	鈴鹿川	越川	越川-2	関 町 越 川	0.010
17503ⅢA	鈴鹿川	越川	越川-3	関 町 越 川	0.029
17504ⅢA	鈴鹿川	越川	越川-4	関 町 越 川	0.029
17505ⅢA	鈴鹿川	越川	越川-5	関 町 越 川	0.020
17512ⅢA	鈴鹿川	アマタノ川	加太中在家-7	加 太 中 在 家	0.010
17513ⅢA	鈴鹿川	アマタノ川	加太中在家-8	加 太 中 在 家	0.050
17514ⅢA	鈴鹿川	アマタノ川	加太中在家-9	加 太 中 在 家	0.079
17515ⅢA	鈴鹿川	アマタノ川	加太中在家-10	加 太 中 在 家	0.180
17516ⅢA	鈴鹿川	喜和田川	加太中在家-11	加 太 中 在 家	0.079
17517ⅢA	鈴鹿川	喜和田川	加太中在家-12	加 太 中 在 家	0.050
17518ⅢA	鈴鹿川	喜和田川	加太中在家-13	加 太 中 在 家	0.020
17519ⅢA	鈴鹿川	喜和田川	加太中在家-14	加 太 中 在 家	0.039
17520ⅢA	鈴鹿川	喜和田川	加太中在家-15	加 太 中 在 家	0.100
17521ⅢA	鈴鹿川	喜和田川	加太中在家-16	加 太 中 在 家	0.159
17522ⅢA	鈴鹿川	喜和田川	加太中在家-17	加 太 中 在 家	0.039
17523ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-1	加 太 北 在 家	0.189
17524ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-2	加 太 北 在 家	0.020
17525ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-3	加 太 北 在 家	0.039
17526ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-4	加 太 北 在 家	0.020
17527ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-5	加 太 北 在 家	0.109
17528ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-6	加 太 北 在 家	0.010
17529ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-7	加 太 北 在 家	0.010
17530ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-8	加 太 北 在 家	0.010
17531ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-9	加 太 北 在 家	0.010
17532ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-10	加 太 北 在 家	0.070
17533ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-11	加 太 北 在 家	0.010
17534ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-12	加 太 北 在 家	0.010

溪流番号	水系名	河川名	溪 流 名	町・字 名	流域面積 (k m ²)
17534ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太北在家-12	加 太 北 在 家	0.010
17535ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-1	関 町 金 場	0.430
17536ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-2	関 町 金 場	0.119
17537ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-3	関 町 金 場	0.020
17538ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-4	関 町 金 場	0.079
17539ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-5	関 町 金 場	0.400
17540ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-6	関 町 金 場	0.010
17541ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-7	関 町 金 場	0.020
17542ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-8	関 町 金 場	0.029
17543ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-9	関 町 金 場	0.010
17544ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-10	関 町 金 場	0.159
17545ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-11	関 町 金 場	0.029
17546ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-12	関 町 金 場	0.059
17547ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-13	関 町 金 場	0.029
17548ⅢA	鈴鹿川	加太川	関町金場-14	関 町 金 場	0.039
17549ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町市瀬-1	関 町 市 瀬	0.059
17550ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町市瀬-2	関 町 市 瀬	0.170
17551ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町市瀬-3	関 町 市 瀬	0.010
17552ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町市瀬-4	関 町 市 瀬	0.129
17553ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町市瀬-5	関 町 市 瀬	0.020
17554ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-1	関 町 沓 掛	0.010
17555ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-2	関 町 沓 掛	0.050
17556ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-3	関 町 沓 掛	0.039
17557ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-4	関 町 沓 掛	0.050
17558ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-5	関 町 沓 掛	0.010
17559ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-6	関 町 沓 掛	0.039
17560ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-7	関 町 沓 掛	0.150
17561ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-8	関 町 沓 掛	0.020
17562ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-9	関 町 沓 掛	0.010
17563ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-10	関 町 沓 掛	0.010
17564ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-11	関 町 沓 掛	0.050
17565ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-12	関 町 沓 掛	0.050
17566ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-13	関 町 沓 掛	0.029
17567ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-14	関 町 沓 掛	0.029
17568ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-15	関 町 沓 掛	0.059
17569ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-16	関 町 沓 掛	0.100
17570ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-17	関 町 沓 掛	0.020
17571ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-18	関 町 沓 掛	0.020
17572ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-19	関 町 沓 掛	0.029
17573ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-20	関 町 沓 掛	0.039
17574ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-21	関 町 沓 掛	0.020
17575ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-22	関 町 沓 掛	0.039
17576ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-23	関 町 沓 掛	0.029
17577ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-24	関 町 沓 掛	0.059
17578ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-25	関 町 沓 掛	0.029
17579ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-28	関 町 沓 掛	0.050
17580ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-29	関 町 沓 掛	0.059
17581ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-30	関 町 沓 掛	0.029
17582ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-31	関 町 沓 掛	0.029
17583ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-32	関 町 沓 掛	0.129
17584ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-33	関 町 沓 掛	0.200
17585ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-34	関 町 沓 掛	0.029
17586ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-35	関 町 沓 掛	0.140
17587ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-36	関 町 沓 掛	0.050
17588ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-37	関 町 沓 掛	0.020
17589ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-38	関 町 沓 掛	0.010
17590ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-39	関 町 沓 掛	0.029
17591ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-40	関 町 沓 掛	0.020
17592ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-41	関 町 沓 掛	0.029
17593ⅢA	鈴鹿川	鈴鹿川	関町沓掛-42	関 町 沓 掛	0.010

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町・字名	流域面積 (k m ²)
17594ⅢA	鈴鹿川	加太川	加太向井	加太向井	0.029

6 地すべり危険箇所

番号	区分	箇所名	面積	河川名	危険度	地すべり防止区域
1	基本施設	加太北在家	30.0	加太川	A	S34.2.5-129
2	地域防災施設	加太中在家	14.2	加太川(太岡寺川)	C	
3	基本施設	関町市瀬	30.4	鈴鹿川	A	S34.2.5-129
4	基本施設	関町新所	8.2	加太川	A	S34.2.5-129
5	基本施設	加太神武	8.8	加太川(喜和田川)	C	
6	地域防災施設	加太南在家	11.0	加太川(喜和田川)	B	

7 市域における土砂災害警戒区域等

1 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害が想定される区域を「土砂災害警戒区域」とし、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい被害が発生するおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定される。

2 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域であり、市町が警戒避難体制等の整備を行う。

3 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

4 土砂災害警戒区域指定累計件数(令和6年3月 日現在) (単位:箇所)

急傾斜地の崩壊		土 石 流		地 す べ り		合 計	
土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
① 平成26年3月11日指定 (P17~P21 参照)							
64	62	71	60	—	—	135	122
② 平成27年3月31日指定 (P22~P24 参照)							
41	41	16	13	—	—	57	54
③ 平成28年2月19日指定 (P25~P29 参照)							
65	65	6	6	—	—	71	71
④ 平成29年3月21日指定 (P29~P36 参照)							
139	136	68	53	—	—	207	189
⑤ 平成30年3月23日指定 (P37~P41 参照)							
55	55	1	1	—	—	56	56
⑥ 平成31年2月15日指定 (P42~P44 参照)							
52	51	—	—	—	—	52	51
⑦ 令和2年6月23日指定 (P45~46 参照)							
—	—	—	—	5	0	5	0
⑧ 令和6年3月 日指定 (P47~ 参照)							
5	5	15	12	—	—	20	17
累 計 件 数							
421	415	177	145	5	0	603	560

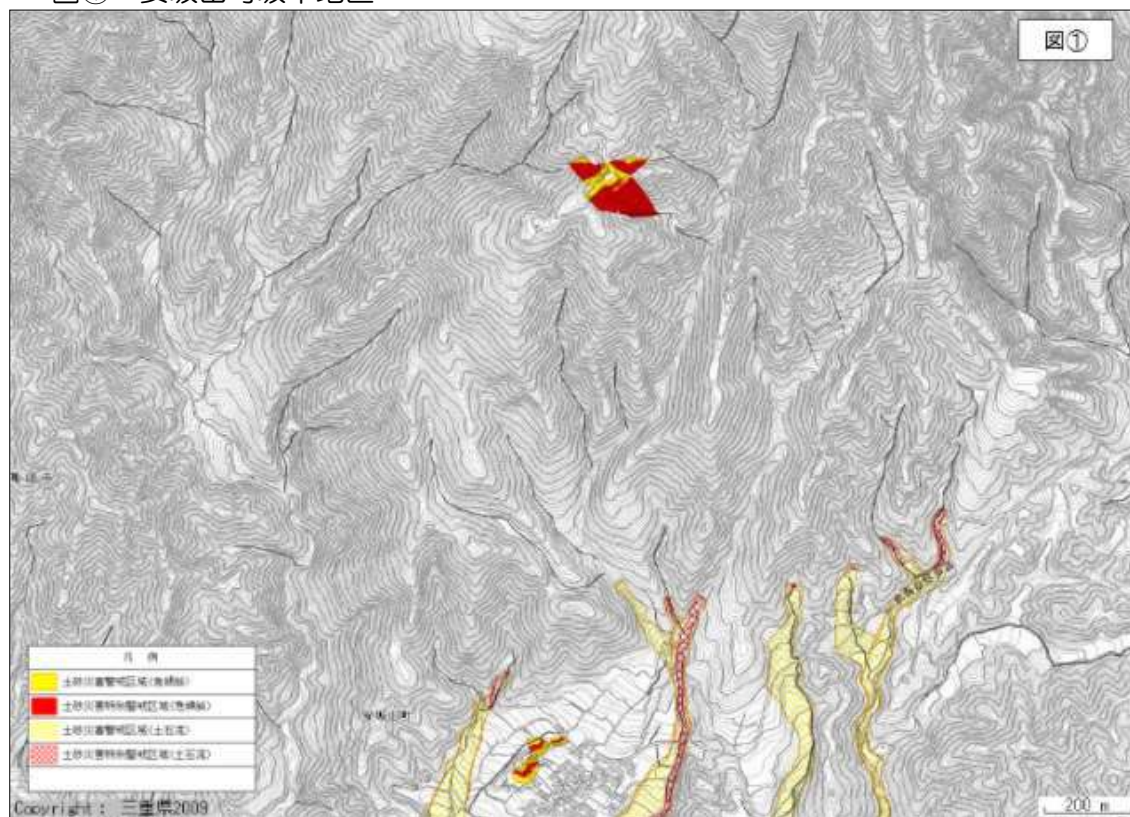
5 土砂災害警戒区域指定状況（平成3年6月25日現在）

【土砂災害警戒区域全体図】

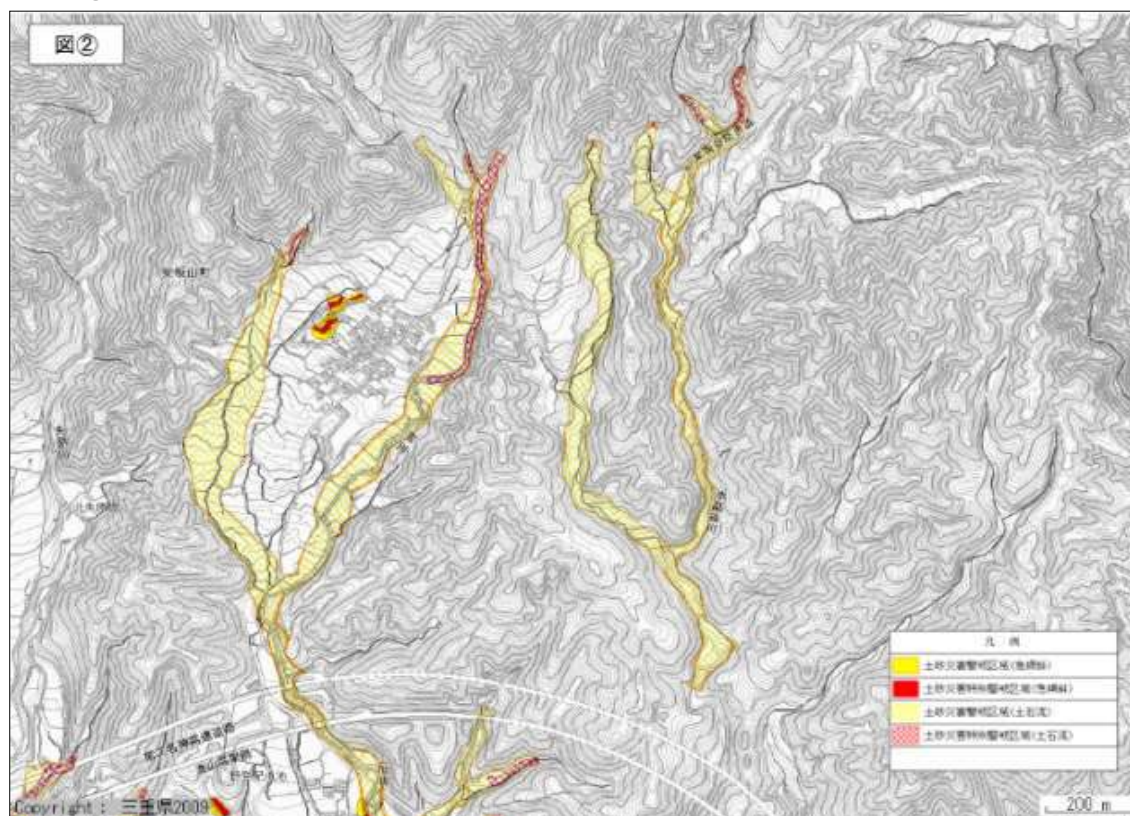


- 図① 安坂山町坂本地区
- 図② 安坂山町坂本・池山地区
- 図③ 安坂山町坂本・池山地区
- 図④ 安坂山町安楽・両尾地区
- 図⑤ 安坂山町安楽・両尾地区
- 図⑥ 関町坂下・沓掛地区
- 図⑦ 関町坂下・沓掛地区
- 図⑧ 関町沓掛地区

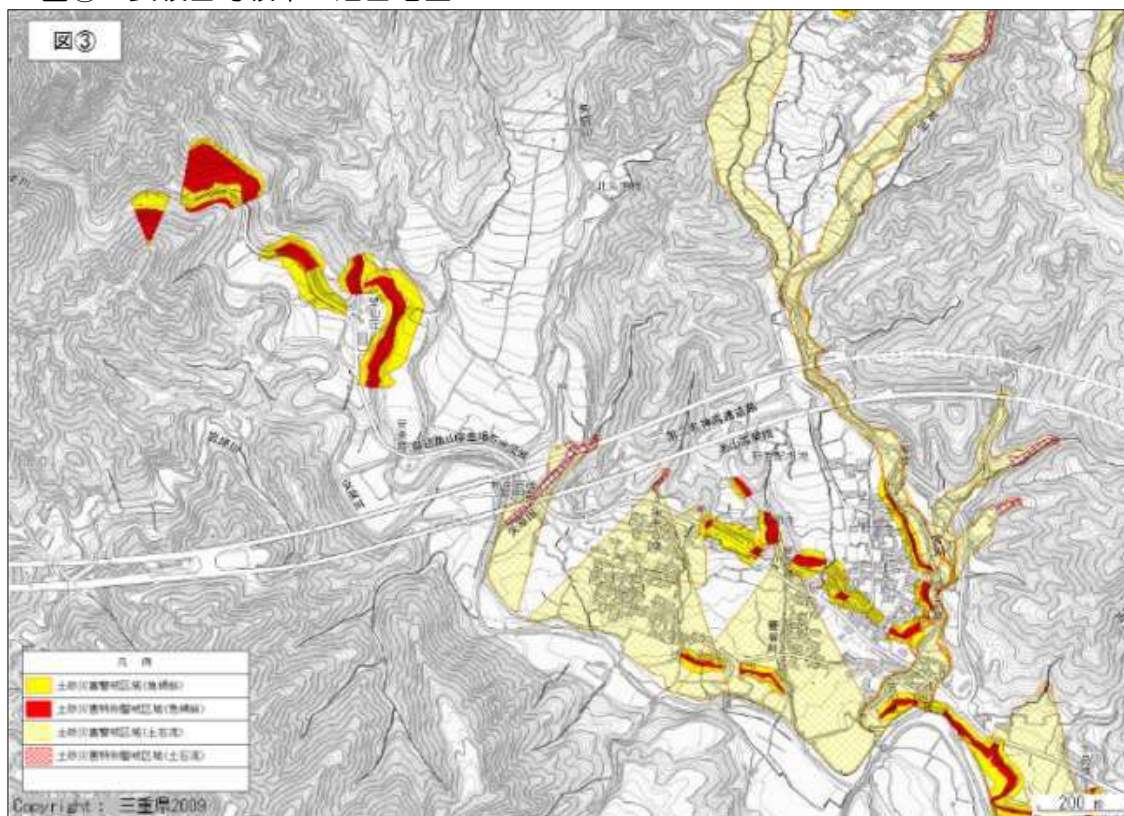
図① 安坂山町坂本地区



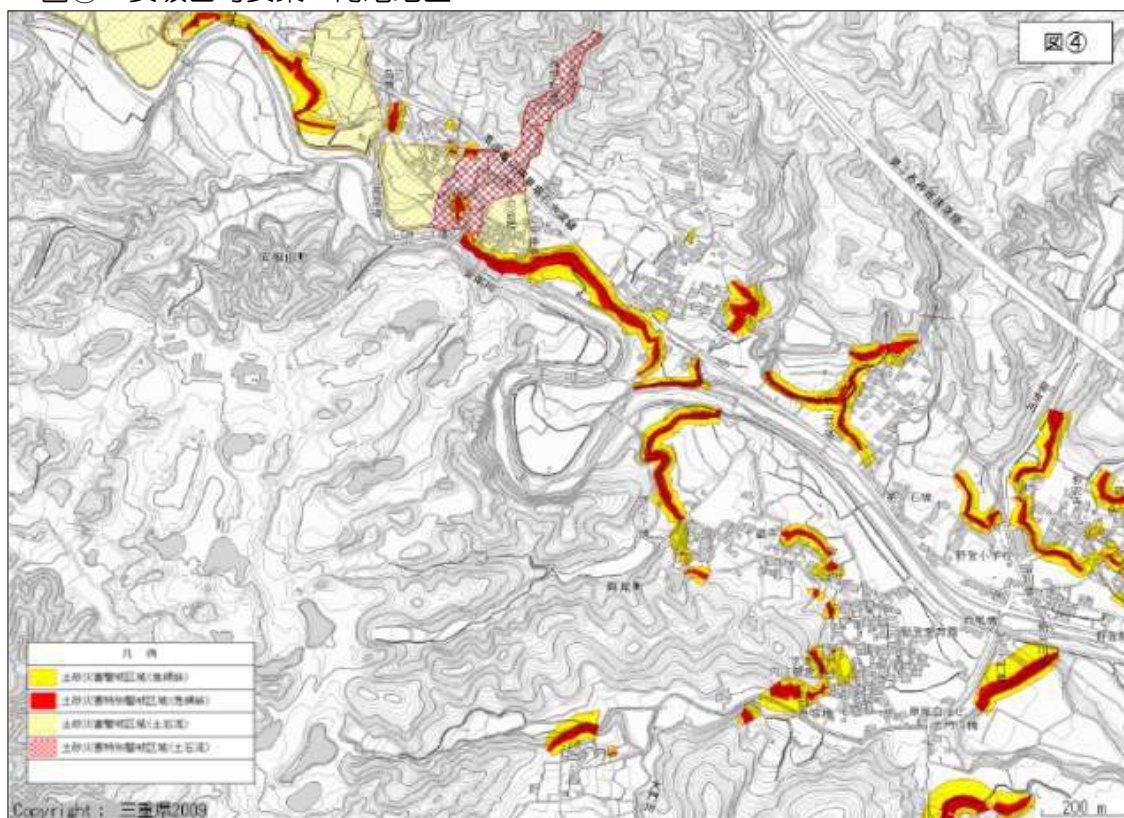
図② 安坂山町坂本・池山地区



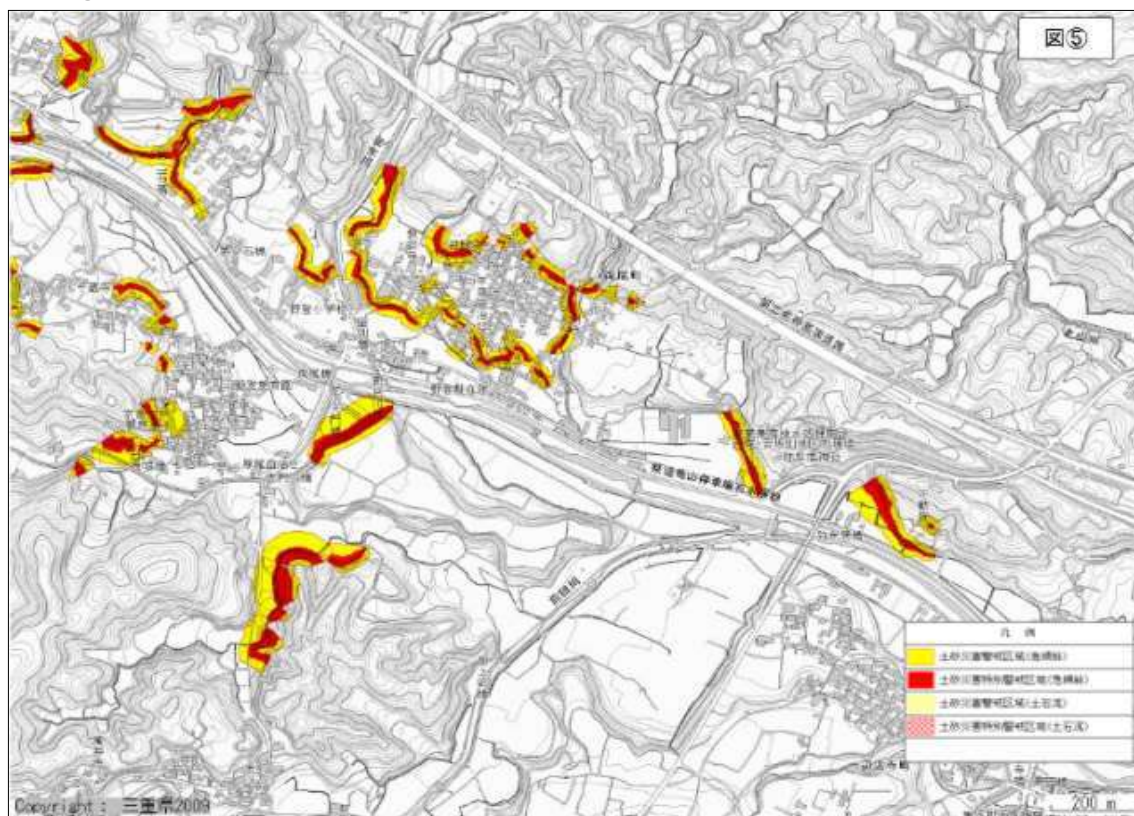
図③ 安坂山町坂本・池山地区



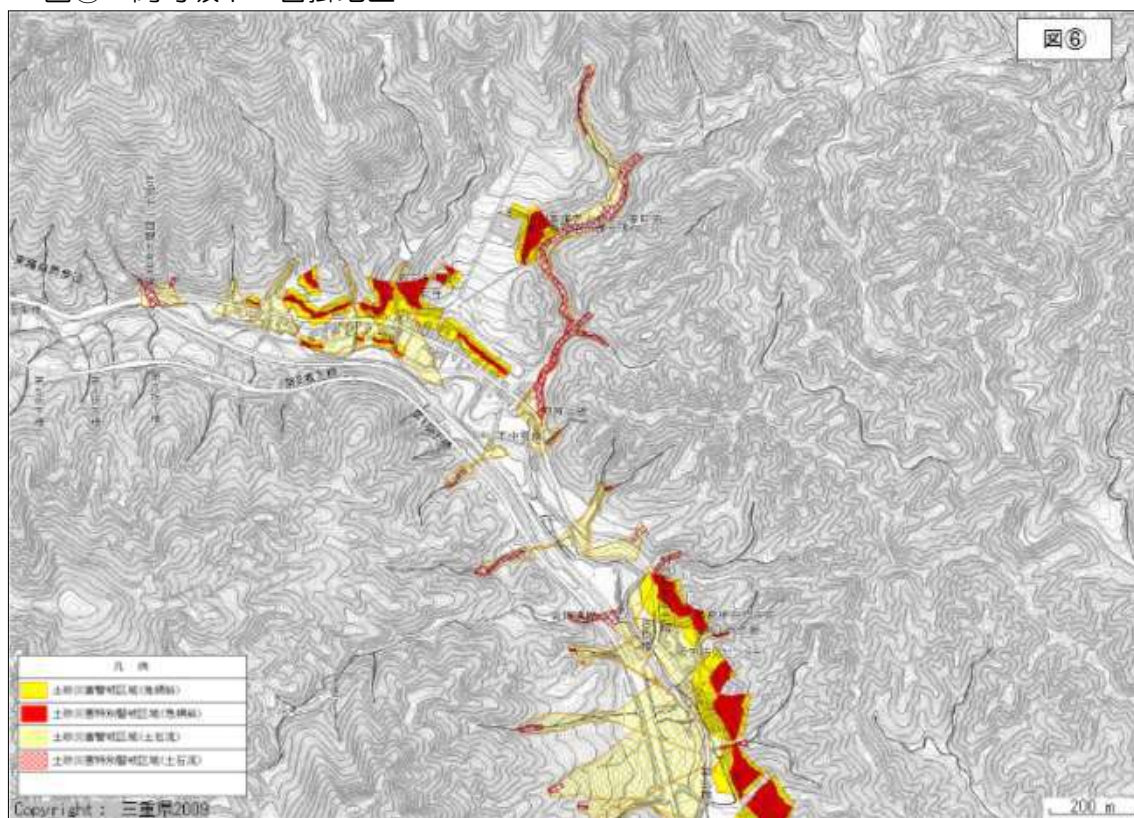
図④ 安坂山町安楽・両尾地区



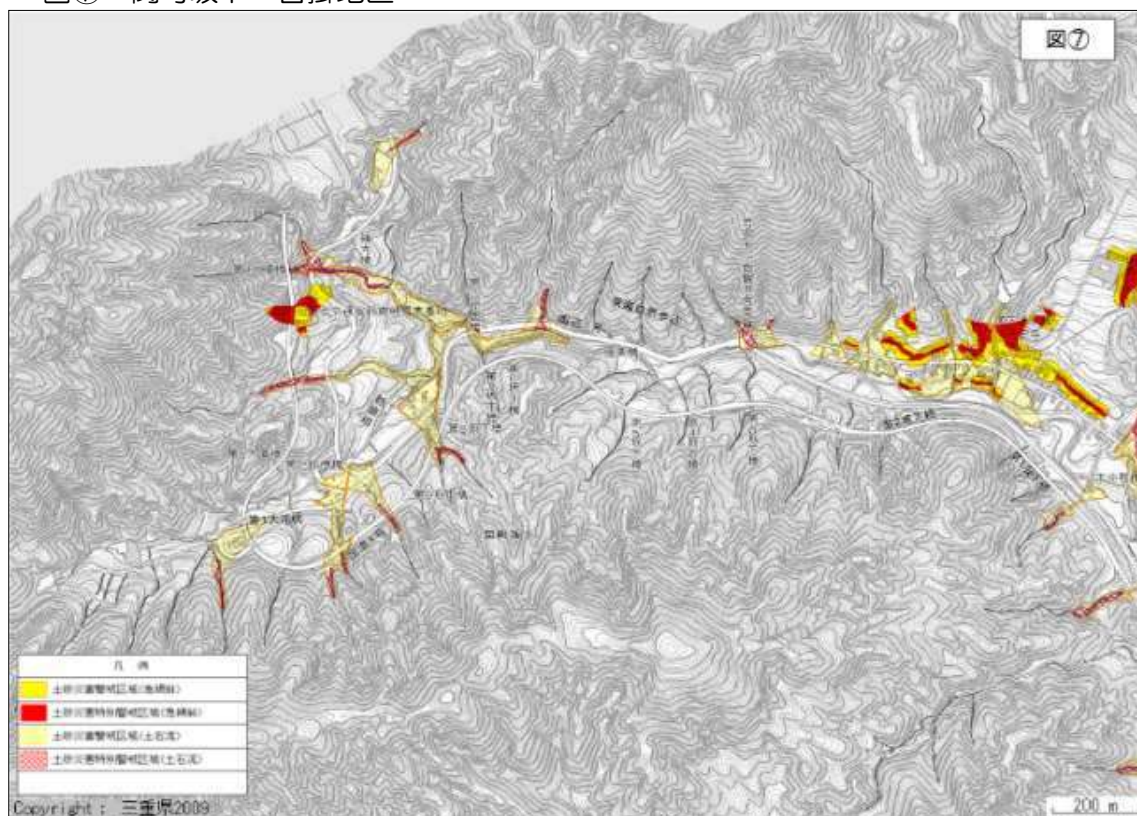
図⑤ 安坂山町安楽・両尾地区



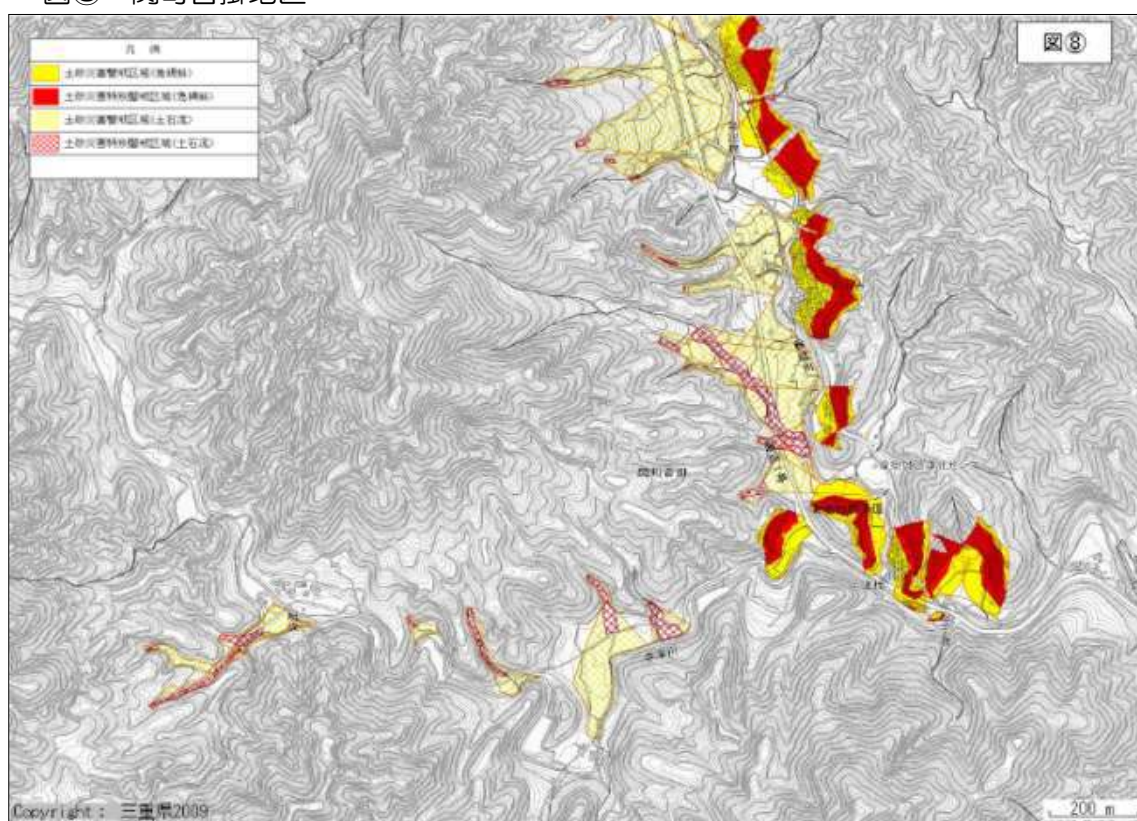
図⑥ 関町坂下・沓掛地区



図⑦ 関町坂下・沓掛地区

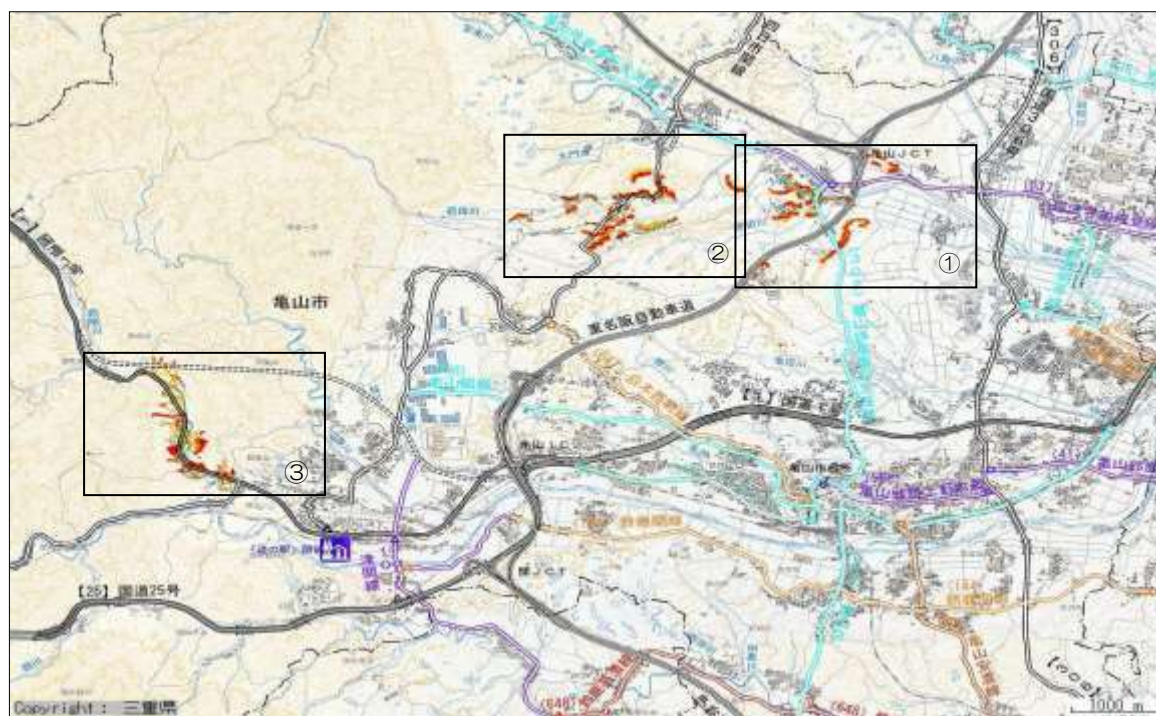


図⑧ 関町沓掛地区



6 土砂災害警戒区域指定状況（平成27年3月31日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】

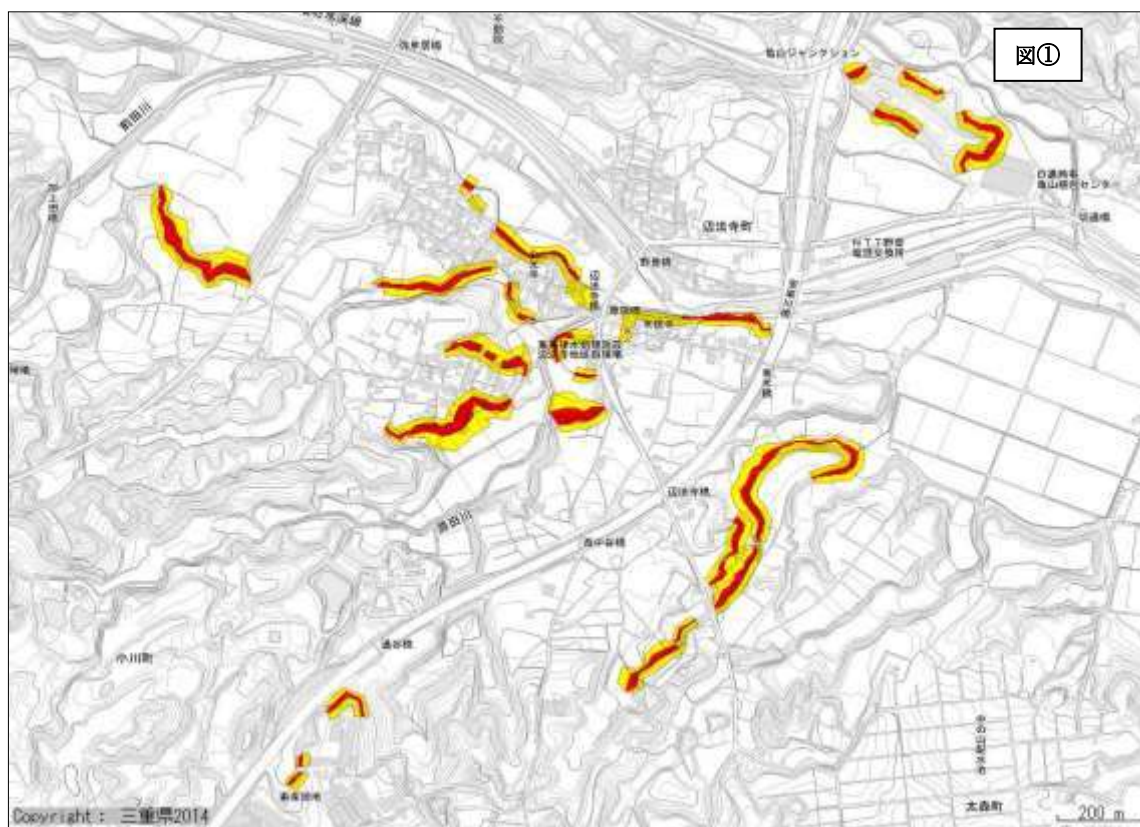


図① 辺法寺町・川崎町・太森町地区

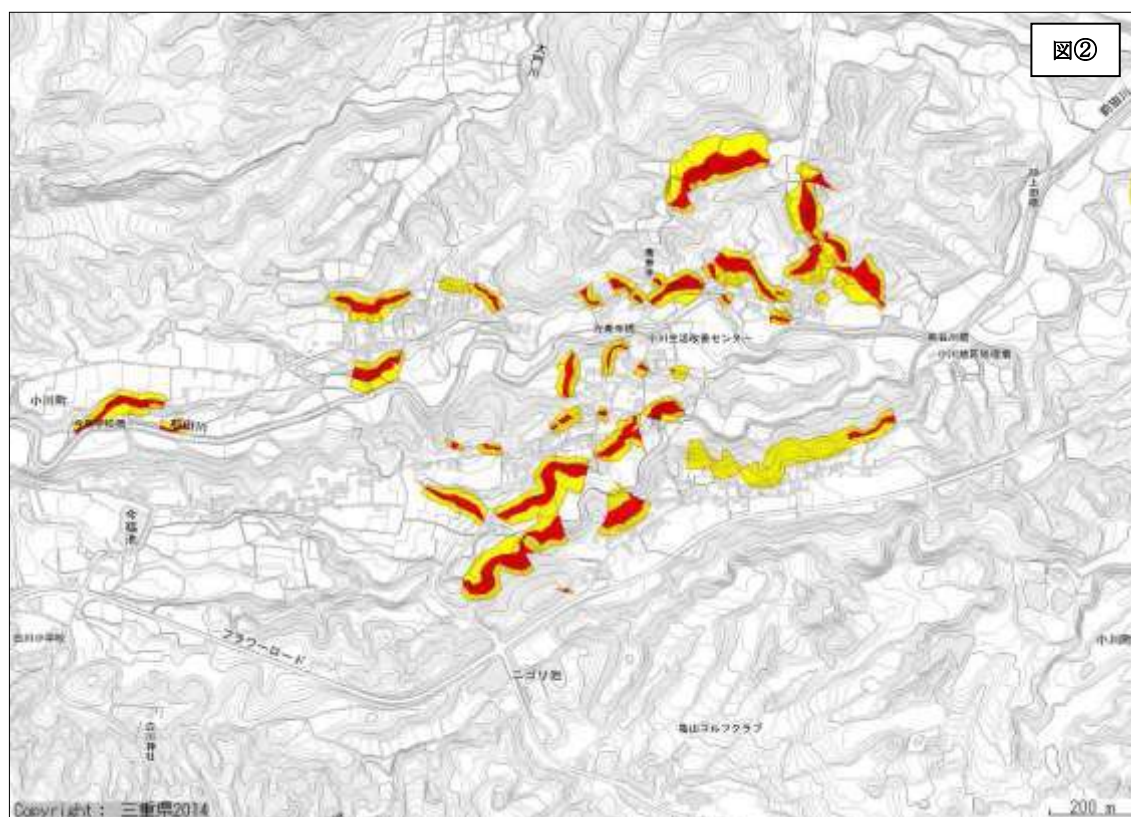
図② 小川町・両尾町地区

図③ 関町市瀬・関町新所地区

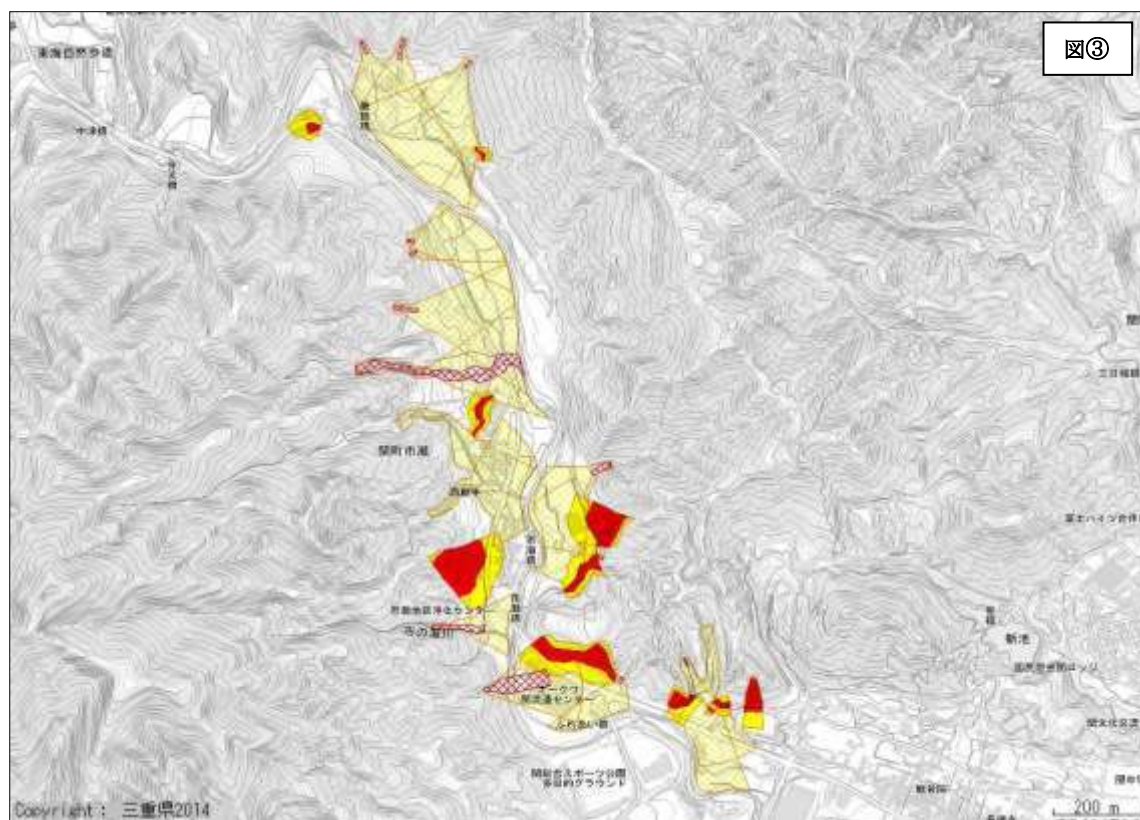
図① 辺法寺町・川崎町・太森町地区



図② 小川町・両尾町地区

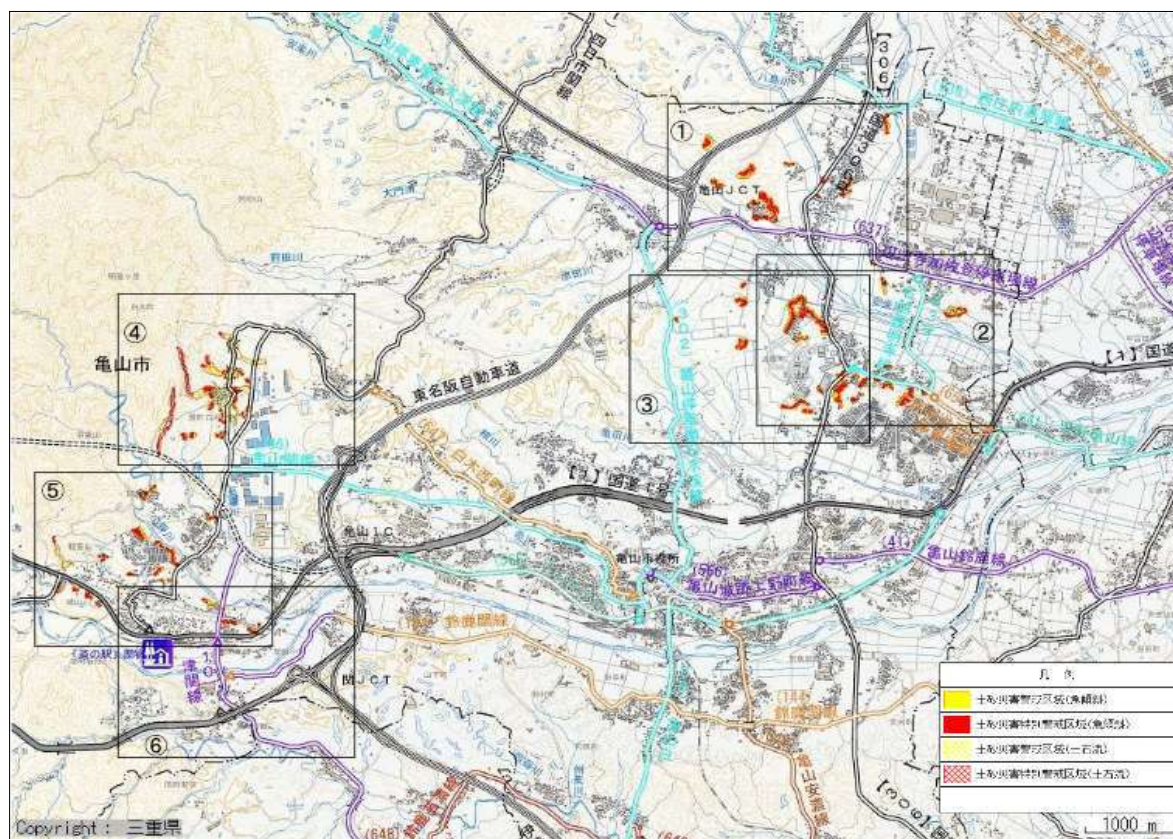


図③ 関町市瀬・関町新所地区



7 土砂災害警戒区域指定状況（平成28年2月19日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】



（根拠）

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】第7条第1項及び第9条第1項

図① 川崎町・森地区

図② 田村町・長明寺・太森地区

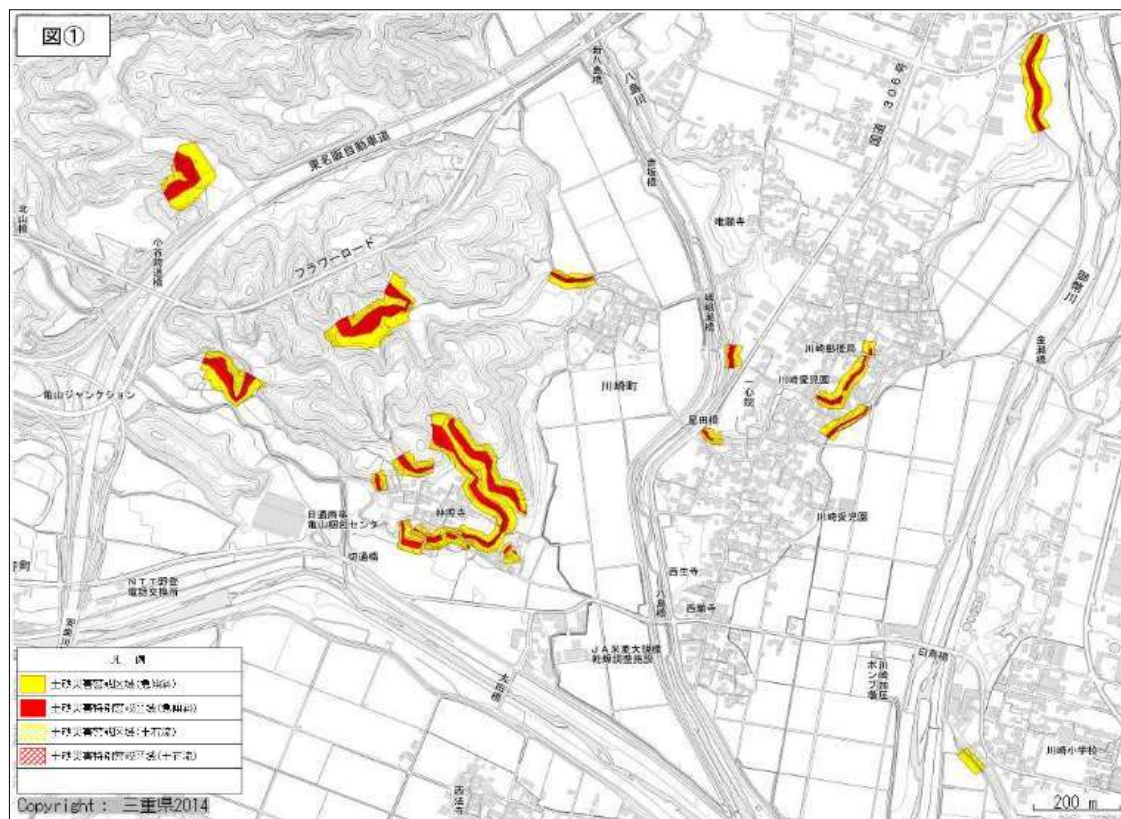
図③ 太森町地区

図④ 関町白木一色・鷺山地区

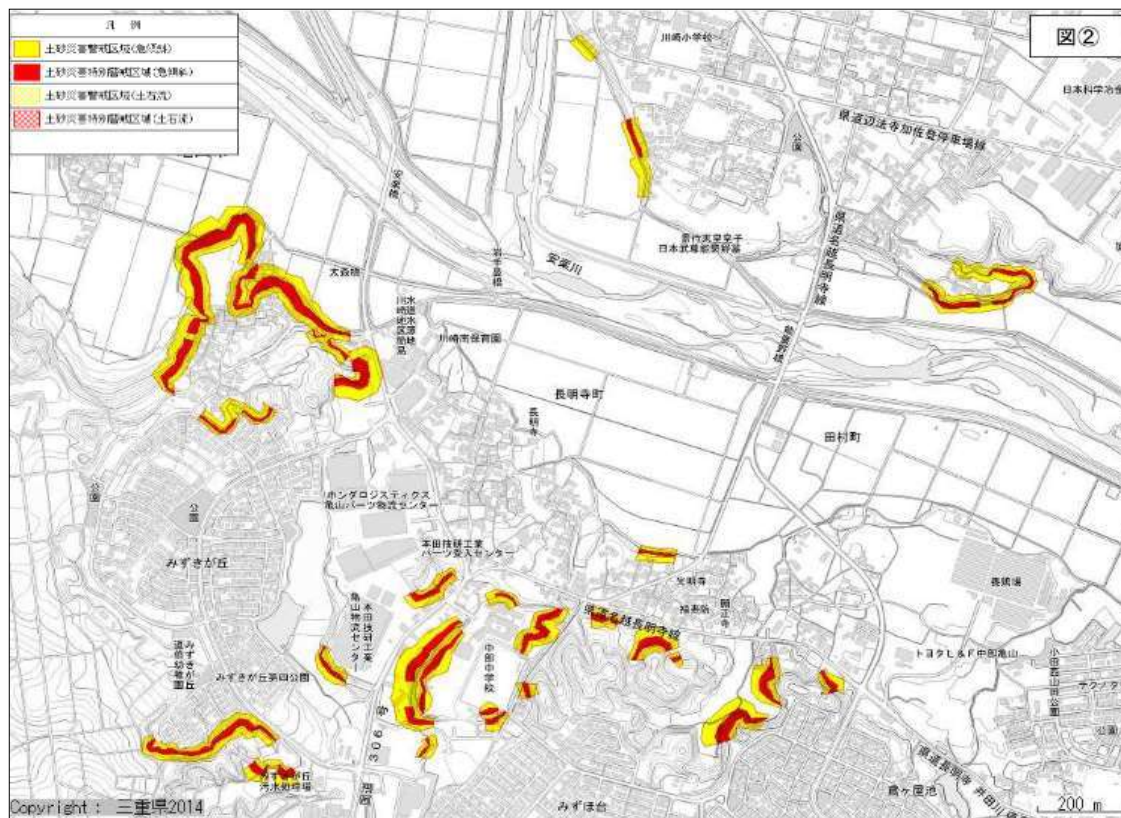
図⑤ 関町富士ハイツ・泉ヶ丘地区

図⑥ 関町木崎・小野地区

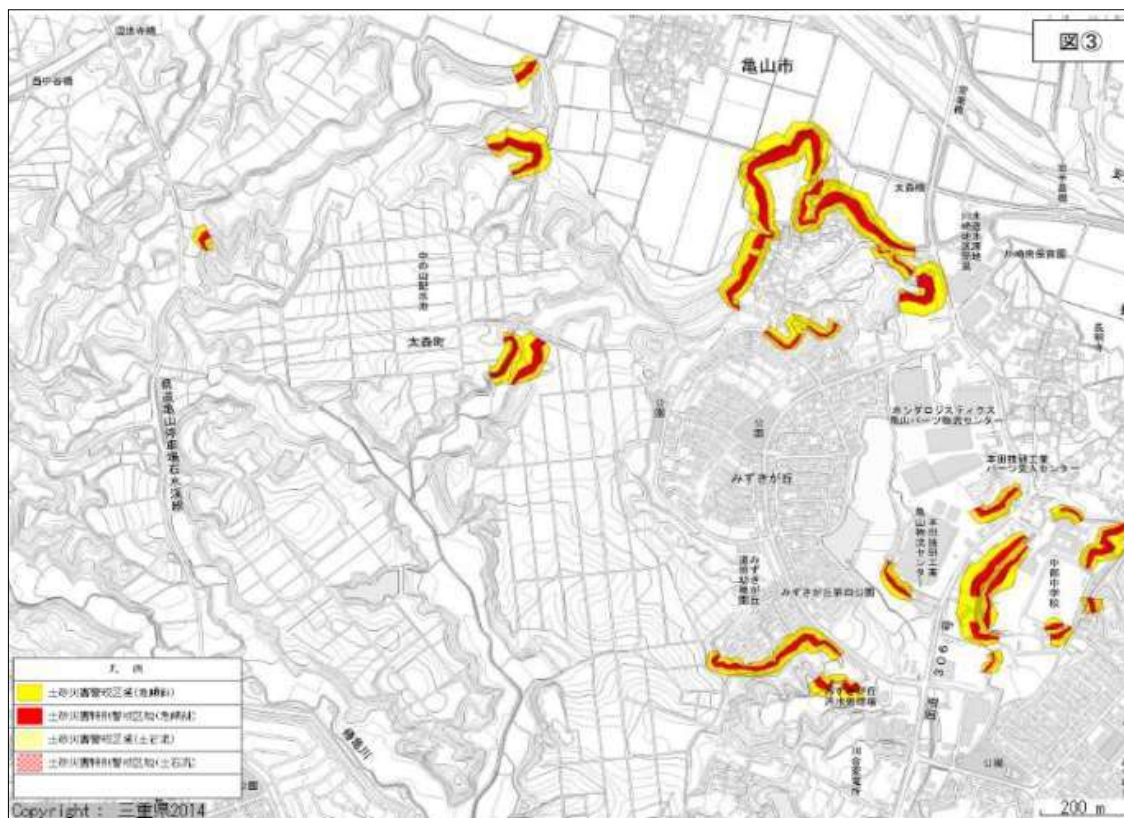
図① 川崎町・森地区



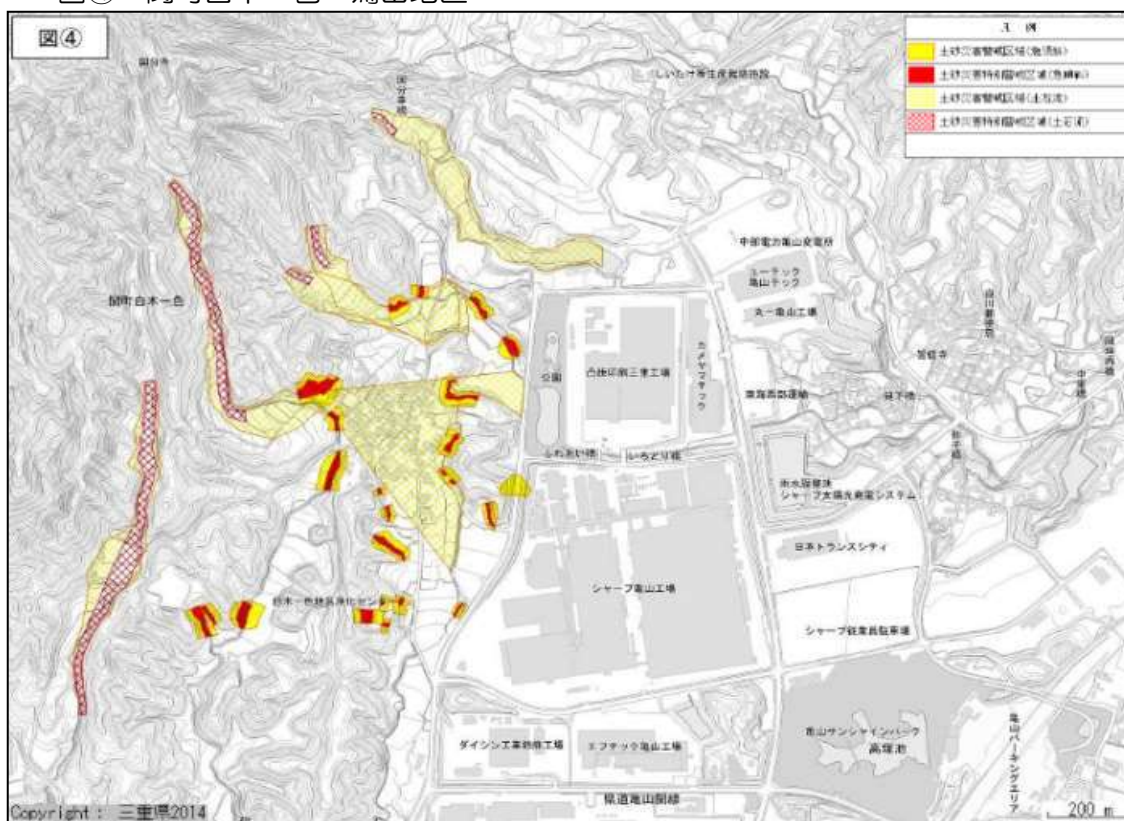
図② 田村町・長明寺・太森地区



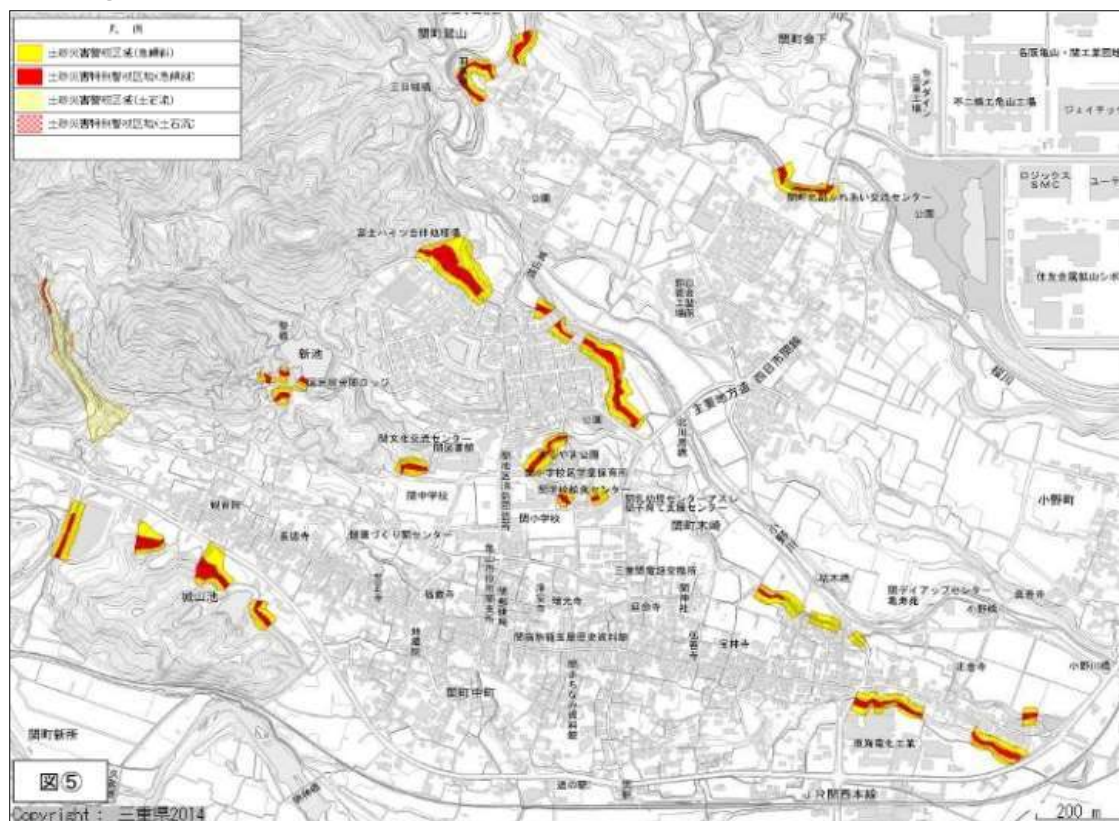
図③ 太森町地区



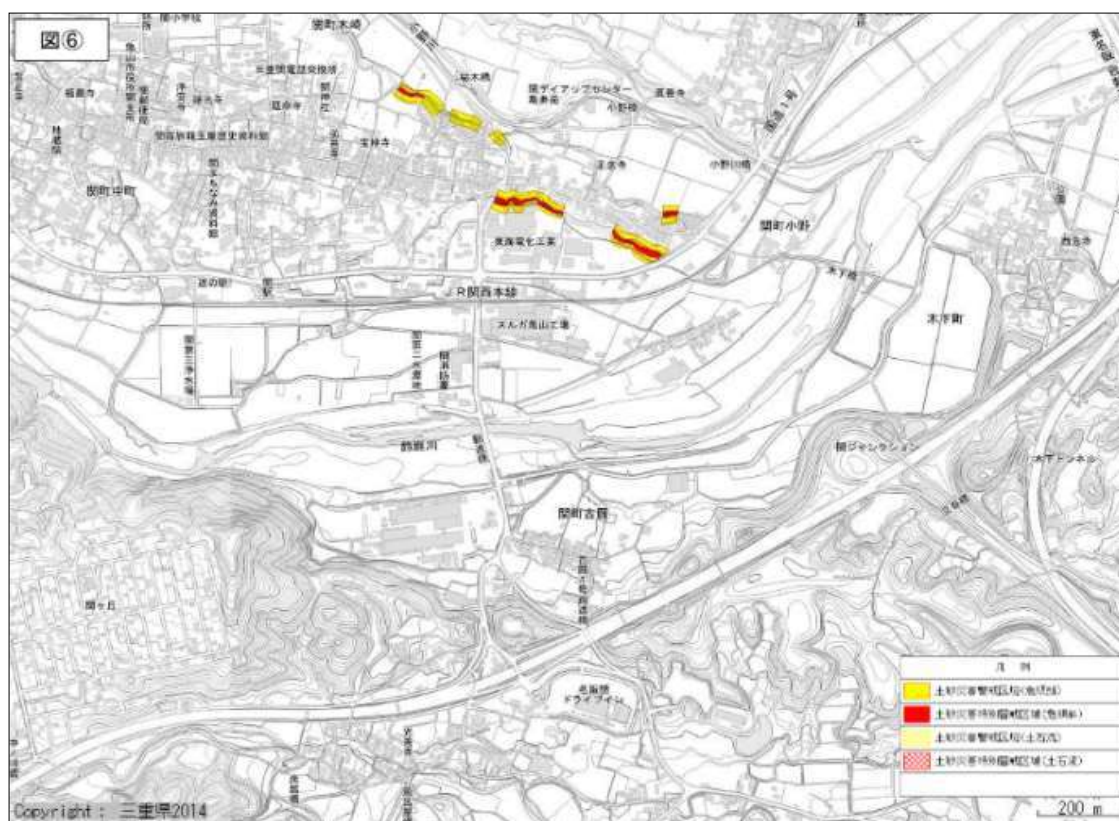
図④ 関町白木一色・鷺山地区



図⑤ 関町富士ハイツ・泉ヶ丘地区

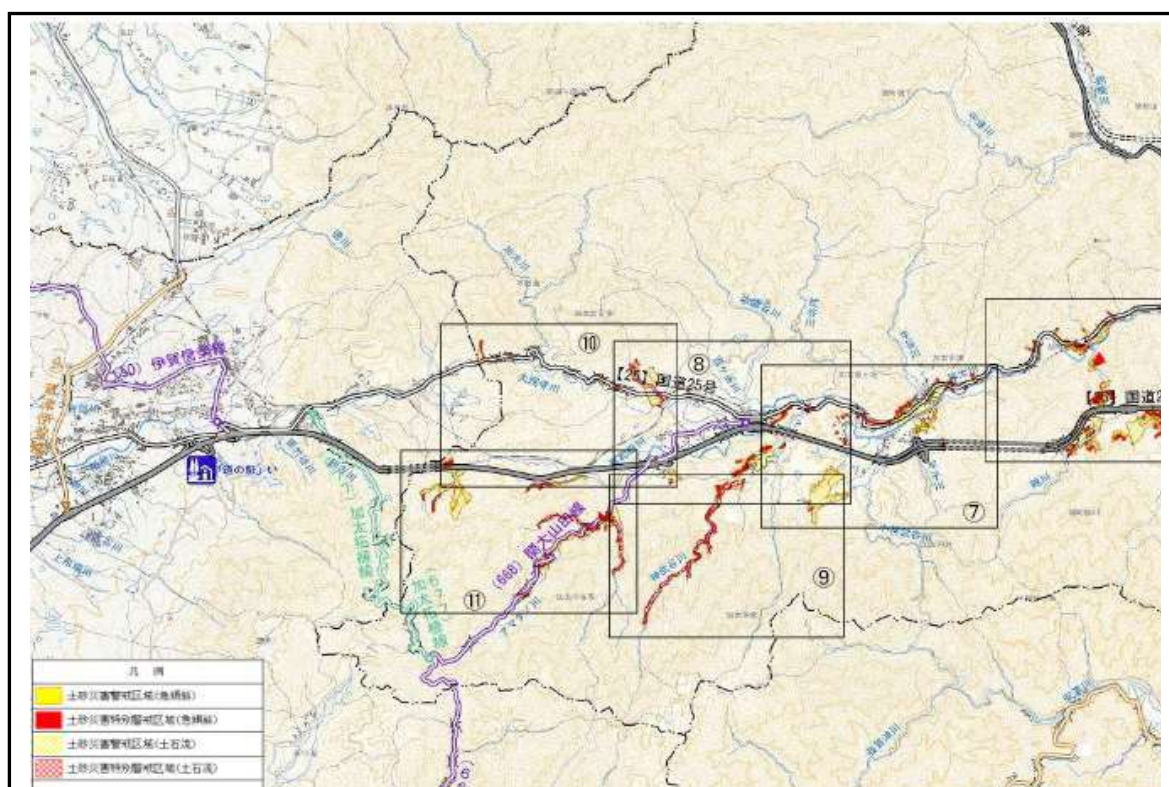
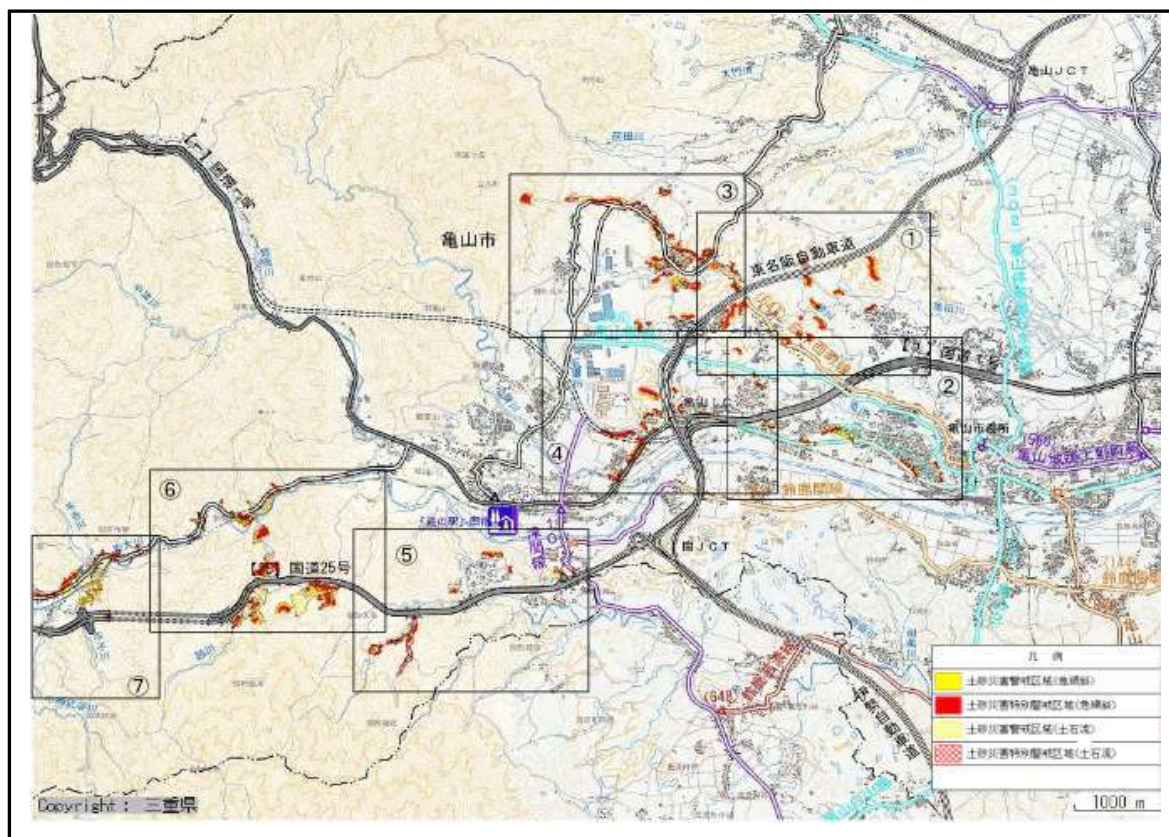


図⑥ 関町木崎・小野地区



8 土砂災害警戒区域指定状況（平成29年3月21日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】



(根拠)

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】第7条第1項及び第9条第1項

図① 白木町・住山町地区

図② 野村・布気地区

図③ 白木町地区

図④ 太岡寺町地区

図⑤ 関町萩原地区

図⑥ 関町金場地区

図⑦ 加太板屋地区

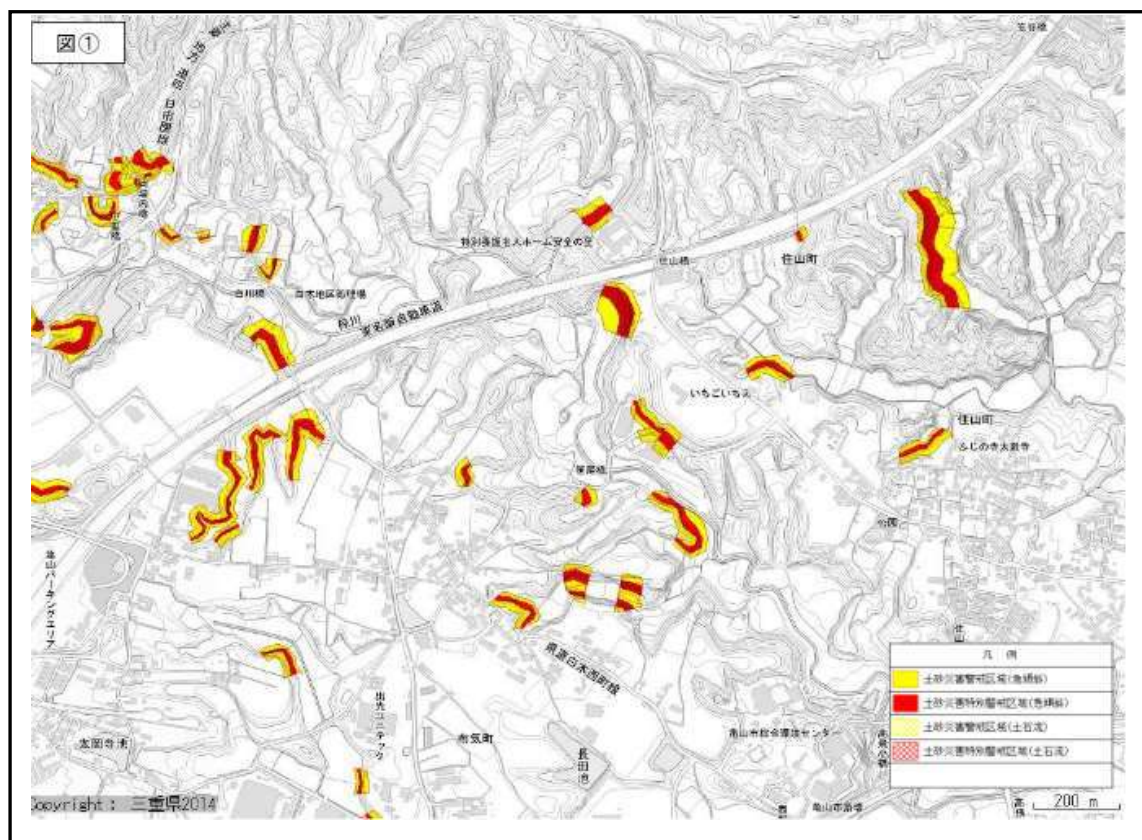
図⑧ 加太板屋・南在家地区

図⑨ 加太神武地区

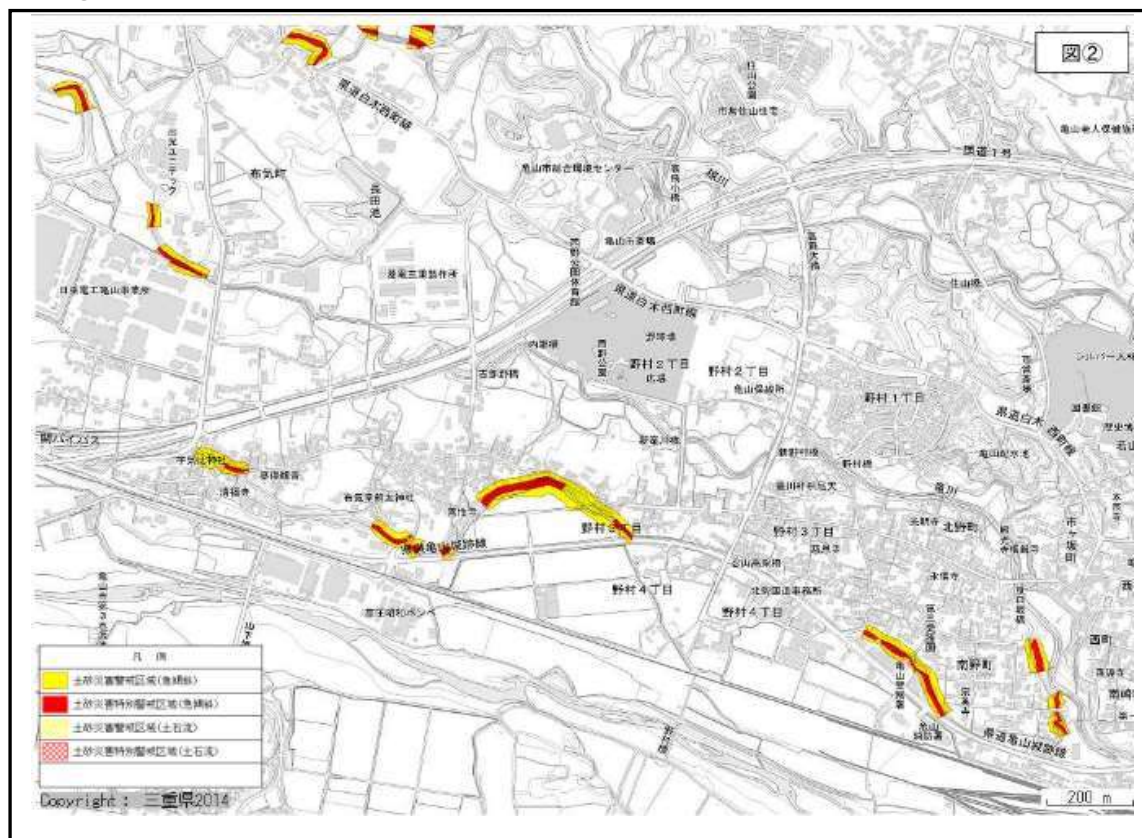
図⑩ 加太南在家地区

図⑪ 加太中在家地区

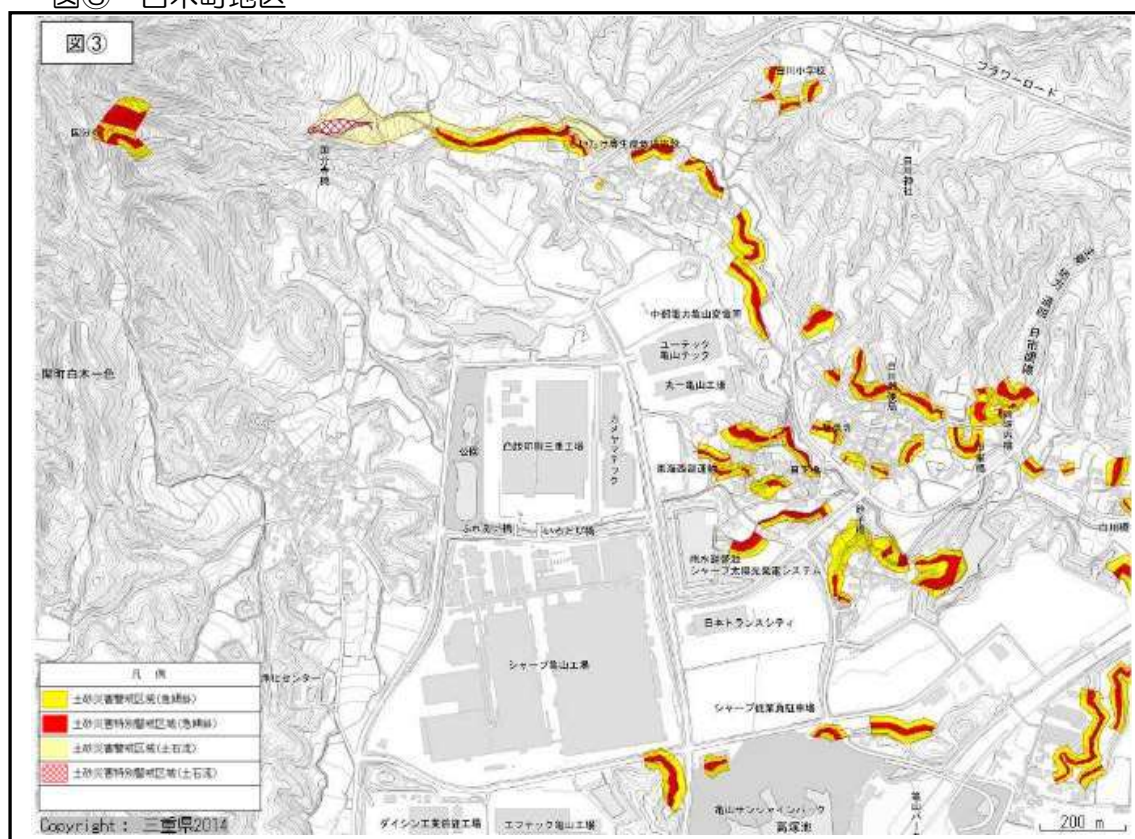
図① 白木町・住山町地区



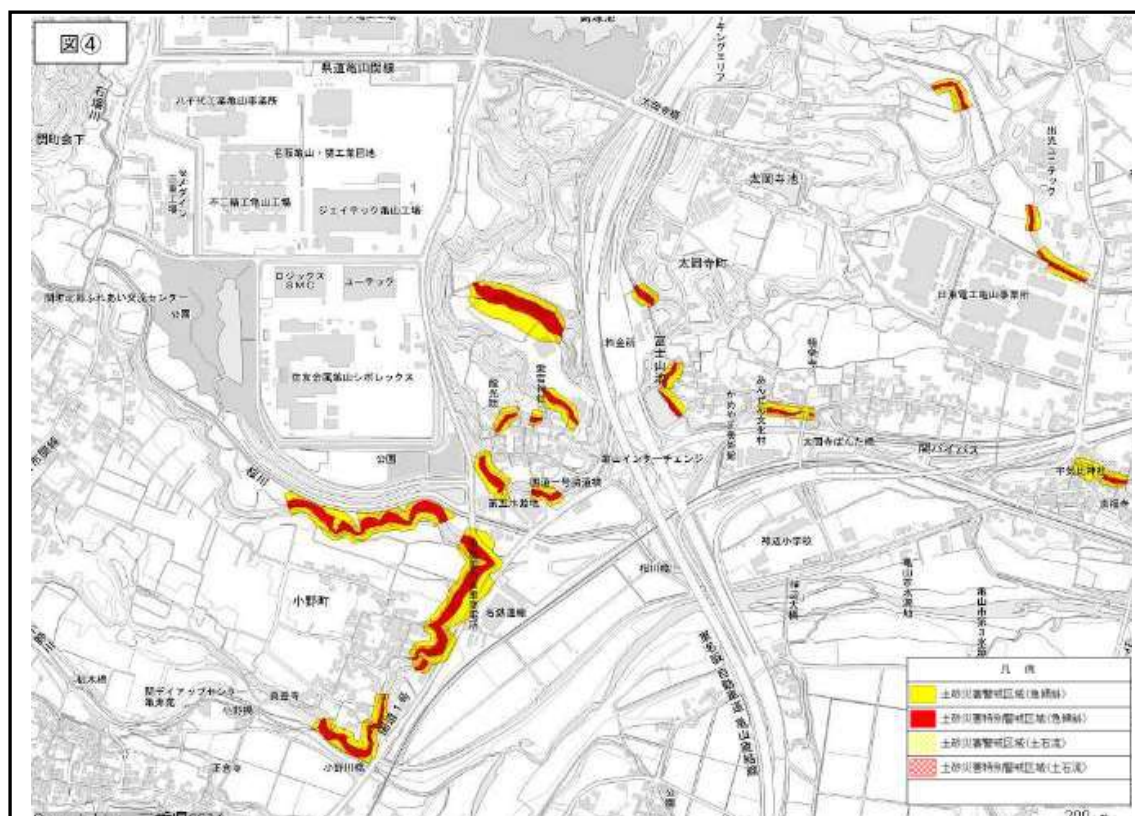
図② 野村・布気地区



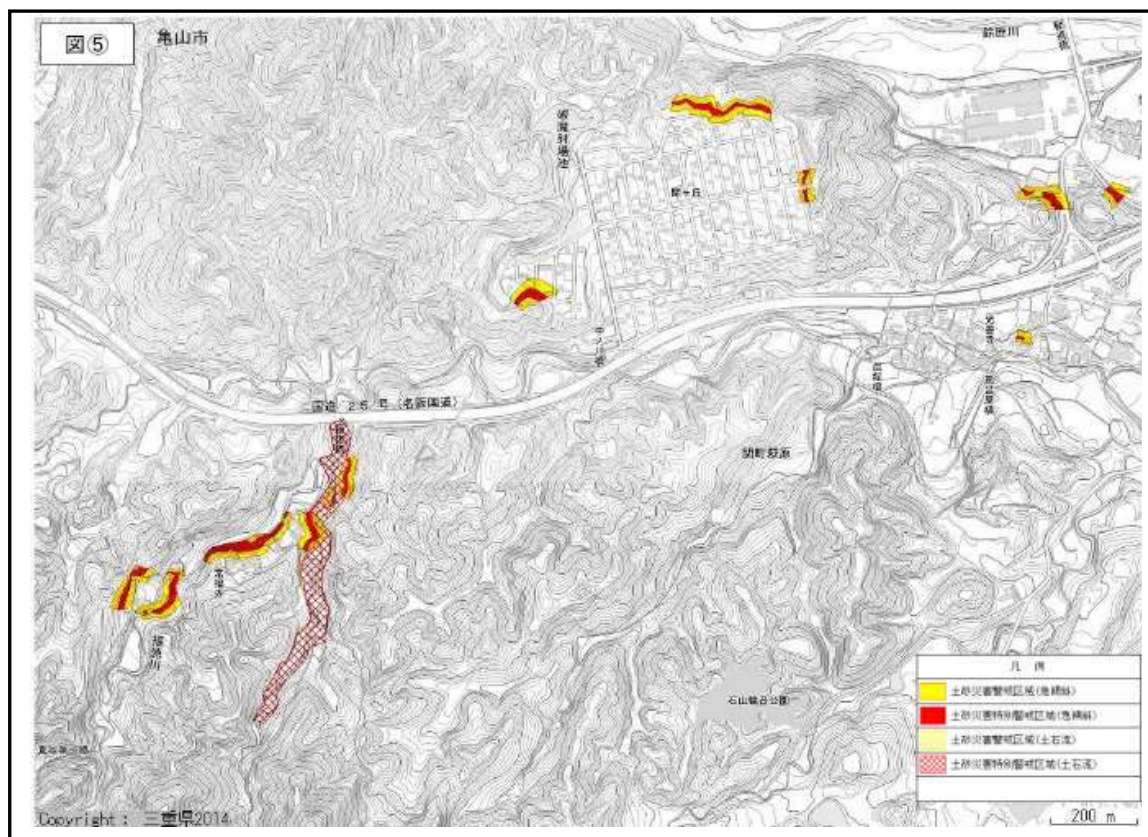
図③ 白木町地区



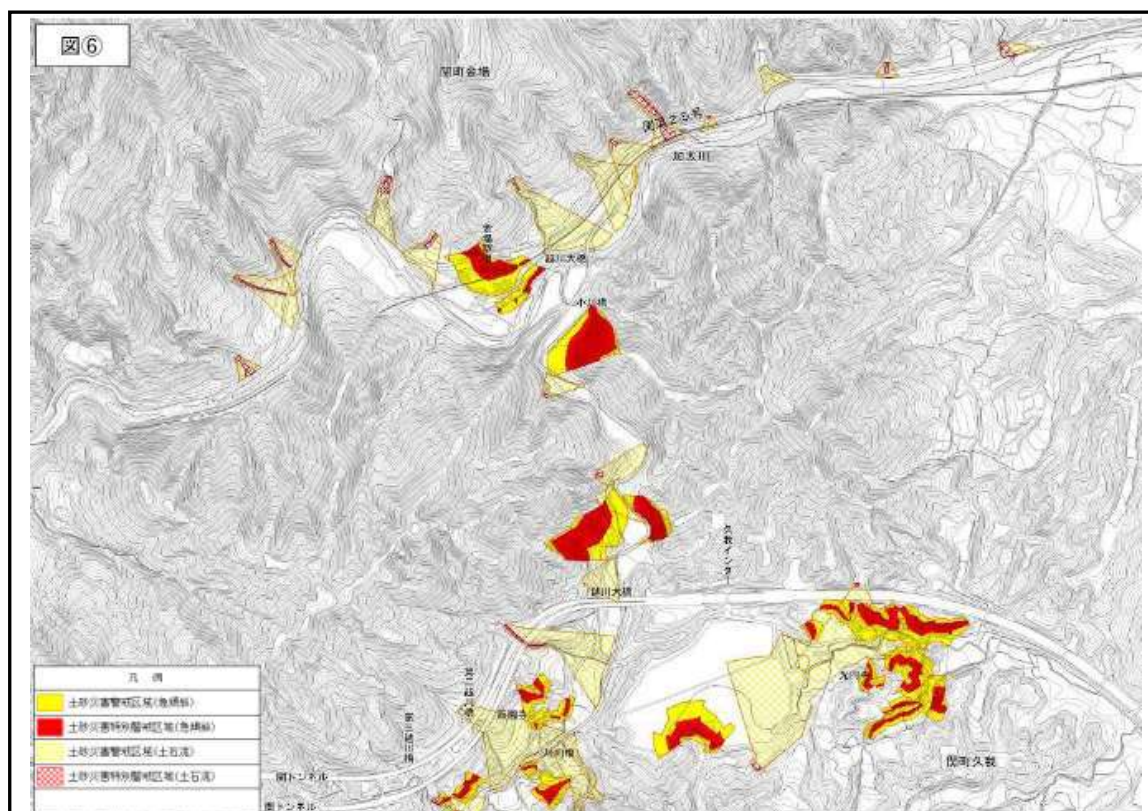
図④ 太岡寺町地区



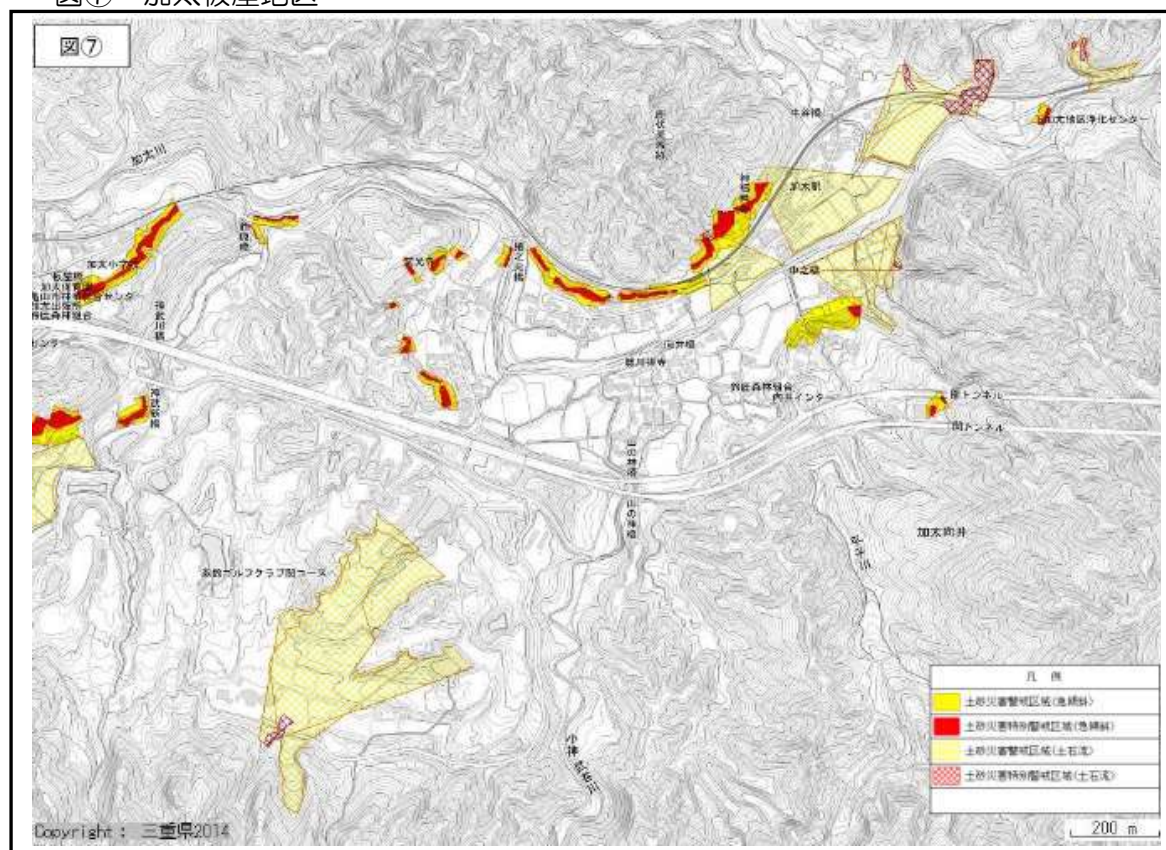
図⑤ 関町萩原地区



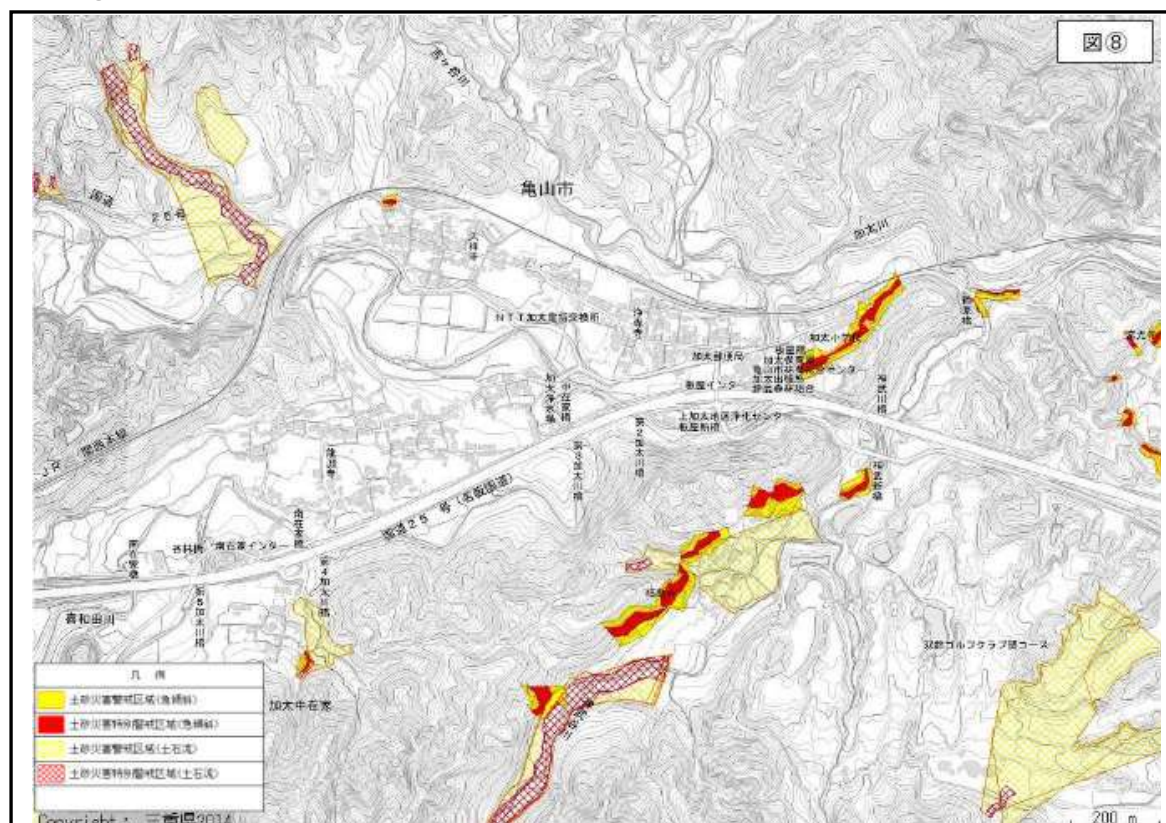
図⑥ 関町金場地区



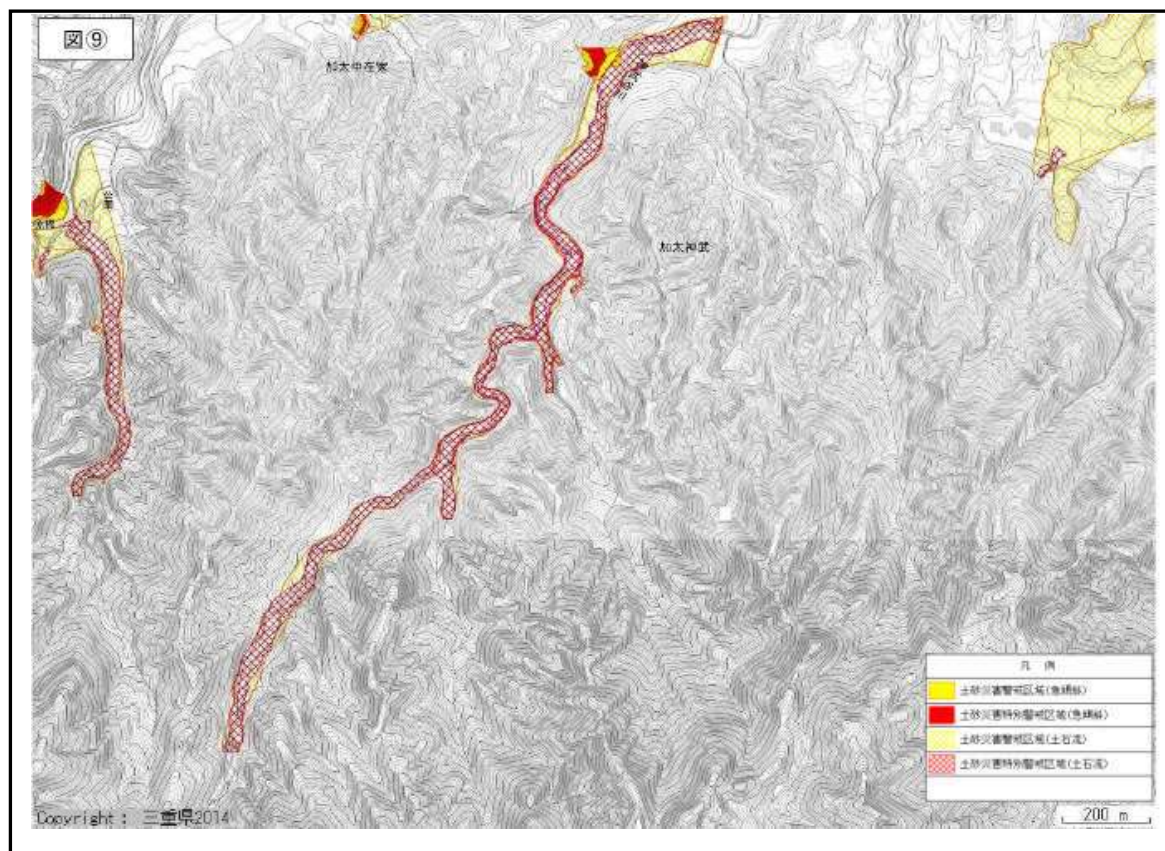
図⑦ 加太板屋地区



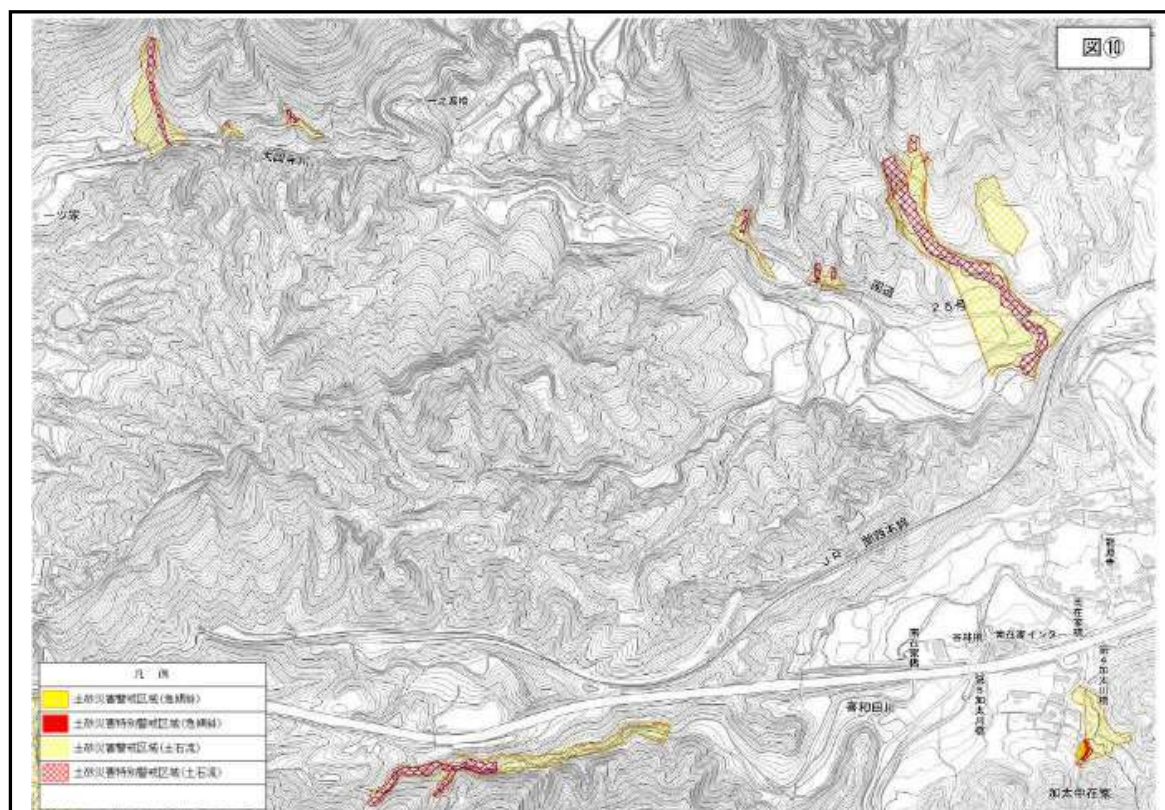
図⑧ 加太板屋・南在家地区



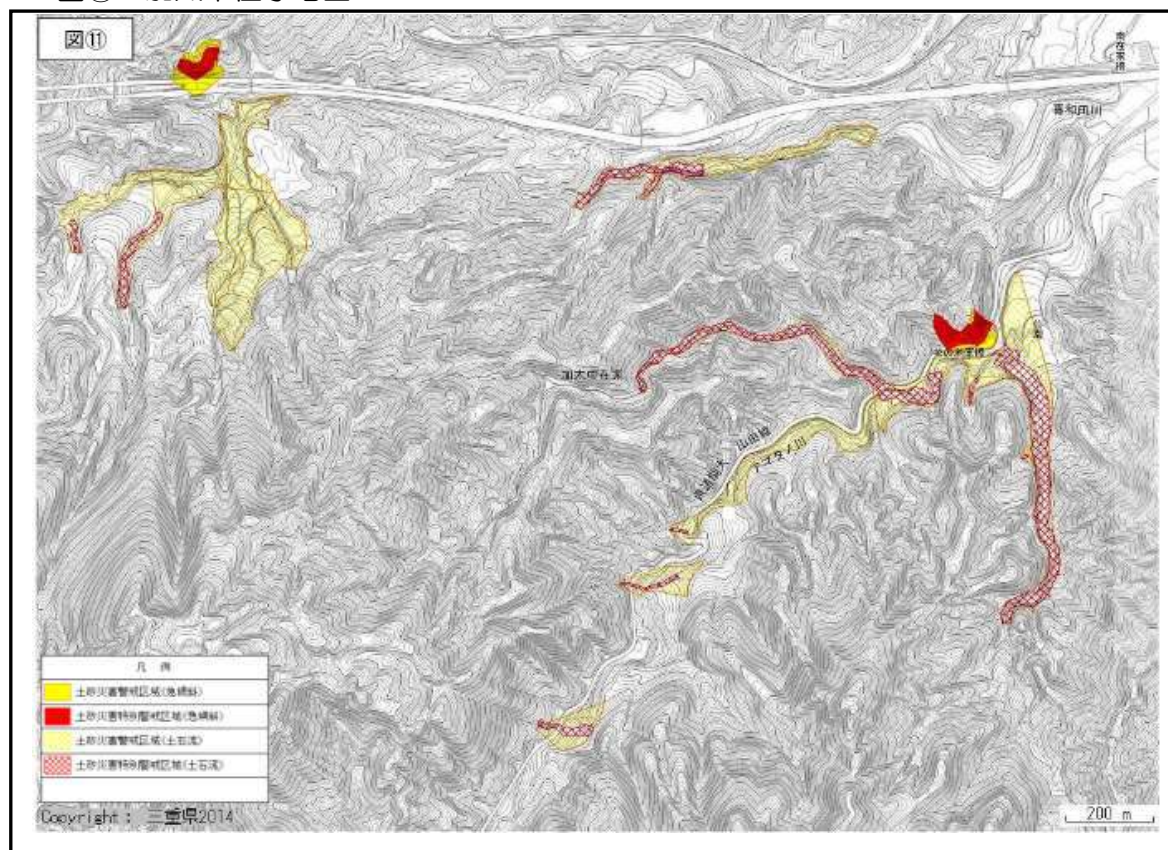
図⑨ 加太神武地区



図⑩ 加太南在家地区

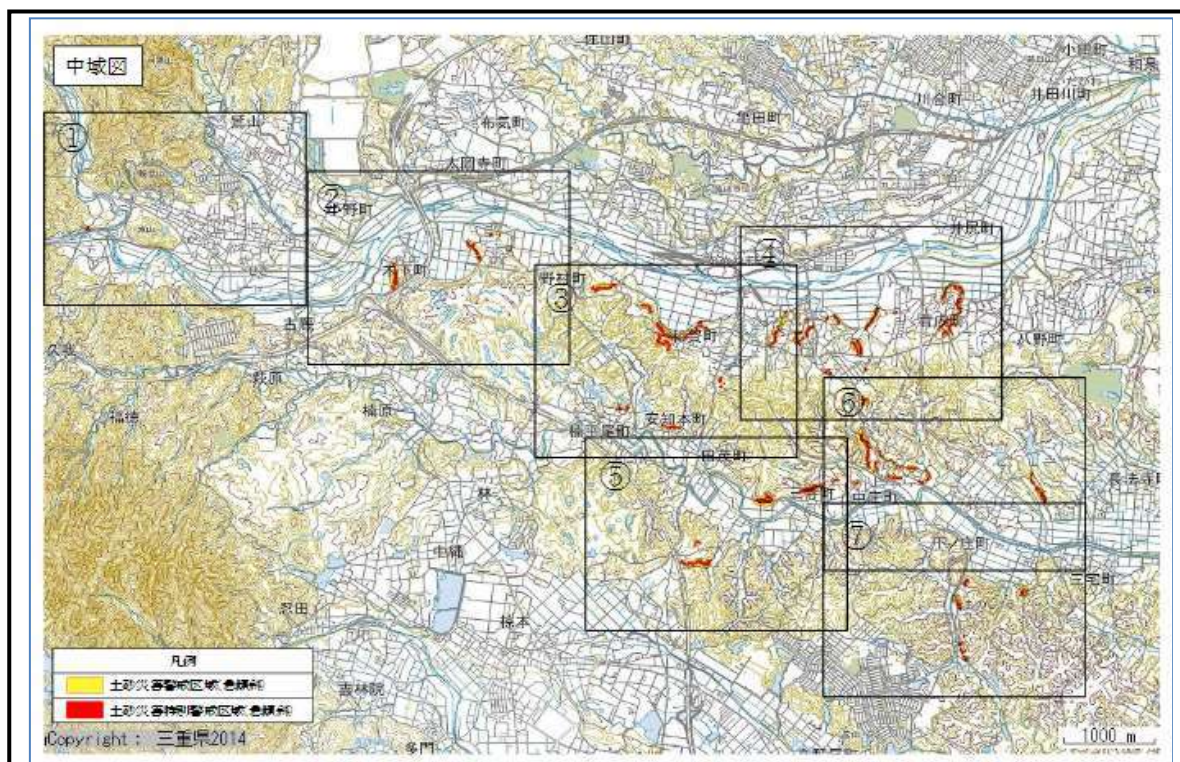


图⑪ 加太中在家地区



9 土砂災害警戒区域指定状況（平成30年3月23日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】



(根拠)

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】 第7条第1項及び第9条第1項

図① 関町新所地区

図② 木下町・山下町地区

図③ 和賀町・天神・楠平尾町・阿野田町地区

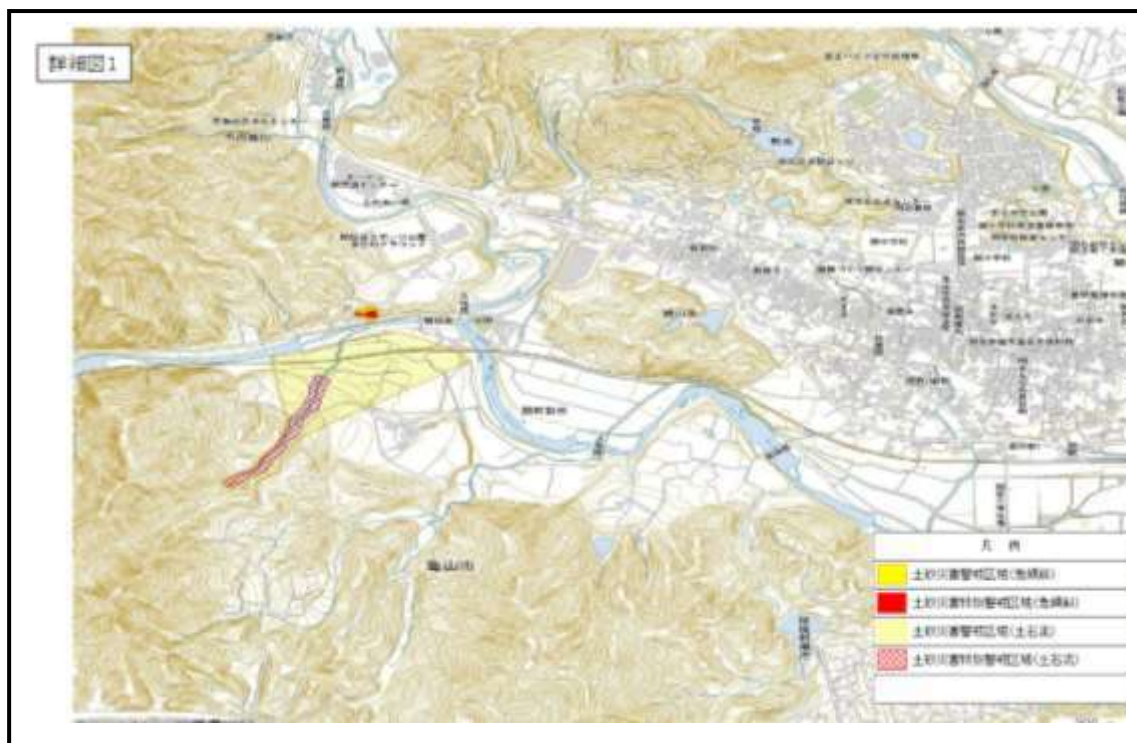
図④ 阿野田町・菅内町地区

図⑤ 安知本町・三寺町地区

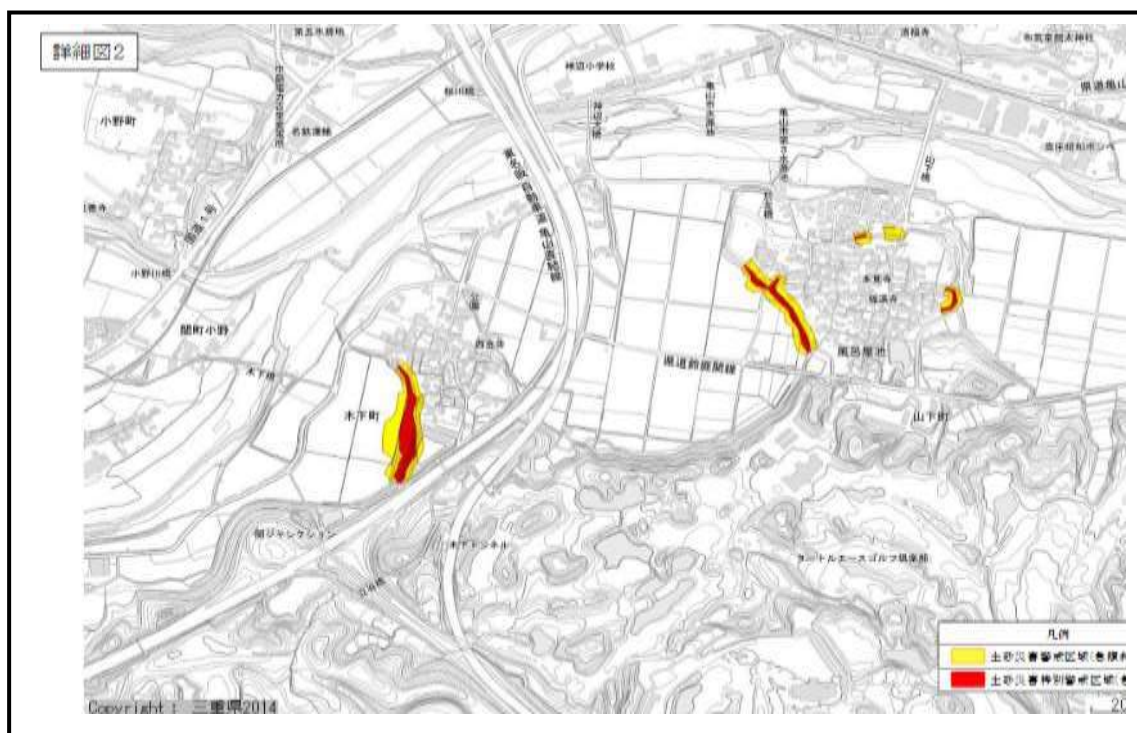
図⑥ 中庄町地区

図⑦ 下庄町地区

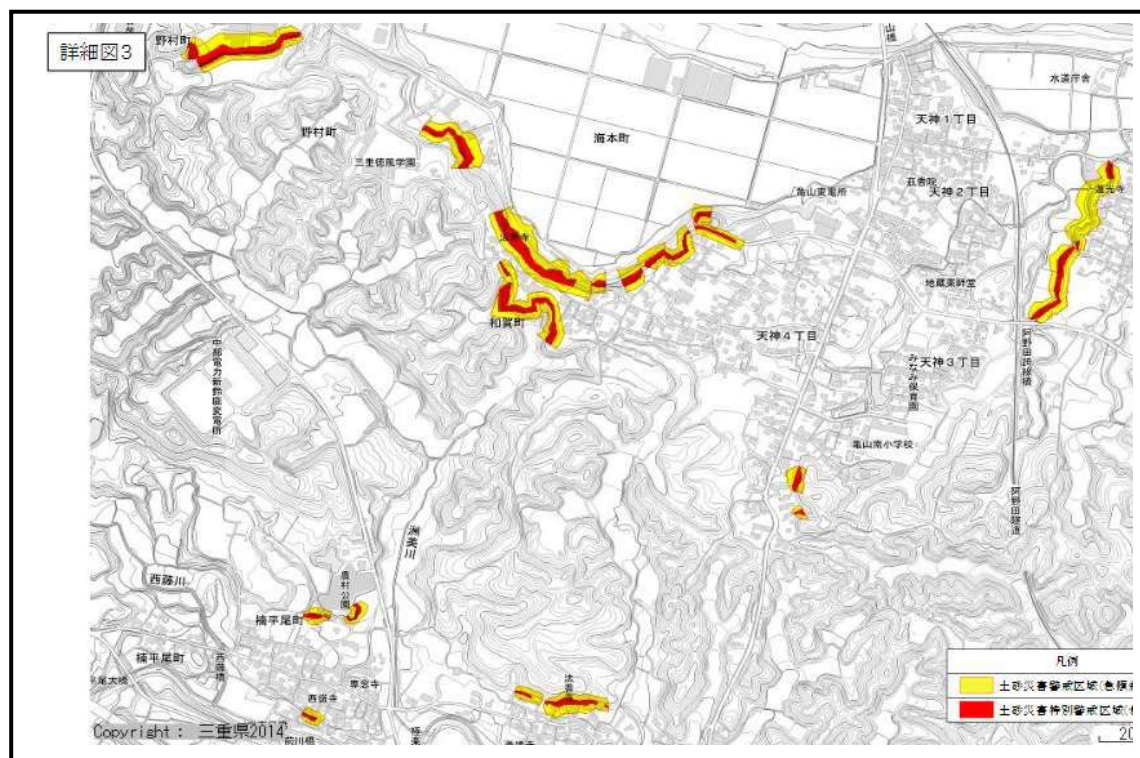
図① 関町新所地区



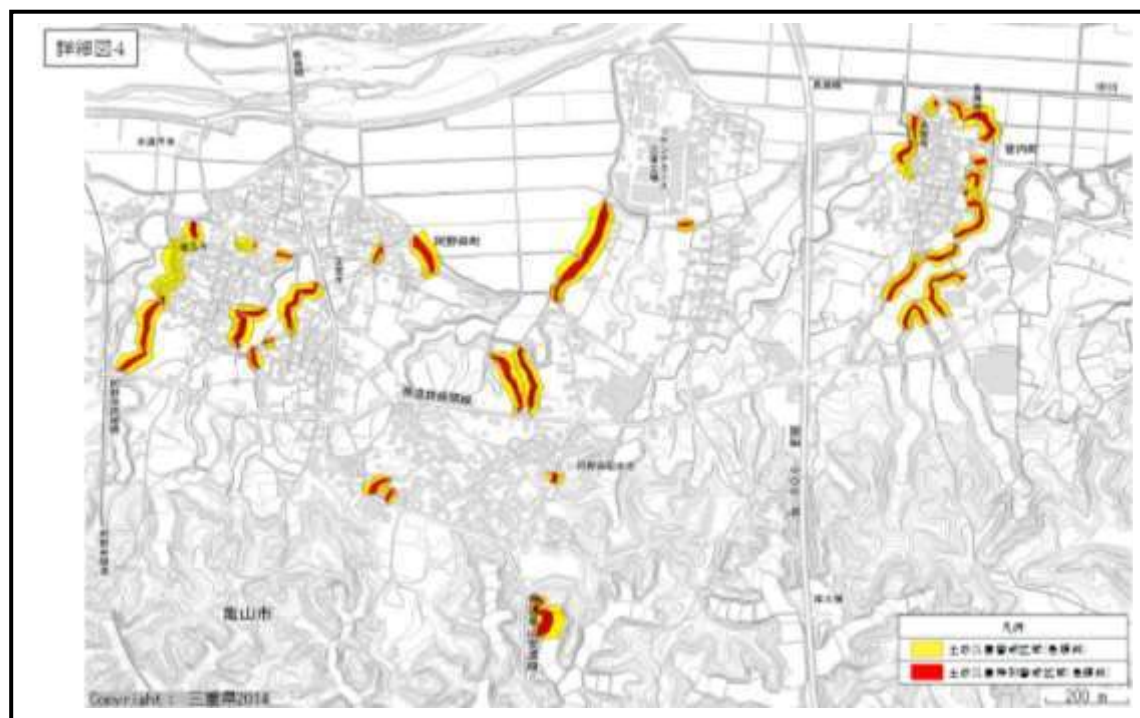
図② 木下町・山下町地区



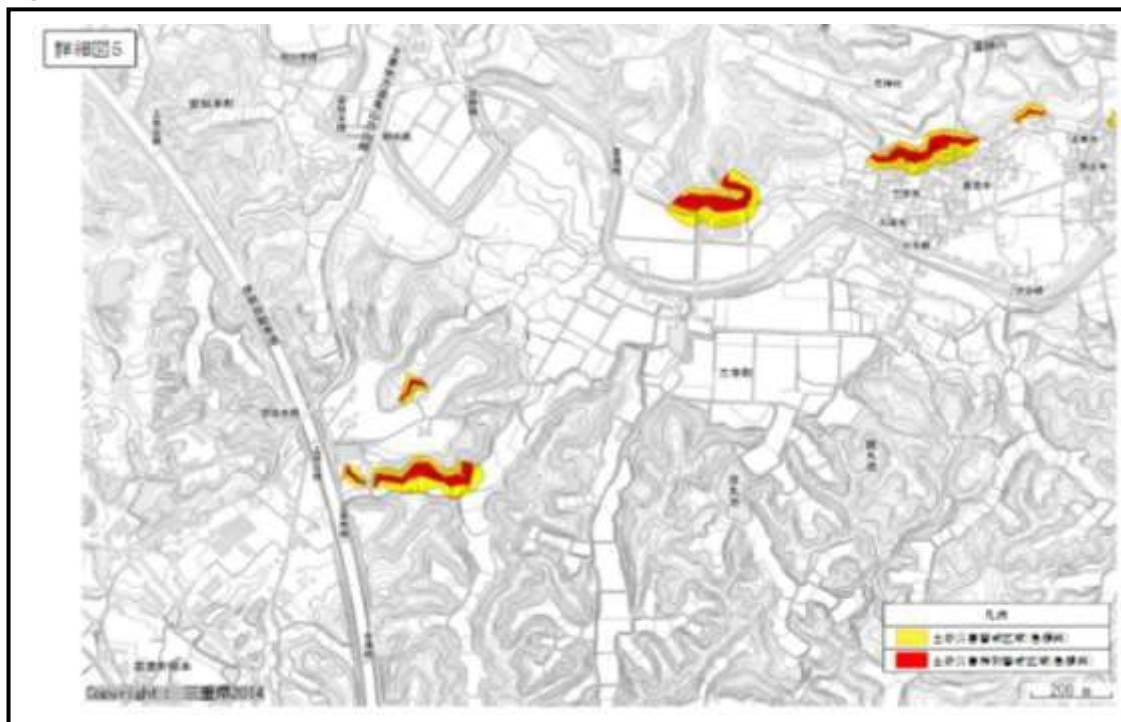
図③ 和賀町・天神・楠平尾町・阿野田町地区



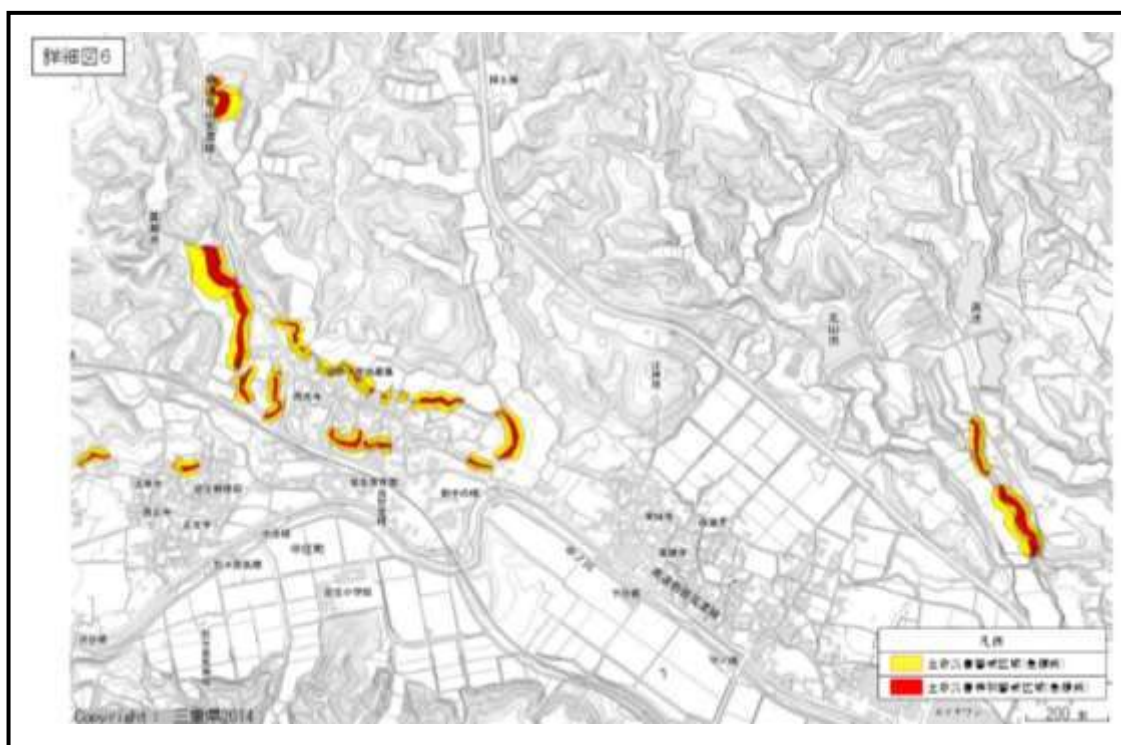
図④ 阿野田町・菅内町地区



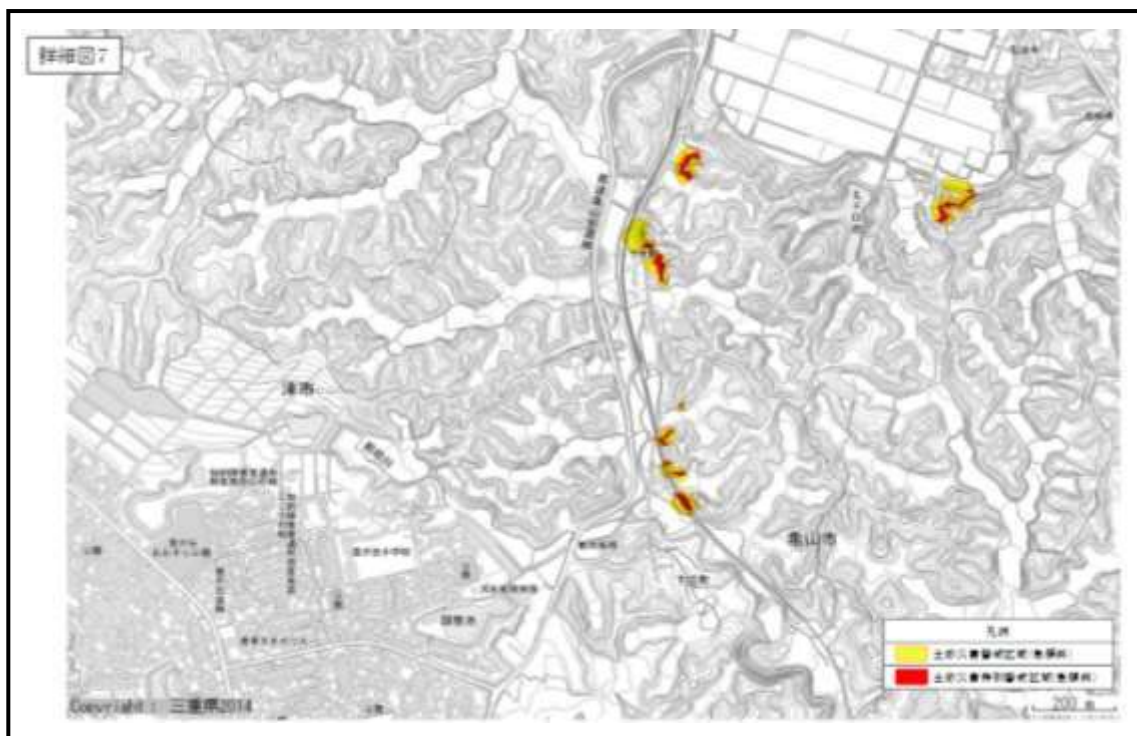
図⑤ 安知本町・三寺町地区



図⑥ 中庄町地区

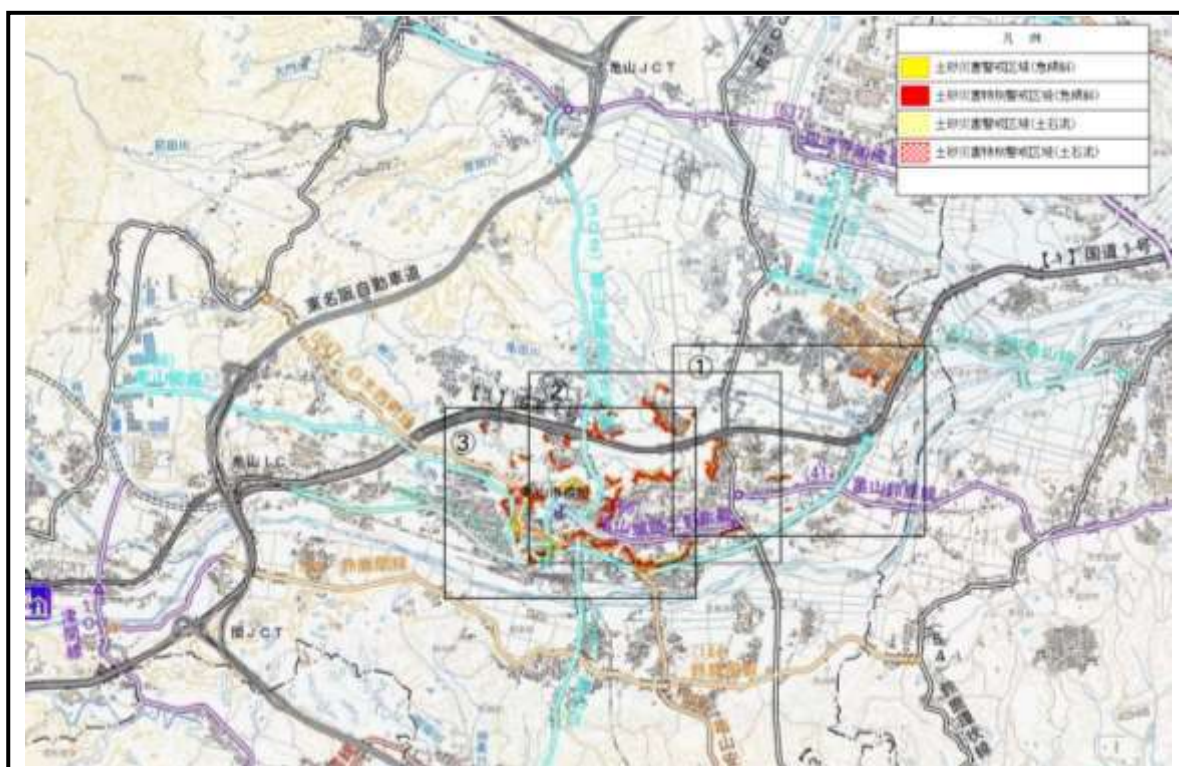


図⑦ 下庄町地区



10 土砂災害警戒区域指定状況（平成31年2月15日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】



（根拠）

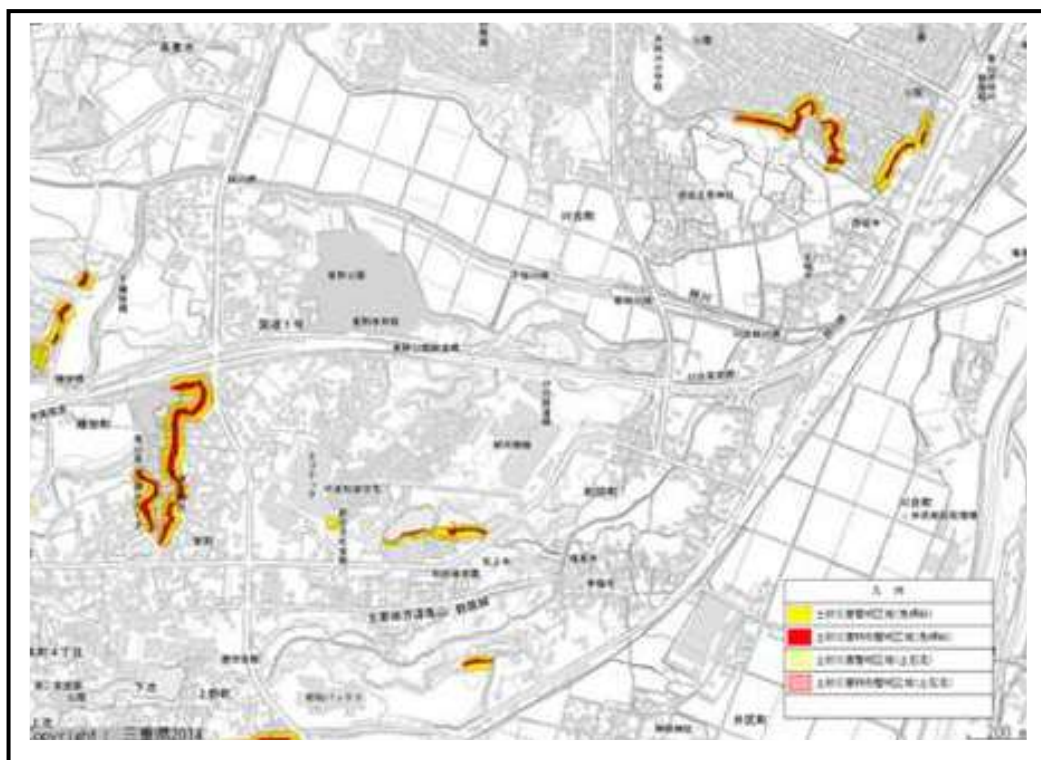
【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】第7条第1項及び第9条第1項

図① みどり町・和田町地区

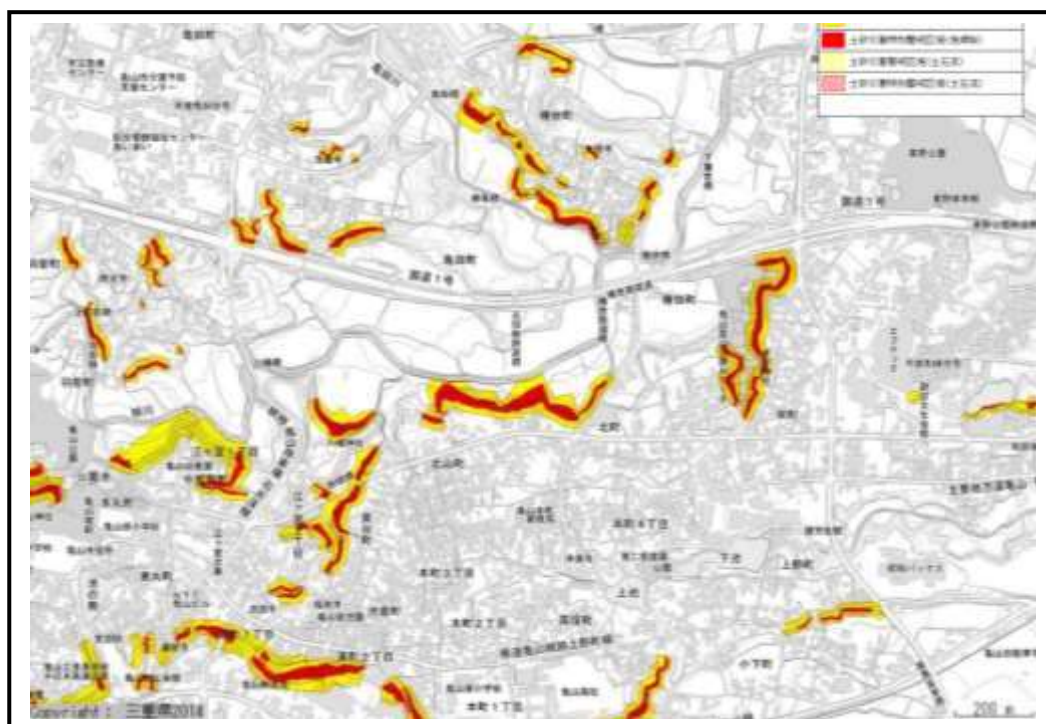
図② 北町・椿世町・羽若町・江ヶ室地区

図③ 本町・東町・南崎町・若山町地区

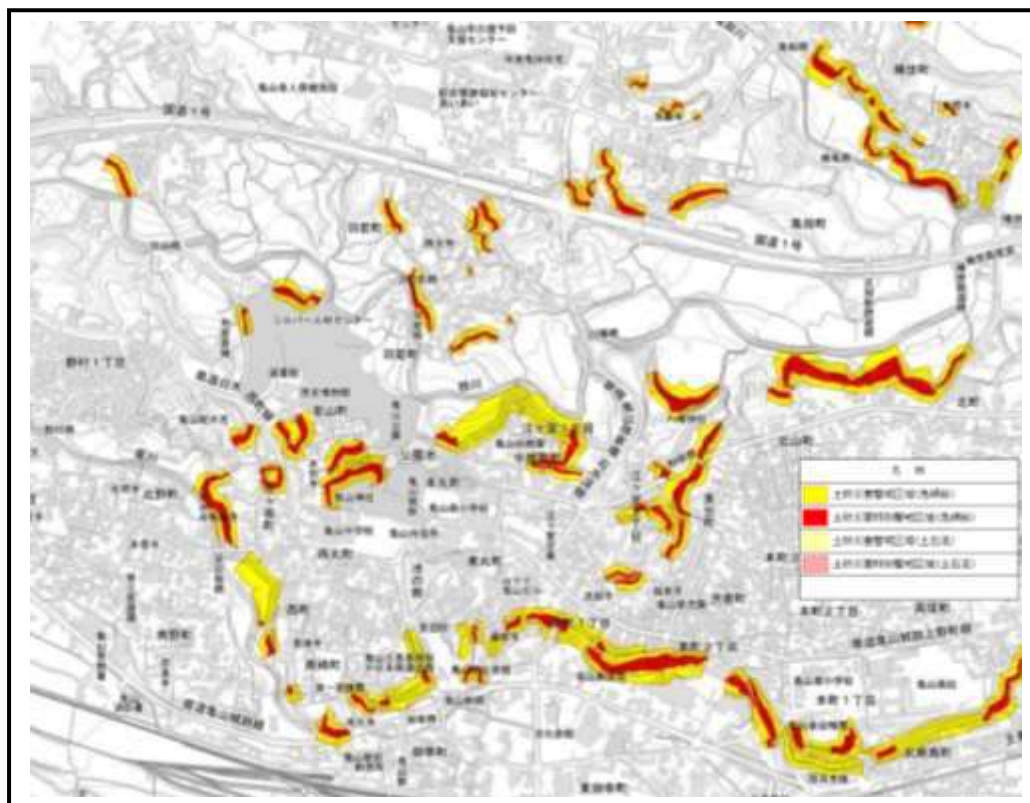
図① みどり町・和田町地区



図② 北町・椿世町・羽若町・江ヶ室地区

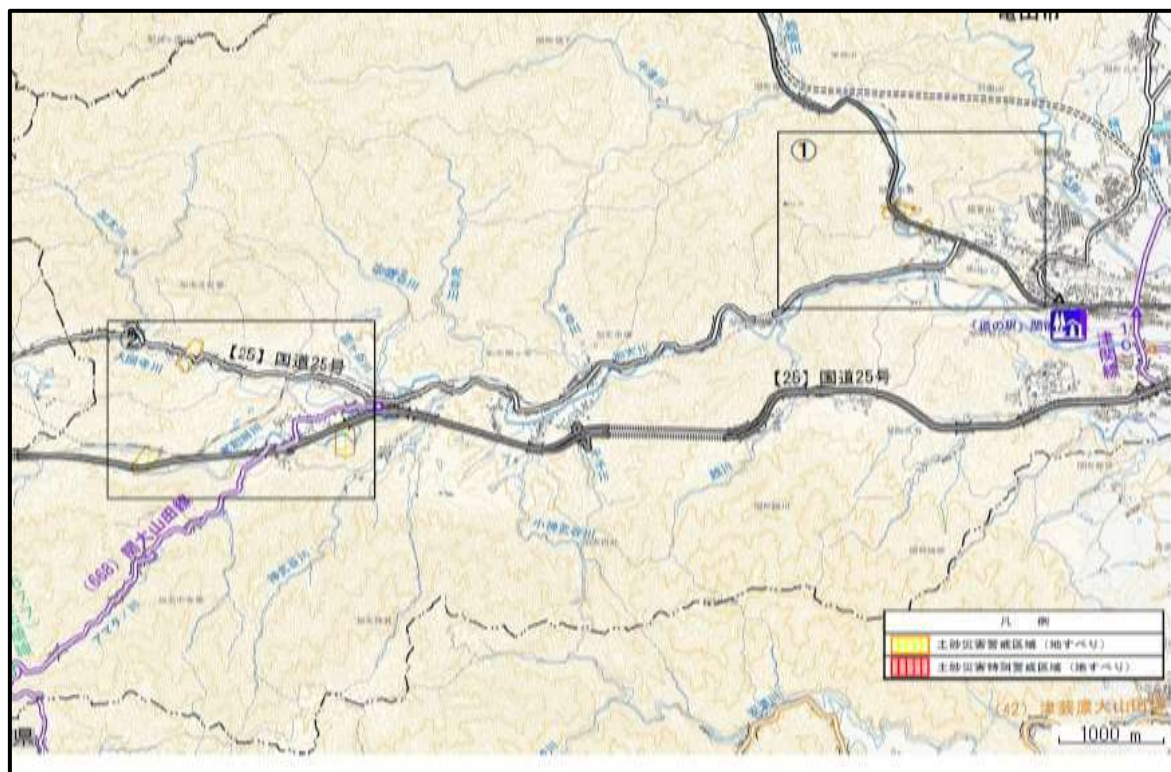


図③ 本町・東町・南崎町・若山町地区



11 土砂災害警戒区域指定状況（令和2年6月23日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】



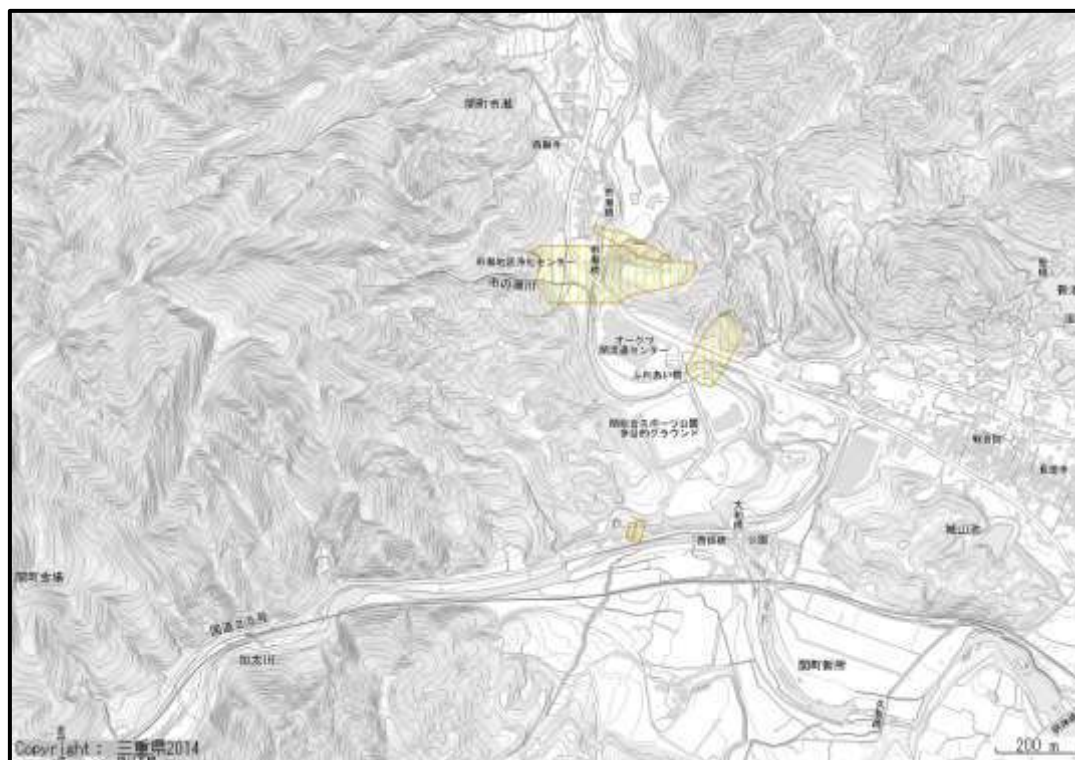
（根拠）

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】第7条第1項及び第9条第1項

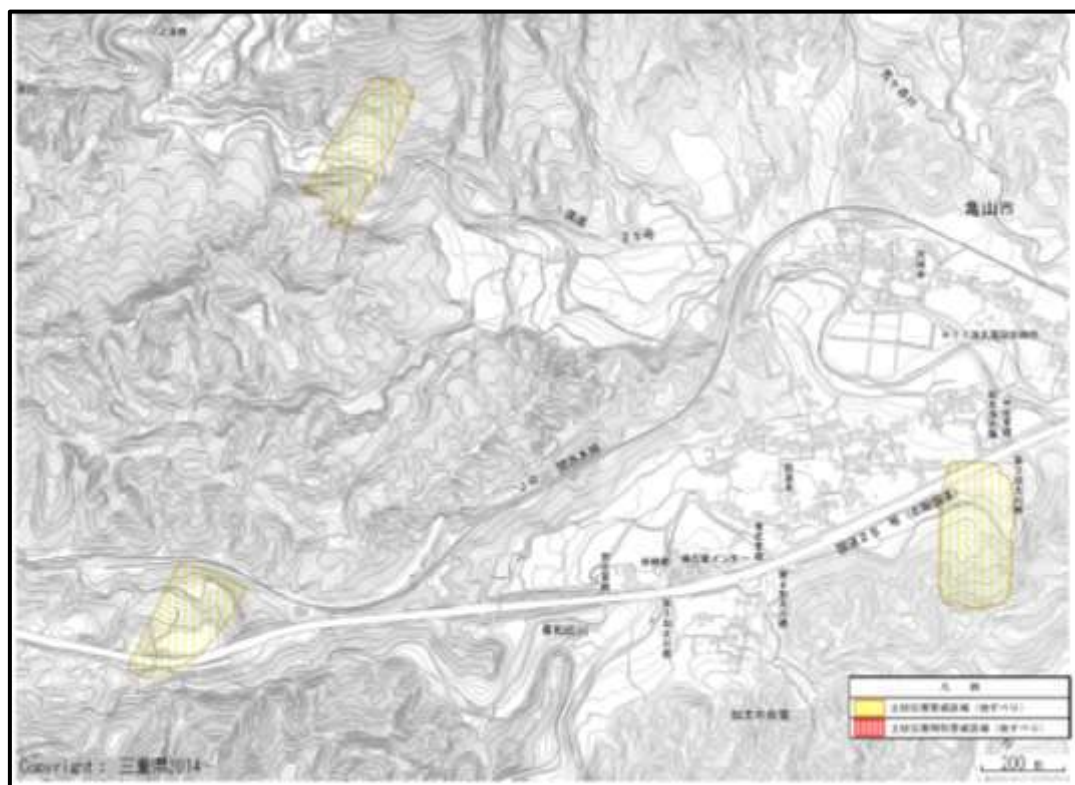
図① 関町市瀬地区

図② 加太地区

図① 関町市瀬地区

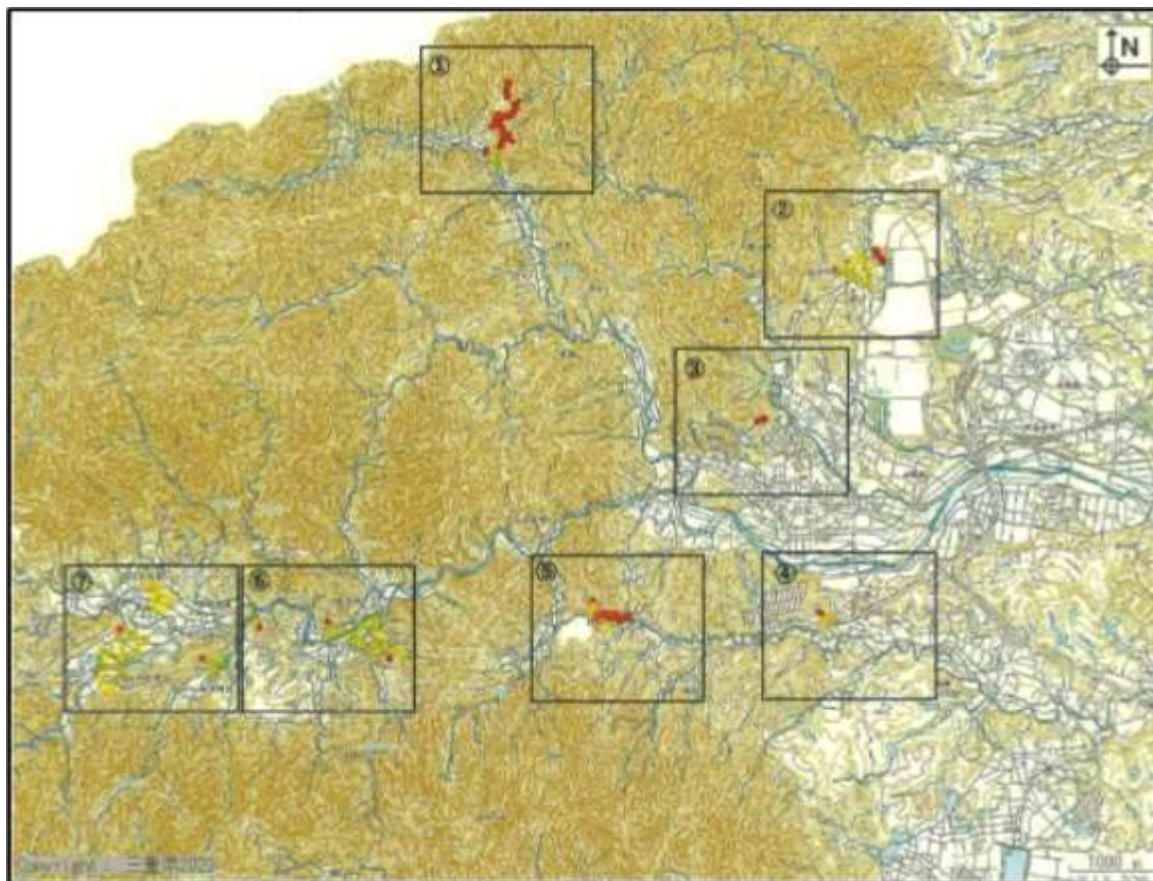


図② 加太地区



12 土砂災害警戒区域指定状況（令和6年3月 日指定）

【土砂災害警戒区域全体図】（仮）



（根拠）

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】第7条第1項及び第9条第1項

図① 関町坂下・沓掛地区

図② 関町白木一色地区

図③ 関町富士ハイツ地区

図④ 関町萩原地区

図⑤ 関町久我地区

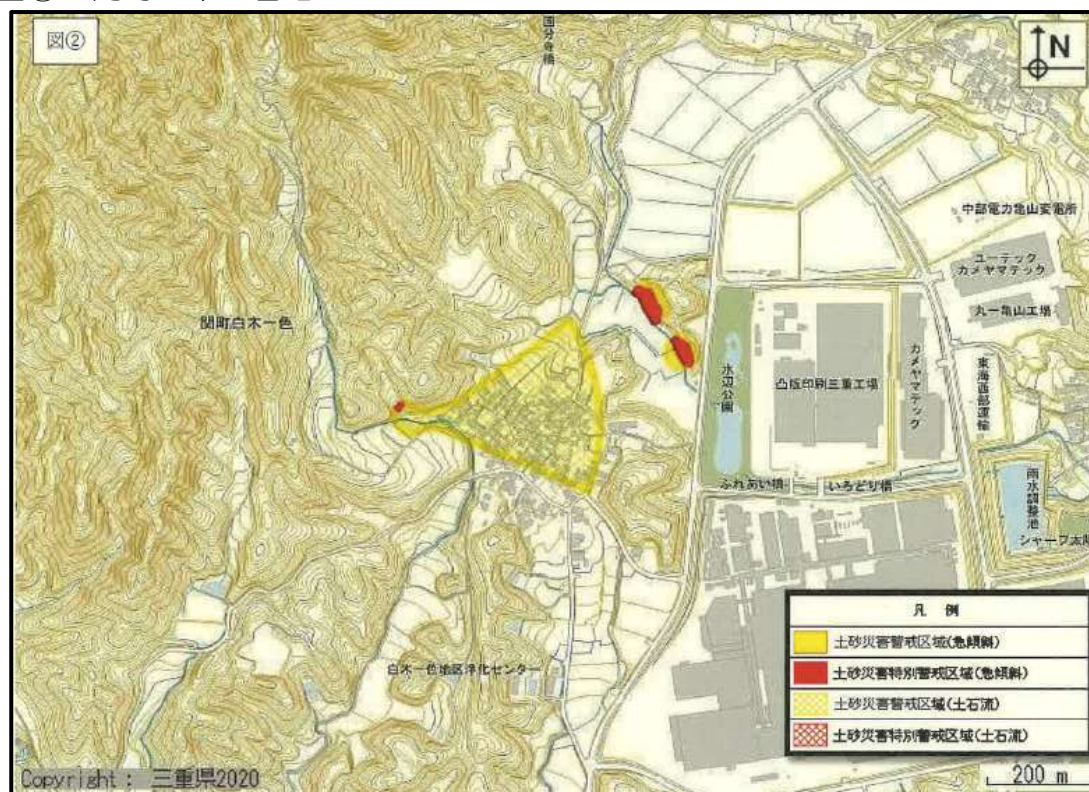
図⑥ 加太向井・市場地区

図⑦ 加太神武・中在家・北在家地区

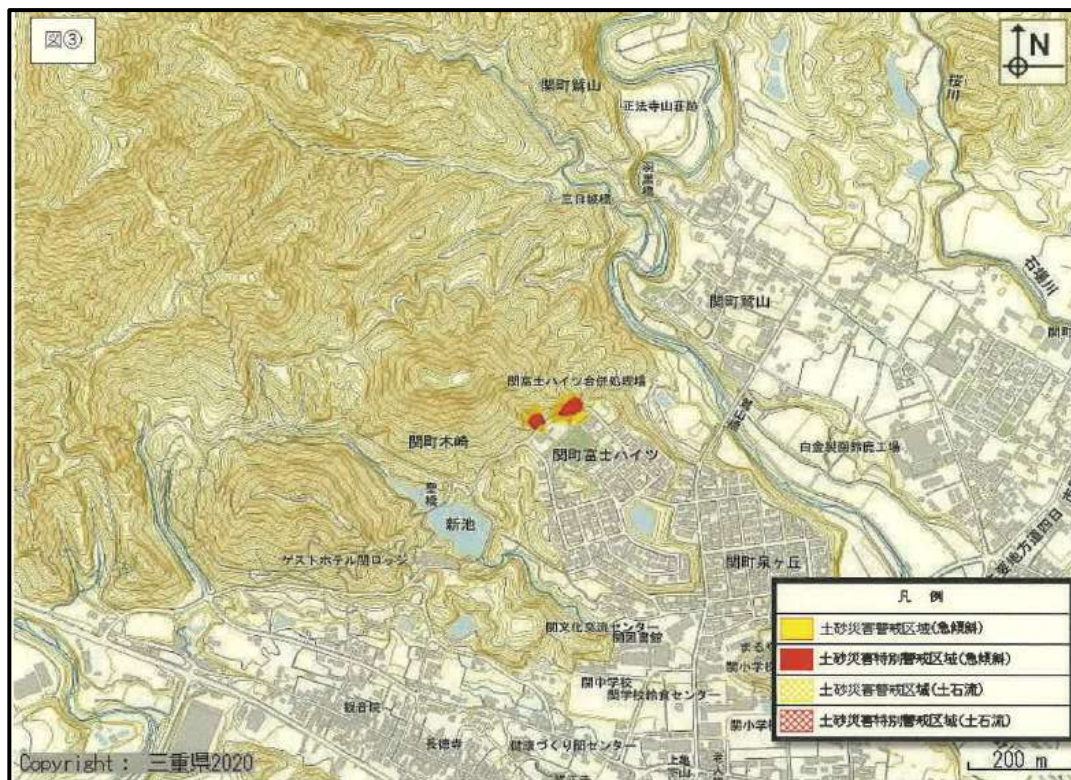
図① 坂下・沓掛地区



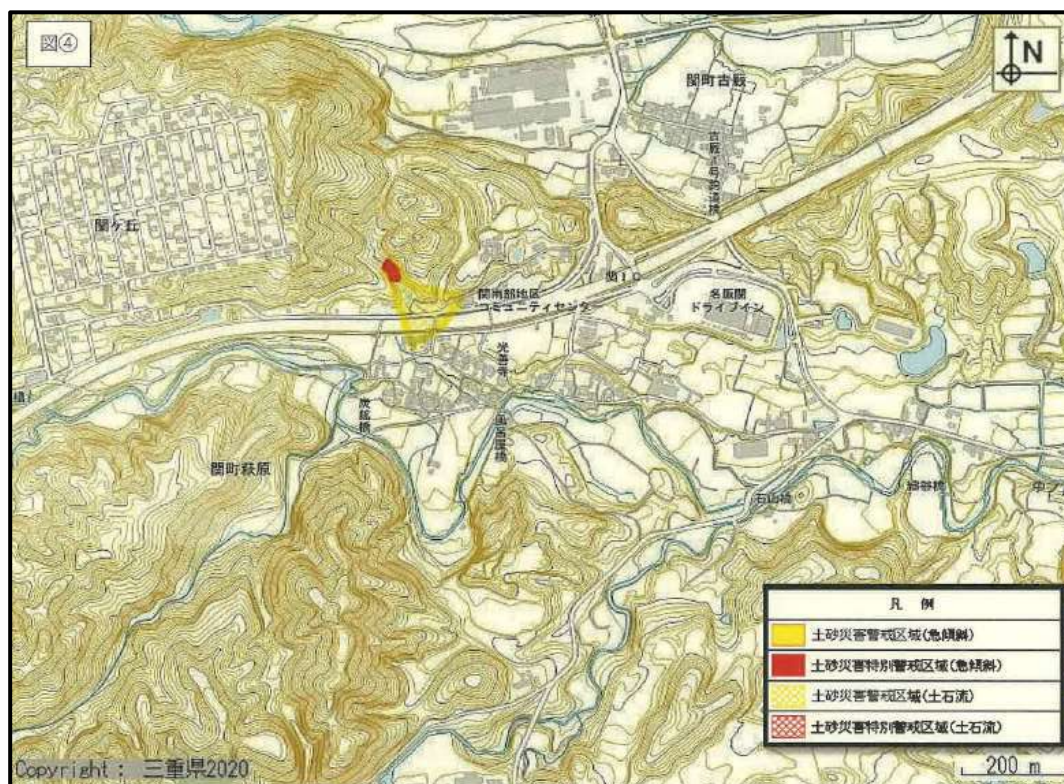
図② 関町白木一色地区



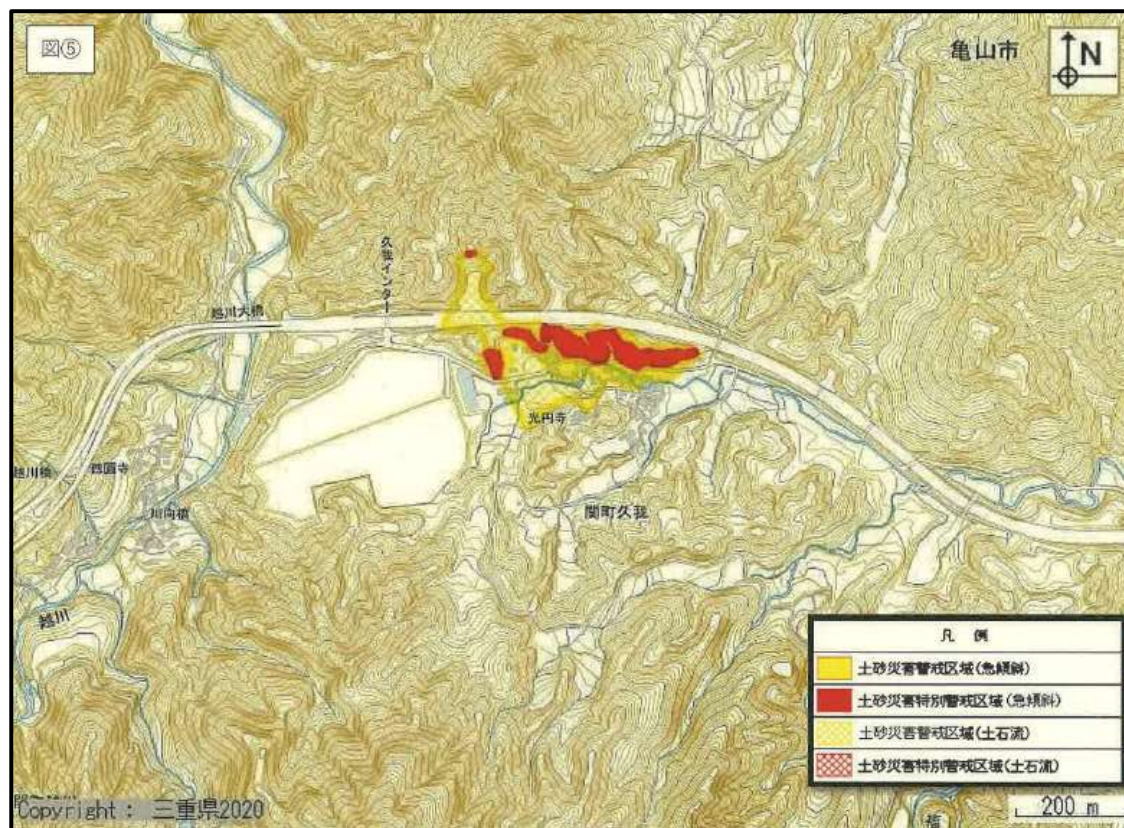
図③ 関町富士ハイツ地区



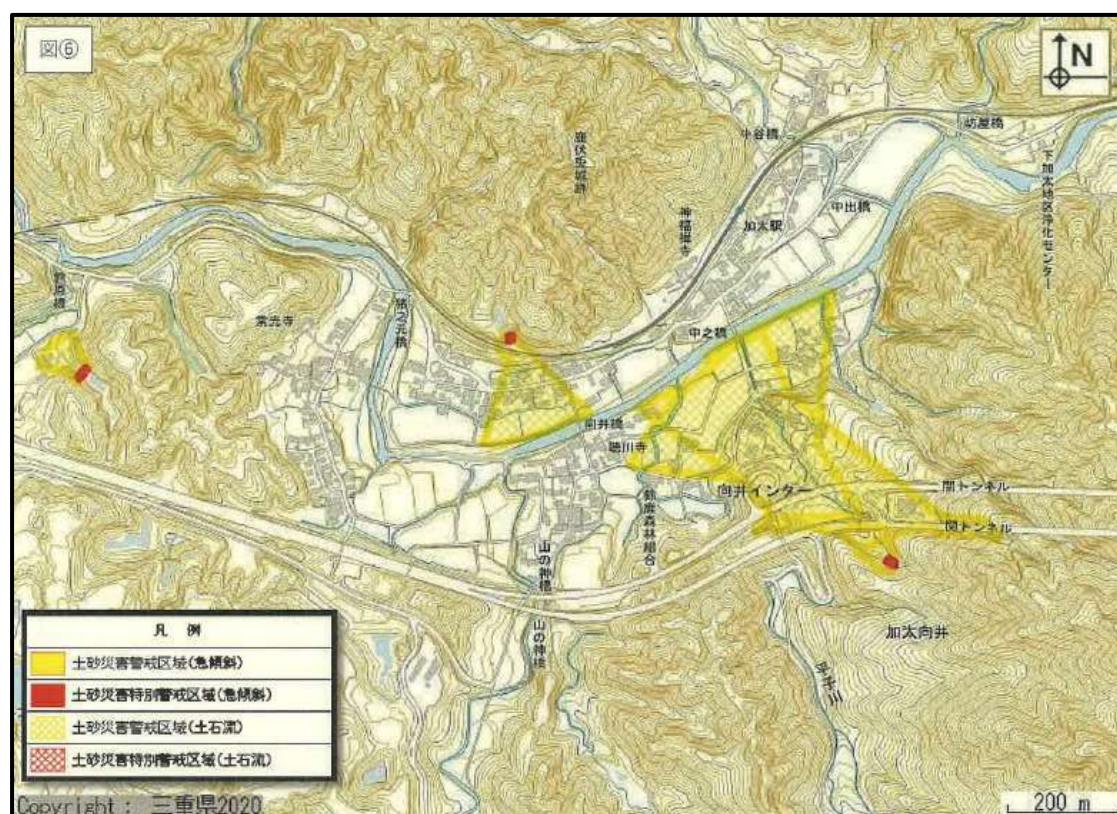
図④ 関町萩原地区



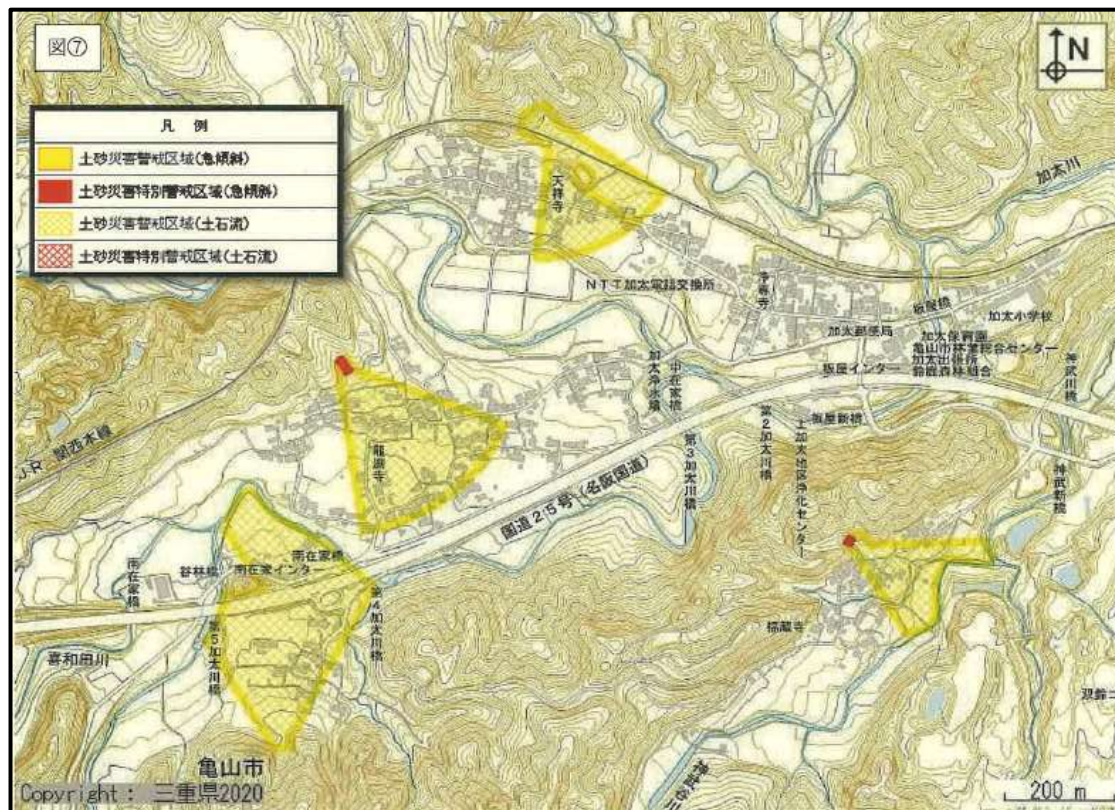
図⑤ 関町久我地区



図⑥ 加太向井・市場地区



図⑦ 加太神武・中在家・北在家地区



第2 防災上注意すべき社会的条件

1 危険物製造所等

(1) 製造所の設置数	2
(2) 貯蔵所の区分及び設置数	217
屋内貯蔵所	48
屋外タンク貯蔵所	67
屋内タンク貯蔵所	42
地下タンク貯蔵所	43
移動タンク貯蔵所	9
屋外貯蔵所	8
(3) 取扱所の区分設置数	129
給油取扱所	54
一般取扱所	75
(1)(2)(3)の合計	348
(令和5年4月1日現在)	

2 衛生管理

1 消毒の基準

区 分	薬剤の種類	薬剤量算出方法
床上浸水家屋 全壊・半壊流出を含む	ク レ ゾ ー ル 普 通 石 灰 クロールカルキ	床上浸水戸数 ×200g 床上浸水戸数 ×6kg 井戸の数(概数)×200g
床下浸水家屋	ク レ ゾ ー ル 普 通 石 灰 クロールカルキ	床下浸水戸数 ×50g 床下浸水戸数 ×6kg 井戸の数(概数)×200g
避 難 所	ク レ ゾ ー ル	避難所 ×400g

2 廃棄物処理施設等

塵芥処理施設		亀山市布気町 亀山市総合環境センター
収集車両	直 営	パッカー車 2台
		4 t ダンプ 2台 4 tトラック 1台
		2 t ダンプ 3台
	業 者	(有)亀山野崎清掃社 パッカー車4台 ダンプ1台
		(有)豊田衛生社 パッカー車4台 ダンプ2台
		(有)井田川清掃社 パッカー車7台 ダンプ1台
		(有)関清掃 パッカー車3台 ダンプ2台
	し尿処理施設	
		亀山市野村町 : 亀山市衛生公苑
業 者		(有)亀山野崎清掃社 (北鹿島町)
		・ バキューム車大型 (9,700 リットル) 1台
		・ バキューム車大型 (3,600 リットル) 2台
		・ バキューム車小型 (1,800 リットル) 3台
		(有)豊田衛生社 (阿野田町)
		・ バキューム車大型 (10,700 リットル) 1台
		・ バキューム車大型 (3,600 リットル) 1台
		・ バキューム車小型 (1,800 リットル) 2台
		(有)井田川清掃社 (和田町)
		・ バキューム車小型 (1,800 リットル) 3台
		・ バキューム車大型 (3,500 リットル) 2台
		(有)関清掃 (関町萩原)
		・ バキューム車大型 (3,700 リットル) 1台
		・ バキューム車大型 (3,000 リットル) 1台

第3 避難場所・避難所

1 指定避難所（指定緊急避難場所）

名 称	所在地	電話番号	対応する災害			備 考
			地震	土砂	浸水	
亀山西小学校	本丸町585	83-0139	○	○	○	
亀山東小学校	本町1丁目9-9	82-0011	○	○	○	
亀山南小学校	天神3丁目10-25	82-9115	○	○	○	
神辺小学校	太岡寺町1310	82-1819	○	○	※1	※1 浸水想定区域内にあるので2F以上を使用
昼生小学校	中庄町1405	82-1007	○	○	※2	※2 浸水想定区域に接しており、避難時には注意が必要
井田川小学校	みどり町52	82-2021	○	○	○	
川崎小学校	能褒野町77-22	85-0108	○	○		
野登小学校	両尾町2124	85-0009	○	※3	○	※3 校舎北側が土砂警戒区域
白川小学校	白木町2739	82-3007	○	※4	○	※4 校舎地区が土砂警戒区域に隣接
中部中学校	田村町75	82-2101	○	※5	○	※5 体育館西側、校舎東側が土砂警戒区域に隣接
東野公園体育館	川合町1286-49	83-1888	○	○	○	
西野公園体育館	野村2丁目5-1	82-1144	○	○	○	
関中学校	関町新所1863	85-0009	○	※6	○	※6 校舎西側が急傾斜地土砂警戒区域に隣接
加太小学校	加太板屋4569	98-0031	○	※7	○	※7 体育館南側、土砂警戒区域内、グラウンド南側が土砂警戒区域に隣接
関B & G海洋センター	関町新所8	96-1010	○	○	○	

2 指定緊急避難場所（一時避難場所）

【東野公園・亀山東小学校・井田川小学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
東野タウン自主防災倉庫前	東野タウン	○	—	—	
東野公園	栄町北	○	○	○	
市営栄町住宅駐車場	栄町住宅	○	—	—	
栄町公民館	栄町	○	○	○	
井尻町公民館	井尻町	○	○	○	
和田団地集会所	和田団地第1	○	○	○	
	和田団地第2				
	和田団地第3				
和田運動場	和田町	○	○	○	
井田川地区南コミュニティセンター	和田町新北町	○	○	○	
自治会内ゴミ集積所前広場	グリーンタウンわだ	○	—	—	
上野ガス(株)亀山支店	新橋世	○	—	—	
エクスリート駐車場	エクスリート	○	—	—	
亀山東小学校	本町1の1	○	○	○	
	本町1の2				
	本町1の3				
本町2丁目集議所	本町2丁目	○	○	○	
本町3丁目内仮駐車場	本町3の1	○	○	○	
亀山東小学校	本町3の2	○	○	○	
本町3丁目内仮駐車場	本町3の3	○	—	—	
亀山東小学校	本町3の4	○	○	○	
本町広場	本町4の1	○	○	○	
	本町4の2				
	本町4の3				
旧田中仏壇店跡地	本町4の4	○	○	○	
本町広場		○	○	○	
本町広場	本町4の5	○	○	○	
	本町4の6	○	○	○	
第14アーバンハイム駐車場	本町三丁目 第14アーバンハイム	○	○	○	
本町公園	高塚	○	○	○	
高塚住宅前広場	高塚住宅	○	○	○	
本町公園	上野町	○	○	○	
上野ポケット公園		○	○	○	
渋倉町内空地	渋倉町	○	○	○	
東台町自主防災倉庫前	東台町	○	○	○	
椿世町公民館前	椿世町	○	—	—	
北山町集会所	北山町	○	○	○	
阿野田公民館	阿野田町	○	○	○	
門垣戸公民館		○	○	○	
東御座公民館		○	○	○	
上野公民館		○	○	○	
東部コミュニティセンター		○	—	—	
シェーン駐車場	シェーン	○	○	○	一時避難場所
社会福祉法人ケアフル亀山	二本松	○	—	○	
二本松公民館		○	○	○	
オークワサウス亀山店		○	○	○	
オークワサウス亀山店	樺野	○	○	○	
樺野公民館		○	○	○	

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
中野公民館	中野	○	○	○	
オークワサウス亀山店		○	○	○	
マンション亀山駐車場	マンション亀山	○	○	○	浸水時は2階以上を利用
オークワサウス亀山店	菅内町	○	○	○	
南鹿島公民館	南鹿島	○	○	—	
亀山東小学校	南鹿島西	○	○	○	
鹿島交差点北空地	北鹿島	○	—	—	
北鹿島台住宅南駐車場	北鹿島住宅	○	—	—	
北鹿島駐車場	東鹿島	○	—	—	
	鹿島住宅				
	県営鹿島				
小下公民館	小下町	○	—	—	
本町公園	マ・シェリー上野	○	—	—	
東町共同駐車場	東町6	○	—	—	
ひとみヶ丘第1公園	ひとみヶ丘	○	—	—	
見晴らし公園(みどり第3公園)	みどり町1	○	—	—	
中央公園(みどり第1公園)	みどり町2丁目	○	—	—	
ブタ公園(みどり第2公園)	みどり町3丁目	○	—	—	
三角公園(みどり第6公園)	みどり町4丁目	○	—	—	
5丁目防災倉庫横駐車場管理地	みどり町5丁目	○	—	—	
古墳公園(みどり第4公園)	みどり町6丁目	○	—	—	
古河電工カーパルデイ寮駐車場	みどり町7丁目	○	—	—	
中央公園(みどり第1公園)	みどり町8丁目	○	—	—	
ごみ集積所前	みどり町9丁目	○	—	—	
川合町公民館	川合町	○	—	—	
川合町第六公園	川合町東	○	—	—	
川合町第九公園	川合町北	○	—	—	
井田川小学校	新川合	○	—	—	
アーバン11駐車場	アーバン川合町	○	—	—	
井田川公民館	井田川町	○	○	○	
川合町第十三公園	新川合南	○	—	—	

【川崎小学校・中部中学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
JA 鈴鹿川崎支店駐車場	森	○	—	—	
林照寺		○	○	○	
柴崎公民館	川崎町柴崎	○	○	○	
一色公民館	川崎一色	○	○	○	
徳原農事集会所	徳原	○	○	○	
堂坂集落センター	川崎町堂坂	○	—	○	
南條公民館	川崎町南条	○	○	○	
町公民館	川崎町町	○	○	○	
能褒野町公民館	能褒野町	○	○	○	
大紀アルミ工業所亀山工場		○	—	—	
NTNアルミ工業所亀山工場		○	—	—	
湯浅義正園		○	—	—	
川崎小学校	田村町名越	○	○	○	
名越公民館		○	○	○	
のぼの森公園	田村町	○	—	—	
田村公民館		○	—	—	
自治会内駐車場	NEW TAMURA	○	—	—	
東野集会場	田村町東野	○	—	—	

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
長明寺集会所	長明寺町	○	○	○	
太田営農研修センター	太田	○	—	—	
岩森公民館	岩森	○	○	○	
山田公園	山田	○	—	—	
市所有空地		○	—	—	
中央公園(みずほ台第1公園)	みずほ台	○	—	—	
西グランド公園(同 第2公園)		○	—	—	
東公園(同 第3公園)		○	—	—	
南公園(同 第4公園)		○	—	—	
中央公園(みずきが丘第1公園)	みずきが丘	○	—	—	
さくら公園(同 第2公園)		○	—	—	
ほのぼの公園		○	—	—	
わんぱく公園		○	—	—	
みずきが丘道伯幼稚園駐車場		○	—	—	
新道集会場	新道町	○	—	—	
川合町第3公園	メーブル川合	○	—	—	
川合町第十公園	川合アイタウン	○	—	—	
ピクシス駐車場	ピクシス	○	—	—	

【屋生小学校・亀山南小学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
三寺町公民館	三寺町	○	○	○	
三寺町広場(グランドボール場)		○	—	—	
中庄集会所	中庄町	○	○	○	
屋生地区コミュニティセンター		○	○	○	
下庄集会所	下庄	○	○	○	
弘法寺薬師堂	弘法寺	○	○	○	
出屋公民館	出屋	○	○	○	
下庄駅前	日焼	○	—	—	
天神公民館	天神第一	○	○	○	
	天神第1の2				
	天神第二				
	天神第三の1				
	天神第三-二				
	中村				
天神地区南自主防防災倉庫前	天神第四	○	—	—	
亀山南小学校	天神第五	○	○	○	
天神地区南自主防防災倉庫前	天神第六	○	—	—	
みなみ保育園	天神第七	○	○	○	
和賀公民館	和賀	○	—	○	
和賀住宅自主防防災倉庫前	和賀住宅	○	—	—	
田茂公民館	田茂町	○	○	○	
上原公民館	安知本町上原	○	○	○	
安知本多目的広場	安知本町	○	—	—	
楠平尾集会所	楠平尾町	○	○	○	

【野登小学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
原尾自治センター	両尾町原尾	○	○	○	
千蔵寺境内		○	—	—	
東光寺境内		○	—	—	
平尾自治センター	平尾	○	—	○	
辺法寺営農組合集会所	辺法寺	○	—	○	
北辺法寺クラブ		○	—	—	
安楽寺境内	安坂山町安楽	○	—	○	
旧分校跡地	池山	○	—	—	
旧農協出張所跡地		○	—	—	
野登寺		○	○	○	
池山公民館		○	—	○	
坂本地区バス停留所	坂本	○	—	○	

【白川小学校・亀山西小学校・神辺小学校・西野公園区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
小川生活改善センター	小川町	○	○	○	
白川小学校		○	—	○	校舎地区が急傾斜地崩壊危険箇所
上白木公民館	上白木	○	—	○	北側の一部が急傾斜地崩壊危険箇所
下白木公民館	下白木	○	○	○	
NTT 東市職員駐車場	東一会	○	—	—	
旧城東地区コミュニティセンター	東町1の2	○	○	○	
市民協働センター駐車場	東町2	○	—	—	
	東町3				
東町ふれあい広場	東町4	○	—	—	
	東町5の1	○	—	—	
東町公園	東町5の2	○	—	—	
亀山西小学校	西江ケ室	○	○	○	
	東江ケ室				
	中屋敷				
幼稚園跡駐車場	東丸町	○	—	—	
東丸会館		○	○	○	
亀山西小学校	本丸町	○	○	○	
亀山中学校	西丸町	○	○	○	
	若山町				
	若山住宅				
	市ケ坂				
	西町一丁目				
市役所前駐車場	西町2	○	—	—	
亀山中学校	西町三丁目	○	○	○	
	西町四丁目	○	○	○	
リアルタウン亀山内公園	リアルタウン亀山	○	—	—	
亀山中学校	南崎町	○	○	○	
亀山西小学校	万町	○	○	○	
総合保健福祉センター (西玄関前)	亀田町	○	—	—	
市営亀田住宅空地	亀田ヶ丘	○	—	—	

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
グリーンハイツ駐車場	亀田町甲田	○	—	—	
アイリス町第一公園	アイリス町	○	—	—	
アイリス第二公園		○	—	—	
アイリス第三公園		○	—	—	
アイリス第四公園		○	—	—	
アイリス第七公園		○	—	—	
アイリス町中央公園		○	—	—	
住山団地集会所	住山住宅第一	○	○	○	
	住山住宅第2	○	○	○	
	住山住宅第4	○	○	○	
住山みんなの広場	住山町	○	—	—	
西野団地西空地	羽若西野	○	—	—	
森実運輸亀山アパート駐車場		○	—	—	
ウディタカノ羽若内公園		○	—	—	
総合保健福祉センター		○	○	○	
サンジュール駐車場	サンジュール	○	—	—	
市営羽若住宅駐車場	羽若団地住宅	○	—	—	
総合保健福祉センター	羽若アイタウン				
	羽若北	○	○	○	
	羽若東				
羽若町公民館	羽若町	○	○	○	
亀山駅前駐車場	御幸町第2	○	—	—	
中央防災倉庫前		○	—	—	
亀山商工会館前駐車場	東御幸町第2	○	—	—	駐車場南東側、浸水想定区域(0.5未満)
亀山市文化会館	東御幸町3の1				浸水想定区域(0.5～3m 未満)
	東御幸町3の2				
	東御幸町第4	○	—	—	
	東御幸町第5				
	東御幸町第六				
シエル東御幸駐車場	シエル東御幸	○	—	—	
亀山市文化会館	グリーンソール 東御幸	○	—	—	浸水想定区域(0.5～3m 未満)
落針公民館	落針	○	○	○	
日東電工		○	—	—	
太岡寺公民館	太岡寺	○	○	○	
朝明山公民館		○	○	○	
グリーンハイツ駐車場	グリーン	○	—	—	
木下公民館	木下	○	○	○	
山下農事集会所	山下町	○	○	○	
山下橋前	虹ヶ丘団地	○	—	—	
愛宕第1公園	野村団地第一	○	—	—	
忍山神社駐車場	野村団地第二	○	—	—	
野村地区コミュニティセンター	野村第一				
	野村第二	○	○	○	
	野村第3				
西野公園	野村第四	○	○	○	
	野村第5				
第三愛護園	南野町第一	○	○	○	グラウンド南側、土砂警戒区域
	南野町第2				
野村地区コミュニティセンター	南野町第三	○	○	○	
	北野町				

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
道野公民館	道野	○	○	○	
野尻公民館	野尻	○	○	○	
ハイツ仲野駐車場	布気町日原	○	—	—	

【B & G海洋センター区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
古厩集会所	古厩集会所	○	○	○	
関ニュータウンバス停前	関ヶ丘	○	—	—	
萩原公民館	萩原	○	○	○	
福德公民館	福德	○	—	○	土砂警戒区域内
久我遊園地	久我	○	—	—	
金場公民館	金場	○	—	○	土砂警戒区域内
越川遊園地	越川	○	—	○	土石流警戒区域
坂下集会所	坂下	○	—	○	土石流警戒区域
沓掛公民館	沓掛	○	—	○	土砂警戒区域内
市瀬西願寺前	市瀬	○	—	○	土石流警戒区域
大和橋小公園	西新田	○	—	—	

【関中学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
御旅町公民館	御旅町	○	○	○	
石橋防災倉庫前	石橋町	○	—	—	
若草防災倉庫前	若草町	○	—	—	
なかよし公園	中木戸町	○	—	—	
城山住宅前	城山住宅	○	—	—	
関宿観光駐車場	堺町	○	—	—	
	地藏町	○	—	—	
明神公民館	明神	○	○	○	
城山住宅駐車場	城山東住宅	○	—	—	
関中学校	中町1	○	○	○	グラウンド西側一部、土砂警戒区域内
川合宅西横駐車場	中町2	○	—	—	
関まちなみ文化センター	中町3	○	○	○	
三番町山車倉東側空地	中町4	○	—	—	
百五銀行関支店駐車場	中町5	○	—	—	
関神社前	中町6	○	—	—	
道の駅関宿	南裏	○	○	○	
関駅前	関駅道	○	—	—	
関交番	駅前	○	—	—	
関小学校	北裏	○	○	○	北側の一部が土砂警戒区域
関神社前	古裏	○	—	—	
木崎鳥居駐車場	木崎第一	○	—	—	
岩田油店私有地		○	—	—	
関神社前	木崎第二	○	—	—	
中谷宅月極駐車場	木崎第三	○	—	—	
東新田内広場	東新田	○	—	—	
正念寺境内	小野	○	—	—	

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
泉ヶ丘児童公園	泉ヶ丘	○	—	—	
関文化交流センター		○	○	○	
	泉ヶ丘(警)	○	—	—	
富士ハイツ(1組)	富士ハイツ	○	—	—	
富士ハイツ(2・3組)		○	—	—	
富士ハイツ(4・6組)		○	—	—	
富士ハイツ(5組)		○	—	—	
富士ハイツ(7組)		○	—	—	
富士ハイツ(8・9組)		○	—	—	
富士ハイツ(B②)		○	—	—	
会下公民館前	会下	○	○	○	
住友社宅前駐車場	会下住友	○	—	—	
関町北部ふれあい交流センター	会下団地	○	○	○	
富士見公民館広場	富士見	○	○	○	
あけぼの台児童公園	あけぼの台	○	—	—	
鷺山ハイツ第一公園	鷺山	○	—	—	
白木一色公民館	白木一色	○	—	○	土石流警戒区域

【加太小学校区域】

名 称	自治会名	対応する災害			備 考
		地震	土砂	浸水	
中在家遊園地(公民館)	中在家	○	○	○	
北在家公民館	北在家	○	○	○	
加太板屋集会所	板屋	○	○	○	
福蔵寺	神武	○	○	○	
梶ヶ坂公民館	梶ヶ坂	○	○	○	
市場公民館	市場	○	○	○	
向井公民館	向井	○	○	○	
加太小学校		○	—	○	グラウンド・体育館南側、特別警戒区域

3 その他の避難所

地 区 名	施 設 名	電 話 番 号
亀 山 東	北東地区コミュニティセンター	8 3 - 3 1 1 8
	本町地区コミュニティセンター	8 2 - 2 7 8 5
	第二愛護園	8 2 - 0 9 4 4
	亀山東幼稚園	8 2 - 5 0 3 7
	県立亀山高等学校	8 3 - 4 5 6 0
亀 山 中 央	亀山市文化会館	8 2 - 7 1 1 1
	亀山中学校	8 2 - 0 3 5 4
	市民協働センター	8 4 - 5 8 0 0
	亀山幼稚園	8 2 - 0 3 3 6
	亀山児童センター	8 2 - 9 4 6 0
	御幸地区コミュニティセンター	8 3 - 1 2 3 2
	城西地区コミュニティセンター	8 2 - 8 4 9 5
	第一愛護園	8 2 - 0 3 5 0
亀 山 北	総合保健福祉センター	8 4 - 3 3 1 1
	城北地区コミュニティセンター	8 2 - 8 4 9 4
亀 山 西	野村地区コミュニティセンター	8 2 - 1 4 4 9
亀 山 南	南部地区コミュニティセンター	8 3 - 3 1 1 7
	東部地区コミュニティセンター	8 3 - 3 1 1 9
	天神・和賀地区コミュニティセンター	8 2 - 8 2 0 4
	みなみ保育園	8 2 - 0 5 2 4
神 辺	神辺地区コミュニティセンター	8 2 - 1 8 1 8
	神辺保育園	8 2 - 5 8 0 4
昼 生	昼生地区コミュニティセンター	8 2 - 9 1 1 3
	昼生保育園	8 2 - 1 0 0 1
井 田 川 南	井田川地区南コミュニティセンター	8 2 - 2 0 0 4
	和田保育園	8 2 - 5 8 8 3
	勤労文化会館	8 3 - 0 0 0 7
井 田 川 北	井田川幼稚園	8 2 - 9 0 5 4
	井田川地区北コミュニティセンター	8 3 - 5 1 1 7
井田川西・川崎南	みずほ台幼稚園	8 3 - 1 9 0 0
	川崎南保育園	8 2 - 8 8 3 6
川 崎 北	川崎地区コミュニティセンター	8 5 - 0 1 0 1
野 登	野登地区コミュニティセンター	8 5 - 0 0 0 1
	石水溪キャンプ場屋内研修施設	8 5 - 2 8 0 0
白 川	白川地区南コミュニティセンター	8 2 - 3 0 0 1
	白川地区北コミュニティセンター	8 2 - 7 1 3 1
関 ・ 関 北 部	関小学校	9 6 - 0 0 5 2
	道の駅「関宿」	9 7 - 8 2 0 0
	関町北部ふれあい交流センター	9 6 - 3 1 7 1
	関文化交流センター	9 6 - 1 2 0 1
	老人福祉センター	9 6 - 1 1 8 2
	関認定こども園アスレ	9 6 - 0 1 8 1
関 南 部 ・ 坂 下	関南部地区コミュニティセンター	9 6 - 1 0 1 1
	鈴鹿馬子唄会館	9 6 - 2 0 0 1
加 太	林業総合センター	9 8 - 0 0 0 8

4 老人福祉施設

No.	施 設 の 名 称	住 所	対象者
1	特別養護老人ホーム 安全の里	住山町字大掛590番地の1	要介護3 ～ 要介護5
2	特別養護老人ホーム 華旺寿	関町坂下字下広252番地	
3	特別養護老人ホーム 野村さぼろ苑	野村三丁目28番20号	
4	特別養護老人ホーム 亀寿苑	阿野田町字二本松2443番地の1	
5	特別養護老人ホーム 亀山愛の里	川合町1288番地4	
6	亀山老人保健施設	羽若町字松本645番地の14	要介護1～ 要介護5
7	わだのさと	和田町16番地1	
8	日々のさと	和田町17番地	
9	うさぎ亀山 グループホーム	川合町1119番地12	要支援2～ 要介護5
10	グループホーム あおぞら	羽若町834番地41	
11	愛の家グループホーム 亀山	川崎町字貢1586番地1	
12	グループホーム 花しょうぶ苑	本町一丁目2番12号	
13	グループホーム はなの家	関町木崎1234番地	
14	グループホーム 宝寿の郷	和田町南谷1534番地1	
15	グループホーム 小春日和	南野町12番地の13号	
16	グループホーム 白鳥	能褒野町82番地1	
17	グループホーム なごみ亀山	亀田町眞船336番地10	
18	グループホーム 安全の里	住山町590番地1	
19	養護老人ホーム 清和の里	布気町602番地	おおむね自立
20	ファミニュー亀山	川崎町1586番地の1	自 立 ～ 要介護5
21	グループリビング亀山	川崎町1578番地4	
22	れんげの里おいな苑かめやま	小下町384番地	
23	メディカルホーム 七色の街	アイリス町14番地7	
24	有料老人ホーム 天神の森	天神三丁目12番地48	
25	アスプラン亀山	川崎町4782番地	
26	うさぎ亀山 有料老人ホーム	川合町1119番地12	
27	ナーシング三重	川崎町4855番地	
28	さと和の家	布気町634番地10	
29	いちごいちえ	住山町字笹尾544番地	
30	いちごいちえ2号店	布気町477番地1	

(令和3年4月現在)

5 福祉避難所使用協定締結施設

No.	法人名	施設名
1 2	社会福祉法人 安全福祉会	安全の里
		清和の里
3	社会福祉法人 如水会	亀山愛の里
4	社会福祉法人 ケアフル亀山	亀寿苑
5	社会福祉法人 希望の里	野村きぼう苑
6	社会福祉法人 柊会	華旺寿
7	社会福祉法人 青山里会	亀山老健

6 指定避難所特設公衆（災害時優先）電話設置箇所一覧

No.	設置施設名	住所	設置年月日
1	西野公園体育館	野村町2丁目5-1	平成27年 2月18日
2	東野公園体育館	川合町1286-49	平成27年 2月18日
3	関B&G海洋センター	関町新所8	平成27年 2月18日
4	亀山東小学校体育館	本町1丁目9-9	平成27年 2月18日
5	神辺小学校体育館	太岡寺町1310	平成27年 2月18日
6	昼生小学校体育館	中庄町1450	平成27年 2月18日
7	井田川小学校体育館	みどり町52	平成27年 2月18日
8	亀山西小学校	本丸町585	平成28年 2月29日
9	白川小学校	白木町2739	平成28年 2月29日
10	亀山南小学校	天神三丁目10-25	平成28年 2月29日
11	中部中学校	田村町75	平成28年 2月29日
12	川崎小学校	能褒野町77-22	平成28年 11月10日
13	野登小学校	両尾町2124	平成28年 11月10日
14	関中学校	関町新所1863	平成28年 11月10日
15	加太小学校	加太板屋4569	平成28年 11月10日

※ 特設公衆（災害時優先）電話は、大規模災害発生時に指定避難所に設置される市内・市外への「送信専用」電話で、安否確認等の通信手段として災害時に使用ができる。なお、特設公衆電話の設置にあたっては、「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」（平成27年2月18日締結）に基づいて行う。

第4 防災行政無線及び衛星系電話

1 防災行政無線

【防災行政無線呼出名称・設置場所一覧表】（基地局・陸上移動局（携帯））

無線局の種類	呼出名称	設置場所	所管	備考
基地局	ぎょうせいかめやま	本庁防災安全課	防災安全課	
	ぎょうせい かめやま せき	関支所庁舎	地域サービス室	遠隔制御機あり
	ぎょうせい かめやましょうぼう	消防庁舎	消防指令課	リモコン制御機
陸上移動局 車載 10W	かめやま 1	公 用 車	管財課	鈴鹿 580 い 5909
	かめやま 2		都市整備課	鈴鹿 400 さ 408
	かめやま 3		下水道課	鈴鹿 400 さ 1327
	かめやま 4		産業振興課	鈴鹿 580 う 9284
	かめやま 5		上水道課	鈴鹿 300 す 5874
	かめやま 6		土木課	鈴鹿 480 う 8050
	かめやま 7		商工観光課	三重 400 せ 4125
	かめやま 9		商工観光課	鈴鹿 400 さ 1121
	かめやま 11		環境課	三重 400 せ 3748
	かめやま 14	スクールバス	教育総務課	三重 200 さ 837
	かめやま 15	公 用 車	防災安全課	三重 400 ち 7974
	かめやま 16		上水道課	鈴鹿 800 さ 364
	かめやま 13	消 防 団 車 両	第1分団	本町車庫 羽若車庫
	かめやま 31		第2分団	太岡寺車庫 布気車庫 木下車庫
	かめやま 32		第3分団	中庄車庫 三寺車庫 下庄車庫
	かめやま 33		第4分団	川崎南条車庫 田村車庫 能褒野車庫
	かめやま 34		第5分団	平尾車庫 池山車庫 辺法寺車庫
	かめやま 35		第6分団	白木車庫 松山車庫 小川車庫
	かめやま 36		第7分団	川合車庫 みどり町車庫
	かめやま 37		第8分団	天神車庫 阿野田車庫
	かめやま 38		第9分団	詰所 新所車庫
	かめやま 39			
	かめやま 62			
	かめやま 40			
	かめやま 41			
	かめやま 42			
	かめやま 43			
	かめやま 44			
	かめやま 45			
	かめやま 46			
	かめやま 47			
	かめやま 48			
	かめやま 61			
	かめやま 58			
	かめやま 50			

無線局の 種 類	呼 出 名 称	設 置 場 所	所 管	備 考
陸上移動局 車載 10W	かめやま55	消 防 団 車 両	第9分団	詰所
	かめやま51		第10分団	会下車庫
	かめやま52			白木一色車庫
	かめやま53			萩原車庫
	かめやま57			木崎鳥居車庫
	かめやま54		第11分団	坂下車庫
	かめやま56		第11分団	沓掛車庫
	かめやま59		第12分団	板屋車庫
	かめやま60			市場車庫
陸上移動局 可搬 10W	かめやま ぼうたい101	本 庁 (防災安全課)	防災安全課	共 通 波
陸上移動局 携 帯 5 W	かめやま ぼうたい102			
	かめやま105	加太出張所	地域サービス室	
	かめやま106	本 庁 (防災安全課)	防災安全課	防災安全課運用
	かめやま107			
	かめやま108			
	かめやま109			
	かめやま110			
	かめやま111			
	かめやま112			
	かめやま113			
	かめやま114			
	かめやま115			
	かめやま116			
	かめやま117			
	かめやま118			
	かめやま119			
	かめやま201			
	かめやま208			
	かめやま209			
	かめやま214			
	かめやま215			
	かめやま216			
	かめやま217			
	かめやま218			
	かめやま219			
	かめやま220			
	かめやま228			
	かめやま229			

無線局の 種 類	呼 出 名 称	設 置 場 所	所 管	備 考
陸上移動局 携 帯 5 W	かめやま230	本 庁 (防災安全課)	防災安全課	防災安全課運用
	かめやま231			
	かめやま221	消防団	団 長	分団用
	かめやま222		副団長	
	かめやま223		副団長	
	かめやま224		副団長	
	かめやま225		副団長	
	かめやま226		副団長	
	かめやま227		副団長	

2 防災行政無線同報系

1 固定系配置場所

種別	子局名	呼出名称	設 置 場 所
親 局	木崎（関支所）	こうほうかめやま	関町木崎字北野 919-1
子 局	加 太 中 在 家	こうほうかめやま 1	加太中在家字中在家 7248-1
	加 太 北 在 家	こうほうかめやま 2	加太北在家字北在家 5919-1~2
	加 太 板 屋	こうほうかめやま 3	加太板屋字裏之垣内 4622-1
	加 太 神 武	こうほうかめやま 4	加太神武字神武 4318-1
	加 太 梶 ケ 坂	こうほうかめやま 5	加太梶ヶ坂字梶ヶ坂 3733
	加 太 向 井	こうほうかめやま 6	加太向井字中村 2292
	加 太 市 場	こうほうかめやま 7	加太市場字中出 57
	加 太 金 場	こうほうかめやま 8	関町金場字金場 702-2 先
	加 太 越 川	こうほうかめやま 9	関町越川字中組 486-2
	関 町 坂 下	こうほうかめやま 10	関町坂下字下中町 96-1
	関 町 沓 掛	こうほうかめやま 11	関町沓掛字築出し 338-2
	関 町 市 瀬	こうほうかめやま 12	関町市瀬字富塚 591
	関町白木一色	こうほうかめやま 13	関町白木一色字一色 1367,1368
	関 町 鷺 山	こうほうかめやま 14	関町鷺山字南垣内 411-1
	関 町 会 下	こうほうかめやま 15	関町会下字北会下 1266-50
	関 町 木 崎 1	こうほうかめやま 16	関町富士ハイツ字古河上 998-213
	関 町 新 所 1	こうほうかめやま 17	関町新所字西町北 1676-3
	関 町 木 崎 2	こうほうかめやま 18	関町木崎字末藤 1589-1
	関 町 小 野	こうほうかめやま 19	関町小野字上門田 291
	関 町 新 所 2	こうほうかめやま 20	関町新所字観音沖 270-4
	関 町 新 所 3	こうほうかめやま 21	関町新所字権多羅 951-1
	関 町 新 所 4	こうほうかめやま 22	関町新所字宿屋 667-8
	関 町 木 崎 3	こうほうかめやま 23	関町木崎字山ヶ鼻 1846-3
	関 町 古 厩	こうほうかめやま 24	関町古厩字北畑 341-1
	関 町 萩 原	こうほうかめやま 25	関町萩原字西之澤 308-1
	関 町 新 所 5	こうほうかめやま 26	関ヶ丘字加行山 521-669
	関 町 福 徳	こうほうかめやま 27	関町福德字下垣内 143
	関 町 久 我	こうほうかめやま 28	関町久我字木保谷 347,348

3 固定系屋外拡声子局スピーカ延長箇所

子局名	設置場所
加太中在家	加太中在家字上ノ垣内 7982-2
新所 1	関町新所字権現 1445-3
新所 1	関町新所字西町南 1287-1
新所 4	関町新所字会下垣内 1080-1
新所 (木崎)	関町木崎字末藤 1599-4 先
萩原	関町萩原字浦の山 136-1

4 災害対策用衛星携帯電話

【災害対策・指定避難所・孤立化対策用】 *D：ドコモ S：ソフトバンク

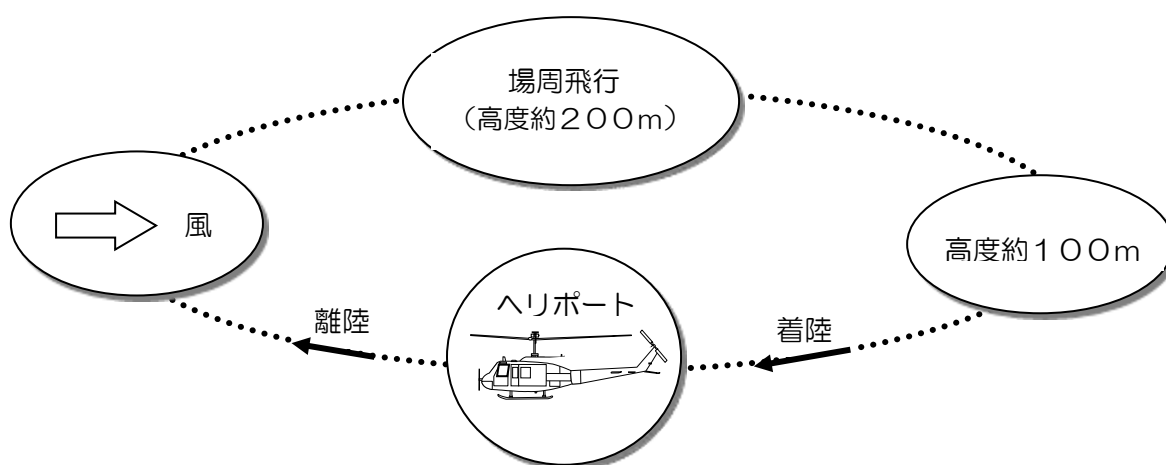
番号	設置場所	所在地	区分	電話番号
1	災害対策本部(常設機)	本丸町 577	D	090-7859-5804
2	災害対策本部(移動機1)		S	6877-5682
3	災害対策本部(移動機2)		S	6877-6750
4	災害対策本部(移動機3)		S	6877-6753
5	亀山市関支所	関町木崎 919-1	S	6877-6761
6	亀山市加太出張所	加太板屋 4622-1	S	6877-6764
7	亀山市消防本部	野村四丁目 1-23	S	6877-6850
8	亀山市総合保健福祉センター	羽若町 545	S	6877-6851
9	亀山市立医療センター	亀田町 466-1	S	6877-6852
10	亀山東小学校	本町 9-9	S	6877-6853
11	亀山南小学校	天神三丁目 10-25	S	6877-6854
12	井田川小学校	みどり町 52	S	6877-6855
13	川崎小学校	能褒野町 77-22	S	6877-6856
14	昼生小学校	中庄町 1405	S	6877-6857
15	野登小学校	両尾町 2124	S	6877-6858
16	神辺小学校	太岡寺町 1310	S	6877-6859
17	白川小学校	白木町 2739	S	6877-6860
18	加太小学校	加太板屋 4569	S	6877-6861
19	中部中学校	田村町 75	S	6877-6862
20	関中学校	関町新所 1863	S	6877-6863
21	東野公園体育館	川合町 1286-49	S	6877-6864
22	西野公園体育館	野村二丁目 5-1	S	6877-6865
23	関 B&G 海洋センター	関町新所 8	S	6877-6866
24	鈴鹿馬子唄会館	関町沓掛 234	S	6877-6867
25	安坂山町坂本自主防災会	安坂山町坂本	S	6877-6868
26	小川自治会	小川町	S	6877-6891
27	福德自主防災隊	関町福德	S	6877-6892
28	久我自主防災隊	関町久我	S	6877-6893
29	関町金場自主防災隊	関町金場	S	6877-6894
30	越川自主防災隊	関町越川	S	6877-6895
31	坂下自主防災隊	関町坂下	S	6877-6896
32	沓掛自主防災隊	関町沓掛	S	6877-6897
33	加太神武自主防災隊	加太神武	S	6877-6898

第5 航空機場外離発着場

1 県指定ヘリポート

No.	施設名称	所在地	電話番号(管理者)	対空表示
1	野登小学校グラウンド	両尾町 2124	85-0009(学校長)	10-2
2	亀山南小学校	天神3丁目 0-25	82-9115(学校長)	10-3
3	昼生小学校グラウンド	中庄町 1405	82-1007(学校長)	10-4
4	川崎小学校グラウンド	能褒野町 77-22	85-0108(学校長)	10-5
5	井田川小学校グラウンド	みどり町 52	82-2021(学校長)	10-7
6	東野公園運動広場	川合町 1286-49	98-5002(健康福祉部)	10-8
7	中部中学校グラウンド	田村町 75	82-2101(学校長)	10-9
8	亀山中学校グラウンド	西丸町 567	82-0354(学校長)	10-13
9	関小学校グラウンド	関町木崎 1416	96-0052(学校長)	23-1
10	関中学校グラウンド	関町新所 1863	96-0115(学校長)	23-2
11	加太小学校グラウンド	加太板屋 4569	98-0031(学校長)	23-3
12	白川小学校グラウンド	白木町 2739	82-3007(学校長)	
13	西野公園野球場	野村 2-5-1	98-5002(健康福祉部)	
14	西野公園北第2駐車場	野村 2-5-1	84-5102(建設部)	
15	神辺小学校	太岡寺町 1310	82-1819(学校長)	
16	亀山公園芝生広場	若山町 4-7	84-5102(建設部)	
17	鈴鹿川河川敷	関町木崎	84-5102(建設部)	
18	関総合スポーツ公園多目的グラウンド	関町新所 8	98-5002(健康福祉部)	
19	亀山高校グラウンド	本町 1丁目 10-1	83-4560(学校長)	0-67
20	亀山消防署北東分署駐車場	長明寺町笠松 842-1	82-0244(消防長)	

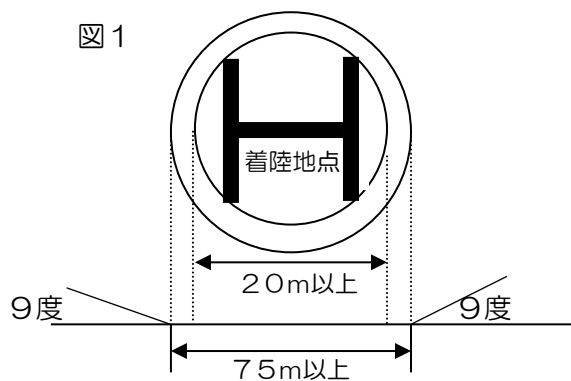
(ヘリポートの設定基準)



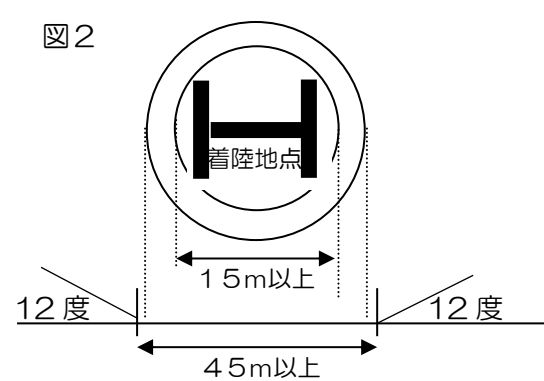
2 ヘリポートの設定上の留意事項

- 1 ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。
- 2 ヘリコプターは、風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- 3 地面は堅固で、傾斜9度以内であること。
- 4 四面に仰角9度（自衛隊OH-6の場合は12°）以上の障害物がないこと。また離陸に要する地積は（図1・図2・図3）に示すとおり。
- 5 風の方角が分かるようヘリポートの近くに吹き流し又は旗を立てること。
吹き流しの標準寸法は、下図の通りであるが、できなければ小さいものでも良い。（図4）
- 6 着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図5）
- 7 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。
- 8 大型車両等が進入できること。
- 9 林野火災対策に使用する場合、面積（100m×100m以上）、水利（100t以上）を考慮すること。

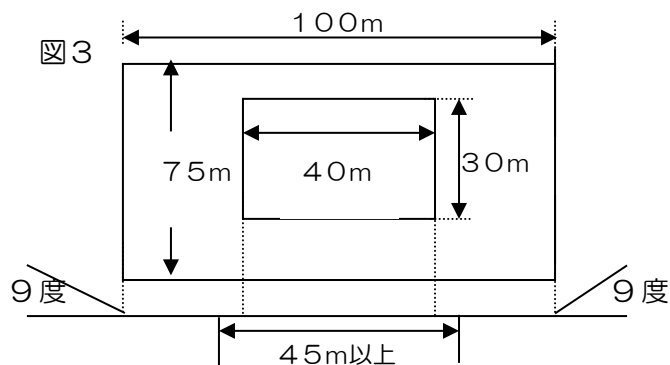
【中型機（UH-1）の場合】



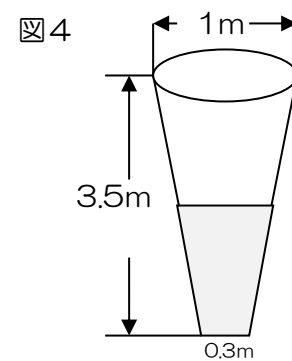
【小型機（OH-6）の場合】



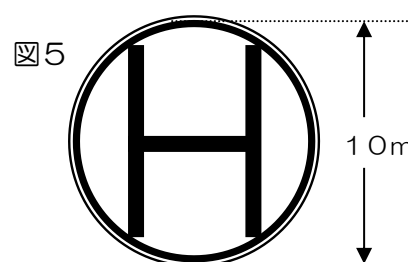
【大型機（CH-47）の場合】



【吹き流し】



地上表示



第6 災害対策用車両

1 市保有車両

※令和5年2月1日現在

凡例：㊟（放送設備を保有）

No.	車 両	車 両 番 号	車 名	無線・放送	備 考
1	軽 乗 用	鈴鹿580 か 19	タウンボックス		下 水 道 管 理 G
2		鈴鹿580 か 360	バモス		まちなみ文化財G
3		鈴鹿580 け 374	ダイハツ エッセ		人権・ダ ーティG
4		鈴鹿580 か 510	e kワゴン		訪問看護ステーション
5		鈴鹿580 そ 836	ダイハツ ムーヴ		契 約 管 財 G
6		鈴鹿580 そ 837	ダイハツ ムーヴ		契 約 管 財 G
7		鈴鹿580 か 994	タウンボックス		健 康 づ くり G
8		鈴鹿580 く 1002	スズキ エヴリ		子 ど も 支 援 G
9		鈴鹿580 か 1304	e kワゴン		商 工 業 振 興 G
10		鈴鹿580 す 2196	スズキ ワゴンR		訪問看護ステーション
11		鈴鹿580 え 2321	ムーヴ		母 子 保 健 G
12		鈴鹿580 す 2372	スズキアルト		訪問看護ステーション
13		鈴鹿580 き 2403	e kワゴン		教 育 研 究 G
14		鈴鹿580 え 2502	タント		社 会 教 育 G
15		鈴鹿580 え 2503	タント(4WD)		市 民 税 G
16		鈴鹿580 き 2653	アトレーワゴン		廃 棄 物 対 策 G
17		鈴鹿580 こ 2666	三菱タウンBOX		道 路 保 全 G
18		鈴鹿580 か 3574	スズキパレット		資 産 税 G
19		鈴鹿580 け 3627	デイズ ルークス		高 齢 者 支 援 G
20		鈴鹿580 け 3635	e kスペース		母 子 保 健 G
21		鈴鹿580 え 4192	バモス		環 境 創 造 G
22		鈴鹿580 う 4828	スバルステラ		健 康 づ くり G
23		鈴鹿580 う 4828	スバルステラ		国民健康保険G
24		鈴鹿580 た 5232	ニッサンサクラ		契 約 管 財 G
25		鈴鹿580 う 5519	ダイハツデリカD		農 林 施 設 G
26		鈴鹿580 い 5909	ダイハツタント		農 林 政 策 G
27		鈴鹿580 あ 6190	ステラ		建 築 開 発 G
28		鈴鹿580 あ 6191	ステラ		病 院 総 務 課
29		鈴鹿580 あ 6192	ステラ		子 ど も 総 務 G
30		鈴鹿580 う 6205	バモス		道 路 整 備 G
31		鈴鹿580 う 6360	ダイハツタント		防 災 安 全 G
32		鈴鹿580 あ 6419	バモス		道 路 整 備 G
33		鈴鹿580 き 6550	ミラ イース		母 子 健 康 G
34		鈴鹿580 い 6796	ｽｽﾞｷ ﾍﾞﾘｱﾝﾄ		歴 史 博 物 館
35		鈴鹿580 い 6797	ｽｽﾞｷ ﾍﾞﾘｱﾝﾄ		図 書 館
36		鈴鹿580 か 6819	タント		病 院 総 務 課
37		鈴鹿580 せ 7793	ダイハツタント		下 水 道 管 理 G
38		鈴鹿580 す 8537	スズキアルト		社 会 教 育 G
39		鈴鹿580 う 9283	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾝ		管 理 G
40		鈴鹿580 う 9284	スズキエヴリィ		農 林 政 策 G
41		鈴鹿580 え 9400	タウンボックス		道 路 保 全 G
42		鈴鹿580 す 9540	ダイハツムーヴ		子 ど も 総 務 G
43		鈴鹿580 す 9541	ダイハツムーヴ		高 齢 者 支 援 G
44		鈴鹿580 さ 9665	ミライース		福 祉 総 務 課
45		鈴鹿580 さ 9666	ムーヴ		社 会 教 育 G
46		鈴鹿480 あ 7281	キャブオーバー		地 域 サ ー ビ ス 室
47		鈴鹿480 う 7733	キャリィ		農 林 施 設 G

No.	車 種	車 両 番 号	車 名	無線・放送	備 考
48	軽 乗 用	鈴鹿480 い 7746	スズキキャブオーバー		病 院 総 務 課
49	軽 貨 物	鈴鹿480 あ 7770	スズキキャリイ		契 約 管 財 G
50		鈴鹿480 う 8024	エブリイ		下 水 道 管 理 G
51		三重480 う 8047	ハイゼットカーゴ	㊦	上 水 道 管 理 G
52		三重480 う 8048	ハイゼットカーゴ	㊦	上 水 道 管 理 G
53		鈴鹿480 う 8050	ハイゼットカーゴ	かめやま6	道 路 保 全 G
54		鈴鹿480 う 8844	ハイゼットカーゴ		社 会 教 育 G
55		三重480 う 8969	ミニキャブバン		文 化 創 造 G
57		鈴鹿480 う 9060	ダイハツ		上 水 道 管 理 G
58		三重 42 え 1910	ハイゼット		住 ま い 推 進 G
59		三重 42 え 1911	ハイゼット		歴 史 博 物 館
60		鈴鹿480 あ 1912	キャリイ		地 域 サ ー ビ ス 室
61		鈴鹿480 あ 1960	キャリイ		廃 棄 物 対 策 G
62		鈴鹿480 え 2246	キャリイ		道 路 保 全 G
63		鈴鹿480 う 6034	キャリイトラック		上 水 道 管 理 G
64		三重480 う 5840	サンバー		社 会 教 育 G
65		鈴鹿480 う 9769	ダイハツバン		上 水 道 管 理 G
66		三重480 え 2286	ミニキャブトラック		地 域 社 会 振 興 会
67		鈴鹿480 あ 5489	ハイゼットトラック		地 域 社 会 振 興 会
68	小 型 乗 用	鈴鹿500 せ 1113	インサイト		法 務 統 計 G
69		鈴鹿500 て 2433	日産セレナ		契 約 管 財 G
71		鈴鹿500 せ 2961	インサイト		福 祉 総 務 G
72		鈴鹿500 せ 2962	インサイト		地 域 ま ち づ くり G
73		鈴鹿500 せ 2963	インサイト		契 約 管 財 G
74		鈴鹿500 つ 3186	エスクァイア		議 事 調 査 G
75		鈴鹿500 つ 4274	フィット		契 約 管 財 G
76		鈴鹿500 そ 9104	カクドシヨウゴソ		土 地 開 発 公 社 (用 地)
77		鈴鹿500 せ 7196	エアウェイブ		教 育 研 究 G
78		鈴鹿500 さ 7959	ステップワゴン		契 約 管 財 G
79		鈴鹿500 ち 8251	フリード		契 約 管 財 G
80		鈴鹿500 つ 6496	トヨタノア		社 会 福 祉 協 議 会
81	小 型 貨 物	鈴鹿400 さ 408	パートナー	かめやま2	都 市 計 画 G
82		鈴鹿400 さ 409	パートナー	かめやま8	環 境 創 造 G
83		三重400 そ 485	ADバン		契 約 管 財 G
84		鈴鹿400 さ 8248	いすゞ		上 水 道 管 理 G
88		鈴鹿400 さ 1120	ADエキスパート		広 報 G
89		鈴鹿400 さ 1121	ADエキスパート	かめやま9	地 域 サ ー ビ ス 室
91		鈴鹿400 さ 1327	ADバン	かめやま3	下 水 道 管 理 G
92		鈴鹿400 さ 1786	いすゞエルフ		廃 棄 物 対 策 G
93		鈴鹿400 さ 3037	ファミリア		教 育 総 務 G
94		三重400 せ 3748	カローラバン	かめやま11	廃 棄 物 対 策 G
95		三重400 さ 3986	ADバン		廃 棄 物 対 策 G
96		三重400 せ 4125	ADバン	かめやま7 ㊦	福 祉 総 務 G
97		三重 46 ふ 4510	三菱ダンプ		廃 棄 物 対 策 G
98		三重400 ち 7974	サクシード	かめやま15 ㊦	防 災 安 全 G
99		三重400 さ 8157	ADバン		契 約 管 財 G
100		三重400 そ 9968	ハイラックス		観 光 ・ 地 域 ア ラ イ ト
101	普通乗用	鈴鹿300 せ 17	プリウス		教 育 総 務 G

No.	車 種	車 両 番 号	車 名	無線・放送	備 考
102	普 乗 通 用	鈴鹿300 ち 2183	エスティマハイブリット		契 約 管 財 G
103		鈴鹿300 せ 3566	プリウス		病 院 総 務 課
104		鈴鹿300 と 5578	クラウン		広 報 秘 書 G
105		鈴鹿300 す 5874	クロスロード	かめやま5	上 水 道 管 理 G
106		鈴鹿400 は 8489	トヨタクラウン		広 報 秘 書 G
107		鈴鹿300 す 6708	ハイエース		議 事 調 査 G
108		鈴鹿300 つ 8206	ニッサンリーフ		契 約 管 財 G
109	普 乗 通 合	鈴鹿200 さ 22	コースターR		契 約 管 財 G
110		鈴鹿200 さ 24	コースター		教 育 総 務 G
111		三重200 さ 837	コースター	かめやま 14	教 育 総 務 G
113		三重200 か 995	日産(さわやか号)34人		政 策 調 整 G
114	普 貨 通 物	鈴鹿100 さ 1048	日野デュトロ		教 育 総 務 G
115		三重 11 な 2520	ファイター		廃 棄 物 対 策 G
116		三重100 す 3189	フォワード		廃 棄 物 対 策 G
117		三重100 さ 5676	コンドル		廃 棄 物 対 策 G
118	普 特 通 殊	三重800 さ 271	いすゞエルフ		道 路 保 全 G
119		鈴鹿800 さ 364	いすゞ		上 水 道 管 理 G
120		鈴鹿800 さ 1297	いすゞ塵芥車		廃 棄 物 対 策 G
121		鈴鹿800 さ 1552	いすゞ塵芥車		廃 棄 物 対 策 G
122		三重800 さ 8577	ファイター塵芥車		廃 棄 物 対 策 G
123		鈴鹿800 さ 1644	トヨタ		社 会 福 祉 協 議 会
124	軽 乗 用	鈴鹿580 え 2726	アトレーワゴン		消 防 本 部
125	軽 貨 物	鈴鹿480 あ 2750	スバルサンバー		消 防 本 部
126	普 乗	鈴鹿300 さ 1513	ヴェロッサ		消防本部(消防長車)
127	普 特 通 種	鈴鹿800 は 61	いすゞ		消防本部(化学車)
128		鈴鹿830 す 119	日野デュトロ	㊦	消防本部(ポンプ車)
129		鈴鹿830 さ 119	ハイメディック	㊦	消防本部(救急車)
130		鈴鹿800 は 165	日野(鈴鹿・亀山共有)		消防本部(はしご車)
131		鈴鹿800 さ 631	トヨタノア	㊦	消防本部(広報車)
132		鈴鹿800 さ 871	日野	㊦	消防本部(ポンプ車)
133		三重800 す 1393	キャラバン	㊦	消防本部(広報車)
134		鈴鹿830 さ 2012	ハイエース	㊦	消防本部(指揮車)
135		三重830 さ 2014	ハイメディック		消防本部(救急車)
136		三重830 す 2014	ハイメディック		消防本部(救急車)
137		鈴鹿830 せ 2015	いすゞ	㊦	消防本部(資機材搬送車)
138		鈴鹿830 す 2015	日 野		消防本部(水槽車)
139		鈴鹿830 さ 2017	日 野	㊦	消防本部(救助工作車)
140		鈴鹿830 す 2019	日野デュトロ	㊦	消防本部(ポンプ車)
141		鈴鹿830 す 2021	ハラメディック		消防本部(救急車)
142		鈴鹿830 さ 2022	日 野		消防本部(ポンプ車)
143	普 乗	鈴鹿500 ち 5731	バネットワゴン	㊦	消防団本部
144	普 特 通 種	三重800 さ 1650	トヨタダイナ	㊦	消防団本部
145		三重830 さ 401	トヨタダイナ	亀山 7 ㊦	消防団①本町
146		三重800 さ 5782	トヨエース	亀山 31 ㊦	消防団①羽若
147	軽 特 種	鈴鹿883 あ 3001	アトレー	亀山 32 ㊦	消防団②太岡寺
148	普 特	鈴鹿800 さ 398	日産アトラス	亀山 33 ㊦	消防団②布気
149	軽 特 種	三重 80 あ 2125	アクティ	亀山 34 ㊦	消防団②木下
150	普 特	鈴鹿800 さ 713	日産アトラス	亀山 35 ㊦	消防団③中庄
151	軽 特 種	三重 80 あ 1584	アクティ	亀山 36 ㊦	消防団③三寺

No.	車 種	車 両 番 号	車 名	無線・放送	備 考
152	普 特	鈴鹿883 あ 2602	ハイゼット	亀山 37 枚	消防団③下庄
153	軽 特 種	鈴鹿830 す 301	トヨタダイナ	亀山 38 枚	消防団④川崎
154	普 特	鈴鹿883 あ 2901	ハイゼット	亀山 39 枚	消防団④田村
155		鈴鹿830 さ 2701	日産アトラス	亀山 40 枚	消防団⑤平尾
156	軽 特 種	鈴鹿880 あ 101	スバルサンバー	亀山 41 枚	消防団⑤池山
157		鈴鹿883 あ 101	ダイハツ デュッパッソ		消防団⑤辺法寺
158	普 特	鈴鹿830 さ 2801	日産アトラス	亀山 43 枚	消防団⑥白木
159	軽 特 種	鈴鹿880 あ 122	ハイゼット	亀山 44 枚	消防団⑥松山
160	軽 特 種	三重 80 あ1810	アクティ	亀山 45 枚	消防団⑥小川
161	普 特 通 種	鈴鹿800 さ 847	日産アトラス	亀山 46 枚	消防団⑦川合
162		三重830 さ 302	トヨタダイナ	亀山 47 枚	消防団⑦みどり
163		鈴鹿830 さ 2603	日産アトラス	亀山 48 枚	消防団⑧天神
164		鈴鹿800 さ 953	日野デュトロ	亀山 49 枚	消防団⑨詰所(ポンプ車)
165		鈴鹿800 さ 195	トヨエース	亀山 50 枚	消防団⑨新所
166		鈴鹿830 さ 2902	日産アトラス	亀山 51 枚	消防団⑩会下
167		三重 88 ほ 5271	日産アトラス	亀山 52 枚	消防団⑩白木一色
168		鈴鹿800 さ 848	日産アトラス	亀山 53 枚	消防団⑩萩原
169		鈴鹿830 さ 2802	日産アトラス	亀山 54 枚	消防団⑪坂下
170		鈴鹿800 さ 89	トヨタダイナ	亀山 55 枚	消防団⑨詰所
171		鈴鹿830 さ 2702	日産アトラス	亀山 57 枚	消防団⑩鳥居
172		鈴鹿800 さ 519	日産アトラス	亀山 58 枚	消防団⑪詰所
173		鈴鹿800 さ 344	トヨタダイナ	亀山 59 枚	消防団⑫板屋
174		鈴鹿800 さ 939	日産アトラス	亀山 60 枚	消防団⑫市場
175		三重800 す 2196	トヨエース	亀山 61 枚	消防団⑧阿野田
176	軽 特 種	鈴鹿880 あ 82	ハイゼット	亀山 62 枚	消防団④能褒野
177	普 特 種	鈴鹿883 あ 2601	ハイゼット		消防団女性分団

2 消防関係車両

【亀山消防本部】

種 別	定 員 (人)	所 属	保有台数 (台)
消防長車	5	消防総務課	1
広報車	8		1
事務連絡車	4		1
軽貨物車	2		1
化学消防ポンプ自動車	6	消 防 署	1
消防ポンプ自動車	5		4
小型動力ポンプ付水槽車	2		1
救助工作車	6		1
指揮支援車	5		1
高規格救急車	7		4
広報車	7		1
資機材搬送車	3		1
連絡車	8		1
消防ポンプ自動車	5	消 防 団	1
小型動力ポンプ付積載車	5		22
山林火災用軽四輪車	4		2

第7 災害時応援協定

1 国の機関

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	災害時における「道の駅」関連施設使用に関する協定	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所	平成21年 5月18日
2	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	平成23年 6月 1日

2 県の機関

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	三重県水道災害広域応援協定	三重県・市町、水道用水供給事業者	平成 9年10月21日
2	三重県市町村災害時応援協定	三重県・市長会、町村長会	平成12年 9月 1日
3	三重県市町等災害等廃棄物処理応援協定書	三重県・市町、広域連合	平成16年10月29日
4	三重県内消防相互応援協定	三重県・市町、県内消防組合	平成19年 3月 1日
5	災害時に備えた相互協力に関する申し合わせ	三重県警察本部亀山警察署	平成24年 8月13日
6	主要地方道津関線「津関 JR アンダーパス(通称)の道路冠水時の通行止め措置に関する申し合わせ	三重県鈴鹿建設事務所	平成25年 6月12日
7	Liアラート(公共情報 commons)の運用に係る覚書	三重県	平成27年 5月11日
8	三重県防災ヘリコプターに関する支援協定	三重県・市町等	令和 3年 4月 1日
9	三重県防災行政連絡所の管理運用に関する協定	三重県	令和 5年 3月24日

3 市町等

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	東京都品川区・大田区、横浜市大磯町、小田原市、箱根町、函南町、三島市、清水町、長泉町、藤枝市、掛川市、袋井市、豊明市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、甲賀市、湖南市、草津市、大津市	平成28年 4月 1日
2	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	甲府市、玉野市、大津市、刈谷市、日向市、大和郡山市、高砂市、行橋市、苅田町、八幡市、可児市、四国中央市、野洲市、益田市、亀山市、柳井市、磐田市、橋本市、香南市、神崎市	平成25年 6月 3日
3	藩主交代の歴史を共有するまち災害時相互応援に関する協定	岡山県高梁市	平成24年 4月17日
4	災害時相互応援に関する協定	青森県五所川原市	平成24年 7月10日
5	中部歴史まちづくりに関する合意書	岐阜県高山市ほか16市町	令和 4年 4月 1日
6	袋井市原子力災害広域避難に関する協定・災害時相互応援協定書	静岡県袋井市	令和 3年 3月25日

4 各種団体等

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	災害時における医療救護に関する協定	一般社団法人亀山医師会	平成28年12月15日
2	災害時における歯科医療救護に関する協定	一般社団法人亀山歯科医師会	平成28年12月15日
3	災害時における医療救護に関する協定	一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会	平成28年12月15日
4	災害発生時における亀山市と亀山市内郵便局の協力に関する協定	亀山・川崎郵便局	平成29年11月10日
5	災害発生時における燃料の供給協力に関する協定	三重県石油業協同組合亀山支部	平成21年 1月27日
6	災害発生時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	三重県亀山市LPガス協議会	平成25年 9月19日
7	災害発生時における緊急協力に関する協定	一般社団法人 三重県建設業協会亀山支部	平成21年 1月30日
8	災害時における緊急協力に関する協定	亀山水道事業協同組合	平成21年 4月 9日
9	災害時における緊急協力に関する協定	三重県電気工事業組合鈴鹿支部	平成28年 8月26日
10	災害時における看護応援活動に関する協定	公益社団法人三重県看護協会	平成21年10月 5日
11	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	三重県レッカー事業協同組合	平成21年 5月 1日
12	災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人 中部電気保安協会四日市事業所	平成23年 7月 1日
13	避難所広告付電柱看板に関する協定	中電興業(株)四日市営業所 テルウエル西日本(株)東海支店	平成23年11月 1日
14	災害時における葬祭業務に関する協定	三重県葬祭業協同組合 (株)きくや・ライフプラン(株)	平成25年11月13日
15	災害時における葬祭業務に関する協定	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	平成26年 7月14日
16	災害時の遺体搬送に関する協定	一般社団法人 全国霊柩自動車協会	平成26年 7月15日
17	森林災害復旧支援に関する協定	三重県森林土木建設協会	平成26年 1月21日
18	防災及び災害時における支援に関する協定	公益社団法人三重県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会	平成26年 2月 7日
19	災害時における情報収集等の協力に関する協定	災害ボランティアネットワーク 亀山・亀山市職員アマチュア無線クラブ	平成26年7月27日
20	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社 三重支店	平成27年 2月18日
21	災害発生時における協力体制に関する協定	三重県行政書士会	平成27年 3月19日
22	災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人 三重県獣医師会鈴鹿支部	平成27年 8月 7日

23	地震等災害時の応急対策活動の協力に関する協定	一般社団法人 三重県建築士事務所協会	平成27年11月18日
24	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	中部電力パワーグリッド(株) 鈴鹿営業所 西日本電信電話(株)三重支店 東邦ガス(株)	平成22年12月1日 一部変更 令和2年9月16日
25	災害発生時における緊急復旧に関する協定書	三重県建設労働組合亀山支部	平成29年7月31日
26	災害時における被災者支援活動に関する協定	三重県司法書士会	平成29年11月28日
27	災害時にける緊急物資輸送等に関する協定	三重県トラック協会鈴鹿支部	令和2年7月2日
28	災害時における支援協力に関する協定	亀山・津・津中央・久居・津西ライオンズクラブ	令和3年6月17日
29	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和3年10月2日
30	災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワーグリッド(株) 鈴鹿営業所	令和4年7月27日

5 各種企業等

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	災害時における復旧機材のレンタルに関する協定	株式会社キナン亀山営業所	平成21年1月28日
2	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	マツオカ建機株式会社	平成21年1月30日
3	災害時における廃棄物処理に関する応援協定	吉田工業株式会社	平成29年6月22日
4	災害に係る情報発信等の協定	Yahoo 株式会社	令和3年6月10日
5	亀山市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定	大塚製薬株式会社 名古屋支店	令和4年5月25日
6	災害時の支援協力に関する協定	株式会社豊田自動織機	令和4年8月22日
7	災害時における物資の供給に関する協定	林建材株式会社	令和4年9月28日
8	亀山市と中北薬品株式会社との包括連携に関する協定	中北薬品株式会社	令和5年2月8日
9	災害時における支援・協力に関する協定	イオンビック(株) (株)ホームセンターアント (株)シーアイビー	令和5年4月10日

6 生活必需品等

No.	協定の名称	協定先	協定締結日
1	災害時における生活必需物資等の調達に関する協定	スーパーサンシ株式会社	平成21年1月27日
2	災害時における応急生活物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成21年1月30日
3	災害時における生活必需物資等の調達に関する協定	マックスバリュ東海(株)	平成21年2月5日

4	災害時に必要な物資の調達に関する協定書	一般社団法人 日本非常食推進機構	平成25年 9月13日
5	亀山市と中北薬品との包括連携に関する協定	中北薬品株式会社四日市支店	令和 5年 2月 8日
6	災害時における飲用水供給に関する協定	石井燃商株式会社 株式会社 ウォーターネット三栄	令和 6年2月 8日

7 避難所開設

No.	協 定 の 名 称	協 定 先	協 定 締 結 日
1	災害発生時における避難所開設に関する協定	ローモンドカントリー倶楽部 ライオンズゴルフ倶楽部 亀山ゴルフクラブ タートルエースゴルフ倶楽部	平成16年 4月 1日
2	災害時における畳の提供等に関する協定書	「5日で5000枚の約束」 プロジェクト実行委員会	平成28年 3月29日
3	災害時における避難所用資機材の供給に関する協定	(株)タカオカ	令和 2年 7月16日
4	災害時における避難所用資機材の供給に関する協定	(株)ユーパック	令和 2年 9月 6日

8 福祉避難所開設

No.	協 定 の 名 称	協 定 先	協 定 締 結 日
1	災害時要援護者の福祉避難所に関する協定書	社会福祉法人 安全福祉会 社会福祉法人 如水会 社会福祉法人 ケアフル亀山 社会福祉法人 希望の里 社会福祉法人 柊会 社会福祉法人 青山里会	平成27年 7月 1日

第8 関係法令等

1 亀山市防災会議条例（平成17年亀山市 条例第21号）

（趣 旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、亀山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 亀山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（組 織）

第3条 防災会議は、会長及び委員28人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 三重県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 三重県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 病院事業管理者
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから委嘱する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上特に必要と認め委嘱する者

（任 期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会 長）

第5条 会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第6条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、三重県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項の関する調査が終了したときまでとする。

（庶 務）

第7条 防災会議の庶務は、防災安全課において処理する。

(雑 則)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (平成17年12月28日条例第184号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日条例第29号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第28号)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成24年12月28日条例第36号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月22日条例第39号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(亀山市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、この条例による改正後の亀山市防災会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成29年12月27日条例第21号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 亀山市災害対策本部条例（平成17年亀山市条例第22号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、亀山市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所管の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（対策部及び班）

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に対策部及び班を置くことができる。

2 対策部及び班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 対策部に対策部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 対策部長は、対策部の事務を掌理する。

5 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

6 班長は、班の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱

平成29年 6月 1日告示第116号
 改正 平成30年 3月30日告示第 67号
 平成30年11月29日告示第137号
 令和 2年12月28日告示第210号
 令和 3年10月27日告示第188号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10の規定に基づく避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成、法第49条の11の規定に基づく名簿情報の利用及び提供等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名簿の作成)

第2条 市長は、市内に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに係る名簿を作成するものとする。ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は入院している者を除く。

- (1) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号から第5号までに該当する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第238号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの。ただし、心臓機能障害、腎臓機能障害又は免疫機能障害のみで交付を受けた者を除く。
- (3) 三重県療育手帳制度実施要綱（昭和63年4月1日施行）第7条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度がA1又はA2に該当するもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当するもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、自ら名簿への登録を希望する者であって、特に支援が必要であると市長が認めるもの

2 前項第5号の登録を希望する者は、避難行動要支援者名簿登録申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、名簿に登録したときは、避難行動要支援者名簿登録済通知書により当該申請を行った者に通知するものとする。

4 市長は、市が所有する情報、関係機関から収集した情報及び提出された避難行動要支援者名簿登録申請書に記載された情報を用いて名簿を作成するものとする。

(名簿の更新及び回収)

第3条 市長は、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者の実態を的確に把握し、確実な避難支援体制を整備するため、おおむね1年ごとに名簿を更新し、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。この場合において、更新前の名簿は回収し、溶解又は裁断により適正に処分するものとする。

(名簿の利用及び提供)

第4条 市長は、災害の発生に備え、次に掲げる避難支援等（法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）の実施に携わる関係者（以下「避難支援者」

という。) に対し、本人の同意が得られた場合に限り、名簿情報を提供するものとする。

- (1) 法第49条の11第2項の規定により名簿情報を提供する者
 - (2) 法第49条の7第1項の規定により指定する指定避難所の代表者
 - (3) 児童福祉法第(昭和22年法律第164)16条第3項の規定により指名された主任児童委員
 - (4) 亀山市地域まちづくり協議会条例(平成28年亀山市条例第5号)に基づく地域まちづくり協議会
 - (5) 自治会
- 2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時」という。)においては、避難支援者に対し、法第49条の11第3項の規定により、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により名簿情報を提供しようとするときは、名簿情報の取扱いに関する責務について、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援者の同意を得るものとする。
- 4 第1項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援者(以下「名簿情報利用者」という。)は、当該名簿情報を次の各号に掲げることに利用することができる。
- (1) 防災訓練及び避難訓練を行うこと。
 - (2) 避難支援に関する個別避難計画の作成及び整備に関すること。
 - (3) その他避難行動要支援者の避難支援等に関すること。
- 5 名簿情報利用者は、名簿を適正に保管し、紛失、棄損等をした場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(令3告示188・一部改正)

(利用の制限)

第5条 名簿情報利用者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を利用してはならない。

(秘密の保持)

第6条 名簿情報利用者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(実施主体等)

第7条 名簿に係る事務は、健康福祉部及び防災安全課が共同して行うものとする。

2 健康福祉部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 平常時(災害発生時でない場合をいう。以下同じ。)における名簿の作成及び更新並びに更新前の名簿の回収及び処分に関すること。
- (2) 災害発生時における避難所での名簿の提供及び回収に関すること。

3 防災安全課は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 平常時における防災及び避難の訓練及び指導への名簿の利用に関すること。
- (2) 災害発生時における全体的な名簿の活用調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、名簿に係る事務の総合的な運営及び調整に関すること。

4 名簿は、健康福祉部及び防災安全課が文書により保管し、及び電子データにより保有するものとする。

5 市長は、名簿を適正に管理するため、管理責任者を置き、健康福祉部長及び危機管理監をもってこれに充てる。

(平30告示67・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱の廃止)
- 2 亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱（平成27年亀山市告示第76号）は、
廃止する。

附 則（平成30年3月30日告示第67号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月29日告示第137号）

この告示は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日告示第210号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当
分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年10月27日告示第188号）

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式（第2条関係）
（令3告示188・全改）

避難行動要支援者名簿登録申請書

年 月 日

亀山市長

申請者 住所
氏名

※ 署名しない場合は、記名、押印してください。

私は、亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱第2条第2項の規定により、次のとおり登録を申請します。

【名簿に登録する者】

フリガナ		性別	生年月日
氏名			
住所又は居所	亀山市		
電話番号又は連絡先			
避難支援等を必要とする事由			
加入している自治会	加入・未加入	自治会名 (加入の場合)	自治会
地域まちづくり協議会	協議会		
指定避難所			
担当地区民生委員			

※ 申請者が、名簿に登録する者以外の者である場合は、次の代理人選任届（委任状）が必要となります。

代理人選任届（委任状）		年 月 日
亀山市長様		
私は、申請者に本申請の権限を委任します。		
住所 氏名		
※ 署名しない場合は、記名、押印してください。		

4 亀山市り災証明書交付要綱（平成28年亀山市告示第41号）

（趣旨）

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定に基づく、罹災証明書（以下「り災証明書」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害（火災を除く。）をいう。

（令元告示81・一部修正）

（り災証明書の交付対象）

第3条 り災証明書の交付対象は、次の各号のいずれかに該当する家屋で災害により被害が生じたものとする。

（1）住家（市内に存するものに限る。）

（2）前号に掲げる家屋以外のものであって、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第12号に掲げる家屋課税台帳に同法第381条第3項に規定する事項が登録された家屋又は同法第341条第13号に掲げる家屋補充課税台帳に同法第381条第4項に規定する事項が登録された家屋

（令元告示81・一部修正）

（り災証明書の交付対象者）

第4条 り災証明書の交付対象者は、次の各号に掲げる者とする。

（1）前条各号に掲げる家屋の所有者

（2）前条第1号に掲げる家屋の居住者であって、あらかじめ前項に掲げる所有者の承諾を得ている者

（り災証明書の交付申請）

第5条 り災証明書の交付を受けようとする者は、り災証明書交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定によるり災証明書交付申請書の提出（以下「申請」という。）は、り災した日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

（1）大規模の災害によりり災物件が多数発生した場合

（2）期限を経過したことについて理由書の提出があり、かつ、市長がやむを得ない理由があると認めた場合

（令元告示81・一部修正）

（り災証明書の交付）

第6条 市長は、申請があったときは、その内容について調査し、申請に係る被害が災害によるものと認められるときは、り災証明書交付申請書の写しに記名及び押印をして、これをり災証明書として申請者に交付する。

（令元告示81・一部修正）

(り災証明書の効力)

第7条 前条の規定により交付するり災証明書は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。

(手数料)

第8条 り災証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月5日告示第81号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の亀山市り災証明書交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に生じた災害に係るり災証明書の交付から適用する。

附 則(令和2年12月28日告示第210号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式(第5条関係)

(令元告示81・追加、令2告示210・一部改正)

別記様式（第5条関係）

り災証明交付申請書

		受理番号			
申請日	年 月 日				
申請者	住 所				
	Tel () —				
	(フリガナ)				
	氏 名				
					印
(現在の連絡先)					
り災者 氏 名	フリガナ				
	(申請者と同じ場合は記載不要です。)				
					印
り災世帯 の構成員 (被災者生活 再建支援法 適用時記入)	氏 名		続柄	性別	生年月日
り災原因	_____ による。 (年 月 日 午前 ・ 午後 時 分頃)				
り災家屋の 所在地	申請者と同じ・亀山市				
り災家屋 所有関係	☐ 持家・貸家 / ☐ 借家：所有者名：				
被害の状況					
証明書 必要数	通				

※太線の中を記入してください

り災証明書

り災程度	
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日 亀山市長	

※ この証明書は、民事上の権利義務の効力を発生するものではありません。

5 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 1 月 11 日

条例第 85 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(第 10 条までにおいて単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平 23 条例 26・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害による死亡者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) その災害による死亡がその死亡者の故意又は重大な過失によるものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関して遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に規定する災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円

- エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円
- (3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」とする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は、そのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。
(保証人及び利率)
- 第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合はその利率を年 1.5 パーセントとする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。
(平 31 条例 11・一部改正)
- (償還等)
- 第 15 条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。
(平 31 条例 11・令元条例 13・一部改正)
- (委任)
- 第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 17 年 1 月 11 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年亀山市条例第 26 号)又は関町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年関町条例第 21 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 26 号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。
附 則(平成 31 年 3 月 29 日条例第 11 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月30日条例第13号)
この条例は、公布の日から施行する。

6 亀山市罹災者見舞金支給要綱

平成17年1月11日

告示第 10号

改正 平成26年3月28日告示第 55号

令和 4年5月24日告示第135号

(目的)

第1条 この告示は、市内において災害により死亡した市民の遺族に弔慰金の支給を行い、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に傷病見舞金の支給を行い、又は財産に被害を受けた市民に罹災見舞金の支給を行うことにより、罹災者の生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「災害」とは、風水害、地震、火災等をいう。

2 この告示において「遺族」とは、同居の親族(同居の親族がいない場合は、葬儀喪主)をいう。

3 この告示において「財産に被害を受けた場合」とは、災害により現に居住する住居が倒壊し、又は焼失したことをいい、浸水にあつては、おおむね床上浸水をいう。

(弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が災害により死亡した場合は、その遺族に対し10万円の弔慰金の支給を行う。ただし、次条による傷病見舞金の交付後1月以内にその原因により死亡した場合は、差額を弔慰金として支給する。

(平26告示第55号・一部改正)

(傷病見舞金の支給)

第4条 市は、市民が災害により入院治療を要する負傷をし、又は疾病にかかった場合は、当該市民に対し2万円の傷病見舞金を支給する。

(罹災見舞金の支給)

第5条 市は、市民が災害により財産の被害を受けた場合は、その世帯について次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる金額を罹災見舞金として支給する。

(1) 住居の全部を失ったとき。 100,000円

(2) 住居の半分以上を失ったとき。 50,000円

(3) 住居が床上浸水の被害を受けたとき。 20,000円

2 前各号により難い場合は、被害の程度に応じ市長がこれを超えない範囲で決める。

(平成26年告示55・一部改正)

(被害の認定)

第6条 前条第1項各号の被害の認定は、市長又は消防長が行うものとする。

(令4告示135・一部改正)

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令4告示135・追加)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の亀山市罹災者見舞金等取扱要綱(昭和46年10月1日施行)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月28日告示第55号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この告示の施行の日以降に生じた災害（以下「災害」という。）により死亡した市民に対する弔慰金又は災害により財産に被害を受けた市民に係る災害見舞金の支給について適用する。

附 則（令和4年5月24日告示第135号）

第9 県等が行う業務・指定公共機関等応急対策

1 県等が行う業務

1 三重県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

2 三重県警察（亀山警察署）

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集・連絡等
- (3) 救出・救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (9) 社会秩序の維持
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 相談活動
- (12) ボランティア活動の支援

3 指定地方行政機関

(1) 財務省東海財務局（津財務事務所）

- ア 災害復旧事業における職員の査定立会
- イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
- ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
- エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整

- オ 金融上の諸措置
- (2) 農林水産省東海農政局
 - ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
 - ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資機材等の円滑供給に関する指導
 - エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
 - キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等
 - ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
 - ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
 - コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (3) 国土交通省中部地方整備局（三重河川国道・北勢国道事務所）
 - ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (ウ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - (エ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施
 - (オ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施
 - (カ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - (キ) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
 - (ク) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の情報共有
 - イ 初動対応

情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施
 - ウ 応急復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
 - (ウ) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
 - (エ) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
 - (オ) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
 - (カ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (キ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

- (ク) 所管施設の緊急点検の実施
- (ケ) 情報の収集及び連絡
- (コ) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- (サ) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両等を被災地域支援のために出動
- (4) 東京管区气象台（津地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- 4 防衛省自衛隊
 - (1) 要請に基づく災害派遣
 - (2) 関係機関との防災訓練に協力参加
- 5 指定公共機関
 - (1) 西日本電信電話株式会社三重支店
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先的利用の供与
 - ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
 - エ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - (イ) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
 - (2) 株式会社N T T ドコモ東海支社三重支店
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
 - ウ 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - エ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - オ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - カ 被災通信回線の復旧順序に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
 - (3) K D D I 株式会社中部支社
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
 - ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
 - エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置
 - (4) ソフトバンクモバイル株式会社
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置
- (5) 日本赤十字社三重県支部
 - ア 警戒宣言の発令に伴う、医療、救護の派遣準備
 - イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
 - ウ 救援物資の配分
 - エ 災害時の血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分
 - カ その他災害救護に必要な業務
- (6) 日本放送協会津放送局
 - ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。
 - イ 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。
 - ウ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
 - エ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
 - オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (7) 中日本高速道路株式会社(桑名保全・サービスセンター、津保全・サービスセンター) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道及び新名神高速道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
- (8) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 警戒宣言発令時の情報伝達
 - イ 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等
 - ウ 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案のうえ関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 警戒宣言時の正確、迅速な伝達
 - イ 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配
 - ウ 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代替輸送
 - エ 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免
 - オ 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査
 - カ 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理
- (10) 中部電力パワーグリッド株式会社鈴鹿営業所
 - ア 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - イ 地方自治体、警察本部、関係会社、各電力会社等との連携
 - ウ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - エ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - オ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

- (11) 日本郵便株式会社（亀山市内の郵便局）
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達確保
 - (イ) 郵便局の窓口業務の維持
 - イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災者に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
 - (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
 - (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
- (12) 独立行政法人国立病院機構
 - ア 所管する国立病院機構の病院において、医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
 - イ 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
 - ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 公益社団法人三重県医師会
 - ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
 - イ 医療及び助産等救護活動
 - (2) 三重テレビ放送株式会社
 - 日本放送協会津放送局に準ずる。
 - (3) 三重エフエム放送株式会社
 - 日本放送協会津放送局に準ずる。
 - (4) 三重交通株式会社
 - ア 災害応急活動のための車両借上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
 - イ 災害により、線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
 - ウ 災害における学校、病院等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
 - (5) 一般社団法人三重県トラック協会
 - 災害応急活動のための車両借上げ、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備並びに配車
 - (6) 一般社団法人三重県LPガス協会（三重県亀山市LPガス協議会）
 - ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
 - イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
 - (7) 公益社団法人三重県歯科医師会
 - ア 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整
 - イ 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
 - (8) 株式会社ケーブルコモンネット三重
 - 災害の発生に際して、県内CATV事業会社8社が所有する電気通信設備・

放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。

- ア 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員・資材・輸送方法等の確保ならびに早急な災害復旧措置を行う。
 - イ 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人・視聴覚障害者等にも配慮を行う。
 - ウ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等報道による周知を行う。
 - エ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。
- (9) 一般社団法人三重県建設業協会(亀山支部)
- ア 応急対策活動等に協力
 - イ 公共土木施設・都市施設・農地及び農業用施設・水道施設等の応急措置業務に協力
 - ウ 倒壊住宅等の撤去活動に協力
 - エ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に協力

2 指定公共機関等応急対策

1 NTT三重支店対策計画

(1) 基本方針

災害に伴い広域にわたる通信設備の被害が発生した場合、通信施設の防護並びに応急復旧に向け迅速に対応するため三重支店内に通信災害対本部又は災害情報連絡室を設置し、通信の確保に当たるものとする。

(注) 緊急対策は第1次、第2次に区分し、これに対応する各々の復旧班の作業の活動と任務については内部規定による。

(2) 第1次活動

第1次活動は災害により通信施設が被災したとき、地域の現況により、復旧要員資材、輸送等が困難であると予想されるので、第1順位の重要加入者並びに孤立地域への通信回線を緊急に仮設するものとする。

- ア 防災対策機関など重要回線の確保
- イ 孤立被災地区への仮設通信回線の作成

2 株式会社NTTドコモ東海の応急措置

- (1) 対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必用によりトラヒック規制措置等を実施する。また、各交換機等移動通信設備の運用状態を把握し、その影響度合いを確認するものとする。
- (2) 災害によって故障となった設備を迅速に回復させるため、移動通信設備等を応急的に復旧する。
- (3) 移動通信設備を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資材等により簡易な方法によって仮設備で復旧する。
- (4) 第2次活動

第1次活動の処置により仮回線の確保後、被災地の道路、交通機関等が利用できる状態となったとき、第2次活動として、第2順位の加入者並びに公衆電話、一般加入電話の回線復旧にあたるものとする。

第 10 防災関係機関連絡先

1 指定地方行政機関

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	FAX番号
中部地方整備局 三重河川国道 事務所	総 務 課	514-8502 津市広明町 297	059-229-2211 衛星 8816-234-71751(河川情報) 衛星 870-776749610(道路情報)	059- 229-2229
中部地方整備局 北勢国道事務所	管 理 課	519-0165 亀山市野村 4-3-25	82-1312 衛星 8816-234-56479	0595- 83-1319
津 地 方 気 象 台	防 災 グルー プ	514-0002 津市島崎町 327-2	059-228-6818 地上系 843-11	059- 228-4745 地上系 843-19
東海農政局 三重県拠点	地 方 参事官室	514-0006 津市広明町 415-1	059-228-3151 衛星 870776-304-347	059- 225-9694

2 陸上自衛隊

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	FAX番号
陸上自衛隊 第33普通科連隊	第 3 科	514-1118 津市久居新町 975	059-255-3133 衛星 841-11	同左切替 衛星 841-19
陸上自衛隊 明野航空学校	企 画 室	519-0501 伊勢市小俣町明野 5593-11	0596-37-0111 衛星 842-11	同左切替 衛星 842-19

3 三 重 県

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	FAX番号
三重県 防 災 対 策 部	災 害 対 策 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2189 衛星 101-8-2189	059-224-2199 衛星 01-8-2199
三重県 戦 略 企 画 部	戦略企画 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2009 衛星 101-8-2009	059-224-2069 衛星 01-8-2069
三重県 総 務 部	総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2190 衛星 101-8-2190	059-224-2125 衛星 01-8-2125
三重県 医 療 保 健 部	医療保健 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2323 衛星 101-8-2323	059-224-2275 衛星 01-8-2275
三重県 環 境 生 活 部	環境生活 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2314 衛星 101-8-2314	059-224-3069 衛星 01-8-3069
三重県 地 域 連 携 部	地域連携 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2711 衛星 101-8-2711	059-224-2219 衛星 01-8-2219
三重県 農 林 水 産 部	農林水産 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2511 衛星 101-8-2511	059-224-2521 衛星 01-8-2521
三重県 雇 用 経 済 部	雇用経済 総 務 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2312 衛星 101-8-2312	059-224-3024 衛星 01-8-3024
三重県 県 土 整 備 部	施設災害 対 策 課	514-8570 津市広明町 13	059-224-2683 衛星 101-8-2683	059-224-2684 衛星 01-8-2684
三重県 鈴鹿地域防災 総合事務所	地域調整 防 災 室	513-0809 鈴鹿市西条5丁目 117	059-382-9786 衛星 140-2101	059-382-9792 衛星 140-613
	環 境 室		059-382-8675 衛星 140-2300	059-382-9792

三重県 鈴鹿建設事務所	総務課	513-0809 鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8680 衛星140-2600	059-382-1539
	保全課		059-382-8691 衛星140-2604	059-382-1539
	流域・公園課		059-382-8689 衛星140-2605	059-382-1539
三重県 鈴鹿保健所	総務 企画課	513-0809 鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8671 衛星140-2400	059-382-7958

4 教育委員会

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号	FAX番号
三重県 教育委員会	教 育 総 務 課	514-8570 津市広明町13	059-224-3301 衛星101-8-3301	059-224-2319 衛星01-8-2319

5 代表機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号	FAX番号
三重県市長会	市 長 事 務 会 局	514-0003 津市桜橋2丁目9 6番地	059-225-1376	059-223-4466
三重県町村会	町 村 事 務 会 局	514-0003 津市桜橋2丁目9 6番地	059-225-2138	059-223-5494
三重県消防長会	四 日 市 消 防 総 務 課	510-0087 四日市市西新地 14-4	059-356-2002	0593-56-2016
三重県消防協会	三重県消防・ 保 安 課 内	514-8570 津市広明町13	059-224-2108 衛星101-8-2108	059-224-2108 衛星101-8-2199

6 隣接市町

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号	FAX番号
四 日 市 市	危 機 管 理 室	510-8601 四日市市諏訪町 1-5	059-354-8119 衛星系無線202-11	059350-3022 衛星系無202-19
鈴 鹿 市	防災危機管理課 防 災 G	513-8701 鈴鹿市神戸1- 18-18	059-382-9968 衛星系無線207-11	059-382-7603 衛星系無207-19
津 市	防 災 室	514-8611 津市西丸の内23- 1	059-229-3104 衛星系無線201-11	059-223-6247 衛星系無201-19
伊 賀 市	防災危機管理 対 策 局	518-8501 伊賀市上野丸之内 116	0595-22-9640 衛星系無線206-11	0595-24-0444 衛星系無206-19
甲 賀 市	危 機 管 理 課	528-8502 甲賀市水口町 6053	0748-69-2103	0748-63-4619

7 指定公共機関

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	FAX番号
東海旅客鉄道 株式会社亀山駅	亀 山 駅	514-0009 亀山市御幸町198	0595-83-1795	0595-82-1063
西日本旅客鉄道 株式会社 大 阪 支 社	総務企画部	545-0053 大阪市阿倍野区松崎 町1丁2番12号	06-6627-8427	
西日本電信電話 (株)三重支店	設備部災害 対 策 室	514-0033 津市丸之内28-38	059-223-9330 地上系 8-886	059-227-6140 地上系 8-886
(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ東海支社 三重支店	技 術 推 進 室 企 画 担 当	514-0009 津市羽所町700番地	059-229-2032	059-226-1088
KDDI(株) a u 中 部 支 社	中部OP センター	464-0850 名古屋市千種区 内山3-30-9	052-262-6220	052-262-6369
日本赤十字社 三 重 県 支 部	事 業 推 進 課	514-0004 津市栄町1丁目891	059-227-4145 衛星系 101-991	059-227-6245 衛星系 101-992
日本放送協会 津 放 送 局	企 画 総 務	514-0036 津市丸之内養正町4-8	059-229-3010 地上系 861-11	059-229-3029 地上系 861-19

8 指定地方公共機関

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	FAX番号
三 重 交 通 (株)	運 転 保 安 部	514-0032 津市中央1-1	059-229-5537	059-229-1635
三重テレビ放送 (株)	技 術 部	514-0063 津市淡見町小谷 693-1	059-223-3359 地上系 862-11	059-223-3367 地上系 862-19
三 重 エ フ エ ム 放送(株)	総 務 課	514-8505 津市観音寺町焼尾 1043-1	059-225-5533 地上系 863-11	059-227-1890 地上系 863-19

9 防災関係団体等

機関・団体等名	所在地	電話番号
一般社団法人亀山医師会	519-0116 亀山市本町2丁目6-19	0595-82-9509 (FAX 0595-82-9680)
一般社団法人鈴鹿亀山 薬 剤 師 会	513-0818 鈴鹿市安塚町638-21	059-381-2233 (FAX 059-381-2234)
三重県建設業協会亀山支部	519-0124 亀山市東御幸町39-8	0595-82-0453 (FAX 0595-83-0344)
鈴 鹿 森 林 組 合	519-1129 亀山市加太板屋4622-1	0595-98-0019 FAX 98-0010
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 亀 山 支 店	519-0124 亀山市東御幸町78-4	0595-82-1161
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 昼 生 出 張 所	519-0134 亀山市中庄町728-1	0595-82-1004
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合	519-0101	0595-82-2018

井 田 川 支 店	亀山市井田川町 3	
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 神 辺 支 店	519-0168 亀山市太岡寺町 1294-2	0595-82-8707
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 白 川 出 張 所	5190169 亀山市白木町 3385-3	0595-82-3002
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 川 崎 支 店	519-0211 亀山市川崎町 2699	0595-85-0102
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 野 登 支 店	519-0222 亀山市両尾町 1923-4	0595-85-1800
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 関 支 店	519-1107 亀山市関町木崎 849	0595-96-1177
鈴 鹿 農 業 協 同 組 合 加 太 出 張 所	519-1129 亀山市加太板屋 4622	0595-98-0009

10 市内病院・医療機関等

No.	医療機関名	住 所	電話番号
1	亀山市立医療センター	亀田町466-1	83-0990
2	亀山回生病院	東御幸町232	84-0300
3	田中病院	西丸町539	82-1335
4	あのだクリニック	阿野田町1675-2	83-1181
5	伊東医院	野村三丁目19-31	82-0405
6	かつき内科	東町一丁目2-19-2	84-5858
7	亀山医院	本町三丁目10-5	82-0015
8	亀山腎・泌尿器科クリニック	栄町字萩野1488-215	83-0077
9	みえ呼吸嚥下リハビリクリニック	アイリス町14-7	84-3536
10	せきクリニック	関町新所1125	96-2220
11	高橋内科クリニック	栄町1488-314	84-3377
12	田中内科医院	天神二丁目3-6	82-0755
13	谷口内科	みどり町26-1	82-8710
14	豊田クリニック	南野町4-15	82-1431
15	のぼのクリニック	能褒野町79-22	85-3636
16	服部クリニック	亀田町380-4	83-2121
17	ハッピー胃腸クリニック	本町二丁目9-33	82-0017
18	宮村産婦人科	本町三丁目8-7	82-5151
19	落合小児科医院	東台町1-17	82-0121
20	なかむら小児科	長明寺町304	84-0010
21	川口整形外科	野村四丁目4-19	82-8721
22	さかえ整形外科	栄町1488-17	97-3335
23	とら整形クリニック	江ヶ室二丁目4-21	84-1700
24	亀山皮フ科	洪倉町320	83-3666
25	皮ふ科野内クリニック	南崎町735-16	98-4112
26	後藤眼科クリニック	北町9-15	84-1800
27	天神眼科医院	天神二丁目10-38	83-1195
28	三井耳鼻咽喉科	栄町1499-3	82-4133
29	松葉耳鼻咽喉科	東台町1-6	83-0087

30	秋本歯科医院	御幸町231	82-0115
31	伊藤歯科医院	関町木崎769-1	96-0390
32	岩瀬歯科医院	関町木崎337	96-0256
33	おおた歯科	川合町1194-2	96-0390
34	岡歯科医院	東町一丁目3-2	82-0140
35	落合歯科クリニック	みずほ台1-312	83-1166
36	亀山歯科診療所	東御幸町96-1	83-1118
37	かめやま歯科口腔クリニック	和田町1488-318	84-0084
38	北町もり歯科	北町390-1	83-1260
39	キンダーガーデン小児歯科	東台町1-11	83-1228
40	金原歯科医院	長明寺町594-2	82-4615
41	久保田歯科クリニック	亀田町390-23	83-0808
42	塚田歯科医院	本町三丁目10-4	83-5454
43	生川歯科	阿野田町1674-1	83-1300
44	林歯科医院	和田町1488-274	82-9217
45	堀デンタルクリニック	東台町1-14	82-0037
46	みずきが丘歯科クリニック	みずきが丘69-5	84-4844
47	みずほクローバー歯科	関町木崎927-1	96-3296
48	のじま歯科クリニック	川崎町4746	98-6480

1.1 東海道五十三次災害時相互応援協定締結市町一覧表

機関名担当部署名	電話番号	FAX番号	電子メール
東京都品川区 防災まちづくり部防災課	03-5742 -6941	03-3777 -1181	bosai@city.shinagawa.tokyo.jp
東京都大田区 総務部防災危機管理課	03-5744 -1236	03-5744 -1519	bousai@city.ota.tokyo.jp
神奈川県横浜市 総務局危機管理室緊急対策課	045-671 -2064	045-641 -1677	so-kinkyu@city.yokohama.lg.jp
神奈川県大磯町 政策総務部危機管理課	0463-61 -4100	0463-61 -1991	bosai@town.oiso.lg.jp
神奈川県小田原市 防災部防災対策課	0465-33 -1855	0465-33 -1858	bosai@city.odawara.lg.jp
神奈川県箱根町 総務部総務防災課防災対策室	0460-85 -9561	0460-85 -7577	bousai@town.hakone.lg.jp
静岡県函南町 総務部総務課	055-979 -8102	055-978 -1197	soumu@town.kannami.lg.jp
静岡県三島市 企画戦略部危機管理課	055-983 -2650	055-981 -7720	kiki@city.mishima.lg.jp
静岡県清水町 くらし安全課	055-981 -8205	055-976 -0249	anzen@town.shimizu.shizuoka.jp
静岡県長泉町 地域防災課	055-989 -5505	055-989 -5656	bousai@nagaizumi.org
静岡県藤枝市 総務部危機管理センター 大規模災害対策課	054-643 -3119	054-645 -3050	saigai@city.fujieda.lg.jp
静岡県掛川市 危機管理部危機管理課	0537-21 -1131	0537-21 -1168	kotu-bosai@city.kakegawa.lg.jp
静岡県袋井市 総務部危機管理課	0538-44 -3360	0538-43 -2132	bousai@city.fukuroi.lg.jp

愛知県豊明市 市民生活部防災防犯対策室	0562-92 -8305	0562-92 -1141	bousai@city.toyoake.lg.jp
三重県桑名市 防災・危機管理課	0594-24 -1185	0594-24 -2945	bosaim@city.kuwana.lg.jp
三重県鈴鹿市 防災危機管理課	059-382 -9968	059-382 -7603	bosaikikikanri@city.suzuka.lg.jp
滋賀県甲賀市 総合政策部危機管理課	0748-69 -2103	0748-63 -4619	koka100408000@city.koka.lg.jp
滋賀県湖南市 総合政策部危機管理局 危機管理・防災課	0748-71 -2311	0748-72 -2000	kikikanri@city.shiga-konan.lg.jp
滋賀県草津市 総合政策部危機管理課	077-561 -2325	077-561 -6852	kikikanri@city.kusatsu.lg.jp
滋賀県大津市 総務部危機・防災対策課	077-528 -2616	077-523 -2202	otsu1223@city.otsu.lg.jp

12 市町村広域災害ネットワーク協定締結市町一覧表

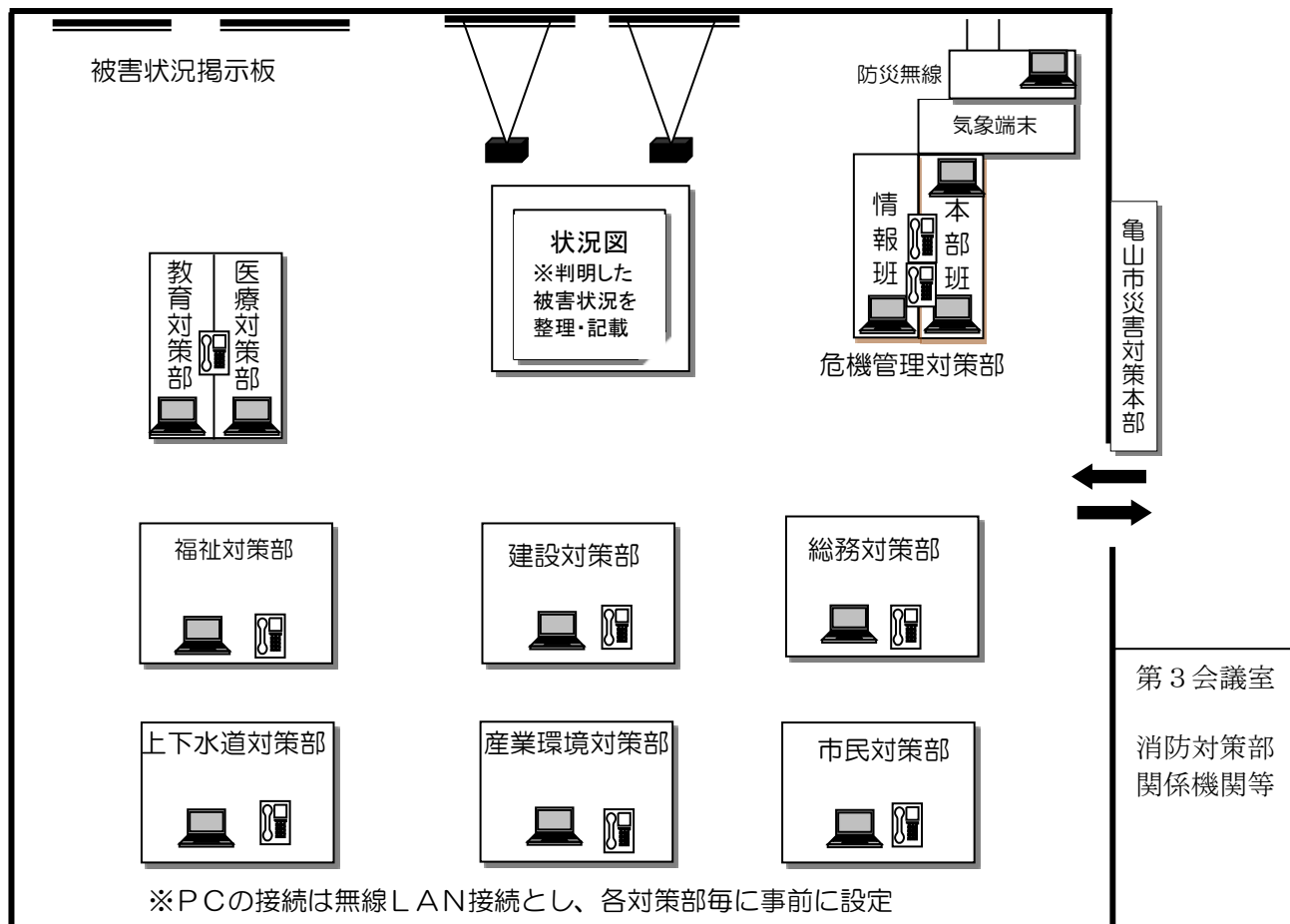
機関名担当部署名	電話番号	FAX番号	電子メール
茨城県那珂市 市民生活部防災課	029-298 -1111	029-298 -1357	bousai@city.naka.lg.jp
山梨県甲府市市長直組織 危機管理室防災企画課	055-237 -5331	055-237 -9911	boutaisaku@city.kofu.lg.jp
静岡県磐田市 総務部危機管理課	0538-37 -2114	0538-32 -0177	kiki@city.iwata.lg.jp
岐阜県可児市 総務部防災安全課	0574-62 -1425	0574-62 -1172	bousai@city.kani.lg.jp
愛知県刈谷市 生活安全部危機管理課	0566-62 -1190	0566-27 -9652	kkkanri@city.kariya.lg.jp
滋賀県野洲市 市民部危機管理課	077-587 -6089	077-587 -4033	kikikanri@city.yasu.lg.jp
京都府八幡市 総務部 危機管理室危機管理課	075-983 -3200	075-983 -1174	kikikanri@mb.city.yawata.kyoto.jp kikikanri@city.yawata.lg.jp
奈良県大和郡山市 総務部市民安全課	0743-52 -4117	0743-53 -1049	anzen@city.yamatokoriyama.lg.jp
和歌山県橋本市 総合政策部危機管理室	0736-33 -6105	0736-26 -4550	bousai@city.hashimoto.lg.jp
大阪府泉大津市 総合政策部危機管理課	0725-33 -9404	0725-21 -0412	bousai@city.izumiotsu.lg.jp
兵庫県高砂市 企画総務部危機管理室	079-443 -9008	079-442 -9577	tact1480@city.takasago.lg.jp
島根県益田市 総務部危機管理課	0856-31 -0601	0856-23 -5001	kikikanri@city.masuda.lg.jp
岡山県玉野市 総務部危機管理課	0863-32 -5560	0863-21 -3464	kikikanri@city.tamano.lg.jp
山口県柳井市 総務部危機管理課	0820-22 -2142	0820-23 -4595	kikikanri@city-yanai.jp
愛媛県四国中央市 総務部防災まちづくり推進課	0896-28 -6934	0896-28 -6057	
高知県香南市 防災対策課	0887-57 -8501	0887-56 -0576	bousai@city.kochi-konan.lg.jp

福岡県行橋市総務部 総務課防災危機管理室	0930-25 -1111	0930-25 -0299	bousaikikikanri@city.yukuhashi.lg.jp
福岡県苅田町 防災・地域振興課	093-588 -1037	093-436 -3014	bousai- chiikishinkoka@town.kanda.lg.jp
佐賀県神埼市 総務企画部防災危機管理課	0952-37 -0104	0952-52 -1120	bousai@city.kanzaki.lg.jp
宮崎県日向市 総務部防災推進課	0982-66 -1011	0982-54 -8747	bosai@city.hyuga.lg.jp
鹿児島県阿久根市 総務課	0996-73 -1210	0996-72 -2029	kiki@city.akune.lg.jp

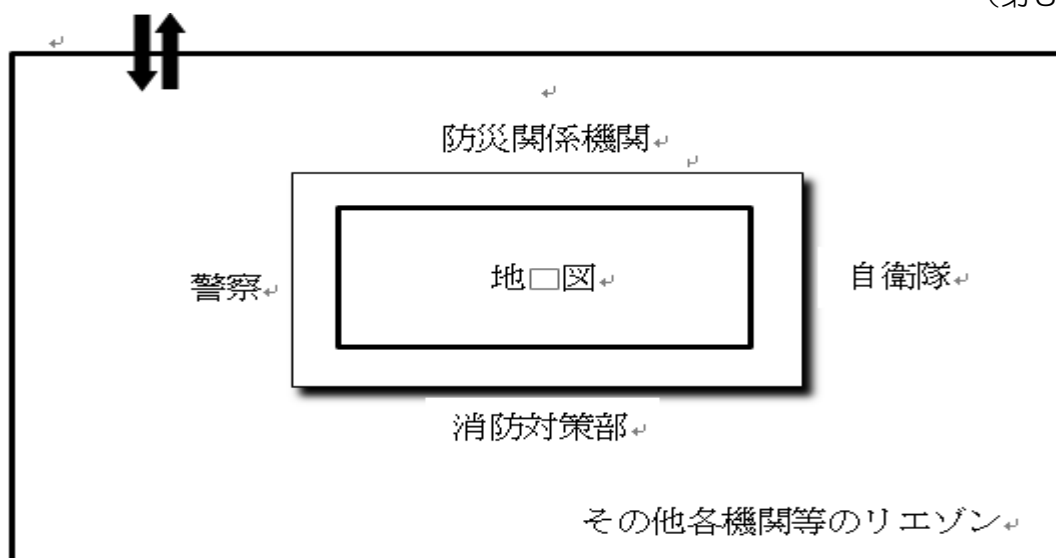
第 1 1 災害対策本部の開設等

1 災害対策本部(基準)

(3F 大会議室)

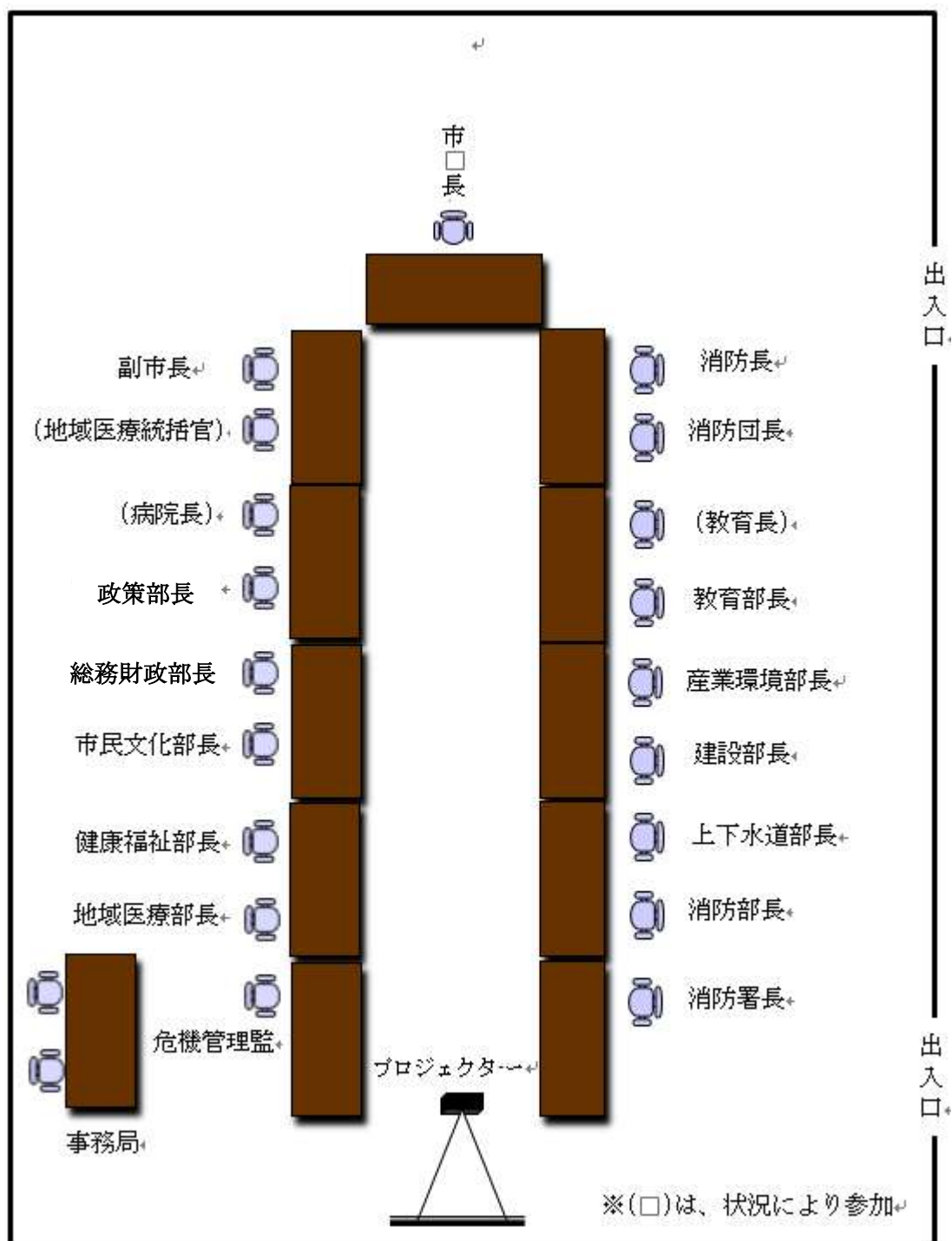


(第 3 会議室)

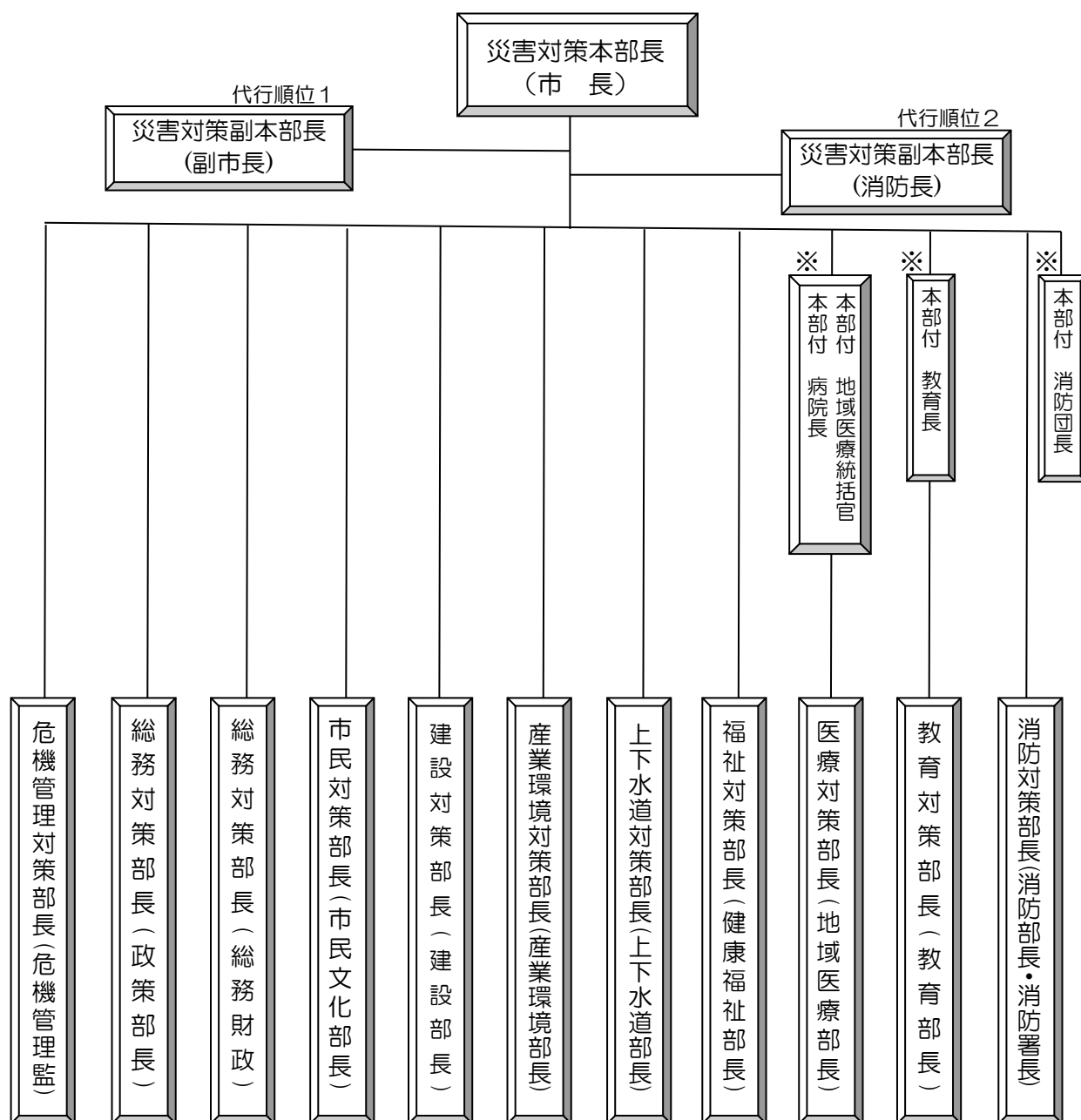


2 災害対策部本部員会議室配置(基準)

(3F 第3委員会室)

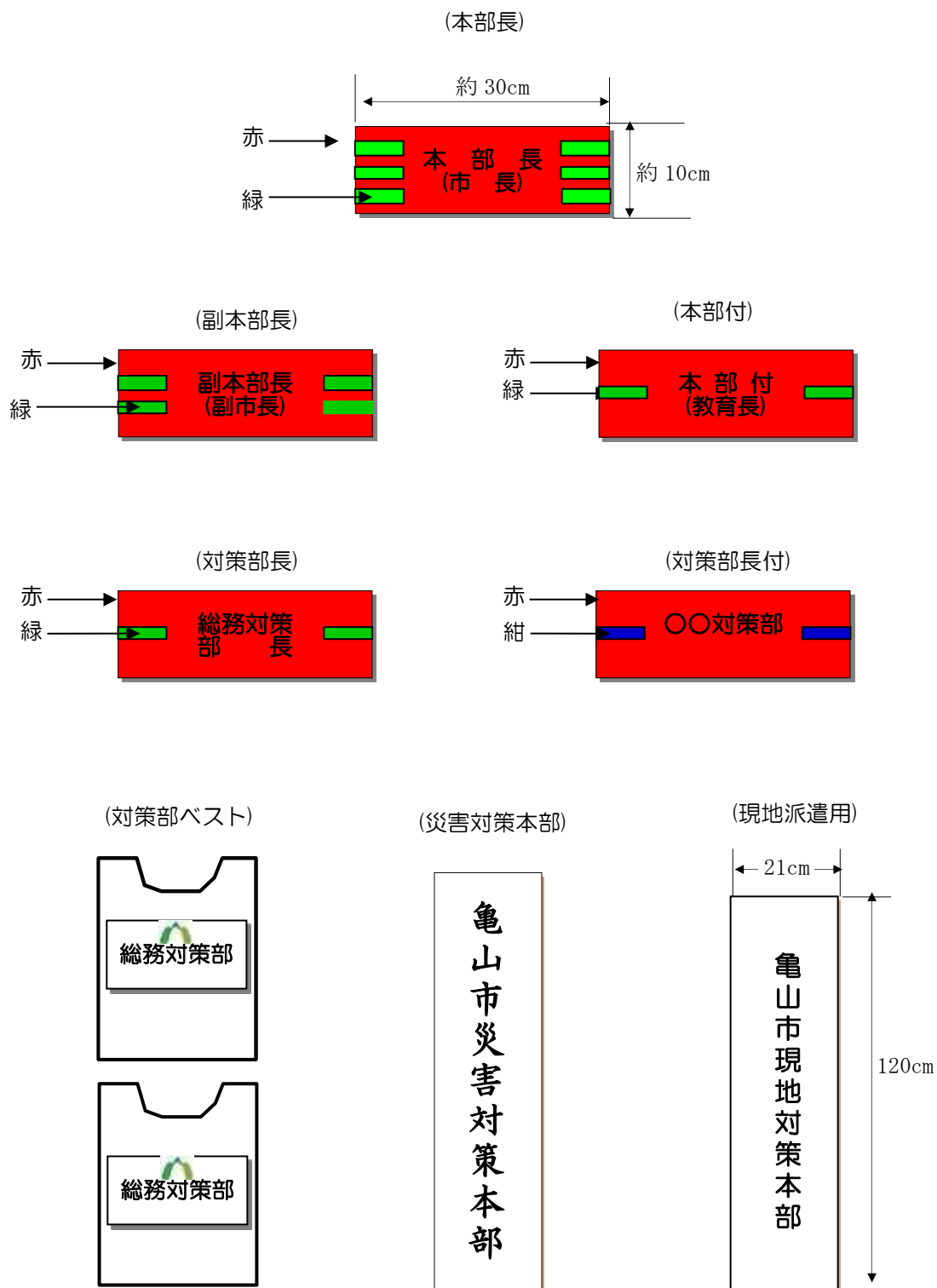


3 災害対策本部員会議の編成



※印は、必要により招致する。

4 災害対策本部標識等



第12 防災対策の参考

1 気象庁震度階級関連解説

1 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値で、この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響され、震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町であっても場所によって震度が異なることがある。
また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中、比較的多くみられるものを記述されており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いる。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないか、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用

※ アンケート調査※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度が公表されることがあるが、
これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別される。

2 人の体感・行動、屋外の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	・人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	・屋内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	・屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	・電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	・屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 ・歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。 ・眠っている人の大半が、目をさます。	・棚にある食器類が音を立てることがある。	・電線が少し揺れる。
4	・ほとんどの人が驚く。 ・歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 ・眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	・電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 ・座りの悪い置物が、倒れることがある。	・電線が大きく揺れる。 ・自動車を運転していて揺れに気付く人がある
5弱	・大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	・電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちる。 ・座りの悪い置物の大半が倒れる。 ・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	・まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・電柱が揺れるのがわかる。 ・道路に被害が生じることがある。
5強	・大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	・棚にある食器類や書棚の本で、落ちる物が多くなる。テレビが台から落ちることがある。 ・固定していない家具が倒れることがある。	・窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・補強されていないブロック塀が崩れることがある。 ・据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 ・自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	・立っていることが困難になる。	・固定していない家具の大半が移動し、倒れるものがある。 ・ドアが開かなくなることがある。	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	・立っていることができず、はわないと動くことができない。	・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 ・補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	・揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	・固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりして、飛ぶこともある。	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 ・補強されているブロック塀も破損するものがある。

3 木造建物(住宅)の状況

震 度 階 級	木 造 建 物 (住 宅)	
	耐 震 性 が 高 い	耐 震 性 が 低 い
5 弱	—	・壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	・壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	・壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	・壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 ・壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 ・瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 ・倒れるものがある。
6 強	・壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	・壁などにひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 ・傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	・壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 ・まれに傾くことがある。	・傾くものや、倒れるものがさらにおおくなる。

- (1) 耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年以前は耐震性が低く昭和57年以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (2) この表における木造壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上げ壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なり、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

4 鉄筋コンクリート造建物の状況

震 度 階 級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐 震 性 が 高 い	耐 震 性 が 低 い
5強	—	・壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	・壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	・壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	・壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	・壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が見られることがある。
7	・壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 ・1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	・壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向であり、概ね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57年以降には耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。

既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

- (2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

5 地盤・斜面等の状況

震 度 階 級	鉄筋コンクリート造建物	
	地 盤 の 状 況	斜 面 等 の 状 況
5弱	・亀裂や液状化が生じることがある。	・落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	・地割れが生じることがある。	・がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	・大きな地割れが生じることがある。	・がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

- (1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂としている。
- (2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。
- (3) 液状化が進行すると、地面から泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる。
- (4) 建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- (5) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によつては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

6 長周期地震動

長周期地震動：規模の大きな地震が発生した際に生じる長いゆっくりとした大きな揺れ(地震動)

長周期地震動の簡単な説明及び長周期地震動階級関連解説表

	長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
	長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げ ものが大きく揺れる。	—
	長周期地震動階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ物につかまりたいと感じる。物につかまらな いと歩くことが難しいなど 行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわず かに動く。棚にある食器類、 書棚の本が落ちることがある	—
	長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難 になる。	キャスター付き什器が大き く動く。固定していない家具 が移動することがあり、不安 定なものは倒れることがある	間仕切壁など にひび割れ・亀 裂が入ることが ある。
	長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができ ずはわないと動くことが できない。揺れにほんろ うされる。	キャスター付き什器が大き く動き、転倒するものがある 固定していない家具の大半が 移動し、倒れるものもある。	間仕切壁など にひび割れ・亀 裂が多くなる。

7 ライフライン・インフラ等への影響

ガスの供給の停止	・安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	・震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	・震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	・地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話、インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 ・そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	・地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合安全のため自動停止する。 ・運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス・水道・電気の供給が停止することがある。

8 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	・超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。 ・長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合は、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	・体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

第 13 各種様式類

1 災害概況即報

「消防庁指定 第 4 号様式（その 1）」

消防庁受信者氏名
災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者	

災害 の 概 況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害 の 状 況	人的 被害	死者		人	重症		人	住家 被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破壊		棟	未分類		棟
		119 番通報の件数												
応急 対 策 の 状 況	災害対策本部 の設置状況	(都道府県)						(市町村)						
	消防機関の 活動状況													
	自衛隊派遣 要請状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として覚知後30分以内)わかる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れない旨(「未確認」)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に記入する。

「消防庁指定 第4号様式(その2)」

※2 118番通報の件数は10県単位で、例えば10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

記入要領

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家が住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素（ここでいう「主要な構造要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものです。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。

ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

- (4) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (5) 「床下浸水」とは、床上浸水には至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が住居しているときは、当該部分を住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共

の用に供する建物とする。

- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (11) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (12) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (13) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (14) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (15) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (16) 「り災世帯」とは、災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- (17) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措

置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設といい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

3 被害状況調書

(年 月 日 時 分現在) 市町名

人 員 被 害	死 者		ア	人	
	行 方 不 明 者		イ	人	
	負 傷	重 傷	ウ	人	
		軽 傷	エ	人	
		小 計	オ	人	
	計		カ	人	
住 家 の 被 害	棟 数	全壊、全焼及び流失		キ	棟
		半 壊 及 び 半 焼		ク	棟
		一 部 破 壊		ケ	棟
		床 上 浸 水		コ	棟
		床 下 浸 水		サ	棟
	世帯 数 及 び 人 員	全壊、全焼及び流失	世帯	シ	世帯
			人員	ス	人
		半 壊 及 び 半 焼	世帯	セ	世帯
			人員	ソ	人
		一 部 破 壊	世帯	タ	世帯
			人員	チ	人
		床 上 浸 水	世帯	ツ	世帯
			人員	テ	人
	床 下 浸 水	世帯	ト	世帯	
		人員	ナ	人	

報 告	発信	月 日 時 分	発信者	
	受信	月 日 時 分	受信者	

(注) 災害救助法によるもの

4 被害調査表

調査員携行用

亀山市災害対策本部

被害調査表

調査区分	新規調査 ・ 再調査 ・ 再訪問
調査日時	月 日 午前 ・ 午後 時 分
調査対象	住家 ・ 被住家 *調査した対象物件を記入 ()
被害区分	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 床上浸水 ・ 床下浸水 ・ ブロック等 ・ その他
地区名	地区
被調査者氏名	(本人 ・)
住所 (所在地) 連絡先(TEL)	亀山市 自宅 — 携帯 — —
調査の内容	
調査実施者名	

(表 面)

(裏 面)

調査の参考

1 「住家」の定義

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

2 「非住家」の定義

住宅以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。

ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分を住家とする。

3 「全壊」の定義

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修によりもとどおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

4 「半壊」の定義

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいか、補修すればもとどおりに使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。

5 「大規模半壊」の定義

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。

具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。

6 「一部損壊」の定義

全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。

ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

7 「床上浸水」の定義

住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

8 「床下浸水」の定義

床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。

5 災害情報通信記録表

災 害 情 報 通 信 記 録 表

		受付番号	
受 理 日 時	年 月 日 () 午 前 ・ 午 後 時 分		
被災者情報	通報者氏名		
	住 所	亀山市	
	連 絡 先	電 話 () 携 帯 — —	
災 害 記 事	災 害 発 生 の 現 場 (住 所)		
	被害の種類	人的被害 ・ 家屋被害 ・ 橋梁被害 ・ 道路被害 ・ 土砂災害 浸水被害 ・ その他の被害 ()	
	※ 被害等の通報内容を簡潔に記入		
通信連絡対応者氏名			

* 災害対策本部事務局処置欄

対 応 等 処 置	通 報 先 部 署	対策部 () に通報	
	通 報 時 間	時 分 (連 絡 ・ 処 理) 済 み	
	処置開始時間	時 分	
	※ 処置の内容を簡潔に記入		

6 職員参集時災害情報報告書

職員参集時災害情報(報告用)

所属対策部 (班 名)	対策部 (班)	氏 名		内線 番号	
1. 参集ルート(*記載例：〇〇町自宅 → □□町 → 所属の職場) 自宅 → 【参集時の移動手段】 徒歩 ・ 自転車 ・ バイク ・ 自動車 ・ その他()					
情 報 区 分	発生の有無	災 害 発 生 状 況 の 詳 細			
家 屋 の 被 害 (家屋の倒壊・ 一部損壊等)	有・無	*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			
火 災 の 発 生 (建物火災・山 火事等の発生)	有・無	*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			
土 砂 崩 れ (住宅への土砂 流入等)	有・無	*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			
道 路 の 障 害 (土砂の崩落・ 道路の陥没等)	有・無	*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			
電 気 ・ 水 道 (停電・水道管 の破裂など)	有・無	*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			
その他の被害		*発生場所(目標となる建物等) *確認できた状況			

※ 職員は、参集指令に応じて登庁を行うときは、経路上において「災害の発生を視認」した場合、本様式により災害発生情報(報告書)を作成し、所属対策部長を経由して災害対策本部「総務対策部」に提出するものとする。

7 自衛隊災害派遣要請書

三 重 県 知 事 様

第 年 月 日 号

亀 山 市 長

印

自 衛 隊 の 災 害 派 遣 要 請 要 求 に つ い て

災害を防除するため、自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

年 月 日 ～ ○○が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 派遣を希望する活動内容

(3) 連絡場所及び連絡者

4 その他参考となるべき事項

8 自衛隊災害派遣撤収要請書

三重県知事様

第 年 月 日 号

亀山市長

印

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

9 三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	電話	-	発信者
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急(調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助、輸送 (品名数量) その他()		
4 発生場所及び 発生時間	市町 地内 (発生時間) 年 月 日 午前・午後 時 分 (目 標) (離着陸場所)		
5 現地の気象状 況	天候 風向 風速 気温 視程 m 気象予警報(警報・注意報)		
6 現場指揮官	所属・職名・氏名		
7 現場との連絡 手段	無線種別(全国波、県波、市波) 現場指揮本部(車) 呼出名(コールサイン)		
8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数頭も記述のこと。)		
目 標	別添地図のとおり ※ 目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページ数を明記		
			受 信 者

三重県防災航空隊 電 話 059-235-2555
緊急専用 059-235-2558
F A X 059-235-2557

10 職員派遣要請書

年 月 日

内閣総理大臣

様

三重県知事

市 長

印

職 員 派 遣 あ つ せ ん 要 請 書

災害対策基本法第 30 条第 1 項、2 項の規定に基づき職員の派遣あつせんを要請します。

1 派遣のあつせんを求める理由	
2 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数	
3 派遣を必要とする期間	
4 派遣される職員の給与 その他勤務条件	
5 前各号に掲げるものの ほか職員のあつせんについて必要な事項	

11 緊急通行車両等事前届出書（緊急通行車両等事前届出済証）

別記様式 第3

第 号

災 害 地 震 防 災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 年 月 日 三重県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏 名 印		災 害 地 震 防 災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 三重県公安委員会 印
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容 を疎明する書類と自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠 の位置を管轄する警察署に提出してください。		

- (注)
- 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。
 - 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
 - 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
 - (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
 - (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

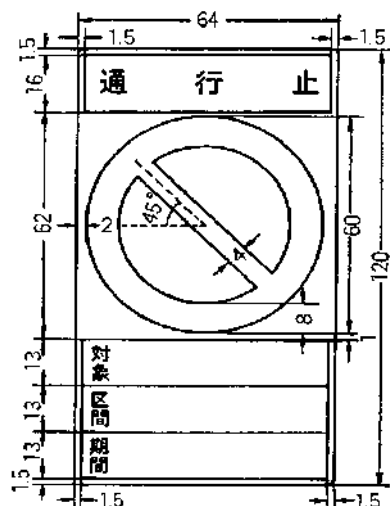
備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

12 緊急通行車両の標章及び証明書

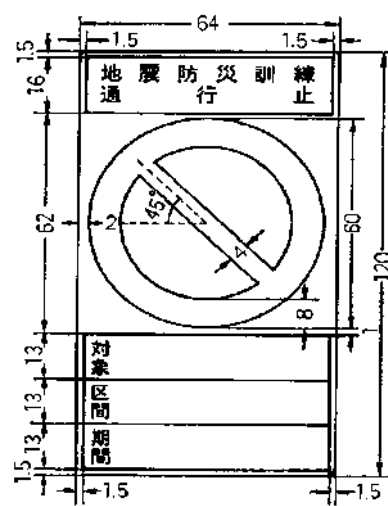


備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。



- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【緊急通行車両届出一覧表】

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)76条1項「大規模災害時における緊急交通路の交通規制」に係る「緊急通行車両」の事前届出による。

No.	車 両 番 号	防災無線	対策部名	緊急通行の要件
1	三重400せ 4125	かめやま7	福祉対策部	避難行動要支援者等の救援
2	鈴鹿580あ 6192			
3	鈴鹿580か 994			
4	鈴鹿580か 6819			
5	鈴鹿580く 1002			
6	鈴鹿580け 3627			
7	鈴鹿580さ 9665			
8	三重480う 8969		市民対策部 (総務対策部)	被災者救援 (避難所開設)
9	鈴鹿580あ 6190			
10	鈴鹿580い 5909	かめやま1		
11	鈴鹿580う 4829			
12	鈴鹿580え 2503			
13	鈴鹿580か 1304			
14	鈴鹿580か 3574			
15	鈴鹿500せ 2962			
16	鈴鹿200さ 22		危機管理対策部	避難指示等の伝達広報
17	三重400ち 7974	かめやま15		
18	鈴鹿580う 6360			
19	鈴鹿580え 4192		総 務 対 策 部	
20	三重42 う 9577	かめやま10		
21	鈴鹿400さ 1121	かめやま9		
22	三重400せ 3748	かめやま11		
23	鈴鹿400さ 409	かめやま8	消 防 対 策 部	
24	鈴鹿580え 2726			
25	三重480う 5839		建 設 対 策 部	被害調査 (応急復旧活動)
26	三重580こ 2666			
27	鈴鹿400さ 408	かめやま2		
28	鈴鹿580う 6205	かめやま1		
29	鈴鹿580う 9283			
30	鈴鹿580う 9284	かめやま4		
31	鈴鹿580え 9400			
32	鈴鹿800さ 365	かめやま6	教 育 対 策 部	
33	鈴鹿400さ 3037			
34	三重46 ひ 1087		上下水道対策部	被災者救援 (給水活動)
35	鈴鹿300す 5874	かめやま5		
36	鈴鹿480う 5118			
37	鈴鹿480う 6034			
38	鈴鹿800さ 364	かめやま16		被害者救援 (下水道復旧)
39	鈴鹿580か 19			
40	鈴鹿400さ 1327	かめやま3		

1 緊急通行車両の概要

緊急通行車両は、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 228 号)第 32 条の 2 において以下のとおり定められている。

- (1) 道路交通法(昭和 36 年法律第 105 号)第 39 条第 1 項の緊急自動車(消防用自動車、救急用自動車など)
- (2) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両

2 緊急通行車両事前届出制度の対象車両

事前届出制度の対象車両は、地域防災計画に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両であって、地方公共団体等が自ら保有する車両、若しくは契約等により常時地方公共団体等の活動のために称される車両、又は災害発生時に他の機関等から調達することとなっている車両が対象となる。

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は、次の(1)～(9)に掲げる事項について行うものとされている。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他の災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 緊急通行車両事前届出手続

(1) 届出先

車両の使用の本拠地の位置を管轄する都道府県警察の本部及び警察署

(2) 必要書類

- ・ 自動車検査証
- ・ 輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を示す書類(地域防災計画等)
- ・ 緊急通行車両等事前届出書

第14 災害廃棄物関係申請書

様式第1号

被災家屋解体・運搬指定業者指定申請書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者
住 所

氏 名 (印)
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

災害に係る被災家屋等の 解体 ・ 運搬 指定業者の指定を受けたいので、申請します。

事業の範囲 (解体・運搬の別)		
事務所及び事業場の所在地		事業所 TEL
		事業場 TEL
解体及び運搬に使用する車両の種類及び数量	解体	
	運搬	
解体と運搬の連携の確保の状況		
備 考		
※ 添付書類 1 建設業(解体業)の許可証及び産業廃棄物収集運搬業の許可証 2 解体と運搬の連携の確保を証する書類(解体のみの指定を受ける場合) 3 誓約書 4 運搬に使用する車両の車検証の写し		

誓 約 書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者
住 所

氏 名 
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

次のとおり、誓約します。

一、 市の一時仮置場への運搬は、あらかじめ搬入予定を市に通知のうえ、定められた分別方法に従い分別のうえ集積を行います。

一、 請負料金については、あらかじめ市で定められた算定基準に従って、算定された料金とします。

一、 市から承認を受けたもの以外の一時仮置場への搬入は行いません。

一、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準に従わない不法行為は行いません。

解体と収集運搬の連携の確保を証する書類

住 所

氏 名

上記事業者の解体した被災家屋については、当社が責任を持って指定された一時仮置場に搬入いたします。

年 月 日

住 所

名 称

⑤

(指定番号 :)

様式第2号

指定番号

指 定 書

様

亀 山 市 長

次のとおり、被災家屋の解体・運搬指定業者に指定します。

1 事業の範囲

2 運搬車両の登録番号

3 指定の条件

次の指定の条件に違反した場合は、指定を取り消す。

- (1) 市の仮置場への搬入は、あらかじめ搬入予定を市に通知のうえ、定められた分別方法に従い分別のうえ集積を行うこと。
- (2) 請負料金については、あらかじめ市で定められた算出基準に従って算定された料金とすること。
- (3) 市から承認を受けたもの以外の仮置場への搬入は行わないひと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従わない不法行為は行わないこと。

4 その他

解体廃棄物を市の一時仮置場へ搬入する場合は、本書の写し及び被災家屋所有者の運搬承認書の写しを提示すること。

様式第3号

被災家屋解体廃棄物運搬承認申請書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者(被災家屋所有者)

住 所

氏 名

印

被災家屋の解体をしたいので、解体後の廃棄物の運搬を申請します。

被災家屋等の種類及び所在地		住 宅・店舗併用住宅・作業場・ 蔵 ・車 庫・店 舗 三重県亀山市
被災家屋等の構造及び延べ床面積		木 造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ その他 ()
		延べ床面積： m ²
被災の程度		全 壊 ・ 半 壊 危険度判定：
解体・運搬 予定 指定業者名 称	解体指定業者	
	運搬指定業者	
解体予定年月日		年 月 日 ～ 年 月 日
廃棄物搬入期間		年 月 日 ～ 年 月 日
備 考		

※ 添付書類

- 1 リ災証明書の写し
- 2 指定業者の解体・運搬の見積書の写し
- 3 解体前の写真(全体が見える写真で別方向からのもの3枚以上)
- 4 承認書用紙(必用事項のみ記入してください。)

様式第 4 号

被災家屋解体廃棄物運搬承認書

年 月 日

住 所

氏 名

様

亀山市長

次の被災家屋解体廃棄物の運搬について承認します。

被災家屋等の種類及び所在地		住 宅・店舗併用住宅・作業場・蔵・車庫・店舗 三重県亀山市
被災家屋等の構造及び延べ床面積		木 造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ その他 () 延べ床面積： m ²
被災の程度		全 壊 ・ 半 壊 危険度判定：
解体・運搬予定 指定業者名称	解体指定業者	
	運搬指定業者	
解体予定年月日		年 月 日 ～ 年 月 日
廃棄物搬入期間 (*記載しないでください。)		年 月 日 ～ 年 月 日
承認番号 (*記載しないでください。)		
承認の条件		1 記載した内容が変更になった場合は、再度承認を受けてください。 2 本承認書の写しを解体指定業者及び運搬指定業者に渡してください。 3 原則として解体前に家の中の物は搬出してください。 4 記載されている家屋等解体廃棄物以外の廃棄物の運搬はできません。

解体費用見積書兼運搬費用参考見積書

住所

氏 名

様

住所
会社名
代表者氏名
電話番号



次のとおり見積いたします。

○ 解体予定年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

○ 運搬予定年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

○ 解体家屋等の状況 構　造： 延べ床面積 m²

○ 請 負 者 解 体：

運 搬：

解体費用： 円／m²(解体単価) × m²(延べ床面積)

= 円(依頼者負担額)

(参考：市負担額)

運搬費用： 円／m²(運搬単価) × m²(延べ床面積)

$$= \quad \square$$

様式第5号

履 行 報 告 書

年 月 日

亀 山 市 長 様

報告者(運搬指定業者)
住 所
名 称
(指定番号:)

次のとおり運搬を行ったので、報告します。

- 1 被災家屋の所有者
住 所
氏 名
- 2 解体作業の実施日
- 3 解体作業の実施者
(指定番号:)
- 4 運搬の実施日
- 5 運搬した廃棄物の量
推定
 - 廃材木 t (t 車 ×回)
 - 鉄板・アルミサッシ t (t 車 ×回)
 - コンクリートがら t (t 車 ×回)
 - 廃プラスチック t (t 車 ×回)
 - 畳 t (t 車 ×回)
 - 焼き瓦・衛生陶器 t (t 車 ×回)
 - その他 t (t 車 ×回)
- 6 運搬量(所定の単価により算出した金額)

様式第6号

修理・修繕に伴う家屋等の災害廃棄物搬入申込兼承認書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者(被災家屋等所有者)

住 所

氏 名

印

地震等により発生した建築廃棄物等を搬入したいので、下記のとおり申し込みます。

1 家屋等の被害の程度

全 壊 ・ 半 壊 ・ 一部損壊

2 搬入見込み量

建設廃材の種類	見込み量	建設廃材の種類	見込み量
廃木材		畳	
鉄板・アルミサッシ		焼き瓦・衛生陶器	
コンクリートがら		その他	
廃プラスチック			

添付書類：1 り災証明書の写し 2 修理・修繕前の写真

回中

回目

承認欄

上記のとおり集積場に搬入することを承認します。

- (1) 定められた日に亀山市地内指定の一時仮置場に搬入してください。
- (2) 家屋の解体に伴って発生した建設廃材は搬入しないでください。
- (3) 搬入の際、本書を持参してください。

承認印

搬 入 確 認 書

搬入年月日： 年 月 日

建設廃材の種類	見込み量	建設廃材の種類	見込み量
廃木材		畳	
鉄板・アルミサッシ		焼き瓦・衛生陶器	
コンクリートがら		その他	
廃プラスチック			

*上記のとおり搬入があったことを確認しました。

様式第6号－1

一部損壊に伴う家屋等の災害廃棄物搬入申込兼承認書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者(被災家屋等所有者)

住 所
氏 名

印

地震等により発生した建築廃棄物等を搬入したいので、下記のとおり申し込ます。

- 1 家屋等の被害の程度
全 壊 ・ 半 壊 ・ 一部損壊
- 2 搬入見込み量

建設廃材の種類	見込み量	建設廃材の種類	見込み量
廃木材		畳	
鉄板・アルミサッシ		焼き瓦・衛生陶器	
コンクリートがら		その他	
廃プラスチック			

添付書類： 1 り災証明書の写し 2 修理・修繕前の写真

回中

回目

承認欄

上記のとおり集積場に搬入することを承認します。

- (1) 定められた日に亀山市地内指定の一時仮置場に搬入してください。
- (2) 家屋の解体に伴って発生した建設廃材は搬入しないでください。
- (3) 搬入の際、本書を持参してください。

承認印

搬 入 確 認 書

搬入年月日： 年 月 日

建設廃材の種類	見込み量	建設廃材の種類	見込み量
廃木材		畳	
鉄板・アルミサッシ		焼き瓦・衛生陶器	
コンクリートがら		その他	
廃プラスチック			

※上記のとおり搬入があったことを確認しました。

受付印

様式第 7 号

廃家電 5 品目等処理申込兼搬入承認書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者（被災家屋等所有者）

住 所

氏 名

印

地震等により発生した廃家電 5 品目を搬入したいので、下記のとおり申します。

1 家屋等の被害の程度

全 壊 ・ 半 壊 ・ 一部損壊

2 種類別搬入第数

種 類	搬 入 台 数
テレビ(ブラウン管式)	台
洗 濯 機	台
乾 燥 機	台
冷蔵庫・冷凍庫	台
エアコン	台

添付書類：り災証明書の写し(半壊以上)

承認欄

上記のとおり仮置場に搬入することを承認します。

(1) 定められた日に亀山市地内指定の仮置場に搬入してください。

(2) 搬入の際、本書を持参してください。

承認印

搬 入 確 認 書

搬入年月日： 年 月 日

上記の処理申込兼搬入承認書のとおり搬入があったことを確認しました。

受付印

様式第8号

救助活動や復興活動等の妨げになる被災家屋等解体・運搬申請書

年 月 日

亀 山 市 長 様

申請者（被災家屋等所有者）

住 所

氏 名



被災家屋を解体・運搬を申請します。

被災家屋等の種類及び所在地		住 宅・店舗併用住宅・作業場・蔵・車庫・店舗 三重県亀山市
被災家屋等の構造及び延べ床面積		木 造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ その他 ()
		延べ床面積： m ²
被災の程度		全 壊 ・ 半 壊 危険度判定：
解体・運搬予定 指定業者名称	解体指定業者	
	運搬指定業者	
現 地 確 認 希 望 日		年 月 日 () 時分～

回 答 書

0

公費負担可

公費負担不可

理 由

亀 山 市 長

※ 添付書類

- 1 リ災証明書の写真
- 2 指定業者の解体・運搬の見積書の写真
- 3 解体前の写真(全体が見える写真で別方向からのもの3枚以上)
- 4 承認書用紙(必用事項のみ記入してください。)



亀山市地域防災計画

(令和6年2月15日修正)

編集発行 亀山市防災会議

事務局 亀山市 防災安全課 防災安全グループ
〒519-0195

亀山市本丸町 577 番地

TEL 0595-84-5035

FAX 0595-82-9955

E-mail bousai@city.kameyama.mie.jp